

太和殿

内国史院檔

順治元年

I・II 合冊本

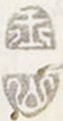
(附：順治滿文實錄・元年十月)

滿文講読会 [訳編]



ILCAA
 Research Institute for
 Languages and Cultures of
 Asia and Africa

東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所



内 国 史 院 檔

順 治 元 年

I・II 合冊本

四月・五月・六月 (A)・六月 (B)・七月・十月

(附：順治滿文実録・元年十月)

Neiguoshiyuandang

The First Year of Shunzhi, Part 1 and 2 (Combined Volume)

with the Manchu Version of the Veritable Records of Emperor Shunzhi,
October of the First Year of Shunzhi

滿 文 講 読 会 [訳編]

綿貫哲郎

児倉徳和

加藤基嗣

相原佳之

高井秀招

半田真士

神谷秀二

池田修太郎

東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所

2023年3月



この作品はクリエイティブ・コモンズ 表示-非営利-改変禁止 4.0 国際ライセンスの下に提供されています。

<https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-NoDerivatives 4.0 International License.

<https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.en>

本作品采用知识共享署名-非商业性使用-禁止演绎 4.0 国际许可协议进行许可。

<https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.zh>

本著作係採用創用 CC 姓名標示-非商業性-禁止改作 4.0 國際授權條款授權。

https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.zh_TW

© 2023 Manchu Archives Research Group

doi: [10.15026/125254](https://doi.org/10.15026/125254)

Neiguoshiyuandang

The Early Manchu Archives of the Imperial Historiographical Office
The First Year of Shunzhi, 1644, Part 1 and 2 (Combined Volume)
with the Manchu Version of the Veritable Records of Emperor Shunzhi,
October of the First Year of Shunzhi

TRANSLATED AND ANNOTATED
BY

MANCHU ARCHIVES RESEARCH GROUP

WATANUKI Tetsuro

KOGURA Norikazu

KATO Mototsugu

AIHARA Yoshiyuki

TAKAI Hideaki

HANDA Shinji

KAMIYA Shuji

IKEDA Shutaro

ILCAA

2023

Neiguoshiyuandang

The Early Manchu Archives of the Imperial Historiographical Office
The First Year of Shunzhi, 1644, Part 1 and 2 (Combined Volume)
with the Manchu Version of the Veritable Records of Emperor Shunzhi,
October of the First Year of Shunzhi

First published 2023

Copyright © 2023

Manchu Archives Research Group

Tetsuro WATANUKI, Norikazu KOGURA, Mototsugu KATO, Yoshiyuki AIHARA,

Hideaki TAKAI, Shinji HANDA, Shuji KAMIYA & Shutaro IKEDA

ISBN 978-4-86337-399-0

Published by

Research Institute for Languages and Cultures of

Asia and Africa (ILCAA)

Tokyo University of Foreign Studies

3-11-1, Asahi-cho, Fuchu-shi, 183-8534, Tokyo



Printed by

Nihon Root Printing & Publishing Co., Ltd

Tokyo, Japan

序 文

本書は 2022 年 3 月に出版した『内国史院檔：順治元年 I』に全面的な改訂をおこない、さらに残った月（六月（B）・七月・十月）を加えるとともに、『満文大清世祖章皇帝実録』（以下『順治満文実録』）の順治元年十月分を付録したものである。

本書に転写・訳出した「内国史院檔：順治元年」は、北京の中国第一歴史檔案館に所蔵される「満文内国史院檔」という文書資料群のうち的一部分である。中国第一歴史檔案館〔編〕『清初内国史院満文檔案訳編』（全 3 冊、光明日報出版社、1989 年）には、天聡七年～順治十八年の漢訳（ただし一部欠）が載せられているが、同書上冊「訳編説明」と同書中冊「前言」によれば、天聡朝 18 冊・崇徳朝 29 冊・順治朝 74 冊からなると述べられている。おそらく実録に繋がる檔冊のひとつであろう。しかしながら、順治朝 18 年間の内訳だけを見ても、元年～八年・十年～十五年・十八年があるだけで九年・十六年・十七年を欠き、全てが揃っているわけではない。

満文講読会では、「内国史院檔」のうち順治朝のマイクロフィルムを入手した関係で、2005 年 4 月より隔週のペースで輪読会を開催してきた。最初こそ摂政和碩睿親王ドルゴン死去直前の順治七年十月を読んだが、2006 年からは順治元年に切り替えた。順治元年の「内国史院檔」も正月～十二月の全てが揃っておらず、四月～七月と十月の 5 ヶ月分があるだけに過ぎない。興味深いのは、六月が 2 冊存在することである。2 冊と言っても閏月ではなく、順治帝や摂政和碩鄭親王ジルガランがいる盛京と摂政和碩睿親王ドルゴンがいる北京のそれぞれで作成された檔冊に基づいているのである。本書では、前者を「六月（A）」、後者を「六月（B）」と分類した。また七月は、祭文（とわずかな上奏文など）しかなく、実録の稿本というにはほど遠い分量と内容である。

満文講読会での活動については、以下の通りである。トランスクリプションと訳文の読み合わせについては、2006 年 1 月より四月（担当：綿貫）、2006 年 11 月より五月（担当：相原）、2007 年 5 月より六月（A）（担当：加藤）、2008 年 4 月より六月（B）（担当：高井）、2010 年 7 月より七月（担当：児倉）におよんだ。2006 年 3 月には順治朝「満文内国史院檔」の重要性を共有するため、満文講読会の主催で「順治年間ワークシ

ョップ」(於・日本大学文理学部広領域情報学研究センター)をおこなった(詳しくは、相原佳之「順治年間ワークショップ参加記」『満族史研究』第5号、2006年を参照)。ワークショップ終了後、いずれは成果を公開したいとメンバーみなで話し合ったが、具体的な出版計画があったわけではなかった。

2010年9月以降、輪読会は出版に向けて内容の再検討を始めた。ちょうどその最中に児倉より出版の経費の目処が立ったという話を聞いて、再検討作業は勢いづいた。しかし神谷の留学や加藤と高井の就職・引っ越しで慌ただしくなりだした時期と重なり、メンバーが顔を揃えられない時期が続いた。そのため再検討は綿貫・児倉・加藤・相原の4名による合宿集中方式に変更し、2016年2月と3月は児倉がいる東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所(AA研。東京都府中市)で、2016年12月と2017年3月・8月は加藤がいる海陽中等教育学校(愛知県蒲郡市)と豊橋市民センター(愛知県豊橋市)でおこなった。また「内国史院檔」と『順治満文実録』との比較調査のため、綿貫・児倉・相原の3名は、2017年12月に国立故宮博物館図書文献館(台湾台北市)に赴いた。年末最終週の月曜から土曜までの9時~16時半、善本閲覧室でコピーできない『順治満文実録』の個所を、時間に追われながら手で書き写して、腱鞘炎になったことは忘れ難い。

その後、綿貫と児倉との間で出版に向けた話し合いは何度かあったが、2022年正月明け前に同年3月に『内国史院檔：順治元年Ⅰ』を、2023年3月に『内国史院檔：順治元年Ⅰ・Ⅱ合冊本』を出版することを決めると、池田と半田を新たに招いて、以下のように原稿の再構成をした。

逐語訳については、元の満洲語にできるだけ忠実になるよう、多義的なものを除いてできるだけ訳語の揺れをなくすよう努めた。また原文の句読点は、一対一となるよう一律で読点・句点に置き換えた。ここは『満文老檔』以来の編集方法とは異なるが、これによって、今後「内国史院檔」が歴史学だけでなく、言語学的研究にも資するのではと強く期待している。

頁下部の意識では、一文が長いときは途中で句点を入れて区切り、初学者が理解しやすいように変えたが、逐語訳の構成の雰囲気を損なわないように極力努めた。ただし裁

判案件など、内容を読み取れていない部分がいまだに存在しており、分かりづらい意識を残してしまったことが悔やまれる。

『内国史院檔：順治元年Ⅰ・Ⅱ合冊本』については、十月（担当：半田）と『順治満文実録』順治元年十月（担当：綿貫）を新たに読み加えた。「内国史院檔」で存在する月の檔冊と国立故宮博物院図書文献館に所蔵される『順治満文実録』（一月至三月・八月・九月・十月上・十月下・十二月の全6冊）を比べたところ、被るのは順治元年で十月だけだったので、比較・検討のためトランスクリプションと訳文を載せたが、極めて興味深い内容となっている。疑問点や不明点については、オンライン会議で検討し合い、最後に文章を均した。

索引には「人名索引」と「地名索引」のほかに「爵位・官位・官職索引」を新たに加え、さらに「地図」と「年表」をおいた。地図は清軍の行程表を兼ねるものもあり、年表は「内国史院檔」の出来事を中心に記すことで索引としての性格をもたせた。

本書の基本的な編集方針としては、『満文老檔』以来の編集方法を踏襲した。そのひとつとして、逐語訳にアスタリスクを付けて単語の表記揺れの目印としている部分があるが、本書の六月（A）にアスタリスクが特に多いのは、表記揺れではなく、マイクロフィルムへの焼き付けが薄かったからということ、こちらで指摘しておく。

講読会に参加していたメンバーは、綿貫哲郎・児倉徳和・加藤基嗣・相原佳之・高井秀招・神谷秀二・江場山起・小松原ゆり・柳静我・池尻陽子・早田清冷・瀧川裕三・丸山健太・杉浦賢司・角谷祐一・宝山の各氏である。池田修太郎・半田真士の両名は、逐語訳の全面的な改定や索引・地図作成に大きく貢献した。

我々満文講読会は、なんら後ろ楯をもたない私的で手弁当な小さな勉強会であるため様々な制約がある。台北では調査できたが、北京では全く調査できていない。そのため本来付けるべき「解題」は省略する。後日に期したい。簡単な資料の特徴しか示せないが、これまでの輪読を通じて順治朝「内国史院檔」のこれまでの部分を見た限りでは、「塗抹」「塗改」「加筆」「削除」が天聰朝・崇徳朝と比べて明らかに少ないこと、天聰朝・崇徳朝のものと同様に本檔冊にしか見られない実録にない記事があること、また和碩睿親王ドルゴンを示す「wang」の文字が抬頭するなどドルゴンに配慮した事例の記

載があるため、ドルゴン摂政期の同時代資料に極めて近いものと考えられることの3つだけは、ここで指摘しておきたい。

すでに出版した『内国史院檔：順治元年Ⅰ』は、東京外国語大学成果コレクションで電子版が公開されているが、明清交替の重要な年のためか、専門の研究者に限らず初学者にも歓迎されていると仄聞する。

順治朝「内国史院檔」（マイクロフィルム）の入手にあたっては、日本大学文理学部「デジタルアーカイブ・インフラストラクチャの構築と高度利用（平成15年度～平成19年度）」プロジェクト「中国文書資料に関するデジタルアーカイブの構築、画像データとテキストデータの連携機能の評価（通称：中国文書等資料）」班（プロジェクトリーダー・加藤直人〔日本大学文理学部教授〕）の助成を受けた。

本書『内国史院檔：順治元年Ⅰ・Ⅱ合冊本』がこのたび無事に出版できるのは、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所の全面的な後押しがあったおかげである。その本書の表紙には、神戸大学附属図書館所蔵『唐土名勝図絵』巻一の「大朝会之図（太和殿）」および巻五の「山海関」（CC BY 4.0）を利用させて頂いた。さらに輪読会時代から出版までの過程では、細谷良夫氏・加藤直人氏・江夏由樹氏・中見立夫氏・楠木賢道氏・葉高樹氏・谷井陽子氏・甘利弘樹氏・鈴木真氏・上田裕之氏・劉世珣氏・白川紘惟氏・原遼平氏・三宅彦大氏の協力を得た。記して謝意を表したい。

2023年3月

満文講読会

本書は、AA研共同利用・共同研究課題（短期滞在型）「歴史学と言語学の連携による満洲語行政文書の研究：『内国史院檔（順治元年分）』を中心に」・科学研究費補助金（挑戦的研究・開拓）「満洲語の歴史社会言語学的研究：言語学と歴史学からの解明」

（20K20274、研究代表者：久保智之）・AA研基幹研究「アジア・アフリカの言語動態の記述と記録：アジア・アフリカに生きる人々の言語・文化への深い理解を目指して（DDDLing）」の各プロジェクトの成果の一部である。

目 次

序 文	i
目 次	v
凡 例	vii
本 文	
順治元年四月	3
順治元年五月	49
順治元年六月 (A)	87
順治元年六月 (B)	121
順治元年七月	197
順治元年十月	209
附：滿文大清世祖章皇帝實錄·順治元年十月·上	277
附：滿文大清世祖章皇帝實錄·順治元年十月·下	327
索 引	
索引凡例	363
人名索引	365
地名索引	401
爵位·官位·官職索引	411
付 錄	
年 表	423
地 圖	439
訳編者略歴	441

凡 例

1. 本書は、北京の中国第一歴史檔案館に所蔵される「満文国史院檔」中の「順治元年」と台湾の故宮博物院図書文献館に所蔵される『満文大清世祖章皇帝実録』中の「順治元年十月」上・下冊を P.G. von Möllendorff, *A Manchu Grammar* (Shanghai, 1892) の方式に従ってローマ字に転写し、加えて日本文の逐語訳と意識を施したものである。ただし名詞語尾を表す場合に単独で用いられる語末形の i は・i と転写した。
2. 底本で塗抹されている語は、アンダーラインで示す。塗抹部分については、中国第一歴史檔案館で底本を閲覧できなかったので、分かる限り判読した。
3. 底本の行間等に加筆された語は、ローマ字転写において [] で示した。
4. 満文が辞書類で見ない表記であった場合は、該当箇所に * を附した。ただし六月 (A) の * の多くは、マイクロフィルムへの焼き付けが不明瞭なためであることによる。
5. 満文の固有名詞については、逐語訳・意識ともに不明な部分については大文字で転写した。
6. 句読点については、単点はコンマ、二重点はセミコロンをもって表した。
7. 底本の各行の終わりは、スラッシュで示した。葉の変わり目は、スラッシュの両側に葉番号と裏表を表す a, b を附して 1a/1b のように示す。
8. 底本で抬頭されるか前に空格の設けてある語は、その前に[^]を附した。^{^^}は二重抬頭を表している。
9. 凡例や転写・逐語訳と意識などの付け方は、基本的に財団法人東洋文庫でこれまで出版された『満文老檔』全七冊 (1955 年~1963 年)・『旧満洲檔・天聰九年檔』全二冊 (1972 年・1975 年)・『天聰七年檔』(2003 年)・『天聰八年檔』全二冊 (2009 年)・『天聰五年檔』全二冊 (2013 年) などに依拠した。ただし逐語訳については、言語学分野の表記方法を採用した。

順 治 元 年

四 月

○duin biyai ice uyun de; doro be aliha hošoi mergen cin wang
 四 月の 初 九 に。 政 を 承けた 和碩の 睿 親 王
 amba cooha/ gaifi wasihūn ming gurun be dailame meihe erin de hanciki/
 大いなる 兵 つれて 西 明 国 を 討ち 巳 刻 に 近い
 be hairandare* duka be tucifi, bithe coohai geren hafasa be gaifi tangse
 を 慈しむ 門 を 出て、 文 武の 衆 官人ら を つれて 堂子
de/ genefi wang ni faidan faidafi kumun deribume ilan jergi
 に 行って 王 の 儀仗 ならんで 音楽 奏で 三 たび
 niyakūrafi uyun/ jergi hengkihe; jai jakūn tu faidafi ^^abka de emu
 跪いて 九 たび 叩頭した。 また 八 轟 ならんで 天 に 一
 jergi niyakūrafi/ ilan jergi hengkilehe; tereci ilan jergi poo sindafi juraha;
 たび 跪いて 三 たび 叩頭した。 それより 三 たび 砲 放って 出発した。
 ere inenggi/ toktobure kio de deduhe/ la/lb
 これ 日 TOKTOBURE 丘 に 宿営した。

○juwan de lioha de deduhe; ○juwan emu de yangsimu de
 十 に Lioha に 宿営した。 十 一 に Yangsimu に
deduhe/ ○juwan juwe de janggotai angga de deduhe; ○juwan ilan
 宿営した。 十 二 に Janggotai 口 に 宿営した。 十 三
 de liyoo yang ni/ bira de deduhe; tere inenggi moltoci duka ci elcin
 に 遼 陽 の 河 に 宿営した。 それ 日 古北口 門 より 使
 jihe/
 来た。

hūng jiyūn men -i alibuha bithei gisun; weilengge hafan hūng ceng
 洪 軍 門 の 呈した 書の 言。 罪のある 官 洪 承
 ceo gingguleme alibuengge/ wang ambasa be takūrafi fonjiha de, bi
 畴 謹み 呈すること 王 大臣ら を 遣わして 問うた に、 我

四月初九日。摂政和碩睿親王が、大兵を率いて西方の明国を討伐するため、巳の刻に撫近門を出て、文武の衆官らをつれて堂子に行った。王の儀仗が並んで音楽を奏でると、三度跪いて九度叩頭した。また八轟が並んで、天に一度跪いて三度叩頭した。そこで三度砲を放って出発した。この日、TOKTOBURE 丘に宿営した。

十日。Liohaに宿営した。

十一日。Yangsimuに宿営した。

十二日。Janggotai 口に宿営した。

十三日。遼陽の河に宿営した。その日、古北口より使者が来た。

洪軍門が呈した書の言葉。「罪官洪承畴が謹み呈すること。王が大臣らを遣わしてたずねたとき、私は

aiseme labdu gisurere; ere emu udu inenggi/ tuwaci; cooha
 どうして 多く 言う。 これ 一 数 日 見れば 兵
 mangga, abkai fejile bata akū; jiyangjiyūn hūwaliyasun, jalan si/ teksin/lio
 強い、 天の 下 敵 ない。 將軍 和す、 隊伍 整い 流
 dzei be emgeri de uthai geterembumbi; ba na be inenggi boljofi toktobumbi;
 賊 を 一度 に ただちに 一掃する。 場 地 を 日 限って 定める。
 1b/2a damu ^wang genggiyen -i fonjire de, mentuhun -i teile saha babe
 ただ 王 聡明 で 問う に、 愚かさ の 限り 知ったところを
 alibuki/ ^wang sonjome baitala; emu hacin hafan takūrafi ^wang ni
 呈したい 王 選び 用いよ。 一 件、 官 遣わして 王 の
 fafun be dorgideri/ selgiyerengge; ere mudan de amba cooha aššahangge
 法 を 内を 伝えること。 これ 度 に 大いなる 兵 動かしたこと
 cohome gurun be toktobumbi;/ irgen be bilumbi; futaraka* facuhūn be
 特に 国 を 定める。 民 を 安んずる。 逆らった 乱れ を
 geterembumbi; lio dzei be urunakū wambi;/ nikan -i cooha iseledi
 一掃する。 流 賊 を 必ず 殺す。 漢 の 兵 抵抗すれば
 urunakū wambi; fu, jeo, hiyan -i irgen -i niyalma be warakū; boo be/
 必ず 殺す。 府、 州、 県 の 民 の 人 を 殺さない。 家 を
 tuwa sindarakū, ulin jaka be durarakū se; tuttu toktobuci goroki haciki
 火 放たない。 財貨 もの を 奪わない いえ。 そのよう 定めれば 遠い 近い
 irgen -i;/ niyalma urugunjemi; elgin be donjime ini cisui dayanjimi kai;
 民 の 人 喜ぶ。 豊かさを 聞き その 自ら 服従しにくる ぞ。
 ere uju jergi amba arga 2a/2b huwekiyebume ciralame fafulafi, fafun be
 これ 頭 等級 大いなる 策 勧め 厳しくし 命じて、 法 を
 urunakū yabubu; emu hacin, wang ni fafun be/ dorgideri fu, jeo, hiyan
 必ず おこなわせよ。 一 件、 王 の 法 を 内を 府、 州、 県

どうして多くを語ろうか。この数日を見れば、兵は強く天下に敵なし。將軍は和合し隊伍は整っている。流賊を一度ですぐに撲滅する。土地を日限って平定する。ただ王が賢くもたずねるときは、私は愚かな限り知ったことを呈したい。王は選んで用いよ。一件、官を遣わして、王の法を内々に伝えること。『このたび大兵を動かしたことは、もっぱら国を定め、民を安んじ、反乱をことごとく撲滅し、流賊を必ず殺すためである。漢人の兵が抵抗すれば必ず殺すが、府・州・県の民人は殺さない。家に火を放たない。財貨は奪わない』と言え。そのように定めれば、遠方・近隣の民人は喜ぶ。寛大さを聞いて、彼はみずから服従しにくるぞ。この最優先の大計を行き渡らせ厳しく命じて、法をかならずおこなわせよ。一件、王の法を内々に府・州・県

de selgiyerengge; duka neifi okdome dahaci hafan oci/ jergi nonggime
 に 伝えること。 門 開いて 迎え したがえば 官 なれば 等級 加え
 wesimbumbi; cooha irgen oci funiyehi gese necirakū; eljeme afame/
 陸せる。 兵 民 なれば 毛髪 の ように おかさない。 反抗し 戦い
 daharakū oci afafi baha manggi hafan cooha be urunakū wambi; irgen
 したがわな ない ならば 攻めて 得た のち 官 兵 を 必ず 殺す。 民
 be urunnakū/ yooni obumbi; liodzei dolo buyeme dahame jici kemuni
 を 必ず まったく なくす。 流賊 中 願い したが い くれ ば その まま
 alime gaimbi; dorgideri/ facuhūrafi amba gung ilibuci; dabali fungnemi,
 受け とる。 内を 乱して 大いなる 功 立てれば 越え 封じる、
 sangnambi* se; ere oyonggo baita;/ selgiyeme alame fafun be urunakū
 賞賜する いえ。これ 重要だ こと。 伝え 告げ 法 を 必ず
 akdun obu; jai liodzei daci yadalinggū cooha 2b/3a ohode afaki sembi;
 かたい なせ。 また 流賊 もとより 弱い 兵 になったのに 攻めようという。
 etenggi cooha ohode bulcame jailambi; te jing hecen be bahafi,/ ulin
 強い 兵 になったのに 逃れ 避ける。 いま 京 城 を 得て、 財貨
 hūsun jalufi, mujilen amban oho; da fon -i gese duibuleci ojurakū;
 力 満ちて、 心 大いなる なった。もと とき の ように 比べられない。
 daicing/ gurun -i cooha mangga gūsin aniya oho; abkai fejergeri gemu
 大清 国 の 兵 強い 三十 年 になった。天の 下 みな
 gelembi; te amba cooha/ aššafi emu udu inenggi oho; ereci Julesi jase
 こわがる。 いま 大いなる 兵 動いて 一 数 日 になった。これよりのち 境
 dosire ba -i goro hanci, cooha/ yabure ilirengge elhešere hūdulara be;
 入る ところの 遠い 近い、 兵 いく 留まること 緩める 急ぐ を。
 bi sarakū; damu gūnirengge hūlha jasei angga de/ emu karun sindaha
 我 知らない。ただ 思うこと 賊 境の 口 に 一 哨探 置いた

に広く伝えること。『門を開いて迎え従えば、官ならば等級を加え陸せる。兵・民ならば毛髪
 ほども侵さない。抵抗して従わないならば、攻めて得たのちに官・兵は必ず殺すが、民は必ず
 保全させる。流賊の中より従いに来れば、そのまま受け入れる。内より乱して大いに功を立て
 れば、特別に封じる・賞賜する』と言え。この重要なことは広く知らせ、法を必ず確実におこ
 なわせよ。また流賊は、がんらい弱兵になったときに攻めようとする。強兵になったときに回
 避する。いま京城を得て、財力は満ちて心は大きくなった。旧時のように比べることはできな
 い。大清国の兵は強く三十年が経った。天下はみなおそれる。いま大兵が動いて数日が過ぎ
 た。このあとの辺牆に入る場所の遠近・兵が行軍する・宿営することの緩急については、私は
 知らない。ただ思うことは、賊は辺牆の口に一ヶ所哨探を置いて

bi; amba cooha isinara onggolo golofi yan -i ba hahi ojoro;/ liyoodung
ある。大いなる兵 到りつく 前 驚いて 燕 の ところ 緊迫 なる。 遼東
ni bade gocidame ilici ojarahū be safi hūlhāi da šan si bai niyalma
の ところに 久しく 留まれない を 知って 賊の もと 陝 西 と ころの 人
3a/3b urunakū amba gurun -i cooha de geleme; cang an -i baru genembi;
必ず 大いなる 国 の 兵 に こわがり。長 安 の 方 行く。
hūlhāi baha morin loosa*/ gūsin tumen funcembi; emu inenggi, emu
賊の 得た 馬 騾子 三十 万 あまる。 一 昼、 一
dōbori juwe ilan tanggū babe yabuci ombi/ coohai mejige be donjiha
夜 二 三 百 里を いける 兵の 知らせ を 聞いた
de; aciha banjibufi gung yamun boo ku be tuwa sindafi;/ amba cooha
に。 荷 生じさせて 宮 衙門 家 庫 を 火 放って。 大いなる 兵
jase dosika sehe de, uthai acifi wasihūn genembi; emu juwe/ inenggi oho
境 入った いった に、ただちに 積んで 西 行く。 一 二 日 なった
manggi amcaci amburakū ombi; amba cooha bejing de isinaha/ manggi;
のち 追えば 捉えない なる。 大いなる 兵 北京 に 到りついたのち。
hūlhā gemu ukame jailafi eiten jaka gemu untuhun ombi; fudaraka/ ehe be
賊 みな 逃げ 避けて あらゆるもの みな 空 なる。 逆らった 悪 を
bahafi geteremburakū; cooha -i niyalma de šangnara jaka be inu baharakū
得て 一掃しない。 兵 の 人 に 賞賜する もの を も 得られない
ombi 3b/4a tere ambula hairakan; te babe bodofi, inenggi erin be boljofi
なる それ おおいに 惜しむべきか。いま ところをはかって、日 時 を 限って
ujen jaka be/ amala, siliha cooha be juleri obufi, jase de haminame
重い もの を のちに、よりぬいた 兵 を 前 なして、境 に 近づき
hūdulame genefi; terei/ gūniha akū ji jeo, mi yun -i teisu jing hecen -i
急ぎ 行って。 その 思っ ない 薊 州、密 雲 の 向かい 京 城 の

いる。大兵が到着する前におどろいて、燕の地は緊迫する。遼東方面に長く留まることができないのを知れば、賊の首領は陝西の人なので、必ず大国の兵をおそれて長安に向けて行く。賊が得た馬・騾馬は三十万余り。一昼夜で二・三百里を行くことができる。大兵が来るという知らせを聞いたときに、荷造りをして宮殿・衙門・住居・庫に火を放って、大兵が辺牆に入ったのを知ったときに、すぐに荷を積んで西に行く。一・二日経ったのちには、追っても捕捉できなくなる。大兵が北京に到着したのちには、賊はみな逃げ出して、あらゆるものはみな空になる。逆悪を撲滅し得ない。兵丁に賞賜するものをも得られなくなる。それは大いに惜しむべきである。いま場所を考慮して日時を限って、輜重を後ろに精兵を前にして、辺牆に近づいて急いで行軍すれば、不意を突いて薊州・密雲のそばの京城

hanci babe jase dosifi/ ebšeme yabufi, hūlha burlaci uthai amcafi waki; aika
 近い ところを境 入って 急ぎ いて、 賊 敗走すればただちに追って殺したい。ある
 bade jing hecen de/ tehei alici elemangga afaci ja; uttu ohode fudaraka
 いは 京 城 に 居たまま迎えてもかえって 攻めれば簡単、このようになったのに逆らった
 hūlha be mukiyebufi/ enduri niyalmai jili banjiha be bederebuci ombi; geli
 賊 を 滅ぼして、 神 人の 怒り 生じた を 退けられる。 また
 ulin ulga be bargiyfi*/ cooha -i niyalma de šangnara de tusa ombi; cooha
 財貨 家畜 を おさめて 兵 の 人 に 賞賜する に 益 なる。 兵
 yabure de juleri amala elhešere 4a/4b hūdulara be wang inu bodohobidere;
 いく に 前 後 緩める 急ぐ を 王 もはかっているであろう。
 nenere ebšere babe doigon de/ toktoburakū ci ojarahū; dade jase de tehe
 進む 急ぐ ところをあらかじめに 定めなければ ならない。 もとに 境 に 居た
 cooha budun; morin yatalinggū* jase dosire de suilarakū bihe; te icemleme
 兵 弱い。 馬 軟弱 境 入る に 苦しまなかった。 いま 新たにし
 hūlhai buksime taciha cooha be/ unggifi alin holo hafirahūn jugūn de
 賊の 伏せ 学んだ 兵 を 送って 山 谷 狭い 路 に
 yafahan cooha jugūn kame buksirahū; musei cooha gemu moringga haksan
 徒歩の 兵 路 遮り 伏してはいない。 我々の 兵 みな 馬の 険しい
 hafirahūn be yabuci ojarahū; jase dosire/ de moringga cooha dolo sonjofi
 狭い を いけない。 境 入る に 馬の 兵 中 選んで
 yafahan cooha obufi, den bade ilifi/ juwe ilan jugūn deri terei buksiha
 徒歩の 兵 なして、 高いところに 立って、 二 三 路 を その 伏した
 cooha be tuwabu; yafahan cooha be 4b/5a juleri, moringga cooha be amala
 兵 を 見させよ。 徒歩の 兵 を 前、 馬の 兵 を のちに
 obufi dusi; jase dosika manggi, gemu moringga/ cooha kai; we alici ombi;
 なして 入れ。 境 入った のち、 みな 馬の 兵 ぞ。 誰 うけられる。

近くの場合で辺境を入れるので、早急に対応できる。賊が敗走すれば、すぐに追って殺したい。あるいは賊が京城にいたまま迎えたとしても、かえって攻めることは容易である。こうなったときに逆賊を滅ぼして、神人が怒りを生じたのを鎮めることができる。また財貨・家畜を手に入れられて、兵丁に賞賜するのに益となる。行軍するときに、前後や緩急を王も考えているであろう。進む・急ぐところをあらかじめ定めなければならない。もとより辺境に駐留した兵は弱く馬は軟弱なので、辺境を入るときに困らなかつた。いま新たに賊が伏兵を置くために精兵を差し遣わして、山谷の狭い路で歩兵が路を遮り伏してはいないだろうか。我々の兵はみな騎兵なので、険しく狭いところに行くことができない。辺境に入ったとき、騎兵のうちより選んで歩兵として、高いところに立って二・三路よりその伏した兵を偵察させよ。歩兵を前、騎兵を後にして入れ。辺境に入ったのちは、みな騎兵だぞ。誰が迎え撃つことができよう。

ere inu jobolon akū obure gūnin; jase fe an i untuhun oci, siran siran i
 これも 苦しみ ない なす おもい。境 旧 常 の 空 なれば、つぎ つぎ と
 dosimbi; suilarakū; amba cooha, san hoo/ tungju de isinaha manggi; hūlha
 入る。 苦しめない。 大いなる 兵、 三 河、 通州 に 到りついたのち。 賊
 okdofi afanjici; funjeburakū sundabume/ waki; olhome afanjirakū jing hecen be
 迎えて 攻めくれば 残さない 追い 殺したい。おそれ 攻めこない 京 城 を
 tuwakiyame tucirakū oci, amba cooha/ dergi ergi de ilici acarakū; julergi
 見張り 出ない なれば、大いなる 兵 東 側 に 止まるべきでない。南
 ergi de goidame bici inu ojarahū/ jing hecen i wargi, wargi amargi hošo
 側 に 久しく あることもできない、 京 城 の 西、 西 北 隅
 de cooha be ambula unggifi; jai 5a/5b jing hecen i julergi de siran siran
 に 兵 を おおいに 送って。また 京 城 の 南 に つぎ つぎ
 i ing ilifi; karun be inenggidari/ lakcarakū tuwabume, san si, hiowan fu;
 と 營 立てて。 哨探 を 毎日 絶えない 見張らせ、 陝 西、 宣 府。
 daitung, jin ding, boo ding ni/ jugūn be lashalara; geli hecen i tule
 大同、 真 定、 保 定 の 路 を 絶つ。 また 城 の 外
 afanjira be belhere ohode morin isiname/ uthai gung mutembikai; damu
 攻めくる を 備える なったのに 馬 到りつき ただちに 功 できるぞ。 ただ
 liodzei juwan aniya funceme coohalame goidaha;/ baha uksin saca morin
 流賊 十 年 あまり 兵を用い 久しくなった。 得た 甲 盔 馬
 ambula; udu amba cooha de iseleci ojarahū bici~~be~~ da fon i nikan coohai
 たくさん。 たとえ 大いなる 兵 に 抵抗できない あつても ほとときの 漢 兵の
 gese weihuken gūnici ojarahū; cooha baitalara/ amba weile be wang
 ように かるい 思えない。 兵 用いる 大いなる 業 を 王
 urunakū bodoho ba bi; ambula gisurerengge baita akū; 5b/6a
 必ず はかった ところある。 おおいに 言うこと こと ない。

これも憂慮をなくす考えである。辺牆が従前どおりに空であれば、次々と入るので困らない。兵が三河・通州に到着したのちには、賊が迎え撃つならば、残さず追って殺したい。おそれて戦わず、京城を守り固めて出なければ、大兵は東側に止まるべきではない。南側に長く居ることもできない。京城の西と西北の隅に兵をたくさん差し遣わして、また京城の南に次々と營を立てて、哨探をして毎日絶えず見張らせることで、陝西・宣府・大同・真定・保定の路を絶ち、さらに城の外で来攻するのに備えたときに、馬が行きつくのですぐに功をあげることができると。ただ流賊は十年余り兵を用いて久しくなった。得た甲・盔・馬はたくさんあるので、大兵に抵抗することができないとはいえ、旧時の漢人の兵のように軽率に考えることはできない。兵を用いる大業については、王は必ず考慮している。大いに相談する案件ではない。

Ojijan seng jang wen heng ni alibuha bithei gisun; kubuhe suwayan i
 監 生 張 文 衡 の 呈した 書の 言。 ふちどった 黄 の
 jijan seng jang wen/ heng ni gingguleme wesimburengge; mini dahame
 監 生 張 文 衡 の 謹み 奏したこと。 我の したが
 jihengge, halukan be eteki, ebime jeki/ sehengge waka; abkai fejergi facuhūn
 きたこと、 暖 を 得たい。 飽食し 食べたい いったこと ない。 天の 下 乱れ
 ba gūnifi, ejen be sonjofi doigon de/ weileme ajige gebu ilibuki seme tuttu
 ところ 思って、 主 を 選んで あらかじめに ことをなし 小さい 名 立てたい いい そのよう
 farhūn i mujilen, abkai fejergi weile be/ yabure jalin gisurere jakade;
 愚かさ の 心、 天の 下 こと を おこなう ため 言う もので。
 ^^nenehe ^^hūwangdi, amba+[n] de hese wasimbumbe/ moo be sacire be
 先んじた 皇帝、 臣 に 旨 下すのに。 木 を 切る を
 duibuleme henduhe gūnin, erin be aliyame bihe; te jing ere/ ucuri
 たとえ 語った おもい、 時 を 待っていた。 いま ひたすら これ 機会
 teisulehebi; terei da de wang geli banjitai enduringge erdemungge genggiyen
 あっている。 その もとに 王 もまた 生まれつき 聖 有徳 聡明
 6a/6b mergen; ^^hūwangdi doru de aisilara niyalmai dorgi unenggi muduri/
 賢い。 皇帝 政 に 助ける 人の うち まことに 龍
 kai; abka, niyalmai mujilen minggan aniya emgeri ucarabumbi; abkai fejergi
 ぞ。 天、 人の 心 千 年 一度 出会わせる。 天の 下
 amba/ weile toktohangge ere emgeri aššara de bi; julgeci ebši doru be
 大いなる 業 定めたこと これ 一度 動く に ある。 古より 以来 政 を
 gaihange, wame durime amba weile be mutehengge akū; tere anggala
 とったこと、 殺し 奪い 大いなる 業 を できたこと ない。 それ だけでない
 musei gurun i baturi*/ horon algika bi; musei cooha de abkai fejergi
 我々の 国 の 勇ましい 威 名 ある。 我々の 兵 に 天の 下

監生張文衡が呈した書の言葉。「鑲黃の監生張文衡が謹み上奏したことは私が従い来たことは『暖を得たい、飽食したいと言ったことではない。天下が乱れたことを思慮して、主を選んであらかじめ事をなし、小さいながらも名をあげたい』とこのような愚かな心からである。天下に事をおこなうために言うのである。先の皇帝が臣に旨を下すとき、木を切るのに例えて語った考えで、その時期を待っていた。いままさにこの機会がおとずれている。そのもとで王もまた生まれつき聖明・有徳・聡明・賢いので、皇帝の政道を補佐する者のうちでは、まことに龍ぞ。天と人の心は千年に一度めぐりあう。天下の大業を定めたことは、この一度の行動にある。昔より以来、政権をとった者で殺し奪い、大業をなしとげた者はいない。むしろ我々の国には勇ましい威名がある。我々の兵を天下で

gelerakūngge akū; jurgan i abkai/ fejergi be dahabure unde; jurgan serengge
 こわがらないことない。義 の 天 下 を したがえる いまだ。義 いうこと
 adarame seci, abkai funde irgen be/ toktoBUMe facuhūn be jailabume dasara
 どうか いえば、天の 代わりに民 を 定め 乱れ を 避けさせ おさめる
 be kai; wang kengse lasha nenehe yabun be 6b/7a halafi, yaya amba ajige
 を ぞ。王 果断に 果断に 先んじた おこないを 改めて、およそ 大 小
 weile be irgen de akdun be ufararakū yabufi;/ aikabade amba weile
 こと を 民 に かたい を 損なわない おこなって。もしも 大いなる 業
 muterakū oci minbe balai gisurehe seme wa; jiyangjiyūn,/ cooha joboho
 できない なれば 我を みだりに 言った と 殺せ。将軍、 兵 苦しんだ
 šangnarangge akū seci; julgeci ebsi gung de šangnara; erdemu de/
 賞賜すること ない いえば、古より こちら 功 に 賞賜する。徳 に
 karularangge ini cisui amba doro, bayan wesihun oburengge geli ereci
 報いること その 自ら 大いなる 道理、富 貴 なすこと もまたこれより
 amban kai;/ erei cala geli ai šang bi; tere anggala liodzei de hono irgen
 大 ぞ... この 先にもまた なに賞 ある。それ だけでない 流賊 に すら 民
 be/ toktoBure gūnin bi; musei hoo sere amba gurun geli tede isirakū/ doro
 を 定める おもい ある。我々の 洋々たる 大いなる 国 もまた それにおよばない 道理
 bio; bi donjici liodzei cooha hiowan fu, daidung ni bade tatafi, bejing be
 あるか。我 聞けば 流賊 兵 宣 府、大同 の ところに留まって、北京 を
 7a/7b hiracambi sere; wang ere foni beye de alifi doro be kicerakūci/
 うかがう いう。王 これ とき 自身 に 承けて 道 を 励まなければ
 ^^t^aidzu ^^nenehe hūwangdi udu juwan aniya yabuha weile aldasi ombi
 太祖 先んじた 皇帝 数 十 年 おこなったこと 半端 なる
 kai;/ bi cooha be dahame jhengge, ulin jaka jalin waka; mini mutere i
 ぞ... 我 兵 を したが い きたこと、財貨 もの ため ない。我の できる

おそれないものはいない。いまだ道義で天下を従えてはいない。道義と言うものがどういうものかと言えば、天に替わって民を安んじ、乱を避けさせ、治めることであるぞ。王は果断に先のおこないを改めて、すべて大小の事案を民に確実に失敗せずおこなっている。もし大業をなしえなければ、妄りに語ったとして私を殺せ。将軍・兵は苦心したが賞賜するものがないといっても、古より以来、功に賞賜して徳に報いることは、自然なおおいなる道理である。富貴にさせることは、さらにこれより大きいものだぞ。この先にも何の賞があろうか。そればかりか、流賊にすら民を安んじる考えはある。我々の洋々たる大国もまた、それに及ばない道理があろうか。私が聞いたところ、流賊の兵は宣府・大同の地に留まって北京をうかがうと言う。王がこのたび自身に承けた道を励まないのであれば、太祖と先の皇帝が数十年おこなった業績は半端となるぞ。私が兵を従え来たことは、財貨のためではない。私はできる

teile./ dergi de oci ^^nenehe hūwangdi baili, wang ni baili de karulaki./
 限り、上になれば先んじた皇帝恩、王の恩に報いたい。
 fejergi de oci mini da gūnin de acabume, emu jalan de banjiha weile be/
 下になれば我のもとおもいにあわせ、一代に生じたことを
 wacihiyaki sembi; bi boode gisureci eimenderahū seme olhome gisurehekū; te/
 ことごとくしたい。我家に言えば嫌うのではないかとおそれ言わなかった。いま
 weile isinjiha ucuri; bi gelhun akū neneme cendeme yabukini seme
 こと 到りきた 機会。我 あえて 先に 試み おこなうがよいと
 wesimburengge 7b/8a ^wang seoleki./
 奏したこと 王 思いめぐらせたい。

○juwan duin de juso de deduhe; ○tofohon de ong ni amala deduhe;
 十 四 に JUSO に 宿営した。 十五 に 翁 後 宿営した。
 tere/ inenggi ming gurun -i šanhai hoton ci, u dzung bing guwan -i
 それ 日 明 国 の 山海 城 より、吳 総 兵 官 の
 takūrafi unggihe/ emu fujiyang, emu iogi ere juwe niyalma isinjiha; esei
 遣わして 送った 一 副將、 一 遊撃 これ 二 人 到りきた。これらの
 gajihā bithei gisuni/
 持ってきた 書 の 言。

○wargi be necihiyara* be u san gui hengkileme uyuci wang ni
 西 を 平らげる 伯 吳 三 桂 叩頭し 九番目 王 の
 yamun -i fejile bithe/ unggihe; u san gui bi daci nenehe ejen han -i
 衙門の 下 書 送った。 吳 三 桂 我 もとより 先んじた 主 Han の
 dabali tukiyehe be alifi *galman*...i..gese beye de liyoodung ni sumingguwan
 越え 捧げた を 承けて 蚊.....の ように 自身 に 遼東 の 総兵官
 -i ujen tušan be meiherehebi; daci 8a/8b ^wang ni horon algin be
 の 重い 職 を 担っている。 もとより 王 の 威 名 を

限り、上には先の皇帝の恩と王の恩に報いたい、下には私のもとの考えにあわせて一代でおこなった事業をまっとうしたいのである。私が屋内で語っても嫌うのではないかとおそれて言わなかった。いまは事が到来した機会なので、私はあえて先の試みをおこなうがいいと上奏したことに王は思いめぐらせよ」。

十四日。JUSOに宿営した。

十五日。翁後に宿営した。その日、明国の山海関より吳総兵官が遣わした一人の副將・一人の遊撃の二人が到着した。これらの者がもってきた書の言葉。

「平西伯吳三桂が叩頭して、九王の衙門のもとに書を送った。吳三桂私はがんらい先主皇帝の抜擢を承けて、蚊のような身に遼東総兵官の重職を担っている。もとより王の威名は

šumilame buyeme gūnimbihe; cun cio bithei kooli de jasei/ tule hajilara be
 深く 願い 思っていた。春 秋 書の 例 に 境の 外 親密になるを
 saišahakūbi; gebu be hafumbuki seci olhome bihe; amban i doru be/ ^wang
 褒め讃えていない。名 を 通じさせたい いえば おそれ あった。臣 の 道 を 王
 inu sambidere; te meni gurun ning yuwan i ici ergi emhun oho turgunde/
 も 知るだろう。いま我々の国 寧 遠 の 右 側 孤立 なった ゆえに、
 u san gui mimbe ning yuwan be waliyafi šanaha be tuwakiyabuha gūnin,
 呉 三 桂 我を 寧 遠 を 棄てて 山海 を 見張った おもい、
 dergi/ jecen be akdulafi bejing be tuwakiyakini sehe bihe; gūnihakū liodzei
 東 境 を かためて 北京 を 見張るがよい いった あった。思わない 流賊
 abka be/ fudarafai, bejing be necihe; bi tuwaci indahūn hūlhara, gaha
 天 を 逆らって、 北京 を おかした。我 見れば 狗 盗む、 烏
 feniyelehe adali/ cooha; terei mutere ai bi; damu jing hecen i niyalmai
 群れた 同じ 兵。 その できる なにある。ただ 京 城 の 人の
 mujilen akdun akū jalingga *8b/9a* hoki duka neifi dahara jakade; nenehe
 心 かたい ない 奸悪な 党 門 開いてしたがう もので。先んじた
 ejen kesikū oho; uyun miyoo fulenggi/ oho; te hūlhari da amba gebu durifi
 主 不運 なった。九 廟 灰 になった。いま賊の もと大いなる名 奪って
 hehe ulin be durime cuwangname/ ehei ten de isinaha bi; yargiyan i éy
 女 財貨 を 奪い 掠め 悪の 極みに 到りついたある。本当に 赤
 mei, lu lin, hūwang tsao, an lu san i jergi/ urse kai; abka niyalma jili
 眉、 緑 林、 黄 巢、 安 禄 山 の 輩 ぞ。天 人 怒り
 banjiha bi; geren gemu mujilen fakcahabi; efujere be/ ilihai aliyaci ombi;
 生じた ある。衆 みな 心 離れている。滅ぶ を 立ったまま 待てる。
 meni gurun i erdemu kesi iktaka be dahame, gūnire/ usandarangge lakcara
 我々の国 の 徳 恩 つもったを したが、思い 悲しむこと 絶え

深く願ひ慕っていた。『春秋』の例には、辺外と親密になるのを善としていない。名を通じた
 いといつてもおそれていた。臣下の道を王も知るだろう。いま我々の国は寧遠の右側に孤立し
 たという理由で、呉三桂私が寧遠を捨てて山海関を守り固めたという考えは、東辺を守って北
 京を見張りたいということである。はからずも流賊が天に背いて北京を侵した。私が見るに、
 狗のようにものを盗む烏合の衆と同様の兵である。そのできることは何かあるのか。ただ京城
 の人の心は固くなく、奸党が門を開いて従うので、先主は不運になった。九廟は灰となった。
 いま賊の首領は尊号を奪って女子・財貨を略奪し、悪は極みに及んでいる。本当に赤眉・緑
 林・黄巢・安禄山らの輩ぞ。天・人は怒りを生じている。衆みなのは心は離れている。滅ぶのを
 立って待つばかりである。我々の国は徳恩が満ちたので、思い悲しむことがいまだに絶え

unde; geren goloi uksun mukūn guwang u, wen gung ni/ adali sirame
 いまだ。衆 地方の 宗室 族 光 武、文 公 の ように ついで
 ilirengge ainci bi; goroki hanciki gemu jurgan i cooha iliki 9a/9b seme
 立つこと おそらくある。遠い 近い みな 義 の 兵 立てたい と
 amasi julesi takūrara kiru san dung, giyang ni amala usihai adali/ jaluka
 後 のち 遣わす 旗 山 東、江 の 北 星の ように 満ちた
 bi; u san gui bi gurun i jirami kesi be alifi, irgen i jobolon/ oho be
 ある。呉 三 桂 我 国 の 厚い 恩 を 受けて、民 の 苦しみ になったを
 gosime, jase duka be jafafi, cooha ilifi weile be fonjime/ niyalmai mujilen
 慈しみ、境 門 を つかんで、兵 立って 罪 を 問い、 人の 心
 de acabuki seci beijing ni dergi majige be emhun hūsun i hamirakū ofi
 に あわせたい いえば 北京 の 東 少し を 一人 力 の 堪えられない なって
 senggi songgome aisilara be bairengge; meni gurun amargi/ gurun juwe
 血 泣き 助ける を 請うこと。 我々の 国 北 国 二
 tanggū aniya sain banjiha bihe; te turgun akū gurun de jobolon/ oho be
 百 年 よい 暮らした あった。いま 理由 ない 国 に 苦しみ になったを
 amargi gurun inu ainci jenderakū gūnimbidere; facuhūraha hūlha 9b/10a
 北 国 も おそらく 忍びなく 思うだろう。 乱した 賊 を
 gūnici amargi gurun i bibuci ojongge waka dere; doksin be dailara, ehe
 思えば 北 国 の 留められること ない だろう。 暴虐 を 討つ、 悪
 be/ efulerengge amba ijishūn; jobolon be wehiyere hafrahūn de aisilarangge
 を 壊すこと 大いなる 順。 苦しみ を 助ける 緊迫 に 助けること
 amba/ jurgan; irgen be muke tuwaci tuciburengge amba gosini; mukiyehe be
 大いなる 義。 民 を 水 火より 出すこと 大きい 仁。 滅びた を
 yendebure/ lakcaha be sirarangge, amba gebu; horon be algimbure, ba i
 興す 絶えた を つぐこと、 大いなる 名。 威 を 広げる、 覇 の

ない。各省の宗室で漢の光武帝や晋の文公のように、継いで起つ者はおそらくいる。遠い者や
 近い者で義兵を起こしたいと往来し遣わす旗は、山東・江北に星のように満ちている。呉三桂
 私は、国の厚恩を承けているので、民の苦しみとなったのを哀れみ、辺門を掌握して兵を起こ
 して罪を問い、人心に適いたいといっても、北京の東わずかばかりを一人の力では堪えきれな
 いので、血の涙を流して援助を請う次第である。我々の国は、北朝と二百年間良好に経過して
 きた。いまゆえなく国に災いが降りかかったのを、北朝もおそらく忍びなく思うだろう。逆賊
 を思えば、北朝は容認できないだろう。暴虐を平らげて悪を討つことは大順、苦しみを助けて
 緊迫に手助けすることは大義、民を水火より救いだすことは大仁、滅びたのを興して絶えたの
 を継ぐことは大名、威を押し広げて覇

doro be toktoburengge/ amba gung; tere anggala liodzei isabuha suje ulin
 道 を 定めること 大いなる 功。 それ だけでない 流賊 集めた 緞子 財貨
 hehe juse toloci/ wajirakū; jurgan -i cooha jihede gemu bahambi, ere geli
 女 子ら 数えれば おわらない。義 の 兵 来たのに みな 得る、 これもまた
 amba aisi kai;/ wang ni jalan ci tucike baturu mangga de geli ere
 大いなる 利 ぞ。 王 の 代 より 出た 勇者 強い にもまた これ
 niyaha moo be anara adali 10a/10b ucaraaha forgon; ere jai bahara ucuri
 腐った 木 を 砕く ように 出会った 時運、 これ また 得る 機会
 waka; ainara efujehe gurun -i/ umudu amban -i tondo jurgan -i gisun be
 ない。 どうする 滅んだ 国 の 孤 臣 の 忠 義 の 言 を
 gosici sain cooha be sonjofi/ hūdulame dzung siyei, si siyei babe dosika de
 慈しめば よい 兵 を 選んで 急ぎ 中 協、 西 協 ところに入った に
 san gui bi mini harangga be/ gaifi cooha acafi du hecen -i duka de
 三 桂 我 我の 属下 を つれて 兵 あって 都 城 の 門 に
 nikenefi hūlha be gung ni dolo/ mukiyebure, amba jurgan be dulimbai
 よついで 賊 を 宮 の 中 滅ぼす、 大いなる 義 を 中の
 gurun de tuwabure ohode; meni gurun -i amargi/ gurun de karularangge,
 国 に 見せる なったのに。我々の 国 の 北 国 に 報いること。
 ulin -i canggi anggala; ba dendefi meiteme burengge/ tašan akū; amargi
 財貨 のみ だけでない。ところ 分けて 割り 与えること 誤り ない。 北
 gurun -i han de bithe wesimbure giyan bihe; amargi gurun -i 10b/11a kooli
 国 の Han に 書 奏する 道理 あった。北 国 の 例
 be wacihiyame sarakū be dahame, weihuken -i ^^enduringge de donjibuci/
 を ことごとく 知らない を したが、 かるい に 聖 に 聞かせられない。
 ojurakū; tuttu ofi gingguleme hafan yang sin, g'o yūn lung be takūrafi/
 そのよう なって 謹み 官 楊 申、 郭 雲 龍 を 遣わして

道を定めることは大功。そればかりでなく流賊が集めた緞子・財貨・女子は数えきれない。義兵が到着したときは、みな得られる。これも大利益。王は世に抜きん出た英雄であり、これは朽ちた木を砕くような適った時運なので、これは再び得られる機会ではない。どうか亡国の孤臣の忠義の言葉を哀れむのであれば、精兵を選んで急ぎ中協・西協の地に入ったときに、三桂私は私の属下を率いるので、お互いの国の兵は合流して都城の門に押し寄せて、賊を宮中で滅ぼそう。大義を中国に見せたとき、我々の国が北朝に報いることは、財貨だけでなく土地を割譲することに偽りはない。北朝の Han に書を上奏するのが筋道であったが、北朝の慣習をまったく知らないで、軽々しく至尊に聞かせられない。それゆえに謹み、楊申・郭雲龍を遣わして

mujilen be hafukiyame, ^wang de alame unggihe; ainara hūdulame ulame
 心 を 明らかにし、 王 に 告げ 送った。 どうする 急ぎ 伝え
 wesimbu/ elhešehede sartaburahū seme jobombi; u san gui bi bithe
 奏せ 急がなかったのに 遅らせまいか と 苦しむ。 吳 三 桂 我 書
 unggime hiyan dabufi/ jalbarime feksibuhe; juwari uju biyai sain inenggi u
 送り 香 焚いて いのり 馳せさせた。 夏 頭 月の よい 日 吳
 san gui hengkilehe;/
 三 桂 叩頭した。

○tere mejige de ashan -i bithei da jamba, laigun be ginju de takūrafi
 それ 知らせ に 側 の 書 の もと Jamba、 Laigun を 錦州 に 遣わして
 unggihe;/ ese de henduhe gisun; ujen cooha hūng i poo be ebsi gajire
 送った。 これら に 語った 言。 Ujen cooha 紅 衣 砲 を こちら 持つてくる
 be nakafi; *Ila/Iib* casi šanahai baru amba jugūn be jurambu sehe;
 を やめて。 向こう 山海 方 大いなる 道 を 出発させよ いった。
 ○juwan ninggun de san hai/ baru jurafi sira tala de deduhe; tere inenggi
 十 六 に 山海 方 出発して Sira tala に 宿営した。 それ 日
 u sumingguwan -i takūrafi/ unggihe, iogi g'ó yūn lung de bithe jafabufi
 吳 総兵官 の 遣わして 送った、 遊撃 郭 雲 龍 に 書 とらせて
 karu amasi unggihe; tere/ unggihe bithe -i gisun; ○daicing gurun -i ^^han
 返事 後 送った。 それ 送った 書 の 言。 大清 国 の Han
 -i funde doro be/ aliha wang ni bithe u amba jiyangjiyūn de unggihe;
 の 代わりに 政 を 承けた 王 の 書 吳 大 將軍 に 送った。
 neneme ming gurun -i han -i baru doro acaki seme ba ba deri bithe
 先に 明 国 の Han の 方 礼 あわせたいと ところ ところを 書
 unggici, ming gurun -i han, bithe -i hafasa gurun joboro, cooha irgen -i
 送れば、 明 国 の Han、 書 の 官ら 国 苦しみ、 兵 民 の

心意を明らかにし、王に告げるために差し遣わした。どうか急ぎ伝奏するのが遅れたならば、事を遅らせるのではあるまいかと苦しむ。吳三桂私は書を送るために、香を焚いて俵り馬を走らせた。夏孟月吉日。吳三桂が叩頭した」。

その知らせに学士 Jamba・Laigun を錦州に遣わした。彼らに語った言葉。「Ujen cooha の紅衣砲をこちらにもつてくるのをやめて、向こうの山海関に向けて大道を出発させよ」と。

十六日。山海関に向けて出発して Sira tala に宿営した。その日、吳総兵官が遣わした遊撃郭雲龍に書を持たせて、返事を送り戻した。その送った書の言。

「大清国の Han に代わり摂政王が書を吳大將軍に送った。これまで明国の皇帝に向けて礼を交わしたいと処々より書を送ったが、明国の皇帝と文官らは国に苦しむ・兵と民が

bucere be bodorakū; karu 11b/12a emu gisun hono jaburakū ojoro jakade,
 死ぬ を はからない。返事 一 言葉 すら こたえない なる もので、
 tere turgun be bithe arafi ming/ gurun i hafasa cooha irgen de ulhibume
 それ 理由 を 書 書いて明 国 の 官ら 兵 民 に わからせ
 ilan mudan cooha gaifi tabcilame/ gaime yabuhangge, ming gurun i han be
 三 度 兵 つれて掠め とり いったこと、明 国 の Han を
 hafirabuha de doro acakini sehe/ gūnin bihe; te terei adali yaburakū; gurun
 追いつめさせたに 礼 あうがよい いった おもい あった。いま その ように おこなわない。国
 be toktobume irgen be ujime/ yabumbi; ^bi liodzei, sung jen be mukiyebuhe
 を 定め 民 を 養い おこなう。我 流賊、崇 禎 を 滅ぼした
 weile be donjifi ambula jili banjifi/ gosin jurgan amba cooha be gaifi
 こと を 聞いて おおいに 怒り 生じて 仁 義 大いなる 兵 を つれて
 gashūme akdulafi, cuwan be irubufi,/ mucen be hūwalafi ainaha seme
 誓い かためて、船 を 沈めて、釜 を 壊して 決して
 bedererakū; liodzei be urunakū mukiyebu, irgen be 12a/12b mukei tuwai
 退かない。流賊 を 必ず 滅ぼして、民 を 水 の 火 の
 jobolon ci tucubufi, gurun be toktobume cooha jurafi jiderengge/ wargi be
 苦しみ より 出して、国 を 定め 兵 起こしてくるもの 西 を
 necihiyere be i takūraha, yang sin, g'o ioi ling isinjifi takūraha/ turgun
 平らげる 伯 の 遣わした、楊 申、郭 雲 龍 到りきて 遣わした 理由
 unggihe bithe be alara jakade; wargi be necihiyere bei gisun be/ saišame
 送った 書 を 告げる もので。西 を 平らげる 伯 の 言 を 褒め讃え
 ferguweme ambula urgunjeme uthai cooha gaifi ebšeme genembi; wargi be/
 驚き おおいに 喜び ただちに 兵 つれて 急ぎ 行く。西 を
 acihiyere* bei ejen i baili karu be gūnime liodzei emgi abka be uhei
 平らげる 伯の 主 の 恩 報い を 思い 流賊 とともに 天 を 共に

死ぬのを考慮せず、返事は一言すら答えないので、その理由を書き書いて明国の官ら・兵と民らに分からせるために、三度兵を率いて掠め取りに行ったことがある。明国の皇帝を追い詰めたときに礼を交わしたいと言った考えであった。いまはそのときと同じようにおこなわない。国を定め、民を養うためにおこなう。私は流賊が崇禎帝を亡き者にしたことを聞いて、大いに怒りを生じて仁義の大兵を率いて、誓いを立てて、船を沈めて釜を壊したので、決して退かない。流賊を必ずや滅ぼして、民を水火の災難より救い出して、国を定めるために、兵を起こしてくるのである。平西伯の遣わした楊申・郭雲龍が到着して、遣わした理由と送った書を伝えるので、平西伯の言を褒め讃え驚き、おおいに喜んで、すぐに兵を率いて急ぎ行くことにする。平西伯が主の恩に報いることを考えて、流賊とともに天をともし

hukšera^{kū}/ gūnin; unenggi tondo amban i jurgan kai; wargi be necihiyere
 戴かない。 おもい。 まことに 忠 臣 の 義 ぞ。 西 を 平らげる
 be liodung ⁿⁱ/ ba be tuwakiyafi meni baru bakcilafi afaha bihe; te terei
 伯 遼東 の ところを 見張って 我々の 方 敵対して 攻めた あった。 いまその
 jalin de 12b/13a kenehunjeme ume gūnire; julge guwan jung, ci hūwan
 た め に 疑い するな 思う。 古の 管 仲、 斉 桓
 gung be gabtahabi; amala/ ci hūwang gung, guwan jung be dahabufi, jung
 公 を 射ている。 のちに 斉 桓 公、 管 仲 を したがわして、 仲
 fu obufi baitalafi ba/ doro be mutebuhebi; te be geren be gaifi mende
 父 なして 用いて 覇 道 を できさせている。 いま 伯 衆 を つれて 我々に
 dahaci, bi urunakū da/ babe salibufi golo wang obure, tuttu ohode emu
 したがえば、 我 必ず もと ところを 専らにさせて 地方の 王 なす、 そのよう なったの に 一
 oci ejen i baili/ karu be bahambi; jai oci beye boo be yooni karmafi, juse
 なれば 主 の 恩 報い を 得る。 次 なれば 自身 家 を まったく 守って、 子ら
 omosi jalan/ halame; alin birai gese enteheme bayan wesihun banjimbikai;
 孫ら 代 改め。 山 河の ように 永遠に 富 貴 暮らすぞ。
 jai yaya hafasa dahaci/ inu gung gebu be wesihun obufi juse omosi jalan
 また およそ 官ら したがえば また 功 名 を 貴 なして 子ら 孫ら 代
 lashalarakū gosime ujimbi; 13a/13b cooha irgen dahaci, cooha irgen i ai ai
 絶えない 慈しみ 養う。 兵 民 したがえば、 兵 民 の なに なに
 jaka be funiyehei gese necirakū;/ da tehe gašan boo ci acinggiyarakū;
 もの を 毛髪 の ように おかさない。 もと 居た 村 家 より 動かさない。
 Ojuwan nadan de tuwan san pu de deduhe/
 十 七 に 団 山 堡 に 宿営した。
 Ojuwan jakūn de ji ja pu de deduhe; Ojuwan uyun de ohin i bira
 十 八 に JI JA PU に 宿営した。 十 九 に OHIN の 河

戴かないと言う考えは、まことに私心のない大義ぞ。平西伯は遼東の地を守り固め、我々に向けて敵対して攻めていた。いまそのために疑いをもつな。古の管仲は、斉の桓公を射ている。後に斉の桓公は管仲を従わして、仲父として用いて覇業をなしている。いま伯が衆を率いて我々に従うならば、私は必ずもとの土地を専有させて藩王とする。そうなったときは、一つには主の恩に報い得る、二つには自身の家をことごとく護るので、子ら孫らが代々山河のように永遠に富貴に暮らせるぞ。またことごとく官らが従えば、また功名を貴くして子ら孫らが代々絶えない。慈しみ養う。兵・民が従えば、兵・民のすべてのものについては、毛髪ほど侵さない。もと住んだ村・家より動かさない。

十七日。団山堡に宿営した。

十八日。JIJIAPUに宿営した。

十九日。Ohin河

de deduhe;/

に 宿営した。

○Orin de, liyan san de ing ilafi bisire de; ming gurun -i san hai
 二十 に、連 山 に 営 立ててある に。明 国 の 山 海
 hoton ci/ u dzung bing guwan -i takūrafi unggihe g'ò yun lung, sun wen
 城 より 吳 総 兵 官 の 遣わして 送った 郭 雲 龍、孫 文
 hūwan/ sere juwe niyalma isinjiha; esei gajiha bithei gisun; wargi be
 煥 いう 二 人 到りきた。これらの持ってきた書の 言。西 を
 necihiyere,/ be u san gui doro be aliha wang ni yamun -i fejilen
 平らげる、伯 吳 三 桂 政 を 承けた 王 の 衙門 の 下
 hengkileme bithe 13b/14a unggihe; ere biyai juwan uyun -i inenggi muduri
 叩頭し 書 送った。これ 月 の 十 九 の 日 辰
 erin de, wang ni unggihe/ bithe be tuwaci, amba cooha ning yuwan de
 刻 に、王 の 送った 書 を 見れば、大いなる 兵 寧 遠 に
 isinjiha bi; iegen be/ tucibure, daksin be dailara, yadalinggū be wehiyere,
 到りきた ある。民 を 出す、暴 を 討つ、弱い を 助ける、
 etenggi be garlara/ jurgangga algin abka na de jalka bi; ere aisilarangge
 強い を くじく、義ある 声 天 地 に 満ちた ある。これ 助けること
 nenehe han -i jalin, u san gui mini hukšeme gūnirengge; tere hono ajigen
 先んじた Han の ため、吳 三 桂 我の 頂き 思うこと。それ すら 小さい
 kai u san gui/ bi ^wang ni unggihe bithe alime gaifi uthai dacun cooha
 ぞ 吳 三 桂 我 王 の 送った 書 受け としてただちに 鋭い 兵
 be/ tucibufi san hai wargi oyonggo bade unggifi, hūlha be hūdun jikini
 を 出して 山 海 西 重要だ ところに 送って、賊 を すみやかに 来るがよい
 seme 14a/14b yarkiyame argadara jakade; te hūlhai ejen -i beye, faniyen
 と 誘い 策を用いる もので。いま 賊の 主 の 自身、群

に宿営した。

二十日。連山に営を立てているときに、明国の山海城より吳総兵官が遣わした郭雲龍・孫文煥という二人が到着した。彼らがもってきた書の言葉。「平西伯吳三桂が摂政王の衙門のもとに跪いて書を送った。今月十九日辰刻に王が送った書を見れば、大兵は寧遠に到着している。民を救い出す・暴を討つ・弱きを助ける・強きをくじくという節義ある声は、天地に満ちている。これを助けることは先の皇帝のためであり、吳三桂私が頂戴しようと思うことは、それすらも小さいぞ。吳三桂私は王が送った書を受け取ったあと、ただちに精兵を出して、山海の西の要所に差し遣わすので、賊に『急ぎ来い』と誘うために策を用いるので、いま賊の首領自身が群

hūlha be gaifi/ yung bing ni šurdeme umiyaha yerhuwe i gese isanjihā bi;
 賊 を つれて 永 平 の 周りに 虫 蟻 のように 集まってきた ある。
 tere ini beye be/ ulan šuyen de tuheburengge kai/ ^^abkai gūnin be inu
 それ 彼の 自身 を 溝 穴 に おとすこと ぞ。 天の おもい を も
 saci ombi; u san gui bi arbun ba* tuwame suntebume waki seme/ siliha
 知れる。 吳 三 桂 我 様子 を 見て ことごとく 殺したいと よりぬいた
 minggan jiyangiyun cooha be inu tucibuhebi ainara wang tashai/ gese cooha
 千 將軍 兵 を も 出している どうする 王 虎の ように 兵
 be hūdun gajime san hai be dosifi, uju uncehen be hafirame/ afaha de
 を すみやかにつれてき 山 海 を 入って、 頭 尾 を 挟み 攻めた に
 fidaraka hūlha be uthai jafaci ombi; beijing ni dergi wargi 14b/15a hoton
 逆らった 賊 を ただちにとらえられる。 北京 の 東 西 城
 gašan be bithe unggime toktobuci cihai ombi kai; jai gosin/ jurgan i cooha
 村 を 書 送り 定めれば 思いのままなる ぞ。 また 仁 義 の 兵
 de, uju de irgen be toktobure be ujen obuha bi; unggihe/ bithe de ere
 に、 頭 に 民 を 定める を 重い なした ある。 送った 書 に これ
 babe gisurehengge inu akdun; geli bairengge unenggi amba cooha be/ fafulafi
 ところを 言ったこと も かたい。 また 請うこと まことに 大なる 兵 を 命じて
 funiyehēi gese necirakū oci irgen i mujilen dahaha de, ulin, babe/ inu
 毛髪 の ように おかさない なれば 民 の 心 したがった に、 財貨、 ところをも
 bahambi kai; jai ai weile be muterakū; gingguleme g'ō yun lung, sun wen
 得る ぞ。 また なに こと を できない。 謹み 郭 雲 龍、 孫 文
hūwan/ juwe hafan be takūrafi dahūme niyaman fahūn be neileme gisurehe;
 煥 二 官 を 遣わして 重ね 心 胆 を 開き 言った。
 u san gui/ alimbaharakū hargašame bithe arafi unggihe seme takūraha
 吳 三 桂 堪えきれない 仰ぎ見 書 書いて 送った と 遣わした

賊を率いて、永平の周辺に虫・蟻のように集まって来ている。それは彼自身を溝・穴に陥れることぞ。天意をも知ることができる。吳三桂私は様子を見て、ことごとく殺したいと精銳の千の将兵をも出している。どうか王は虎のように兵を急ぎ率いて山海を入ってほしい。そうすれば頭尾を挟み撃ちできるので、逆賊をすぐに捕らえられる。北京の東西の城・村に書を送って安んじるならば、思いのままになるぞ。また仁義の兵で、まずは民を安んじるのを重んじている。送った書には、このことを文言としたことも確かである。さらに請うことは、まことに大兵に命じて毛髪ほども侵さないの、民心が従ったときに、財貨・土地も得るぞ。また何事ができないと言うのか。謹み郭雲龍・孫文煥の二人の官を遣わして、重ねて心胆を開き語った。吳三桂は堪えきれず仰ぎ見て、書を書いて送ったと遣わした

manggi; tere mejige *de 15a/15b* ing aššafi ekšeme dobori dulime genehei,
 のち。 それ 知らせ *に* 營 動いて 急ぎ 夜 通し 行きながら、
 ning yuwan be dulefi, sa ho de/ deduhe;/
 寧 遠 を 過ぎて、沙 河 に 宿營した。

○Orin emu de san hai furdan -i tule juwan bai dubei, li hiya san
 二十 一 に 山 海 関 の 外 十 里の 端の、 LI HIYA SAN
 tai de isinafi/ deduhe; tere inenggi dzung bing guwan u san gui karun -i
 TAI に 到りついて 宿營した。それ 日 総 兵 官 吳 三 桂 哨探 の
 niyalma liodzei cooha/ jase be tucifi iliha bi seme alanjiha manggi; wang,
 人 流賊 兵 境 を 出た 立ったあると 告げにきた のち。 王、
 beile, beise, gung se de/ sain cooha be adabufi juleri unggihe; ese isinaci
 beile, beise、 公 らに よい 兵 を つけて 前 送った。これら 到りつけば
 liodzei de bisire tang tung/ moringga cooha emu udu tanggū gaifi jase be
 流賊 に ある 唐 通 馬の 兵 一 数 百 つれて 境 を
 tucifi san hai hoton -i *15b/16a* tulergi be gaime iliha ba gabsihiyan cooha
 出た 山 海 城 の 外 を とり 留まったところ gabsihiyan 兵
 ucarafi gidaha; juwe niyalma be/ weihun jafafi gajihai/
 出会って 破った。 二 人 を 生き とらえて つれてきた。

○Orin juwe de, san hai furdan de isinafi dzung bing guwan u san
 二十 二 に 山 海 関 に 到りついて 総 兵 官 吳 三
 gui ini/ takūraha niyalma be wang ni cooha isinjiha seme san hai hoton
 桂 彼の 遣わした 人 を 王 の 兵 到りきた と 山 海 城
 de takūrafi/ unggihe manggi u dzung bing guwan ini emu udu coohai
 に 遣わして 送った のち 吳 総 兵 官 彼の 一 数 兵の
 niyalma be gaifi/ hoton ci tucifi; ^wang be okdoho manggi; doro be
 人 を つれて 城 より 出た。 王 を 迎えた のち。 政 を

ので、その知らせに大兵の營が動いて、急ぎ夜を徹して進軍しながら、寧遠を通過して沙河に宿營した。

二十一日。山海関の外十里先の LI HIYA SAN TAI に到着して宿營した。その日、総兵官吳三桂の哨探の者が、流賊の兵は辺牆を出て留まっていると告げに来たので、王・beile・beise・公らに精兵をつけて前方に差し遣わした。これらが到着したところ、流賊に寝返った唐通が騎兵数百を率いて辺牆を出て、山海城の外を取り留まった場所で、gabsihiyan 兵が遭遇して破った。二人を生け捕ってつれてきた。

二十二日。山海関に到着して、総兵官吳三桂が遣わした者を「王の兵が到着した」と山海城に遣わしたので、吳総兵官は彼の数名の兵丁を率いて城より出て、王を出迎えた。撰

aliha wang, geren/ wang, beile, beise, gungse, gūsai ejete, bithe coohai
 承けた 王、 衆 王、 beile, beise, 公ら、 gūsai ejenら、 文 武の
 hafasa ambula urgunjeme 16a/16b urugun -i doroi, doru be ailha wang ni
 官ら おおいに 喜び 喜び の 礼で、 政 を 承けた 王 の
 yaya hacin -i faidan be faidafi buren/ burdeme, laba bileri fulgiyeme, u
 およそ 件 の 儀仗 を ならんで 海螺 吹き、 喇叭 さるな 吹き、 吳
 dzung bing guwan be gaifi; ^abka de/ ilan jergi niyakūlafi uyun jergi
 総 兵 官 を つれて。 天 に 三 たび 跪いて 九 たび
 hengkileme wajiha manggi; u san gui ini bithe/ coohai hafasa be gaifi,
 叩頭し おえた のち。 吳 三 桂 彼の 文 武の 官ら を つれて、
 amba coohai ejen doru be aliha hošoi mergen cin/ wang de ilan jergi
 大いなる 兵の 主 政 を 承けた 和碩の 睿 親 王 に 三 たび
 niyakūrafi uyun jergi hengkileme wajiha manggi; wang de tebeliyeme/
 跪いて 九 たび 叩頭し おえた のち。 王 に 抱見の礼をし
 acaha; + [manggi doru be aliha + [hošoi] mergen cin + [wang] dzung
 あった。 のち 政 を 承けた + [和碩の] 睿 親 + [王] 総
 bing guwan -i baru + [usangu] hendume] [manggi doru be aliha hošoi
 兵 官 の 方 + [吳三桂] 語り [のち 政 を 承けた 和碩の
 mergen cin wang, dzung bing guwan u san gui baru hendume; si genefi
 睿 親 王、 総 兵 官 吳 三 桂 方 語り。 汝 行つて
 sini coohai niyalma de gemu/ temgetuleme šanggiyan bosoi meiren be alime
 汝の 兵の 人 に みな 目印とし 白い 布の 肩 を 受け
 hūwaita, tuttu akūci, gemu emu adali nikan kai, ya be takara; aikabade
 結べ、 そのよう なければ みな 一 様 漢 ぞ、 どれ を 見分ける。 あるいは
 tašarame/ warahū te si juleri gene sehe manggi;] tereci dzung bing guwan
 あやまり ~~殺すのではない~~。いま 汝前 行け いった のち。 それより 総 兵 官

政王・諸王・beile・beise・公ら・gūsai ejenら・文官・武官らはおおいに喜び、祝いの礼で、
 摂政王のあらゆる儀仗が並んで、海螺を吹き、喇叭・さるなを吹いた。摂政王が吳総兵官を連
 れて、天に三度跪いて九度叩頭し終えたのちに、吳三桂が彼の文官・武官らをつれて、大兵の
 主である摂政和碩睿親王に三度跪いて九度叩頭し終えたのち、王に抱見の礼をおこない、親し
 み合った。摂政睿親王が総兵官吳三桂に向けて言うには、「汝は行つて、汝の兵丁にみな目印
 のため白い布を肩に結べ。そうしなければみな同じ漢人ぞ、どこかで見分けないと同士討ちを
 してしまう。いま汝は先に行け」。そこで総兵官

u san kui* juleri genefi san hai duka be neifi/ cooha be dosimbuha
 呉三桂前 行って 山海門 を 開けて 兵 を 入らせた
 manggi; dosifi tuwaci liodzei ejen li dz ceng ni beye moringga 16b/17a
 のち。 入って 見れば 流賊 主 李自成 の 自身 馬の
 yafahan uheri orin tumen funceme cooha be gaifi emu ujan amargi alin
 徒歩の すべて 二十万 あまり 兵 を つれて 一端 北 山
 de/ emu ujan julergi mederi de niketele hetu faidame ilihabi; tere inenggi
 に、 一端 南 海 によるまで 横 ならび たっている。それ 日
 edun/ mangga buraki toron dekdefi umai saburakū bihe; musei cooha
 風 強い 塵 埃 起こって まったく見えない あった。我々の 兵
 faidaha baci batai/ cooha mederi ergi ujan ambula funcehebi; doru be aliha
 ならんだ ところより 敵の 兵 海 方 端 おおいに あまっている。政 を 承けた
 hošoi mergen cin wang/ geren wang, beile, beise, gung se, gūsai ejete, tui
 和碩の 睿 親 王、 衆 王、 beile, beise, 公 ら gūsai ejen ら、 tui
 janggisa be wacihiyame isabufi/ gisun hendume; suwe yaya cocarame balai
 janggin ら を ことごとく 集めて 言 語り。 汝ら およそ 隊序を乱し みだりに
 ume aššara; ere cooha de ja -i afaci/ ojurakū; teisu teisu saikan kice; ere
 するな 動く。 この 兵 で 簡単に 攻められない。 各 各 よく 励め。これ
 be gidaci amba doru be uthai 17a/17b mutehe ton kai; musei cooha
 を 破れば 大なる 業 を ただちに できた 数 ぞ。 我々の 兵
 mederi baru bata de acame meiren -i aname sarafi/ faida; jebele -i ergi
 海 方 敵 に あい meiren の ごとに 展開して ならべ。右翼 の 方
 dubede u dzung bing guwan -i cooha be faida; burende/ burdehebe tuwame
 端に 呉 総 兵 官 の 兵 を ならべ。海螺 吹いたのを見て
 dosici, ba goro donjirakū; mini baci kaicame deribuhe de/ siran siran -i
 進めば、 ところ 遠く 聞こえない。 我の ところより 喊声をあげ はじめた に つぎ つぎ と

呉三桂は先に行って、山海門を開けて兵を招き入れた。入って見たところ、流賊の主李自成自身が騎兵・歩兵あわせて二十万余りを率いて、一隅は北山に、一隅は南の海におよぶまで横並びに陣取っている。その日は風が厳しく、塵・埃が舞ってまったく見えなかった。我々の兵が陣取った場所よりは、敵の兵が海との境目までおおいにはみ出している。摂政和碩睿親王が衆王・beile・beise・公ら・gūsai ejen ら・tui janggin らをすべて集めて言葉を語るに、「汝らはいっさい隊列を乱して軽率に動くな。この兵では容易に攻めることができない。各々よく励め。これを破れば大業をすぐに得られるという分かれ目ぞ。我々の兵は海に向けて敵に對峙し meiren ごとに展開してならべ。右翼の方の端に呉総兵官の兵をならべよ。海螺を吹いたのに合わせて進んでも、場所が遠くて聞こえないので、私のところより喊声をあげ始めたときに、次々と

kaica: jai jergi kaicaha de elhei katarama teksilefi teisu teisu/ dosi seme
 喊声をあげよ。次 たび 喊声をあげたに ゆっくりと 進み 整えて 各 各 入れ と
 giyan giyan -i tacibufi unggihe; musei cooha faidame teksileme wajire/
 道理 道理 に 教えて 送った。 我々の 兵 ならび 整え おわる
 teisuleme juwe jergi kaicafi dosirengge edun uthai nakafi bata be teisu
 あわせ 二 たび 喊声をあげて 入ったこと 風 ただちに やんで 敵 を 各
 teisu/ gidafi dehi bade isitala bošome ambula waha; liodzei ejen li dz ceng
 各 破って 四十 里に 到るまで 追い おおいに 殺した。 流賊 主 李 自成
 be bahafi 17b/18a wahakū burlame tucifi, ini samsiha cooha be tuwarakū,
 を 得て 殺さなかった 逃げ 出た、 彼の 離散した 兵 を 見ない、
 uju uncihin be/ bargiyarakū yan jing ni baru burlame genehe; temen emu
 頭 尾 を おさめない 燕 京 の 方 逃げ 行った。 駱駝 一
 tanggū dehi emu/ morin loosa sunja minggan ninggun tanggū juwan ilan,
 百 四十 一。 馬 騾子 五 千 六 百 十 三、
 gecuhari suje ambula baha/ erebe wang, beile, beise, gungse, gūsai ejete,
 蟒緞 緞子 おおいに 得た。 これを 王、 beile、 beise、 公ら、 gūsai ejenら、
 bithei hafasa, meiren -i janggisa/ tui janggisa, jalan -i janggisa de jergi
 文の 官ら、 meiren i jangginら、 tui jangginら、 jalan i jangginら に 等級
 bodome šangnafi, funcehe morin loosa be/ geren coohai niyalma de
 はかり 賞賜して、 あまった 馬 騾子 を 衆 兵の 人 に
 šangnaha; tere inenggi san hai birade deduhe/
 賞賜した。 その 日 山 海 河に 宿営した。
 Oorin ilan de ing aššafi amargi alin i buten de deduhe; tere inenggi
 二十 三 に 営 動いて 北 山 の 麓 に 宿営した。 それ 日
 18a/18b liodzei ejen li dz ceng, u dzung bing guwan be daha seme
 流賊 主 李 自成、 吳 総 兵 官 を したがえ と

喊声をあげよ。再度喊声をあげたときに、ゆっくりと進み、隊列を整えて各々入れ」と筋道を立てて、言い含めて差し遣わした。我々の兵が列んで隊列を揃えおわるのに合わせ、二度喊声をあげて入ったところ、風はすぐに止んだので、敵を各々破って四十里の先にまで追撃して大いに殺した。流賊の主李自成一を殺すことができなかった。敗走して、彼は離散した兵を見ず、あとさきを顧みず、燕京に向けて逃げ去った。駱駝一百四十一・馬と騾馬五千六百十三・蟒緞と緞子を大いに得た。これを王・beile・beise・公ら・gūsai ejenら・文官ら・meiren i jangginら・tui jangginら・jalan i jangginらに等級ごとに賞賜して、残った馬・騾馬を多くの兵丁に賞賜した。その日、山海河に宿営した。

二十三日。営は動いて北山の麓に宿営した。その日、流賊の主李自成一が吳総兵官に「従え」と

takūraha niyalma be/ u dzung bing guwan jafafi unggihēkū asaraha bihebi;
 遣わした 人 を 呉 総 兵 官 とらえて送らなかつた 留めた あつている。
 tere niyalma san si goloi/ niyalma gebu wang dzeng* yoo; dade mi yun -i
 それ 人 山 西 地方の 人 名 王 則 堯 もとに 密 雲 の
 dutan* bihe; liodzei bahafi coohai/ jurgan -i amban sindaha bi; tere be u
 都堂 あつた。流賊 得て 兵の 部 の 大臣 任じた ある。それ を 呉
 dzung bing guwan dorō be aliha wang ni/ jakade benjihe manggi, wa
 総 兵 官 政 を 承けた 王 の もので 送つてきた のち、 殺せ
 seme wabuha; Oming gurun -i dzung bing guwan u san gui/ cooha be
 と 殺させた。 明 国 の 総 兵 官 吳 三 桂 兵 を
 okdome niyalma takūrafi hoton -i duka neifi dosimbure seme/ takūraha
 迎えに 人 遣わして 城 の 門 開いて 入らせる と 遣わした
 manggi amba cooha be gajime jihe; takūraha gisun be jurcehekū, 18b/19a
 のち 大いなる 兵 を つれてき きた。遣わした 言 を たがえなかつた、
 san hai duka be neifi irgen be gaifi dahaha seme; uju jergi morin de/
 山 海 門 を 開いて 民 を つれて したがつたと。 頭 等級 馬 に
 foloho enggemu tohohoi, foloho jebele de beri sirdan sisihai, sekei/ sijigiyan,
 彫つた 鞍 つけたまま、彫つた 箭袋 に 弓 箭 挿したまま、 貂皮の 袍、
 sahalca sekei dahū; aisin tebeliyeme araha gui imisun; sujei gūlha/ gecuhēri
 黒 貂皮の 皮端罩。 金 嵌め なした 玉の 腰帯。 緞子の 靴、 蟒 緞
 sijigiyan bufi, wargi be necihiyere wang obufi, san hai hoton de/ bihe
 袍 与えて、 西 を 平らげる 王 なして、 山 海 城 に あつた
 coohai niyalma be uju fusi, mahala de sorson hada seme hendufi,/ uju
 兵の 人 を 頭 剃れ、 冠帽 に 帽纓 つけよ と 語つて、 頭
 fusiha; sorson hadaha manggi; moringga yafahan uheri emu tumen cooha/
 剃つた。 帽纓 つけた のち。 馬の 徒歩の すべて 一 万 兵

遣わした者を呉総兵官が捕らえて帰さず留めていた。その者は山西省の人、名は王則堯。もと密雲都堂であった。流賊が捕らえて兵部尚書に任じていた。それを呉総兵官が摂政王のもとに送つたので、「殺せ」と殺させた。

明国総兵官の呉三桂が迎えるために、人を遣わして「城門を開いて招き入れる」と遣わしたので、大兵を率いて来た。遣わした言葉に違わず、山海門を開いて民を率いて従つたので、頭等の馬に彫りのある馬の鞍を付けたままのもの・彫りのある箭袋に弓と箭を挿したもの・貂皮の袍・黒貂皮の皮端罩・金の象嵌でできた玉の腰帯・緞子の靴・蟒緞と袍を与えて、平西王にした。山海城にいた兵丁に「頭を剃れ、帽子に帽纓をつけよ」と言うと、頭を剃つた。帽纓をつけたのち、騎兵・歩兵合わせて一万の兵が

wargi be necihiyere wang be ejen arafi, doro be aliha, amba coohai
 西 を 平らげる 王 を 主 なして、政 を 承けた、大いなる 兵の
 19a/19b ejen hošoi mergen cin wang gaifi, wasihūn yan jing ni baru
 主 和碩の 睿 親 王 つれて、西 燕 京 の 方
 liodzei be/ amcame juraka; g'oosy bithe arafi babai hoton hecen de selgiyehe,
 流賊 を 追い 出発した。告示 書 書いてところところの 城 城 に 伝えた、
 tere bithe gisun:/ ^^○daicing gurun i ^^han i funde doro be aliha wang
 それ 書 言。 大清 国 の Han の 代わりに 政 を 承けた 王
 ni bithe; nikan gurun i geren hafasa,/ cooha irgen de ulhibume wasimbuha;
 の 書。 漢 国 の 衆 官ら、 兵 民 に わからせ 下した。
 neneme udu udu jergi ming gurun i han i baru/ doro acaki, yaya gemu
 先に 数 数 たび 明 国 の Han の 方 礼 あいたい、およそみな
 taifin banjiki seme ba ba deri bithe unggici, ming/ gurun i han, ambasa
 太平 暮らしたいと ところところを 書 送れば、明 国 の Han 大臣ら
 liyeliyefi cooha irgen i bucere be gūnirakū; gurun boo de/ jobolon ojoro be
 混迷して 兵 民 の 死ぬ を 思わない。 国 家 に 苦しみ なる を
 bodorakū; ishun emu gisun jaburakū ojoro jakade tere 19b/20a turhun* be
 はからない。向かい合って一 言 こたえない なる もので それ 理由 を
 bithe arafi ming gurun i hafan irgen de ulhibume dailame ilan/ mudan
 書 書いて 明 国 の 官 民 に わからせ 討ち 三 度
 cooha dosifi tabcilame gaime yabuhangge; ming gurun i han, ambasa be/
 兵 入って 掠め とり いったこと。 明 国 の Han 大臣ら を
 hafirabuha de doro acakini sehe gūnin bihe; ming gurun i han doro/
 追いつめさせたに 礼 あうがよい いった おもい あった。明 国 の Han 礼
 acahakū ofi, te donjici, jobolon ohobi; ere gemu nenehe weile; emgeri
 あわなかったなって、いま聞けば、苦しみ なっている。これ みな 先じた こと。 一度

平西王を主としたが、摂政であり大兵の主である和碩睿親王が率いて、西方の燕京に向けて流賊を追撃するために出発した。告示を書いて処々の各城に伝えた。その書の言葉。

「大清国の Han に代わり摂政王の書を漢人の国の衆官ら・兵と民に分からせるために下した。先に何度も明国の皇帝に向けて礼を交わしたい、すべてみな太平に暮らしたいと処々より書を送ったが、明国の皇帝・大臣らは混迷して、兵・民が死ぬのを思わず、国家に禍となるのを考えず、直接一言も返事がなかった。そのためその理由を書に書いて、明国の官・民に分からせるために討伐し、三度兵を入れて掠め取りに行ったが、それは明国の皇帝・大臣らを追いつめさせたときに礼を交わしたいといった思いであった。明国の皇帝は礼を交わさなかったので、いま聞いたところでは禍いとなっている。これはみな過去のことであり、一度

dule~~ke~~/ ere fonji bi gūsin jurgan -i amba cooha be gaifi gashūme
 過ぎた。これ とき 我 おもい 義 の 大いなる 兵 を つれて 誓い
 akdulafi/ cuwan be irubufi mucen be hūwaliyafi* ainaha seme bedererakū,
 かためて 船 を 沈めて 釜 を 壊して 決して 退かない、
 umesi teme/ jihebi; yaya hecen hoton -i hafan cooha uju fusifi duka neifi
 はなはだ 居 きている。およそ 城 城 の 官 兵 頭 剃って 門 開いて
 okdome 20a/20b dahaci, tere hecen -i cooha irgen; ai ai jakabe funiyehei
 迎え したがえば、それ 城 の 兵 民 なに なにもものを 毛髪
 gese necirakū;/ hafasa be gemu jergi bodome da an ci emte jergi
 ように おかさない。 官ら を みな 等級 はかり もと 常 より 一ずつ 等級
 wesimbumbi; hūdai niyalma/ oci kemuni hūdaša; usin -i niyalma oci kemuni
 降せる。 商いの人 なればそのまま 商いせよ。 田 の 人 なればそのまま
 usin weile; coohai niyalma kemuni/ cooha oki seci cooha oso; meni meni
 田 作れ。 兵の人 そのまま 兵 なりたいいえば兵 なれ。 各 各
 bade geneki sere niyalma oci inu sindafi/ unggimbi; yaya dahaha hecen
 ところに行きたい いう 人 なればまた 任じて 送る。 およそ したがった 城
 hoton -i niyalma gašan fui niyalma be da tehe/ gašan ci acinggiyarakū;
 城 の 人 村 府の人 を もと 居た 村 より 動かさない。
 daharakū afara hecen hoton -i hafan cooha be gemu/ wacihiyame wambi; bi
 したがわぬ攻める 城 城 の 官 兵 を みな ことごとく 殺す。 我
 gūnici 20b/21a ^^abkai fejergi emu niyalmai ^^abkai fejelgi waka; ^^abkai
 思えば 天の 下 一 人の 天の 下 ない。 天の
 fejergi niyalmai/ ^^abkai fejergi; damu erdemungege niyalma tokto**bum**bi;
 下 人の 天の 下。 ただ 徳のある 人 定める。
 ^^abkai fejergi irgen;/ emu niyalmai irgen waka; ^^abkai fejile we
 天の 下 民。 一 人の 民 ない。 天の 下 誰

過ぎたことである。今回の私の思いは、正義の大兵を率いて、誓い固めて舟を沈めて釜を壊して決して退かず、大いに留まるために来ているのである。すべて城々の官・兵が頭を剃って門を開いて迎え従うならば、その城の兵・民については、すべてのものを毛髪ほども侵さない。官らについては、みな等級をはかり、もとより一等加える。商人ならばそのまま商売をせよ。農民ならばそのまま農事をおこなえ。兵丁については、そのまま兵になりたいと言えれば兵になれ。各々の地に行きたいと言う者がいれば、また任じて差し遣わす。およそ従った城の者と村・府の者については、もといた村より動かさない。従わずに戦う城の官・兵はみなことごとく殺す。私が思うに、天下は一人の天下ではなく、天下の人の天下である。ただ徳のある者が治める。天下の民は一人の民ではなく、天下は

erdemungge ejen oci dule/ terei irgen kai; ^bi tuba be safi mini coohai
 徳のある 主 ならばそもそもその 民 ぞ。 我 そこ を 知って我の 兵の
 niyalma be irgen be/ ume wara; irgen i aika jaka be ume durire; fafun
 人 を 民 を するな 殺す。 民 の すべてもの を するな 奪う。 法
 be jurcehe niyalma be wambi/ seme fafulaha bi; ming gurun i yaya
 に たがえた 人 を 殺す と 命じた ある。明 国 の およそ
 hafan suwe daci liodzei fejergi niyalma/ waka; liodzei suweni ejen be
 官 汝ら もとより流賊 下 人 ない。 流賊 汝らの 主 を
 mukiyebuci, suwe elemangga liodzei jalin de ainu 21a/21b bucembi; bi liodzei
 滅ぼせば、 汝ら かえって 流賊 ために どうして 死ぬ。 我 流賊
 emgi etere anabure be ere fonji lashalambi; yaya hafan cooha/ kenehunjeme
 とともに 勝つ 負ける を これ とき 決する。 およそ 官 兵 疑い
 daharakū oci; cooha juwe eterakū; juwe anaburakū kai; ^minde dafi liodzei
 したがわれない ならば、兵 二 勝らない。二 譲らない ぞ。 我に たすけて 流賊
 be mukiyebuki sere niyalma oci, okdome dahafi, ^minde aisila/ ^bi terei
 を 滅ぼしたい いう 人 ならば、迎え したがって、我に 助けよ。 我 その
 juse omosi be jalan halame lashalarakū hafan obufi gosime ujimbi; uttu/
 子ら 孫ら を 代 改め 絶えない 官 なして 慈しみ 養う。このよう
 ohode suwe emgeri oci suweni ejen i karu be bahambi; jai oci beye boo
 なったのに汝ら 一度 ならば汝らの 主 の 報い を 得る。 次 ならば自身 家
 be/ karmame bayan wesihun enteheme ombi kai; suweni ejen i karu be
 を 守り 富 貴 永遠に なる ぞ。 汝の 主 の 報い を
 gūnirakū hūlha/ liodzei de dayaci, emgeri oci ejen i baili be onggoho; jai
 思わない 賊 流賊 に 依附すれば、一度 ならば主 の 恩 を 忘れた。 次
 oci beye boo be 21b/22a onggofi, liodzei emgi jobolon be bairengge kai;
 ならば自身 家 を 忘れて、 流賊 とともに 苦しみを 招くこと ぞ。

徳のある者が主であれば、そもそもその民ぞ。私はそこを知っているので、私が兵丁には民を殺すな、民のいっさいの財貨を奪うな、この法に背いた者は殺すと命じている。明国のすべての官、汝らのはがんらい流賊の配下ではない。流賊が汝らの主を滅ぼしたのに、汝らのはかえって流賊のためにどうして死ぬのか。私は流賊との勝負をこのたび決める。すべて官・兵が疑い従わないならば、兵力は双方勝たず双方譲らないぞ。私を助けて流賊を滅ぼしたいという者がいれば、迎えて従って私を助けよ。私はその子ら孫らを代々絶えない官として慈しみ養う。そうすれば汝らは、一つには汝らの主の仇をとる、二つには自身の家を守り富貴が永遠となるぞ。汝の主の仇を考えず、賊・流賊に依附するならば、一つには主の恩を忘れた者、二つには自身の家を忘れた者として、流賊とともに禍いを招くことになるぞ。

ucuri nashūn be sara; gung gebu *be/* iliburengge uthai ere fon kai; bi ainaha
 機会 時機 を知る。功名 *を* 立てること ただちにこれ ときぞ。我 決して
 seme tašan be gisurerakū; tuttu/ tašan be gisureci ^^abkai fejergi niyalma
 誤り を言わない。 そのよう 誤り を言えば 天の 下 人
 de akdun be adarame tuwabumbi;/ jai liodzei harangga jiyangjiyon* cooha
 に かたい を どうか 見せる。 また 流賊 属下 將軍 兵
 dahaci inu gebu jergi be wesihun obufi/ juse omosi be jalan halame
 したがえばまた 名 等級 を上 なして 子ら 孫ら を代 改め
 lashalarakū gosime ujimbi seme ere bithe be selgiyehe/ manggi; alin hada,
 絶えない 慈しみ 養う と これ 書 を 伝えた のち。 山 峰、
 nuhaliyan sangga de ukaka geren irgen donjici urgunjenumene meni meni/
 窪地 洞窟 に 逃れた 衆 民 聞けば 共に喜び 各 各
 gašan fu de ebufi uju fusifi okdome dahaha manggi ^^hese be aliha
 村 府 に 留まって頭 剃って 迎え したがった のち 旨 を 承けた
 22a/22b amba coohai ejen hošoi mergen ca* wang, dahaha hoton hecen
 大いなる 兵の 主 和碩の 睿 親 王、 したがった 城 城
 gašan fui geren/ irgen de ucaraha, ucarahai selgiyehe gisun; meni ere
 村 府の 衆 民 に 出会った、 出会ったまま 伝えた 言。 我々の これ
 mudan -i cooha jihengge; nenehe/ adali hehe juse be olji araki, ulin ulha
 度 の 兵 来たこと。 先んじた ように 女 子ら を 俘虜 ほしい、 財貨 家畜
 be galki seme jihengge waka; suweni/ geren irgen -i ergen be guwebuki,
 を とりたいと 来たこと ない。 汝らの 衆 民 の 命 を 免じたい、
 liodzei hūlha be mukiyebuki;/ ^^abkai fejergi be toktobuki seme jihebi; suwe
 流賊 賊 を 滅ぼしたい。 天の 下 を 定めたい と 来ている。 汝ら
 meni meni gašan ci ume jailara; usin -i niyalma oci usin weile; hūdai
 各 各 村 より するな 避ける。 田 の 人 なければ田 作れ。 商いの

時期を知って功名をたてるのは、いまこの時ぞ。私は決して嘘は言わない。そうして嘘を言えば、天下の者に信実をどのように見せよう。また流賊の属下の将兵が従うならば、また官職を上級にして、子ら孫らを代々絶えず慈しみ養う」と。この書を伝えたところ、山麓・窪地・洞窟に逃れた衆民が聞いて喜び、それぞれ村・府に留まって頭を剃って迎えて従ったので、旨を承けた大兵の主である和碩睿親王は、城・村・府の衆民と会った。会って伝えた言葉。「我々のこの度の兵が来たことは、先と同じく女・子供を俘虜としたい、財貨・家畜をとりたいと来たのではない。汝らの衆民の命を赦したい、流賊を滅ぼしたい、天下を定めたいと来ている。汝らはそれぞれ村より離れるな。農民ならば農事をおこない、商

niyalma oci hūdaša; fe an be ume jurcere; meni/ cooha de ume olhoro;
 人 なければ 商いせよ。旧 常 を するな たがえる。我々の 兵 に するな おそれる。

dahaha irgen i yaya jaka be funiyehi gese necirakū sehe; 22b/23a

したがった 民 の およそ もの を 毛髪 の ように おかさない いった。

○dahaha iegen i aika jaka be ume necire seme fafun i bithe arafi
 したがった 民 の すべて の もの を するな おかす と 法 の 書 書いて

geren hafan/ cooha de selgiyehe; tere bithei gisun; ○doro be aliha
 衆 官 兵 に 伝えた。それ 書 の 言。政 を 承けた

wang ni/ fafun i bithe; geren coohai ejete; coohai niyalma de wasimbuha;
 王 の 法 の 書 を。衆 兵 の 主ら。兵 の 人 に 下した。

muse neneme nikan be/ dailame ilan mudan olji gaime yabuha adali; ere
 我々 先に 漢 を 討ち 三 度 俘虜 とり いった ように。これ

mudan de olji gaime yaburakū/ ^^abkai gosire kesi de amba doro be
 度 に 俘虜 とり いかない 天の 慈しむ 恩 に 大いなる 道 を

kiceme gurun be toktobume irgen be dahabume/ yabumbi; nikan i jase
 励み 国 を 定め 民 を したがわせ いく。漢 の 境

dosikaci dahaha hecen hoton i niyalma be ume wara; gemu uju/
 入れば したがった 城 城 の 人 を するな 殺す。みな 頭

fusibu; irgen i yaya jaka be ume necire; sula irgen be ume wara; olji
 剃らせよ。民 の およそ もの を するな おかす。閑散 民 を するな 殺す。俘虜

arambe ume 23a/23b jafara; etuku ume sume gajjara; yaya gašan i boo be
 なし するな とらえる。衣服 するな 剥ぎ 受けとる。およそ 村 の 家 を

ume efulere; tetun/ agūra be ume necire; afafi baha hecen hoton i niyalma
 するな 壊す。器 具 を するな おかす。攻めて 得た 城 城 の 人

be olji araci/ ojurakū niyalma be wa; olji araci acara niyalma be ume
 を 俘虜 なせられない 人 を 殺せ。俘虜 なすべき 人 を するな

人ならば商売をせよ。旧例に背くな。我々の兵をおそれるな。従った民のあらゆるものを毛髪
 ほども侵さない」と。

「従った民のすべてのものを侵すな」と法の書に書いて衆官・兵に伝えた。その書の言葉。

「摂政王の法の書を衆兵の主ら・兵丁に下した。『我々は、先には漢人を討つため、三度俘虜を獲るために行軍したようなものだ。この度は俘虜を獲りに行かず、天の仁恩で大業に励むため、国を定め民に従わせるために行軍する。漢人との辺境に入ったならば、従った城々の者を殺すな。みな頭を剃らせよ。民のあらゆるものを侵すな。逸民を殺すな。俘虜とするために捕らえるな。衣服を剥ぎ取るな。すべての村の家を壊すな。器具に手を出すな。攻めて得た城々の者で俘虜にできない者は殺せ。俘虜にできる者は

wara; olji ara;/ tere hoton i ai ai jakabe gemu uhei bargiya; afafi baha
 殺す。 俘虜 なせ。 それ 城 の なに なにものを みな 共に おさめよ。 攻めて 得た
 hecen hoton ocibe;/ sula gašan ocibe boo be tuwa ume sindara; ere fafun
 城 城 なつても、閑散 村 なつても家を 火 するな 放つ。 これ 法
 be jurceci, jurcehe/ niyalma be wafi geren coohai niyalma de ejobumbi;
 を たがえれば、たがえた 人 を 殺して 衆 兵の 人 に 覚えさせる、
 gūsai ejen, meiren i janggin,/ tu i janggin saikan fafulaha akū oci, gūsai
 gūsai ejen, meiren i janggin, tu i janggin, よく 命じた ない なければ、gūsai
 ejen, meiren i janggin, tu i janggin *de 23b/24a* weile; gūsai ejen, meiren i
 ejen, meiren i janggin, tu i janggin 罪。 gūsai ejen, meiren i
 janggin, tu i janggin fafulafi, jalan i janggin heoledeci/ jalan i janggin de
 janggin, tu i janggin 命じて、 jalan i janggin 怠れば jalan i janggin に
 weile; gūsai ejen, meiren i janggin, tu i janggin, jalan i janggin/ fafulafi
 罪。 gūsai ejen, meiren i janggin, tu i janggin, jalan i janggin 命じて
 yaya nirui niyalma fafun be jurceci, aliha coohai +[niyalma] oci, tere/ nirui
 およそ niru の 人 法 を たがえれば、 aliha cooha の +[人] なければ、それ nirui
 janggin, funde bošokū, ajige bošokū be weilei amba ajige be tuwame/ gemu
 janggin, funde bošokū, ajige bošokū を 罪の 大きい 小さいを 見て みな
 weile arambi; bayara, bayarai kutule oci, tere jalan janggin, juwan i da
 罪 なす。 bayara, bayarai kutule なければ、それ jalan janggin, juwan i da
be/ weile arambi; jeku, orho ganaha bade, jeku orho moo be gaifi genehe/
 罪 なす。 穀物、草 とりに行ったところに、穀物 草木 を とって 行った
 amban i joriha be tuwame gaisu; jeku orho ganaha bade irgen i aika
 amban の 指示したを 見て とれ。 穀物 草 とりに行ったところに 民 の すべて
24a/24b jakabe durime fafun be jurceci, tere gaifi genehe amban, jalan
 ものを 奪い 法 を たがえれば、それ とって 行った amban, jalan

殺すな。俘虜となせ。その城のあらゆるものを一堂に集めよ。攻めて得た城々であっても、人がいない村であっても、家に火を放つな。この法に背けば、背いた者を殺して衆兵丁に覚えさせる。gūsai ejen・meiren i janggin・tu i janggin がよく伝えないならば、gūsai ejen・meiren i janggin・tu i janggin に罪とする。gūsai ejen・meiren i janggin・tu i janggin が伝えて、jalan i janggin が怠るならば、jalan i janggin に罪とする。gūsai ejen・meiren i janggin・tu i janggin・jalan i janggin が伝えて、およそ niru の者が法に背くならば、aliha cooha の者であれば、その nirui janggin・funde bošokū・ajige bošokū を罪の大小を見てみな罪とする。bayara・bayarai kutule であれば、その jalan janggin・juwan i da に罪とする。穀物・草を取りに行った場所では、穀物・草・木を取りに行った amban が指示したのを見て取れ。穀物・草を取った場所で民の財貨を奪い、法に背けば、その取って行った amban・jalan

janggin, nirui/ bošokū de gemu weile; tatan de isinjifi baicame tucibuhekū
 janggin, niruの bošokū に みな 罪。 宿営地 に 到りきて 査べ 出さなかつた
 oci aliha/ cooha oci tere nirui janggin, bošokū de weile; bayara oci jalan i
 なれば aliha cooha なればそれ nirui janggin, bošokū に 罪。 bayara なれば jalan i
 janggin./ juwan i da de weile; ere fafun i bithe be geren coohai niyalma
 janggin, juwan i da に 罪。 これ 法 の 書 を 衆 兵の 人
 de saikan/ dahūn dahūn i ulhibume hūla seme coohai niyalma de
 に よく 重ね 重ね に わからせ 唱えよ と 兵の 人 に
 selgiyehe; geli fafun be/ heolederahū seme/
 伝えた。 また 法 を 怠るのではあるまいか と。
 wang, beile, beise, gungse ^^abka na de akdulame gashūrengge, be fafun i
 王、 beile, beise, 公ら 天 地 に かため 誓ったこと。 我々 法 の
 24b/25a dorgi jaka be gidara, gūsai niyalma, meni boo i niyalma fafun be
 うち もの を 隠す、 gūsaの 人、 我々の 家 の 人 法 を
 jurceme weile araha be/ safi donjifi gidara oci ^^abka na wakalafi se
 たがえ 罪 なした を 知って 聞いて 隠す なれば 天 地 非として 歳
 jalgan de isiburakū/ bucebu/
 命 に およぼさない 死なせよ。

gūsai ejen ci fusihūn, nirui janggin ci wesihun gashūha bithei gisun/
 gūsai ejen より下、 nirui janggin より上 誓った 書の 言。
 ^^abka na de akdulame gashūrengge; dahaha iegen i boo be efulere, tetun
 天 地 に かため 誓ったこと。 したがった 民 の 家 を 壊す、 器
 agūra be/ necire, ulgiyan koko be wara; irgen be turire, cuwangnara; ulin
 具 を おかす、 豚 鶏 を 殺す。 民 を 雇う、 掠める。 財貨
 ulga be/ hūlhara; facuhūn be safi tuciburakū ojoro; afafi gaiha hecen hoton
 家畜 を 盗む。 乱れ を 知って 出さない なる、 攻めてとった 城 城

janggin・nirui・bošokūにみな罪とする。宿営地に到着して査べ出さなかつたならば、aliha coohaであれば、そのnirui janggin・bošokūに罪とする。bayaraならばjalan i janggin・juwan i daに罪とする」。この法を衆兵丁によく繰り返し分らせるために読ませよと兵丁に伝えた。また法を怠るのではあるまいかと、王・beile・beise・公らが天地に固く誓ったこと。「我々が法のうちでものを隠したり、gūsaの人・各家の人が法に背いて罪となるのを知ったり聞いたりしながら庇い立てするならば、天地はとがめて、天寿を全うさせずに死なせよ」。

gūsai ejen 以下、nirui janggin 以上が誓った書の言葉。「天地に固く誓ったこと。従った民の家を壊す・器具に手をつける・豚や鶏を殺す・民を雇ったり掠める・財貨や家畜を盗む・騒乱を知って救い出さない・攻めて取った城々

i fafun *ji* 25a/25b dorgi jakabe gidara hūlhara, gingguleme kiceme fafularakū
 の法 の うち ものを 隠す 盗む、 謹み 励み 命じない

ojoro oci/ ^^abka na wakalafi bucekini wabukini/
 なる なれば 天地 非として 死なせるがよい 殺すがよい。

○Orin duin de sin ho i de deduhe; tere inenggi san hai furdan be
 二十四 に 新河驛に 宿営した。それ日 山海関 を
 dosika liodzei/ cooha be gidaha urgun i mejige be wesimbume ashan i da
 入った 流賊 兵 を 破った 喜び の 知らせ を 奏し ashan i da
 jamba de ahaliyan hiya/ bayan be adabufi unggihe; esei gamaha bithei
 Jamba に Ahaliyan hiya Bayan を つけて 送った。これらの 持っていった 書の
 gisun;/ doru be aliha wang ^^hese be aliha amba coohai ejen dorgon/
 言。 政 を 承けた 王 旨 を 承けた 大いなる 兵の 主 Dorgon
 ^^abkai gosire kesi, ^^han i hūhuri de etehe baha urhun i turhun* be
 天の 慈しむ 恩、 Han の 福 に かった 得た 喜び の 理由 を
 25b/26a ^^han i yamun i juleri niyakūrafi wesimbure gisun; bi amba cooha
 Han の 衙門 の 前 跪いて 奏する 言。 我 大いなる 兵
 be gaifi denerengge/ duin biyai juwan ilan de ming gurun i dzung bing
 を つれて たすけに いったこと 四月の 十 三 に 明 国 の 総 兵
 guwan u san gui takūraha/ fujiyang yang sin; iogi g'o yūn lung isinjifi
 官 吳 三 桂 遣わした 副将 楊 申。 遊撃 郭 雲 龍 到りきて
 alame liodzei cooha bejing be/ gaiha; dzung jen han, hūwangheo gemu
 告げ 流賊 兵 北京 を とった。 崇 禎 Han、 皇后 みな
 fasime bucehe; liodzei ejen li dz ceng/ ilan biyai orin juwe de han tefi
 縊れ 死んだ。 流賊 主 李 自 成 三 月の 二十 二 に Han 座して
 gurun i gebu be dai šun, aniya be yung cang ni/ sucungga aniya sehe;
 国 の 名 を 大 順、 年 を 永 昌 の 元 年 いった。

の法の内でものを隠したり盗んだりするなど、謹み励むことを命じないならば、天地はとがめて死なせよ。殺させよ。

二十四日。新河驛に宿営した。その日、山海関に入って流賊の兵を破った喜びの知らせを上奏するために、ashan i daのJambaにAhaliyan・hiya Bayanを付けて送った。彼らが持って行った書の言葉。「摂政王で旨を承った大兵の主Dorgonが天の慈恩、Hanの福で勝利し得た喜びの経緯をHanの衙門の前に跪いて上奏する言葉。『私が大兵を率いて援けに行ったこと。四月十三日に明国の総兵官吳三桂が遣わした副将楊申・遊撃郭雲龍が到着して告げるには、「流賊の兵が北京を占領した。崇禎帝・皇后はみな縊死した。流賊の主李自成は三月二十二日に即位して、国号を大順、年号を永昌元年と称した。

u san gui be jing daha seme takūraci, u san gui daharakū/ ini boigon
 呉三桂をひたすらしたがえと遣わせば、呉三桂したがわれない彼の戸
 ning yuwan ci genehe cooha irgen be gaifi yung ping fuci amasi 26a/26b
 寧遠より行った兵民をつれて永平府より後
 bedereme jifi san hai furdan be tuwakiyahabi; suwende dahafi dzung jen
 退き来て山海関を見張っている。汝らにしたがって崇禎
 han -i karu be gaiki sembi seme alaha manggi; tereci takūraha niyalma
 Hanの仇をとりたいうと告げたのち。それより遣わした人
 de unenggi/ dahaci, ba salibure golo wang obure seme bithe jafabufi juleri
 にまことにしたがえば、ところ専らにさせる地方の王なすと書つかませて前
 unggifi, bi/ uthai ebšeme dobori dulime genefi duin biyai orin emu de san
 送って、我ただちに急ぎ夜通し行って、四月の二十一に山
 hai furdan/ isinaci, liodzei ejen lidz ceng ini beye orin tumen funceme
 海関到りつけば、流賊主李自成彼の自身二十万あまり
 yafahan morin i/ cooha be gaifi dzung jen han -i jui taidz, ju ts joo; ilaci
 徒歩の馬の兵をつれて崇禎Hanの子太子、朱慈娘、三番目
 jui ding wang/ duici jui, uheri ilan jui; dzung jen -i uksun -i san si
 子定王四番目子、すべて三子。崇禎の宗室の山西
 harangga dai yuwan fūi 26b/27a jin wang ju sin hiowan; lu an fui cin
 属下太原府の晋王朱審煊、潞安府の秦
 wang; šan si golo si an fui cin wang/ ju sun ji; ping yang fui han
 王。陝西地方の西安府の秦王朱順吉。平陽府の漢
 wang ju šoo doo; jiyūn wang si de wang, šang ling/ wang, san in wang,
 王朱邵道郡王緩徳王、襄陵王、山陰王、
 u san gui ama u siyang be ergeleme emgi gajifi u san gui be/ daha
 呉三桂父呉襄を脅しともにつれてきて呉三桂をしたがえ

呉三桂にひたすら『従え』と人を遣わしたが、呉三桂は従わずに彼の家族・寧遠より行った兵・民を率いて、永平府より後退してきて山海関を守り固めている。汝らに従って崇禎帝の仇をとりたうと言っている」と告げたので、そこで彼より遣わした者に「まことに従うならば、土地を専有させ藩王とする」と書を与えて先に送った。私はすぐに急ぎ夜を徹して行軍して、四月二十一日に山海関に到着したところ、流賊の主李自成は彼自身が二十万余の歩兵・騎兵を率いて、崇禎帝の子である太子の朱慈娘・第三子の定王・第四子、合わせて三人の子、崇禎帝の宗室の山西に属する太原府の晋王朱審煊、潞安府の秦王、陝西省の西安府の秦王朱順吉、平陽府の漢王朱邵道、郡王である緩徳王・襄陵王・山陰王、呉三桂の父呉襄を脅してともに引きつれてきて、呉三桂に「従え」

seme jing takūraci ojurakū ofi san hai furdan be *kafi liodzei* de/ ubašaha
 と ひたすら遣わせば ならない なって山 海 関 を 囲んで 流賊 に そむいた
 dzung bing guwan tang tung yafahan morin i cooha be gaifi san hai/
 総 兵 官 唐 通 徒歩の 馬 の 兵 を つれて山 海
 furdan i i biyan si deri tucifi tulergi be faidame ilihabi; tere yamji/ tang
 関 の 一 片 石 を 出 て 外 を ならび 立 っ て いる。それ 晩 唐
 tung ni moringga emu udu tanggū isire cooha be ucarafi tanggū 27a/27b
 通 の 馬 の 一 数 百 およぶ 兵 を 出 会 っ て 百
 isime waha; tere dobori tang tung ni cooha uthai ukame san hai de/
 および 殺 した。それ 夜 唐 通 の 兵 た だ ち に 逃 げ 山 海 に
 dosime genehe; jai inenggi amba cooha san hai furdan i hanci ibebe
 入 り 行 っ た。次 日 大いなる 兵 山 海 関 の 近 く 進 ん だ
 manggi;/ u san gui uthai duka neifi dahame jihe; musei cooha uthai
 の ち。 吳 三 桂 た だ ち に 門 開 っ て し た が い き た。我 々 の 兵 た だ ち に
 julergi mukei dukā/ amargi mukei duka; furdan i dulimbai duka deri dosifi
 南 水 の 門 北 水 の 門。 関 の 中 の 門 を 入 っ て
 tuwaci liodzei ejen i beye orin tumen funceme yafaha moringga geren
 見 れ ば 流 賊 主 の 自 身 二 十 万 あ ま り 徒 歩 の 馬 の 衆
 cooha be gaifi, emu ujan/ amargi alin de; emu ujan julergi mederi de
 兵 を つ れ て、一 端 北 山 に。一 端 南 海 に
 hetu lasha faidahabi; tere inenggi/ edun mangga buraki toron dekdefi umai
 横 切 り な ら ん で いる。それ 日 風 強 い 塵 埃 起 こ っ て ま っ た く
 saburakū bihe; musei cooha faidaha 27b/28a baci batai cooha mederi ergi
 見 え ない あ っ た。我 々 の 兵 な ら ん だ と ころ よ り 敵 の 兵 海 側
 ujan ambula funcehebi; bi musei wang, beile, beise, gungse;/ gūsai ejete, tu
 端 お お い に あ ま っ て いる。我 我 々 の 王、 beile、 beise、 公 ら。 gūsai ejen ら、 tu

と何度も人を遣わしても従わないので、山海関を包囲した。また流賊に寝返った総兵官唐通が
 歩兵・騎兵を率いて、山海関の一片石より出て外に布陣していた。その晩、唐通の騎兵数百ほ
 どに出逢って、百近くを殺した。その夜、唐通の兵はすぐに逃げて、山海に入ってしまった。翌
 日、大兵が山海関の近くに前進したので、吳三桂はすぐに門を開いて従いに来た。我々の兵が
 すぐに南の水門・北の水門・関の中門より入って見たところ、流賊の主自身が二十万余の歩
 兵・騎兵の衆兵を率いて、一方は北山に、一方は南の海に横切って陣取っている。その日は風
 が厳しく、塵・埃が舞ってまったく見えなかった。我々の兵が陣取った場所よりは、敵の兵が
 海との境目までおおいにはみ出している。私は我々の王・beile・beise・公ら・gūsai ejen ら・
 tu

i janggisa be wacihiyame isabufi suwe yaya coocaramé balai ume *aššara/*
i janggin らを ことごとく 集めて 汝ら およそ 隊序を乱し みだりにするな 動く
ere cooha de ja i afaci ojurakū; teisu teisu saikan kice; erebe gidaci
これ 兵 に 簡単に攻められない。 各 各 よく 励め。 これを 破れば
amba doḡḡ/ be uthai mutehe ton kai; musei cooha mederi baru bata de
大いなる道 を ただちにできた 数ぞ。 我々の 兵 海 方 敵 に
dube acame meiren i aname sarafi faida; jebele i ergi dubede u dzung
端 あわせ meiren の ごとに 開いて ならべ。 右翼 の 方 端に 呉 総
bing guwan i cooha be faida; buren/ burdehe be tuwame dosici, ba goro
兵 官 の 兵 を ならべ。 海螺 吹いた を 見て 進めば、ところ 遠い
donjirakū; mini baci kaicame deribuhe de/ siran siran i kaica; jai jergi
聞こえない。 我の ところより 喊声をあげ はじめた に つぎ つぎ と 喊声をあげよ。 次 たび
kaicaha de elhei kataramé teksilefi teisu teisu *28a/28b* dosi seme giyan
喊声をあげた に ゆっくりと 進み 整えて 各 各 入れ と 道理
giyan i tacibufi unggihe; musei cooha faidame teksileme wajire/ teisuleme
道理 に 教えて 送った。 我々の 兵 ならば 整え おわる あわせ、
juwe jergi kaicafi dosirengge edun uthai nakafi bata be teisu teisu/ gidafi
二 たび 喊声をあげて 入ったこと 風 ただちに やんで 敵 を 各 各 破って
dehi bade isitala bošome unduri tuhebumé ambula waha; liodzei ejen i
四十 里に 到るまで 追い 途々 おとし おおいに 殺した。 流賊 主 の
beye i iliha ba tob seme mini teisu, gulu suwayan i gūšai teisu ohobi/
自身 の 立ったところ ちょうど 我の 向かい、 無地の 黄 の gūša の 向かい になっている。
^^abkai kesi de ^^han i hūhuri de bi amba cooha gaifi dzung bing
天の 恩 に Han の 福 に 我 大いなる 兵 つれて 総 兵
guwan/ u san guī moringga yafahan cooha, hūng i poo be emgi gamame
官 呉 三 桂 馬の 徒歩の 兵、 紅 衣 砲 を とともに つれていき

i janggin らをことごとく集めて、『汝らはいっさい隊列を乱して軽率に動くな。この兵では容易に攻めることができない。各々よく励め。これを破れば大業をすぐに得られるという分かれ目ぞ。我々の兵は海に向けて敵に端をあわせて meiren ごとに展開してならべ。右翼の方の端に呉総兵官の兵をならべよ。海螺を吹いたのに合わせて進んでも、場所が遠くて聞こえないので、私の場所より喚声をあげ始めたときに、次々と喚声をあげよ。再度喚声をあげたとき、ゆっくりと進み、隊列を整えて各々入れ』と筋道を立てて、言い含めて差し遣わした。我々の兵が並んで隊列を揃えおわるのにあわせ、二度喚声をあげて入ったところ、風はすぐに止んだので、敵を各々破って四十里の先にまで追撃しておおいに殺した。流賊の主自身が設営した場所は、ちょうど私の向かいで正黄旗に相對していた。天恩・Han の福で、私は大兵を率いて、総兵官呉三桂の騎兵・歩兵・紅衣砲をとともに引きつれて

beijing de ilinambi; amala dube be/ ainambahafi sara; ^^abkai ciha dere;
 北京 に 留まりに行く。後 先 を どうして 知る。 天の 願い だろう。
 gidaha cooha de tai yuwan fui 28b/29a jin wang ju sin hiowan be bahai/
 破った 兵 に 太原 府の 晋 王 朱 審 煊 を 得た。
 Oorin sunja de, fu ning hiowan hecen -i ji hiyan hafan heo i
 二十 五 に、 撫 寧 県 城 の 知 県 官 侯 益
 guwang, wang jang, ere juwe/ niyalma ini geren irgen be gaifi hoton ci
 光、 WANG JANG、これ 二 人 彼の 衆 民 を つれて 城 より
 tucifi sunja bai dubede oktome jifi, / ^doro be aliha wang de hengkileme
 出て 五 里の 端に 迎えに 来て、 政 を 承けた 王 に 叩頭し
 dahaha manggi; amba coohai ejen, doro ba* aliha hošoi mergen/ cin wang,
 したがった のち。 大いなる 兵の 主、 政 を 承けた 和碩の 睿 親 王、
 ji hiyan hafan de monggolikū sindaha sijigiyan emke bufi henduhe gisun;
 知 県 官 に 首飾り 置いた 袍 一つ 与えて 語った 言。
 meni ere mudan/ cooha jihengge niyalma be waki ulin ulga be gaike seme
 我々 これ 度 兵 来たこと 人 を 殺したい財貨 家畜 を とりたいと
 jihengge waka; cohome amba doroi/ jalin de suweni gurun be dahabume,
 来たこと ない。 特に 大いなる 道の ため に 汝らの 国 を したがわせ、
 irgen be toktobume jihebi; suwe enenggici hoton -i geren 29a/29b irgen be
 民 を 定め 来ている。 汝ら 今日より 城 の 衆 民 を
 wacihiyame uju fusibu; usin -i jeku be an -i weile seme hendufi, ku ~~de~~
 ことごとく 頭 剃らせよ。 田 の 穀物 を 常 の 作れ と 語って、 庫 に
 bihe ilan minggan sunja tanggū hule jeku be tucibufi emu minggan sunja
 あった 三 千 五 百 石 穀物 を 出して 一 千 五
 tanggū/ hule be tere hoton -i irgen de buhe; sunja minggan orho bihe;
 百 石 を それ 城 の 民 に 与えた。 五 千 草 あった。

北京に留まりに行く。後先はどうして分かつ。天の願いだろうか。破った戦いで太原府の晋王朱審煊を捕らえた』。

二十五日。撫寧県城の知県侯益光・WANG JANG、この二人が衆民を率いて城より出て、五里の先に迎えに来て、摂政王に叩頭して従ったので、大兵の主である摂政和碩睿親王が、知県に首飾りを置いた袍服を一つ与えて語った言葉。「我々がこのたび戦いに来たことは、人を殺したい、財貨・家畜をとりたいと来たのではない。とくに大業のために、汝らの国を従わせ、民を安んじようと来ている。汝らは今日より城の衆民にことごとく頭を剃らせよ。田地の穀物は従来の通りに作れ」と語って、庫にあった三千五百石の穀物を出して、一千五百石をその城の民に与えた。五千の草があったが、

yooni buhe; juwe/ mingan hule jeku, emu minggan yan menggun be
 まったく与えた。二 千 石 穀物、一 千 両 銀 を
 kemuni ku de asarabuha; tere inenggi/ funing hiyan de deduhe; ○orin
 そのまま 庫 に 留めさせた。それ 日、 撫寧 県 に 宿営した。二十
 ninggun de cang li hiyan de deduhe; tere inenggi/ cang li hiyan -i hafan
 六 に 昌 黎 県 に 宿営した。それ 日 昌 黎 県 の 官
 irgen gemu uju fusifi, hoton -i ejen ji hiyan hafan sioi k'oi*/ cooha
 民 みな 頭 剃って、城 の 主 知 県 官 徐 可 兵
 kadalara šubei ilan, ese hoton -i irgen be gaifi ^doro be aliha wang *de*
 管理する 守備 三、これら城 の 民 を つれて 政 を 承けた 王 *に*
 29b/30a hengkileme dahaha manggi; doro be aliha hošoi mergen cin wang,
 叩頭し したがったのち。 政 を 承けた 和碩の 睿 親 王、
 hoton -i ejen/ ji hiyan hafan sio k'o da de emu gecuheri sijigiyan, ilan
 城 の 主 知 県 官 徐 可 大 に 一 蟒 緞 袍、 三
 šubei de emte monggoli *kū*/ sindaha sijigiyan bufi henduhe gisun, coha* irgen
 守備 に 一ずつ 首飾り 置いた 袍 与えて 語った 言。 兵 民
 be saikan gosi; usin -i jeku be/ kiceme weile; meni ere mudan -i cooha
 を よく 慈しめ。 田 の 穀物 を 励み 作れ。 我々の これ 度 の 兵
 jihengge, julgei gese niyalma be waki, hehe/ juse be olji araki, ulin ulga*
 来たこと、 古の ように 人 を 殺したい、 女 子ら を 俘虜 ほしい、 財貨 家畜
 be gaike seme jihengge waka; hoton hecen be/ dahabume gurun -i doro be
 を とりたいと 来たこと ない。 城 城 を したがわせ 国 の 道 を
 toktobume jihebi seme hendufi unggihe/
 定め きている と 語って 送った。

○orin nadan de lan jeo bira de deduhe; tere inenggi lan jeo hecen -i
 二十 七 に 灤 州 河 に 宿営した。それ 日 灤 州 城 の

すべて与えた。二千石の穀物・一千両の銀をそのまま庫に収蔵させた。その日、撫寧県に宿営した。

二十六日。昌黎県に宿営した。その日、昌黎県の官・民がみな頭を剃って、城の主知県徐可大と兵を管理する守備三人が、これら城の民を率いて摂政王に叩頭して従ったので、摂政和碩睿親王は城の主である知県徐可大に一着の蟒袍、三人の守備に各一首飾りをつけた袍服を与えて語った言葉。「兵・民をよく慈しめ。田地の穀物を励み作れ。我々がこのたび戦いに来たことは、昔のように人を殺したい、女・子供を俘虜としたい、財貨・家畜をとりたいと来たのではない。城を従わせて、国の道を定めようと来ている」と言って差し遣わした。

二十七日。灤州河に宿営した。その日、灤州城の

geren irgen 30a/30b gemu uju fusifi dahaha manggi; hoton i ejen ji jeo
 衆 民 　　みな 頭 剃って したがった のち。 城 の 主 知 州
 hafan akū ofi/ hoton de bihe, šoo guwan juwe; emken i gebu sun wei
 官 ない なって。 城 に あった、 学 官 二。 一 人 の 名 孫 維
 ning, emken i gebu dung ciyoo/ ere juwe niyalma geren be gaifi amba
 寧、 一 人 の 名 DUNG CIYOO これ 二 人 衆 を つれて 大いなる
 cooha i ejen doru be aliha hošoi mergen/ cin wang de hengkileme jihe
 兵 の 主 政 を 承けた 和碩の 睿 親 王 に 叩頭し きた
 manggi; juwe šoo guwan de monggolikū sindaha sijigiyān/ emte bufi, sun
 のち。 二 学 官 に 首飾り 置いた 袍 一ずつ 与えて、 孫
 wei ning be ji jeo hafan obufi henduhe gisun; irgen be saikan gošū/ usin
 維 寧 を 知 州 官 なして 語った 言。 民 を よく 慈しめ 田
 i jeku be kiceme weile; an be ume jurcere; si sini fejerki* niyalma be
 の 穀物 を 励み 作れ。 常 を するな たがえる。 汝 汝の 下 人 を
 gosici/ bi simbe gosimbi kai seme henduhe; ku de bihe, jeku bele duin
 慈しめば 我 汝を 慈しむ ぞ と 語った。 庫 に あった、 穀物 米 四
 minggan ilan 30b/31a tanggū hule; jai duin minggan uyun tanggū gūsin
 千 三 百 石。 また 四 千 九 百 三十
 ilan hule; ere jeku be hoton i irgen de emu minggan hule buhe; tulergi
 三 石。 これ 穀物 を 城 の 民 に 一 千 石 与えた。 外
 goloi korcin i monggoi cooha de orin hule/ bele buhe; tereci funcehe jeku
 地方の Korcin の Monggo の 兵 に 二十 石 米 与えた。 それより あまった 穀物
 be ku de asarabuha; Oineku tere inenggi jase/ jakarame tehe; hoton hecen
 を 庫 に 留めさせた。 同じ それ 日 境 沿い 居た。 城 城
 i hafasa gemu uju fusifi hengkileme jihe manggi/ hese be aliha amba
 の 官ら みな 頭 剃って 叩頭し きた のち 旨 を 承けた 大いなる

衆民はみな頭を剃って従ったが、城の主である知州がいないので、城にいた学正二人、一人の名は孫維寧、一人の名は DUNG CIYOO。この二人が衆を率いて、大兵の主である撰政和碩睿親王に叩頭しに来たので、二人の学正に首飾りをつけた袍服を各一与えて、孫維寧を知州として語った言葉。「民をよく慈しめ。田地の穀物を励み作れ。慣例に背くな。汝が汝の下のを慈しむならば、私は汝を慈しむぞ」と言った。庫にあった穀物・米は四千三百石、また四千九百三十三石、この穀物を城の民に一千石与えた。外藩の Korcin Monggo の兵に二十石米を与えた。そこで余った穀物を庫に収蔵させた。

同じその日。辺牆沿いにいた城の官らが、みな頭を剃って叩頭しに来たので、旨を奉じた大

coohai ejen hošoi mergen cin wang, tesei gebu hala, hafan -i jergi be
 兵の主 和碩の睿 親 王、それらの名、姓、官 の等級を
 giyan giyan -i ilgame fonjifi, yung ping fui coohai jurgan -i lang dzung/
 道理 道理 で 区別し 問うて、永 平 府の兵の 部 の郎 中
 hafan jang žu ci de juwangduwan -i sijigiyan buhe, sing žin sy hafan li
 官 JANG ŽU CI に 粧緞 の 袍 与えた、行 人 司 官 李
 bi ju de 31a/31b juwangduwan -i sijigiyan bufi yung ping de dooli obuha;
 丕 著 に 粧緞 の 袍服 与えて 永 平 に 道吏 なした。
 tai teo ing ni/ fujiyang jang bang mo de giltasikū sijigiyan bufi an -i
 TAI TEO 營 の 副将 張 邦 謨 に 金絲織り 袍 与えて 常 の
 weile kadala seme unggihe;/ iogi tang dz dao i yuwan keo -i dusy jang
 こと 管理せよと 送った。遊撃 唐 志 道 義 院 口 の 都司 JANG
 su yoo, dzung jiyūn hafan bime/ dusy yang dz ho, tai teo ing ni šubei
 SU YOO、中 軍 官 あり 都司 YANG DZ HO、TAI TEO 營 の 守備
 dai ceng gung, ere duiin niyalma de/ monggolikū sindaha sijigiyan emte
 DAI CENG GUNG、これ 四 人 に 首飾り 置いた 袍 一ずつ
 buhe; fujiyang jang wei i de giltasikū sijigiyan/ buhe; jiyān g'an ling ni
 与えた。副将 JANG WEI I に 金絲織り 袍 与えた。JIYAN G'AN LING の
 sanjiyang fu i su; ling keo -i šubei li cun ere juwe/ niyalma de
 参将 FU I SU。LING KEO の 守備 LI CUN これ 二 人 に
 monggolikū sindaha sijigiyan emte bufi, ese be gemu meni meni da weile
 首飾り 置いた 袍 一ずつ 与えて、これらを みな 各 各 もと こと
 be 31b/32a kadala seme hendufi unggihe; ○jase jakarame tehe hoton hecen
 を 管理せよと 語って 送った。境 沿い 居た 城 城
 de g'oo dze bithe/ benebume takūraha jiyang dzung i, ba ba de g'oo sy
 に 告 示 書 送らせ 遣わした JIYANG DZUNG I、ところどころに 告 示

兵の主である和碩睿親王は、彼らの名・姓・官の等級を子細に区別するためにたずねて、永平府の兵部郎中である JANG ŽU CI に粧緞の袍服を与えた。行人司である李丕著に粧緞の袍服を与えて永平で道吏とした。TAI TEO 營の副将張邦謨に金絲織りの袍服を与えて、従来の通りに管理せよと差し遣わした。遊撃唐志道・義院口の都司 JANG SU YOO・中軍兼都司 YANG DZ HO・TAI TEO 營の守備 DAI CENG GUNG、この四人に首飾りをつけた袍服を各一与えた。副将 JANG WEI I に金絲織りの袍服を与えた。JIYAN G'ANLING の参将 FU I SU、冷口の守備 LI CUN、この二人に首飾りをつけた袍服を各一与えて、「彼らにみな各々もとの仕事を管理せよ」と言って差し遣わした。

辺牆沿いにおかれた城々に告示を送らせるために遣わした JIYANG DZUNG I が、処々に告示

bithe benefi, amasi jihe manggi;/ manggun* gūsin yan, morin emke
書 送って、後 きた のち。 銀 三十 両、馬 一つ

šangname buhe; ere san ho dzu i harangga siyan u ing ni/ bai niyalmai/
賞賜し 与えた。これ 三 河 子 の 属 下 先 武 營 の 白 人。

○me ceng pui irgen wang de handu bele ulgiyan nure benjihe bihe;
墨 城 堡 の 民 王 に 粳 米 豚 黄 酒 送 っ た あ っ た。

wang tuwafi nure emu/ malu be hūng jiyūn men* de buhe; gūwa be
王 見 っ て 黄 酒 一 甕 を 洪 軍 門 に 与 へ た。ほ か を

gemu bederebuhe benjime jihe niyalma de sunja/ yan menggun šangnafi,
み な 戻 っ た 送 っ た 人 に 五 両 銀 賞 賜 し て、

g'ooosy bithe bufi unggihe; 32a/32b

告 示 書 与 へ て 送 っ た。

○Orin jakūn de k'aiping wei de deduhe; tere hecen i dz hūi sy
二 十 八 に 開 平 衛 に 宿 營 し た。そ れ 城 の 指 揮 司

hafan cen žin dzung/ guwan tun dz hūi, li pei yuwan, ere ilan niyalma
官 陳 仁 重、 GUWAN TUN 指 揮、李 培 元、 此 れ 三 人

ceni hecen i geren be g'afifi/ uju fusifi wang de hengkileme jihe manggi;
彼 ら の 城 の 衆 を つ れ て 頭 剃 っ て 王 に 叩 頭 し きた のち。

monggolikū sindaha sijigiyan emte/ bufi unggihe; ○ineku tere inenggi, lan
首 飾 り 置 いた 袍 一 ず つ 与 へ て 送 っ た。 同 じ そ れ 日、 灑

jeo i harangga šusai joo dzung sui/ joo ming sui, joo liyan sui; ere ilan
州 の 属 下 秀 才 JOO DZUNG SUI、 JOO MING SUI、 JOO LIYAN SUI。 此 れ 三

niyalma, lodzei burulara cooha be ucarafi/ juwe niyalma waha; sunja morin
人、 流 賊 敗 走 す る 兵 を 出 会 っ て 二 人 殺 し た。 五 馬

bahafi benjihe, sain seme, šusai joo dzung sui de/ monggolikū sindaha
得 て 送 っ た。 よ い い い、 秀 才 JOO DZUNG SUI に 首 飾 り 置 いた

を送って戻ってきたので、銀三十両・馬一賞賜した。彼は三河子に属する先武營の庶人である。

墨城堡の民が王に粳米・豚・黄酒を送ってきた。王は見て、黄酒一甕を洪軍門に与えた。ほかはみな戻した。送りにきた者に五両銀を賞賜して、告示を与えて差し遣わした。

二十八日。開平衛に宿営した。その城の指揮司である陳任重・GUWAN TUN・指揮である李培元、この三人はその城の衆を率いて、頭を剃って王に叩頭にきたので、首飾りのついた袍服を各一与えて差し遣わした。

同じその日。灑州に属する生員 JOO DZUNG SUI、 JOO MING SUI、 JOO LIYAN SUI、 この三人は流賊の敗走する兵に出逢って二人を殺した。五匹の馬を得て送った。「よろしい」と生員 JOO DZUNG SUI に首飾りのついた

sijigiyan emke šangnafi, lan jeo de jeo tung hafan obufi ini 32b/33a baha
袍 一つ 賞賜して、灤州に州同官なして、彼の 得た

morin be inde bufi unggihe/
馬 を 彼に 与えて 送った。

○ineku tere inenggi jasa jakarame tehe hoton hecen de takūraha bithei
同じ それ 日 辺 沿い 居た 城 城 に 遣わした 書の

gisun:/ daicing gurun -i ^han -i funde, doro be aliha wang ni bithe;
言。 大清 国 の Han の 代わりに、政 を 承けた 王 の 書。

golmin hecen -i jase jakarame tehe hecen hoton -i jiyangjiyūn cooha, jai,
長 城 の 境 沿い 居た 城 城 の 将軍 兵、 また、

san si, šan si goloi/ hecen hoton -i jiyangjiyūn cooha de unggihe; san gui
山 西、陝 西 地方の 城 城 の 将軍 兵 に 送った。 三 桂

u amba jiyangjiyūn; minde dahafi bi/ u amba jiyangjiyūn be wesimbui,
吳 大 将軍。 我に したがって 我 吳 大 将軍 を 陞せて、

wargi be necihiyere wang obuha; bi duiin biyai orin juwe~~de~~/ liodzei cooha
西 を 平らげる 王 なした。 我 四 月の 二十 二に 流賊 兵

be san hai furdan -i bade ambula gidafi, toloci wajirakū waha; liodzei da
を 山 海 関 の 地におおいに 破って、 数えればおわらない 殺した。 流賊 頭

33a/33b lidz ceng cooha gidabufi dobori dulime yan jing ni baru burulaha;
李自成 兵 破られて 夜 通し 燕 京 の 方 敗走した。

urunakū ini da tehe cang an/ baru burulame genembi; suwe yaya teisulehe
必ず 彼のもと 居た 長 安 方 敗走し 行く。 汝ら およそ あった

niyalma mutere niyalma oci baba de heturefi afa/ jai suweni hecen hoton
人 できる 人 なればところどころに 遮って 攻めよ、 また 汝らの 城 城

de ume dosimbure, ere pai bithe be jase bitume ulan ulan -i selgiyeme/
に するな 入れる、 これ 牌 書 を 境 沿いに 次 次 に 伝え

袍服を一つ賞賜して、灤州に州同として、彼の得た馬を彼に与えて差し遣わした。

同じその日。辺牆沿いに在った城に遣わした書の言葉。「大清国の Han の代わりに摂政王の書を長城の辺牆沿いに在った城の将兵、また山西・陝西省の城の将兵に送った。三桂吳大將軍は私に従ったので、私は吳大將軍を陞せて平西王とした。私は四月二十二日に流賊の兵を山海関の地におおいに破って、数えきれないほど殺した。流賊の主李自成の兵は敗れて、夜を徹して燕京に向けて敗走した。必ず彼のもといた長安に向けて敗走して行く。汝らはみなふさわしい者・有能な者であれば、処々に遮って攻めよ。また汝らの城に入れるな。この牌を辺牆沿いに次々と伝えて

isibu: ○/

およばせよ。

○šun hūwai dutan de unggihe bithei gisun/ ^^daicing gurun i ^^han
 遵 化の 都堂 に 送った 書の 言 大清 国 の Han
 i funde, doru be aliha wang ni bithe; sun hūwai dutan de unggihe/ sini
 の 代わりに、政 を 承けた 王 の 書。 遵 化の 都堂 に 送った 汝の
 niyalma takūrafi wargi necihyere wang u san gui de unggihe bithe be bi
 人 遣わして 西 平らげる 王 吳 三 桂 に 送った 書 を 我
 tuwaha; 33b/34a bithei gisun gemu dahara gūnin be gisurehebi; mini bithe
 見た。 書の 言 みな したがう おもい を 言っている。 我の 書
 isinahai uthai hafan cooha/ irgen i uju i funiyehe be gemu fusi; bi ere
 到りついたまま たち官 兵 民 の 頭 の 毛 を みな 剃れ。 我 これ
 mudan de liodzei be urunakū mukiye bumbi;/ sini tubai yafahan morin i
 度 に 流賊 を 必ず 滅ぼす。 汝の そのの 徒歩の 馬 の
 cooha be bahara be tuwame gajime ji jeo de acanju;/ coohai niyalma i
 兵 を 得る を 見て つれてき 薊 州 に あいにこい。 兵の 人 の
 mahala kamtu de gemu fulgiyan sorson hadame temgetule; coohai niyalmai/
 冠帽 盔襪帽 に みな 紅い 帽纓 取りつけ 印とせよ。 兵の 人の
 jetere bele be gemu inenggi bodome gaisu; coohai niyalma irgen i aika
 食べる 米 を みな 日 はかり とれ。 兵の 人 民 の すべて
 jaka be funiyehei/ gese necihede tere niyalma be urunakū wara fafun be
 もの を 毛髪の ように おかしたのに それ 人 を 必ず 殺す 法 を
 toktobuhabi; jai sini bithe/ takūraci ojoro bai hafan cooha irgen be gemu
 定めている。 また 汝の 書 遣わせられる ところの 官 兵 民 を みな
 bithe unggifi elbime dahabu;... 34a/34b dahaha hafan cooha irgen be gosime
 書 送って 招撫し したがわせよ... したがった 官 兵 民 を 慈しみ

到らせよ」。

遵化都堂に送った書の言葉。「大清国の Han の代わりに摂政王の書を遵化都堂に送った。汝が人を遣わして平西王吳三桂に送った書を私は見た。書の言葉には『みな従う』という考えを語っている。私の書が到着したならば、すぐに官・兵・民の頭の毛をみな剃れ。私はこのたびで流賊を必ず滅ぼす。汝のところの歩兵・騎兵の兵を接收するのを確認するので、率いて薊州に会いに来い。兵丁の煖帽・盔襪帽に、みな紅い帽纓を取り付けて目印とせよ。兵丁が食べる米をみな日ごとに受け取れ。兵丁が民のあらゆるものを毛髪ほどに侵したときに、その者を必ず殺す法を定めている。また汝が書を遣わすことができる場所の官・兵・民にみな書を送って招撫して従わせよ。従った官・兵・民を慈しみ

ujire be ulan ulan -i selgiyeme isibu; si/ mini cooha isinara onggolo okdome
 養なうを 次 次 に 伝え およばせよ。汝 我の 兵 到りつく 前 迎え
 niyalma takūrafi dahaha gung inu ajigen/ akū; Ohūng jiyūn men -i san
 人 遣わして したがった 功 も 小さい ない。 洪 軍 門 の 山
 si, šan si golo de unggihe bithei gisun;/ jiyūn men hūng ceng ceo bi
 西、陝 西省 に 送った 書の 言。 軍 門 洪 承 疇 我
 emgeri oci ming gurun -i da ejen -i karu be gaiki, jai/ oci daicing gurun
 一度 なれば明 国 のもと主 の 報い を 取りたい、次 なれば大清 国
 -i hūwangdi mimbe ujihē baili be isibuki seme, še jeng wang de/ aisilame
 の 皇帝 我を 養った 恩 を およぼしたいと、 撰 政 王 に 助け
 jifi, liodzei be urunakū mukiyebumbi; liodzei ejen li dz ceng ni cooha be/
 来て、流賊 を 必ず 滅ぼす。 流賊 主 李 自 成 の 兵 を
 san hai furdan -i bade ambula gidafi toloci wajirakū waha; lidz ceng
 山 海 関 の 地 に おおいに 破って 数えれば おわらない 殺した。 李 自 成
 burulame bejing ni 34b/35a baru genehe; amba cooha dahalame liodzei be
 敗走し 北京 の 方 行った。 大いなる 兵 追撃し 流賊 を
 mukiyebumbi; san si, šan si goloj geren/ jiyangjiyūn cooha, liodzei de dahafi
 滅ぼす。 山 西、陝 西 地方の 衆 将軍 兵、 流賊 に したがって
 jobolon be ume baire; gūnin bisire niyalma, liodzei be tosofi burlara jugūn
 苦しみ を するな 求める。 おもい ある 人、 流賊 を 備えて 敗走する 路
 be heturefi afa/
 を 遮って 攻めよ。

○Orin uyun de, ioi tiyan hiyan de deduhe; tere inenggi fung rūn
 二十 九 に、玉 田 県 に 宿営した。 それ 日 豊 潤
 hiyan -i jing li sy/ hafan jang yan; ju bu hafan wang jiya cun, šubei lu
 県 の 経 歴 司 官 張 彦。 主 簿 官 王 家 春、 守 備 廬

養なうことを次々と伝え到らせよ。汝は私の兵が到着する前に、迎える者を遣わして従った功も小さくない。

洪軍門の書を山西・陝西省に送った。その書の言葉。「軍門洪承疇私は、一つには明国のもとの主の仇を取りたい、二つには大清国の皇帝が私を養った恩に報いたいと、撰政王を輔佐してきたので、流賊を必ず滅ぼす。流賊の主李自成の兵を山海関の地に大いに破って、数えきれないほど殺した。李自成は敗走して北京に向けて行った。大兵が追撃して流賊を滅ぼす。山西・陝西省の多くの将兵は、流賊に従って禍いを求めるな。志ある者は、流賊に備えて敗走する道を遮って攻めよ」。

二十九日。玉田県に宿営した。その日、豊潤県の経歴司張彦・主簿王家春・守備廬

wen ioi se uju fusifi/ dahaha manggi; ju pu hafan wang jiya cun be ji
 文 字 ら 頭 剃って したがった のち。 主 簿 官 王 家 春 を 知
 hiyan hafan obufi, emu gecuheri/ etuku buhe; hoton tuwakiyara šubei lu
 県 官 なして、一 蟒 緞 服 与えた。城 見張る 守備 廬
 wen ioi de emu gecuheri sijigiyān *bufi 35a/35b* unggihe; Oineku tere
 文 字 に 一 蟒 緞 袍 与えて 送った。 同じ それ
 inenggi, ioi tiyan hiyan -i ejen ji hiyan hafan akū ofi/ emu dusy, emu
 日、 玉 田 県 の 主 知 県 官 ない なって、一 都司、一
 šubei geren be gaifi wang de hengkilēme dahaha; ere hecen de bele/ ilan
 守備 衆 を つれて 王 に 叩頭し したがった。これ 城 に 米 三
 minggan hule; turi emu tanggū dehi hule bihe; ini fe ji hiyan be ganafi/
 千 石。 豆 一 百 四十 石 あった。その 旧 知 県 を つれに いて
 ji hiyan sinda sehe; Oineku tere inenggi, wargi be necihiyere wang de
 知 県 任じよ いった。 同じ それ 日、 西 を 平らげる 王 に
 niruha/ enggemu, foloho hadala kūdargan tohohoi emu morin duin temen,
 描いた 鞍、 彫った 轡 しりがい つけたまま 一 馬 四 駱駝、
 emu cacari buhe/
 一 天幕 与えた

Ogūsin de, gung loo tiyan de deduhe; tere inenggi, fung žūn hiyan -i
 三十 に、公 羅 店 に 宿営した。それ 日、 豊 潤 県 の
 fujiyang joo guwe su / ukame jihe; ini cooha be gaifi lodzei de dahaha
 副将 趙 国 祚 逃げ きた。彼の 兵 を つれて 流賊 に したがった
 bihebi; lodzei burulaha manggi, *35b/36a* gūsin niyalma be gaifi ukame jihe;
 あっている。流賊 敗走した のち、 三十 人 を つれて 逃げ きた。
 Oineku tere inenggi, sun hūwa ci juwe dusy/ ukame jihe; esede
 同じ それ 日、 遵 化 より 二 都司 逃げ きた。これらに

文字らが頭を剃って従ったので、主簿王家春を知県として一着の蟒緞服を与えた。城を守り固める守備廬文字に一着の蟒緞袍を与えて差し遣わした。

同じその日。玉田県の主である知県がいないので、一人の都司・一人の守備が衆を率いて王に叩頭して従った。この城には米が三千石、豆が一百四十石あった。そのもとの知県を戻して「知県に任じよ」と言った。

同じその日。平西王に描いた鞍・彫刻された轡・馬の尻尾にしりがいを付けた一頭の馬・四頭の駱駝・一つの幕帳を与えた。

三十日。公羅店に宿営した。その日、豊潤県の副将趙国祚が逃げて来た。彼は兵を率いて流賊に従っていた。流賊が敗走したので、三十人を率いて逃げて来た。

同じその日。遵化より二人の都司が逃げて来た。彼らに

monggolikū sindaha sijigiyān emte buhe;/

首飾り 置いた 袍 一ずつ 与えた。

○ineku tere inenggi, jī jeo ci ilan sanjiyang, dui n dūsy, emu iogi, emu
 同じ それ 日、 薊州 より三 参将、 四 都司、 一 遊撃、 一
 šubei uheri/ uyun niyalma ukame jihe; ese de henduhe gisun; uju fusi,
 守備 すべて 九 人 逃げ きた。これらに 語った 言。 頭 剃れ、
 irgen be saikan gosi/ seme hendufi, monggolikū sindaha sijigiyān emte
 民 を よく 慈しめ と 語って、 首飾り 置いた 袍 一ずつ
 šangnaha; esei gebu cen šang li/ wen sing, u ceng lan, ja de gung, jang
 賞賜した。 これらの名 CEN ŠANG LI, WEN SING, U CENG LAN, JA DE GUNG, JANG
 bio, tiyan ju, yang jan, cang ing./ dzei ceng gung, ni dzung jin, ju cing
 BIO, TIYAN JU, YANG JAN, CANG ING, DZEI CENG GUNG, NI DZUNG JIN, JU CING
 si: 36a/36b

SI.

○ineku tere inenggi, ming gurun -i liodzei de dahaha coohai niyalma;
 同じ それ 日、 明 国 の 流賊 に したがった兵の 人。
 sunja šubei, juwe/ tanggū moringga cooha be gaifi ukame jihe; ese be
 五 守備、 二 百 馬の 兵 を つれて 逃げ きた。これら を
 meni meni boo de gene seme/ tung jeo de unggihe; ○ineku tere inenggi,
 各 各 家 に行け と 通州 に 送った。 同じ それ 日、
 sai guwan, cang i, u io sai/ tang io gung, tung jeo ci ukame jihe;
 材 官、 常 義、 吳 有 才、 唐 有 功、 通 州 より 逃げ きた。
 esede fonjici liodzei burulame genembi seme/ alara jakade, emu nirui
 これらに 問えば 流賊 敗走し 行く と 告げる もので、 一 niru の
 ningguta bayara, sunjata uksin be dorgi tulergi wang, beile/ beise, gungse
 六ずつ bayara、 五ずつ 馬甲 を 内 外 王、 beile、 beise、 公ら

首飾りのついた袍服を各一与えた。

同じその日。薊州より三人の参将・四人の都司・一人の遊撃・一人の守備、合わせて九人が逃げてきた。彼らに語った言葉。「頭を剃れ。民をよく慈しめ」と言って、首飾りのついた袍服を各一賞賜した。彼らの名は、CEN ŠANG LI・WEN SING・U CENG LAN・JA DE GUNG・JANG BIO・TIYAN JU・YANG JAN・CANG ING・DZEI CENG GUNG・NI DZUNG・JU CING SIである。

同じその日。明国の流賊に従った兵丁・五人の守備が二百の騎兵を率いて逃げてきた。彼らを「各々の家に行け」と通州に差し遣わした。

同じその日。材官の常義・吳有才・唐有功が通州より逃げて来た。彼らにたずねたところ、「流賊が敗走していく」と告げるので、一 niru の各六の bayara、各五の馬甲を内外の王・beile・beise・公ら

de afabufi, liodzei be fargame unggihe; ese de henduhe gisun/ liodzei yan
 に 委ねて、流賊 を 追い 送った。これら に 語った 言。 流賊 燕
 jing ni ulin menggun aika jakabe gemu sejen de tebufi jurambufi ilac/
 京 の 財貨 銀 すべて のを みな 車 に 居させて 出発させて 三
 36b/37a inenggi oho sere, suwe dobori inenggi akū amcame gene; liodzei
 日 なった いう、汝ら 夜 昼 ない 追い 行け。 流賊
 hoton ci tucime/ burulame geneci suwe urunakū kiceme amca; liodzei
 城 より 出で 敗走し 行けば 汝ら 必ず 励み 追え。 流賊
 ejen lidz ceng be urunakū/ weihun jafafi ganju sehe/
 主 李自成 を 必ず 生き とらえて つれてこい いった。
 ○ineku tere inenggi, ji jeo hecen ci jiyān jiyūn doo hafan li yong
 同じ それ 日、 薊州城 より 監軍 道官 李永
 cang, šubei/ yang k'ó wei dahame jihe; ○ineku tere inenggi, sun hūwa
 昌、 守備 YANG KO WEI したが い きた。 同じ それ 日、 遵化
 ci sula dzung bing/ guwan tang ioi, fujiyang io k'ó wang; šubei can
 より 閑散 総兵 官 唐 鈺、 副将 尤 可望。 守備 陳
 liyang mo; hūwang jīya šun/ budasi; cenzung wen san iowan se dahame
 良 謨 黄 家 順、 卜大式。 千総 文 三 元 ら したが い
 jihe: 37a/37b
 きた。

に委ねて、流賊を追うために差し遣わした。彼らに語った言葉。「流賊は燕京の財貨・銀すべてのものを、みな車に乗せて出発させて三日たったという。汝らは夜・昼なく追尾せよ。流賊が城より出て敗走して行くなれば、汝らは必ず力の限り追え。流賊の主李自成一を必ず生きてまま捕らえて連れてこい」と。

同じその日。薊州城より監軍道李永昌・守備 YANG KO WEI が従いに来た。同じその日、遵化より閑散総兵官唐鈺・副将尤可望・守備陳良謨・黄家順・卜大式・千総文三元らが従いに来た。

順 治 元 年

五 月

[tukiyeme araha dangse:]// [bejing de jihe amala boo de ejehe dangse]
 [捧げ 書いた 檔子。] [北京 に 来た のちに 房 に 記した 檔子]
 ijishūn dasan -i sucungga aniya sunja biyai dangse/ suduri/ yamun//
 順 治 の 元 年 五 月 の 檔 子。 史 衙 門。
 sunja biyai/
 五 月 の
 ○ice de,/ ^^hūwangdi hesei bithe, coohiyān gurun -i wang lidzung de
 朔 に、 皇 帝 旨 の 書、 朝 鮮 国 の 王 李 倅 に
 wasimbuha;/ ^bi dorō be aliha hošoi mergen cin wang de, ^^hese be
 下 した。 我 政 を 承 け た 和 碩 の 睿 親 王 に、 旨 を
 aliha amba coohai ejen -i doron bufi amba cooha be afabufi ming
 承 け た 大 い な る 兵 の 主 の 印 と 大 い な る 兵 を 委 ね て 明
 gurun be dailame ungihe; dorō be/ aliha hošoi mergen cin wang,
 国 を 討 ち 送 っ た。 政 を 承 け た 和 碩 の 睿 親 王、
 duin biyai orin jakūn de wesimbuhe bithei gisun;/ duin biyai juwan
 四 月 二 十 八 に 奏 した 書 の 言。 四 月 十
 ilan de, ming gurun -i dzung bing guwan, u san gui, takūraha
 三 に、 明 国 の 総 兵 官、 吳 三 桂、 遣 わ した
 fujiyang/ yang sin, iogi g'ō ioi lung isinjifi alame liodzei cooha
 副 将 楊 珅、 遊 撃 郭 雲 龍 到 り きて 告 げ 流 賊 兵
 bejing be gaiha, dzung jen han, *la/lb* hūwangheo gemu fasime
 北 京 を と っ た、 崇 禎 Han、 皇 后 み な 縊 れ
 bucehe, liodzei ejen lidz ceng ilan biyai orin juwede han tefi/ gurun
 死 ん だ、 流 賊 主 李 自 成 三 月 の 二 十 二 に Han 座 して 国
 -i gebu be dai šun, aniya be yung cang ni sucungga aniya sehe;
 の 名 を 大 順、 年 を 永 昌 の 元 年 っ た。

捧げるために書いた檔子。

北京に来たのちに房で記録した檔子。

順治元年五月の檔子。史館。

五月の

朔日。「皇帝の旨の書を朝鮮国の王李倅に下した。私摂政和碩睿親王に、旨を承けた大兵の主の印を与えて大兵を委ねて明国を討つために差し遣わしたが、その摂政和碩睿親王が、四月二十八日に上奏した書の言葉。『四月十三日、明国の総兵官吳三桂が遣わした副将楊珅・遊撃郭雲龍が到着して告げるには、「流賊の兵が北京を占領した。崇禎帝・皇后はみな縊死した。流賊の主李自成は三月二十二日に皇帝に即位して、国号を大順、年号を永昌元年と称した。」

u san gui be jing/ daha seme takūraci, u san gui
 呉 三 桂 を ひたすら したがえ と 遣わせば、 呉 三 桂
 daharakū ini boigon, ning yuwan ci genehe cooha irgen be/ gaifi,
 したがわない 彼の 戸、 寧 遠 より 行った 兵 民 を つれて、
 yung ping fu ci amasi bedereme jifi san hai furdan be tuwakiyahabi,
 永 平 府 より 後 退き 来て 山 海 関 を 見張っている、
 suwende/ dahafi dzung jen han -i karu be gaiki sembi seme alaha
 汝らに したがって 崇 禎 Han の 仇 を とりたい いう と 告げた
 manggi, tereci takūraha niyalma de unenggi dahaci, ba salibure,
 のち、 それより 遣わした 人 に まことに したがえば、 ところ 専らにさせる、
 goloi wang obure seme bithe jafabufi juleri unggifi,/ bi uthai ebšeme
 地方の 王 なす と 書 つかませて 前 送って、 我 ただちに 急ぎ
 dobori dulime genefi duin biyai orin emu de san hai furdan de
 夜 徹し 行って 四 月の 二十 一 に 山 海 関 に
 isinaci 1b/2a liodzei ejen lidz ceng ini beye orin tumen funceme
 到りつけば 流賊 主 李自成 彼の 自身 二十 万 あまり
 yafahan morin -i cooha be/ gaifi sung jen han -i jui taidz ju sy joo;
 徒歩の 馬 の 兵 を つれて 崇 禎 Han の 子 太子 朱 慈 娘
 ilaci jui ding wang, duici jui/ uheri ilan jui, dzung jen -i uksun
 三番目 子 定 王、 四番目 子 すべて 三 子、 崇 禎 の 宗室
 -i san si harangga tai yuwan fui jin wang ju sin hiowan,/ lu an
 の 山 西 属 下 太 原 府の 晋 王 朱 審 煊、 潞 安
 fu -i cin wang; šan si goloi si an fu -i cin wang, ju sun ji; ping
 府 の 秦 王。 陝 西 地方の 西 安 府 の 秦 王、 朱 順 吉。 平
 yang fui han/ wang, ju šoo doo; jiyūn wang si de wang, šang ling
 陽 府の 漢 王、 朱 邵 道。 郡 王 綏 德 王、 襄 陵

呉三桂にひたすら『従え』と人を遣わしたが、呉三桂は従わずに彼の家族と寧遠より行った兵・民を率いて、永平府より後退してきて山海関を守り固めている。『汝らに従って崇禎帝の仇を取りたいという』と告げたので、そこで彼より遣わした者に「まことに従うならば、土地を専らにさせ藩王とする」と書を与えて先に送った。私はすぐさま急ぎ夜を徹して行軍して、四月二十一日に山海関に到着したところ、流賊の主李自成は彼みずから二十万余の歩兵・馬兵を率いて、崇禎帝の子である太子の朱慈娘・第三子の定王・第四子、合わせて三人の子、崇禎帝の宗室の山西に属する太原府の晋王朱審煊・潞安府の秦王、陝西省の西安府の秦王朱順吉・平陽府の漢王朱邵道・郡王である綏徳王・襄陵

wang, san in wang; u san gui ama/ u siyang be ergeleme emgi
 王、山陰王。吳三桂父吳襄を脅しともに
 gajifi u san gui be daha seme jing takūraci ojurakū
 つれてきて、吳三桂をしたがえとひたすら遣わせばならない
 ofi/ san hai furdan be kafi, liodzei de ubašaha dzung bing guwan
 なって山海関を囲んで、流賊にそむいた総兵官
 tang tung, jafahan* 2a/2b morin -i cooha be gaifi san hai furdan -i
 唐通、徒歩の馬の兵をつれて山海関の
 i piyan si deri tucifi tulergi be faitame*/ ilihabi, tere yamci*
 一片石を出て外をならび立っている、それ晩
 tang tung ni moringga emu udu tanggū isire cooha be ucarafi/
 唐通の馬の数百およぶ兵を出会って
 tanggū isime waha; tere dobori tang tung ni cooha uthai ukame san
 百および殺した。それ夜唐通の兵ただちに逃げ山
 hai de dosime/ genehe; jai inenggi amba cooha san hai furdan -i
 海に入り行った。次日大なる兵山海関の
 hanci ibehe manggi; u san gui uthai/ duka neifi dahame jihe, musei
 近く進んだのち。吳三桂ただちに門開きしたがいい来た、我々の
 cooha uthai julergi mukei duka, amargi mukei duka,/ furdan -i
 兵ただちに南水の門、北水の門、関の
 dulimbai duka deri dosifi tuwaci liodzei ejen -i beye orin tumen
 中の門を入れて見れば流賊主の自身二十万
 funceme yafahan/ moringga geren cooha be gaifi emu ujan amargi alin
 あまり徒歩の馬の衆兵をつれて一端北山
 de; emu ujan julergi mederi de hetu 2b/3a lasha faidahabi; tere
 に。一端南海に横切りならんでいる。それ

王・山陰王、吳三桂の父吳襄を脅してともに引き連れてきて、吳三桂に「従え」と何度も人を遣わしても従わないので、山海関を包囲した。また流賊に寝返った総兵官唐通が歩兵・馬兵を率いて、山海関の一片石より出て外に布陣していた。その晩、唐通の騎兵数百ほどの馬兵に出逢って百近くを殺した。その夜、唐通の兵はすぐに逃げて、山海に入って行った。翌日、大兵が山海関の近くに前進したので、吳三桂はすぐに門を開いて従いきた。我々の兵がすぐに南の水門・北の水門・関の中門を入れてみたところ、流賊の主自身が二十万余の歩兵・騎兵の衆兵を率いて、一方は北山に、一方は南海に横切って陣取っている。その

inenggi edun mangga buraki toron dekdefi umai saburakū
 日 風 強い 塵 埃 起こって まったく 見えない
 bihe; musei/ cooha faidaha baci batai cooha mederi ergi ujan
 あった。 我々の 兵 ならんだ ところより 敵の 兵 海 側 端
 ambula funcehebi; bi musei wang, beile/ beise, gungse, gūsai ejete,
 おおいに あまっている。 我 我々の 王、 beile beise、 公ら、 gūsai ejen ら、
 tu -i janggisa be wacihiyame isabufi suwe yaya coocarame
 tu i janggin ら を ことごとく 集めて 汝ら およそ 隊序を乱し
 balai/ ume aššara, ere cooha de ja -i afaci ojarahū; teisu teisu
 みだりに するな 動く、 これ 兵 に 簡単に 攻められない。 各 各
 saikan kice, ere be/ gidaci amba doro be uthai mutehe ton
 よく 励め、 これ を 破れば 大いなる 道 を ただちに できた 数
 kai, musei cooha mederi baru bata de dube/ acame meiren -i aname
 ぞ、 我々の 兵 海 方 敵 に 端 あわせ meiren の ごとに
 sarafi faida; jebele -i ergi dubede u dzung bing guwan -i cooha be/
 開いて ならべ。 右翼 の 側 端に 呉 総 兵 官 の 兵 を
 faida; buren burdehe be tuwame dosici, ba goro
 ならべ。 海螺 吹いた を 見て 進めば、 ところ 遠い
 donjirakū; mini baci kaicame 3a/3b deribuhe de siran siran -i
 聞こえない。 我の ところより 喊声をあげ はじめた に つぎ つぎ と
 kaica; jai jergi kaicaha de elhei katarame teksilefi teisu/
 喊声をあげよ。 次 たび 喊声をあげた に ゆっくりと 進み 整えて 各
 teisu dosi seme giyan giyan -i tacibufi unggihe; musei cooha
 各 入れ と 道理 道理 に 教えて 送った。 我々の 兵
 faidame teksileme wajire/ teisuleme juwe jergi kaicafi dosirengge
 ならび 整え おわる あわせ 二 たび 喊声をあげて 入ったこと

日は風が厳しく、塵・埃が舞ってまったく見えなかった。我々の兵が陣取った場所よりは、敵の兵が海との境目までおおいにはみ出している。私は我々の王・beile・beise・公ら・gūsai ejen ら・tu i janggin らをことごとく集めて、「汝らはすべて隊列を乱して軽率に動くな。この兵では容易に攻めることができない。各々よく励め。これを破れば大業をすぐに得られると言う分かれ目ぞ。我々の兵は海に向けて敵に端を合わせて meiren ごとに展開して列べ。右翼の方の端に呉総兵官の兵を列べよ。海螺を吹いたのに合わせて進んでも、場所が遠くて聞こえないので、我々の場所より喊声をあげ始めたときに、次々と喊声をあげよ。再度、喊声をあげたときに、ゆっくりと進み、隊伍を整えて各々入れ」と筋道を立て教えて、言い含めて差し遣わした。我々の兵が列んで隊列を整え終わるのにあわせ、二度喊声をあげて入ったところ、

edun uthai nakafi bata be teisu teisu/ gidafi dehi bade isitala
 風 ただちに やんで 敵 を 各 各 破って 四十 里に 到るまで
 bošome unduri tuhebume ambula waha; tai yuwan fu -i jin wang/ ju
 追い 途々 おとし おおいに 殺した。太 原 府 の 晋 王 朱
 sin hiowan be baha; liodzei ejen -i beye -i iliha ba,
 審 煊 を 得た。流賊 主 の 自身 の 立った ところ、
 tob seme mini teisu, gulu suwayan -i gūsai teisu oho
 ちょうど 我の 向かい、無地の 黄 の gūsa の 向かい なった
 bihe; te amba cooha gaifi dzung bing guwan u san gui moringga
 あった。いま 大いなる 兵 つれて 総 兵 官 吳 三 桂 馬の
 yafahan/ cooha, hūng i poo be emgi gamame bejing de ilinambi
 徒歩の 兵、 紅 衣 砲 を とともに つれていき 北京 に 留まりに行く
 sehebi,/ ^^abkai gosiha urgun -i majige* be donjikini seme bithe
 いている、 天の 慈しんだ 喜び の 知らせ を 聞くがよい と 書
 selgiyehe; 3b/4a Oinekū tere inenngi:/ ^^han -i hesei, tulergi golo
 を伝えた。 同じ それ 日。 Han の 旨の、 外 地方
 be dasara jurgan, tulergi golo wang, beile, beise de selgiyehe;/ doro
 を おさめる 部、 外 地方の 王、 beile、 beiseら に 伝えた。 政
 be aliha hošoi mergen cin wang, amba cooha be gaifi, ming gurun
 を 承けた 和碩の 睿 親 王、 大いなる 兵 を つれて、 明 国
 be dailame genefi/ duin biyai orin jakūn de etehe baha urgun -i
 を 討ち 行って 四 月 二十 八 に 勝った 得た 喜び の
 mejige be ^^wesimbuhe bithei gisun;/ duin biyai juwan ilan de, ming
 知らせ を 奏した 書の 言。 四 月 十 三 に、 明
 gurun -i dzung bing guwan, u san gui, takūraha fujiyang/ yang sin,
 国 の 総 兵 官、 吳 三 桂、 遣わした 副将 楊 珅、

風はすぐに止んだので、敵を各々破って四十里の先にまで追撃しておおいに殺した。太原府の晋王朱審煊を捕らえた。流賊の主自身が立った場所はちょうど私の向かいで正黄旗に相對していた。いま大兵を率いて、総兵官吳三桂が馬兵・歩兵と紅衣砲をとともに携えて北京に留まりに行く』と言っている。天が慈しんだ喜びの知らせを聞くがよい」と書を伝えた。

同じその日。Han の旨を理藩院・外藩の王・beile・beiseらに伝えた。「摂政和碩睿親王が、大兵を率いて明国を討伐しに行つて四月二十八日に勝ち得た喜びの知らせを上奏した書の言葉。『四月十三日に明国の総兵官吳三桂が遣わした副将楊珅・

iogi g'ō ioi lung isinjifi alame liodzei cooha bejing be gaiha; dzung
 遊撃 郭 雲 龍 到りきて 告げ 流賊の 兵 北京 を とった。 崇
 jen han,/ hūwangheo gemu wasime bucehe; liodzei ejen lidz ceng ilan
 禎 Han、 皇后 みな 縊れ 死んだ。 流賊 主 李自成 三
 biyai orin juwe de han tefi 4a/4b gurun -i gebu be dai šun, aniya
 月 二十 二 に Han 座して 国 の 名 を 大 順、 年
 be yung cang ni sucungga aniya sehe; u san gui be/ jing daha
 を 永 昌 の 元 年 いった。 吳 三 桂 を ひたすら したがえ
 seme takūraci, u san gui daharakū ini boigon, ning yuwan ci genehe
 と 遣わせば、 吳 三 桂 したがわない 彼の 家族、 寧 遠 より 行った
 cooha/ irgen be gaifi, yung ping fu ci amasi bedereme jifi san hai
 兵 民 を つれて、 永 平 府 より 後 退いて 来て 山 海
 furdan be tuwakiyahabi, suwende/ dahafi dzung jen han -i karu be
 関 を 見張っている、 汝らに したがって 崇 禎 Han の 仇 を
 gaiki sembi seme alaha manggi; tereci takūraha nyalma de unenggi/
 とりたい いう と 告げた のち。 それより 遣わした 人 に 本当に
 dahaci, ba salibure goloj wang obure seme bithe jafabufi juleri
 したがうなら、 ところ 専らにさせる 地方の 王 なす と 書 つかませて 前
 unggifi; bi uthai ebšeme/ dobori dulime genefi duin biyai orin emu de
 送って。 我 ただちに 急ぎ 夜 徹し 行って 四 月 二十 一 に
 san hai furdan de isinaci, liodzei ejen lidz ceng/ ini beye orin tumen
 山 海 関 に 到りつけば、 流賊 主 李自成 彼の 自身 二十 万
 funceme yafaha morin -i cooha be gaifi dzung jen han -i jui taidz
 あまりの 徒歩の 馬 の 兵 を つれて 崇 禎 Han の 子 太子
 4b/5a ju sy joo, ilaci jui ding wang, duici jui uheri ilan jui, dzung
 朱 慈 娘、 三番目 子 定 王、 四番目 子 すべて 三 子、 崇

遊撃郭雲龍が到着して告げたのは、「流賊の兵が北京を占領した。崇禎帝・皇后はみな縊死した。流賊の主李自成は三月二十二日に即位して、国号を大順、年号を永昌元年と称した。吳三桂にひたすら『従え』と人を遣わしたが、吳三桂は従わずに彼の家族・寧遠より行った兵・民を率いて、永平府より後退してきて山海関を守り固めている。汝らに従って崇禎帝の仇を取りたいと言っている」と告げたので、そこで彼より遣わした者に「まことに従うならば、土地を専有させ藩王となす」と書を与えて先に送った。私はすぐに急ぎ夜を徹して行軍して、四月二十一日に山海関に到着したところ、流賊の主李自成は彼みずから二十万余の歩兵・騎兵を率いて、さらに崇禎帝の子である太子の朱慈娘・第三子の定王・第四子、合わせて三人の子、崇

jen -i uksun -i sen si/ harangga tai yuwan fui jin wang ju sin
 禎 の 宗室 の 山 西 属 下 太 原 府 の 晋 王 朱 審
 hiowan; lu an fu -i cin wang; šan si goloj si an fu -i cin wang, ju
 煊 潞 安 府 の 秦 王。 陝 西 地 方 の 西 安 府 の 秦 王、 朱
 sun ji; ping yang fui han wang, ju šoo doo; jiyūn wang si de
 順 吉。 平 陽 府 の 漢 王、 朱 邵 道。 郡 王 綏 德
 wang,/ šang ling wang, san in wang; u san gui ama u siyang be
 王、 襄 陵 王、 山 陰 王。 吳 三 桂 父 吳 襄 を
 ergeleme emgi gajifi u san gui be/ daha seme jing
 脅 し と も に つ れ て き て 吳 三 桂 を し た が え と ひ た す ら
 takūraci ojurakū ofi san hai furdan be kafi, liodzei de ubšaha/
 遣 わ せ ば な ら ない な っ て 山 海 関 を 囲 ん で、 流 賊 に 寝 返 っ た
 dzung bing guwan tang tung yafahan morin -i cooha be gaifi san hai
 総 兵 官 唐 通 徒 歩 の 馬 の 兵 を つ れ て 山 海
 furdan -i i piyen si deri/ tucifi tulergi be faitame* ilihabi;
 関 の 一 片 石 を 出 て 外 を な ら び 立 っ て い る。
 tere yamji tang tung ni moringga emu udu 5a/5b tanggū isire cooha
 そ れ 晩 唐 通 の 馬 の 一 い く つ 百 お よ ぶ 兵
 be ucarafi tanggū isime waha; tere dobori tang tung ni cooha/ uthai
 を 出 会 っ て 百 お よ び 殺 し た。 そ れ 夜 唐 通 の 兵 た だ ち に
 ukame san hai de dosime genehe; jai inenggi amba cooha san hai
 逃 げ 山 海 に 入 り 行 っ た。 次 日 大 い な る 兵 山 海
 furdan -i hanci ibebe/ manggi, u san gui uthai duka neifi dahame
 関 の 近 く 進 ん だ の ち、 吳 三 桂 た だ ち に 門 開 き し た が い
 jihe; musei cooha uthai julergi mukei duka,/ amargi mukei duka,
 来 た。 我 々 の 兵 た だ ち に 南 水 門、 北 水 門、

禎帝の宗室の山西に属する太原府の晋王朱審煊・潞安府の秦王、陝西省の西安府の秦王朱順吉、平陽府の漢王朱邵道、郡王である綏徳王・襄陵王・山陰王、吳三桂の父吳襄を脅してともに引き連れてきて、吳三桂に「従え」と何度も人を遣わしても従わないので、山海関を包囲した。流賊に寝返った総兵官唐通が歩兵・騎兵を率いて、山海関の一片石を出て外に布陣している。その晩、唐通の騎兵数百ほどに出逢って百近くを殺した。その夜、唐通の兵はすぐに逃げて、山海に入ってしまった。翌日、大兵が山海関の近くに前進したので、吳三桂はすぐに門を開いて従いに来た。我々の兵がすぐに南の水門・北の水門・

furdan -i dulimbai duka deri dosifi tuwaci liodzei ejen -i beye/ orin
 関 の 中 の 門 を 入 っ て 見 れ ば 流 賊 主 の 自 身 二 十
 tumen funceme yafahan moringga geren cooha be gaifi emu ujan
 万 あ ま り の 徒 歩 の 馬 の 衆 兵 を つ れ て 一 端
 amargi alin de;/ emu ujan julergi mederi de hetu lasha faidahabi;
 北 山 に 一 端 南 海 に 横 切 り な ら ん で い る 。
 tere inenggi edun mangga buraki toron/ dekdefi umai saburakū bihe;
 そ れ 日 風 強 い 塵 埃 起 こ っ て ま っ た く 見 え な い あ っ た 。
 musei cooha faidaha baci batai cooha mederi ergi ujan 5b/6a
 我 々 の 兵 な ら ン だ と ころ よ り 敵 の 兵 海 側 端
 ambula funcehebi; bi musei wang, beile, beise, gungse, gūsai ejete,
 お お い に あ ま っ て い る 。 我 我 々 の 王、 beile、 beise、 公 ら、 gūsai ejen ら、
 tu -i janggisa be wacihiyame/ isabufi suwe yaya
 tu i janggin ら を こ と ご と く 集 め て 汝 ら お よ そ
 coocarame balai ume aššara, ere cooha de ja -i afaci ojarahū,
 隊 序 を 乱 し み だ り に す る な 動 く、 こ れ 兵 で 簡 単 に 攻 め ら れ ら ぬ、
 teisu/ teisu saikan kice, ere be gidaci amba doru be uthai mutehe
 各 各 よ く 勤 め よ。 こ れ を 破 れ ば 大 い な る 業 を た だ ち に だ け
 ton kai; musei cooha/ mederi baru bata de dube acame
 数 ぞ。 我 々 の 兵 海 方 敵 に 端 あ わ せ
 meiren -i aname sarafi faida; jebele -i ergi dubede/ u dzung bing
 meiren の ご と に 開 い て な ら べ。 右 翼 の 側 端 に 吳 総 兵
 guwan -i cooha be faida; buren burdehe be tuwame dosici, ba goro
 官 の 兵 を な ら べ。 法 螺 貝 吹 き 鳴 ら し た を 見 て 進 め ば、 と ころ 遠 く
 donjirakū;/ mini baci kaicame deribuhe de siran siran -i
 聞 こ え な い。 我 の と ころ よ り 喊 声 を あ げ は じ め た に つ ぎ つ ぎ と

関の中門より入ってみたところ、流賊の主自身が二十万余の歩兵・騎兵を率いて、一方は北山に、一方は南の海に横切つて陣取っている。その日は風が厳しく、塵・埃が舞つてまったく見えなかった。我々の兵が陣取つた場所よりは、敵の兵が海との境目までにおおいにはみ出している。私は我々の王・beile・beise・公ら・gūsai ejenら・tu i jangginらことごとく集めて、「汝らはすべて隊列を乱して軽率に動くな。この兵では容易に攻めることができない。各々よく励め。これを破れば大業をすぐに得られると言う分かれ目ぞ。我々の兵は海に向けて敵に端をあわせて meiren ごとに展開して列べ。右翼の方の端に吳総兵官の兵を列べよ。海螺を吹いたのに合わせて進んでも、場所が遠くて聞こえないので、我々の場所より喊声をあげ始めたときに、次々と

kaica; jai jergi kaicaha de elhei katarame/ teksilefi teisu teisu
 喊声をあげよ。次 たび 喊声をあげた とき ゆっくりと 小走りで 整えて 各 各
 dosi seme giyan giyan -i tacibufi unggihe; musei cooha faidame 6a/6b
 進め と 道理 道理 に 教えて 送った。 我々の 兵 ならび
 teksikeme wajire teisuleme juwe jergi kaicafi dosirengge edun uthai
 隊を整え おわる あわせ 二 たび 喊声をあげて 進むと 風 ただちに
 nakafi bata be/ teisu teisu gidafi dehi bade isitala bošome unduri
 やんで 敵 を 各 各 破って 四十 里に 到るまで 追い 途々
 tuhebume ambula waha, tai/ yuwan fu -i jin wang ju sin hiowan be
 おとし おおいに 殺した、太 原 府 の 晋 王 朱 審 煊 を
 baha; ere cooha gidara de, korcin -i ici ergi galai/ tusiyetu cin wang
 得た。これ 兵 破る に、Korcin の 右 側 翼の Tusiyetu 親 王
 ni beye, cooha emu minggan; hashū ergi galai cooha emu tanggū
 の 自身、兵 一 千。 左 側 翼の 兵 一 百
 isime./ tumet -i juwe gūsai cooha, gurun -i gungjui cooha isinjiha bihe;
 および、Tumet の 二 gūsa の 兵、 gurun i gungju の 兵 到りきた あった。
 erei dabala tulergi/ goloi cooha yaya isinjihakū; liodzei ejen -i beyei
 このほか 外 地方の 兵 およそ 到りこなかった。流賊 主 の 自身の
 iliha ba, tob seme mini teisu, gulu/ suwayan -i gūsai teisu oho
 立った ところ、 ちょうど 我の 向かい、無地の 黄 の 旗の 向かい なった
 bihe; te amba cooha gaifi dzung bing guwan u san gui moringga
 あった。いま 大なる 兵 つれて 総 兵 官 吳 三 桂 馬の
 6b/7a yafahan cooha, hūng i poo be emgi gamame bejing ilinambi
 徒歩の 兵、 紅 衣 砲 を とともに つれていき 北京 留まりに行く
 sehebi;/ ^^abkai gosiha urgun -i mejige be donjikini seme bithe
 いている。 天の 慈しんだ 喜び の 知らせ を 聞くがよい と 書

喊声をあげよ。再度、喊声をあげたときに、ゆっくりと進み、隊列を整えて各々入れ」と筋道を立てて教えて、言い含めて差し遣わした。我々の兵が列んで隊列を揃え終わるのにあわせ、二度喊声をあげて入ったところ、風はすぐに止んだので、敵を各々破って四十里の先にまで追撃しておおいに殺した。太原府の晋王朱審煊を捕らえた。この兵を破ったときに、Korcin 右翼の Tusiyetu 親王自身が兵一千、左翼の兵が一百近く、Tumet の二旗の兵・gurun i gungju の兵が来ていた。このほかに外藩の兵はすべて来なかった。流賊の主自身が設営した場所は、ちょうど私の向かいで正黄旗に相對していた。いま大兵を率いて、総兵官吳三桂の騎兵・歩兵・紅衣砲をとともに携えて「北京に留まりに行く」と言っている。天が慈しんだ喜びの知らせを聞くがよい」と書を

selgiyehe; 7a/7b/8a

伝えた。

○ice ilan de; gulu fulgiyan -i inggū booi niorogan gercileme; inggū
 初三に。無地の紅の Inggū booi NIOROGAN 告発する。 Inggū
 booi juwe niyalma; kubuhe fulgiyan -i yasita booi juwe niyalma; gulu
 booi 二人。ふちどった紅の Yasita booi 二人。無地の
 fulgiyan -i gabula nirui bithesi tanju booi juwe niyalma; albani/ buthai,
 紅の Gabula niru の bithesi Tanju booi 二人。賦の 獺をする、
 kubuhe suwayan -i hūmise nirui ušai booi emu niyalma; ere nadan
 ふちどった黄の Hūmise niru の Ušai booi 一人。これ七
 niyalma; šanggiyan -i/ gūsai jase be hūlhame tucifi juwe lefu wafi
 人。白の旗の境をひそかに出て二熊殺して
 gajiha seme fafun de alafi duileci/ yargiyan ofi, si jecen de
 持ってきたと法に告げて審理すれば本当になって、汝辺に
 tehe janggin; babe akdulame tuwakiyarakū; fafun be jurceme/ lefu waha
 居た janggin。ところをかため見張らない。法をたがえ熊殺した
 turgunde, yasita be tanggū šusiha tantame, butanaha juwe niyalma be
 ゆえに、Yasita を百鞭打ち、獺に行った二人を
 gaime; ice/ hecen ci nakabume, bithesi tanju be tanggū šusiha tantame,
 とり。新しい城よりやめさせ、bithesi Tanju を百鞭打ち、
 butanaha juwe niyalma be gaime; 8a/8b inggū be nenehe weile de
 獺に行った二人をとり。Inggū を先んじたことを
 kamcibufi weile guwebume; butanaha juwe niyalma be gaime; yasita,/
 あわせて罪免じ。獺に行った二人をとり。Yasita、
 inggū, tanju de acan juwe lefui jalinde, juwe ihan be fafun de gaime;
 Inggū、Tanju にあわせて二熊のために、二牛を法にとり。

伝えた。

初三日。正紅の Inggū の booi の NIOROGAN が告発する。「Inggū の booi の二人、鑲紅の Yasita booi 二人、正紅の Gabula niru の bithesi Tanju の booi 二人、官の獺をする鑲黄の Hūmise niru の Ušai の booi 一人、この七人が白旗の境をひそかに出て、『二頭の熊を殺して捕ってきた』と法に訴えて審理したところ本当なので、汝は辺に駐する janggin でありながら、場をしっかりと看守せず、法に背いて熊を殺したと言う理由で、Yasita については、百回鞭打ち、獺に行った二人を取り、新城より辞めさせる。bithesi の Tanju については、百回鞭打ち、獺に行った二人を取る。Inggū については、先の件を合わせて罪を軽減し、獺に行った二人を取り、Yasita・Inggū・Tanju で合わせて二頭の熊のため二頭の牛を法により取るが、

albani buthai/ niyalma seme weile akū guwebume beidefi, doro be
 賦の 獵をする 人 と 罪 ない 免じ 審断して、 政 を
 aliha hošoi ujen cin wang de alafi,/ yasita be tanggū šusiha tantafi,
 承けた 和碩の 鄭 親 王 に 告げて、 Yasita を 百 鞭 打って、
 ice hecen ci nakabuha; bithesi tanju be tanggū/ šusiha tantaha; albani
 新しい 城 より やめさせた。 bithesi Tanju を 百 鞭 打った。 賦の
 buthai niyalma seme weile akū guwebuhe; yasita juwe niyalma; inggū/
 獵をする 人 と 罪 ない 免じた。 Yasita 二 人。 Inggū
 juwe niyalma; tanju juwe be fafun de gaiha; yasita, inggū, tanju de
 二 人。 Tanju 二 を 法 に とった。 Yasita、 Inggū、 Tanju に
 acan juwe ihan be/ fafun de gaiha; tanju be ice hecen de kemuni
 あわせて 二 牛 を 法 に とった。 Tanju を 新しい 城 で そのまま
 bithesi bibuhe; 8b/9a
 bithesi 留めた。

Okubuhe šanggiyan -i nirui janggin gioroi honin hoton weilere
 ふちどった 白 の nirui janggin Gioro の HONIN 城 造る
 baci ging foriha manggi soktofi jidere be/ ini gūsai giyai
 ところより 更 打った のち 酔って 来る を。 彼の gūsa の 街道
 tuwakiyaha kantai nirui inggiyanu; belhetu nirui tuntai; senioke
 見張った KANTAI niru の INGGIYANU。 BELHETU niru の TUNTAL。 SENIOKE
 nirui jusanta,/ baicuka nirui udana; jencuken nirui dorbohū jafafi
 niru の JUSANTA、 BAICUKA niru の UDANA。 JENCUKEN niru の DORBOHŪ とらえて
 fafun de alafi duileci soktofi/ ging foriha manggi yabuha
 法 に 告げて 審理すれば、 酔って 更 打った のち 行った
 yargiyan ofi, honin be nadanju šusiha tantame beidefi doro be/ aliha
 本当 なって、 HONIN を 七十 鞭 打ち 審断して 政 を 承けた

官の獵をする者なので無罪として赦すように審断した。摂政鄭親王に報告すると、Yasita を百回鞭打って新城より辞めさせた。bithesi の Tanju は百回鞭打ったが、官の獵をする人と言う理由で罪無く免じた。Yasita の二人・Inggū の二人・Tanju の二人を法により取った。Yasita・Inggū・Tanju で合わせて二頭の牛を法により取った。Tanju はそのまま新城でbithesi に留めた。

鑲白の niru i janggin の Gioro の Honin が、城を造るところより初更を知らせる鐘を打ったあとに酔って来るのを、彼の gūsa の街を看守した Kantai niru の Inggianu・Belhetu niru の Tuntai・Senioke niru の Jusanta・Baicuka niru の Udana・Jencuken niru の Dorbohū が捕えて法に訴えて審理したところ、酔って初更を知らせたあとに行ったのは本当なので、Honin を七十鞭打つように審断した。摂政

hošoi ujen cin wang de alafi, honin de nadanju šusihai weile gaiha/
和碩の鄭親王に告げて、HONINに七十鞭の罪とった。

○gulu suwayan -i uban nirui unggadai booi hunio waliyabuha bi,
無地の黄のUBAN niruのUNGGADAI家の水桶なくなったある、
ini gūsai ulju booi haise sere/ nikan hehe emu hunio jafafi gamara
彼のgūsaのULJU家のHAISEいう漢女一水桶つかんでつれていく
be unggabai jui uhai, booi hehe uje hunio be takafi 9a/9b dahalame
をUNGGADAI子UHAI、家の女UJE水桶を見分けて追い
genefi becunuhebi; unggadai sargan becunure be donjifi mini jui be
行って殴り合っている。UNGGADAI妻殴り合うを聞いて我の子供を
ainu tatambi seme/ genefi fonjire de ulju booi janai sere nikan hehe
どうして殴るかと行って問うにULJU家のJANAIいう漢女
unggadai sargan be hahūrame jafahabi,/ daje, madaje sere hehe
Unggadai妻をしめつかんでいた、DAJE、MADAJEいう女
funiyehe jafahabi; ulju emu gala de moo jafahabi; emu gala unggadai/
毛髪つかんでいた。ULJU一手に木つかんでいた。一手UNGGADAI
jui uhai be meiren jafafi giyai baru gamara be, unggadai genefi mini
子供UHAIを肩つかんで街道方つれていくを、UNGGADAI行って我の
jui be abide gamambi/ sere jakade, ulju jui be sindaha; ulju etuku
子供をどこにつれていくいうもので、ULJU子を放した。ULJU服を
sufi mini ulhun be jafara jakade, unggadai/ bi hendume, si mimbe
脱いで我の服の襟をつかむもので、UNGGADAI我語り、汝我を
jafaci jafa, bi sinde iselerakū seme hendure jakade; ulju
とらえればとらえろ、我汝に抵抗しないと語るもので、ULJU
hendume;/ tajan gung ni dere be banjime uttu dere; si gūsai
語り。Tajan公の顔を暮らしこのようだろう。お前gūsaの

和碩鄭親王に報告したところ、Honinを七十回鞭打ちの罪を取った。

正黄のUBAN niruのUNGGADAIの家の水桶がなくなっている。彼のgūsaのULJUの家のHAISEという漢人の女が水桶を一つもっていくのを、UNGGADAIの子UHAI・家の女UJEが水桶を見つけたので、追って行って殴り合っている。UNGGADAIの妻は殴り合うのを聞いて、「私の子供をなぜ殴るのか」と行ってたずねると、ULJUの家のJANAIという漢人の女が、UNGGADAIの妻の喉首を押えつけて掴んでいた。DAJE・MADAJEという女は髪を掴んでいた。ULJUは片方の手に木を掴み、片方の手でUNGGADAIの子供UHAIの肩を掴んで街に向けて連れていくので、UNGGADAIが行って、「私の子供をどこに連れていくのか」と言うと、ULJUは子を放した。ULJUが服を脱がせて私の襟を掴むので、UNGGADAI私が言うには、「汝が私を捕まえるなら捕まえろ。私は汝に抵抗しない」と言うと、ULJUが言うには、「Tajan公の顔で生きているのだろう。汝はgūsaの

niyalma waka, ai ba niyalma seme henduhe; *9b/10a* yamun ci
 人 ない、 なに ところ 人 と 語った。 衙門 より
 takūraha gulu lamun -i suldei nirui tonje bošokū de fonjici henduhe
 遣わした 無地の 藍 の SULDEI niru の TONJE bošokū に 問えば 語ったのは
 inu; jai siden de/ saha ini gūsai niyahan nirui ahanikan de
 本当。 また 間 で 知った 彼の gūsa の NIYAHAN niru の AHANIKAN に
 fonjici etuku sufi ulhun jafaha inu sembi; unggadai/ hunio de mini jui
 問えば 衣服 脱いで 襟 つかんだ 本当 いう。 UNGGANDAI 水桶 に 我の子の
 etuku -i funcehe niyecen hūwaitahabi seme alafi niyecen be tuwaci ilga
 衣服 の あまった 端切れ 結んである と 告げて 端切れ を 見れば 花
 noho/ sūje, etuku be tuwaci ilga akū fangse; hunio ulju -i hunio
 ばかり 緞子、 衣服 を 見れば 花 ない 紡絲。 水桶 ULJU の 水桶
 yargiyan, ulju be si janggin kai/ yargiyan tašan be dacilame fonjirakū,
 本当、 ULJU を 汝 janggin ぞ 本当 誤り を 問いただし 問わない、
 aha de dafi etuku sufi unggadai ulhun be jafaha,/ tajan gung ni
 aha に 指図して 衣服 脱いで UNGGADAI 襟 を つかんだ、 Tajan 公 の
 dere be banjimbi dere, gūsai niyalma waka ai ba niyalma seme
 顔 を 生じる だろう、 gūsa の 人 ない なに ところ 人 と
 henduhe, ere turgunde/ tuhere weile gaiha; unggadai sargan be
 語った、 これ ゆえに おちる 罪 とった。 UNGGADAI 妻 を
 monggon be hahūraha funiyehe jafaha janai, daje *10a/10b* madaji be
 喉首 を しめた 毛髪 つかんだ JANAI、 DAJE MADAJI を
 susaita šusiha tantaha; kubuhe suwayan -i basan nirui niyekse be ini
 五十ずつ 鞭 打った。 ふちどった 黄 の BASAN niru の NIYEKSE を 彼の
 booi naru gercileme/ jakūn haha be alban burakū gidahabi seme fafun
 booi NARU 告発し 八 男 を 賦 渡さない 隠していると 法

人ではない。どこの人か」と言った。衙門より遣わした正藍の SULDEI niru の TONJE bošokū に聞いたところ、「言ったのは本当」。また間で知った彼の旗の NIYAHAN niru の AHANIKAN に聞いたところ、「衣服を脱がせて襟を掴んだのは本当」と言う。UNGGANDAI は水桶に私の子の衣服の残った屑切れが結んであると告げたので、屑切れを見たところ花模様ばかりの緞子で、衣服を見たところ花模様ではなく紡絲である。水桶が ULJU の水桶なのは本当だった。ULJU については、「汝は janggin ぞ。真偽を聞きたださないまま aha に指図して衣服を脱がせて UNGGADAI の襟を掴んだ。『Tajan 公の顔をたてるだろう。gūsa の人ではない。どこの人か』」と語った。この理由で落ちる罪を取った。UNGGADAI の妻の喉首を押え付けて髪を掴んだ JANAI・DAJE・MADAJI については、それぞれ五十回鞭打った。鑲黄の BASAN niru の NIYEKSE については、彼の booi の NARU が告発して、八丁を官に渡さず隠していると法

de alafi boigon jurgan -i emu urgun*, juwe/ urgun* kemnehe, sakda
 に 告げて 戸 部 の 一 urhun、 二 urhun 測った、 老人
 be suhe dangse be tuwaci yooni arahakū bi; duileci, nadan
 を 除いた 檔子 を 見れば まったく 書かなかった ある。 審理すれば、七
 haha be/ gidaha yargiyan ofi nirui janggin bošokū, ejen niyekse
 男 を 隠した 本当 なって nirui janggin bošokū 主 NIYEKSE
 de weile bihe; še de gidabufi weile/ akū guwebuhe, nadan haha
 に 罪 あった。 赦 に 隠させて 罪 ない 免じた、 七 男
 be alban dosimbu seme boigon jurgan de afabuha; gerci naru be še
 を 賦 入れよ と 戸 部 に 委ねた。 告発人 NARU を 赦
 de/ gidabuha weile be gercilehe seme amasi tuhebufi orin nadan
 に 隠させた 罪 を 告発した と 後に おとして 二十 七
 šusiha tantafi, ejen de buhe; 10b/11a
 鞭 打って、 主 に 与えた。

○ice sunja de; meiren -i janggin olosecen, baduri, amargi sahaliyan
 初 五 日。 meiren i janggin Olosecen、 Baduri、 北 黒龍
 ulai golo de cooha genefi gajihā/ ice manju emu minggan nadanju
 江の 地方 に 兵 行って つれてきた 新しい Manju 一 千 七十
 duin anggala jidere be, sibartai de, weile icihiyara hafan/ harsungga,
 四 口 来る を、 Sibartai に、 こと 処理する 官 Harsungga、
 weile ejeku hafan umahū okdofi ihan, honin wafi sarilaha; terei
 weile ejeku hafan Umahū 迎えて 牛、 羊 殺して 酒宴した。 その
 sirame/ coohai niyalma be joboho seme, ihan, honin wafi encu sarilaha;
 つぎ 兵の 人 を 苦しんだ と、 牛、 羊 殺して 別に 酒宴した。
 mukden -i hoton de isinjire/ inenggi; amargi okdoro yamun de ashan -i
 Mukden の 城 に 到りくる 日。 amargi okdoro yamun に ashan i

に訴えた。戸部の一 urgun 二 urgun を測ったが、老丁を除いた檔子を見てもすべて書いてない。審理したところ、七丁を隠したのは本当なので、nirui janggin・bošokū・主の NIYEKSE に罪があった。赦により決着させて罪ないとして赦した。「七丁を官に入れよ」と戸部に委ねた。告発人の NARU については、赦により決着させた罪を告発したと、のちに罪に落として二十七回鞭打って、主に与えた。

初五日。meiren i janggin の Olosecen・Baduri が、北の黒龍江地方に戦いに行った。つれてきた新 Manju 一千七十四口が来るのを、Sibartai で理事官の Harsungga・weile ejeku hafan の Umahū が迎えて、牛・羊を屠って酒宴した。それに続いて、兵丁が苦しんだからと牛・羊を屠って別に酒宴した。Mukden 城に到着する日、amargi okdoro yamun に ashan i

amban minggadari, mujilen bahabukū wehe okdofi/ ihan, honin wafi
 amban Minggadari、啓心郎 Wehe 迎えて 牛、羊 殺して
 sarilaha/
 酒宴した。

○gurun -i dorgi, gulu lamun -i bayarai jalan -i janggin fiyanggū
 国 の 内、無地の 藍 の bayarai jalan i janggin Fiyanggū の
 sargan jui be, šose age gajara 11a/11b yangsi de, ambasa isara jalin,
 娘 を、Šose age 娶る 筵席 に、大臣ら あつまる ため、
 doro be aliha hošoi ujen cin wang de alafi, cooha/ genehe amala
 政 を 承けた 和碩の 鄭 親 王 に 告げて、兵 行つた のちに
 hafasa komso ofi; dorgi ambasa hiyasa ci fusihūn, nirui janggisa ci
 官ら 少ない なつて。内 大臣ら hiya ら より下、 nirui janggin らより
 wesihun/ fiyanggū boo de isiha; nangnuk, saran, tambi, šoojan, kuri,
 上 Fiyanggū の 家 に 集まつた。Nangnuk、Saran、Tambi、Šoojan、Kuri、
 hūsibu, buyan be sadun -i ergide/ gucu arame tebuhe; uheri dehi
 Hūsibu、Buyan を 姻族 の 側に gucu なし 座らせた。すべて 四十
 dere dasafi; arki nure dehi malu; ilan uyun ulga be/ juwe ihan, orin
 卓 おさめて。焼酎 黄酒 四十 罎、三 九 家畜 を 二 牛、二十
 honin wafi sarilaha, emu ihan, duin honin be acabure bade waha;
 羊 殺して 酒宴し、一 牛、四 羊 を 相応しい ところで 殺した。
 sarin -i onggolo yali emu alikū, arki emu tampin gaifi, booi nirui
 酒宴 の 前 肉 一 皿、焼酎 一 壺 とつて、booi nirui
 janggin hūmin cacuha,/ šose age, amaha* emhe de emte jergi
 janggin Humin 酒をまいた。Šose age、義父 義母 に 一ずつ たび
 niyakūrafi emte jergi hengkilehe; 11b/12a
 跪いて 一ずつ たび 叩頭した。

amban の Minggadari ・ 啓心郎 の Wehe が迎えて牛 ・ 羊を屠つて酒宴した。

国の中で、正藍の bayarai jalin i janggin の Fiyanggū の娘を Šose age が娶るときの宴席に大臣らを集めようと、摂政和碩鄭親王に報告したところ、出征して官らが少ないので、内大臣ら ・ hiya ら以下、nirui janggin ら以上が Fiyanggū の家に集まつた。Nangnuk ・ Saran ・ Tambi ・ Šoojan ・ Kuri ・ Hūsibu ・ Buyan を相手の家族の側に gucu として座らせた。全部で四十卓を置いて、焼酎 ・ 黄酒四十罎を用意した。三九の家畜については二頭の牛 ・ 二十頭の羊を殺して酒宴し、一頭の牛 ・ 四頭の羊をふさわしい場所で殺した。酒宴の前に肉一皿 ・ 焼酎一壺を取つて、booi nirui janggin の Humin が酒をまいて神を祀つた。Šose age は、妻の父と妻の母に一度ずつ跪いて一度ずつ叩頭した。

○jalan i janggan šargūda, dergi golo de cooha genefi gajih ice
 jalan i janggan Šargūda、東路に兵行つてつれてきた新しい
 manju jakūn tanggū, susai/ anggala jidere be, gulu fulgiyan i gabtara
 Manju 八 百、五十 口 来る を、無地の 紅 の 矢を射る
 yamun de, ashan i amban minggadari, mujilen bahabukū wehe/ weile
 衙門 で、ashan i amban Minggandari、啓心郎 Wehe、こと
 icihiyara hafan harsungga okdofi, ihan, honin wafi sarilaha; 12a/12b
 処理する 官 Harsungga 迎えて、牛、羊 殺して 酒宴した。

○ice uyun de; ^^eldengge munggan de, biya jaluka doroi aisin
 初 九 に。昭 陵 で、月 満ちた 礼の 金
 menggun i suhe juwe/ tumen, jiha emu tumen, budai dere be
 銀 の 紙元宝 二 万、紙銅錢 一 万、飯の 卓 を
 dabume juwan emu dere; emu ihan, juwe honin wafi/ ^^dergi fujisa,
 数に入れ 十 一 卓。一 牛、二 羊 殺して 上 fujin ら、
 gurun i gungju, hošoi gungju, hošoi gege, gūsai ejen ci fusihūn, jalan
 gurun i gungju、hošoi gungju、hošoi gege、gūsai ejen より 下、jalan
 i janggan ci/ wesihun genefi, gūsa gūsai faidame iliha manggi;/ ^^dergi
 i janggan より 上 行つて、gūsa gūsa の ならび 立った のち。上
 fujin niyakūrafi ilan hūntahan arki jingnere de geren gemu niyakūrafi
 fujin 跪いて 三 杯 焼酎 捧げ注ぐ に 衆 みな 跪いて
 ilan jergi/ hengkileme; wajiha manggi; suhe jiha be bargiyafi, fujisa,
 三 たび 叩頭し。おえた のち。紙元宝 紙銅錢 を おさめて、fujin ら、
 gungjuse, gegese gemu tucike;/ suhe jiha be dejihe; 12b/13a
 gungju ら、gege ら みな 出た。紙元宝 紙銅錢 を 焼いた。

○juwan juwe de, ming gurun be dailame genehe; doro be aliha
 十 二 に、明 国 を 討ち 行つた。政 を 承けた

jalan i janggan の Šargūda が東路に戦いに行つてつれてきた新 Manju 八百五十人が来るのを、正紅の射箭衙門で ashan i amban の Minggandari・啓心郎の Wehe・理事官の Harsungga が迎えて、牛・羊を殺して酒宴した。

初九日。昭陵で、月が満ちた礼の金銀の紙元宝二万・紙銅錢一万・飯の卓十一卓、一頭の牛・二頭の羊を殺して皇上の fujin ら・gurun i gungju・hošoi gungju・hošoi gege・gūsai ejen 以下、jalan i janggan 以上が行つて、gūsa ごとに並び立ったのち、皇上の fujin が跪いて三杯の焼酎を捧げ注ぐときに、衆はみな跪いて三度叩頭した。終えたのちに紙元宝・紙銅錢を収めて、fujin ら・gungju ら・gege らはみな出た。紙元宝・紙銅錢を焼いた。

十二日。明国を討伐した摂政

hošoi mergen cin wang bejing ni/ hecen be baha urgun -i medege be
 和碩の睿親王北京の城を得た喜びの便りを
 alanggime takūraha jalan -i janggin yehei sintai se isinjifi/ wesimbuhe
 送り告げ遣わした jalan i janggin Yehei Sintai ら 到りきて 奏した
 bithei gisun; doro be aliha wang, hese be aliha amba coohai ejen
 書の言。政を承けた王、旨を承けた大なる兵の主
 dorgon/ ^^abkai gosire kesi/ ^^han -i hūhuri de etehe baha urgun -i
 Dorgon 天の慈しむ恩 Han の福で勝った得た喜びの
 turgun be/ ^^han -i yamun -i juleri niyakūrafi wesimbure gisun; bi
 事情を Han の衙門の前 跪いて 奏する 言。我
 amba cooha be gajifi yan jing ni +[baru] generengge/ šanaha ci yan
 大なる兵をつれてきて燕京の+[方]行くこと、山海関より燕
 jing de isitala babai hecen hoton -i coohai ejete, bithei hafasa
 京に到るまでところどころの城城の兵の主ら、文の官ら
 temšenume* 13a/13b bithe jafafi okdome dahaha; duin biyai orin
 競い合い 書つかんで 迎え したがった。四月の二十
 ninggun ci, liodzei ejen li dz ceng, morin,/ ihan, eihen, loosa, temen
 六より、流賊主李自成、馬、牛、驢馬、騾子、駱駝
 de aisin, menggun, ulin suje be acifi, ini da tehe; cang/ an de
 に金、銀、財宝 緞子を 着けて、彼のもと 居た。長 安に
 unggime deribuhebi; gūsin de liodzei ejen li dz ceng, han -i boo
 送り はじめている。三十に流賊主李自成、Han の家
 yamun be tuwa/ sindafi burlame genehe; ere be fargame musei dorgi
 衙門を火 放って 逃げ 行った。これを 追い 我々の内
 tulergi wang, beile, beise, gungse/ gūesai ejete, tu -i janggisa be gemu
 外 王、 beile、 beise、公ら、 gūesai ejen ら、 tu i janggin らを みな

和碩睿親王が北京の城を獲た喜びの消息を報告しに遣わした jalan i janggin の Yehei・Sintai が到着した。上奏した書の言葉。「撰政王、旨を承けた大兵の主 Dorgon が天の寵恩、Han の福で勝ち得た喜びの事情を Han の衙門の前に跪いて上奏する言葉。『私が大兵を率いて燕京に向かって行くこと。山海関より燕京までの各所の城の兵の主ら・文官らは争って書を手に持って迎え従った。四月二十六日より流賊の主李自成は馬・牛・驢馬・騾馬・駱駝に金・銀・財宝・緞を載せて、彼がもといいた長安に送り始めている。三十日に流賊の主李自成は帝の住居と衙門に火を放って逃げていった。これを追うために、我々の内外の王・beile・beise・公ら・gūesai ejen ら・tu i janggin らをみな

wacihiyame unggifi, mini beye funcehe cooha be gaifi/ sunja biyai ice
 ことごとく 送って、 我の 自身 あまった 兵 を つれて 五 月 初
 juwe de, yan jing de isinaci, yan jing ni bithe cooha geren hafasa/
 二 に、 燕 京 に 到りつけば、 燕 京 の 文 兵 衆 官ら
 gurun -i sakdasa, šusai se hecen tucime okdofi meihe erin de hecen
 国 の 老人ら、 生員 ら 城 出 て 迎えて 巳 刻 に 城
 de dosika; 13b/14a
 に 入った。

Ojuwan duin de; ninggun jurgan -i janggisa be simnehede; coohai
 十 四 に。 六 部 の jangginら を 考査したとき。 兵の
 jurgan -i weile icihiyara hafan/ kubuhe lamun -i tulai; kubuhe fulgiyan
 部 の こと 処理する 官 ふちどった 藍 の Tulai。 ふちどった 紅
 -i hife; kubuhe fulgiyan -i gaiha punjeo hoton be temšehe/ weile be
 の Hife。 ふちどった 紅 の とった PUNJEO 城 を 争った こと を
 dangse arahakū turgunde gaiha weile be gidafi benjihekū bi; weile be/
 檔子 書かなかった ゆえに とった 罪 を 隠して 送ってない ある。 罪 を
 sarkū tulai jai jergi jalan -i janggin be uju jergi jalan -i janggin
 知らない Tulai 次 等 jalan i janggin を 頭 等 jalan i janggin
 obuha; hife/ untuhun be nirui hontoho janggin obuha bihe; amala
 なした。 Hife 空 を nirui hontoho janggin なした あった。 のちに
 dangse tuwafi weile be safi/ tulai uju jergi jalan -i janggin be efulefi
 檔子 見て 罪 を 知って Tulai 頭 等 jalan i janggin を 革めて
 jai jergi jalan -i janggin obuha; hife nirui/ hontoho janggin be efulehe;
 次 等 jalan i janggin なした。 Hife nirui hontoho janggin を 革めた。
 esebe ^doro be aliha hošoi ujen cin wang de 14a/14b alafi, wang
 これらを 政 を 承けた 和碩の 鄭 親 王 に 告げて、 王

ことごとく差し遣わして、私自身は残りの兵を率いて五月初二日に燕京に到着すれば、燕京の文武諸官ら・国の耆老ら・生員らが城を出て迎えて、巳の刻に城に入った』。

十四日。六部の janggin らを考査したときに、兵部の理事官は鑲藍の Tulai・鑲紅の Hife が、鑲紅が取った PUNJEO 城について争ったことを檔子に書かなかったと言う理由で、得た罪を隠して送ってこなかった。罪を知らない Tulai の二等 jalan i janggin を頭等 jalan i janggin になして、Hife の空缺を niru i hontoho janggin とした。のちに檔子を見て罪を知って、Tulai の頭等 jalan i janggin を革職して二等 jalan i janggin とした。Hife は niru i hontoho janggin を革職した。これらのことを摂政和碩鄭親王に報告したところ、王は

tuwame efulehe;/

見て 革めた。

○ineku tere inenngi; moohai si dade nirui janggin bihe; yooju de
 同じ それ 日。 Moohai 汝 もとに nirui janggin あった。耀州 に
 jihe cooha be gidaha;/ jai ginjeo hoton de afafi akū oho manggi; jui
 来た 兵 を 破った。 また 錦州 城 で 攻めてない なった のち。 子
 monggūldai de jai jergi jalan -i janggin siraha; monggūldai weile
 Monggūldai に 次 等 jalan i janggin ついだ。 Monggūldai 罪
 bahafi; deo tulai de jai jergi jalan -i janggin siraha;/ jai ilan jergi
 得て。 弟 Tulai に 次 等 jalan i janggin ついだ。 また 三 たび
 sirambi; 14b/15a
 つぐ。

○tofohon de; doro be aliha hošoi ujen cin wang ci fusihūn, nirui
 十五 に。 政 を 承けた 和碩の 鄭 親 王 より下、 nirui
 janggisa ci wesihun doroi/ etuku mahala etufi amba dasan -i yamun
 janggin ら より上 礼の 衣服 冠帽 着けて 大いなる 政 の 衙門
 de isaha;/ ^^han -i yaya hacin -i amba faidan be yoni* faidafi, kumun
 に 集まった。 Han の およそ 件 の 大いなる 儀仗 を まったく ならんで、 曲
 mudan be guwembume;/ ^^han gung ci tucifi kiyoo de tefi jidere de;
 調子 を 響かせ。 Han 宮殿 より 出で 輦 に 座してくる に。
 wang se ci fusihūn geren gemu niyakūrafi;/ soorin de wesike manggi
 王 ら より下 衆 みな 跪いて、 位 に のぼった のち
 iliha; hiyan dabure suwayan dere be drolon -i jurgan -i hafasa gamafi/
 立った。 香 焚く 黄色 卓 を 礼 の 部 の 官ら 持っていて
 tob dulimbade sindaha; ^^han soorin ci wasifi, wang se ci fusihūn,
 ちょうど 真ん中に 置いた。 Han 位 より おりて、 王 ら より下、

見て革職した。

同じその日。Moohai 汝はもと nirui janggin であった。耀州に来た兵を破った。また錦州城で戦って亡くなったので、子の Monggūldai に二等 jalan i janggin を継がせた。Monggūldai が罪を得て、弟 Tulai に二等 jalan i janggin を継いだ。さらに三度継がせる。

十五日。摂政和碩鄭親王以下、nirui janggin ら以上が、礼の衣服・冠を着けて大政殿に集まった。Han のすべての大鹵簿がことごとく並んで、音楽を響かせた。Han が宮殿より出で輦に乗ってくるときに、王ら以下は衆はみな跪いたが、玉座にのぼりおわると立った。香を焚く黄色の卓を礼部の官らが持って行って、ちょうど真ん中に置いた。Han が玉座よりおりると、王ら以下、

jalan ·i janggin ci/ wesihun geren be gaifi, hiyan dabufi ^abka de
 jalan i janggin より上 衆 を つれて、香 焚いて 天 に
 ilan jergi niyakūrafi uyun jergi hengkelehe; 15a/15b ^han soorin de
 三 たび 跪いて 九 たび 叩頭した。 Han 位 に
 wesifi tehe manggi; urgun ·i doroi wang se ·i wesimbure biyoo bithe ·i
 のぼって座した のち。 喜び の 礼で 王 らの 奏する 表 文 の
 dere be dorolon ·i jurgan ·i hafasa gamafi dergi ashan de sindaha;
 卓 を 礼 の 部 の 官ら 持って行って 東 側 に 置いた。
 hūlara hafan faidan ibe seme hūlahā manggi;/ dorō be aliha hošoi
 唱える 官 儀仗 前に進めと 唱えた のち。 政 を 承けた 和碩の
 ujen cin wang jirgalang; manju, monggo, nikan ·i geren ambasa be
 鄭 親 王 Jirgalang。 Manju、 Monggo、 漢 の 衆 大臣ら を
 gaifi/ niyakūrafi wesimbure gisun,/ ^abkai hesei forgon be aliha han,
 つれて 跪いて 奏する 言、 天の 旨の 時運 を 承けた Han、
 ^doro be aliha hošoi mergen cin wang de, hese be aliha/ amba
 政 を 承けた 和碩の 睿 親 王 に、 旨 を 承けた 大いなる
 coohai ejen ·i doron bufi, ming gurun be dailame unggifi, ming gurun
 兵の 主 の 印 与えて、明 国 を 討ち 送って、明 国
 ·i šanaha ·i furdan be tuwakiyaha dzung bin guwan, u san gui,
 の 山海 の 関 を 見張った 総 兵 官、 吳 三 桂、
 šanahai furdan ·i hafan cooha be gaifi duka 15b/16a neifi okdome
 山海 関 の 官 兵 を つれて 門 開いて 迎え
 dahaha; liodzei ejen lidz ceng ni beye yafahan moringga orin tumen
 したがった。流賊 主 李自成 の 自身 徒歩の 馬の 二十 万
 funceme/ cooha be kaifi* šanahai furdan be afame jihe be gidaha; ere
 あまりの 兵 を つれて 山海 関 を 攻め 来た を 破った。これ

jalan i janggin 以上の衆人を率いて、香を焚いて、天に三度跪いて九度叩頭した。Han が玉座にのぼって座ったので、喜びの礼で王らが上奏する表文の卓を礼部の官らが持って行って、東側に置いた。鳴賛官が「鹵簿は前に進め」と叫んだので、摂政和碩鄭親王 Jirgalang は Manju・Monggo・漢の衆大臣らを率いて跪いた。上奏する言葉。「天の旨で時運を承けた Han は摂政和碩睿親王に旨を承けた大兵の主の印を与えて、明国を討伐しに差し遣わした。明国の山海関を監守した総兵官吳三桂は、山海関の官兵を率いて門を開いて迎え従った。流賊の主李自成自身が歩兵・騎兵の二十万余の兵を率いて山海関を攻め来たのを破った。この

gidaha de, dzung jen han -i uksun -i cin wang ju sin hiowan be
 破った とき、崇 禎 Han の 宗室 の 親 王 朱 審 煊 を
 liodzei ejen ergeleme jafafi gajiha be baha; šanahaci casi/ yan jing de
 流賊 主 脅し とらえて つれてきた を 得た。 山海より 向こう 燕 京 に
 isitala jugūn -i unduri hecen hoton -i hafan irgen temšenum* bithe
 到るまで 道 の 途々 城 城 の 官 民 競い合い 書
 jafafi/ okdome dahaha; liodzei ejen lidz ceng musei amba cooha horon
 つかんで 迎え したがった。流賊 主 李自成 我々の 大いなる 兵 威
 be alime eterakū/ yan jing hecen be waliyafi burlaha; yan jing hecen
 を 受け かたない、 燕 京 城 を 棄てて 逃げた。 燕 京 城
 -i hafan irgen duka neifi okdome dahaha;/ ere gemu ^^han -i
 の 官 民 門 開いて 迎え したがった。これ みな Han の
 ferguwecuke hūhuri horon de kai; tuttu ofi meni geren alimbaharakū
 たぐい稀なる 福 威 に ぞ。 そのよう なって 我々の みな 堪えきれない
16a/16b urgunjeme urgun -i doroi hengkilembi; bithe hūlame wajiha
 喜び 喜び の 礼で 叩頭する。 書 唱え おえた
 manggi; niyakūrahai ilan jergi hengkilefi,/ jai juwe jergi niyakūrafi
 のち。 跪きながら 三 たび 叩頭して、 また 二 たび 跪いて
 ninggun jergi hengkilehe; hengkileme wajifi meni meni da faidan de
 六 たび 叩頭した。 叩頭し おえて 各 各 もと 列 に
 bederefi/ iliha manggi; bithei ilan yamun -i hafasa, uheri be baicara
 退いて 立った のち。 書の 三 衙門 の 官ら、 すべて を 査べる
 jurgan -i hafasa; dorolon -i jurgan -i joriha/ hafasa; hūlara hafasa ilan
 部 の 官ら。 礼 の 部 の 指示した 官ら。 唱える 官ら 三
 jergi niyakūrafi uyun jergi hengkilehe; erei sirame dergi goloi/ hūrga
 たび 跪いて 九 たび 叩頭した。 この つぎ 東 地方の Hūrga

破ったときに、崇禎帝の宗室の晋王朱審煊を流賊の主が脅して捕えて連れてきたのを取った。山海より向こうの燕京まで道沿いの各城の官・民は、競い合って書を手に持って迎え従った。流賊の主李自成は我々の大兵の威を防ぎ止められず、燕京城を棄てて逃げた。燕京城の官民は門を開いて迎え従った。これはみな Han のたぐい稀なる福・威勢によるものぞ。そのために、我々ははなはだ喜び、喜びの礼で叩頭する」。書を読み終えたので、跪きながら三度叩頭して、また二度跪いて六度叩頭した。叩頭し終えて各々がもとの列に退いて立つと、内三院の官ら・都察院の官ら・礼部の指示した官ら・hūlara hafan らが三度跪いて九度叩頭した。これに続いて、東路のHūrga

be dailame genefi jihe šargūda -i hoki hafasa, morin udame genefi jihe
 を 討ち 行って 来た Šargūda の 党 官ら、 馬 買いに 行って 来た
 hafasa šang baha doroi/ juwe jergi niyakūrafi ninggun jergi hengkilehe;
 官ら 賞 得た 礼で 二 たび 跪いて 六 たび 叩頭した。
 hengkileme wajiha manggi; cai omifi/ ^^han kiyoo de tefi gung de
 叩頭し おえた のち。 茶 飲んで Han 轎 に 座して 宮殿 に
 wesire de geren gemu niyakūrafi dulembuhe; 16b/17a
 のぼる とき 衆 みな 跪いて 過ぎゆかせた。

○juwan ninggun de/ ^^hūwangdi hesei bithe; coohiyān gurun -i
 十 六 に。 皇帝 旨の 書。 朝鮮 国 の
 wang lidzung de wasimbuha;/ ^bi doro be aliha hošoi mergen cin
 王 李倬 に 下した。 我 政 を 承けた 和碩の 睿 親
 wang de ^^hese be aliha amba coohai ejen -i doron bufi, amba
 王 に 旨 を 承けた 大いなる 兵の 主 の 印 与えて、 大いなる
 cooha be afabufi ming gurun be dailame unggihe; doro be aliha/ hošoi
 兵 を 委ねて 明 国 を 討ち 送った。 政 を 承けた 和碩の
 mergen cin wang, sunja biyai juwan juwe de wesimbuhe bithei gisun;
 睿 親 王、 五 月 の 十 二 に 奏した 書 の 言。
 bi amba/ cooha be gaifi yan jing ni baru generengge šanahaci yan
 我 大いなる 兵 を つれて 燕 京 の 方 行くこと 山海より 燕
 jing de isitala baba -i hecen/ hoton -i coohai ejete, bithei hafasa
 京 に 到るまで ところところの 城 城 の 兵の 主ら、 文の 官ら
 temšenume* bithe jafafi okdome dahaha; 17a/17b duiin biyai orin
 競い合い 書 つかんで 迎え したがった。 四 月 の 二十
 ningguci liodzei ejen lidz ceng morin ihan, eihen loosa temen de/ aisin,
 六より 流賊 主 李自成 馬 牛、 驢馬 騾子 駱駝 に 金、

を討伐しに行った Šargūda の一行の官ら・馬を買いに行つて来た官らが賞を得た礼で、二度跪いて六度叩頭した。叩頭し終えると茶を飲んだが、Han が轎に乗って宮殿にのぼるときに、衆はみな跪いて過ぎ行かせた。

十六日。皇帝の旨の書を朝鮮国の王李倬に下した。「私は摂政和碩睿親王に旨を承けた大兵の主の印を与えて、大兵を委ねて明国を討伐しに差し遣わした。摂政和碩睿親王が五月十二日に上奏した書の言葉。『私が大兵を率いて燕京に向かつて行くこと。山海より燕京までの各所の城の兵の主ら、文官らは争って書を手を持って迎え従った。四月二十六日より流賊の主李自成は馬・牛・驢馬・騾馬・駱駝に金・

menggun, ulin suje be acifi, ini da tehe cang an de unggime
 銀、財宝 緞子 を 着けて、彼のもと 居た 長 安 に 送り
 deribuhebi/ gūsin de liodzei ejen lidz ceng burlame genehe; ere be
 はじめている。三十 に 流賊 主 李自成 逃げ 行った。これ を
 fargame musei dorgi tulergi/ wang, beile, beise, gungse, gūtai ejete, tui
 追い 我々の 内 外 王、 beile、 beise、 公ら、 gūtai ejen ら、 tui
 janggisa be +[gemu] wacihiyame unggifi, bi funcehe/ cooha be gaifi
 janggin ら を + [みな] ことごとく 送って、我 あまった 兵 を つれて
 sunja biyai ice juwe de yan jing de isinaci, yan jing ni bithe/ coohai
 五 月の 初 二 に 燕 京 に 到りつけば、燕 京 の 文 兵の
 geren hafasa, gurun i sakdasa, siosai se hecen tucime okdofi meihe
 衆 官、 国 の 老人ら、 秀才 ら 城 出て 迎えて 巳
 erin de/ hecen de dosika; 17b/18a ^^abkai gosiha urgun -i mejige be
 刻 に 城 に 入った。 天の 慈しんだ 喜び の 知らせ を
 donjifi, gurun -i hafan irgen urgunjerakūngge akū; bodoci/ wang inu
 聞いて、 国 の 官 民 喜ばないもの ない。 はかれば 王 も
 urgunjerakū doro bio seme bithe wasimbuha; ere bithei songkoi/
 喜ばない 道理 だろうか と 書 下した。 これ 書の とおりに
 ^^han -i hese, tulergi golo be dasara jurgan de bithe wasimbufi;
 Han の 旨、 外 地方 を おさめる 部 に 書 下して、
 jurgan -i niyalma,/ tulergi golo wang, beile, beise de urgun -i mejige
 部 の 人、 外 地方の 王、 beile、 beise に 喜び の 知らせ
 be donjikini seme selgiyehe: 18a/18b/19a
 を 聞くがよい と 伝えた。
 Ojuwan nadan de; ^^eldengge munggan -i yamun -i dorgi soorin
 十 七 に。 昭 陵 の 衙門 の 内 位

銀・財宝・緞を載せて、彼がもといいた長安に送り始めている。三十日に流賊の主李自成は逃げていった。これを追うために、我々の内外の王・beile・beise・公ら・gūtai ejen ら・tu i janggin らをみなことごとく差し遣わして、私は残りの兵を率いて五月初二日に燕京に到着すれば、燕京の文武諸官ら・国の耆老ら・生員らが城を出て迎えて、巳の刻に城に入った。天の慈しんだ喜びの知らせを聞いて、国の官・民は喜ばないものがなかった。考えたところ、王もまた喜ばない道理があるか』と書を下した。この書の通りに han の旨で「理藩院に書を下して、部院の人・外藩の王・beile・beiseに喜びの知らせを聞くがよい」と伝えた。

十七日。昭陵の寝殿の内の宝座を

arame šanggaha doroi;/ doro be aliha hošoi ujen cin wang ci fusihūn,
 作り 完成した 礼で。 政 を 承けた 和碩の 鄭 親 王 より下、
 nirui janggin ci wesihun genefi soorin de/ wesimbuhe bithei gisun;
 nirui janggin より上 行って 位 に 奏した 書の 言。
 ijishūn dasan -i sucungga aniya, niowanggiyan bonio, sunja biyai/ juwan
 順 治 の 元 年、 甲 申、 五 月 の 十
 nadan de niowanggiyan muduri sain inenggi;/ ^^ama gosin onco
 七 に 甲 辰 よい 日。 父 仁 寛
 hūwaliyasun enduringge/ ^^hūwangdi enduri soorin -i juleri soorin be
 温 聖 皇帝 神 位 の 前 位 を
 siraha hiyoošulara jui fulin gelhun akū niyakūrafi/ wesimbure gisun;
 ついだ 孝をおこなう 子 Fulin あえて 跪いて 奏する 言。
 cohome araha soorin šanggafi ^^ama hūwangdi enduri soorin be
 特に 作った 位 完成して 父 皇帝 神 位 を
 19a/19b guribume sindara doroi wecere jaha* be dagilafi gingguleme
 移し 置く 礼で 祭る 物 を 取り揃えて 謹み
 wecembi; bithe hūlame wajiha manggi;/ doro be aliha hošoi ujen cin
 祭る。 書 唱え おえた のち。 政 を 承けた 和碩の 鄭 親
 wang, soorin -i juleri niyakūrafi ilan hūntahan arki jingnehe;/ geren
 王、 位 の 前 跪いて 三 杯 酒 注いだ。 衆
 gemu niyakūrafi ilan jergi hengkilehe; dorgi ambasa, hiya se tukiyeft
 みな 跪いて 三 たび 叩頭した。 内 大臣ら、 hiya ら 捧げて
 soorin de/ toktoleme sindaha; sindame wajiha manggi, dergi fujisa,
 位 に 定め 置いた。 置き おえた のち、 上 fujin ら、
 gurun -i gungju, hošoi fujin ci/ fusihūn; doroi gege; gurun de aisilara
 gurun i gungju, hošoi fujin より 下。 doroi gege. gurun de aisilara

作って完成した礼で、摂政和碩鄭親王以下、nirui janggin 以上が赴いて宝座に上奏した書の言葉。「順治元年甲申。五月十七日甲辰吉日に父の寛温仁聖皇帝の神位の前で、位を継いだ孝子 Fulin があえて跪いて上奏する言葉。『特別に作った宝座が完成したので、父皇帝の神位を移し置く礼で、祭るものを取りそろえて謹み祭る』」。書を読み終えたので、摂政和碩鄭親王は宝座の前で跪いて三杯の酒を注いだ。衆はみな跪いて三度叩頭した。内大臣ら・hiya らは捧げて宝座に定め置いた。置き終えたので、皇上の fujin ら・gurun i gungju・hošoi fujin 以下、doroi gege・gurun de aisilara

gung ni sargata ci wesihun genefi budai dere,/ dasaha dere, ihan,
 gung の 妻ら より上 行って 飯の 卓、 おさめた 卓、 牛、
 honin -i yali tukiyefti, dergi fujin niyakūrafi ilan hūntahan arki/
 羊 の 肉 捧げて、 上 fujin 跪いて 三 杯 酒
 jingnere de geren gemu niyakūrafi ilan jergi hengkilehe; terei sirame
 注ぐ とき 衆 みな 跪いて 三 たび 叩頭した。 その つぎ
 doro be aliha hošoi 19b/20a ujen cin wang soorin -i juleri niyakūrafi
 政 を 承けた 和碩の 鄭 親 王 位 の 前 跪いて
 ilan hūntahan arki jingnere de geren gemu/ niyakūrafi ilan jergi
 三 杯 酒 注ぐ とき 衆 みな 跪いて 三 たび
 hengkilehe; ere wecehe de sindaha ton; boro juwe; ša ergume emu
 叩頭した。 これ 祭った とき 置いた 数。 涼帽 二。 紗 朝服 一
 jergi/ sijigiyān emu jergi; gūlha wase +[juwel] juru; ilan hacin -i icehe
 件 長袍 一 件。 靴 靴下 + [二] 対。 三 件 の 染めた
 defeliyenggu* hoošan sunja/ tumen; suhe sunja tumen; emu ihan; jakūn
 反物 紙銭 五 万。 紙元宝 五 万。 一 牛。 八
 honin; arki nure juwan malu; budai/ dere be dabume orin emu dere;
 羊。 焼酎 黄酒 十 罎 飯の 卓 を 数に入れ 二十 一 卓。
 suhe hoošan be bargiyafi,/ wang se, fujisa, geren gemu tucike;
 紙元宝 紙銭 を おさめて、 王 ら、 fujin ら、 衆 みな 出た。
 20a/20b/21a

○juwan jakūn de; ašan -i bithei da jamba de unggihe bithei
 十 八 に。 側 の 書 の もと Jamba に 送った 書 の
 gisun;/ ^^han -i hesei bithe, doro be aliha, amba coohai ejen, hošoi
 言。 Han の 旨の 書、 政 を 承けた、 大いなる 兵の 主、 和碩の

gung の妻ら以上が赴いて、飯の卓・列べた卓・牛・羊の肉を捧げて、皇上の fujin が跪いて三杯の酒を注ぐときに、衆はみな跪いて三度叩頭した。それに続いて、摂政和碩鄭親王が宝座の前で跪いて三杯の酒を注ぐときに、衆はみな跪いて三度叩頭した。この祭ったときに置いた数は、涼帽二・紗の朝服一件・長袍一件・靴・靴下二対・三件の染めた反物・紙銭五万・紙元宝五万・一頭の牛・八頭の羊・焼酎と黄酒十罎。飯の卓を数に入れると二十一卓。紙元宝・紙銭を収めて、王ら・fujin ら衆はみな出た。

十八日。学士 Jamba に送った書の言葉。「Han の旨の書を、摂政で大兵の主である和碩

mergen cin wang de wasimbuha;/ šanahai fordan -i dzung bing guwan
 睿 親 王 に 下した。 山海 関 の 総 兵 官
 u san gui be dahabuha; liodzei amba cooha be gidaha/ šanahaci
 吳 三 桂 を したかわせた。 流賊 大いなる 兵 を 破った 山海より
 casi yan jing de isitala unduri hecen hoton be dahabuha; yan jing/
 向こう 燕 京 に 到るまで 途々 城 城 を したかわせた。 燕 京
 hecen -i hafan irgen okdome dahaha mejige be donjifi urgunjeme
 城 の 官 民 迎え したがった 知らせ を 聞いて 喜び
 wajirakū; ere gung gemu/ wang ni arga bodogon be toktobufi uhe
 おわらない。 これ 功 みな 王 の 策 略 を 定めて ともに
 mujilen -i kicehe haran kai; 21a/21b/22a
 心 で 勤めた ゆえ ぞ。

○Orin de; sahaliyan ula de cooha genefi kašan* gaiha manggi,
 二十 に。 黒龍 江 に 兵 行つて 村 とつた のち、
 meiren janggin olosecen hendume;/ emu gūsa de asararangge gūsin
 meiren janggin Olosecen 語り。 一 gūsa に 留めるもの 三十
 sunjata haha seme toktobufi; suwe hahai ton be minde/ bithe arafi
 五ずつ 男 と 定めて。 汝ら 男の 数 を 我に 書 書いて
 gaji, bi gala de jihe dahame ejeki; gūwa gūsa gūsin sunjata
 持つてこい、我 gala に 来た したがい 記したい。別の gūsa 三十 五ずつ
 haha seme/ bithe arafi buhebi; unajin gūsin nadan haha seme bithe
 男 と 書 書いて 渡している。 Unajin 三十 七 男 と 書
 arafi, hele manduhū benehebi; jobtoi/ ucarafi tuwaci juwe haha fulo*;
 書いて、Hele Manduhū 届けている。 Jobtoi 出会つて 見れば 二 男 多い。
 meiren janggin olosecen -i baru jobtoi hendume fulo*/ oci ojurakū; yaka
 meiren janggin Olosecen の 方 Jobtoi 語り 多い なれない。 誰か

睿親王に下した。『山海関の総兵官吳三桂を従わせた。流賊の大兵を破った。山海より向こうの燕京まで沿道の城を従わせた。燕京の城の官・民が迎え従った知らせを聞いて喜びはつきない。この功は、みな王が策略を定めてともに心より勤めたゆえぞ』。

二十日。黒龍江に戦に行つて村を取つたので、meiren janggin の Olosecen が言うには、「一 gūsa に留めるものは三十五丁ずつと定めて、汝らが男丁の数を私に書に書いてもつてこい。私は gala に来たのにしたがって記したい。別の gūsa は三十五丁ずつ」と書に書いて渡している。Unajin は三十七丁と書いて、Hele・Manduhū が届けている。Jobtoi がたまたま見たところ二丁多い。meiren janggin の Olosecen に向けて Jobtoi が言うには、「多くてはならない。誰かが

gisurehe te* si tarakū* tukembi*; erebe te neigeje* sehebi;
 言った に 汝 与らない 罪に落ちる。 これを いま 同じにせよ いている。
 hele;/ maduhū; unajin de haha fulu arahabi seme alara jakade;
 Hele. Manduhū、 Unajin に 男 多い 書かれていると 告げる もので。
 unajin; jobtoi be hūlafi 22a/22b si minde haha fulu serengge akū kai;
 Unajin. Jobtoi を 唱えて 汝 我に 男 多い いうこと ない ぞ。
 bi alara, jobtoi jabume sini araha bithe de gūsin/ nadan haha seme
 我 告げよう、Jobtoi こたえて 汝の 書いた 書 に 三十 七 男 と
 bi; si geli ejen de ala; bi simbe beidembio seme hendufi; galai ejen
 ある。 汝 もまた 主 に 告げよ。 我 汝を 審断するの か と 語って。 galai ejen
 -i tadan* de/ genehe; unajin amala jifi enteke angga faksi niyalma
 の 宿當所 に 行った。 Unajin のちに 来て かような 言葉 巧みな 人
 geli bio sehe; tede bi jabume; si mimbe ainu/ koro arambi sehe;
 もまた いるだろうか いった。 そこで 我 こたえて。 汝 我を どうして 恨み なす いった。
 unajin jabume si salifi ainambi; minde ejen akūn seme
 Unajin こたえて 汝 ほしいままにして どうする。 我に 主 いないのか と
 henduhe; tede/ olosecen hendume; loho bici gecihešehei* tuhebure bihe;
 語った。 そこで Olosecen 語り。 腰刀 あれば 峰打ちして おとす あった。
 sini ejen be ainu šerimbi sehe;/ guntasi, josan, hele, manduhū
 汝の 主 を どうして 威嚇する いった。 Guntasi、 Josan、 Hele、 Manduhū
 sambi; ese de fonjici henduhe mujangga sembi; geli emu/ galai ejen
 知る。 これら に 問えば 語った その通りだ いう。 もまた 一 galai ejen
 baduri, geren janggisa acafi duilere de siden de
 Baduri、 衆 janggin ら あって 審理する に 証人 に
 bihe urse de fonjici 22b/23a minde ejen akūn seme henduhe
 あった 輩 に 問えば、 我に 主 いないのか と 語った

言ったときに、汝は審理にかからず罪に落ちる。これをいま同じにせよ」と言っている。Hele・Manduhūには「男丁が多く書かれている」と告げるので、UnajinがJobtoiを呼んで、「汝は私に男丁が多いと言うものではないぞ。私が告げよう」。Jobtoiがこたえて、「汝が書いた書には三十七丁とある。汝もまた主に告げよ。私は汝を審理できようか」と言って、gala i ejenの宿當所に行った。Unajinは後で来て、「そのように言葉が巧みな人もまたいるのだろうか」と言った。そこで私はこたえて、「汝は私にどうして無用なことをする」と言った。Unajinはこたえて、「汝が勝手にしてどうするののか。私には主がいないのか」と言った。そこでOlosecenが言うには「腰刀があれば峰打ちで倒すところだった。汝の主をどうして脅すのか」と言った。Guntasi・Josan・Hele・Manduhūは知る。これらの人にたずねたところ、言ったのはその通りだと言う。また一galai ejenのBaduriが衆jangginらと会同して審理するときに、証人であった者たちに聞いたところ、「私に主はいないのか」と言ったのは

mujangga sembi; fafun de isinjifi duileci unajin -i jaburengge/ jobtoi ilire
 その通りだ いう。 法 に 到りきて 審理すれば Unajin の こたえたこと Jobtoi 立つ
 tere niolhuceme toora jakade; si mimbe salifi wambio,
 居る 怒り 罵る もので。 汝 我を ほしいままにして 殺すのか、
 ejen akūn seme henduhe,/ minde sere gisun akū; neneme bihe duin
 主 いないのか と 語った、 我に いう 言 ない。 先に あった 四
 janggin be, bi siden ararakū; geren janggisa gemu emu ici/ mimbe
 janggin を、 我 証人 なさない。 衆 jangginら みな 一方 我を
 tuhebumbi; ere bithe mini jabun be bihan* de araha bithe waka;
 おとす。 これ 書 我の 供述 を した に 書いた 書 ない。
 hoošan de unduran*/ araha bihe; ere hetu araha bi; tulai si bithe
 紙 に 縦 書いた あった。 これ 横 書いた ある。 Tulai 汝 書
 be asarafi jobtoi jidere de unggifi/ mini jabun be kūbulibume arahabi;
 を 留めて Jobtoi 来る とき 送って 我の 供述 を 変えて 書いている。
 bithe tulai sinde bici; okdofi sarilaha bade coohai/ jurgan -i ashan -i
 書 Tulai 汝に あるのに。 迎えて 酒宴をした ところで 兵の 部 の ashan i
 amban tambai fonjire de, mini jabun bithe de bi; bithe
 amban Tambai 問うた に、 我の 供述 書 に ある。 書
 gaji seci ainu *23a/23b* buhakū; olosecen -i da gisun de
 持ってこい いえば どうして 渡さなかった。 Olosecen の もと 言 に
 minde sere gisun akū kai; olosecen de fonji/ olosecen de fonjici,
 我に いう 言 ない ぞ。 Olosecen に 問え。 Olosecen に 問えば、
 olosecen -i jaburengge minde ejen akūn sere jakade, sini
 Olosecen の こたえたこと 我に 主 いないのか いう もので、 汝の
 ejen be we de/ šerimbi seme jafaha kai; tere gese gisun akūci
 主 を 誰 に 威嚇する いい とらえた ぞ。 それ ように 言 なければ

その通りだと言う。法に審理したところ、Unajin がこたえたこと。「Jobtoi が立ったり座つたりして怒り罵るので、『汝は私をほしいままにして殺すのか。主はいないのか』と言った。私にという言はない。先にいた四人の janggin を私は証人とはしない。衆 janggin らがみなそろって私を陥れる。主の書は私が供述をしたときに書いた書ではない。紙を縦にして書いてあった。主は横にして書いている。Tulai 汝は書を保管して、Jobtoi が来るときに送って、私の供述を変えて書いている。書は Tulai 汝のもとにあるのに、迎えて酒宴をした所で兵部 ashan i amban の Tambai がたずねたときに、『私の供述は書にある。書を持ってこい』と言ってもどうして渡さなかった。Olosecen のもとの言に「私に」という言はないぞ、Olosecen に問え。Olosecen に聞いたところ、Olosecen がこたえたこと。「『私に主はいないのか』と言うので、『汝の主は誰を脅すのか』と言って捕えたぞ。そのような言がなければ、

simbe ainu jafaha; hele, manduhū de/ haha anggala fulungge
 汝を どうして とらえた。 Hele、 Manduhū に 男 口 多いこと
 adarame seme fonjici, gašan gaiha dahame haha anggala fulu
 どうか と 問えば、 村 とった したがい 男 口 多い
 mujangga/ sembi; tulai de bithe we de bihe seme fonjici mini bithei
 その通りだ いう。 Tulai に 書 誰 に あったと 問えば 我の 書の
 fadu de tebufi acihai/ tolo* sindaha bihe; boo de neneme jihebi; unajin
 荷包 に 入れて 行李の 中 置いた あった。家 に 先に 来ている。 Unajin
 bithe gaji sehe manggi; boo de gajifi/ boigon jurgan -i
 書 持ってこい いった のち。 家 に とってきて 戸 部 の
 aliha amban cergei de tuwabuha, jobtoi de bi ainu unggimbi; bithe
 承けた 大臣 Cergei に 見せた。 Jobtoi に 我 どうして 送るか。 書
 23b/24a arahangge we seme fonjici kubuhe lamun -i durdei nirui
 書いたもの 誰 と 問えば ふちどった 藍 の Durdei niru の
 angnaha araha; tokso de genehe be/ ganafi sini araha bithe
 Angnaha 書いた。 莊屯 に 行った を つれにいて 汝の 書いた 書
 hoošan -i undurao, hetu seme fonjiha; angnaha jabume mini arahangge/
 紙 の 縦か、 横 と 問うた。 Angnaha こたえ 我の 書くもの
 hetu sembi; bithe be tucibufi tuwabuci, ere mini araha bithe sembi;
 横 いう。 書 を 出させて 見せれば、 これ 我の 書いた 書 いう。
 angnaha be arabufi/ juwe bithe be adabume tuwaci angnaha araha
 Angnaha を 書かせて 二 書 を 並べ 見れば Angnaha 書いた
 yargiyan tuttu ofi fafun de unajin be/ gisurehengge, sinde juwe haha
 本当 そのよう なって 法 に Unajin を 言ったこと、 汝に 二 男
 fulu bime siden be gisurehe jobtoi baru becunuci beyei/
 多い あり 証人 を 言った Jobtoi 方 争えば 自身の

汝をどうして捕えたのか」。Hele・Manduhū に男丁の数が多くことはどうしてかと聞いたところ、村を攻め取ったので男丁の数が多くて当然だと言う。Tulai に「書は誰のもとにあったのか」と聞いたところ、「私の書は弓袋に入れて積み荷の中に置いていた。家に先に来ていた。Unajin が『書を持ってこい』と言ったので、家に取りに行行って戸部承政の Cergei に見せた。Jobtoi に私はどうして送るか。「書を書いた者は誰か」と聞いたところ「鑲藍の Durdei niru の Angnaha が書いた」。莊屯に行ったのを取りに行行って「汝の書いた書は、紙を縦か横か」と聞いた。Angnaha がこたえるには、「私が書くものは横」と言う。書を出させて見せたところ、「これは私が書いた書」と言う。Angnaha に文字を書かせて二つの書を並べて見たところ、Angnaha が書いたのは本当。そのために、法に Unajin を議したこと。汝に二丁が多いと証人が語った Jobtoi に向けて争ったところ、身分の

wesihun fusihūn be giyangnrakū; minde ejen akūn seme šerime, sini
 上 下 を 論じない。 我に 主 いないのかと 威嚇し、 汝の
 ejen we be ainambi;/ bithe be kūbulibuha seme kiyangdulaha; geren
 主 誰 を どうする。 書 を 変えさせた と 押し通した。 衆
 janggisa be emu ici; duin janggjin be siden 24a/24b ararakū seme
 janggjin ら を 一 方。 四 janggjin を 証人 なさない と
 ubasitaha* turgunde unajin be wame beidefi doro be aliha hošoi ujen/
 繰返した ゆえに Unajin を 殺し 審断して 政 を 承けた 和碩の 鄭
 cin wang de alafi unajin be tanggū šosiha tantafi boigon gaiha; dain
 親 王 に 告げて Unajin を 百 鞭 打って 家産 とった。 戦
 de fašaša/ seme emu morin, emu enggemu; emu beri, sirdan
 に 尽力せよ と 一 馬、 一 鞍。 一 弓、 箭
 +[jebele] dashūwan, emu loho buhe;/
 + [箭袋] 弓袋、 一 腰刀 与えた。

○gioroi bahana gūsai hancuhan nirui funde bošokū šargūda;
 Gioro の Bahana gūsa の Hancuhan niru の funde bošokū Šargūda.
 olosecen, baduri gaifi/ sahaliyan ula de cooha genehe mudan de
 Olosecen, Baduri つれて 黒龍 江 に 兵 行った 度 に
 balducai jui de ini kutule niyalmai beri be/ gaifi, genehe janggjin hele
 Balduca の 子 に 彼の 従僕 人の 弓 を とって、行った janggjin Hele
 same uncafi juwe seke gaihabi; cooha de genehe jalin/ šargūda, hele
 知り 売って 二 貂 とっている。 兵 に 行った ため Šargūda, Hele
 de šangnara šang be, be faitaha; weile be gisure seme coohai
 に 賞賜する 賞 を、 我々 削った。 罪 を 言う と 兵の
 24b/25a jurgan fafun de benjifi duileci yargiyan ofi šargūda be
 部 法 に 送って 審理すれば 本当 なって Šargūda を

上下をわきまえず、「私に主はいないのか」と言って脅して、汝の主は誰をどうするのか、書を変えたなどと押し通した。衆 janggjin らに、ひたすら四人の janggjin を証人とはしないと繰返したと言う理由で、Unajin を殺すと審断した。摂政和碩鄭親王に報告したところ、Unajin を百回鞭打って家産を取った。戦で尽力せよと一頭の馬・一座の鞍・一本の弓・箭・箭袋・弓袋・一振りの腰刀を与えた。

Gioro の Bahana の gūsa の Hancuhan niru の funde bošokū の Šargūda は、Olosecen と Baduri が率いて黒龍江に戦にいったときに、Balduca の子に彼の従僕が人の弓を携えて行った。それを行った janggjin の Hele が知って、売って二匹の貂を取っている。戦に行ったため Šargūda ・ Hele に賞賜する賞を我々が削った。罪を議すと兵部が法に送って審理したところ、本当なので、Šargūda については

fafun be dabame beri/ uncafi seke gaiha turgunde tanggū šusiha
 法 を 背き 弓 売って 貂 とった ゆえに 百 鞭
 tantame, gaiha juwe seke be fafun de/ gaime; hele be si janggin
 打ち、 とった 二 貂 を 法 に とり。 Hele を 汝 janggin
 bime safi nakabuhakū beri uncafi seke gaiha turgunde/ nandanju
 あり 知って やめさせなかった 弓 売って 貂 とった ゆえに 七十
 šusiha tantame beidefi doro be aliha hošoi ujen cin wang de alafi/
 鞭 打ち 審断して 政 を 承けた 和碩の 鄭 親 王 に 告げて
 cooha de genefi joboho niyalma seme šargūda be gūsin sunja šusiha
 兵 に 行って 苦しんだ 人 と Šargūda を 三十 五 鞭
 tantaha; hele de/ tuhere weile gaiha/
 打った。 Hele に おちる 罪 とった。

○amba janggin asan i gū sai indari nirui badai eigen sargan ini
 amba janggin Asan の gūsa の Indari niru の Badai 夫 妻 彼の
 gū sai nirui janggin 25a/25b sahana be warka de genefi jihe seme arki
 gūsa の nirui janggin Sahana を Warka に 行って 来た と 酒
 gamame genefi ging foriha manggi boo de genere be/ ini gū sai giyai
 持っていき 行って 更 打った のち 家 に 行く を 彼の gūsa の 街道
 tuwakiyaha belhetu nirui laisan bi jafaha, hojigon* badai, laisan mimbe/
 見張った Belhetu niru の Laisan 我 とらえた、娘婿 Badai, Laisan 我を
 ini amha sahana boo de gamafi, sahana mini hojigon be ainu
 彼の 妻の父 Sahana 家 に つれていって、Sahana 我の 娘婿 を どうして
 jafaha seme laisan mimbe/ tantaha seme fafun de alafi
 とらえた いい Laisan 我を 打った と 法 に 告げて
 duileci sahana ini hojigon de dafi tantaha yargiyan/ ofi sahana
 審理するなら Sahana 彼の 娘婿 に 助けて 打った 本当 なって Sahana

法に背き弓を売って貂を取ったと言う理由で百回鞭打ち、取った二匹の貂を法に取りあげる。Hele については、汝は janggin でありながら、知ってやめさせずに弓を売って貂を取った理由で七十回鞭打つと審断した。摂政和碩鄭親王に報告したところ、戦に行つて苦しんだ人だからと Šargūda を三十五回鞭打った。Hele に落ちる罪を取った。

amba janggin の Asan の gūsa の Indari niru の Badai 夫妻は、彼の gūsa の niru i janggin の Sahana に、Warka に行つてきたと酒をもつていって、初更になつたあとに家に行くのを彼の gūsa の街道を監守した Belhetu niru の Laisan 私が捕えた。娘婿の Badai は、Laisan 私を彼の妻の父 Sahana の家に連れていって、「Sahana 私の娘婿をどうして捕えたのか」と言い、Laisan 私を殴つたと法に訴えて審理したところ、Sahana が彼の娘婿を助けて殴つたのは本当なので、Sahana

de tuhere juwan yan menggun gaifi tantabuha laisan de bume beidefi/
 に おちる 十 両 銀 とつて 打たれた Laisan に 与え 審断して
 doro be aliha hošoi ujen cin wang de alafi sahana de tuhere juwan
 政 を 承けた 和碩の 鄭 親 王 に 告げて Sahana に おちる 十
 yan menggun/ gaifi laisan de buhe; 25b/26a
 両 銀 とつて Laisan に 与えた。

○doroī bayan jiyūn wang beijing ni hoton be gaiha coohai mejige
 多羅 饒餘 郡 王 北京 の 城 を とつた 兵の 知らせ
 isinjifi wang se isaha/ boo de dorō be aliha hošoi ujen cin wang ni
 到りきて 王 ら 集まった家 に 政 を 承けた 和碩の 鄭 親 王 の
 jergileme tehe bihe; weile gisure seme/ dorgi amban tajan gung, dorji
 順にし 座した あつた。 罪 言う と 内 大臣 Tajan 公、 Dorji
 deheme, mujilen bahabukū sonin fafun de afabufi./ bayan jiyūn wang
 Deheme、 啓心郎 Sonin 法 に 委ねて、 饒餘 郡 王
 de fonjici bi urgūn -i mejige be donjiki seme hanci ibeme teci
 に 問えば、 我 喜び の 知らせ を 聞きたい と 近い 進み 座れば
 tehebidere/ bi dorolome isaha bade jergi be jurceme tehengge
 座していただろう 我 礼をおこない 集まった ところで 順序 を たがえ 座したこと
 waka sembi; bayan jiyūn wang be si udu/ urgūn -i mejige sehe seme,
 ない いう。 饒餘 郡 王 を 汝 いくら 喜び の 知らせ いった と、
 jergi be jurceme ainu tehe seme jursu tuhere weile gaimē/ beidefi
 順序 を たがえ どうして座した と 二重 おちる 罪 とり 審断して
 ^doro be aliha hošoi ujen cin wang, dorgi amban tajan gung, uksun
 政 を 承けた 和碩の 鄭 親 王、 内 大臣 Tajan 公、 宗室
 -i sihan, 26a/26b dorji deheme de alafi fafun -i beidehengge inu, se
 の Sihan、 Dorji Deheme に 告げて 法 の 審断したこと 本当、 歳

に落ちる十両の銀を取って、殴られた Laisan に与えるように審断した。摂政和碩鄭親王に報告したところ、Sahana に落ちる十両の銀を取って Laisan に与えた。

多羅饒餘郡王は、北京城を取った戦いの知らせが到着したときに、王らが集まった家で摂政和碩鄭親王と同じ順序で座っていた。罪に議すと内大臣の Tajan 公・Dorji Deheme・啓心郎の Sonin が法に委ねて饒餘郡王に聞いたところ、私は喜びの知らせを聞きたいからと近くに進んで座ったのだろう。私は礼をおこなうために集まった場所では、順序を違えて座ってはいないと言う。饒餘郡王、汝はたとえ喜びの知らせを聞くためと言っても、どうして順序を違えて座ってしまったのかと、二重の落ちる罪を取ると審断した。摂政和碩鄭親王・内大臣 Tajan 公・宗室の Siha・Dorji Deheme に報告したところ、法に審断したことは本当だが、歳を

baha niyalma ofi onggofi tehebi/ seme weile nakaha/
 得た 人 なって 忘れて 座していると 罪 やめた。

○Gioroi bahana gūsai meiren janggin olosecen ini ilibu be habšaha
 Gioroi bahana gūsa の meiren janggin Olosecen 彼の Ilibu を 訴えた
 gisun; hūda ci/ gajihā morin be, morin akū uksin de icihiya sehe
 言。 商い より 持ってきた 馬 を、 馬 ない 馬甲 に 処理せよ いった
 seme erei songkoi icihiyaki seci/ ilibu ojarahū; mini deo noidoi
 と この とおりに 処理したい といえば Ilibu ならない。 我の 弟 Noidoi
 gūsin yan menggun unggihe uksin de emu morin buki/
 三十 両 銀 送った 馬甲 に 一 馬 与えたい
 seci, olosecen bi +[hendume] tere uksin cooha de genehebi, tede
 いえば、 Olosecen 我 + [語り] それ 馬甲 兵 に 行っている、それに
 buci acarakū seme hendure jakade/ ilibu ini boo de waliyafi genehe;
 与えるべきではないと 語る もので Ilibu 彼の 家 に 打ち棄てて 行った。
 maligi gebungge bošokū be ilibu ini boo de icihiyakini 26b/27a seme
 Maligi 名のある bošokū を Ilibu 彼の 家 に 処理するがよい と
 unggici duka yaksifi halbuhakū; jai inenggi mini eniye booi duka de
 送れば 門 閉じて いれなかった。 次日 我の 母親 家の 門 に
 morin icihiyaki/ jio seme helneci mimbe aiseme seme hendume jihekū;
 馬 処理したい 来い いい 呼び出しても 我を どうするのだと 語り 来なかった
 nirui fe uksin etuhe niyalma be halame/ etubuki seme
 niru の 古い 鎧 着用した 人 を 改め 着せたい と
 ganabuci mimbe aiseme seme geli jihekū; erebe hoton -i dukai
 とりにかかせれば 我を どうするのだと もまた 来なかった。これを 城 の dukai
 janggin šuse/ sembi; olosecen mini warka de genehe amala ilibu, mini
 janggin Šuse いう。 Olosecen 我の Warka に 行った のちに Ilibu、 我の

取った人なので忘れて座しているとして罪を免じた。

Gioro の bahana gūsa の meiren janggin の Olosecen が彼の Ilibu を訴えた言。「市より取った馬を、馬のない馬甲に『管理せよ』と言った。馬のいない馬甲が『この通り管理したい』と言ったところ、Ilibu は承知しなかった。私の弟 Noidoi が『三十両の銀を送った馬甲に一頭の馬を与えたい』と言ったところ、Olosecen 私が言うには『その馬甲は戦に行っている。それに与えるべきではない』と言ったので、Ilibu は彼の家に打ち棄てていった。Maligi という名の bošokū を Ilibu が彼の家で管理するようにと送ったところ、門を閉じて入れなかった。次の日、『私の母親の家の門で馬を配置したい。来い』と言って呼び出したところ、『私をどうするのだ』と言って来なかった。『nirui の古い鎧を着用した人を着せ換えたい』と取りに行かせても、『私をどうするのだ』と再び来なかった。これを城の dukai janggin の Šuse が言う。Olosecen 私が Warka に行った後、Ilibu は私の

sargan de nimenggi jafafi bošome/ ašumbure de mini sargan marahabi;
 妻 に 脂肪 つかんで 追い立て 口に含ませる に 我の 妻 拒んでいる。
 marara jakade anta ambaki, mini ašumburengge be/ ainu
 拒む もので ずいぶん 尊大だ、 我の 口に含ませるもの を どうして
 ašurakū amai coco seme toohabi; tuttu tooha gisun de mini urun
 口に含まない 父の 陰茎 と 罵っている。 そのよう 罵った 言葉 に 我の 嫁
 tere/ ai sere gisun, mini gu be si ainu toombi seme henduhe manggi,
 それ なにいう 言葉、 我の 姑 を 汝 どうして 罵る と 語った のち、
 geli amai coco seme 27a/27b toohabi; mini amai giran tomsome genehe
 もまた 父の 陰茎 と 罵っていた。 我の 父の 死骸 骨上げしに 行った
 inenggi mini omolo be ilibu ini ahai jui de/ gaji seme
 日 我の 孫 を Ilibu 彼の aha の 子 に つれてこいと
 baka, tarbu de henduhebi seme fafun de alafi duileci gemu
 Baka、 Tarbu に 語っている と 法 に 告げて 審断すれば みな
 yargiyan ofi/ ilibu be wame beidefi, doru be aliha hošoi ujen cin
 本当 なって Ilibu を 殺し 審断して、 政 を 承けた 和碩の 鄭 親
 wang de alifi ilibu be tanggū/ šusiha tantafi boigon hontoho gaifi
 王 に 告げて Ilibu を 百 鞭 打って 家産 半分 とって
 olosecen de buhe; niru bošoro be nakabuha;/ jurgan ci hokobuha; 27b/28a
 Olosecen に 与えた。 niru おう を やめさせた。 部 より 離れた。

○Orin ilan de, dunggali, subai gajih bithei gisun;/ doru be aliha
 二十 三 に、 Dunggali、 Subai 持ってきた 書の 言。 政 を 承けた
 wang, hese be aliha amba coohai ejen dorgon,/ ^^han i yamun i
 王、 旨 を 承けた 大なる 兵の 主 Dorgon、 Han の 衛門 の
 juleri niyakūrafi wesimbure gisun; dorgi tulergi wang, geren ambasa,
 前 跪いて 奏する 言。 内 外 王、 衆 大臣ら、

妻に脂肪を掴んで追い立て口に含ませようとしたが、私の妻は拒んでいる。拒むので、『随分尊大なことだ。私が口に含ませるものをなにゆえに口に含まない。父の陰茎』と罵っていた。このような罵った言葉に、私の嫁が『それはどういう言葉か、私の姑を汝はなにゆえに罵るのか』と言ったので、また父の陰茎と罵っている。私の父の死骸を骨上げしに行った日、私の孫について Ilibu は、『彼の aha の子に連れてこい』と Baka・Tarbu に言っている」と、法に訴えて審理したところ、すべて本当なので、Ilibu を殺すように審断した。摂政和碩鄭親王に報告したところ、Ilibu を百回鞭打って、家産の半分を取って Olosecen に与えた。niru をつかさどるのを革めさせた。部より離れた。

二十三日。Dunggali・Subai がもってきた書の言葉。「摂政王、旨を承けた大兵の主 Dorgon が han の衛門の前に跪いて上奏する言。『内外の王・諸大臣らが、

lodzei be/ fargame genehengge, boo ding fu -i cala cengdu siyan -i
 流賊 を 追い 行ったこと、 保 定 府 の 先に 慶都 県 の
 bade lodzei be amcanafi, lodzei/ cooha be ambula gidaha; tereci gūsai
 と ころで 流賊 を 追って いて、 流賊 兵 を おおいに 破った。 それより gūsai
 ejen tantai, junta, tui janggin derdehei,/ haningga gabsihiyan cooha be
 ejen Tantai, Junta, tui janggin Derdehei, Haningga gabsihiyan 兵 を
 geli fargame unggifi, jen ding fu bade lodzei cooha be/ amcanafi
 も また 追い 送って、 真 定 府 と ころで 流賊 兵 を 追って いて
 yafahan cooha be +[gidafi] ambula waha; tereci lodzei, uju uncehen be
 徒歩の 兵 を + [破って] おおいに 殺した。 それより 流賊、 頭 尾 を
 karmarakū suje 28a/28b ulin be +[babade] tuwa sindafi burleme*
 まもらない 緞子 財貨 を + [と ころと ころで] 火 放って 逃げ
 genehe; musei coohai morin hamirakū ofi amasi bedereme/ jihe;
 行った。 我々の 兵の 馬 足りない なって 後 退き 来た。
 jai babai hecen hoton -i niyalma, dulga bithe benjime dahame jihebi;
 また と ころと ころの 城 城 の 人、 半ば 書 届け したが い 来 ている。
 dulga facuhūn/ ocori* ofi tudzei dekdefi hafunjirakū ofi isinjire
 半ば 乱れた 折 なって 土賊 起こって 通じない なって 到りくる
 unde; yan jing ni amargi jioi/ yung guwan -i furdan -i dorgi hecen
 いまだ。 燕 京 の 北 居 庸 関 の 関 の 内 城
 hoton gemu dahahabi; jioi yung guwan -i tulergi/ hūwai lai inu
 城 みな したが っている。 居 庸 関 の 外 懐 来 も
 dahahabi; julergi tiyan jin ci ebsi, wargi jen ding fu ci ebsi/ hecen
 したが っている。 南 天 津 より こちら、 西 真 定 府 より こちら 城
 hoton gemu dahahabi; musei amba cooha be golo dendefi hoton hecen
 城 みな したが っている。 我々の 大いなる 兵 を 地方 分けて 城 城

流賊を追撃して行ったこと。保定府の向こうの慶都県の地に流賊を追って行って、流賊の兵をおおいに破った。そこで gūsai ejen の Tantai・Junta、tui janggin の Derdehei・Haningga が gabsihiyan 兵をまた追うために差し遣わして、真定府の地に流賊の兵を追って行って、歩兵を破っておおいに殺した。そこで流賊は頭尾を保たず、緞子・財貨を各所で火を放って逃げて行った。我々の兵の馬は足りないので、後退してきた。また各所の城の人は、半ばは書を届けて従いに来ている。大半は乱れた時期となって、土賊が起こって道が通じないが、到着する前に燕京の北、居庸関の関門の内側の城はみな従っている。居庸関の外懐来も従っている。南は天津よりこちら側、西は真定府よりこちら側の城はみな従っている。私の大兵を地方に分けて城々

be/ dahabume irgen be toktobume hūnun* unggiki seci coohai
 を したがわせ 民 を 定め すみやかに 送りたい といえば 兵の
 niyalmai morin be majige 28b/29a ergembuki seme bi; jakūn boo,
 人の 馬 を 少し 休息させたい と ある。八 家、
 manju, monggo juwan ninggun gūsai, liodzei be fargafi baha/ suje
 Manju、Monggo 十 六 gūsa の、流賊 を 追って 得た 緞子
 gecuheri ton, duin tumen uyun minggan ilan tanggū dehi ninggun;
 蟒緞 数、四 万 九 千 三 百 四 十 六。
 sufan juwan/ duin; morin ilan tanggū; tulergi goloi monggoi wang,
 象 十 四。馬 三 百。外 地方の Monggo の 王、
 beile, nikan ilan wang, ice/ dahaha wargi be necihiyere wang sei
 beile、漢 三 王、新しい したがった 西 を 平らげる 王 らの
 baha suje gecuheri ton; duin minggan uyun/ tanggū ninju sunja; morin
 得た 緞子 蟒緞 数。四 千 九 百 六 十 五。馬
 dehi ilan; uheri gecuheri, suje sunja tumen duin minggan/ ilan tanggū
 四 十 三。すべて 蟒緞、緞子 五 万 四 千 三 百
 juwan emu; morin duin tanggū nadan, temen emki; 29a/
 十 一。馬 四 百 七、駱駝 一。

を従わせて民を安定させるために、すみやかに送りたいと言っても、兵丁の馬を少し休息させたい』とある。八家の Manju・Monggo の十六 gūsa が、流賊を追ってえた緞子・蟒緞の数は四万九千三百四十六、象十四頭・馬三百頭ある。外藩蒙古の王・beile・漢人の三王、新たに従った平西王らがえた緞子・蟒緞の数は四千九百六十五、馬四十三頭ある。全部で蟒緞・緞子五万四千三百一十一、馬四百七頭・駱駝一頭ある。

順 治 元 年

六 月 (A)

+ [bejing de jihe amala boo de ejehe dangse;]

+ [北京 に 来た のちに 房 に 記した 檔子]

ijishūn dasan -i sucungga aniya niggun biyai dangse/ suduri/ yamun//
順 治 の 元 年 六 月 の 檔 子 史 衙 門

+ [ninggun biyai;]

+ [六 月 の。]

○ice de, kubuke* lamun -i dalinghoo -i cen da diyan nirui janggin
朔 に、 ぶちどった 藍 の 大凌河 の 陳 大 典 nirui janggin

nimeme akū oho manggi;/ sirara bade akū seme; ^doro be aliha hošoi
病 み ない なった のち。 つぐ ところ に ない いい。 政 を 承 けた 和 碩 の

ujen cin wang de alafi/ wang tuwame efulehe;/ gulu lamun -i ilibu
鄭 親 王 に 告 げ て 王 見 て 革 め た。 無 地 の 藍 の Ilibu

niru bošome; jalan kadalambime coohai jurgan de weile icihiyara/ hafan
niru お い。 jalan 管 理 し な が ら 兵 の 部 に こ と 処 理 す る 官

bihe; weile baha manggi nakabuha; erei funde ekine be untukun* niru
あ っ た。 罪 得 た のち や め さ せ た。 こ の 代 わ り に Ekine を 空 niru

bošome sindaha;/ sajikū be untuhun jalan kadalame sindaha; balju be
お い 置 い た。 Sajikū を 空 jalan 管 理 し 置 い た。 Balju を

coohai jurgan de weile icihiyara/ hafan sindaha; šanuka hontoho niru
兵 の 部 に こ と 処 理 す る 官 置 い た。 Šanuka hontoho niru

bošombihe nimeme akū oho manggi; erei funde Ia/Ib andari be
お っ て い た。 病 み ない なった のち。 こ の 代 わ り に Andari を

untukun* hontoho niru bošome sindaha; sontai faidan -i da bihe
空 hontoho niru お い 置 い た。 Sontai 王 府 長 史 あ っ た

meiren kadalame sindaha/ manggi; erei funde gūsa be untuhun faidan
meiren 管 理 し 置 い た のち。 こ の 代 わ り に gūsa を 空 王 府 長 史

北京に來たのちに房で記した檔子

順治元年六月の檔子。史院。

六月

朔日。鑲藍の大凌河の陳大典 nirui janggin が病没したので、継ぐ者がいないと、摂政和碩鄭親王に報告したところ、王は見て裁汰した。正藍の Ilibu は niru をとりしきり、また jalan を管轄しながら兵部の理事官にあったが、罪を得たので辞めさせた。この代わりに Ekine を空衙で niru をとりしきるために任じた。Sajikū を空衙で jalan を管轄するために任じた。Balju を兵部の理事官に任じた。Šanuka は hontoho niru をとりしきっていた。病没したので、この代わりに Andari を空衙で hontoho niru をとりしきるために任じた。Sodan は王府長史であったが、meiren を管轄するために任じたので、この代わりに Gūsa を空衙で王府長史

-i da sindaha; esebe ^doro be aliha/ hošoi ujen cin wang de alafi
置いた。これらを政を承けた和碩の鄭親王に告げて

^wang tuwame sindaka*/
王見て置いた。

○ineku ice de, yenden -i hoton de tehe hūsita, onilan be doroi
同じ朔に、Yendenの城に居たHūsita、Onilanを多羅の
baturu jiyūn wang ni/ booi toksoi niyalma jase be efulefi jase -i tule
武英郡王の家の荘屯の人境を壊して境の外
moo sacime geneke* be sahakūbi, jai/ fonjici duin biya songko
木切り行ったを知らずにいる、また問えば四月あと
faitahakūbi; erei turgunde hūsita de tanggū yan -i weile/ onilan de
探さずにいる。このゆえにHūsitaに百両の罪、Onilanに
tuhere weile gaiha; kubuhe šanggiyan -i hoton duka -i janggin takta;
おちる罪とった。ふちどった白の城門のjanggin Takta。
dabori 1b/2a giyai de jafaha niyalma be heoledeme asarafi turibuhe
夜街道にとらえた人を怠り留めて逃がした
turgunde tuhere weile gaiha/
ゆえにおちる罪とった。

○ineku ice de, olosecen, baduri gajihā sahaliyan ula -i deji hehe
同じ朔に、Olosecen、Baduri連れてきた黒龍江の上等女
gūsin olji hehe/ susai emu, sekei foholon dahū emke, sula seke duin
三十俘虜女五十一、貂皮の短い皮端罩一つ、ばらばら貂皮四
tangkū* uyunju juwe, boro dobihi/ emke, fulgiyan dobihi ninggun;
百九十二、玄狐皮一つ、紅狐皮六。
hailun ninggun; silun -i dahū juwe; ulhu dahū emke; sula ulhu/ emu
川獺皮六。猓狽皮の皮端罩二。灰鼠皮皮端罩一つ。ばらばら灰鼠皮一

に任じた。これらを摂政和碩鄭親王に報告したところ、王は見て任じた。

同じ朔日、Yenden 城にいた Hūsita・Onilan は、多羅武英郡王の家の荘屯の人が辺をこわして辺の外の木を切りに行ったのを知らない。またたずねたところ、四ヶ月その跡を探していない。この理由で Hūsita に百両の罪、Onilan に落ちる罪を取った。鑲白の城門の janggin Takta は、夜街で捕らえた人を粗雑に収監して逃亡されたと言う理由で、落ちる罪を取った。

同じ朔日、Olosecen・Baduri が連れてきたのは、黒龍江の上等の女三十・俘虜の女五十一・貂皮の短い皮端罩一・ばらばらな貂皮四百九十二・玄狐皮一・紅狐皮六・川獺皮六・猓狽皮の皮端罩二・灰鼠皮の皮端罩一・ばらばらな灰鼠皮一

minggan tofohon; šanggiyan gūlmakūn* -i sukū juwan ninggun;/
 千 十五。 白 兔 の 皮 十 六。
 ○šarhūda -i gajihā dergi goloi deji hehe dehi ilan sekei jibca
 Šarhūda の 連れてきた 東 地方の 上等 女 四十 三 貂皮の 皮襖
 sunja; sula seke emu/ tanggū jakūnju sunja; seke ulku suwaliyaha
 五。 散 貂皮 一 百 八十 三。 貂皮 灰鼠皮 混ざった
 jibca nadan; dobihi dahu emke; sula dobihi 2a/2b orin nadan; hailun
 皮襖 七。 狐皮 皮端罩 一つ。 ばらばら 狐皮 二十 七。 川獺皮
 gūsin duin; ulhui jibca uyun; sula ulhu duin tanggū gūsin bihe;/ ere
 三十 四 灰鼠皮 皮襖 九。 ばらばら 灰鼠皮 四 百 三十 あった。この
 juwe ba -i hehe be acabufi yebken be sonjome/ ^^dergi boo ninggun
 二 ところの 女 を あわせて 秀麗 を 選び 上 房 六
 hehe gaiha; jai ninggun boo de juwete hehe buhe; tulergi ku de
 女 とった。 また 六 房 に 二ずつ 女 与えた。 外 庫 に
 sekei foholon/ dahū emke, boro dobihi emke, sula seke uyunju duin;
 貂の 短い 皮端罩 一つ、 玄 狐皮 一つ、 ばらばら 貂皮 九十 四。
 fulgiyan dobihi gūsin ilan/ gaiha; jai funcehe furdehe be seke salibufi
 紅 狐皮 三十 三 とった。 また あまった 毛皮 を 貂皮 専らにさせて
 cooha de genehe janggise de šangnaha;/ olosecen, baduri de seke
 兵 に 行った jangginら に 賞賜した。 Olosecen、 Baduri に 貂皮
 dehita, hehe juwete, menggun jakūnju te yan; jobto be yabuha/ sain
 四十ずつ、 女 二ずつ、 銀 八十 ずつ 両、 Jobto を おこなった よい
 seme seke orin ninggun; hehe emke; menggun susai yan; tulai be
 いい 貂皮 二十 六。 女 一つ。 銀 五十 両。 Tulai を
 yabuha sain seme seke 2b/3a orin ilan; hehe emke; menggun dehi
 おこなった よい いい 貂皮 二十 三。 女 一つ。 銀 四十

千十五・白兔の皮十六があった。

Šarhūda が連れてきたのは、東路の上等の女四十三人・貂皮の皮襖五・ばらばらな貂皮一百八十三・貂皮の混ざった皮襖七・狐皮の皮端罩一・ばらばらな狐皮二十七・川獺皮三十四・灰鼠皮の皮襖九・散灰鼠皮四百三十であった。この二カ所の女を合わせて秀麗なのを選び、皇上の房に六人の女を取った。また六房に各二人の女を与えた。外庫に貂の短い皮端罩一・元狐皮一・ばらばらな貂皮九十四・紅狐皮三十三を取った。また残った毛皮については、貂皮に置きかえて戦に行った jangginらに賞した。Olosecen・Baturi には、貂皮四十ずつ・女二ずつ・銀八十両ずつ、Jobto については「おこなったのはよい」と貂皮二十六・女一人・銀五十両、Tulai については、「おこなったのはよい」と貂皮二十三・女一人・銀四十

sunja yan šangnaha; mangse, dodoho, šordoi, uban,/ badai, cungan,
 五 兩 賞賜した。 Mangse、 Dodoho、 Šordoi、 Uban、 Badai、 Cungan、
 guntasi, noorai, šentui, cuku baturi, keire, waida, langsai, jangca,
 Guntasi、 Noorai、 Šentui、 Cuku baturi、 Keire、 Waida、 Langsai、 Jangca、
 joosan,/ neldei, hife, taisika, balgasun, mantuhū, siran, buka, ere orin
 Joosan、 Neldei、 Hife、 Taisika、 Balgasun、 Mantuhū、 Siran、 Buka、 この二十
 juwe janggin de seke/ orita; hehe emte, menggun dehite yan; esei
 二 Janggin に 貂皮 二十ずつ。女 一ずつ、銀 四十ずつ 両。これらの
 emgi genehe funde bošokū de menggun gūsita yan;/ uksin -i niyalma
 ともに 行った funde bošokū に 銀 三十ずつ 両。 馬甲 の 人
 de menggun orita yan; kutule de menggun juwanta yan šangnaha;
 に 銀 二十ずつ 両。 kutule に 銀 十ずつ 両 賞賜した。
 unajin, hele de/ weile baha seme šangnahakū:/
 Unajin、 Hele に 罪 得た と 賞賜しなかった。

šarhūda de seke ninju; hehe juwe; gešen, aramu, kusene, cahatai,
 Šarhūda に 貂皮 六十。 女 二。 Gešen、 Aramu、 Kusene、 Cahatai、
 sakana, yanggude, balu, 3a/3b dashūwan, ere jakūn janggin de seke
 Sakana、 Yanggude、 Balu、 Dashūwan、 これ 八 janggin に 貂皮
 dehite; hehe emte; esei emgi genehe uksin -i niyalma de menggun
 四十ずつ。 女 一ずつ。これらの ともに 行った 馬甲 の 人 に 銀
 juwanta yan; kutule de menggun sunjata yan buhe/
 十ずつ 両。 kutule に 銀 五ずつ 両 与えた。

○ninggutai damin be yabuha sain seme hehe emke; deki* sekei
 ningguta の Damin を おこなった よい いい 女 一つ。 四十 貂皮の
 jalin susai sunja yan salibume/ suje, mocin buhe, erei emgi genehe
 ため 五十 五 兩 見積もり 緞子、 毛青 与えた、この ともに 行った

五兩を賞した。 Mangse・Dodoho・Šordoi・Uban・Badai・Cungan・Guntasi・Noorai・
 Šentui・Cuku baturi・Keire・Waida・Langsai・Jangca・Joosan・Neldei・Hife・Taisika・
 Balgasun・Mantuhū・Siran・Buka、この二十二 Janggin に貂皮二十ずつ・女一人ずつ・銀
 四十兩ずつ、これらとともに行った funde bošokū に銀三十兩ずつ・馬甲の人に銀二十兩ずつ・
 従僕に銀十兩ずつ賞した。 Unajin・Hele には罪を得たとて賞さなかった。

Šarhūda に貂皮六十・女二人、 Gešen・Aramu・Kusene・Cahatai・Sakana・Yanggude・
 Balu・Dashūwan、この八 janggin に貂皮四十ずつ・女一人ずつ、これらとともに行った馬甲
 の人に銀十兩ずつ・従僕に銀五兩ずつ与えた。

Ningguta の Damin については、「おこなったはよろしい」と女一人・四十の貂皮を五十五
 兩と換算し緞と毛青布を与えた。これらとともに行った

ajige bošokū de tofohoto yan; uksin -i niyalma de/ nadata yan, kutule
 ajige bošokū に 十五ずつ 両。馬甲 の 人 に 七ずつ 両、kutule
 de ilata yan bodome gemu mocin boso salibufi šangnaha; jai olosecen/
 に 三ずつ 両 はかり みな 毛青 布 見積もって 賞賜した。また Olosecen、
 baduri gajihā hehe dehi sunja; šargūda -i gajihā hehe orin juwe
 Baduri 連れてきた 女 四十 五。Šargūda の 連れてきた 女 二十 二
 funcehe bihe; jakūn/ gūsai sargan akū ice manju de sargan buhe,
 あまった あった。八 旗の 妻 ない 新しい Manju に 妻 与えた、
 3b/4a

○sahaliyan ula de cooha kenehe* olosecen, baduri gajihā boigon -i
 黒龍 江 に 兵 行った Olosecen, Baduri 連れてきた 戸 の
 haha duin tanggū orin/ emu, hehe juse be dabume anggalai ton emu
 男 四 百 二十 一、女 子どもらを 数に入れ 口の 数 一
 minggan nadan bihe; erebe kubuhe suwayan de/ susai juwe haha;
 千 七 あった。これを ふちどった 黄 に 五十 二 男。
 hehe juse be dabume emu tanggū dehi jakūn angga buhe;/ gulu
 女 子どもらを 数に入れ 一 百 四十 八 口 与えた。無地の
 suwayan de susai juwe haha; hehe juse be dabume emu tanggū
 黄 に 五十 二 男。女 子どもらを 数に入れ 一 百
 juwan emu angga/ buhe; gulu šanggiyan de susai sunja haha; hehe
 十 一 口 与えた。無地の 白 に 五十 五 男。女
 juse be dabume emu tanggū/ susai nadan angga buhe; kubuhe
 子どもらを 数に入れ 一 百 五十 七 口 与えた。ふちどった
 šanggiyan de susai emu haha; hehe juse be dabume/ emu tanggū ilan
 白 に 五十 一 男。女 子どもらを 数に入れ 一 百 三

ajige bošokū に十五両ずつ・馬甲の人に七両ずつ・従僕に三両ずつをはかって、すべて馬と布に置きかえて賞した。また Olosecen・Baduri が連れてきた女四十五人、Šarhuda の連れてきた女二十二人が残っていた。gūsa の妻がいない新 Manju に妻を与えた。

黒龍江に戦に行った Olosecen・Baduri が連れてきた戸丁は四百二十、女・子どもを合わせて口数は一千七人いた。これを鑲黄に五十二丁、女・子どもを合わせて一百四十八口を与えた。正黄に五十二丁、女・子どもを合わせて一百十一口を与えた。正白に五十五丁、女・子どもを合わせて一百五十七口を与えた。鑲白に五十一丁、女・子どもを合わせて一百三

angga buhe; gulu fulgiyan de susai juwe haha; hehe juse be dabume
 口 与えた。無地の紅 に 五十 二 男。 女 子どもらを 数に入れ
 4a/4b emu tanggū orin juwe angga buhe; kubuhe fulgiyan de susai
 一 百 二十 二 口 与えた。ふちどった紅 に 五十
 sunja haha; hehe juse be/ dabume emu tanggū orin ninggun angga
 五 男。 女 子どもらを 数に入れ 一 百 二十 六 口
 buhe; gulu lamun de susai ilan haha; hehe/ juse be dabume emu
 与えた。無地の藍 に 五十 三 男。 女 子どもらを 数に入れ 一
 tanggū juwan jakūn angga buhe; kubuhe lamun de susai juwe/ haha;
 百 十 八 口 与えた。ふちどった藍 に 五十 二 男。
 hehe juse be dabume emu tanggū orin nadan angga buhe; jai emu
 女 子どもらを 数に入れ 一 百 二十 七 口 与えた。また 一
 solon ·i eigen sargan be gulu šanggiyan ·i booi mucengge nirui solon
 solon の 夫 妻 を 無地の白 の booi Mucengge niru の solon
 jemkei eigen sargan be/ kubuhe suwayan ·i booi hūmise nirude ama
 jemkei 夫 妻 を ふちどった黄 の booi Humise niru に 父
 bi seme acabuha jalin toodaha/
 あると あわせた ため 還した。

○dergi golo de cooha genehe šarhūda ·i gajihā boigon ·i haha juwe
 東 路 に 兵 行った Šarhūda の 連れてきた戸 の 男 二
 tanggū uyunju 4b/5a uyun; hehe juse be dabume anggalai ton jakūn
 百 九十 九。 女 子どもらを 数に入れ 口の 数 八
 tanggū orin sunja; morin juwe/ tanggū susai sunja bihe; erebe dendere
 百 二十 五。 馬 二 百 五十 五 あった。これを 分ける
 onggolo kubuhe fulgiyan ·i gioroi hife ·i nirude haha ekiyehun seme
 前 ふちどった紅 の Gioroi Hife の niru に 男 足りない いい

口を与えた。正紅に五十二丁、女・子どもを合わせて一百二十二口を与えた。鑲紅に五十五丁、女・子どもを合わせて一百二十六口を与えた。正藍に五十三丁、女・子どもを合わせて一百十八口を与えた。鑲藍に五十二丁、女・子どもを合わせて一百二十七口を与えた。またある solon の夫婦、正白の booi Mucengge niru の solon jemkei 夫婦については、鑲黄の booi Humise niru に父がいると合わせたために還した。

東路に戦に行った Šarhūda が連れてきた戸丁は二百九十九、女・子どもを合わせて口数は八百二十五、馬は二百五十五頭いた。これを分ける前に鑲紅の Gioroi Hife の niru に男丁が足りない

jakūnju haha; hehe juse be dabume juwe tanggū dui/ angga, susai
 八十 男。 女 子どもら を 数に入れ 二 百 四 口、 五十
 dui morin buhe; kubuhe suwayan de gūsin emu haha; hehe juse be/
 四 馬 与えた。 ふちどった 黄 に 三十 一 男。 女 子どもら を
 dabume uyunju jakūn angga, ninju ilan morin buhe; gulu suwayan de
 数に入れ 九十 八 口、 六十 三 馬 与えた。 無地の 黄 に
 orin uyun/ haha; hehe juse be dabume uyunju emu angga; dehi juwe
 二十 九 男。 女 子どもら を 数に入れ 九十 一 口。 四十 二
 morin buhe; gulu šanggiyan de/ orin ninggun haha; hehe juse be
 馬 与えた。 無地の 白 に 二十 六 男。 女 子どもら を
 dabume susai nadan angga; emu morin buhe; *5a/5b* kubuhe šanggiyan
 数に入れ 五十 七 人。 一 馬 与えた。 ふちどった 白
 de orin dui haha; hehe juse be dabume ninju emu angga;/ tofohon
 に 二十 四 男。 女 子どもら を 数に入れ 六十 一 口。 十五
 morin buhe; gulu fulgiyan de orin ninggun haha; hehe juse be
 馬 与えた。 無地の 紅 に 二十 六 男。 女 子どもら を
 dabume/ ninju jakūn angga uyun morin buhe; kubuhe fulgiyan de orin
 数に入れ 六十 八 口 九 馬 与えた。 ふちどった 紅 に 二十
 sunja haha; hehe/ juse be dabume dehi uyun angga; nadan morin
 五 男。 女 子どもら を 数に入れ 四十 九 口。 七 馬
 buhe; gulu lamun de orin dui/ haha; hehe juse be dabume jakūnju
 与えた。 無地の 藍 に 二十 四 男。 女 子どもら を 数に入れ 八十
 sunja angga; gūsin emu morin buhe;/ kubuhe lamun de orin sunja
 五 口。 三十 一 馬 与えた。 ふちどった 藍 に 二十 五
 haha; hehe juse be dabume jakūnju dui angga;/ orin nadan morin
 男。 女 子どもら を 数に入れ 八十 四 口。 二十 七 馬

八十丁、女・子どもを合わせて二百四口、五十四頭の馬を与えた。鑲黄に三十一丁、女・子どもを合わせて九十五口、六十三頭の馬を与えた。正黄に二十九丁、女・子どもを合わせ九十一口、四十二頭の馬を与えた。正白に二十六丁、女・子どもを合わせて五十七口、一頭の馬を与えた。鑲白に二十四丁、女・子どもを合わせて六十一口、十五頭の馬を与えた。正紅に二十六丁、女・子どもを合わせて六十八口、九頭の馬を与えた。鑲紅に二十五丁、女・子どもを合わせて四十九口、七頭の馬を与えた。正藍に二十四丁、女・子どもを合わせて八十五口、三十一頭の馬を与えた。鑲藍に二十五丁、女・子どもを合わせて八十四口、二十七頭の馬を

buhe; erei dorgi musei ubaci ukaka nadan haha bihe; engkuna -i
 与えた。この 内 我々の ここより 逃げた 七 男 あった。Engkuna の
 5b/6a ama jui ilan haha, juwan emu morin be ini da gūsa de buhe;
 父 子 三 男、 十 一 馬 を 彼の もと gūsa に 与えた。
 6a/6b/7a

○ice ilan de; kubuhe lamun -i nirui janggin othon be ini booi
 初 三 に。 ふちどつた 藍 の nirui janggin Othon を 彼の 家の
 juryai sere monggo hehe/ gercileme sung heo so ci mini beye, jai
 JURYAI いう Monggo 女 告発し SUNG HEO SO より 我の 自身、また
 ilan nikan hehe emu haha jui gidafi gajiha seme/ fafun de alafi
 三 漢 女 一 男子 隠れて 連れてきた いい 法 に 告げて
 duileci yargiyan ofi othon de jakūnju juwe šusiha šan/ jalin de weile
 審理すれば 本当 なって Othon に 八十 二 鞭 耳 ため に 罪
 gaiha; gidafi gajiha duin hehe; emu haha jui be fafun de gaiha/
 とつた。 隠れて 連れてきた 四 女。 一 男子 を 法 に とつた。

○doroī efu inggūldai gūsai anggadai kuku hoton de hūda genehe
 doroī efu Inggūldai gūsa の Anggadai Kuku hoton に 商い 行った
 bade ini gūsai/ belhetu nirui siteku bithesi pai efihe be safi nakabuha
 ところで 彼の gūsa の Belhetu niru の Siteku bithesi 牌 遊んだ を 知って やめさせた
 akū efibuhe turgunde/ anggadai de tuhere weile gaiha; dorolon jurgan
 ない 遊ばせた ゆえに Anggadai に おちる 罪 とつた。 礼 部
 -i weile ejeku hafan yecen -i gūsai 7a/7b jurkan nirui buyan be honin
 の weile ejeku hafan Yecen の gūsa の Jurkan niru の Buyan を 未
 aniya jorgon biyade weile ejeku hafan sindaha manggi; gocika/ niyalma
 年 十二 月に weile ejeku hafan 置いた のち。 gocika niyalma

を与えた。この内に我々のところから逃げた七丁がいた。Engkuna の父と子の三丁・十一頭
 の馬を彼のものと gūsa に与えた。

初三日。鑲藍の nirui janggin の Othon を彼の家の Juryai という Monggo の女が訴えて、
 SUNG HEO SO から私自身および三人の漢人の女と一人の男子を隠れて連れてきたと、法に
 訴えて審理したところ本当なので、Othon に八十二鞭、耳のかわりに罪を取った。隠れて連れ
 てきた四人の女と一人の男子を法に取った。

多羅額駙 Inggūldai の gūsa の Anggadai が、Kuku hoton に商いに行ったところ、彼の gūsa
 の Belhetu niru の Siteku bithesi が牌で遊んだのを知ったのに、やめさせずに遊ばせたと言
 う理由で Anggadai に落ちる罪を取った。礼部主事で Yecen の gūsa の Jurkan niru の Buyan
 は末年十二月に主事官に任じたのち、gocika niyalma

de da araha nahai nirui hūsi bošokū de baifi dorolon jurgan de
 に もと なした Nahai niru の Hūsi bošokū に 求めて 礼 部 に
 gocika/ tantai gūsai tulešen nirui ehebu be gocika niyalmai wargide
 抽いた Tantai gūsa の Tulešen niru の Ehebu を gocika niyalma の 西に
 adun tuwakiyaburakū/ idude deduburakū, i gocifi takūršambi seme, keifu
 牧群 見張らせない 当番に 寝させない、 彼 抽いて 小間使いする いい、 Keifu
 nirui masi dorolon/ jurgan de alafi, icihiyara hafan harsungga,
 niru の Masi 礼 部 に 告げて、 icihiyara hafan Harsungga,
 dashūwan fafun de benjifi/ duileci buyan -i jaburengge, mimbe weile
 Dashūwan 法 に 送って 審理すれば Buyan の こたえること、 我を weile
 ejeku hafan sindaha manggi, hūsi bošokū de/ baifi, bi gocifi takūrara
 ejeku hafan 置いた のち、 Hūsi bošoku に 求めて、我 抽いて 遣わす
 inu seme alime gaifi buyan be tanggu šusiha tantaha; 7b/8a hūsi
 本当 と 受け とって Buyan を 百 鞭 打った。 Hūsi
 bošokū be nandanju šusiha tantaha/
 bošokū を 七十 鞭 打った。

○ineku tere inenggi/ ^^dele, sereng joboro be wesimbuhe gisun;
 同じ それ 日。 上、 Sereng 苦しむ を 奏した 言。

doroi bayan jiyūn wang ni jui be, mini jui de/ buhe bihe; buhei
 多羅の 饒餘 郡 王 の 子 を、 我の 子 に 与えた あった。与えたまま
 sunja aniya otolo acarakū; gegei ergi ambula ofi, ama, ahūn tacibumbi/
 五 年 なるまで あわない。 gege の 方 おおいに なって、父、 兄 教える
 dere seme gūniha bihe, wang taciburakū; gegei ergi nemehebi; ini jakade
 だろうと 思った あった、王 教えない。 gege の 方 増えている。彼女の もので
 geneci sargan/ juse dafi tantambi; wang de alaci, wang, mini jui be
 行けば、 娘ら 与して 打っている。 王 に 告げれば、王、 我の 子 を

として以前ともに仕事した Nahai niru の Hūsi bošokū に頼んで、礼部で選んだ Tantai gūsa の Tulešen niru の Ehebu に gocika niyalma の西で牧群を監視させず、当番なのに寝かさず、彼が選んで小間使いすると、Keifu niru の Masi が礼部に訴えた。理事官の Harsungga・Dashūwan は法に送って審理したところ、Buyam が答えること。「私を主事官に任じたのち、Hūsi bošoku に頼んで、私が選んで差遣すると言うのは本当」と受けとったので、Buyan については百回鞭打った。Hūsi bošokū については七十回鞭打った。

同じその日。皇上に Sereng が苦しみを上奏した言。「多羅饒餘郡王の子を、私の子に与えていた。与えたまま五年が経つが睦まない。gege の方は偉ぶるので、父・兄が教えるだろうと思っていたが、王は教えていない。gege の方は増長している。彼女のそばに行けば、娘らが手助けして打っている。王に報告したところ、『王である私の子を

ume nacire* sambi*; eigen de/ buhe juwan sargan juse be hokobume
 するな おかす いう。 夫 に 与えた 十 娘ら を 離れさせ
 gajifi burakū, ini jakade dedubumbi; banjiki sere niyalma, *8a/8b* buhe
 つれてきて 与えない、彼の もので 寝させている。 暮らしたい いう 人、 与えた
 sargan juse be hokobumbio; utala sargan juse be eigen akū gaifi
 娘ら を 離れさせるのか。 これほど 娘ら を 夫 ない つれて
 yabumbi; uyun hehe,/ jakūn sargan jui eigen akū sula; tebuhe moo be
 行く。 九 女、 八 娘 夫 ない 閑散。 居させた 木 を
 gemu saciha seme fafun de alafi/ duileci, wang, sajuhū, ibahan be
 みな 切った いい 法 に 訴えて 審理すれば、王、 Sajuhu、 Ibahan を
 sereng minde takūraha gisun; sargan juse, gege de/ dafi hojigon* be
 Sereng 我に 遣わした 言。 娘ら、 gege に 与して 婿 を
 etuku hūwalame tantaha serengge inu biheo, tašan biheo; bi ainame
 衣服 破り 打った いうこと 本当 あったか、 誤り あったか。 我 どうして
 bahafi/ sara; gege ere yamji boo de genembi, ume necire; jai yaya
 得て 知る。 gege これ 晩 家 に 行く、 するな おかす。 また およそ
 erin de acafi banjimbi dere;/ tede sereng mini jabuha gisun; wang
 時 に あって 暮らす だろう。 そこで Sereng 我の こたえた 言。 王
 gosime bufi sunjaci aniya oho; jui be tantaha/ seme, wang be
 慈しみ 与えて 五 年 なった。 子 を 打った と、 王 を
 tacibureo seme alaha; wang elhei acafi banjimbi dere seci, te *8b/9a*
 教えてくれまいかと 告げた。 王 ゆっくりと あって 暮らす だろう いえば、いま
 acarakūci atanggi acambi sehe; sajuhū, ibahan de fonjici wang mende,
 あわなければ いつ あう いった。 Sajuhū、 Ibahan に 問えば 王 私らに、
 sereng ni/ ama juse, hojigon* -i eigen sargan jamaraha seme alanjiha
 Sereng の 父 子ら、 婿 の 夫 妻 口論した と 告げにきた

乱暴に扱うな』と言う。夫に与えた十人の娘らをやめさせるために連れてきて与えず、彼のそばで寝かせている。暮らしたいと言う人は、与えた娘を離縁させるのか。これほどに娘らを夫なく連れて行く。九女・八娘は夫がおらず独り身である。あった木をすべて伐ったと法に訴えて審理したところ、王が Sajuhu・Ibahan を Sereng 私に遣わした言、『娘らが gege を手助けして婿の衣服を破って打ったということが本当であったか嘘であったかということ、私はどうして知り得よう。gege は今晚家に行く。決して乱暴に扱うな。またどんなときになっても、睦んで暮らすだろう』。そこで Sereng 私の答えた言。『王は慈しみ与えて五年が経った。子を打ったと王に教えてはくれないだろうか』と告げた。王は「安らかに睦んで暮らすだろう」と言うので、「いま睦まなければ、いつ睦むのか』と言った。Sajuhū・Ibahan にたずねたところ、『王は私らに、Sereng の父子らが、婿の夫妻が口論したと告げにきた

gisun be bederebure unde bihe;/ suwe genefi hendu; cooha genefi emu
 言 を 戻す いまだ あった。 汝ら 行って 語れ。 兵 行って 一
 aniya oho; boo de jici jobolon be, suwe sambi kai;/ ere gese gisun
 年 なった。 家 に 来れば 苦しみ を、 汝ら 知る ぞ。 これ ように 言
 be alaci, bi sambi dere; alarakūci bi ainambahafi sara, te boo de/
 を 告げれば、 我 知る だろう。 告げなければ 我 どうして得て 知る。 いま 家 に
 genembi; sargan jui, hojigon* sini hanci bikai; si tacibume ujicina, bi
 行く。 娘、 婿 汝の 近く あるぞ。 汝 教え 養ったら、 我
 cohome buyeme/ banjikini seme buhe kai; acarakū okini sere gūnin be
 特に 願い 暮らすがよいと 与えた ぞ。 あわない なるがよい いう おもい を
 suwe geli sahao; wang ni/ jaburengge, sereng ni ama juse; mini ice
 汝ら もまた 知ったか。 王 の こたえること、 Sereng の 父 子ら。 我の 新しい
 boo arara be tuwanaka de alaha gisun, 9a/9b sargan juse mimbe
 家 作る を 見に行った とき 告げた 言、 娘ら 我を
 anatame etuku hūwalame tantaha seme alaha; tede bi sargan juseo,/
 一斉に押し 衣服 破り 打った と 告げた。 そこで 我 娘らか、
 sargan jui gegeo seme fonjiha; gegeo umai daljakū; sargan juse seme
 娘 gegeo か と 問うた。 gegeo まったく 関係ない。 娘ら と
 alaha; tede mini/ henduhengge, sereng si mini sadun sini jui mini
 告げた。 そこで 我の 語ること、 Sereng 汝 我の 姻族 汝の 子 我の
 hojihon, uttu oci ai sain; erebe/ olosecen de afabufi, labdu jili
 婿、 このよう ならば なに よい。 これを Olosecen に 委ねて、 多く 怒り
 banjicuka ba bici fafun de gamakini; wajire ba/ oci sukū fuyeme
 生じるべき ところ あれば 法 に 持って いくがよい。 おわる ところ ならば 皮 剥ぎ
 tantakini seme olosecen be ganafi afabuha; olosecen -i jaburengge,/
 打つがよい いい Olosecen を つれに いて 委ねた。 Olosecen の こたえること、 王、

言を返さなかった。汝らが行って言え。戦に行って一年経った。家に来れば苦しみとなるのを汝らは知るぞ。このような言を告げれば、私は知るだろう。告げないなら、私はどうして知ることができよう。いま家に行く。娘・婿は汝の近くにいるぞ。汝が行って教えて養ったらどうか。私は特に願い暮らすようにと言って与えたぞ。睦まなくてもよいとの考えを、汝らもまた知ったか。王が答えること。『Sereng の父子ら、私の新しい家を作るのを見に行ったときに告げた言。「娘らが私を押さえつけて衣服を破り打った」と告げた。そこで私は「娘らなのか、娘の gegeo なのか」とたずねた。「gegeo はまったく関係ない。娘らだ」と告げた。そこで私が言うには、「Sereng 汝は私の親類。汝の子は私の婿。もしそうならば何がよいのか。これを Olosecen に委ねて、多くの憤りが生ずることがあれば法に処理するように。済むことならば、皮膚が破れるまで打つように」と言い、Olosecen を呼び寄せて委ねた。』Olosecen が答えること。『王が

jio seme minbe gamafi dahara sargan juse sergulen -i etuku hūwalame
 来い いい 我を つれていって、したがう 娘ら Sergulen の 衣服 破り
 anatame/ tantaha sere seme alaha; tede bi uttu geli doro bio; erebe
 一斉に押し 打った と いい 告げた。そこで 我 このよう もまた 道理 あるか。これを
 yali be misun arame 9b/10a iseburakūci ai be isebumbi seme jabuka;
 肉 を 醬 なし 懲らしめなければ なに を 懲らしめると こたえた。
 wang minbe fafun de gama seme afabuhangge/ akū; unenggi fafun de
 王 我を 法 に つれていけと 委ねさせたこと ない。本当に 法 に
 gama seci, bi ainu gidambi; wang ni jaburengge; sajukū,/ ibahan be
 つれていけば、我 どうして 隠す。王 の こたえること。Sajukū、Ibahan を
 takūrahangge, sereng ni ama juse -i alaha gisun be amasi bederebure
 遣わしたこと、Sereng の 父子らの 告げた 言 を 後 戻す
 unde;/ sargan jui gege jihengge inu, minde alahangge akū; suweni
 いまだ。娘 gege 来たこと 本当、我に 告げたこと ない。汝らの
 alaha be bi donjiha, ere yamji/ boo de genembi; hojigon* de hendu;
 告げた を 我 聞いた、これ 晩 家 に行く。婿 に 語れ。
 geli fucendurakū; bi neneme cooha genefi emu/ aniya oho; jai cooha
 もまた 腹を立て合わない。我 先に 兵 行って 一 年 なった。また 兵
 de genefi geli emu aniya oho; boo de jici siran siran -i jobolon be
 に 行って また 一 年 なった。家 に 来れば つぎ つぎ と 苦しみを
 suwe sambi; suweni alaka gisun be fafun de isitala gisure seme
 汝ら 知る。汝らの 告げた 言 を 法 に 到るまで 言え いい
 olosecen-de 10a/10b afabuha kai; gegei jaburengge bi amargi nahan de
 Olosecen に 委ねた ぞ。gege の こたえること 我 北に 炕 に
 deduhe bihe; kojikon* julergi/ nakan de deduhe bihe; juwe ging ni
 寝た あった。婿 南に 炕 に 寝た あった。二 更 の

来い」と私を連れて行って、したがう娘らが「Sergulen の衣服を破り押さえつけ打ったと言う」と告げた。そこで私は「これもまた道理であるか。これを肉を醬として懲らしめないならば、何を懲らしめるのか」と答えた。王は私を法に罰しると委ねさせたことはない。本当に法に罰しろと言うならば、私は何のためにかばうのか。王が答えること。『Sajukū・Ibahan を遣わしたことは、Sereng 父子の告げた言をまだ返さずにいた。娘の gege が来たことは本当だが、私に告げたことはない。汝らの告げたのを私は聞いた。「今晚家に行くので婿に言え。また腹をたてることはない。私は先に戦に行って一年が経った。さらに戦に行ってまた一年が経った。家に来るならば、次々と苦しみとなるのを汝らは知る。汝らの告げた言を法に及ぶまで話せと Olosecen に委ねたぞ。』gege が答えること。『私は北炕に寝ていた。婿は南炕に寝ていた。二更の

dubede sishei ujan de mini julergi leb seme/ tenjihe, tede bi ara
 端に 褥の へりに 我の 前に ふっと 来て座った、そこで 我 ああ
 gelecuke seme jibehun buheliyehe; tereci -i gelecuke sere seme/ hendume
 おそろしい いい かけ布団 かぶった。 それより 彼 おそろしい いう と 語り
 jibehun be neifi monggon be hahūrafi, si wang ni jui seme golome
 かけ布団 を 開いて 喉首 を しめて、 汝 王 の 子 と 厭い
 hokoki/ serengge; mini buceki serengge, emte beye ucaraci ere wakao
 離縁したい いうこと。 我の 死にたい いうこと、 一ずつ 自身 出会えば これ 非か
 seme fajiran -i baru/ anatame banjimbi seci banjimbi seme gisure;
 と 壁 の 方 一斉に押し 暮らす いえば 暮らす と 言え。
 banjirakū seci banjirakū sere be gisure sere de,/ bi, si mimbe golombi
 暮らさない いえば 暮らさない いう を 言え いう に、 我、 汝 我を 厭う
 seci inenggi šun de siden -i niyalma be donjibume gisurecina, 10b/11a
 といえば 昼間 太陽 に 証人 の 人 を 聞かせ 言ったら、
 bi ubaliyaka de ainambi; suwe wambi seme šerire de bi geli banjiki
 我 翻った に どうする。 汝 殺す と おどす とき 我 また 暮らしたい
 sere doro bio;/ warakūci si ai haha; bucerakūci bi ai niyalma seme
 いう 道理 あるか。 殺さなければ 汝 なに 男。 死ななければ 我 なに 人 と
 henduhe; boode bihe sargan juse,/ hehesi gemu ukakabi; bi booi ursei
 語った。 家に あった 娘ら、 女ら みな 逃がっている。 我 家の 輩の
 baru hendume suwe gemu hebei uttuni; meni/ eigen sargan serede
 方 語り 汝ら みな 相談の このようか。 我々の 夫 妻 いうのに
 jailahao; wambi sere be donjimbime, suwe ainu jailambi sehe manggi/
 避けたか。 殺す いう を 聞きながら、 汝ら どうして 避ける いった のち。
 mini juwe gala be šoyome jafafi fa -i dabali anaha; bi faraka; etuku
 我の 二 手 を 絞り つかんで 窓 の 越え 押した。 我 眩んだ。 衣服

終わりに、褥のへりで私の前にさっと来て座った。そこで私は「ああおそろしや」とかけ布団をかぶった。それから彼が「おそろしいと言う」と言い、布団をはいで首をしめつけると、「汝は王の子なので、嫌なので離縁したいと言うこと、私が死にたいと言うこと、何か自身に起きればこれは間違いなのか」と壁に向けて押しつけ、「暮らすと言うなら暮らすと言え。暮らさないと言うなら暮らさないと言え」と言うので、私が「汝は私を嫌うならば、昼間に証人に聞かせるよう言ったらどうか。私が改心したならばどうする。汝が殺すとおどすときに、私はまた暮らしたいという道理があろうか。殺さないならば、汝はどうして男。死なないならば、私はどうして人か」と言った。家にいた娘・女らはみな逃がっている。私は家の衆に向かい、「汝らはみなこのようにはかったのか。我々が夫妻というのに避けたのか。殺すと言うのを聞きながら、汝らはどうして逃げるのか」と言うと、私の両手をねじりつかんで窓越しに押しつけた。私は目がくらんだ。衣服を

hūwajahangge,/ monggon nionggajahangge gemu mini gala de hūwajaha;
 破れたこと、 喉首 傷ついたこと みな 我的手 に 破れた。
 imbe gajifi boo de dedubuhebi;/ bi duin ging de tuwaci jailaha hehesi
 彼を つれてきて 家 に 寝かせている。 我 四 更 に 見れば 避けた 女ら
 mini jakade jihebi; hojigon sunja aniya 11a/11b tuwakiyaha seme
 我の もので 来ている。 婿 五 年 見張った と
 henduhe; bi inu sinde banjirakū yargiyan seme jabuha; bi inu sergulen
 語った。 我 も 汝に 暮らさない 本当 と こたえた。 我 も Sergulen
 be/ tuwarakū, sergulen inu mini jakade deken bilga dasarakū, gelembi;
 を 見ない、 Sergulen も 我の もので やや高い 喉 おさめない、 こわがる。
 bi inu imbe golombi,/ i inu minde gelembi; ama, juwe ahūn mimbe
 我 も 彼を 嫌う。 彼 も 我に こわがる。 父、 二 兄 我を
 gelebume inu hendumbi; tacibume inu hendumbi;/ kasa* gene seme inu
 こわがらせ も 語る。 教え も 語る。 早く 行け と も
 unggimbi, bi eitereci mini gūnin ojarahakū be ainara ama,/ ahūta
 送る、 我 騙せば 我の おもい ならない を どうする 父、 兄ら
 acarakū seme waci buceki, tantaci mukšan be alime gajjara dabala, bi/
 あわない と 殺せば 死にたい、 打てば 棍棒 を 受け 受けとる のみ、 我
 ainaha seme acafi banjirengge akū; moo saciha serengge tebuhe moo
 決して あって 暮らすこと ない。 木 切った いうこと 居させた 木
 bucere jakade/ saciha mujangga sembi; olosecen -i alarange, sereng ni
 死ぬ もので 切った その通りだ いう。 Olosecen の 告げたこと、 Sereng の
 jui sergulen -i sunja aniya 11b/12a otolo acafi banjihakū be hojihon,
 子 Sergulen の 五 年 なるまで あって 暮らさなかった を 婿、
 amha umai gisurerakū be, bi geli gidahabio;/ bi ainara; dahara
 妻の父 まったく 言わない ある、 我 もまた 隠したのか。 我 どうする。 したがう

破いたこと、首を傷つけたことは、みな私が手で破いたことである。彼を連れてきて家に寝かせている。私は四更に見たところ、逃げた女らは私のもとに来ている。婿は「五年間見守った」と言った。私はまた「汝と暮らさないのは本当」と答えた。私はまた Sergulen を見ない。Sergulen もまた、私のそばで金切り声を抑えない。私もまた彼を嫌う。彼もまた私をおそれる。父・二兄は私をおそれさせるためにも言う。教えるためにも言う。早く行けとまた差し遣わす。私が騙しても、私の考えがかなわないのはどうしようもない。父・兄らが「睦まない」と殺すなら死にたい。打つならば、がまんするのみ。私はどうあろうと睦んで暮らすことはない。木を伐ったと言うことについては、植えた木が枯死したので、伐ったのはその通り』と言う。Olosecen が告げたこと。『Sereng の子 Sergulen が五年が経つまで睦んで暮らしていないのを、婿が舅にまったく話さないのを、私がまた隠したと言うのか。私はどうしよう。したがう

sargan juse sergulen be etuku hūwalame tantaha seme wang alaci bi/
 娘ら Sergulen を衣服 破り 打った いい 王 告げれば我
 donjiha; sergulen -i ama jui minde aika alanjihabio; ere weile be
 聞いた。 Sergulen の父 子 我に あるいは 告げにきたか。これ こと を
 sergulen -i ama/ jui alame bahanarakū, bi gidahabio; isebuci wang
 Sergulen の父 子 告げ さとらない、 我 隠したか。懲らしめれば王
 isebumbi; alafi wang alambi;/ wang aika ajige jui, alaci koro* baha
 懲らしめる。告げて 王 訴える。王 あるいは小さい子、告げれば傷 得た
 niyalma alambi; ere weile be, bi ainu gidambi/ jui oci wang ni jui;
 人 告げる。これ こと を、我 どうして隠す 子 ならば王 の子。
 hojihon oci wang ni hojihon kai ere weile be olosecen/ bi beidembio,
 婿 ならば王 の婿 ぞこれ こと を Olosecen 我 審断するか、
 jui hojihon eke* banjire (残余) be mimbe fafun de alahangge gese
 子 婿 悪い 暮らす (残余) を 我を 法 に 告げること ように
seme 12a/12b afabuhabio; mimde ai dalji; alaci bi donjiha dere sembi;
 と 委ねているか。我に なに関わり。告げれば我 聞いた だろう いう。
 erebe fafun de duilehengge/ wang be, jui be bufi sunjaci aniya; bi
 これを 法 に 審理したこと 王 を、子 を 与えて 五 年。我
 ainame bahafi sambi seci; sini takūraha ibahan,/ sajuhū de sargan jui
 どうして 得て 知る いえば、汝の 遣わした Ibahan, Sajuhū に 娘
 jamaraha sere kisun bi; sini sargan jui, ama tacibume inu/ hendumbi;
 口論した いう 言 ある。汝の 娘、 父 教え も 語る。
 beceme inu hendumbi sembi, si sarkū seci ojarahū; si same acarakū/
 責め も 語る いう、 汝 知らない 言えない。 汝 知り あわない
 okini seme gūnime sereng sergulen sinde gabšaci ume necire seme
 でもよいと おもい Sereng Sergulen 汝に 苦を訴えれば するな おかす と

娘らが「Sergulen の衣服を破り打った」と王が告げるならば、私は聞いた。Sergulen の父・子が私にあるいは告げに来たのか。このことを Sergulen の父・子が告げても知らないと、私が隠したと言うのか。懲らしめるなら、王が懲らしめる。訴えれば王が訴える。王はまさか幼子ではあるまい。訴えるならば、傷を得た人が訴える。このことを私はなぜ隠すのか。子は王の子、婿は王の婿ぞ。このことを Olosecen 私が審断するのか。子と婿は悪く暮らす(残余)を私を法に(残余)委ねているのか。私に何の関わりがあるのか。訴えるならば、私が聞いただろう』と言う。これを法に審理したこと。「王が子を与えて五年、私はどうして知ろうか」と言ったところ、汝が遣わした Ibahan・Sajuhū に「娘が口論した」という言がある。汝の娘は「父が教えてまた言う。責めてまた言う」と言う。「汝は知らない」とは言えない。「汝は知りながら、睦まないように」と考えて Sereng・Sergulen が「汝に苦を訴えても関わるな」と

takūraha; ere/ gemu yargiyan ofi wang be, wang nakabume; dui
 遣わした。これ みな 本当 なって王 を、王 やめさせ。四
 minggan yan -i weile gaime; sargan/ jui be si da ci weilengge
 千 両 の 罪 とり。娘 を 汝 もとより 罪ある
 niyalma bime buhe bade sunja aniya otolo acafi banjirakū, 12b/13a
 人 あり 与えた ところで五 年 なるまで あつて 暮らさない、
 eigen be halburakū sargan juse be tuwakiyabume bihe seme emu
 夫 を いれない 娘ら を 見張らせ あつた と 一
 hontoho wame; emu/ hontoho sini gūnin de acabume warakū; sergulen
 半分 殺し。一 半分 汝の おもい に あわせ 殺さない。Sergulen
 de ergeleme bufi dahaha sargan juse,/ gegesi be gemu eigen bufi
 に 脅し 与えて したがった 娘ら、gegeら を みな 夫 与えて
 tuleri takūrabume; sereng ni booi fe hehesi be bufi/
 外 遣わし、Sereng の 家の 古い 女ら を 与えて
 takūrabume; dafi tantaha sargan juse irhaji; lailenju; gūnanji be wame/
 遣わし。与して 打った 娘ら Irhaji. Lailenju. Gūnanji を 殺し。
 olosecen be si hebei amban bime, wang, sinde afabuha akū okini;
 Olosecen を 汝 議政 大臣 あり、王、汝に 委ねた ないでもよい。
 sinde alaha kai/ si donjifi ainu gidaha; minde ai dalji; hojihon amha,
 汝に 告げた ぞ。汝 聞いて どうして 隠した。我に なに 関わり。婿 妻の父、
 gisurere be bi gidahabio/ etuku hūwalame tantaha seme; wang alaci
 言う を 我 隠したか。衣服 破り 打った いい。王 告げれば
 bi donjiha; ere weile be bi beidembio 13a/13b serengge si gurun -i
 我 聞いた。これ 罪 を 我 審断するか。いうこと 汝 国 の
 amban wakao; erei turgunde hebei amban be nakabume; tanggū yan -i
 大臣 ないか。この ゆえに 議政 大臣 を やめさせ。百 両 の

遣わした。これはみな本当であった。その理由で、王については、王を革めさせて四千両の罪を取った。娘については、汝はもとより罪人であり、与えたのに五年が経つまで睦んで暮らさず、夫を家に入れず娘らに見張らせていたと半分は殺し、半分は汝の考えにあわせて殺さない。Sergulenに脅して与えてしたがった娘ら・gegeらについては、みな夫を与えて外に遣わして、Serengの家のもとの女らを与えて遣わした。手助けして打った娘らIrhaji・Lailenju・Gūnanjiについては殺した。Olosecenについては、汝は議政大臣であり、王は汝に委ねなくてもよいだろうと汝に告げたぞ。汝は聞いてなぜに隠したのか。私に何の関わりがあるのか。婿・舅が話すのを私は隠したのか。衣服を破り打ったと王が告げるので私は聞いた。この罪を私は審断するのか。言うこと。「汝は国の大臣ではないか」。この理由で議政大臣を革め、百両の

weile gaime, sajuhū, ibahan be; takūraha wang; gabšaha sereng;
 罪 とり、 Sajuhū、 Ibahan を。 遣わした 王。 苦を訴えた Sereng。
donjīha sere/ olosecen gisun gemu emu; fonjici gisun be jailabuha seme
 聞いた いう Olosecen 言 みな 一。 問えば 言 を 避けさせた いい
 susaite šusiha tantame;/ beidefi; doro be aliha hošoi ujen cin wang;
 五十ずつ 鞭 打ち。 審断して。 政 を 承けた 和碩の 鄭 親 王。
 dorgi amban tanjan* gung;/ uksun -i sihan; dorji teheme; mujilen
 内 大臣 Tajan 公。 宗室 の Sihan。 Dorji Teheme。 啓心郎
 bahabukū sonin de alafi wang de minggan/ yan -i waile* gaika;
 Sonin に 告げて 王 に 千 兩 の 罪 とった。
 sargan jui be sini boo -i haha juse; sargan jusei boo de/ ume
 娘 を 汝の 家 の 男子ら。 娘らの 家 に するな
 halbure; saigan* tacibume banjibu; bucere; geli weile tucire oci giyan -i
 いれる。 よく 教え 暮らさせよ。 死ぬ。 もまた 罪 出る なれば 道理 で
 13b/14a efujere be ainara seme henduhe; sargan jui be beideke giyan
 壊れる を どうする と 語った。 娘 を 審断した 道理
 inu erei fe weile be/ feteci ojarahū; eigen goloho turgunde adarame
 本当 この 古い 罪 を 掘れない。 夫 嫌い ゆえに どうか
 wara seme; toloho akū/ elere be tuwame sunja niyalma kalame* tantafi
 殺す と。 数えなかった。 足りる を 見て 五 人 改め 打って
 sergulen de buhe; sargan juse, hehesi be/ gemu eigen de bu; tuleri
 Sergulen に 与えた。 娘ら、 女ら を みな 夫 に 与えよ。 外
 takūra seme sereng de afabuha; sereng ni booi fe/ hehesi be oron de
 遣わせ いい Sereng に 委ねた。 Sereng の 家の 古い 女ら を 代わりに
 buke; dafi tantaha irhaji, lailenju, gūnanji be waha;/ olosecen de susai
 与えた。 助けて 打った Irhaji、 Lailenju、 Gūnanji を 殺した。 Olosecen に 五十

罪を取った。Sajuhū・Ibahanについては、遣した王、苦を訴えたSereng、聞いたと言うOlosecenの言はみな同じであった。たずねたところ、言を避けたと五十回ずつ鞭打つと審断した。摂政和碩鄭親王・内大臣Tajan公・宗室のSihan・Dorji Teheme・啓心郎Soninに報告したところ、王に千兩の罪を取った。「娘を汝の家の男子ら・娘らの家に決して入れるな。よく教えて暮らさせよ。死んだり、また罪が明るみになったら、道理で革めるのはどうなろう」と言った。娘については、審断した道理は本当なので、このもとの罪を暴けない。夫が嫌いだと言う理由でどうして殺すのかと数えなかった。十分だとして、五人が交代し打ってSergulenに与えた。娘ら・女らについては、「みな夫に与えよ。外に遣わせ」とSerengに告げた。Serengの家のもとの女らを代わりに与えた。手助けして打ったIrhaji・Lailenju・Gūnanjiについては殺した。Olosecenに五十

yan -i weile gaiha; sajuhū, ibahan de tuhere weile gaiha; 14a/14b/15a
 両 の 罪 とった。 Sajuhū、 Ibahan に おちる 罪 とった。

○ice sunja de; jalan -i janggin dunggalai, subai sa de unggihengge;
 初 五 に。 jalan i janggin Dunggalai、 Subai ら に 送ったもの。
 sakalaca* sekei/ golmin dahū juwan jakūn, foholon dahū tofohon; hūrga
 黒 貂皮の 長い 皮端罩 十 八、 短い 皮端罩 十五。 Hūrga
 sekei golmin dahū/ juwan nadan, foholon dahū orin, gecuhēri burgiyen,
 貂皮の 長い 皮端罩 十 七、 短い 皮端罩 二十、 蟒緞 皮襖面、
 funiyesun giltasikū burgiyen -i seke dokoi sijigiyān dehi; pengduwan -i
 褐子 片面 皮襖面 の 貂 裏地の 袍 四十。 彭緞 の
 burgiyan -i ulhu, honci dokoi sijigiyān ninju;/ kecuheri* kubun sindaha
 皮襖面 の 灰鼠皮、羊皮 裏の 袍 六十。 蟒緞 綿 置いた
 sijigiyān orin; juwangduwan, toro noho suje -i kubun sindaha/ sijigiyān
 袍 二十。 粧緞、 桃 加えた 緞子 の 綿 置いた 袍
 orin; pengduwan -i kubun sindaha sijigiyān dehi; icake* sekei mahala
 二十。 彭緞 の 綿 置いた 袍 四十。 塗った 貂皮の 冠帽
 emu/ tangkū* kūsīn* jakūn šempilehe gūlha de wasa* jibsihai gūsin duin
 一 百 三十 八 斜皮をはさんだ 靴 に 靴下 かさねたまま 三十 四
 joro*; 15a/15b ilarsu hafiraha gūlha te* wase jibsihai orin emu joro*;
 双。 三層 はさんだ 靴 に 靴下 かさねたまま 二十一 双。
 jurso* hafiraka*/ gūlha de wase jibsihai gūsin sunja joro*; yacin amba
 二重 はさんだ 靴 に 靴下 かさねたまま 三十五 双。 青い 大きい
 gecuhēri etuku juwe/ yacin sese gecuhēri etuku emke lamun undurakū
 蟒緞 服 二 青い 牙爪 蟒緞 服 一つ 藍 龍緞
 etuku emke/ toro noko genggiyen -i etuku juwe; fulgiyan funiyesun -i giltasikū
 服 一つ。 桃 加えた 石青色 の 服 二。 紅 褐子 の 片金

両の罪を取った。 Sajuhū・Ibahan に落ちる罪を取った。

初五日。 jalan i janggin の Dunggalai・Subai らに贈ったもの。 黒貂皮の長い皮端罩十八・短い皮端罩十五・Hūrga 貂皮の長い皮端罩十七・短い皮端罩二十・蟒緞の皮襖面・褐子片面の皮襖面の貂の裏地の袍服四十・彭緞の皮襖面の灰鼠皮・羊皮の裏の袍服六十・蟒緞綿あしらった袍服二十・粧緞と桃一面緞の綿をあしらった袍服二十・彭緞の綿をあしらった袍服四十・漂白した貂皮の帽子一百三十八・斜皮を夾んだ靴に靴下をかさねたもの三十四双・三層夾んだ靴に靴下をかさねたもの二十一双・二層夾んだ靴に靴下をかさねたもの三十五双・青い大蟒緞服二青い牙爪蟒緞服一・藍の龍緞服一・石青色の服二・紅褐子の片金

etuku jowe*, yacin funiyeson -i giltasikū etuku jakūn, eiken* bocoi
 服 二、 青い 褐色 の 片金 服 八、 棕 色 の
 funiyeson* -i kiltasikū* etuku juwa*; monggolikū/ sintaha* sijigiyan juwan
 褐色 の 片金 服 二、 項圈 置いた 袍 十
 juwe; +[fulahūn] juwangduwan -i burkiyen* -i sekei sijigiyan juwe; yacin/
 二、 + [薄紅] 粧緞 の 皮襖面 の 貂皮の 袍 二、 青
 juwangduwan -i borkiyen* -i sekei sijigiyan emke, isui burgiyen -i sekei
 粧緞 の 皮襖面 の 貂皮の 袍 一つ、 青素緞 皮襖面 の 貂皮の
 sijigiyan jakūn; 15b/16a sahalaca sekei golmin dakū* sunja, foholon daku*
 袍 八、 黒 貂皮の 長い 皮端罩 五、 短い 皮端罩
 sunja, hūrga sekei foholon/ dahū juwan; silun -i dahū nadan, uju jergi
 五、 Hūrga 貂皮の 短い 皮端罩 十、 猞猁皮の 皮端罩 七、 頭 等級
 foloho loho duin, jai jergi/ foloho loho ilan ilaci jergi tuwa ilka* arame
 彫った 腰刀 四、 次 等級 彫った 腰刀 三 三番目 等級 火 模様 書き
 foloho loho jowa*/ duici jergi gincihyan ilha arame aisin ioleha loho
 彫った 腰刀 二、 四番目 等級 華やかな 文様 書き 金 油をぬった 腰刀
 emke, acinggiyame foloho/ hūwacihyan burgin -i engkemu* juwa*, šulikun*
 一つ、 動かし 彫った 方腦 鞍頭 の 鞍 二、 尖った
 burgin -i enggemu emke; acinggiyahakū/ hūwacikiyan* burgin -i enggemu
 鞍頭 の 鞍 一つ、 動かなかった 方腦 鞍頭 の 鞍
 emke, šulihun burgin -i enggemu ninggun, juwan enggemu de/ hatala*
 一つ、 尖った 鞍頭 の 鞍 六、 十 鞍 に 轡
 kūdarkan* ulkume, aisin ioleha kandarhan, suje de ifika* gidacan de
 鞞 攀胸、 金 油をぬった 緹胸、 緞子 に 縫った 鞍籠 に
 16a/16b fulgiyan jafui tohoma namki kamcihai duin; samsu de sijiha
 紅 氈の 鞞 屨 あわせたまま 四、 青の 亜麻布 に ぬいつけた

服二・青褐色の片金服八・棕色の片金服二・項圈をあしらった袍服十二・薄紅粧緞の面の貂皮の袍服二・青粧緞の面の貂皮の袍服一・青素緞の面の貂皮の袍服八・黒貂皮の長い皮端罩五・短い皮端罩五・Hūrga 貂皮の短い皮端罩十・猞猁皮の皮端罩七・頭等の彫刻した腰刀四・二等の彫刻した腰刀三・三等の火の模様をほどこし彫刻した腰刀二・四等の華やかな文様をほどこし金の油をぬった腰刀一・動かし刻んだ方腦鞍二・尖った鞍頭の漆鞍一・動かなかった方腦鞍一・尖った鞍頭の漆鞍六・十漆鞍に轡と鞞と攀胸・金の油をぬった緹胸・緞で縫った鞍籠に紅氈の鞞屨をあわせているもの四・青の亜麻布にぬいつけた

gidacan de/ fulgiyan jafui tohome* namki kamcihai ninggun, enggemu be
 鞍籠 に 紅 氈の 鞵 屨 あわせたまま 六、 鞍 を
 dasire fulgiyan jafui/ gidacan duin; šanggiyan jafui gidacan juwe; 16b/17a
 かぶせる 紅 氈の 鞍籠 四、 白 氈の 鞍籠 二。

○juwan emu de; dorolon jurgan -i ashan -i amban ahanikan,
 十 一 に。 礼 部 の 側 の 大臣 Ahanikan,
 meiren -i janggin ubai se isinjifi/ ^^dele wesimbuhe bithei gisun; doro
 meiren i janggin Ubai ら 到りきて 上 奏した 書の 言。 政
 be aliha wang, hese be aliha amba coohai ejen dorgon/ ^^han -i
 を 承けた 王、 旨 を 承けた 大いなる 兵の 主 Dorgon Han の
 yamun -i juleri niyakūrafi wesimbure gisun;/ ^^abkai kesei*; han -i
 衙門 の 前 跪いて 奏する 言。 天の 旨。 Han の
 huturi de, ming gurun -i yan jing ni babe baka*; bi dakūn* dahūn -i
 福 に、 明 国 の 燕 京 の ところを得た。 我 重ね 重ね に
 gūnici, yan jing ni ba serengge, dulimbai ba; julgei jalan jalan -i han
 思えば、 燕 京 の ところ いうもの、 中 の ところ。 古の 代 代 の Han
 sei/ mukdeke* ba, ming gurun -i han -i teke* soorin;/ ^^han -i baya*
 らの 興った ところ、 明 国 の Han の 居た 位。 Han の 自身
 gurime jifi ^^han ^^abkai gosime buke* bade tefi, 17a/17b ^^abkai
 遷り 来て Han 天の 慈しみ 与えた ところに 居て、 天の
 fejergi be toktobuci acambi, jai duin ergi jasei tulergi kurun*
 下 を 定めるべき、 また 四 方 境の 外 国
 hengkilama*/ jici, inu gemu jugūn hafumbi ja;/ ^^han aikabade/ ^^abkai
 叩頭し くれれば、 また みな 路 通じる 簡単。 Han もしも 天の
 buhe bade jifi terekū oci ^^abkai fejergi niyalma -i ereme tuwara be/
 与えた ところに 来て 居ない なれば 天の 下 人 の 望み 見る を

鞍籠に紅氈の鞵屨をあわせたもの六・馬の鞍をかぶせる紅氈の鞍籠四・白氈の鞍籠二。

十一日。礼部参政のAhanikan・meiren i jangginのUbaiらが到着して、皇上に上奏した書の言。「撰政王、旨を受けた大兵の主DorgonがHanの衙門の前に跪いて上奏する言。聖旨、Hanの福で明国の燕京の地を得た。私が重ねて思うことは、燕京の地と言うのは真ん中の地。古より代々のHanらが興った地、明国のHanが坐した玉座。Han自身が遷って来て、Hanが天の慈しみ与えた地に坐して天下を定めるべきである。さらに四方辺外の国が叩頭しに来れば、またみな道が通じるのはたやすい。Hanがもし天の与えた地に来て坐さないならば、天下の人は望み見るのを

ufarara ayo*/ ^[^]dele seole; 17b/18a

損なう あるまいか。上 思いめぐらせよ。

○ninggun biyai, juwan dui de šanggiyan morin inenggi, coko erin
六 月、十 四 に 庚 午 日、西 刻

de taibe/ usiha sabuha; wargi julergi hošoci šanggiyan sukdu emu
に 太白 星 見えた。西 南 隅より 白い 気 一

justan dergi/ amargi hošoi baru tucike bihe; 18a/18b/19a

筋 東 北 隅の 方 出た あった。

○juwan uyun de, amargi subargan weileme wajiha doroi amilame
十 九 に、北 仏塔 作り おえた 礼の 開眼供養し

subargan -i juleri monggo boo/ arafi booi dolo sibjarabjamba lama beye;
仏塔 の南 Monggo 家 作って、家の中 Sibjarabjamba lama 自身。

geren lamasa, ombu, bandai se ging bithe hūlame/ wajiha manggi;
衆 lamaら、Ombu、Bandai ら 経 書 唱え おえた のち、

monggo booi, juleri cacari de lama tucifi besergen -i dele subargan -i
monggo 家の、南 天幕 に lama 出て、寝台 の上 仏塔 の

baru amasi forome tehe/ ^[^]han -i hesei, doro be aliha hošoi ujen cin
方 後 ふりむき 座した。Han の旨の、政 を 承けた 和碩の 鄭 親

wang, doroi bayan jiyūn wang, šose age, dorgi/ ambasa, hiyasa, meiren
王、多羅の 饒餘 郡 王、Šose age、内 大臣ら、hiyara、meiren

janggin -i jergi hafasa ci wesihun doroi etuku etufi subargan/ de
janggin の 等級 官ら より上 礼の 服 着て 仏塔 に

isinaha manggi; sibjarabjamba lama de wang se, geren gemu boro sufi
到りついた のち。Sibjarabjamba lama に 王 ら、衆 みな 涼帽 脱いで

ilan jergi 19a/19b niyakūrafi ilan jergi hengkilehe; wang se ci fusihūn
三 たび 跪いて 三 たび 叩頭した。王 らより下

損なうのではあるまいか。皇上は思いめぐらせよ。

六月十四日。庚午の日、酉刻に太白星を見た。西南の方角より白い気が一筋東北の方角に向かい出ていた。

十九日。北の仏塔を造り終えた礼で開眼供養するために仏塔の南に Monggo の包を作って、家屋の中で Sibjarabjamba lama 自身・衆 lamaら・Ombu・Bandai らが経文を読み終えたあと、Monggo の包の南の天幕に lama が出て、寝台の上で仏塔に向かい後方にふりむいて座った。Han の旨で、摂政和碩鄭親王・多羅饒餘郡王・Šose age・内大臣ら・hiyara・meiren janggin の等級の官ら以上は、礼服を着て仏塔に来たあと、Sibjarabjamba lama に王ら、衆はみな涼帽を取って三度跪いて三度叩頭した。王ら以下、

ujulaha ambase* emken/ emken -i niyakūrafi doko be lama de alibume
 頭になった amban ら 一人 一人 に 跪いて 衣服の裏地を lama に 呈し
 bufi amasi bederefi ilan jergi/ niyakūrafi ilan jergi hengkilehe;
 与えて 後 退いて 三 たび 跪いて 三 たび 叩頭した。
 hengkileme wajika* manggi; subargan de dasaha emu/ dere tukiyeft,
 叩頭し おえた のち。 仏塔 に おさめた 一 卓 捧げて、
 wang se, geren gemu ilan jergi niyakūrafi ilan hengkilefi/ langsu lama
 王 ら、衆 みな 三 たび 跪いて 三 叩頭して Langsu lama
 juleri ju[o]rime subargan be ilan jergi šurdeme yabuha, wajiha manggi
 前 導き 仏塔 を 三 たび まわり いった、 おえた のち
 ilan/ jergi niyakūrafi ilan jergi hengkilehe; bederefi wang se wargi
 三 たび 跪いて 三 たび 叩頭した。 退いて 王 ら 西
 ashan -i cacari/ de tehe manggi; neneme cai; dasaha dere, ihan, honin
 側 の 天幕 に 座した のち。 先に 茶。 おさめた 卓、 牛、 羊
 -i yali tukiyehe, tuwame 19b/20a weilehe janggisa, weilehe faksisa,
 の 肉 捧げた。 見て 作った janggin ら、 作った 匠ら、
 weilehe alban -i niyalma de neigen ulebuhe;/ lama de jafaha jakai ton;
 作った 賦 の 人 に 均しく 食物を配った。 lama に つかんだもの 数。
 dorgi kui foloho enggemu tohoho morin emke; sula/ morin emke,
 内 庫の 彫った 鞍 つけた 馬 一つ。 閑散の 馬 一つ、
 temen emke, uksin saca, foloho jebele de +[tai] niru sisihai/ menggun
 駱駝 一つ、 甲 盔、 彫った 箭袋 に + [太い] 箭 挿し込んだまま、 銀
 susai yan; yarha emke; tasha emke; lekerhi emke, ere emu uyun,
 五十 両。 豹 一つ。 虎 一つ。 海獺 一つ、 これ 一 九、
 menggun/ dongmo emke; tampin emke, aisin -i hūntahan emke, +[gui
 銀 茶壺 一つ。 壺 一つ、 金 の 杯 一つ、 + [玉の

おもだった amban らが一人ずつ跪いて、衣服の裏地を lama に授け与えると、退いて三度跪いて三度叩頭した。叩頭し終えたあと、仏塔に設けた一卓を捧げて、王ら・衆はみな三度跪いて三度叩頭して Langsu lama が先導し、仏塔を三度まわりに行った。終えたのち三度跪いて三度叩頭した。退いた王らは西側の天幕に座ると、先に茶・設けた卓・牛と羊の肉を捧げた。監督した janggin ら・作った匠ら・作った夫役に均しく与えた。lama に献上した物の数。内庫で彫刻した鞍を置いた馬一・裸馬一・駱駝一・甲盔・彫刻した箭袋に太い箭を挿し込んだもの・銀五十両・豹皮一・虎皮一・海獺皮一、これ一九。銀の茶壺一・壺一・金の杯一・玉の

hūntahan emke] huba hūntahan emke;/ menggun -i huntahan duin; ere
 杯 一つ] 琥珀 杯 一つ。 銀 の 杯 四。 これ
 emu uyun; gecuhēri emke, juwangduwan emke, kiltasikū*/ emke, alha
 一 九。 蟒緞 一つ、 粧緞 一つ、 片金 一つ、 閃緞
 emke junggin emke, cekemu emke; jiha ilhangga suje emke 20a/20b
 一つ 錦 一つ、 倭緞 一つ。 金銭花の 緞子 一つ
 suwayan suje emke, fulgiyan suje emke; ere emu uyun; uheri ilan
 黄 緞子 一つ、 紅 緞子 一つ。 これ 一 九。 すべて 三
 uyun, ere/ sarin de; ^^dergi booi orin dere, arki juwan malu, giyoose
 九、 これ 酒宴 に。 上 家の 二十 卓、 焼酒 十 瓶、 餃子
 efen ilan/ tanggū; dorolon jurgan -i arjan juwe malu; boigon jurgan -i
 麵 三 百。 礼 部 の 奶酒 二 瓶。 戸 部 の
 emu ihan./ orin ninggun honin; uheri ilan uyun ulha wafi, jakūn booi
 一 牛、 二十 六 羊。 すべて 三 九 家畜 殺して、 八 家の
 cai juwete/ dongmo gamafi sarilaha; orin juwe de dergi subargan, orin
 茶 二ずつ 茶壺 持って行って 酒宴した。 二十 二 に 東 仏塔、 二十
 sunja de julergi/ subargan; orin jakūn de wargi subargan; ere ilan bai
 五 に 南 仏塔。 二十 八 に 西 仏塔。 これ 三 ところの
 subargan de doro be aliha/ +[hošoi] ujen cin wang ci husihūn, meiren
 仏塔 に 政 を 承けた + [和碩] 鄭 親 王 より 下、 meiren
 -i janggin ci wesihun genefi, lama, subargan de hengkilehe/ +[doro,
 i janggin より 上 行って、 lama、 仏塔 に 叩頭した + [礼、
 dasaha dera*, waga* ihan, honin kemu* amarki* subargan -i songko,
 おさめた 卓、 殺した 牛、 羊 みな 北 仏塔 の とおり、
 lama de] 20b/21a
 lama に]

杯一・琥珀の杯一・銀の杯四、これ一九。蟒緞一・粧緞一・片金一・閃緞一・錦一・倭緞一・金銭花模様の緞一・黄緞一・紅緞一、これ一九。合わせて三九。この酒宴に、皇上の家の二十卓・焼酒十瓶・餃子三百。礼部の奶酒二瓶。戸部の一牛・二十六羊、合わせて三九牲口を殺して、八家の茶二ずつ茶壺に取って酒宴した。二十二日に東の仏塔、二十五日に南の仏塔、二十八日に西の仏塔、この三処の仏塔に摂政和碩鄭親王以下、meiren i janggin 以上はおもむいたが、lama・仏塔に叩頭した礼・設けた卓・殺した牛・羊は、みな北の仏塔と同様であった。lamaに

+ [jafaha jakai ton inu amargi subargan de jafaha songko;]

+ [つかんだものの数も北 仏塔 につかんだとおりに。]

○orin emu de; jayaha jan nimeme akū oho manggi, jui batma be
二十 一 に。Jayaha jan 病み ない なったのち、子 Batma を
ineku uju jergi/ meiren -i janggin siraha; jai uyun jergi sirambi/
同じ 頭 等級 meiren i janggin ついだ。また 九 たび つぐ。

○+[abdai] nimeme akū oho manggi; omolo manggilu be ineku nirui
+ [ABDAI] 病み ない なったのち。孫 MANGGILU を 同じ nirui
janggin siraha; jai emu/ jergi sirambi/
janggin ついだ。また 一 たび つぐ。

○+[joo wan bi] nimeme akū oho manggi, jui joo guwe jen be
+ [趙万璧] 病み ない なったのち、子 趙 国 珍 を
ineku jai jergi +[jalan -i] janggin siraha; jai/ ilan jergi ekiyembufi, duin
同じ 次 等級 +[jalan i] janggin ついだ。また 三 たび 減らして、四
jergi sirambi/
たび つぐ。

○+[fang de šeng] nimeme akū oho manggi, deoi jui fang ceng in
+ [FANG DE ŠENG] 病み ない なったのち、弟の子 FANG CENG IN
be ineku nirui janggin, jai emu 21a/21b hontoho siraha; dain de
を 同じ nirui janggin、また 一 hontoho ついだ。戦 に
buceci sirambi; nimeku de buceci sirarakū/
死ねば つぐ。病 に 死ねば つがない。

○+[cio guwe ioi] nimeme akū oho manggi; jui cio ji dzong be
+ [邱 国 玉] 病み ない なったのち。子 邱 紀 従 を
ineku ilaci jergi jalan -i janggin siraha; jai juwe jergi ekiyembufi, ilan
同じ 三番目 等級 jalan i janggin ついだ。また 二 たび 減らして、三

献上した物の数もまた、北の仏塔に献上した通りであった。

二十一日。Jayaha jan が病没したので、子の Batma が同じ一等 meiren i janggin を継いだ。また九次承襲する。

ABDAI が病没したので、孫の MANGGILU が同じ nirui janggin を継いだ。また一次承襲する。

趙万璧が病没したので、子の趙国珍が同じ二等 jalan i janggin を継いだ。また三次減らして四次承襲する。

FANG DE ŠENG が病没したので、弟の子の FANG CENG IN が同じ nirui janggin、また一 hontoho を継いだ。戦で死ぬならば承襲する。病で死ぬならば承襲しない。

邱国玉が病没したので、子の邱紀従が同じ三等 jalan i janggin を継いだ。また二次減らして三

jergi sirambi/

たび つぐ。

○+[ioi tiyan ceng] nimeme akū oho manggi; deo ioi tiyan ju be
 + [IOI TIYAN CENG] 病み ない なった のち。 弟 IOI TIYAN JU を
 ineku nirui janggin siraha; dain de/ buceci sirambi; nimeku de buceci
 同じ nirui janggin ついだ。 戦 に 死ねば つぐ。 病 に 死ねば
 sirarakū; 21b/22a

つがない。

○orin juwe de; coktoi hiya, batai hiya, bithesi burkai se isinjifi
 二十 二 に。 Coktoi hiya、 Batai hiya、 bithesi Burkai ら 到りきて
 wesimbuhe/ bithei gisun; ^doro be aliha wang, hese be aliha amba
 奏した 書の 言。 政 を 承けた 王、 旨 を 承けた 大いなる
 coohai ejen dorgon/ ^^han -i yamun -i juleri niyakurafi wesimbure
 兵の 主 Dorgon Han の 衙門 の 前 跪いて 奏する
 gisun: meni geren/ ^^han -i wasimbuha joo bithei hese be donjifi
 言。 我らの 衆 Han の 下した 詔 書の 旨 を 聞いて
 alimbaharakū urgunjeme wajirakū; meni geren/ udu uhei mujihen -i
 堪えきれない 喜び おわらない。 我らの 衆 数 共に 心 の
 kicehe seme liodzei cooha be efulehe, yan jing ni ba/ toktohongge be
 励んだ いい 流賊 兵 を 破った、 燕 京 の ところ 定めたこと を
 gūnici mutebuhengge ^^abka; bahangge gemu/ ^^kan* -i hūhuri de kai;
 思えば できさせたもの 天。 得たもの みな Han の 福 に ぞ。
 jai terai* amala; ^^han -i huturi te* daitung ci sansi 22a/22b golo;
 また その のちに。 Han の 福 に 大同 より 山西 省。
 hūwang ho biraci ebsi gemu wacihiyame, jai yan jing ni julergi ba/
 黄 河 河より こちら みな ことごとく、 また 燕 京 の 南 ところ。

次承襲する。

IOI TIYAN CENG が病没したので、弟の IOI TIYAN JU が同じ nirui janggin を継いだ。戦で死ぬならば承襲する。病で死ぬならば承襲しない。

二十二日。Coktoi hiya・Batai hiya・bithesi Burkai らが来て上奏した書の言。「摂政王、旨を承けた大兵の主 Dorgon が Han の衙門に向かい跪いて上奏する言。『我々の衆は Han が下した詔書の旨を聞いて、非常に喜びはつきない。我々の衆がいくらことごとく心をつくしたと、流賊の兵を破った、燕京の地を平定したことを思ったところで、なさしめたものは天、得たものはみな Han の福によるぞ。またそののち Han の福で、大同より山西省が、黄河よりこちら側はみなことごとく、さらに燕京の南の地は

šun de fu ci ebsi gemu dahahabi; 22b/23a

順徳府よりこちらみなしたがっている。

○orin duin de; ^d^d^rgici, wang se de gecuhari šangnaha doroi;/
 二十四に。上より、王らに蟒緞賞賜した礼の、
 doro be aliha hošoi ujen cin wang, wang se be gaifi, gung ni dolo/
 政を承けた和碩の鄭親王、王らをつれて、宮の中
 dosifi juwe jergi niyakūrafi ninggun jergi hengkilehe; 23a/23b/24a
 入って二たび跪いて六たび叩頭した。

○orin nadan de; kubuhe lamun -i gentei nirui ajige sere manju
 二十七に。ふちどった藍の Gentei niru の Ajige いう Manju
 hehe be, tantai gūsai nirui/ janggin uban morilahai birehe turgunde
 女を、Tantai gūsa の nirui janggin Uban 馬に乗ったまま衝突したゆえに
 mimbe tooha seme, ajige mini dere be ini/ dahara haha jui de
 我を罵ったいい、Ajige 私の顔を彼のしたがう男子に
 afabufi šasihahaha, šusihai jafafi tantaha seme fafun de/ alafi, uban de
 委ねて叩いた、鞭のつかんで打ったいい法に告げて、Uban に
 fonjici, uban -i jaburengge, bi imbe birehengge akū; emu unuha/
 問えば、Uban の答えること、我彼女を衝突したことない。一背負った
 niyalma be birere jakade, i tede goifi tuheke; ede mimbe toore jakade
 人を衝突するもので、彼女そこにぶつかっておちた。これに我を罵るもので
 birehekū/ niyalma be ainu tooha seme dahara haha jui de šusiha bufi
 衝突しなかった人をどうして罵ったいいしたがう男子に鞭与えて
 tantaha; dere be/ šasihahaha inu sembi; fafun de duileci si birefi geli
 打った。顔を叩いた本当いう。法に審理すれば汝衝突してまた
 ainu dere be šasihahaha 24a/24b tantaha seme uban juwan yan -i
 どうして顔を叩いた打ったいい Uban 十両の

順徳府よりこちら側はみな降っている』。

二十四日。皇上より王らに蟒緞を賞賜した礼で、摂政和碩鄭親王は、王らを率いて、宮の中に入って二度跪いて六度叩頭した。

二十七日。鑲藍の Gentei niru の Ajige とする Manju の女を、Tantai gusa の nirui janggin の Uban が、馬に乗っていてぶつかったと言う理由で「私を罵った」と、Ajige 私の顔を彼のしたがう男子にまかせて掌で叩き、鞭を手にして打ったと法に訴えた。Uban にたずねたところ、Uban がこたえること。「私は彼女とぶつかったことはない。一人の背負った人とぶつかったので、彼女はそこであたって倒れた。そこで私を罵るので、『ぶつからなかった人をなぜ罵った』としたがう男子に鞭を与えて打った。顔を叩いたのは本当」と言う。法に審理したところ、『汝がぶつかった上になぜ顔を叩き打った』と、Uban については、十両の

weile gaifi tantabuha hehe de bume duilefi/ dorō be aliha hošoi ujen
 罪 として 打たせた 女 に 与え 審理して 政 を 承けた 和碩の 鄭
 cin wang de alafi, uban de juwan yan -i weile/ gaifi tantabuha hehe
 親 王 に 告げて、 Uban に 十 両 の 罪 として 打たせた 女
 de buhe;/
 に 与えた。

○ineku kubuhe lamun -i yenggene ini jui nimembi seme ini gūsai
 同じ ふちどった 藍 の Yenggene 彼の 子 病気である いい 彼の gūsa の
 hoton -i da tomin de/ fonjifi jihebi; yenggene holtome beidere jurgan -i
 城 の もと Tomin に 問うて きている。 Yenggene 偽り 審断する 部 の
 šusihai ini gūsai olikan nirui/ sunggiyan mimbe weilei menggun benju
 Šusihai 彼の gūsa の Olikan niru の Sunggiyan 我を 罰の 銀 送ってこい
 seme jasiha seme coohai jurgan -i icihiyara hafan/ jobtoi, menggei de
 と 手紙を出したと 兵の 部 の 処理する 官 Jobtoi、 Menggei に
 alahabi; menggei, jobtoi fafun de benjifi duileci 24b/25a sunggiyan weilei
 告げている。 Menggei、 Jobtoi 法 に 送って 審理すれば Sunggiyan 罰の
 menggun be benju sehe mojangga*; yenggene -i beye be jio sehengge
 銀 を 送ってこい いった その通りだ。 Yenggene の 自身 を 来い いったこと
 tašan ofi/ yenggene be jurgan de alahakū, sini baita de sini cisui jifi;
 誤り なって Yenggene を 部 に 告げなかった、 汝の 事に 汝の 自ら 来て。
 geli sunggiyan be/ jio sehe seme holtoho turgunde yenggene de
 また Sunggiyan を 来い いった と 偽った ゆえに Yenggene に
 nadanju šusikai* weile, hoton -i da/ tomin be si jurgan de alakakū*,
 七十 鞭の 罪、 城 の もと Tomin を 汝 部 に 告げなかった、
 deleri yenggene be unggihe turgunde tomin de/ tuhere weile gaime
 勝手に Yenggene を 送った ゆえに Tomin に おちる 罪 とり

罪を取って、打たれた女に与えるように審理した。摂政和碩鄭親王に報告したところ、Uban
 に十両の罪を取って、打たれた女に与えた。

同じ鑲藍の Yenggene は彼の子が病気であると言い、彼の gūsa の城守尉 Tomin にたずねて
 きている。 Yenggene は偽って、刑部の Šusihai 彼の gūsa の Olikan niru の Sunggiyan が「私
 に罰銀を送ってこい」と言う手紙を出したと、兵部理事官 Jobtoi・Menggei に告げている。
 Menggei・Jobtoi が法に送って審理したところ、 Sunggiyan が『罰銀を送ってこい』と言っ
 たのは間違いないが、『Yenggene 本人が来い』と言ったことは嘘である。 Yenggene につい
 ては、部院に報告せず、「汝の事には汝の勝手に来て、また Sunggiyan が来い」と言ったと偽っ
 た理由で、 Yenggene に七十鞭の罪とした。城守尉 Tomin については、「汝が部院に報告せず、
 勝手に Yenggene を差し遣わした理由で、 Tomin に落ちる罪を取るように

beidefi, doro be aliha košoi* ujen cin wang de alafi,/ yenggene de
 審断して、政を承けた和碩の鄭親王に告げて、Yenggene に
 nadanju šusihai weile, tomin de tuhere weile gaihai/
 七十鞭の罪、Tomin におちる罪とった。

Oineku tere inenggi; aniya biyai tofohon de geren -i gashūre bithe
 同じ それ 日。正月の十五に衆の誓う書
 be juwan 25a/25b duiin de surtai be arabuhabi; juwan duiin -i dobori
 を十 四に Surtai を書かせている。十四の夜
 gurun be dalira aiduri/ gung ini cisui gashūre bithe be ini booi nirui
 国を鎮める Aiduri 公彼の自ら誓う書を彼の booi niru の
 mucengge be arabuhabi; bithei/ gisun ere juwe wang ergeleme gashū
 Mucengge を書かせている。書の言、これ二王脅し誓え
 serede aiduri bi gisun oiloki deri dahara/ gojime mujilen gūnin
 いうのに Aiduri 我言うわべをしたがういえども心おもい
 daharakū; ^^han ajige mini dolo hihanakū gūnimbi;/ ainame faššaha
 したがわぬ。Han 小さい私の中喜ばない思う。どうして努力した
 seme we sara; juwe wang ni doro ejelehe babe, bi inu icakū/
 いい誰知る。二王の政ほしいままにしたところを、我も気に入らない
 gūnimbi; aniya dari gashūre de aiduri bi ainaha seme gūnin
 思う。年ごと誓うに Aiduri 我決して おもい
 daharakū; ere/ bithe be abka na, enduri genggiyese bulekušeme sa
 したがわぬ。これ書を天地、神明鑑み知れ
 seme tofohon -i cimari alin 25b/26a jakarame, mafucan gebungge bayara,
 いい十五の朝山わかれ、Mafucan 名の bayara、
 gung jio sere seme henjifi, mucengge bi geneci ini/ sargan ilire unde;
 公来いいうと招きに来て、Mucengge 我行けば彼の妻立ついまだ。

審断した。摂政和碩鄭親王に報告したところ、Yenggene に七十鞭の罪、Tomin に落ちる罪を取った。

同じその日。正月十五日に衆が誓う書を十四日に Surtai に書かせている。十四日の夜、鎮国公 Aiduri は彼自身が誓う書を彼の booi niru の Mucengge につくらせている。書の言。「この二王が脅して『誓え』と言うので、Aiduri 私は『言葉はうわべで従うといっても心は従わない。Han が幼いが、私は心中喜ばない。いかに努力したかと誰が知ろうか。二王が政をほしいままにすることを、私もまた気に入らない。年ごとに誓うときに、Aiduri 私は決して心は従わない。この書を天地神明に照らして知れ』と。十五日の朝夜明け頃に Mafucan という bayara が『公が来いと言う』と招きに来たが、Mucengge 私が行くと彼の妻は起きておらず、

mimbe +[yaha] jafabufi tanggūli de gamafi uce neifi niyakūrafi/ deijehe;
 我を + [炭を] つかませて 広間 に 持って行って 家の門 開けて 跪いて 焼いた。
 deijeme wajifi, giyalakū de dosifi umiyesun umiyelefi, mahala/ etufi
 焼き おわって、仕切られたところ に入って 腰帯 結んで、 冠帽 載せて
 wang se de tuwabure bithe gamame yamun de genehe, ere ini cisui
 王 ら に 見られる 書 持っていき 衙門 に 行った、 これ 彼の 自ら
 gashūre/ bithe arara de, mini arara bade jofoho dengjan jafaha bihe;
 誓う 書 書く に、 我の 書く ところに Jofoho 燈 つかんだ あった。
 einje sere sargan/ jui ejen hehe kūthūri hasalara de dengjan jafaha
 Einje いう 娘 主 女 雲頭 切る に 燈 つかんだ
 bike*; ese sambi; gung ni jui/ haidari inu bihe; haidari hendume geren
 あった。これら 知る。 公 の 子 Haidari も あった。Haidari 語り 衆
 gashūre onggolo deijeci acambi kai 26a/26b seke*; aiduri hendume
 誓う 前 焼くべき ぞ いった。 Aiduri 語り
 gashūre onggolo cimari erde deijeci inu ombi sehe;/ erebe mucengge,
 誓う 前 朝 早く 焼くこともできる いった。 これを Mucengge、
 jofoho habšambi seme bithe arafi, ini emu booi daifu de atanggi/
 Jofoho 訴える いい 書 書いて、 彼の 一 家の 医者 に いつ
 habšaci +[ombi] seme tuwabure de daifu hendume si ai gisun be
 訴え+ [られるのか] と 見せる に 医者 語り 汝 なに 言 を
 habšambi sehe manggi;/ mucengge, jofoho hendume si gashū, gashūha
 訴える いった のち。 Mucengge、 Jofoho 語り 汝 誓え、 誓った
 de alara sere jakade, daifu/ gashūha bi; gashūha manggi, habšara
 に 告げる いう もので、 医者 誓った ある。 誓った のち、 訴える
 turgun be wacihiyame alahabi; daifu ere/ gisun be haidari de
 理由 を ことごとく 告げている。 医者 これ 言 を Haidari に

私に炭を持たせて広間に持って行って、家の門を開けて跪いて焼いた。焼き終わると、仕切られたところに入って腰帯を結んで、冠を載せて王らに見てもらい書を持って行くため、衙門に行った。この勝手に誓う書を書くときに、私が書くところにJofohoは燈を持っていた。Einjeと言う娘が主の女の雲頭を切るときに、燈を持っていた。これらは知っている。公の子Haidariもいた。Haidariが言うには、『衆が誓う前に焼くべきであるぞ』と言った。Aiduriが言うには、『誓う前に朝早く焼くこともできる』と言った。これをMucengge・Jofohoが訴えると書を書いて、彼のある家の医者にいつ訴えられるのかと見せるときに、医者が言うには、『汝は何の言を訴えるのか』と言ったので、Mucengge・Jofohoが言うには、『汝は誓え。誓った時に告げる』と言うので、医者も誓っている。誓ったので、訴える事情をことごとく告げている。医者はこの言をHaidariに

alahabi; haidari ini ama aiduri de alahabi; aiduri/ doro be aliha hošoi
 告げている。Haidari も 父 Aiduri に 告げている。Aiduri 政 を 承けた 和碩の
 ujen cin wang de alahabi; hošoi ujen cin wang 26b/27a geren de
 鄭 親 王 に 告げている。和碩の 鄭 親 王 衆 に
 tucibume alafi, mucengge, jofoho be gajifi fonjici, ere gisun be/ habšara
 出し 告げて、Mucengge、Jofoho を つれてきて 問えば、これ 言 を 訴える
 mujangga sembi; aiduri eigen, sargan geren -i gashūre bithe be surtai
 その通りだ いう。Aiduri 夫、妻 衆 の 誓う 書 を Surtai
 de/ arabuha mujangga; juwan duin -i dobori mucengge de arabuha
 に 書かせた その通りだ。十 四 の 夜 Mucengge に 書かせた
 serengge oron akū/ seme alime gaijarakū; haidari fonjici yamji
 いうこと まったくない と 受け 受けとらない。Haidari 問えば 晩
 mucengge behe suifi fi/ jafaha be saha, bi geli emu giyalakū de buda
 Mucengge 墨 すって 筆 つかんだを 知った、我 もまた 一 仕切られたところに 食事
 jeme genehe bihe; amala araha,/ arahakū be sarkū, gisun -i turgun be
 食べ 行った あった。のちに 書いた、書かなかったを 知らない、言 の 理由 を
 inu ulhirakū; geren -i gashūre onggoro/ deiji seme henduhengge umesi
 も わからない。衆 の 誓う 前 焼け と 語ったこと はなはだ
 oron akū sembi; einje sere sargan jui de, 27a/27b fonjici bi ejen hehe
 まったくない いう。Einje いう 娘 に、 問えば 我 主 女
 jakade dengjan jafaha bihe; mucengge ejen haha jakade bithe/ araha
 もので 燈 つかんだ あった。Mucengge 主 男 もので 書 書いた
 inu; turgun be bi sarkū sembi, ini ejen haha be sabume einje gisun/
 本当。理由 を 我 知らない いう、彼女の 主 息子 を 知らせ Einje 言
 ubaliyafi siltan tuki yeme wecere bithe be araha sembi; erebe fafun de
 覆って 旗杆 捧げ 祭る 文 を 書いた いう。これを 法 に

告げている。Haidari もまた父の Aiduri に告げている。Aiduri は摂政和碩鄭親王に報告して
 いる。和碩鄭親王は衆につぶさに告げて、Mucengge・Jofoho を連れてきてたずねたところ、
 『この言を訴えるのはその通りだ』と言う。Aiduri 夫妻は『衆の誓う言を Surtai に書かせた
 のはその通りだ。十四日の夜 Mucengge に書かせたことはまったくない』と受け入れない。
 Haidari にたずねたところ、『晩に Mucengge が墨・筆を手にしたのを知った。私はまた
 ひとつ仕切られたところで食事を食べに行っていた。のちに書いたか書いていないのかを知ら
 ない。言の事情もわからない。衆が誓う前に焼けと語ったことは、まったくない』と言う。Einje
 という娘に訊ねたところ、『私は主の娘のために燈を持っていた。Mucengge が主の息子のた
 めに書を書いたのは本当。事情を私は知らない』と言う。彼女の主の息子に知らせると、Einje
 の言が覆って、『旗杆に捧げるため祭文を書いた』と言う。これを法に

duileci/ ini cisui bithe arafi gashūha yargiyan ofi, aiduri eigen sargan./
 審理すれば彼の自ら書書いて誓った本当なつて、Aiduri 夫妻、
 haidari, daifu be gemu wame beidefi, doro be aliha hošoi ujen cin
 Haidari、医者をみな殺し審断して、政を承けた和碩の鄭親
 wang./ dorgi amban tajan gung; uksun -i sihan; dorji deheme; mujilen
 王、内大臣Tajan 公。宗室のSihan。Dorji deheme。啓心郎
 bahabukū/ sonin de alafi, hošoi ujen cin wang, amba dasan -i yamun
 Sonin に告げて、和碩の鄭親王、大いなる政の衙門
 de hošoi ahūn 27b/28a dōronggo cin wang; doroi bayan jiyun wang;
 に和碩の兄礼親王。多羅の饒餘郡王。
 geren ambasa isabufi, geren de/ alafi, aiduri eigen sargan, haidari be
 衆大臣らあつめて、衆に告げて、Aiduri 夫妻、Haidari を
 sele futa tabuhai loo de korifi*/ doro be aliha hošoi mergen cin wang
 鉄縄結び続けたまま牢に追い込んで政を承けた和碩の睿親王
 de takūrafi, doro be aliha wang, hese be/ aliha amba coohai ejen -i
 に遣わして、政を承けた王、旨を承けた大いなる兵の主の
 bithe; doro be aliha hošoi ujen cin wang de/ unggihe; aiduri weile
 書。政を承けた和碩の鄭親王に送った。Aiduri 罪
 umai kenehunjure* ba akū yargiyan oci abka de/ gashūfi ehe be
 まったく疑うところない本当なれば天に誓って悪を
 yabure niyalma be bibuci ombio, suweni beidehe songkoi wacihiya/ seme
 おこなう人を留められようか。汝らの審断したとおりにことごとくせよいい
 bithe unggifi aiduri eigen sargan, haidari be gemu waha; aiduri
 書送ってAiduri 夫妻、Haidari をみな殺した。Aiduri
 28a/28b boigon, jušen be yooni hošoi ujen cin wang te* afabuha; daifu
 戸、jušen をまったく和碩の鄭親王に委ねた。医者

審理したところ、彼自身が書を書いて誓ったのは本当なので、Aiduri 夫妻・Haidari・医者
 をみな殺すと審断した。摂政和碩鄭親王・内大臣Tajan 公・宗室Sihan・Dorji deheme・啓心郎
 Sonin に報告したところ、和碩鄭親王は、大政殿に兄たる和碩礼親王・多羅饒餘郡王・衆大臣
 らを集めて衆に告げて、Aiduri 夫妻・Haidari を鉄鎖に結び続けたまま獄に入れた。そして摂
 政和碩睿親王に遣わすと、摂政王で旨を承けた amba coohai ejen の書が摂政和碩鄭親王に送
 られた。『Aiduri の罪はまったく疑いなく、本当なら天に誓って悪をおこなう人を留めおけよ
 うか。汝らの審断したとおりに処理せよ』と書を送ったので、Aiduri 夫妻・Haidari について
 は、みな殺した。Aiduri の家産・jušen については、ことごとく和碩鄭親王に委ねた。医者

be waha; 28b/29a

を 殺した。

Orin uyun de; tu -i janggin tulai, ajigenikan ^^soorin be
二十 九 に。 tu i janggin Tulai, Ajigenikan 位 を

bolgomire turkun* be/ wesimbure bithe; mukden hoton de tere kafan*
齋戒する 理由 を 奏する 書。 Mukden 城 に 居る 官

cooka*; bejing de baitalaha gūsin/ tumen yan menggun -i turgunde
兵。 北京 に 用いた 三十 万 両 銀 の ゆえに

wesimbume jihe/

奏し きた

Oneku tere inenggi, coohiyan gurun -i wang de, bejing be baha
同じ それ 日、 朝鮮 国 の 王 に、 北京 を 得た

urgun -i mejige be alame/ genehe icihiyakū hafan bambai, bithesi
喜び の 知らせ を 告げ 行った icihiyakū 官 Bambang, bithesi

tumbai sa isinaka*; 29a/

Tumbai ら 到りついた。

を殺した」。

二十九日。tui janggin の Tulai・Ajigenikan が宝位を齋戒する理由を上奏する書を Mukden 城に駐留する官兵が、北京に用立てた三十万両の銀のために上奏しに来た。

同じ日、朝鮮国王に北京を得た喜びの知らせを告げに行った icihiyakū hafan の Bambang・bithesi の Tumbai らが到着した。

順 治 元 年
六 月 (B)

ijishūn dasan -i sucungga aniya; ninggun biyai dangse;/ suduri/ yamun//
 順 治 の 元 年。 六 月 の 檔 冊。 史 院 門
 ○ninggun biyai ice de, wasimbuha bithei gisun;/ ^^han -i funde
 六 月 の 朔 に、 下 した 書 の 言。 Han の 代 わり に
 doru be aliha wang ni fafun; nikan de dosika, monggoso, meni gurun
 政 を 承 けた 王 の 法。 漢 に 入 った、 Monggo ら、 我 の 国
 ci/ ukame jihe manju monggo de wasimbuha; suweni somindufi
 より 逃 げ て 来 た Manju Monggo に 下 した。 汝 ら の 隠 れ あ っ て
 tucirakūngge; ainci/ ukame jihe turgun de warahū seme tuttu kai;
 出 ない こと。 お そ ら く 逃 げ 来 た 理 由 に 殺 し は し ま い か と そ の よ う ぞ。
 suwe dade facuhūn -i ucuri/ jobome suilame banjici ojarahū hafirabufi
 汝 ら も と に 乱 れ た の 機 会 苦 し み 苦 し み 暮 ら せ ない 追 い 詰 め さ せ て
 jihebi dere, suwembe tere/ _____+[*baita* be dorgi yamun de pilebufi/
 来 て いる だ ろ う、 汝 ら を そ れ _____+[..... を 内 院 門 に 指 示 さ せ て
 _____ seme hacilahai]* gelere; gemu iletu tuci; an -i gosime ujire;/
 _____ いい 條 陳 した] こ わ が る。 皆 あ ら わ に 出 で よ。 常 の 慈 し み 養 う。
 ○ice juwe de, fung guwe loo; hūng jiyūn men -i donjibuha bithei
 初 二 に、 馮 閣 老。 洪 軍 門 の 聞 か せ た 書 の
 gisun; *1a/1b* da hiyoo sy fung cuwan, hūng ceng ceo gingguleme
 言。 大 学 士 馮 銓、 洪 承 疇 謹 み
 donjiburengge, be gūnici/ gurun, boo -i amba baita serengge, niyalma
 聞 か せ る こと、 我 ら 思 え ば、 国、 家 の 大 き い こと と い う こと、 人
 be baitalara, dasan be yabubure juwe/ hacin ci amban akū; membe
 を 用 い、 政 を お こ な わ せ る 二 件 より 大 き い ない。 我 々 を
 dorgi yamun de sindaha dahame, yaya weile be/ bahafi donjici aisilaci
 内 院 門 に 置 いた し た が い、 あ ら ゆ る こと を 得 て 聞 け ば 助 け ら れ る、

順治元年。六月の檔冊。史院。

六月初一日。下された書の言葉。「Hanの代わりの摂政王の法。漢人の国に入ったモンゴル人ら、我が国より逃げて来たManju・Monggoに下した。汝らが隠れて出てこないことは、おそらく「逃亡してきたという理由で殺されるのではないか」と見ているぞ。汝らはもと戦乱になった時、苦勞して暮らすことができず、困窮したので来ているのだろう。汝らはその(二～三単語欠如)を内院に指示させて(一～二単語欠如)と恐れているが、みな隠れず出でよ。通常通りに慈しみ養う」。

初二日。馮閣老・洪軍門が聞かせた書の言葉。「大学士馮銓・洪承疇が謹み聞かせること。私らが思うに、国・家の大事というのは、人を用い、政務をおこなう二件より大きいものはない。我々を内院に置いたので、すべての案件を聞くことができれば補佐することが

ombi, te ninggun jurgan i inenggidari donjibure dacilara/ weile be,
 いま 六 部 の 毎日 聞かせ 問いたです こと を、
 ^wang, mende wasimbufi hebdebure unde, yaya jurgan ningge/ donjibure
 王、 我々に 下して 諮らせる いまだ、あらゆる 部 こと 聞かせる
 bithe be inu ulhiburakū ofi, meni icihiyara pilerengge, hafan irgen -i/
 書 を も わからせない なって、我々の 処理する 指示すること、官 民 の
 donjibure juwan funcere bithe, inenggidari icihiyafi unggire, bithe ci fulu
 聞かせる 十 あまりの 書、 毎日 処理して 送る、 書 より 多い
 1b/2a akū, be, tehei kesi funglu be jeme jirgaci, gurun -i baita
 ない、我ら、座しながら 恩 俸禄 を 食べ 安逸であれば、国 の こと
 tokahade* ainara/ tere anggala, dorgi yamun hono bahafi donjirakū de;
 滞ったのに どうする。それ だけでない、内 衙門 すら 得て 聞かない に。
 ninggun k'o aide bahafi/ donjimbi; aikabade endebuhe ba bici, be
 六 科 なぜ 得て 聞く。 もしも 過ちを犯した ところ あれば、我ら
 aibabe jafafi gisurembi; k'o -i hafasa/ ai babe baicambi; tumen de
 どこを つかんで 言う。 科 の 官ら 何 ところを 査べる。 万 に
 emgeri ^wang šolo bahafi mende baitalaha/ emu niyalma be fonjici be*,
 一度 王 暇 得て 我々に 用いた 一 人 を 問うても、
 icihiyaha emu weile be fonjicibe, be, yabume muterakū/ ohode; tere
 処理した 一 こと を 訊ねても、 我ら、おこない できない なったとき、それ
 weile be we alime gaimbi; ming gurun -i fe kooli be tuwaci,/ yaya
 こと を 誰 受け とる。 明 国 の 旧 例 を 見れば、あらゆる
 dorgi tulergi, bithe coohai hafan irgen -i wesimbuhe hacin hacin -i
 内 外、 文 武の 官 民 の 奏した 件 件 の
 bithe be, 2a/2b nei g'o yamun de wasimbufi pilere gisun be han de
 書 を、 内 閣 衙門 に 下して 批准する 言 を Han に

できる。いま六部が毎日聞かせる、問いあわせる案件については、王はまだ我々に下して諮らせることをしていない。およそ部のことを聞かせる書をも示さないので、我々が処理し批准することは、官・民が聞かせる十余りの書で、毎日処理して送る書より多くない。我らは座したまま恩俸を食んで安穩に暮らすならば、国の事を遅らせた時にどうするのか。そればかりではない。内院すら聞き得ないのに、六科がなぜ聞き得よう。あるいは誤ったことがあれば、我らはどこによって話し合うのか。科の官らはどこを査べるというのか。万一、王が暇を得て我々に用いたある人を訊ねても、処理したある案件を訊ねても、我らがおこなうことができなくなったときに、その案件を誰が引き受けるのか。明国の旧例を見れば、およそ内外で文武の官・民が上奏した種々の書については、内閣に下して批准する言葉を Han に

wesimbumbi; han pilefi nei g'ō yamun de/ wasimbufi, nei g'ō yamun -i
 奏する。 Han 批准して内閣衙門に下し、内閣衙門の
 ambasa tuwafi, teni ninggun k'ō de selgiyefi jurgan de benembi; yaya/
 大臣ら見て、ようやく六科に伝えて部に送る。あらゆる
 amba baita ohode; tere inenggi uthai dacilambi; ilan inenggi be
 大きいことなったとき。それ日ただちに問いただす。三日を
 dulemburakū, ineku/ bithe arafi wesimbumbi; nei g'ō yamun de benefi
 過ぎゆかせない、同じ書書いて奏する。内閣衙門に送って、
 nenehe pilere gisun -i songkoi pilefi/ nei g'ō yamun ci ulame k'ō
 先んじた批准する言のとおりに批准して内閣衙門より伝え科
 yamun, jurgan -i yamun, du ts'a yuwan yamun de wasimbuha/
 衙門、部の衙門、都察院衙門に下した
 manggi; tereci dorgi tulergi yaya yamun; emu adali gingguleme
 のち。それより内外あらゆる衙門。一様に謹み
 yaburengge,/ cohome ser sere be seremšeme, badararabe ilibure gūnin,
 おこなうこと、特にささいなを防ぎ、広がるのを止めるおもい、
 umesi šumin goro kai, 2b/3a aikabade tere be tusa akū inenggi
 はなはだ深遠ぞ、もしもそれを益ない日
 anambi seci, tere gemu dubei jalan -i hafasa/ inenggi aname baita be
 押すいえば、それみな端の代の官ら日押しことを
 sartabuhangge fafun koli* ilibuhangge sain akūngge/ waka; ainara meni
 遅らせたこと法例止めたことよいことない。どうする我々の
 gisun de acarangge bici ^wang jurgan -i yamun de/ fafun wasimbufi,
 言にあっていることあれば王部の衙門に法下して、
 hebešeci acara; yaya niyalma be baitalara; dasan be yabubure/ amba
 商議すべき。あらゆる人を用いる。政をおこなわせる大きい

上奏する。 Han が批准して内閣に下し、内閣の大臣らが見て、ようやく六科に伝えて部に送る。およそ大事になったときは、その日ただちに問いあわせる。三日とあけず、くだんの書を作成して上奏する。内閣に送って、先に批准する言葉の通りに批准して、内閣より伝え科の衙門・部の衙門・都察院に下したのち、それより内外のあらゆる衙門は、一様に謹みおこなうこと。特にささいなことでも防ぎ、広がるのを止める考えは、すこぶる深遠であるぞ。あるいはそれを益なく日を延ばすと言えば、これみな末端の官らが日を延ばしことを遅らせたこと、法規をさまたげたことは、よいことではない。どうであれ我々の言葉で合っていることがあれば、王は部の衙門に法を下して協議すべき。およそ人を用い、政道をおこなわせる大

baita be, dorgi yamun de unggifi hebešehe manggi; bithe arafi/
 こと を、内 衙門 に 送って 商議した のち。 書 書いて
 wesimbure; tereci nei k'o* de wasimbufi pilere gisun be dahūme
 奏する。 それより 内 閣 に 下して 批准する 言 を 重ね
 wesimbufi;/ hese be gajjara; gūwa, yaya yamun -i inenggidari donjibure
 奏して。 旨 を 受けとる。 別の、あらゆる 衙門 の 毎日 聞かせる
 baita amba bicibe, 3a/3b ajige bicibe urunakū tere inenggi uthai bithe
 こと 大きい あっても、 小さい あっても 必ず それ 日 ただちに 書
 arafi dorgi yamun de benjire/ ohode be neneme benefi yargiyalame
 書いて 内 衙門 に 送る なったに 我々 先に 送って 確かめ
 tuwambi; pileci inu ja fonjire de inu/ yabume mutembi; uttu ohode
 見る。 批准すれば も 簡単 問う ときも おこない できる。 このよう なったのに
 mende afabuha tušan be bahafi akūmbumbi/ gurun boo -i amba baita
 我々に 委ねた 職 を 得て 力を尽くす 国 家 の 大きい こと
 de ainci majige tusa ombi; amban be jiramin šumin/ kesi be alifi,
 に おそらく 少し 益 なる。 臣 我ら 厚い 深い 恩 を 受けて、
 mentuhun -i saha emu babe, ai gelhun akū donjiburakū, ming/ gurun
 愚かさ の 知った 一 ところを、なに あえて 聞かせない、 明 国
 -i kooli be dahara nakabure acara acarakū be ^dele seolen
 の 例 を したがう やめさせる あう あわない を 上 思慮
 gingguleme; donjibuha; ^wang tuwafi henduhe gisun ere bithe gemu
 謹み。 聞かせた。 王 見て 語った 言 これ 書 みな
 inu; tubabe bi +[sahabi sehe] 3b/4a kamkū losa miyan ceo juwan juwe;
 是。 そこを 我 知っている いった 帽緞 羅紗 綿 綢 十 二、
eden lingse fangse ša lo orin uyun ehe sain/ suje etuku ilan tanggū
端切れ 綾子 紡絲 紗 羅 二十 九 悪い よい 緞子 衣服 三 百

事は内院に送って協議したのち、書を書いて上奏する。それより内閣に下して批准する言葉を再び上奏させて旨を受けとる。他のすべての衙門が毎日聞かせることは大きくても、小さくても必ずその日ただちに書を書いて内院に送ったときに、我々が先に送って確認する。批准するならばたやすい。訊ねるときにもおこなうことができる。こうすれば我々に委ねた職務に力を尽くすことができる。国家の大事におそらく少しは益となる。臣我らは厚く深い恩を受けて、愚かにも知った一つのことを、どうしてあえて聞かせないだろうか。明国の例に従うかやめるか、合うか合わないかを、皇上に思慮を謹み聞かせた。王が見て語った言葉。「この書はみなその通りだ。そこを私は知っている」と。

nadanju; boso samsu etuku dui tanggū uyunju;/

七十。 綿布 翠藍布 衣服 四 百 九十。

○ninggun biyai ice dui de šung siyan -i ding fung ci daci
 六 月 初 四 に ŠUNG 県 の DING FUNG CI もとより
 liodzei emgi bihe hoki;/ nikan han -i boo -i aisin -i ilha dui, ilan
 流賊 とともにいた 党。 漢人 Han の 家 の 金 の 花 四、 三
 yan juwe jiha; nicuhe ninju; gui hūntahan/ emke; umiyelere jodoho
 両 二 錢。 真珠 六十。 玉の 杯 一。 帯を結ぶ 織った
 umiyesun emke; menggun nadan yan juwe jiha; erebe yargiyan/ ofi
 腰帯 一。 銀 七 両 二 錢。 これを 本当 なって
 gaiha;/
 取った。

○jiyoo hoo siyan -i li jiya dzuwang gašan -i li san ts'ai; in jiya
 JIYOO HOO 県 の LI JIYA DZUWANG 村 の LI SAN TS'AI, IN JIYA
 diyan gašan de 4a/4b tudzei bi seme alaha manggi, niyalma unggifi,
 DIYAN 村 に 土賊 いると 告げた のち、 人 送り
 dui niyalma be jafafi gajiha; tudzei/ yargiyan ofi waha; geren gemu
 四 人 を とらえて 連れてきた。 土賊 本当 なって 殺した。 衆 みな
 doigon de donjifi samsiha bi; erei ilan hehe be/ ts'ang jeo -i hafan
 あらかじめに 聞いて 離散した いる。 この 三 女 を 滄 州 の 官
 de afabuha; menggun dui yan;/
 に 委ねた。 銀 四 両。

○ho jiyan fui nan g'o ing gašan de tudzei bi seme san jiyang
 河 間 府の NAN G'O 營 村 に 土賊 いると 参 将
 u wen sang; ho jiyan fu -i/ sanjiyang ji ding hūng; šubei kung
 U WEN SANG。 河 間 府 の 参 将 JI DING HŪNG。 守 備 KUNG

六月初四日。ŠUNG 県の DING FUNG CI はもと流賊とともにいた徒党。漢人の皇帝の家の金の花四・三両二錢・真珠六十・玉の杯一・帯を結ぶために織った腰帯一・銀七両二錢。これを真実であるとして取った。

JIYOO HOO 県の LI JIYA DZUWANG 村の LI SAN TS'AI が IN JIYA DIYAN 村に土賊がいると告げたので、人を送り四人を捕まえてきた土賊は本物なので殺した。衆みなあらかじめ聞いて散っている。この三人の女を滄州の官に委ねた。銀四両。

河間府の NAN G'O 營村に土賊がいると参将 U WEN SANG・河間府の参将 JI DING HŪNG・守備 KUNG

yung ji be unggifi; g'o cuwan jen -i daharakū/ sunja niyalma be
 YUNG JI を 送って。 G'O CUWAN 鎮 の したがわない 五 人 を
 waha; emu minggan isime niyalma be dahabufi gajiha; fonjici, be/
 殺した。 一 千 および 人 を したがわせて 連れてきた。 問えば、 我々
 tudzei yargiyan sehe; ese be okdome dahaha seme sindafi unggihe;
 土賊 本当 いった。 これらを 迎え したがった と 置いて 送った。
 gašan gašan de *4b/5a* durime gaiha morin loosa ninju ilan, beri jebele
 村 村 に 奪い とった 馬 騾子 六十 三、 弓 箭袋
 susai ninggun, loho susai juwe ere be/ bargiyame gaiha; Onan pi
 五十 六、 腰刀 五十 二 これら を おさめ とった。 南 皮
 siyen* -i ji siyan hafan, gerci emgi niyalma adabufi dung dzung jen/
 県 の 知 県 官、 告 発 人 と とも に 人 つけて DUNG DZUNG JEN
 gašan de tudzei bi seme alanjiha manggi, emu gūsai juwete niyalma
 村 に 土賊 いる と 告げにきた ので、 一 gūsa の 二 ずつ 人
 be unggifi gašan be/ kafi fonjici tudzei yargiyan, daha seci daharakū
 を 送って 村 を 囲んで 問えば 土賊 本当、 したがえ いえば したがわない
 ofi orin ninggun niyalma be waha;/ ede baha hehe juwan nadan,
 なって 二十 六 人 を 殺した。 これに 得た 女 十 七、
 morin loosa jakūn, ihan juwan ninggun, eihen gūsin;/ menggun orin
 馬 騾子 八、 牛 十 六、 驢馬 三十。 銀 二十
 emu yan, Oyan san siyan -i niyalma jifi alame, mang dzun jen
 一 両、 塩 山 県 の 人 来て 告げ、 MANG DZUN JEN
 gašan de/ tudzei ilan tanggū isime bi sehe manggi, niyalma unggifi
 村 に 土賊 三 百 および ある いった ので、 人 送って
 ilan niyalama be waha, *5a/5b* geren samsifi bahakū, ede baha morin
 三 人 を 殺した、 みな 離散して 得なかった、 これに 得た 馬

YUNG JIを送り、G'O CUWAN 鎮の従わない五人を殺した。一千近くの人を従わせつれてきた。訊問したところ、「我々が土賊であるのは本当」と。これらの人々は迎え従わせたと放って送った。村々で奪い取った馬・騾馬六十三・弓と矢袋五十六・腰刀五十二。これらを収め取った。

NAN PI 県の知県が、告発人とともに付き従わせて DUNG DZUNG JEN 村に土賊がいると告げに来たので、一 gūsa で二人ずつを送って村を取り囲んで問うてみれば、土賊がいるのは本当。「従え」と言っても従わないので、二十六人を殺した。これにより得た女十七人・馬と騾馬八頭・牛十六頭・驢馬三十頭・銀二十一両。

塩山県の人に来て告げた。MANG DZUN JEN 村に土賊が三百近くいると言ったので、人を送って三人を殺した。みな散って得られず、これにより得た馬と

loosa jakūn; ○morin loosa uheri juwe/ tanggū nandanju sunja ihan
 騾馬 八。 馬 騾馬 すべて 二 百 七十 五 牛

orin ilan; 5b/6a

二十 三。

sahabi sehe/*

知っている いった。

○Ice duiin de sylang hafan, wang ao yung de bithe jafabufi
 初 四 に 侍郎 官、 王 鰲 永 に 書 つかませて
 takūraha; tere/ ^^hesei bithei gisun; ^^hesei bithe, sandung, ho nan
 遣わした。 それ 旨の 書の 言。 旨の 書、 山東、 河南
 jergi babe elbire, boigon -i/ jurgan, weilere jurgan be kamciha sy lang
 等 ところを 招撫する、 戸 の 部、 工 部 を あわせた 侍 郎
 wang ao yung de wasimbuha; te/ hūlha yendefi geren irgen jobolon
 王 鰲 永 に 下した。 いま 賊 興って 衆 民 苦しみ
 ofi, suweni han fujin de jobolon isiha manggi,/ meni daicing gurun
 なって、 汝らの Han fujin に 苦しみ およんだので、 我々の 大清 国
 cohome cooha aššafi fudasihūn hūlha be waha; hafan irgen de/ ulhibufi
 特に 兵 動いて 逆の 賊 を 殺した。 官 民 に わからせて
 sinahi hūwaitafi hiyoošulame toktohubume sindabuha; han be amcame
 喪服 結んで 孝をおこない 定め 置かせた。 Han を 追い
 wesihun 6a/6b gebu fungnehe; jing hecen de doro toktohuba; umesi
 上 名 封じた。 京 城 に 政 定めた。 はなはだ
 guriburakū obuha; geren hafan/ irgen meni meni boode toktohuba; tehe;
 遷させない なした。 衆 官 民 各 各 家に 定め 座した。
 damu goroki ba kenehunjeme hūdu bahafi/ daharakū dahame, cohome
 ただ 遠い 地 疑い すみやかに 得て したがわなかったが、 特に

騾馬八・馬と騾馬はすでに二百七十五・牛二十三。

初四日。侍郎王鰲永に書を持たせて遣わした。その旨の書の言葉。「旨の書を山東・河南らのところを招撫する戸部・工部を兼ねた侍郎王鰲永に下した。いま賊が起り衆民が苦しんで、汝らの皇帝・皇后に災いが及んだので、我々の大清国が特に兵を動かして逆賊を殺した。官・民に知らせて、喪服を着て孝悌するために埋葬させた。皇帝を追諡し尊号で封じた。京城に政道を定めた。大いに移動しないようにさせた。衆官・民は各々家に落ち着き留まった。わずかに遠い地だけが疑いすみやかに従わないので、特に

ujen amban be takūrafi gūnin be selgiyeme ulhibumbi;/ afara sujara
 重い 臣 を 遣わして おもい を 伝え わからせる。 攻める 支える
 weile akū; ten de isitala elhe taifin ojoro be kice; dergi/ golo, julergi,
 こと ない。 極みに 到るまで 安らか 太平 なる を 励め。 東 路、 南
 amargi ba -i bilha; juwe bira, dzung yuwan -i duka, gemu hūdun/
 北 地 の のど。 二 河、 中 原 の 門、 みな すみやかに
 elbime toktobuci acambi; si tušan de isinaha manggi; baba be gemu
 招撫し 定めるべき。 汝 職 に 到りついた のち。 ところところを みな
 dahabume/ takūra; jurcerakū dahaha hecen hoton -i hafasa be emte
 したがわせ 遣わせ。 たがえない したがった 城 城 の 官ら を 一ずつ
 jergi wesimbu; cooha 6b/7a irgen hūdai niyalma be acinggiyarakū an
 等級 陞せ。 兵 民 商いの 人 を 動かさない 常
 -i banjibu; tere dahaha baba be siran siran -i/ boolame unggı, fu, jeo,
 の 暮らせせよ。 それ したがった ところところをつぎ つぎ と 報告し 送れ、 府、 州、
 hiyan -i ciyan liyang, anggala, dzung bing, doo li, wei, so -i/ hafan
 県 の 錢 糧、 口、 総 兵、 道 吏、 衛 所 の 官
 cooha morin, loosa -i da ton; ne bisire ton be kimcime dangse arame
 兵 馬、 騾子 の もと 数。 いまある 数 を 詳細にし 檔子 書き
 gaifi;/ ujulaha bithe coohai hafasa beye ume jidere; bithei dzo el
 とつて。 頭になった 文 武の 官ら 自身 するな 来る。 文の 佐 貳
 hafan, coohai dzung jiyun/ hafan de jafabufi jing hecen de benjibu, ju
 官、 武の 中 軍 官 に つかませて 京 城 に 送らせよ、 朱
 halai wang se, uksun dahaci, fe an -i/ gosime uji, jergi be efulerakū,
 姓の 王 ら、 宗室 したがえば、 旧 常 の 慈しみ 養え、 等級 を 壊さない、
 toktoho be halarakū; alin holo de somiha saisa/ bici, tere bai hafasa
 定めた を 改めない。 山 谷 に 隠された 賢者 あれば、 それ 地の 官ら

重臣を遣わして考えを伝え悟らせる。応戦することはない。果てに及ぶまで太平になるよう勤め。東路と南北の地の隘地、二つの河と中原の門はみなすみやかに招撫し平定するべき。汝は職務におよんだのち、各地をみな従わせるために遣わせ。背かず従った城々の官らを一等級ずつ陞せ。兵・民・商人を動かさず、いままで通り生活させよ。その従った各地は次々と報告しに送れ。府・州・県の錢糧・人口・総兵・道吏と衛所の官兵・馬・騾馬のもとの数、およびいまある数を詳細にして檔子に書き取って、首班となった文・武官は自身がみずから決して来るな。文の佐貳・武の中軍に委ねて京城に送らせよ。朱姓の王ら・宗室が従えば、もとの通り慈み養え。等級は革めない。定めたことを改めるな。山谷に隠れた賢者がいれば、その地の官らが

yargiyalafi alanju; solime ganafi baitalambi; tuba -i hafan 7a/7b sain
 確かめて 告げにこい。招き つれにいて用いる。 そこの官 よい
 mutere, hūlha be alire, irgen be ujire; gungge niyalma oci, yargiyan
 できる、 賊 を 受ける、民 を 養う。 功ある 人 ならば、本当
 dacilafi/ dele wesimbu; jergi be tuwarakū dabali baitalambi, se, ambula
 問いただして上 奏せ。 等級 を 見ない 越え 用いる、 いえ、おおいに
 baitalaci ojurakū;/ heolen dosi halaci acarangge bici inu, dele donjibufi
 用いられない。 怠惰 貪欲 改めるべきもの あればも、上 聞かせて
 nakabu; yadara gašan,/ dalda tokso de tacihyan fafun donjinarakū ofi,
 やめさせよ。貧する 村、目の届かない 莊屯 に 教え 法 聞きにいかない なって、
 mentuhun ulhirakū niyalma/ ere ucuri hokilafi cuwangname durime,
 愚かさ わからない 人 これ 機会 党を結んで 掠め 奪い、
 irgen be jobobuci, si uthai tere bai/ hafan cooha ejelehe hafasa de
 民 を 苦しめれば、汝 ただちにそれ ところの官 兵 ほしいままにした 官ら に
 ulhibufi samsibume facabu; mujilen halarakū eljeci,/ talaha ehe niyalma
 わからせて 離散させ 散らせよ。心 改めない 反抗すれば、強奪した 悪 人
 be jafafi, gurun -i doro be tob obu; terei dahaha hoki be da 7b/8a
 を とらえ、国 の 政 を 正しいなせ。その したがった 党 を もと
 bade bederebufi banjibu, aikabade hecen gašan be ejelefi etuhušeme
 ところに 戻して 暮らせせよ、もしも 城 村 を ほしいままにして 力をふるって
 yabuci, uthai hūdun/ donjibu; terei weile be fonjime dailame geneffi
 おこなえば、ただちに すみやかに 聞かせよ。その 罪 を 問い 討ち 行って
 urunakū wambi guweburakū; yaya elbire/ toktobure weile hesei, bithe
 必ず 殺す 免じない。あらゆる 招撫する 定める こと 旨の、書
 de, gūnin isinahakū ba bici sini cisui acara be/ tuwame yabu; si
 に、おもい 到りつかなくった ところ あれば、汝らの 自ら あう を 見 おこなえ。汝

確かめて告げにこい。招くために赴いて用いる。そこの官が賢能で賊にあらがう・民を養う・功ある人ならば、真実を問いただして、皇上に上奏せよ。等級を見ず、越えて用いると言え。とても用いることができない・怠った者の中で替えるべき者がいれば、また皇上に聞かせて辞めさせよ。貧しい村・目の届かない莊園では教え・法を聞かせられないので、愚かで悟らない人がこの機会に徒党を組んで掠奪し民を苦しめるならば、汝はただちにその地の官兵が掌握した官らに知らせ解散させよ。心を改めず逆らうならば、奪った悪人を捕えて、国の政道を公正にせよ。その従った一党はもとの地に戻して暮らせせよ。あるいは城・村を占めて力を振っておこなうならば、ただちにすみやかに聞かせよ。その罪を問い、討伐に行つて必ず殺す。赦さない。およそ招撫し平定することの勅書で考えが及ばないことがあれば、汝らが酌量しておこなえ。汝は

ere ujen tušan be alime gaiha dahame, mujilen hūsun be urunakū/
 これ 重い 職 を 受け とった したが、心 力 を 必ず
 wacihya; sain weile be kimcime akūmbu; bi wesihun šangname sini
 ことごとくせよ。よい こと を 詳細にし 力を尽くせ。我 上 賞し 汝の
 amba gung de karularangge/ tookan akū; heolen sula weile be
 大きい 功 に 報いること 遅滞 ない。怠惰 閑散 こと を
 tookambi, sinde weile ombikai; kice/
 滞る。 汝に 罪 なるぞ。 励め

○Ice ninggun de donjibuha bithei gisun; wargi be dailara ciyan
 初 六 に 聞かせた 書の 言。 西 を 討つ 前
 jiyangjiyūn -i *8a/8b* doron be monggoliha; dai tung -i jergi babe
 將軍 の 印 を 掛けた。 大同 の 等 ところを
 tuwakiyaha dzung bing guwan, keo* jiyūn/ dudu fui hashū ergi dudu
 見張った 総 兵 官、 後 軍、 都督 府の 左 側 都督
 jiyang siyang ni donjiburengge; liodzei fudasihūn doro be/ yabume,
 姜 瓖 の 聞かせること。 流賊 逆の 政 を おこない、
 gebungge hoton hecen be gaifi, ejen ama be hafirame buceburi tondo,
 名のある 城 城 を とり、 主 父 を 挟み 死なせて 忠、
 sain/ amban be wafi, hehe juse be nantuhūraha; terei ehe oshon be
 よい 臣 を 殺して、 女 子どもらを 穢した。 その 悪 虐 を
 gūnici wajirakū; enduri niyalma gemu waki serengge, bi jalan halame,
 思えば おわらない。 神 人 みな 殺したい いうこと、 我 代 改め、
 ming gurun -i kesi be alifi; beye ejen be/ tucibume mutehekū ofi;
 明 国 の 恩 を 承けて。自ら 主 を 出させ できなかった なって。
 korsome girume buceki sehe bihe; jabšan de ^^daicing gurun -i/
 恨み 恥じ 死にたい いった あった。 幸い に 大清 国 の

その重職を受け取ったので、心・力を必ず尽くせ。よいことを明確に尽力せよ。私が貴く賞し
 汝の大功に報いることは滞りない。怠ればことに滞る。汝の罪となるぞ。勤めよ。

初六日。聞かせた書の言葉。「西方を討伐する前將軍の印を掛けた、大同らのところを見張
 った総兵官・後軍・都督府の左都督姜瓖が聞かせること。『流賊が理に悖った道をおこない、
 名高い城市を取り、主君を追い詰め死なせて忠・賢の臣を殺し、女・子どもを犯した。その悪
 虐は思っても尽きない。聖人はみな殺したいということ。私は代々明国の恩を承けて、自身は
 主を救い出せなかったの、恨み恥じて死にたいと言っていた。幸いにも大清国の

jurgan -i cooha alifi nenehe han -i girucun be geterembufi, ehe hūlha
 義 の 兵 承けて 先んじた Han の 恥 を 一掃して、 悪 賊
 be bošofi, muke 8b/9a tuwai dorgi ci, irgen be tucibuhe, mini anggala,
 を 追って、 水 火の 内 より、 民 を 出させた、 我の だけでない、
 bithe, coohai hafasa, hukšefi/ urgunjerakūngge akū; nenehe han -i
 文、 武の 官ら、 戴いて 喜ばないもの ない。 先んじた Han の
 fayangga inu urgunjembidere; selgiyere bithe isinara/ onggolo, bi dolori
 魂 も 喜ぶだろう。 伝える 文 到りつく 前、 我 中
 jili banjifi hūdun karu gaiki seme, hūlhai da, k'o tiyan singi/ jang
 怒り 生じて すみやかに 仇 とりたい いい、 賊の もと、 柯 天 相。 張
 tiyan lin be wafi, daitung, yang ho -i ba gemu toktoho; ejen akū oci
 天 林 を 殺して、 大同、 陽 河 の 地 みな 定めた。 主 ない なければ
 facuhūn/ seme, mini bai ts'oo ciyang wang de gurun -i doro be
 乱れた いい、 我の ところの 棗 強 王 に 国 の 政 を
 jafabufi, nenehe han -i juktere be/ sirakini seme gisurehe bihe; g'aosy
 つかませて、 先んじた Han の 祀る を つぎたい いい 言った あった。 告示
 bithe de bisire gisun; yaya wang be, da an -i obumbi/ sere jakade;
 書 に ある 言。 あらゆる 王 を、 もと 常 の なす。 いう もので。
 geren -i gūnin de acafi, urgunjeme daharakūngge akū; damu daitung
 衆 の おもい に あって、 喜び したがわらないもの ない。 ただ 大同
 ni ba 9a/9b yonggan ambula ofi, afiyaci* jeku baharakū dade; juwe
 の ところ 砂 おおいになって、 鞆豆より 穀物 得ない もとに。 二
 jergi cooha dosire jakade; niyalma de/ etuku akū, boo de jeku akū;
 度 戦 入る もので。 人 に 衣服 ない、 家 に 穀物 ない。
 samsime genere songgoro joboro be alime eterakū, g'aosy/ bithe be
 離散し 行く 泣く 苦しむ を 受け かたない、 告示 書 を

義兵が承けて先の皇帝の恥辱を一掃して、悪い賊を駆逐して、水火の中より民を救い出した。私のみならず、文・武の官らが感激して喜ばない者はいない。先の皇帝の魂も喜ぶだろう。檄文が到着する前、私は心中に怒りを生じて、早く仇をとりたくと賊の首領の柯天相・張天林を殺して、大同・陽河の地をみな平定した。主がいないと乱れると、私は地方の棗強王に国政を委ねて、先の皇帝の祭祀を継いでもらいたい』と言っていた。告示にある言葉。『およそ王はもとの通りとするというので、衆の意思に符合して、喜び従わない者はいない。ただ大同の地は砂がはなはだ多いので、鞆豆より他に穀物が得られないうえに、二度戦がおよぶので、人に衣類がなく、家に穀物がない。流散し行くところ涙・苦しみを受けるにたえない。告示を

tukiyeme jafafi, gemu hukšefi urgunjeme, bithei gisun be emdubei
 捧げ つかんで、みな 戴いて 喜び、 書の 言 を くりかえし
 tulesi/ ulgibume selgiyehe; amala geli hafan takūrafi bithe benjiki:/
 外へ わからせ 伝えた。 後 また 官 遣わして 書 送りたい。
 ○ere bithe de karu amasi unggihe bithei gisun; daicing gurun -i/
 これ 書 に 返事 後 送った 書の 言。 大清 国 の
 ^^han -i funde doru be aliha wang ni hesei coohai jurgan, daitung ni
 Han の 代わりに 政 を 承けた 王 の 旨の 兵の 部、 大同 の
 dzung bing guwan/ jiyang siyang de wasimbuha; doru be aliha wang
 総 兵 官 姜 瓖 に 下した。 政 を 承けた 王
 meni jurgan de wasimbuhangge, jiyang 9b/10a siyang ni donjibuha
 我々の 部 に 下したこと、 姜 瓖 の 聞かせた
 bithe be bi gemu tuwaha; daitung, yang ho -i babe tokto buha liodzei/
 書 を 我 みな 見た。 大同、 陽 河 の ところを 定めた 流賊
 jiyangjiyūn be waha gung inu sain, damu sojiyang wang de gurun -i
 將軍 を 殺した 功 も よい、 ただ 棗強 王 に 国 の
 doru be jafabufi/ nenehe han -i juktere be sirakini seme gisurehe bihe
 政 を つかませて 先じた Han の 祀る を つぎたい と 言った あった
 sere gisun ambula ojurakū; sojiyang/ wang neneme ming gurun -i fonde
 いう 言 おおいに ならない。 棗強 王 先に 明 国 の ときに
 ai jergi wang bihe; ini da songkoi okini; tere anggala/ ming gurun -i
 なに 等 王 あった。彼の もと とおりに なしたい。それ だけでない 明 国 の
 uksun, jiyanggiyūn, dzungsi se ci aname udu bici inu ini da songkoi
 宗室、 將軍、 宗室 ら より ごとに いくつ あればも 彼の もと とおりに
 okini;/ gurun -i yaya baita; coohai weile de ume dabure; mini fafun
 なしたい。国 の あらゆる こと。 兵の こと に するな 数に入れる。私の 法

掲げ手に取って、みな感激して喜び、書の言葉をくり返し外に知らせるために伝えた。後にまた官を遣わして、書を送りたい』。

この書への返答として後に送った書の言葉。「大清国の Han に代わり摂政王の旨を兵部と大同の総兵官姜瓖に下した。摂政王が我々の部に下したこと。『姜瓖が聞かせた書を私はみな見た。大同・陽河の地を平定した、流賊の將軍を殺した功もまたよい。ただ棗強王に国の政を委ねて先の Han の祭祀を継いでもらいたいと言っていたという言葉はとても承服できない。棗強王は先の明国の時に何等かの王であった。彼はもと通りにするがよい。それだけでなく明国の皇室・將軍・宗室らが何人いても、彼らはもと通りにするがよい。国のすべての事務・軍務に決して与らせるな。私の法

be ume jurcere; jai tubai/ irgen yuyume joboro; samsime genere jalin;
 を するな たがえる。また そのの 民 飢え 苦しむ。 離散し 行く ため。
 ai argai irgen be tokto buci ombi; jiyang siyang be 10a/10b bodofi
 なに 策で 民 を 定めるべき。 姜 瓖 を はかって
 hūdun donjibu se sehebi; meni jurgan wang ni fafun be gingguleme
 すみやかに 聞かせよ いえ っている。我々の 部 王 の 法 を 謹み
 daitung ni/ dzung bing guwan jiyang siyang de ulhibume unggihe;
 大同 の 総 兵 官 姜 瓖 に わからせ 送った。
 dergi fafun ujen ume jurcere/
 上 法 重い。するな たがえる。

○ineku tere inenggi coohai jurgan de unggifi ulame donjibuha
 同じ それ 日 兵の 部 に 送って 伝え 聞かせた
 bithe, daitung hoton -i/ dergi jugūn -i tiyan ceng ni bai fu dzung
 書、 大同 城 の 東 路 の 天 城 の ところの 副 総
 bing guwan wang da niyei gingguleme donjiburengge,/ daicing gurun
 兵 官 王 大 業 謹み 聞かせること、 大清 国
 gosin jurgan -i cooha ilifi doksin be dailame; irgen be muke tuwai/
 仁 義 の 兵 立って 暴虐 を 討ち。 民 を 水 火の
 jobolon ci tucibume, emu mudan de liodzei hūlha be bošoro jakade,
 苦しみ より 出させ、 一 度 に 流賊 賊 を 追う もので、
 dorgi tulergi gemu urgun/ mujilen -i hungkereme danaha; tuttu ofi,
 内 外 みな 喜び 心 の 注ぎ かまいにいった。そのよう なって、
 ^^hesei bithe isinjiha manggi; bi bithe 10b/11a arafi ulan ulan -i
 旨の 書 到りきた ので。 我 書 書いて 次 次 に
 selgiyere jakade, ba bai irgen dahahakūngge akū; tuttu ofi,/ hese be
 伝える もので、 ところ ところの 民 したがわなかったもの ない。そのよう なって、 旨 を

に決して違えるな。またその民が飢え苦しむ、流散して行くので、何らかの策で民を安定させるべき。姜瓖がはかってただちに聞かせよと言え』と。我々の部は王の法を謹み、大同の総兵官姜瓖に知らせるために送った。皇上の法は重い。決して違えるな』。

同じその日。兵部に送って伝え申し聞かせた書。「大同の東路の天城のところの副総兵官王大業が謹み聞かせること。『大清国の仁義の兵が起って暴虐を討伐し、民を水火の災いより救い出し、一度に流賊を駆逐するので、内外みな喜びの心で見なされるように加勢しに行った。こうして旨の書が到着したので、私は書を書いて次々と布告するので、地方の民は従わなかった者がいない。こうして旨に

dahame niyalma takūrafi gingguleme jurgan de donjiburengge/
 したがい 人 遣わして 謹み 部 に 聞かせること。
 ○ineku tere inenggi ju wan ci de wasimbuha; ^^hesei bithe; dzo
 同じ それ 日 JU WAN CI に 下した。 旨の 書。 涿
 jeo -i jergi babe tuwakiyaha, sanjiyang ju wan ci de wasimbuha; si
 州 の 等 ところを見張った、 参将 JU WAN CI に 下した。 汝
 dzo jeo, sing jeo; dzung tun jergi dui wei -i hafan be/ uheri kadala;
 涿 州、 興 州。 DZUNG TUN 等 四 衛 の 官 を すべて管理せよ。
 cooha be tacibu; hecen ulan be dasa; coohai niyalma be bilume gosi/
 兵 を 教えよ。 城 溝 を おさめよ。 兵の 人 を 安んじ 慈しめ。
 hūlha holo be seremše; siliha dacun hafan cooha be simnefi, lu g'ó
 賊 偽 を 防げ。 よりぬいた 鋭い 官 兵 を 考査して、 盧 溝
 kiyoo ci Julesi/ babe baica; dzo jeo, liyang hiyang, fang san -i cooha
 橋 より南 ところを 調べよ。 涿 州、 良 郷、 房 山 の 兵
 irgen be baicafi ejen da sindafi, 11a/11b jugūn -i unduri afabufi
 民 を 調べて 主 もと 置いて、 路 の 途々 委ねて
 tuwakiyara babe ciralame baicabu; hūlha kiyangdu durire/ cuwangnara
 見張る ところを 厳しくし 調べさせよ。 賊 力まかせに 奪う 掠める
 oci; uthai songko faitame baime jafa; safi jafarakū ekisaka gidafi ume/
 なれば、 ただちにあと 探し 求め とらえよ。 知って とらえない 黙って 隠れて するな
 bisire; emu aniya dui erin dari, hūlha be bahafi jafaha, bahafi jafara
 ある。 一 年 四 時 ごと、 賊 を 得て とらえた、 得て とらえる
 unde babe/ bithe arafi; ^^dele wesimbu; irgen -i yaya beidere weile de
 いまだ ところを 書 書いて。 上 奏せ。 民 の あらゆる 審問する こと に
 ume dara; sini kadalara/ cooha sakda yadalinggū, ukara bucere oci sini
 するな かまう 汝の 管理する 兵 老人 弱い、 逃げる 死ぬ なれば 汝の

従い人を遣わして、謹み部に聞かせること』。

同じその日。JU WAN CI に下した諭旨。「涿州等の地を看守した参将JU WAN CI に下した。汝は涿州・興州・DZUNG TUN などの四衛の官をすべて管理せよ。兵を学ばせよ。城渠を修理せよ。兵丁を安んじ慈しめ。賊盗を防げ。選抜した才ある官・兵を考査して、盧溝橋以南の地を調べよ。涿州・良郷・房山の兵・民を調べて長・頭を置いて、路に沿って委ねて、看守する地を厳しく調べさせよ。賊が力まかせに劫奪し、掠めていくなれば、ただちに追跡し探し求め捕えよ。知って捕えず黙って隠すな。一年は四季ごとに、賊を捕らえられた、捕らえられないところについては、書を書いて、皇上に上奏せよ。民のおよそ審断することに関わるな。汝らが管理する兵が老いて弱く、逃げたり死んだりするならば、汝ら

harangga, wei so ci gaifi; ton jalukiya;/ coohai ton ekiyehun, wei so
 属下、衛所よりとつて。数充足せよ。兵の数足りない、衛所
 -i hafasa jalukiyarakū ojoro, harangga hafasa gisun be/ donjirakū ojoro
 の官ら充足しないなる、属下官ら言を聞かないなる
 oci, yargiyalafi, coohai jurgan de tucibume gisure; coohai jurgan *11b/12a*
 なれば、確かめて、兵の部に outdated 言え。兵の部
 weile tuhebukini; yaya wei so -i ciyan liyang jeku, coohai baita be
 罪おとすがよい。あらゆる衛所の錢糧穀物、兵のことを
 gemu si kadalame ichiya;/ sini ichiyaha yabuha weile, gung weilei
 みな汝管理し処理せよ、汝の処理したおこなったこと、功罪の
 turgun be bithe arafi aniyai dubede emgeri/ alanju; wei so -i hafasa
 理由を書書いて年の端に一度告げにこい。衛所の官ら
 sini fafun be donjirakū oci, uthai tucibume gisure; hioin fu;/ an ts'a
 汝の法を聞かないなれば、ただちに出し言え。巡撫、按察
 sy hafasa weile arakini; sini bade hūlha dekdere, somishūn ujen baita
 使官ら罪するがよい。汝のところで賊起こる、隠された重いこと
 tucici;/ dooli hafan -i emgi hebešeme toktobufi yabubu; uheri be tuwara
 出れば、道吏官のともに商議し定めておこなわせよ。すべてを見る
 hioin fu -i gisun be donji;/ si ere tušan be aliha dahame, bolgo be
 巡撫の言を聞け。汝これ職を承けたしたが、清らかを
 yabu; fafun be tuwakiya; cooha be tacibu; hūlha be/ ilibu; coohai
 おこなえ。法を見張れ。兵を教えよ。賊を止めよ。兵の
 ciyan liyang be gejureme gaime, coohai ton be fulu arame, ciyan
 錢糧をはぎとり、兵の数を多いなし、錢
 liyang gaime, *12a/12b* facuhūn be ume dekdebure; jurceci weile sinde
 糧とり、乱れたをするな起こさせる。たがえれば罪汝に

の属下と衛所より取つて、数を足らせよ。兵の数が足らず、衛所の官らが数が揃わなくなつたり、属下の官らが言葉を聞かなくなるならば、事実を明らかにして、兵部に出し議せよ。兵部は罪を定めるがよい。およそ衛所の錢糧・食糧と軍務については、みな汝が管理し処理せよ。汝が処理した、おこなったこと、功・罪の理由を書に書いて、年末に一度告げにこい。衛所の官らが汝らの法を聞かなければ、ただちに提出し議せよ。巡撫・按察使らが罪とするがよい。汝らのところで賊が起こり、隠された重要なことが出れば、道吏とともに協議し決裁しておこなわせよ。総督・巡撫の言葉を聞け。汝はこの職務を承けたので、清廉をおこなえ。法を堅守せよ。兵を学ばせよ。賊を防げ。兵が錢糧を掠り取つたり、兵の数を多く見せて錢糧を取つたりして、乱行を起こすな。違えれば罪は汝に

guwerakū;/

免れない。

○juwan de, gung šun heo, u wei hūwa de wasimbuha hesei
 十 に、恭 順 侯、吳 惟 華 に 下した 旨の
 bithei gisun; ^han -i hesei/ bithe; san si jergi babe dahabure gung
 書の 言。 Han の 旨の 書。 山 西 等 ところを したがわせる 恭
 šun heo u wei hūwa de wasimbuha; ere emu udu aniya;/ hūlha der
 順 侯 吳 惟 華 に 下した。 これ 一 いくつ年。 賊 わらわらと
 seme dekdefi irgen be nungneme wame jihei jobolon, dzung jen han
 起こって 民 を 害し 殺し きたまま 苦しみ、 崇 禎 帝
 de isinjaha, meni/ daicing gurun, cohome jurgan -i cooha ilifi, fudasihūn
 に 到りきた、 我らの 大清 国、 特に 義 の 兵 立てて、 逆の
 hūlha be geterembufi, geren hafan/ irgen de hese wasimbufi, sung jen
 賊 を 一掃して、 衆 官 民 に 旨 下して、 崇 禎
 han de amcame gebu bufi, giran be dasame sindabuha; jing ni babe/
 帝 に 追い 名 与えて、 死骸 を おさめ 置いた。 京 の ところを
 toktobufi umesi tembi; ainaha seme gurirakū; suweni geren hafan irgen
 定めて はなはだ 居る。 決して 遷らない。 汝らの 衆 官 民
 gemu banjire 12b/13a doro be baha; damu goroki ba kemuni
 みな 暮らす 政 を 与えた。 ただ 遠い ところそのまま
 kenehunjeme dahara unde ofi, cohome ujen amban be/ takūrafi; gosin
 疑い したが いまだ なって、 特に 重い 臣 を 遣わして。 仁
 -i gūnin be tucibume, loho gida be nakafi, taifin elhe obuki sembi./
 の おもい を 出し、 腰刀 槍 を やめて、 泰平 安らか なしたい いう。
 ilan jin -i ba, jing hecen -i ici ergi meiren; wasihūn cin -i bade
 三 晋 の ところ、 京 城 の 右 側 肩 西 秦 の ところに

免れない。

十日。恭順侯吳惟華に下した旨の書の言葉。「Hanの旨を山西等のところを従わせる恭順侯吳惟華に下した。この数年、賊が続々と起こって、民を侵し殺してきた災いが、崇禎帝に及んだ。我らの大清国は特に義兵を起こして、理に背いた賊を一掃して、衆官・民に旨を下して、『崇禎帝に諡号を贈って、屍は改めて葬らせた。京師を平定して大いに留まっている。何があっても移らない。汝らは衆官・民がみな暮らす道を与えた。ただ遠方の地は依然としてあやしくまだ従っていないので、特に重臣を遣わして、仁の心をあらわし、腰刀・槍をおさめて、泰平・安寧になしたい』と。三晋の地は、京城の西側で西秦の地に

isitala umesi hūlha de/ manabufi irgen gemu banjici ojarahū ohobi,
 到るまで はなはだ 賊 に やぶられて 民 みな 暮らせない なっている、
 hūdun ucuri be tuwame elhe obuci acambi;/ si hūdun genefi hese be
 すみやかに 機会 を 見 安らか なすべき。 汝 すみやかに 行って 旨 を
 selgiyeme toktoibu; dahahangge be, gebu hala be yargiyalame bithe/
 伝え 定めよ。 したがったもの を、 名 姓 を 確かめ 書
 arafi minde donjibu; bi hafan -i jergi gung be tuwame emte jergi
 書いて 我に 聞かせよ。 我 官 の 等級 功 を 見 一ずつ 等級
 wesimbure; cooha irgen/ hūdai niyalma oci gemu meni meni an -i
 陸す。 兵 民 商いの 人 なれば 各 各 常 の
 banjibu; jai dahaha bade, terei dahara gisun be 13a/13b gaifi siran
 暮らさせよ。 また したがった ところで、 その したがう 言 を とって つぎ
 siran -i alanjibu; yaya fu, jeo kiyan -i jeku ciyan liyang, boigon -i ton,
 つぎ と 告げにこい。 あらゆる 府、 州 県 の 穀物 錢 糧、 戸 の 数、
 jen, doo/ wei, so -i hafan nikan -i cooha, monggo cooha, morin -i
 鎮、 道 衛、 所 の 官 Nikan の 兵、 Monggo 兵、 馬 の
 ton be, daci bihengge, te bisirengge/ seme getuken baicafi dangse arafi
 数 を、 もとより あったもの、 いま あるもの いい 明白な 査べて 檔冊 書いて
 alanjibu; tere alanjire de, ere ucuri baita *h* labdu be/ dahame bithei
 告げにこい。 それ 告げにくる に、 これ 機会 こと 多い を したがい 文の
 hafan oci dzu el be, coohai hafan oci dzung jiyūn be funde unggifi/
 官 なれば 佐 貳 を、 兵の 官 なれば 中 軍 を 代わりに 送って
 jing de alanjikini, ju halai wang se uksun -i urse dahame jici; da an
 京 に 告げにこさせたい、 朱 姓の 王 ら 宗室 の 輩 したがい 来れば もと 常
 -i bikini;/ alin bihan de dalibuha saisa bici, bai hafasa be gebu arafi
 の ありたい。 山 野 に おおわれた 賢者 あれば、 ところの 官ら を 名 書いて

及ぶまで大いに賊に破られて、民はみな暮らすことができなくなっている。すみやかに機会を見て安寧にするべき。汝はすみやかに赴いて、旨を布告し平定せよ。従った者は名・姓を確かめ、書を書いて私に聞かせよ。私が官の等級・功を見て一等級ずつ陸す。兵・民・商人ならば、みなそれぞれ旧常通りに生活させよ。また従ったところで、その従う言葉を取って次々と報告しに来させよ。およそ府・州・県の穀物・錢糧・戸数、鎮・道・衛・所の官・漢人の兵・モンゴル兵・馬の数を、もとあったもの、いまあるものと明確に査べて、明確にして檔冊をつくって報告しに来させよ。その報告しに来るときに、この機会が多いので、文官であれば佐貳を、武官であれば中軍を代わりに送って京師に報告しに来させるように。朱姓の王ら・宗室の者らが従い来れば、もと通りにいるように。山野に隠れた賢者がいれば、地方官らが名を書いて

yargiyalame tucibu se/ dorolome ganafi baitalaki; ba -i hafasa -i dolo
 確かめ 出せ いえ。礼をおこない つれにいて用いたい。ところの 官ら の 中
 daci mergen mutere gebu tucifi 13b/14a ehe be ilibure; irgen be
 もとより 賢い できる 名 出で 悪 を 止める。 民 を
 karmara gungge niyalma bici dacilame baicafi wesimbu; ujeleme/
 守る 功ある 人 あれば 問いただき 調べて 奏せ。 重んじ
 baitalaki; aikabade se beye ojarahū, dosi oshon halaci acarangge bici
 用いたい。 もしも 歳 自身 ならない、 貪欲 虐 改めるべきもの あれば
 inu/ wesimbu; dahabuha bade, bithei hafan jisiyan ci wesihun, coohai
 も 奏せ。 したがわせた ところに、文の 官 知県 より上、 兵の
 hafan sanjiyang iogi/ ci wesihun hafasa ekiyehun oci mergen mutere
 官 参将 遊撃 より上 官ら 足りない ならば 賢い できる
 baitalaci ojoro niyalma be sonjofi/ wesimbu; niyeceme sindaki; tereci
 用いられる 人 を 選んで 奏せ。 補い 置きたい。それより
 fusiḥūn gemu sini cihai acara be tuwame baitala;/ gebube bithe arafi
 下 みな 汝の 思いのまま あう を 見て 用いよ。 名を 書 書いて
 wesimbu; balai ume baitalara; jai tulergi yadara gašan de fafun/
 奏せ。 みだりに するな 用いる。 また 外 貧する 村 に 法
 tacihian isinarakū ojoro, mentuhun farhūn ulhirakūngge, šolo be
 教え 到りつかない なる、 愚かさ 愚かさ わからないもの、 暇 を
 tuwame hoki acafi 14a/14b durime cuwangname irgen be joboburengge
 見て 党 あって 奪い 掠め 民 を 苦しめるもの
 bici, si bai hafasa, coohai hafasai emgi hebedeme,/ hacin hacin -i
 あれば、汝 ところの 官ら、 兵の 官らの ともに 語り、 件 件 の
 argadame hoki be samsibu; geli halarakū oci; dalakangge be jafafi
 策を用い 党 を 離散させよ。また 改めない ならば、もとなつたもの を とらえて

確かめて出せと言え。礼を尽くし赴いて用いたい。地方官の中で以前より知者で有能な名を出して、悪を防ぐ・民を救う・功ある人がいれば、問いただき調べて上奏せよ。重用したい。あるいは年齢や身体が任に耐えない・内に悪逆を改めるべき者がいれば、また上奏せよ。従わせたところで、文官は知県以上、武官は参将・遊撃以上の官が不足していれば、知者で有能であり、任に耐えることができる人を選んで上奏せよ。補い任じたい。それ以下はすべて汝の思う通りに酌量して用いよ。名を書に書いて上奏せよ。妄りに用いるな。また外の貧窮する村で法・教訓が及ばなくなり、暗愚で物分りの悪い者が暇をみて徒党を組んで、略奪し民を苦しめる者がいれば、汝はその地の官ら・武官らとともに相談して、ひとつひとつ策を用い徒党を解散させよ。また改めないならば、首領となつたものを捕えて

fafun -i/ gama; hokingge be kemuni sindafi ungg; an be tuwakiyame
 法 の 持っていけ。 党を結ぶものを そのまま 置いて 遣わせ。 常 を 見張り
 banjikini; hoton hecen be/ cisui tuwakiyame hese be daharakū
 暮らしたい。 城 城 を 自ら 見張り 旨 を したがわない
 kiyangkiyašame yaburengge bici, uthai feksime alanggi;/ weile be fonjime
 のさばり おこなうもの あれば、ただちに 駆せ 送り告げよ。 罪 を 問い
 cooha unggifi urunakū wambi; ainaha seme guweburakū; yaya elbime/
 兵 遣わして 必ず 殺す。 決して 免じない。 あらゆる 招撫し
 dahabure ba, ere hesei bithe de arhakūngge* be; sini cihai acabume
 したがわせる ところ、これ 旨の 書 に 書かなかったことを。 汝の 思いのまま あわせ
 yabu; si/ enteke ujen tušan be alifi, urunakū mujilen hūsun be
 おこなえ。 汝 かように 重い 職 を 承けて、必ず おもい 力 を
 wacihya; sain be akūmbume yabu, 14b/15a bi šang be hairandarakū;
 ことごとくせよ。 よい を 力を尽くし おこなえ、 我 賞 を 惜しまない。
 gung de karulara; aikabade heoledefi baita sartabuci/ weile be guweci
 功 に 報いる。 もしも 怠って こと 遅らせれば 罪 を 赦せない。
 ojurakū; kice/
 励め。

○ineku tere inenggi dergici takūrafi unggihe, hiyasa batai, coku,
 同じ それ 日 上より 遣わして 送った、 侍衛ら BATAI, COKTU,
 geri, waintu./ boboni, haidu se be wesimbume unggihe; esei wesimbume
 GERI, WAIN TU、BONONI、HAIDU ら を 奏し 送った。 これらの 奏し
 gamaha bithei gisun;/ doro be aliha wang, hese be aliha amba coohai
 持っていった 書の 言。 政 を 承けた 王、 旨 を 承けた 大なる 兵の
 ejen dorgon;/ ^^han -i yamun -i juleri niyakūrafi wesimbure gisun; meni
 主 Dorgon。 Han の 衙門 の 前 跪いて 奏する 言。 我らの

法で処理せよ。徒党を組むものはそのまま釈放して帰せ。本分を守り生活させよ。城々をみずから守り固め、旨に従わず頑なにおこなう者がいれば、すぐに急ぎ送り報告せよ。罪を問い、兵を送って必ず殺す。どうあっても罪は免じない。およそ招撫し従わせるところで、この旨の書に書かれなかったことは、汝が思いのまま酌量しておこなえ。汝はかように重職を受けて、必ず心・力を尽くせ。善を尽くしおこなえ。私は賞を惜しまない。功に報いる。あるいは怠けて事を誤らせれば、罪は逃れることができない。励め」。

同じその日。皇上より遣わして送った侍衛ら BATAI・COKTU・GERI・WAIN TU・BONONI・HAIDU らが上奏するため送った。彼らが上奏するため持って行った書の言葉。「摂政王、旨を承けた大兵の主 Dorgon が Han の衙門の前に跪いて上奏する言葉。『我ら

geren, ^^han -i wasimbuha/ joo bithei gisun be donjifi alimbaharakū
 衆、 Han の 下した 詔 書 の 言 を 聞いて 堪えきれない
 urgunjeme wajirakū; meni geren udu uhei 15a/15b mujilen -i kicehe
 喜び おわらない。我らの 衆 たとえ すべて 心 で 励んだ
 seme, liodzei cooha be efulehe; yanjing ni ba toktohongge be gūnici/
 と、 流賊 兵 を 破った。 燕京 の ところ 定めたこと を 思えば
 mutebuhengge ^^abka, bahangge gemu ^^han -i hūhuri de kai; jai terei
 できさせたもの 天、 得たもの みな Han の 福 に ぞ。 また その
 amala/ ^^han -i hūhuri de daitung ci sansi golo; hūwang ho biraci
 後 Han の 福 に 大同 より 山西 省。 黄 河 河より
 ebsi gemu wacihiyame, jai/ yan jing ni julergi ba; šun de fu ci
 こちら みな ことごとく、 また 燕 京 の 南 と ころ。 順 德 府 より
 ebsi, gemu dahahabi/
 こちら、 みな 従っている。

○doro be aliha wang; hese be aliha amba coohai ejen -i bithe;
 政 を 承けた 王。 旨 を 承けた 大いなる 兵の 主 の 書。
 doro be/ aliha hošoi ujen cin wang de unggihe; aiduri weile umai
 政 を 承けた 和碩 鄭 親 王 に 送った。 Aiduri 罪 まったく
 kenehunjere ba akū/ yargiyan oci ^^abka de gashūfi ehe be yabure
 疑う ところ ない 本当 ならば 天 に 誓って 悪 を おこなう
 niyalma be bibuci ombio; 15b/16a suweni beidehe songkoi wacihiya;
 人 を 留められようか。 汝らの 審断した とおりに ことごとくせよ。
 aikabade kenehunjere ba bici horifi asara;/ jai laihoi* weile -i jalin,
 もしも 疑う ところ あれば 追い込んで 留めよ。 また LAIHŪ の 罪 の ため、
 turgei, cergei se mukūn neneme ^^abka de gashūfi,/ wang se de
 Turgei、 Cergei ら 族 先に 天 に 誓って、 王 ら に

の衆はHanが下した詔書の言葉を聞いて、この上なく喜びはつきない。我ら衆はみな全員で心より勤めたと流賊の兵を滅ぼした、燕京の地を平定したことを思えば、なさしめたものは天、得たものはみなHanの福によるぞ。またその後、Hanの福で大同より山西地方は黄河よりこちらがみな尽く、さらに燕京の南の地で順徳府よりこちらがみな従っている』。

摂政王、旨を承けた大兵の主は、書を摂政和碩鄭親王に送った。「Aiduriの罪はまったく疑うところがない。本当であれば、天に誓って悪をおこなう人を留めておけようか。汝らが審断した通りに処理せよ。あるいは疑うところがあれば、獄に繋いで留めよ。またLAIHŪの罪のためTurgeiとCergeiらの一族は、先に天に誓って『王らに

akdulame meni yaya niyalma baturu jiyun wang ni ergi de geneci,
 かため 我らのあらゆる人 武英 郡 王 の 方 に 行けば、
 tesei yaya/ niyalma meni ergi de jici jafafi tucibume alambi sehe
 それらのあらゆる人 我らの方 に 来ればとらえて出し 告げる いった
 gisun be jurceme tuwanjiha niyalma be/ tucibume alahakū niyalma de
 言 を たがえ 見にきた 人 を 出し 告げない 人 に
 umai weile akū; tere gese; ^^abka de umai/ gashūhakū, wang se de
 まったく罪 ない。それ ような。天 にまったく誓っていない、王 らに
 umai akdulahakū ajige jui laihū de adarame wara weile; ere ubabe/
 まったく推挙しなかった 小さい 子 LAIHŪ に どうか 殺す 罪。これ ここを
 bi umai ulhirakū; laihū be jafahangge sinda, ere weile be dasame
 我 まったくわからない。 LAIHŪ を とらえること 置け。これ 罪 を おさめ
 gisure; 16a/16b
 言え。

○ineku tere inenggi ^^han -i funde doru be aliha wang ni bithe
 同じ それ 日 Han の 代わりに政 を 承けた 王 の 書
 geren irgen de/ wasimbuha; jing hecen -i dorgi boo gaibuha hafan
 衆 民 に 下した。 京 城 の 内 家 とられた 官
 irgen i cifun alban be ilan aniya waliyaha;/ boo gaibuha, niyalma de
 民 の 税 賦 を 三 年 棄てた。 家 とられた、人 に
 kamcime tehe hafan irgen i alban cifun be emu aniya waliyaha/
 あわせ 居た 官 民 の 賦 税 を 一 年 棄てた、
 amba cooha dosika jurgan de usin manaha gašan oci, ere aniyai
 大いなる 兵 入った 道 に 田 やぶれた 村 なれば、これ 年の
 alban be hontoho/ waliyaha; tereci birai amargi babai fu jeo, hiyan -i
 賦 を 半分 棄てた。 それより 河の 北 ところところの 府 州、 県 の

保証するために私らの誰かが武英郡王の方に行くならば、それら誰かが私らの方に来れるならば、捕まえて差し出し訴える』と言に反して、たずねて来た人を差し出し、訴えない人にはまったく罪がない。そのように天に決して誓っていない。王らに決して推挙していない幼子 LAIHŪ にどうして殺す罪。このここは私は決して分らない。 LAIHŪ を捕捕らえることをやめよ。この罪を改めて議せ」。

同じその日。摂政王の書を衆民に下した。京城内の家を接収された官と民の税賦を三年免除した。家を接収された、人に合わせて居住した官・民の差役・税を一年免除した。大兵が進撃した道に田が荒れ果てた村があれば、本年の差役を半分免除した。それより河北の各地の府・州・県の

alban be, ilan ubu de emu ubu/ waliyaha/

賦 を、三分に一分棄てた。

○ineku tere inenggi; li ji dzu -i donjibuha bithei gisun; yan san
 また それ 日。 LI JI DZU の 聞かせた 書の 言。 燕 山
 -i hashū ergi wei -i 16b/17a jen fu hafan li ji dzu, giyai kederere
 の 左 方 衛 の 鎮 撫 官 LI JI DZU、街道 巡回する
 hafan be dahūme ilibufi; gurun be elhe, babe/ akdun obure jalin
 官 を 重ね 立てて。 国 を 安らか、ところを かたい なす ため
 gingguleme aliburengge; liodzei hūlha facuhūrafi miyoo še gemu/ fulenggi
 謹み 呈すること。 流賊 賊 乱して 廟 社 みな 灰
 oho; geren irgen jobolon afaha; jabšan de ^^daicing gurun doro be/
 なった。 衆 民 苦しみ あった。 幸運 に 大清 国 政 を
 neime, wang ni gosin selgiyeme isibume; jurgan be yabume ehe be
 開き、 王 の 仁 伝え およぼし。 義 を おこない 悪 を
 geterembume; irgen be/ muke tuwa ci tucibume; yan jing be toktobure
 一掃し。 民 を 水 火 より 出し。 燕 京 を 定める
 jakade; tumen irgen gemu monggon/ sampi taifin oho seme urgunjeme
 もので。 万 民 みな 首 伸ばして 泰平 なったと 喜び
 tuwambi; damu yan jing ni ba hafan irgen kemuni/ jidere; hūdai
 見る。 ただ 燕 京 の ところ 官 民 そのまま 来る。 商いの
 niyalma yabure; ulin isara ba; tuttu ofi jalingga hūlha dekdembi,
 人 行く。 財宝 集まる ところ。 そのよう なって 奸悪な 賊 起こる、
 17a/17b hūdai niyalma elhe akū; ememu hūlha akdun be etufi, dacun
 商いの 人 安らかない。 ある 賊 かたい を 着て、 鋭い
 be seferefi tuleri hokilafi/ jugūn bahafi hafunarakū; ememungge beye be
 を にぎって 外 党を結んで 道 得て 通じていかない。 あるもの 自身 を

差役を、三分の一免除した。

同じその日。LI JI DZU が聞かせた書の言葉。「燕山の左衛の鎮撫官 LI JI DZU が街を巡回する官を改めて設けて、国を安らかに、地を堅固にするために謹み書を献じること。流賊が乱を起こして太廟・社稷はみな灰になった。衆民は災難にあった。幸運にも大清国が政道を開き、王が仁を告げ施し、義をおこない悪を取り除き、民を水火より救い出し、燕京を平定するので、万民はみな首を伸ばして泰平になったと喜び見る。ただ燕京の地は官・民が変わらず来る、商人が行く、財貨が集まる場所である。このため奸悪な賊が起こるので、商人は安らかではない。ある賊は堅いものを身につけて、鋭いものをつかんで外で徒党を組むので、道を通り過ぎて行けない。ある者は姿を

gūwalimbufi*, cira be icafi*, boo de/ gidame dosifi durimbi; irgen manaha
 変えて、 顔 を 塗って 家 に 破り 入って 奪う。 民 やぶれた
 susubuhangge ereci, amban akū; geli hūlha,/ bayasa de nikehebi; bayasa
 荒らされたこと これより、大きいものない。また 賊、 金持ちら に よっている。金持ちら
 geli hūlha be halbuhabi; fergecuke* jaka sain ulin de/ dosifi ceni cisui
 また 賊 を いている。 たぐい稀なる 物 よい 財貨 に 入って 彼らの自ら
 hetu undu yabumbi; niyalma geleme uju tukiyeŋi tuwarakū;/ ere gurun
 横 縦 おこなう。 人 こわがり 頭 擡げて 見ない。 これ 国
 -i jobolon, irgen -i sui, ajige akū kai; mini donjihangge irgen serengge/
 の 苦しみ、 民 の 罪、 小さい ない ぞ。 我の 聞いたこと 民 いうもの
 gurun -i fulehe; fulehe akdun oci gurun toktombi sehebi; irgen
 国 の 根本、 根本 かたい なれば 国 定まる っている。 民
 toktorakū 17b/18a gurun dasaburengge akū bidere; da sindaha giyai
 定まらない 国 おさめさせること ない だろう。 もと 置いた 街
 kederere hafan, ere erin -i hūlha be bolgo obuci/ ombi; šun bu ti
 巡回する 官、 これ 時 の 賊 を 清らか なせば できる。 巡 捕 提
 du hafan emke; dergi wargi juwe ing ni ts'anjiyang hafan juwe;
 督 官 一。 東 西 二 營 の 参将 官 二。
 badzung juwan jakūn;/ meni meni toktobuha bade tuwakiyame; inenggi
 把総 十 八。 各 各 定めた ところに見張り。 日
 oci meni meni niyalma be gaifi; emu arga be deribufi/ baicame
 なれば 各 各 人 を 連れて。 一 策 を はじめて 調べて
 tuwame; dobori oci kedereme tuwame dobori yabure niyalma be
 見。 夜 なれば 巡回し 見 夜 行く 人 を
 ciralabu; šu el hafan emke,/ uheri de ejen ofi, tere weile be ujeleme
 厳しくさせよ。 佐 武 官 一、 すべて に 主 なって、それ こと を 重んじ

変えて、顔を染めて、家に押し入って奪う。民が荒廃させられたことはこれ以上ない。また賊は富者らに頼っている。富者らはさらに賊を呼び入れている。珍しい物・よい財貨にとりつかれて彼ら自身は勝手に縦横におこなう。人は恐れ頭をあげて見ない。この国の苦しみと民の災いは小さくないぞ。私が聞いたことに、民というのは国の根本。根本が強固であれば、国は定まるとっている。民が定まらなると国が定まることはないだろう。もと任じた街を巡邏する官が、このたびの賊をきれいに除くことができる。巡捕提督一・東西両營の参将二・把総十八は、各々定めたところで見張り、日中ならば各々人を引きつれて一計をなして監察し、夜ならば巡邏し夜行く人を厳しく取り締まれ。佐武官一はすべてに長官として、このことを重視して

baicame kadalabu; ju jeng hafan emke; toktohuha/ kooli be tuwame,
 査べ 管理させよ。主政官一。定めた例を見、
 bithe arame ejeme gajifi, gung weile be ilgabu; tuttu oci hūlha/ nakafi
 書 書き 記し 持ってきて、功 罪 を 区別させよ。そのよう なれば 賊 やめて
 irgen elhe ombi; ere yargiyan -i amaha* inenngi alhūdaci ojoro dasan
 民 安らかなる。これ 本当 の のちの 日 做すべき 政
 ombikai, te tušan 18a/18b waliyabure, hafan sindahakū ofi; dorō akū
 なるぞ、いま 職 なくなる、官 置かない なので。道理 ない
 urse ehe mujilen deribure be kimcirakūci/ ombio; bi jing hecen -i
 輩 悪 心 はじめる を 詳細にしないでいられようか。我 京城 の
 niyalma dahame, irgen -i arbun be wacihiyame sambi; ba, hafirahūn/
 人 したが、民 の 様子 を ことごとく 知る。地、狭い
 niyalma ambula ofi, jalingga jemden tucirengge ja; tede jobolon
 人 おおいに なって、奸悪な 弊害 出ること 簡単。そこに 苦しみ
 ojonggge alimbaharakū/ akacuka; damu gosin genggiyen -i gurun irgen
 なること 堪えきれない 痛むべき。ただ 仁 聡明 の 国民
 be dasara, sain dasan be selgiyere; buya niyalmai/ gisun ci aname
 を おさめる、よい 政 を 伝える。つまらない人の 言 より ごとに
 gaijara baktambure dahame; amban mini gisure inu oci; jurgan de
 受けとる 容れる したが、臣 我の 言う 本当 ならば。部 に
 fafun/ wasimbufi hūduḡ giyai kederere hafan be dahūme ilbuci; amban
 法 下して すみやかに 街道 巡回する 官 を 重ね 立てれば。臣
 bi beye be waliyatala,/ gurun -i jalin de faššame; cooha be elbifi
 我 自身 を 棄てるまで、国 の ために 努力し。兵 を 招撫して
 siliha mangga urse be sonjofi; baksan jalan 18b/19a banjibufi dobori
 よりぬいた 強い 輩 を 選んで。baksan jalan 生じさせて 夜

査べ管理させよ。主政官一は、定めた例を見、書を書き記し持ってきて、功罪を区別させよ。そうなれば賊が止んで民は安らかなる。これはまことに後日、做すべき政策となるぞ。いま職務が廢れて、官が置かれていないので、道理のない輩が悪心を起こそうとするのを、詳らかにしないでいられようか。私は京城の人なので、民の様子をことごとく知る。ところは逼迫した人が多いので、悪弊が起こりやすい。そこに災いとなるのはたまたま痛ましい。ただ仁愛で国民を治める、よい政道を広めるには、小人の言葉より受け容れるので、臣私の言葉が正しければ、部に法を下してすみやかに街を巡邏する官を再び設けるならば、臣私は自身が尽きるまで国の為に尽力し、兵を招撫して屈強な者らを選んで、隊伍を編成して夜・

inenggi baicame tuwame oci; weile de afaha dahame weile inu/
 日 査べ 見 なれば。 こと に 委ねた したがい こと も
 mutembi; tondo be inu bahafi wacihiyaci ombi; tuttu oci jalingga ehe
 できる。 忠 を も 得て ことごとくできる。 そのよう なれば 奸悪 悪
 wempi;/ hūdai niyalma toktombi; jing hecen de inu urgun; hūdašaci
 感化して。 商いの 人 定まる。 京 城 にも 喜び。 商いすれば
 inu urgun; bi buya/ coohai hafan; bithei kemun hergen -i an be
 も 喜び。 我 つまらない 兵の 官。 書の 定則 字 の 常 を
 sarkū; ginggun akū ainame arafi donjibumbi;/ ainara, bulekušeme sa;
 知らない。 敬い ない どうして 書いて 聞かせる。 どうする、 鑑み 知れ。
 alimbaharakū geleme olhome alibuha; ere be/ ^wang tuwafi sonjome
 堪えきれない こわがり おそれ 呈した。 これ を 王 見て 選び
 baitalaki sehe/
 用いたい いった。

○ineku tere inenggi gung šun heo u wei hūwa de wasimbuha
 同じ それ 日 恭 順 侯 吳 惟 華 に 下した
 bithei gisun; 19a/19b ^^han i hesei bithe, san si jergi babe dahabure
 書の 言。 Han の 旨の 書、 山 西 等の ところを したがわせる
 gung šun heo; u wei hūwa de wasimbuha; ere emu/ udu aniya
 恭 順 侯 吳 惟 華 に 下した。 これ 一 いくつ 年
 hūlha der seme dekdefi irgen be nungneme wame jihei jobolon dzung
 賊 わらわらと 起こって 民 を 害し 殺し きたまま 苦しみ 崇
 jen han de/ isinjiha; meni daicing gurun cohome jurgan -i cooha ilifi,
 禎 帝 に 到りきた。 我らの 大清 国 特に 義 の 兵 立てて、
 fudasihūn hūlha be geterembufi;/ geren hafan irgen de hese wasimbufi,
 逆の 賊 を 一掃して。 衆 官 民 に 旨 下して、

昼に監察すれば、仕事に委ねたので仕事もできる。忠義をも尽くすことができる。そうならば奸悪が感化する。商人が定まる。京城でも喜ぶ。商売すればまた喜びがある。私はつまらない武官。文書の定則・字体の定例を知らない。敬いがないので、どうやって文を書いて聞かせるのか。どうしたらいいのか。鑑みて知れ。畏懼しつつ書を呈した」。これを王が見て「選び取り用いたい」と。

同じその日。恭順侯吳惟華に下した書の言葉。「Hanの旨の書を山西等のところを従わせる恭順侯吳惟華に下した。この数年、賊が続々と起って、民を侵し殺してきた災いが、崇禎帝に及んだ。我らの大清国は特に義兵を起こして、理に背いた賊を一掃して、衆官・民に旨を下して、

dzung jen han de amcame gebu bufi, giran be dasame sindabuha;/
 崇 禎 帝 に 追い 名 与えて、死骸 を おさめ 置かせた。
 jing ni babe toktobufi umesi tembi; ainaha seme gurirakū; suweni
 京 の ところを 定めて はなはだ 居る。 決して 遷らない。 汝らの
 geren hafan irgen gemu/ banjire doro be baha; damu goroki ba
 衆 官 民 みな 暮らす 政 を 与えた。 ただ 遠い ところ
 kemuni kenehunjeme dahara unde ofi cohome ujen/ amban be takūrafi,
 そのまま 疑い したがう いまだ なって 特に 重 臣 を 遣わして、
 gosin -i gūnin be tucibume, loho gidabe nakafi taifin elhe obuki
 仁 の おもい を 出し、 腰刀 槍を やめて 泰平 安らかなしだい
 19b/20a sembi; ilan jin -i ba, jing hecen -i ici ergi meiren; wasihūn
 いう。 三 晋 の ところ、京 城 の 右 側 肩。 西
 cin i bade isitala umesi/ hūlha de manabufi, irgen gemu banjici
 秦 の ところに 到るまで はなはだ 賊 に やぶられて、 民 みな 暮らせない
 ojarahū ohobi; hūdun ucuri be tuwame elhe/ obuci acambi; si hūdun
 なっている。 すみやかに 機会 を 見 安らか なすべき。 汝 すみやかに
 genefi hese be selgiyeme toktobu; dahahangge be gebu hala be
 行って 旨 を 伝え 定めよ。 したがったもの を 名 姓 を
 yargiyalame/ bithe arafi ^minde donjibu; ^bi hafan -i jergi gung be
 確かめ 書 書いて 我に 聞かせよ。 我 官 の 等級 功 を
 tuwame emte jergi wesimbure;/ cooha irgen hūdai niyalma oci gemu
 見 一ずつ 等級 陸せる。 兵 民 商いの 人 なれば みな
 meni meni an -i banjibu; jai dahaha bade, terei dahara/ gisun be
 各 各 常 の 暮らせせよ。また したがった ところに、その したがう 言 を
 gaifi siran siran -i alanjibu; yaya fu, jeo hiyan -i jeku cianliyang
 とって つぎ つぎ と 告げにこさせよ。あらゆる 府、州、 県 の 穀物 錢糧・

『崇禎帝に諡号を贈って、屍は改めて葬らせた。京師を平定して大いに留まっている。何があっても移らない。汝らは衆官・民がみな暮らす道を与えた。ただ遠方の地は依然としてあやしくまだ従っていないので、特に重臣を遣わして、仁の心をあらわし、腰刀・槍をおさめて、泰平・安寧になしたい』と。三晋の地は、京城の西側で西秦の地に及ぶまで、大いに賊に破られて、民はみな暮らすことができなくなっている。すみやかに機会を見て安寧にするべき。汝はすみやかに赴いて、旨を布告し平定せよ。従った者は名・姓を確かめ、書を書いて私に聞かせよ。私が官の等級・功を見て一級ずつ陸す。兵・民・商人ならば、みなそれぞれ旧常通りに生活させよ。また従ったところで、その従う言葉を取って次々と報告しに来させよ。およそ府・州・県の穀物・錢糧・

boigon -i ton/ jen, doo, wei, so -i hafan nikan -i cooha, monggo cooha
 戸 の 数、 鎮、 道、 衛、 所 の 官 漢 の 兵、 monggo 兵
 morin -i ton be, daci bihengge, 20a/20b te bisirengge seme getuken
 馬 の 数 を、もとより あつたもの、 いま あるもの いい 明白な
 baicafi dangse arafi alanjibu; tere alanjire de, ere ucuri/ baita labdu
 調べて 檔子 書いて 告げにこさせよ。それ 告げにくる に、 これ 機会 こと 多い
 be dahame, bithei hafan oci dzu el be, coohai hafan oci dzung jiyūn
 を したが、 文の 官 なれば 佐 貳 を、 兵の 官 なれば 中 軍
 be/ funde unggifi jing de alanjikini; ju halai wang se uksun -i urse
 を 代わりに 送って 京 に 告げにさせるがよい。朱 姓の 王 ら 宗室 の 輩
 dahame jici, da/ an -i bikini; alin bihan de dalibuha saisa bici, bai
 したが、 来れば、もと 常 の あるがよい。山 野 に おおわれた 賢者 あれば、 ところの
 hafasa be gebu arafi yargiyalame/ tucibu se; dorolome ganabufi baitalaki;
 官ら を 名 書いて 確かめ 出せ いえ。礼をおこない つれにいかせて 用いたい。
 ba -i hafasa -i dolo daci mergen mutere gebu/ tucifi, ehe be ilibure,
 ところの 官ら の 中 もとより 賢い できる 名 出て、 悪 を 止める、
 irgen be karmara gungge niyalma bici dacilame baicafi wesimbu;/
 民 を まもる 功ある 人 あれば 問いただき 調べて 奏せ。
 ujeleme baitalaki; aikabade se beye ojurakū; dosi oshon halaci acarangge
 重んじ 用いたい。 もしも 歳 自身 ならない。 貪欲 虐 改めるべきもの
 bici 20b/21a inu wesimbu; dahabuha bade, bithei hafan jisihan ci
 あれば も 奏せ。 したが、 かわせた ところで、 文の 官 知県 より
 wesihun; coohai hafan sanjiyang iogi ci/ wesihun hafasa ekiyehun oci,
 上。 兵の 官 参将 遊撃 より上 官ら 足りない なれば、
 mergen mutere baitalaci ojoro niyalma be sonjofi wesimbu;/ niyeceme
 賢い できる 用いられる 人 を 選んで 奏せ。 補い

戸数、鎮・道・衛・所の官・漢人の兵・モンゴル兵・馬の数を、もとあつたもの、いまあるもの
 と明確に調べて、檔冊を作って報告しに来させよ。その報告しに来るときに、この機会が多
 いので、文官であれば佐貳を、武官であれば中軍を代わりに送って京師に報告しに来させるよ
 うに。朱姓の王ら・宗室の者たちが従い来れば、もと通りにいるように。山野に隠れた賢者が
 いれば、地方官らが名を書いて確かめて出せと言え。礼を尽くし招いて用いたい。地方官の中
 で以前より知者で有能な名を出して、悪を防ぐ・民を救う・功ある人がいれば、問いただき査
 べて上奏せよ。重用したい。あるいは年齢や身体が任に耐えない、内に悪逆を改めるべき人が
 いれば、また上奏せよ。従わせたところで、文官は知県以上、武官は参将・遊撃以上の官が不
 足していれば、知者で有能であり、任に耐えることができる人を選んで上奏せよ。補い

sindaki; tereci fusihūn gemu sini cihai acara be tuwame baitala; gebu
 置きたい。それより下 みな 汝の思いのまま あう を 見 用いよ。名
 be bithe/ arafi wesimbu; balai ume baitalara; jai tulergi yadara gašan
 を 書 書いて 奏せ。 みにりにするな 用いる。 また 外 貧する 村
 de fafun tacihiyan isinarakū/ ojoro; mentuhun fargūn* ulhirakūngge, šolo
 に 法 教え 到りつかない なる。 愚かさ 愚かさ わからないもの、 暇
 be tuwame hoki acafi durime cuwangnaha irgen be/ joboburengge bici,
 を 見 覚 あつて 奪い 掠めた 民 を 苦しめるもの あれば
 si, bai hafasa, coohai hafasa -i emgi hebedeme hacin hacin -i argadame
 汝、ところの 官ら、 兵の 官ら の とともに 諮り 件 件 の 策を用い
 hoki be/ samsibu; geli kalarakū* oci dalahangge be jafafi fafun -i gama;
 覚 を 離散させよ。また 改めない なければ もととなつたもの を とらえて 法 の つれていけ。
 hokingge be kemuni sindafi unggī 21a/21b an be tuwakiyame banjikini;
 覚を結ぶものを そのまま 置いて 送れ。 常 を 見張り 暮らしたい。
 hoton hecen be cisui tuwakiyame hese be daharakū kiyangkiyašame/
 城 城 を 自ら 見張り 旨 を したがわれない のさばり
 yaburengge bici uthai feksime alanggi; weile be fonjime cooha unggifi
 おこなうもの あれば ただちに 馳せ 送り告げよ。 罪 を 問い 兵 送つて
 urunakū wambi/ ainaha seme guweburakū; yaya elbime dahabure be,
 必ず 殺す。 決して 免じない。 あらゆる 招撫し したがわせる を、
 ere hesei bithe de arahakūngge be sini/ cihai acabume yabu; si
 これ 旨の 書 に 書かなかったことは を 汝の思いのまま 合わせ おこなえ。汝
 enteke ujen tušan be alifi, urunakū mujilen hūsun be/ wacihiyame,
 かように 重い 職 を 承けて、必ず 心 力 を ことごとく、
 sain be akūbume yabu; bi šang be hairandarakū gung de karulara;/
 よい を 力を尽くし おこなえ。我 賞 を 惜しまない 功 に 報いる。

任じたい。それ以下はすべて汝の思う通りに酌量して用いよ。名を書に書いて上奏せよ。妄りに用いるな。また外の貧窮する村で法・教訓が及ばなくなり、暗愚で物分りの悪い者が暇をみて徒党を組んで、略奪し民を苦しめる者がいれば、汝はその地の官ら・武官らとともに相談して、ひとつひとつ策を用い徒党を解散させよ。また改めないならば、首領となつたものを捕えて法で処理せよ。徒党を組むものはそのまま釈放して帰せ。本分を守り生活させよ。城々をみずから守り固め、旨に従わず頑なにおこなう者がいれば、すぐに急ぎ送り報告せよ。罪を問い、兵を送つて必ず殺す。どうあつても罪は免じない。およそ招撫し従わせるところで、この旨の書に書かれなかったことは、汝が思うとおりに酌量しておこなえ。汝はように重職を受けて、必ず心・力を尽くせ。善を尽くしおこなえ。私は賞を惜しまない。功に報いる。

aikabade heoledefi baita sartabuci, weile be guweci, ojarahū; kice/
 もしも 怠って こと 遅らせれば、 罪 を 赦せない。 励め。

○ineku tere inenggi jang zo ci donjibuha bithei gisun; šūn tiyan
 同じ それ 日 張 若 麒 聞かせた 書の 言。 順 天

fu -i fu ceng, 21b/22a fu in -i weile be kamcifi kadalara hafan jang
 府 の 府 丞、 府 尹 の こと を あわせて 管理する 官 張

zo ci, erin de tusa ojarah sunja hacin -i/ oyonggo baita be gingguleme
 若 麒、 時 に 益 なる 五 件 の 重要だ こと を 謹み

donjibuha; neneme wargi hūlha, jing hecen be manabuha manggi/
 聞かせた。 先に 西 賊、 京 城 を やぶられた あと。

wang, heo, gung, cing se; hūdai niyalma de isitala, ulin be durime
 王、 侯、 公、 卿 ら。 商いの人 に 到るまで、 財貨 を 奪い

hehe be nungneme, yaya/ hafan irgen damu irgen -i teile funcehebihe;
 女 を 害し、 あらゆる官 民 ただ 民 の 限り あまっていた。

^wang ni jurgan -i cooha jifi, / irgen -i emu orho moo be necirakū
 王 の 義 の 兵 来て、 民 の 一 草 木 を おかさない

ojoro jakade; irgen -i niyalma alimbaharakū urgunjeme, / muse irgen
 なる もので。 民 の ひと 堪えきれない 喜び、 我々 民

banjiha sehe; te damu, cooha irgen, hafan, hūdai niyalma be toktobure
 暮らした いった。 いま ただ、 兵 民、 官、 商いの人 を 定める

be/ urebume bodorakū ojarahū; ^emu hacin, jing hecen serengge, duin
 を 熟させ はからない ならない。 一 件、 京 城 いうもの、 四

ergi 22a/22b irgen -i isanjire ba; bodoci ududu tanggū tumen bi;
 方 民 の あつまりくるところ。 はかれば いくつか 百 万 いる。

^wang ni fafun, dulimba, dergi/ wargi ilan hecen de cooha be tebure
 王 の 法、 中、 東 西 三 城 に 兵 を 居させる

あるいは怠けて事を誤らせれば、罪を免れることができない。励め」。

同じその日。張若麒が聞かせた書の言葉。「順天府の府丞で府尹の事を兼ねて管理する官張若麒が、いまこの時に益となる五項目の重要なことを謹み聞かせた。先に西の賊が京城を破ったので、王・侯・公・卿ら・商人に到るまで、財貨を奪い女を犯し、官・民でただ民のみ残っていた。王の義兵が来て、民の一草木も侵さないで、民の人はこの上なく喜び『我々民は生き永らえた』と言った。いまはただ兵・民・官・商人を落ち着かせるのを、熟考しなくてはならない。一件、京城というのは四方の民が集まってくるところ。計れば数百万いる。王の法で中城・東城・西城の三城区に兵が住む、

julergi amargi juwe hecen de irgen be tebure jakade/ amargi hecen -i
 南 北 二 城 に 民 を 居させる もの。北 城 の
 boo komso; julergi hecen i boo geli amba dulin efujehe dahame, irgen
 家 少ない。南 城 の 家 もまた大 半ば 壊れた したが、民
 emu/ giyan -i boode sunja ninggun niyalma tehengge inu bi; emu
 一 間 の 家に 五 六 人 居たもの も ある。一
 giyan -i boode juwan isire niyalma/ tehengge inu bi; jai boo bahakū
 間 の 家に 十 到る 人 居たもの も ある。また家 得ない
 niyalma tala de dedurengge inu bi; ambula jilakan; ainara/ ^wang
 人 平原 に 寝ているもの も ある。おおいに 憐れ。 どうする。 王
 julergi hecen -i efujehe boo -i oron de dasame boo arafi teki sere
 南 城 の 壊れた 家 の 代わりに おさめ 家 作って 居たい いう
 niyalma bihede tebure;/ jai dulimba, dergi wargi ilan hecen de cooha
 人 あったのに 居させる。また 中、 東 西 三 城 に 兵
 tere; funcehe boo be irgen de bufi tebure; 22b/23a ohode, irgen beye
 居る。 あまった 家 を 民 に 与えて 居させる。 になったのに、民 自身
 be somire ba bahafi gurun -i fulehe akdun ombi; ^^dele seole/ emu
 を 隠れる ところ 得て、 国 の 根本 かたい なる。 上 思いめぐらせよ。一
 hacin, ming gurun -i da kooli, jing hecen -i cooha de biraci juweme
 件、 明 国 の もと 例、 京 城 の 兵 に 河より 運び
 gajiha jeku/ bumbihe; te birai jugūn hafunjirakū dahame, jekui cuwan
 持ってきた 穀物 与えていた。いま 河の 路 通じない したが、 穀物の 船
 jiderengge lakcaha; jing/ hecen -i ts'ang, tung jeo -i ts'ang de jeku
 来ること 絶えた。 京 城 の 倉、 通 州 の 倉 に 穀物
 udu bi; te ^wang ni gaifi jihe amba/ cooha tanggū tumen isimbi;
 いくつ ある。いま 王 の つれて 来た 大いなる 兵 百 万 到る。

南・北の二城区に民が住むので、北城区の家は少ない。南城区の家もまた大半が壊れたので、民は一間の家に五・六人が住んだこともある。一間の家屋に十近くの人が住んだこともある。また家を得ない人が野に寝ていることもある。とても憐れでどうする。王は南城区の壊れた家の替わりに、別に改めて家を作って住みたいという人がいたときに、住ませる。また中城・東城・西城の三城区に兵が住み、残った家を民に与えて住ませるならば、民は自身が隠れるかくすところを得て、国の根本が堅固になる。皇上は思いめぐらせよ。一件、明国の旧例では、京城の兵に河より運び持ってきた穀物を与えていた。いま河道は通じないので、穀物の船が来ること絶えた。京城の倉・通州の倉に穀物がどれほどあるのか。いま王が率いて来た大兵は百万におよぶ。

ubai tehe niyalma be dabume ududu tanggū tumen/ niyalma bi; tutala
 ここの 居た 人 を 数に入れ いくつか 百 万 人 いる。それほどの
 anggala ere jeku be tehei jeci emu juwe biya, hono ojarahū/ uthai
 口 これ 穀物 を 居たまま 食べれば 一 二 月、 すら ならない、ただちに
 wajimbi; wajiha manggi; irgen joboro anggala; coohai niyalma inu
 おわる。 おえた のち。 民 苦しむ だけでない。 兵の 人 も
 jobombikai 23a/23b ^wang hūdun fafun wasimbufi, tung jeo dz'o jeo,
 苦しむのだ。 王 すみやかに 法 下して、 通 州 涿 州、
 tian jin wei ts'ang jeo liyang siyang, i jeo/ jen ding, boo ding ni
 天 津 衛 滄 州 良 郷、 易 州、 真 定、 保 定 の
 jergi ambaka* bade ilan dui tumen cooha tebuci ombi; ajigesi/ bade
 等 やや大きい ところに 三 四 万 兵 居させられる。 やや小さい ところに
 inu emu juwe tumen cooha teci ombi; te jing hecen de bisire coohai
 も 一 二 万 兵 居られる。 いま 京 城 に いる 兵の
 dolo/ baturu mangga sa be tutabufi jing hecen be tuwakiyabu; tereci
 中 勇者 強い ら を 留まらせて、 京 城 を 見張らせよ。 それより
 funcehenge be babai, fu, jeo/ hiyan hoton de tebu; tere gaifi genehe
 あまったもの を ところどころの、 府、 州、 県 城 に 居させよ。 それ 連れて 行った
 hafan, tubai tehe hafan -i emgi kiceme dasame/ aika jaka -i hūda be
 官、 その 居た 官 の ともに 励み おさめ すべて の の 商い を
 wesihun oburakū; geren cooha -i niyalma be inu irgen -i aika jaka be/
 上 なさない。 衆 兵 の 人 を も 民 の すべて の もの を
 duriburakū ohode, coohai niyalma jeku bahafi jetere, morin bahafi
 奪わせない なったのに、 兵の 人 穀物 得て 食べる、 馬 得て
 adulara anggala; hūlha 23b/24a holo be ilibume, jobolon akū obuci
 放牧する だけでない。 賊 偽 を 止め、 苦しむ ない なせる。

ここに住んだ人を加え数百万人いる。それほどの人口がこの穀物を住んで食べれば、一・二ヶ月すらもたず、すぐに尽きる。尽きたのち、民が苦しむだけでなく、兵丁もまた苦しむ。王はすみやかに法を下して、通州・涿州・天津衛・滄州・良郷・易州・真定・保定などのやや大きい地には三・四万の兵を留まらせられる。やや小さい地にも一・二万の兵を留まらせられる。いま京城にいる兵のうち勇壮な者らを住まわせて、京城を見張らせよ。それより残ったものを地方の府・州・県城に住まわせよ。その率いて行った官、そこで住んだ官とともに励み治めることで、すべてのものの価格を上げさせず、衆兵丁にも民のすべてのものを奪わせなくなったときに、兵丁は穀物を得て食べる、馬を得て牧畜を営むだけでなく、盗賊を防ぎ災いをなくすことが

ombi; ere emu weile be yabubuha de ilan sain/ yongkiyambikai; ^^dele
 これ 一 こと を おこなわせた に 三 よい 完全になるぞ。 上

seole:/

思いめぐらせよ。

emu hacin, jing hecen serengge tanggū hacin -i ulin isanjire ba;
 一 件、京 城 というもの 百 件 の 財貨 集まってくる ところ。
 hafan irgen -i akdafi banjirengge,/ te hoton -i duka -i tule hūlha
 官 民 の 頼って 暮らすもの、 いま城 の 門 の 外 賊
 kiyangdu cihai yabumbi; jugūn sibufi hafunjirakū; udu/ hūdai niyalma
 力まかせに 思いのまま おこなう。 路 塞がれて 通じない。 いくつ 商いの 人
 bihe seme geleme yaburakū; ^wang hūdun fafun wasimbufi jugūn be
 あった と こわがり 行かない。 王 すみやかに 法 下して 路 を
 taifin/ obufi dergi wargi juwe jugūn, jai yun liyang ho birai dalin -i
 太平 なして 東 西 両 路、 また YUN LIYANG HO 河の 岸 の
 unduri tubaci tuba de/ isitala cooha tebuci inu acambi; hafan sindaci
 途々 そこより そこ に 到るまで兵 居させもすべき。 官 置きもすべき。
 inu acambi; baita akūci ini cisui 24a/24b belheme tuwakiyambi; baita
 事 なければ彼の 自ら 備え 見張る。 事
 tuncinjici* ishun de danumbi; udu julergi ulin aika jaka/ amba giyang
 出てくれば 互い に かまいあう。 いくつ 南 財貨 すべて物 大 江
 de kabufi taka hūdašame isinjirakū bicibe, jing hecen -i šurdeme, alin
 に 囲まれて しばらく 商いし 到りこない あっても、京 城 の まわり、 山
 -i hashū/ ici ergi baci tucire nimaha, bele, boso, sujei jergi jaka sejen
 の 左 右 方 ところより 出る 魚、 米、 布、 緞子の等 物 車
 -i isibuci ombi; uttu/ ohode hūdai niyalma emdubei muke eyere gese
 の およぼせる。 そのよう なったのに 商い 人 くりかえし 水 流れる ような

できる。この一件をおこなわせたときに、三つの善が完全になるぞ。皇上は思いめぐらせよ。

一件、京城というのは百件の財貨が集まってくるところ。官・民が頼って暮らすこと。いま城門の外は賊が力まかせに思いのまま行動している。路は塞がれて通じない。いくら商人であってもおそれ行かない。王はすみやかに法を下して、路を安んじて東西両路および YUN LIYANG 河の河岸沿いに、そこからあそこにいたるまで兵を留めるべき。官をも置くべき。事件がなければ、おのずから備え見守る。事がおこれば相互に助け合う。いくら南方の財貨やあらゆる物が大江に遮られてしばらく商売しに来なくても、京城の周辺や山の両側の地より出る魚・米・綿布・緞子などのものは、車で運ぶことができる。そうなれば商人はいくらでも水が流れるように

jimbi kai; ^^dele seole/ emu hacin, julgeci ebsi gurun, irgen be fulehe
 来る ぞ。 上 思いめぐらせよ。 一 件、 古より こちら 国、 民 を 根本
 obuhabi; irgen jeku be fulehe obuhabi;/ jeku usin be fulehe obuhabi;
 なしている。 民 穀物 を 根本 なしている。 穀物 田 を 根本 なしている。
 te donjici jing hecen -i šurdeme, tanggū bai dorgi tulergi/ usin jeku
 いま 聞けば 京 城 の まわり、 百 里の 内 外 田 穀物
 gemu coohai morin sa jeme wajiha sembi; te erin de acabume agaha;
 みな 兵の 馬 ら 食べ おえた いう。 いま 時 に あわせ 雨降った。
 buya irgen geli 24b/25a morin adulambi seme dahūme tarirakū; ^wang
 つまらない 民 もまた 馬 放牧する と 重ね 耕さない。 王
 hūdun fafun wasimbufi yaya usin jeku de/ coohai morin sa be
 すみやかに 法 下して、 あらゆる 田 穀物 に 兵の 馬 ら を
 adulaburakū; coohai niyalma šurdeme tehe bade, coohai hafan ciralame
 放牧させない。 兵の 人 まわり 居る ところに、 兵の 官 厳しくし
 fafulafi/ uleburakū ohode irgen de jeku tesuci coohai niyalma de inu
 命じて 食物を配らない なったのに 民 に 穀物 足りれば 兵の 人 にも
 ini cisui jeku tesumbikai;/ ere hūlha kiyangdu be ilibure, irgen be
 彼の 自ら 穀物 足りるぞ。 これ 賊 力まかせに を 止める、 民 を
 tokto bure arga; ^^dele seole/
 定める 策。 上 思いめぐらせよ。

emu hacin, liodzei jing hecen be gaihaci ebsi, hoton -i dorgi irgen
 一 件、 流賊 京 城 を とってより こちら、 城 の 内 民
 -i niyalma, bayan yadahūn seme/ gemu untuhun oho; yuyure beyere de
 の 人、 富 貧しい いて みな 空 なった。 飢える 冷える に
 hūlha ojongge daci jihe kooli; te donjici julergi/ dukai hūdai boo -i
 賊 なること もとより 来た 例。 いま 聞けば、 南 門の 商いの 家 の

来るぞ。皇上は思いめぐらせよ。一件、古より以来、国は民を根本としている。民は穀物を根本としている。穀物は田を根本としている。いま聞けば、京城の周辺の百里内外の田の穀物は、みな兵の馬らが食べ尽くしたという。いま時に合わせ雨が降った。小民もまた馬を放牧すると再び耕さない。王はすみやかに法を下して、あらゆる田・穀物に兵の馬らを放牧させない、兵丁が周辺にいるところでは、武官が厳命して家畜に穀物をあてがわせなくなったときに、民に穀物が足りるので、兵丁にもまた自然と穀物が足りるぞ。これは賊盗を防ぎ、民を安んずる策。皇上は思いめぐらせよ。

一件、流賊が京城をとって以来、城内の民人・富者が貧しいとみな無一文になった。飢える・凍えるときに賊になるのは、古よりきた事例だ。いま聞けば、南門の商家の

ulin hūlhabure; dergi hoton de ududu niyalma wabure; jugūn giyai de
 財貨 盗まれる。東 城 に いくつか 人 殺される。路 街 に
 25a/25b etuku sume gajjara, niyalma -i mujilen olhome geneme ganio
 衣服 脱ぎ 受けとる、人 の 心 おそれ 行き 怪
 gisun inu labdu ohobi neneme/ ^wang cooha irgen -i jalin jobome, ba
 言 も 多い なっている先に 王 兵 民 の ため 苦しみ、ところ
 dendeme toktobufi, fafun umesi sain -i ten de isinahabi,/ damu irgen
 分け 定めて、法 はなはだよい の 極みに 到りついている。ただ 民
 julergi hecen -i tule tehebi; dolo coohai niyalma tehebi; amargi hecen
 南 城 の 外 居っている。中 兵の 人 居っている。北 城
 -i ba/ hafirahūn, emu hošo; coohai niyalma dulimba dergi wargi hoton
 の ところ 狭い、一 隅、兵の 人 中 東 西 城
 de tehebi; irgen ujan/ acame tehebi; terei siden de hūda hūdašara be
 に 居っている。民 へり あい 居っている。その 間 に 商い 商いする を
 baicame tuwara niyalma akū; aika jaka/ hūda wesihun ohongge inu bi;
 調べ 見る 人 いない。すべて物 商い 上 なったこと もある。
 durime gaime yaburengge inu bi; bi jurgan -i hafan dahame saha
 奪い とって いくこと もある。我 部 の 官 したがいい 知った
 babe ai gelhun akū,/ gisurerakū wang hūdun fafun wasimbufi, sunja
 ところを なにあえて 言わない 王 すみやかに 法 下して、五
 hecen i bade cooha irgen be baicara hafan; gašan giyai be 25b/26a
 城 の ところに 兵 民 を 査べる 官。村 街 を
 baicara niyalma sindafi fafun be jurcehe niyalma be uthai jafafi fafun
 査べる 人 置いて 法 を たがえた 人 を ただちにとらえて 法
 de benefi weile arame/ ohode, cooha irgen teni fafun be sambī; jing
 に 送って 罪 して なったのに、兵 民 ようやく 法 を 知る。京

財貨が盗まれる。東城で多くの人が殺される。路街で衣服を脱がし取る。人の心がおそれ、妖言も多くなった。先に王は兵・民のために苦勞し、地を分け平定して、法は大いに善の極みに到っている。ただ民は南城の外に住んでいる。中に兵丁が住んでいる。北城の地は狭い一角。兵丁は中城・東城・西城の城区に住んでいる。民は軒を合わせ住んでいる。その間に商品を取引するのを監察する人がいない。すべてのものは価格が高くなったこともある。奪い取っていくこともある。私は部の官なので、知ったことをどうしてあえて言わないだろうか。王はすみやかに法を下して、五城区のところに兵・民を巡查する官、村・街に巡查する人を置いて、法に背いた人をただちに捕らえて、法に送って罪とするとときに、兵・民はようやく法を知る。京

hecen -i dolo inu taifin ombi; niyalma -i/ mujilen umesi toktombi kai;
 城 の 中 も 太平 なる。人 の 心 はなはだ 定まる ぞ。
 ^^dele seole; ere sunja hacin udu ambula sain leolen/ waka bicibe,
 上 思いめぐらせよ。これ 五 件 いくつ おおいに よい 論 ない あつても、
 yargiyan -i ne uthai dasabure aitubure oyonggo ba;/ ^wang ni
 本当 の いま ただちに おさめさせる 治す 重要だ ところ。王 の
 fergecuke* gūnin -i gamame hūdun yabubure biheo; alimbaharakū
 たぐい稀なる おもい の 持っていく すみやかにおこなう あつたか。堪えきれない
 هنگkišeme donjibuha/ ^wang tuwafi sonjome baitalaki sehe/
 叩頭しまくり 聞かせた。王 見て 選び 用いたい いった。
 ○juwan emu de donjibuha bithei gisun; hashū ergi dudu gung šun
 十 一 に 聞かせた 書の 言。左 方 都督 恭 順
 heo, sun wei 26a/26b hafan, u wei fan*, hashū ergi dudu gung šun
 侯、山 西 官、吳 惟 華、左 方 都督 恭 順
 heo -i san ci hafan u wei dzuwang; gingguleme/ wesimburengge; ming
 侯 の SAN CI 官 吳 惟 莊。 謹み 奏すること。明
 gurun -i fu ning heo ju guwe bi serengge dere selei gese; mujilen
 国 の 撫 寧 侯 朱 国 弼 いうもの 顔 鉄の ような。心
 juhei gese;/ dere banjirakū gisurembi; nenehe han de juwe jergi tondo
 氷の ような。顔 生じない 言う。先んじた Han に 二 度 忠
 gisun -i tafulaha turgun de wasimbufi/ bederebuhe bihe; sung jen, terei
 言 で 諫めた ゆえ に 降して 戻した あつた。崇 禎、その
 tondo be safi dahūme da hafan obufi jeku juweme be/ kadalara
 忠 を 知って 重ね もと 官 なして 穀物 運び を 管理する
 dzung bing obuha; ere aniya aniya biyai juwan jakūn de, han -i hesei
 総 兵 なした。これ 年 正 月の 十 八 日、Han の 旨の

城の内もまた安らかになる。人の心は大いに定まるぞ。皇上は思いめぐらせよ。この五箇条がたとえ大いによい論でないとはいえ、まさにいまだちに改めさせる、治すのが緊要である。王は優れた意思をもち、すみやかにおこなってくれまいか。耐えきれず叩頭して聞かせた」。王は「見て選び用いたい」と言った。

十一日。聞かせた書の言葉。「左都督恭順侯・山西官・吳惟華、左都督恭順侯のSAN CI官吳惟莊が謹み上奏すること。『明国の撫寧侯朱国弼という者は、顔は鉄のようで、心は氷のようで、人の顔色をうかがわないで言う。先帝に二度忠言で諫めたゆえに、降されて退けられていた。崇禎帝はこの忠義を知って改めてもとの官にして督理漕運総兵とした。本年正月十八日に皇帝の旨で

hūwai šang* ni/ bade jeku bošome genefi emu biya oho akū, ilan
 淮揚のところに穀物 追い 行って 一 月 なかった、三
 tanggū jekui cuwan be bejing de isabuha/ ubašaha jiyangjiyun geo
 百 穀物 船 を 北京 に あつめた。 そむいた 將軍 高
 jiyei sioi jeo be gainara; geli dzung bing bu sung šan cooha 26b/27a
 杰 徐 州 を とりに行く。 また 総 兵 BU SUNG ŠAN 兵
 gaifi pi su bade jidere, jeo, ts'ung, lu, fu, dui goloi wang, liodzei
 連れて 邳 沭 ところに 来る、 周、 崇、 魯、 福、 四 地方の 王、 流賊
 de bošobufi/ hūwai šang* ni bade ukame jidere jakade; ju guwe bi,
 に 追われて 淮揚のところに 逃げ 来る もので。 朱 国 弼、
 ini harangga san jiyang, jang guwe/ guwang be, jing hecen de jeku
 彼の 属下 参 将、 張 国 光 を、 京 城 に 穀物
 tuwakiyara cooha ungggi seme takūraha bihe; jang guwe guwang/ jing
 見張る 兵 送れ と 遣わした あつた。 張 国 光 京
 hecen de isinjiha fonde, tob seme jing hecen gaibuha ucuri ojoro
 城 に 到りきた ときに、 ちょうど 京 城 とられた 機会 なる
 jakade/ jang guwe guwang alin de ukafi bihe, ju guwe bi jang guwe
 もので、 張 国 光 山 に 逃げて あつた、 朱 国 弼 張 国
 guwang julergi amargi emte ergide/ tefi ishunde mejige bahafi
 光 南 北 一ずつ 方に 居て 互いに 知らせ 得て
 hafundarakū; aika bade inenngi goidaha de geli gūwa/ gūnin tucirahū;
 通じない。 あるいは 日 久しくなつたに また 別のおもい 出るのではないか。
 ainara, wang emu fafun -i bithe be jang guwe guwang de bufi,
 どうする、 王 一 法 の 書 を 張 国 光 に 与えて、
 hūwai 27a/27b šang* ni bade unggifi, terei harangga, fu, jeo, hiyan,
 淮揚のところに 送って、 その 属下、 府、 州、 県、

淮揚の地に糧食を催促しに行つて、一月たらずに三百の穀物の船を北京に集めた。背いた將軍高杰が徐州を取りに行く。また総兵 BU SUNG ŠAN が兵を率いて邳・沭の地に来る。周・崇・魯・福の四地方の王が流賊に駆逐されて、淮揚の地に逃げて来るので、朱国弼は彼の管下の参将張国光に「京城に穀物を見張る兵を送れ」と遣わしていた。張国光が京城に到着したときに、まさに京城がとられた時機なので、張国光は山に逃げていた。朱国弼・張国光は南北の各方にいて、互いに消息が通じない。あるいは日が久しくたつたときに、また別の考えが出るのではないだろうか。王が一つの法の書を張国光に与えて、淮揚の地に送って、その管下の府・州・県・

buya gašan -i hafan irgen be dahabufi hūdai/ niyalma be kemuni fe
 小 村 の 官 民 を したがわして 商いの 人 を そのまま 旧
 an -i hūdašabukini; bi gūnici hūwai +[šang]* serengge julergi emu
 常 の 商いさせたい。 我 思えば 淮 + [揚] いうもの 南 一
 oyonggo ba/ jeku juwere mukei jugūn serengge gurun -i akadahangge*;
 重要だ ところ。 穀物 運ぶ 水の 路 いうもの 国 の 頼ったもの。
 ere be ebšerakū oci ojarahū/ ere jugūn -i jeku, hūdai niyalma gemu
 これ を 急がない なれない。 これ 路 の 穀物、 商いの 人 みな
 jidere ohode, eiten baitalara jaka gurun de elgiyen/ oci irgen -i
 来る なったのに、 あらゆる 用いる もの 国 に 満ち足りた なれば 民 の
 banjirengge inu ajigen akū kai; jai jang guwe guwang ni sargan, juse
 暮らすこと も 小さい ない ぞ。 また 張 国 光 の 妻、 子ら
 jing hecen debi/ ede mini boo -i hanci, emu udu giyan ajige boo
 京 城 にいる。 これに 我の 家 の 近く、 一 いくつ間 小さい 家
 bufi, bi tuwašame ujiki; jang guwe guwang/ emu mujilen -i kiceme
 与えて、 我 世話し 養いたい。 張 国 光 一 心 の 励み
 genefi gisurehe de urunakū weile mutembi; uttu gingguleme 27b/28a
 行って 話した に 必ず 事 できる。 このよう 謹しみ
 wesimbume donjibumbi; ^wang tuwafi ere bithei gisun -i songkoi
 奏し 聞かせる。 王 見て これ 書の 言 の とおりに
 yabubu sehe/
 おこなわせよ いった。

Ojuwan ilan de li jiyān de wasimbuha ^^hesei bithe; uheri be
 十 三 に 李 鑑 に 下した 旨の 書。 すべて を
 baicara jurgan i/ ici ergi ciyan du ioi sy hafan li jiyān de
 査べる 部 の 右 側 僉 都 御 史 官 李 鑑 に

小村の官・民を従わせて、商人をそのまま旧来通り商売させたい。私が考えるに、淮揚というのは南方でひとつの緊要の地。穀物を運搬する水路というのは国が頼りにするもの。これは急がなければならない。この路の糧食と商人がみな来たときに、すべて用いるものが国に満ちれば、民の暮らしもまた小さくないぞ。また張国光の妻・子らは京城にいる。これに私の家の近くに数間の小さな家を与えて、私が世話をするために養いたい。張国光は一心に励みにいって語ったときに、必ず仕事ができる。このように謹しみ上奏し聞かせる』。王は見て「この書の言葉の通りにおこなえ」と言った。

十三日。李鑑に下した旨の書葉。「都察院右僉都御史の李鑑に

wasimbuha; hiowan fu oyonggo ba, belhere/ tuwakiyara be ciralara
 下した。宣 府 重要だ ところ、備え 見張る を 厳しくする
 dahame; simbe cohome šun fu hafan obuha si coohai baita be/ icihiya
 したが。汝を 特に 巡 撫 官 なした。汝 兵の こと を 処理しろ
 dasa; jurgan bade tefi sula erin de hecen ulan be dasata; cooha be
 おさめよ。部 ところに 居て 閑散 時 に 城 壕 を 整えよ。兵 を
 tacibu urebu./ jase angga gašan fu be dasa; jeku ciyan liyang be
 教えよ 熟させよ、辺 口 村 府 を 治めよ。穀物 錢 糧 を
 baica; liodzei facuhūn de ukaka samsiha/ niyalma be, si dooli, io sy
 査べよ。流賊 乱れ に 逃げた 離散した 人 を、汝 道吏、有 司
 hafasa be gaifi elbime dahabu; toktoleme tebu; tubai hafasa, 28a/28b
 官ら を つれて 招撫し したがわせよ。定め 居させよ。そこの 官ら、
 hūsongge urse, sula tarihakū usin be gajihange bici, emken emken -i
 力ある 輩、閑散 耕していない 田 を 持ってきたもの あれば、一人 一人 に
 baicame tucibufi./ irgen de bufi, ihan bufi taribu; alban -i jeku balai
 査べ 出して、民 に 与えて、牛 与えて 耕させよ。賦 の 穀物 みだりに
 gaime usin -i weile sartabure be saikan/ ciralame ilibu; ilan aniya
 とり 田 の こと 遅らせる を よく 厳しくし 止めよ。三 年
 jeku baha manggi; biya bodome jeku bure be nakabu; tarime wajirakū/
 穀物 得た のち。月 はかり 穀物 与える を やめさせよ。耕し おわらない
 funcehe usin bici, geli niyalma be baifi taribu; nenehe songkoi alban
 あまった 田 あれば、また 人 を 求めて 耕させよ。先んじた とおりに 賦
 jeku gaijara be guwebu./ ilan aniya jeku baha manggi; cooha ojoro,
 穀物 受けとる を 免じよ。三 年 穀物 得た のち。兵 なる、
 akūci alban -i jeku tucire be, irgen -i ciha okini./ aniya -i dubede
 なければ 賦 の 穀物 出す を、民 の 思いのまま するがよい。年 の 末に

下した。宣府は緊要の地。備え監視を厳しくするので、汝を特に巡撫とした。汝は軍務を処理し治めよ。部のところにおいて、時間がある時には、城・溝を整えよ。兵を教え修練させよ。辺牆の入口・村・府を治めよ。穀物・錢糧を査べよ。流賊の叛乱で逃亡した・離散した人は、汝が道吏・有司らをつれて、招撫し従わせよ。定めて住ませよ。そこの官ら・力ある輩で、空いて耕していない田をもってきたものがいれば、一人一人査べ出して、民に与えて牛を与えて耕させよ。賦の穀物をみだりに取り、田の仕事が遅れるのをよくよく厳しく禁じよ。三年穀物を得たのちは、月ごとに穀物を与えるのを止めよ。耕し終わらず残った田があれば、また人を求めて耕させよ。先の通り賦の穀物を取りたてるのを免ぜよ。三年穀物を得たのち、兵になるか、そうでなければ賦の穀物を出すかを、民の好きにするがよい。年末に

tariha usin -i ton be dangse arafi wesimbume benju; jai emu dangse
 耕した 田 の 数 を 檔子 書いて 奏し 送ってこい。また 一 檔子
 arafi/ jurgan de benju; baicame tuwakini; sini harangga bithe coohai
 書いて 部 に 送ってこい。査べ 見るがいい。汝の 属下の 文 兵の
 hafasa be kicebe banuhū be 28b/29a baicafi dosi bolgo be ilgafi, emu
 官ら を 勤勉な 怠慢な を 査べて、貪欲 清らか を 区別して、一
 aniya emgeri alanju; šang koro be yabure, cooha tucike ba/ oci, cooha
 年 一度 告げにこい。賞 罰 を おこなう、兵 出したところ ならば、兵
 kadala; jeku ciyan liyang be icihiya; fafun be cira genggiyen ubu*;
 管理せよ。穀物 錢 糧 を 処理せよ。法 を 厳しく 聡明 なせ。
 karun juce be saikan/ sinda; jiyangjiyun cooha be bilume gosi; cooha
 哨探 詰所 を よく 置け。將軍 兵 を 安んじ 慈しめ。兵
 sejen be silime sonjo; coohai ciyanliyang be tookaburakū/ isibu;
 車 を よりぬき 選べ。兵の 錢糧 を 遅らせない およばせよ。
 ciyanliyang tookara, coohai baita be sartabure; sui akū niyalma be
 錢糧 遅れる、兵の 事 を 遅らせる。罪 ない 人 を
 wafi gung gaijara;/ temšere etuhušere niyalma oci; bithei hafan oci
 殺して 功 受けとる。競いあう 力をふるう 人 ならば。文の 官 ならば
 sunjaci jergici fusihūn; coohai hafan oci/ duici jergici fusihūn coohai
 五番目 等より 下。 兵の 官 ならば 四番目 等より 下 兵の
 fafun -i gama; erebe dooli hafan, ciyanliyang kadalara hafan/
 法 の 持っていけ。これを 道吏 官、 錢糧 管理する 官
 yargiyalame baicafi tucibume gisurekini; yaya yabubure yabuburakū,
 確かめ 査べて 出させ 言うがよい。およそ おこなわせる おこなわせない、
 acara acarakū weile be 29a/29b dzung bing hafasai emgi hebešeme
 あう あわない 罪 を 総 兵 官らの とともに 商議し

耕した田の数を檔子に書いて、上奏し送って来い。また同じ檔子を書いて部に送って来い。査べ確かめるがよい。汝の属下の文・武官らについては、勤勉さ・懶惰さを査べて、貪欲さ・清廉さを区別して、一年に一度告げに来い。賞罰をおこなう。兵を出したところならば、兵を管理せよ。穀物・錢糧を処理せよ。法を厳命にせよ。哨探・詰所をよくよく置け。將軍は兵を撫育し慈しめ。兵・車を選抜せよ。兵の錢糧は遅らせず送り届けよ。錢糧が遅れる・軍事を誤らせる・罪ない人を殺して功を受ける・争ったり力を振るう人ならば、文官であれば五品以下、武官であれば四品以下は軍法で処理せよ。これを道吏・錢糧を管理する官が確認し査べて出させ議したい。およそおこなわせるかおこなわせないか、適当か不適當かの罪は、総兵官らがともに協議し

yabu; si ere ujen tušan be aliha gaiha dahame tondo/ bolgoi yabubu;
 おこなえ。汝 これ 重い 職 を 受けた とった したが、忠実 清らかに おこなえ。
 beye be tob obufi fejergi be yargūda; cooha irgen be elhe toktobu;/
 身 を 正しく なして 下 を 善導せよ。兵 民 を 安らか 定めよ。
 jalingga ehe be geterembu; tuttu mutehede sinde gung kai; aikabade
 奸邪な 悪 を 一掃せよ。そのように できたのに 汝に 功 ぞ。もしも
 fejergi/ hafan irgen de menggun ulin gaime, heolen sula gūnin cihai
 下 官 民 に 銀 財貨 とり、怠惰 閑散 おもい 思いのままに
 yabume geren de hebe akū,/ sini bade ufaracun tucici; weile sinde
 おこない、衆 に 商議 ない、汝の ところに 過失 出れば。罪 汝に
 ombikai; si ginggule kice;/
 なるぞ。汝 謹み 励め。

○ineku tere inenggi; fu ning heo de unggihe bithei gisun;
 同じ それ 日。撫 寧 侯 に 送った 書の 言。
 ^^daicing gurun -i/ ^^han -i funde doro be aliha wang ni bithe; fu
 大清 国 の Han の 代わりに 政 を 承けた 王 の 書。撫
 ning heo, ju siyan seng de unggihe; 29b/30a bi wesihun -i gebu be
 寧 侯、朱 先 生 に 送った。我 貴 の 名 を
 afinici* donjiha bihe; ainambahafi acara seme buyeme bihengge, jabšan de/
 かねてより 聞いた あった。どうして あう いい 願い あったこと、幸い に
 jiyangjiyūn -i fejergi sanjiyang, jang guwe guwang, jiyangjiyūn be hūwai
 将軍 の 下 参将、張 国 光、将軍 を 淮
 šang* ni bade bi seme/ alara jakade; ^bi ambula urgunjeme, uthai
 揚 の ところにある いい 告げる もの。我 おおいに 喜び、ただちに
 jang guwe guwang de bithe jafabufi/ ebšeme takūraha; ^bi liodzei lidz
 張 国 光 に 書 とらせて 急ぎ 遣わした。我 流賊 李自

おこなえ。汝はこの重職を引き受けたので、忠実に清廉におこなえ。自身を正しくして下を善に導け。兵・民を安定させよ。奸邪な悪を一掃せよ。このようにできたときには、汝に功があるぞ。あるいは下の官・民に銀・財貨を取り、怠けて空虚な思いのままおこない、衆に相談なく汝のところに過ちが生じたならば、罪は汝になるぞ。汝は謹み励め。

同じその日。撫寧侯に遣わした書の言葉。「大清国の摂政王の言葉。撫寧侯朱先生に遣わした。私は尊名をかねてより聞いていた。いかにして会おうと欲していたところ、幸いにも将軍のものと参将張国光が将軍は淮揚の地にいると告げるので、私は大いに喜び、ただちに張国光に書を持たせて急ぎ遣わした。私は『流賊李自

ceng, bejing be gaiha, ming gurun -i doro be/ efulehe seme donjifi;
 成、北京をとった、明国の政を壊したいい聞いて。
 jurgan -i amba cooha be gaifi dobori dulime ebšeme jifi,/ šanahai
 義の大なる兵をつれて夜通し急ぎ来て、山海
 furdan de isinjiha manggi; ping si wang u san gui; sung jen han -i
 関に到りきたのち。平西王吳三桂。崇禎 Han の
 karu be/ gaiki seme okdome dahafi mini cooha šanahai furdan dosika
 仇をとりたいいい迎えしたがって我の兵山海関に入った
 manggi; liodzei lidz ceng ni 30a/30b orin tumen cooha be emgeri
 ので。流賊李自成の二十万兵を一度
 tungken dume uthai efulefi hūlhai da lidz ceng dobori/ dulime emu
 太鼓打ち鳴らしただちに壊して賊のもと李自成夜通し一
 udu minggan cooha be gaifi yan jing ni baru burulafi; yan jing ni
 数千兵をつれて燕京の方敗走して。燕京の
 gung/ diyan be gemu tuwa sindafi siyansi, si an fu -i baru burulara
 宮殿をみな火置いて陝西、西安府の方敗走する
 be amba cooha jen ding ni/ bade amcafi liodzei cooha be geli;
 を大なる兵真定のところに追って流賊兵をまた。
 gidaha; ^bi yan jing be, du hecen obufi/ umesi tehe; geren hafan
 破った。我燕京を、都城なして、はなはだ居た。衆官
 irgen be ilan inenggi sinahilabufi, sung jen han be amcame jilakan
 民を三日喪服を着させて、崇禎 Han を追い憐れ
 di/ obufi giran be dorolome sindaha; ^bi babade bithe unggime, abkai
 帝なして、墓を礼をおこない置いた。我ところどころに書送り、天の
 fejergi be/ elbime toktobumbi; ere ucuri gūnin bisire niyalma jing, gung
 下を招撫し定める。これ機会おもいある人正に、功

成が北京を取った、明国の政道を壊した』と聞いて、義の大兵を率いて、夜を徹し急ぎ来て、山海関に到着したので、平西王吳三桂が『崇禎帝の仇をとりたい』と迎え従った。我が兵が山海関に入ったので、流賊李自成の二十万の兵を一度太鼓を打ち鳴らし直ちに破った。賊の首領李自成は夜を徹し数千の兵を率いて燕京の方に逃げて、燕京の宮殿にみな火を放って陝西西安府の方に逃げるのを、大兵が真定の地で追いついて、流賊の兵を再び撃破した。私は燕京を都城にして大いに留まった。衆官・民に三日喪服を着させて、崇禎帝を追諡して愍帝として、墓に礼を尽くし葬った。私は各地に書を送り、「天下を招撫し平定する。この機会には意思ある人がまさに功を

ilibure fon kai; 30b/31a tubai fu, jeo siyan be gaifi dahacibe; cifun -i
 立てる とき ぞ。 そのの 府、 州 県 を つれて したがっても。 税 の
 jeku ciyan liyang be isibucibe, beye/ jicibe; minde dahafi liodzei be
 穀物 錢 糧 を およぼしても、 自身 来ても。 我に したがって 流賊 を
 wacihiyaci, emu oci ejen -i baili karu be bahambi;/ jai oci beye boo
 ことごとくすれば、 一 なれば 主 の 恩 報い を 得る。 次 なれば 自身 家
 jalan halame enteheme wesihun ombikai; jiyangjiyūn hūdun yabu; bithe
 代 改め 永遠に 貴 なるぞ。 將軍 すみやかにおこなえ。 書
 de/ gisun wajirakū; dahaha hafan irgen be ujire; ba na be
 に 言 おわらない。 したがった 官 民 を 養う。 場 地 を
 tokto burengge g'osy bithe de/ yargiyan araha bi/
 定めること 告示 書 に 本当 書いた ある。

○ineku tere inenggi wasimbuha bithei gisun; te simbe tung jeoi
 同じ それ 日 下した 書の 言。 いま 汝を 通 州の
 bing bei dooli/ obufi, cooha be inu kamcime kadalabumbi; uthai tere
 兵 備 道吏 なして、 兵 を も あわせ 管理させる。 ただちに それ
 bade te; tung jeo, san hoo, 31a/31b u cing, g'o hiyan, sin u, ding
 ところに 居よ。 通 州、 三 河、 武 清、 瀋 陽 県、 新 武、 定
 biyan, sing jeo -i amargi tun, ing jeo -i amargi tun;/ nadan wei, io
 辺、 興 州 の 後ろ 島、 易 州 の 後ろ 島。 七 衛、 御
 sy yamun -i hafasa be gemu si kadala; kemuni kedereme tuwaša;
 史 衙門 の 官ら を みな 汝 管理せよ。 そのまま 巡回し 世話せよ。
 cooha irgen be/ urebu; hecen ulan be dasa; habšara be saikan kimci;
 兵 民 を 熟させよ。 城 壕 を おさめよ。 訴える を よく 詳細にせよ。
 jeku ciyan liyang orho liyoo be/ baica; mukei jugūn be inu kadalame,
 穀物、 錢 糧、 草 料 を 査べよ。 水 の 路 を も 管理し、

立てる時ぞ。そのの府・州・縣を率いてしたがうにせよ、税の穀物・錢糧を送るにせよ、みずから来るにせよ、私に従って流賊を滅ぼすならば、一には主の恩に報いることができる。二には自身の家が代々永遠に尊くなるぞ。將軍はすみやかに行動せよ。書に言葉は尽きない。従った官・民は養う』。地方を定めることを告示に偽りなく書いてある。

同じその日。下した書の言葉。「いま汝を通州の兵備道として、兵をも兼ねて管理させる。ただにその地に留まれ。通州・三河・武清・瀋陽・新武・定辺・興州後島・易州後島の七衛と御史の官らは、みな汝が管理せよ。そのまま巡邏し監視せよ。兵・民を熟練させよ。城・溝を修理せよ。訴えるのをよくよく詳らかにせよ。穀物・錢糧・草料を検査せよ。水路をも管理し、

jeku juwere be baica; jalingga holo be saikan/ kimci; hūlha dekdeci
 穀物 運ぶ を 査べよ。 奸悪 偽 を よく 詳細にせよ。 賊 起これば、
 uthai tung jeo -i ice fe juwe ing ni jiyangjiyūn hafan -i/ emgi uhei
 ただちに 通 州 の 新 旧 二 營 の 将軍 官 の とともに 共に
 hebešeme acara be tuwame yabu; fafun kooli be getuken obu; baturi
 商議し あう を 見て おこなえ。 法 例 を 明白な なせ。 勇者
 mangga/ niyalma be gaifi, arga bodon be tacibume; gung bisire, weile
 強い 人 を つれて 策 略 を 教え。 功 ある、 罪
 bisirengge be kimci; 31b/32a tere yabun -i ucuri šun fu hafan -i emgi
 あるもの を 詳細にせよ。 それ おこないの 機会 巡 撫 官 の とともに
 jabšara ufarara be acara be tuwame yabu;/ sini harangga bithe coohai
 得する 損なう を あう を 見て おこなえ。 汝の 属下 文 武の
 hafasa, dosi ehe bihede, bithe arafi wesimbu; jafafi/ fonjiki; yaya aniya,
 官ら、 貪欲 悪 あつたのに、 書 なして 奏せ。 とらえて 問いたい。 およそ 年、
 sini icihiyaha weile be bithe arafi šun fu yamun de bene; šun fu/
 汝の 処理した こと を 書 なして 巡 撫 衙門 に 送れ。 巡 撫
 hafan bithe arafi, jurgan de benjikini; si ere tušan be alime gaifi
 官 書 書いて、 部 に 送るがよい。 汝 これ 職 を 受け とつて
 hanja bolgo/ oso; beye be tob seme obufi geren be dasa; jalingga be
 清廉 清らかなれ。 自身 を 正しいい なして、 衆 を おさめよ。 奸悪 を
 nakabu; ehe be isebu;/ irgen be toktoibu; uttu oci sini tušan yargiyan
 やめさせよ。 悪 を 懲らしめよ。 民 を 定めよ。 このよう なれば 汝の 職 本当
 ohokai; aika bade heolen sula/ ojoro; ming gurun -i fon -i adali fejergi
 なつたぞ。 もしも 怠惰 閑散 なる。 明 国 の とき の 同じ 下
 hafan irgen de menggun ulin gajjara; 32a/32b gung weile be yargiyan
 官 民 に 銀 財貨 受けとる。 功 罪 を 本当

穀物の運送を検査せよ。奸悪・嘘をよくよく詳らかにせよ。賊が起これば、ただちに通州の新旧二營の将軍とともに、一緒に協議し酌量しおこなえ。法例を明らかにせよ。勇強な人をつれて策略を教え、功ある・罪ある者を詳らかにせよ。そのおこなう機会、巡撫とともに得失を酌量し見ておこなえ。汝の属下の文・武官らは、貪劣があつたに書を作って上奏せよ。捕縛して訊問したい。毎年、汝が処理した件については、書を作って巡撫衙門に送れ。巡撫は書を書いて部に送るがよい。汝はこの職を拜命したので清廉・潔白であれ。自身はまさしくそのようにして衆を治めよ。奸悪を除かせよ。悪を懲らしめよ。民を安んじよ。このようであれば汝の職務は本当にのものとなろう。あるいは怠惰で隙あれば、明国のころと同じく下の官・民に銀・財貨を受け取り、功・罪は本当に

oburakū; sini ba ci jobolon tucire oci, sinde weile; kice seremše;/
 なさない。汝のところより苦しみ 出る なれば、汝に 罪。 勤めよ 防げ。

○ineku tere inenggi; donjibuha bithei gisun; boigon jurgan -i k'o
 同じ それ 日。 聞かせた 書の 言。 戸 部 の 科
 jergi yamun -i hashū/ ergi ji sy dzung hafan lio cang se, juwan
 等 衙門 の 左 側 給 事 中 官 劉 昌 ら、 十
 hacin -i weile be tucibufi, taifin dasara/ doro de aisilara jalin
 件 の こと を 出だして、 太平 おさめる 政 に 助ける ため
 gingguleme donjiburengge; emu hacin, tumen niyalma be dahabure;/ duin
 謹み 聞かせること。 一 件、 万 人 を したがわせる。 四
 mederi be bargiyarangge, tere fukjin doro be neirengge; an kemun be
 海 を おさめること、 それ 肇め 政 を 開くこと、 常 定則 を
 ilibure;/ hešen hergin be tulbire; da dube be yongkiyaci; dergi fejergi
 立てる。 綱目 紀律 を 画る。 もと 端 を 完全にすれば。 上 下
 de isitala,/ wesihun fusihūn eiten weile jergi banjirakūngge akū; du
 に 到るまで、 貴 賤 あらゆる こと 等 生じないこと ない。 都
 hecen ci jiyūn, hiyan de 32b/33a isitala dasan yabume giyan
 城 より 郡、 県 に 到るまで おさめる おこない 道理
 ojarahūngge akū; hanci oci tumen niyalma de durun ombi;/ goro oci
 ならないこと ない。 近く なれば 万 人 に 見本 なる。 遠い なれば
 juse omosi alhūdambi; ere fukjin ilibure kooli; te an kemun yongkiyara
 子ら 孫ら 手本にする。 これ 肇め 立てる 例。 いま 常 定則 完全に
 unde;/ yaya weile muwašame ilihabi; geren hafasa samsime facahabi;
 いまだ。 およそ こと 粗製し 立てている。 衆 官ら 離散し 散っている。
 tušan -i baita be dasahakūbi;/ hafan irgen teni muke tuwai jobolon ci
 職 の こと を おさめなかった。 官 民 ようやく 水 火の 苦しみより

できない。汝のところより災いが起これば、汝に罪とする。勤めよ。防げ。

同じその日。聞かせた書の言葉。「戸科の左給事中劉昌らが、十件の事案を提出して、太平を治める道を輔佐するため謹み聞かせること。一件、万人を従わせる、四海を収めること、その初めて政を開くこと、定則を設ける、綱紀を企画すること、終始を完全にすれば、上下に至るまで、貴賤が生じないことはない。都城より郡・県に至るまで統治をおこなうにあたり、道理にかなわないことはない。近くであれば万人に見本となる。遠くであれば子ら・孫らが手本にする。これは初めて設ける例。いま定則はいまだに完備していない。すべてのことは粗く仕上げていた。衆官らが散り散りとなっていた。職務のことを整えていなかった。官・民はようやく水火の災いより

hokohobi; dobori inenggi akū uju tukiyeŋi/ ice doro be ereme tuwambi;
 離れている。夜 昼 ない 頭 擡げて 新しい政 を 望み 見る。

hešen ulhun -i gese oyonggo baita be, mujilen de tebufi/ hūdun
 綱目 襟 の ような 重要だ こと を、 心 に 居させて すみやかに
 giyangnarakūci ombio,
 議論しないでいられようか。

○emu hacin, jurgan -i tu, julergi ergi de fororo jakade;/ hūlha
 一 件、 義 の 蠱、 南 方 に ふりむく もので。 賊
 goro burulaha; gung horon mukdeke de; enduri niyalma mujilen
 遠い 敗走した。 功 威 興った に。 聖 人 心
 dahaha; gūnici 33a/33b hūlha udu goro burulacibe; hūlhai da be
 したがった。 おもえば 賊 たとえ 遠く 敗走しても、 賊の もと を
 mukiybure unde; kemuni san si bade/ etuhušeme tehebi; san si babe
 滅ぼす いまだ。 そのまま 陝 西 ところに 力をふるい 居ている。 陝 西 ところを
 emu inenggi baharakū oci; yan jing ni ba inu emu inenggi/ elhe
 一 日 得ない ならば。 燕 京 の ところも 一 日 安らか
 bahafi dedurakū; ere etehe hūsun de, jasei angga be jafafi, terei
 得て 寝ない。 これ 勝った 力 に、 辺の 口 を つかんで、 その
 tuwašara be/ tuwakiya; san dung, honan de bithe unggifi hūlhai hafan
 世話する を 見張り。 山 東、 河南 に 書 送って 賊の 官
 -i dolo yaka hecen nisihai/ dahaci; an -i weile afabufi kadalabumbi;
 の 中 誰か 城 もろともに したがえば。 常 の こと 委ねて 管理させる。
 baturu mangga niyalma hūlhai hafan be jafafi/ benjici, dain -i gung ci
 勇者 強い 人 賊の 官 を つかんで 送ってくれば、 戦 の 功 より
 ujeleme wesimbumbi; šangnambi se; hūlha tere algin ba*/ donjihade,
 重んじ 奏する。 賞する いえ。 賊 それ 名声 を 聞いたのに、

離れたばかりである。夜昼なく頭をあげて新たな政道を望み見る。綱領ほどの緊要なことを心にとどめて、すみやかに議論しないでおれようか。

一件、義の蠱が南方に向かうので、賊は遠くに逃げた。功・威名が興ったときに、聖人は心に従った。思うに賊がたとえ遠くに逃げるといっても、賊の頭領をまだ滅ぼせない。そのまま陝西の地に力を振るい留まっている。陝西の地を一日手にしないならば、燕京の地もまた一日穏やかに手にして寝られない。この勝った力で辺の入口を手にして、その見張りを固めよ。山東・河南に書を送って、賊官の中で誰かが城ごと従えば、旧常を委ねて管理させる。勇強な人が、賊官を捕えて送ってくるならば、戦の功績より重んじて上奏する。『賞する』と言え。賊がその名声を聞いたときに、

urunakū golofi wasihūn burlambi*; ebsi emu okson dabanjici ojarahū;
必ず 驚いて 西 敗走する。 こちら 一 歩 越えてこられない。

33b/34a uttu ohode hūwang ho birai ba muse de ombikai; wargi
このよう なったのに 黄 河 河の ところ 我々 に なるぞ。 西

amargi babe baha manggi; amba/ cooha nikenehe de, šan si ba
北 ところを得た のち。 大いなる 兵 よっていった に、 陝 西 ところ

emhun ofi hūlha mucen de sindaha nimaha ci encu akū ombi;/ bata
孤立 なって、賊 釜 に 置いた 魚 より 別 ない なる。 敵

be gaime hūlha be dailara jurgan, ereci oyonggongge akū; tuttu akū
を とり 賊 を 討つ 義、 これより 重要なもの ない。 そのよう ない

inenggi biya/ goidaci, hūlha šolo bahafi elbime isabumbi; sukdu geli
日 月 久くなれば、賊 暇 得て 招撫し 集まる。 気 もまた

mukdembi amala etuhušeme/ jafarange mangga ojoro ayoo; ^emu hacin,
盛んになる のちに 力をふるい とらえること 難しい なる あるまいか。 一 件、

donjici erdemu de niyalma/ dahambi; mujilen tondo ai jaka be
聞けば 徳 に 人 したがう。 心 忠 何 もの を

acinggiyambi sehebi; wang jase jecen be neime/ badarambufi dzung
揺り動かす いている。 王 辺 境 を 開き 富ませて 中

yuwan be baha; dorgi tulergi gurun de ^^ejen ofi, goroki hanciki
原 を 得た。 内 外 国 に 主 なって、 遠い 近い

34a/34b urgunjeme dahaha; geli onco gūnin i fejergi be gosire; babade
喜び したがった。 また 寛い おもい の下 を 慈しむ。 ところどころに

saisa be elbime bairengge/ udu julgei genggiyen mergese seme ereci
賢者 を 招撫し 請うこと たとえ 古の 聡明 智者 いい これより

dulenderengge akū kai; geli gūnirengge unenggi/ mujilen be tucibume
過ぎること ない ぞ。 また おもうこと 誠 心 を 出し

必ず驚き恐れて西に敗走する。こちらに一歩越えて来ようにも来られない。そうであれば黄河の地は我々のものになるぞ。西北の地を得たのち、大兵が近づけば、陝西の地は孤立するので、賊は釜に放った魚と変わらなくなる。敵を捕え賊を討つ道は、これより緊要なものはない。そうでなく日月が遅くなれば、賊は隙を得て招き集まる。氣勢もまた盛んになる。後には力を振るうので、捕縛することが難しくなるのを恐れる。一件、聞けば徳に人が従う。心が真っ直ぐであることは、あらゆることを揺り動かすという。王は辺境を開き富ませて中原を得た。内外の国に主となって遠近が喜び従った。また寛大な考えで下々を慈しむ。各地に賢者を招きお願いすることは、たとえ古の聡明な智者とてこれより勝ることはない。また考えることは、誠心を出し

kenehunjerakū baita afabu; hafan irgen be beyei adali tuwa; ishunde/
 疑われない こと 委ねよ。官 民 を 自身の ように 見よ。互いに
 anatame fakcan akū oci weile mutembi; jailara bederecere juwedeme
 一斉に押し 仲違い ない なれば こと できる。 避ける 尻込みする 二心を生じ
 iladame akū oci/ gūnin hafunambi; uttu oci niyalma dahame jimbi;
 三心を生じ ない なれば、おもい 通じる。 このよう なれば 人 したがいい 来る。
 hono amala ojarahū sembikai; uhei/ ojoro weile mangga akū; ^emu
 少しも のちに ならない 言うぞ。 共に なす こと 難しい ない。 一
 hacin, abkai fejergi amban; duin mederi/ onco de, emu niyalma gung
 件、 天の 下 臣。 四 海 寛い に、 一 人 功
 ilibuci muterakū; saisa -i emgi uhei dasaci acambi; yaya jurgan de
 立てれば できない。 賢者 の ともに 共に おさめるべき。 およそ 部 に
 34b/35a ^^hese wasimbufi ujulaha ambasa inenggi dari jurgan -i da
 旨 下して 頭になった 大臣ら 日 ごと 部 のもと
 hafasai emgi dasara doro be hebšeme/ afara gajara giyan, dasara
 官らの ともに おさめる 政 を 商議し 委ねる 受けとる 道理、 おさめる
 toktbure baita be adarame ohode hafan fafungga ombi;/ irgen elhe
 定める こと を、 どうか なったのに 官 法のもの なる。 民 安らか
 ombi seme kimcime fonjime dacilame baime, hafan sinda; saisa be
 なる いい 詳細にし 問い 問いただし 求め、 官 置け。 賢者 を
 gaisu; bithe be/ mukdembu; gurun be dasa; babe dende; hūda be
 とれ。 書 を 興せ。 国 を おさめよ。 ところを 分けよ。 商い を
 hafumbu; faksisa be gosi; han -i etuku mahala -i/ kemun; ^^abka,
 通じさせよ。 匠ら を 慈しめ。 Han の 衣服 冠帽 の 定則。 天、
 miyoo wecere kooli; doro kemun nonggiha ekiyembuhe be tuwame,/
 廟 祭る 例。 政 定則 増した 減らした を 見て、

疑わず仕事を委ねよ。官は民を自身と同様に見よ。互いに譲り仲違いしなければ、事は成る。避けたり尻込みしたり、あれやこれや思い迷わなければ、意思はまっすぐに貫徹する。このようならば人は従い来る。少しも後にできないと思うぞ。ともになすことは難しくない。一件、天下の臣、四海は広いので、一人で功を立てることはできない。賢者と一緒にとともに治めるべき。すべての部に旨を下して、首班となった大臣らは、毎日、部の長官らと一緒に統治する政道については、協議し委ねる道理、取る道理、治める事、決する事について、どうすれば官は法を遵守するようになるのか。民は安らかになるのかと、詳らかに尋ね調べ求め官に任じよ。賢者を取れ。書を盛んに興せ。国を治めよ。地を分け与えよ。商品を流通させよ。職人らを慈しめ。Hanの衣服・冠帽の定則、天・廟を祭る規則、政の定則の増減したことを確かめ、

julge de duibuleme acabume obufi yabubu; buya ajige weile be meni
 古 に 比べ あわせ なして おこなわせよ。つまらない 小さい こと を 各
 meni io sy hafasa de/ afabufi icihiyabu; ^emu hacin, hūlha jobobuhaci
 各 有 司 官ら に 委ねて 処理させよ。 一 件、 賊 苦しめたより
 ebsi, hafan 35a/35b irgen joboho akahangge jergi akū; wang jifi muke
 こちら、官 民 苦しんだ 悲しんだこと 等 ない。王 来て 水
 tuwaci tucibuhe kesi, ereci jiramin/ ningge akū; irgen be tucibuhe
 火より 出した 恩、 これより 厚い もの ない。民 を 出した
 serengge, irgen be gosire yargiyan dasan kai; yargiyan dasan/ serengge
 言うこと、 民 を 慈しむ 本当 政 ぞ。 本当 政 言うこと
 boo toome* bure, niyalma toome* isibure teile waka; terei aisi jobolon
 家 ごとに 与える、人 ごとに およぼす 限り ない。その 利 苦しみ
 be kimcire de/ bikai; wang hūduṅ fafun wasimbufi; aniya dari gaiha
 を 詳細にする に あるぞ。王 すみやかに 法 下して。年 ごと とった
 an i alban i cianliyang ci nonggime/ gajara alban -i cianliyang be
 常 の 賦 の 錢糧 より 増し 受けとる 賦 の 錢糧 を
 te gemu nakabu; susuha manaha jeo, hiyan -i cianliyang udu/ an -i
 いま みな やめさせよ。荒れた やぶれた 州、 県 の 錢糧 たとえ 常 の
 gajara ton bicibe; wacihiyame guwebuci inu acambi; erebe sain io sy
 受けとる 数 あっても、ことごとく 免じもすべき。 これを よい 有 司
 hafan de/ afabufi icihiyabu; saikan kiceme yabume irgen be ujihe de;
 官 に 委ねて 処理させよ。よく 勤め おこない 民 を 養った に。
 juwan inenggi, emu biyai dolo 35b/36a irgen ulhiyen -i banjire arbun
 十 日、 一 月の 中 民 少しずつ に 生きる 様子
 tuncinjimbikai*; ere be yargiyan kesi sembi; emu hacin, gurun/ ilibure
 あらわれてくるのだぞ。これ を 本当 恩 言う。 一 件、 国 立てる

古と比べ合わせておこなわせよ。瑣末な事はそれぞれ有司に委ねて処理させよ。一件、賊が苦しめて以来、官・民が苦しんだ、悲しんだことはひとかたならない。王が来て水火より救い出した恩は、これより厚いものはない。民を救い出すというのは、民を慈しむまことの政治であるぞ。真の政治というのは、家ごとに与える、人ごとに施すばかりではない。その利害を詳らかにするところにあるぞ。王はすみやかに法を下して、毎年取った通常の賦の錢糧より増して取る賦の錢糧をいまみな止めさせよ。荒廃した州・県の錢糧は、たとえ通常受け取る量があっても、ことごとく免じるべき。これをよい有司に委ねて処理させよ。よくよく努めおこない民を養ったときに、十日・一月の内に民は少しずつ生きる様子があらわれてくるぞ。これをまことの恩という。一件、国を立てる

de urunakū alban bi; udu julgei di wang seme irgen de gajjara be
 に 必ず 賦 ある。たとえ 古の 帝王 いい 民 に 受けとる を
 guwehekū bi;/ sain han se urunakū gungnecuke malhūn -i fejergi be
 免れなかった ある。よい Han ら 必ず 恭しく つつましく の 下 を
 dorolome, irgen de gajjara be an ilibuha bi;/ te gung yamun arara;
 礼をおこない、民 に 受けとる を 常 立てた ある。いま 宮 衙門 作る。
 coohai niyalma de bure; dergi de baitalara jaka; hafasai funglu;
 兵の 人 に 与える。上 に 用いる もの。 官らの 俸禄。
 yamun,/ baitalabuha urse ci akame jetere jeku ciyanliyang gemu wajjaha
 衙門 用いさせた 輩 より 心傷み 食糧 穀物 錢糧 みな おわった
 bi; šūn tiyan, yung ping, boo ding,/ ho jiyān, jen ding, šūn de,
 ある。順 天、 永 平、 保 定、 河 間、 真 定、 順 徳、
 guwang ping, dai ming, jakūn fu -i dorgi hūlha de gasihiyabuhakū,/
 広 平、 大 名、 八 府 の 内 賊 に 損なわれなかった、
 jeo, hiyan -i an -i tucire aniya -i cifun jeku be bodome anabume
 州、 県 の 常 の 出す 年 の 税 穀物 を はかり 推し
 toktobufi; hanci bade bele, goro 36a/36b bade hūda salibume gaifi;
 定めて。 近い ところに 米、 遠い ところに 商い 専らにし として。
 hūdun benjibuhe de, ne baita de bahafi acabumbi; san dung ci
 すみやかに 送ってこさせた に、目下 こと に 得て あわせる。 山 東 より
 wasihūn/ ho nan ci amasi, siran siran -i dahaha bi; uba be inu
 西 河 南 より 北、 つぎ つぎ と したがったある。ここ を も
 tucibufi benjibuhe de; ciyanliyang jeku/ ambula ofi gurun -i baita de
 出して 送ってこさせたに。 錢糧 穀物 おおいに なって、国 の こと に
 isiha manggi; joo bithe wasimbufi, ciyanliyang jeku tucire be ilibuki;/
 およんだ のち。 詔 書 下して、 錢糧 穀物 出す を 止めたい。

際には、必ず賦がある。たとえ古の帝王とて民に取るのを免れていない。賢能な Han らは必ず恭しくつつましく下に礼をおこない、民に取るのを慣例としていた。いま宮殿・衙門を作る、兵丁に与える上で用いるもの、官員らの俸禄、衙門が用いさせた者には心が痛むのは、食糧・穀物・錢糧がことごとく尽きている。順天・永平・保定・河間・真定・順徳・広平・大名八府のうち、賊に財産を取られなかった州・県の通常出される年の税・穀物をはかり推定させて、近い地に米、遠方の地に貨を専ら得て、すみやかに送って来させたので、目下ことに合わせる事ができる。山東より西、河南より北が続々と従っている。ここにもまた出させて送って来させたので、錢糧・穀物は多くなり、国の事に足りたので、詔書を下して錢糧・穀物を出すのを止めたい。

duin mederi be icemleme, alban weihuken, weile nekeliyen, erun komso;
 四 海 を 新たにし、 賦 かるい、 罪 うすい、 刑 少ない。
 dasan bolgo obuha de taifin/ doro be bithe tukiye fi aliyaci, ombikai;
 政 清らか なした に 太平 政 を 書 捧げて 待てるぞ。
 ^emu hacin hafan sindara an, tere hafan be bibuci/ acambi; tere
 一 件 官 任じる 常、 それ 官 を 留めるべき。 それ
 hafan be nakabuci acambi; tere weile ambula hafan yooni bibuci
 官 を やめさせるべき。 それ こと おおいに 官 まったく 留めるべき。
 acambi/ tere weile komso dulin ekiyembuci acambi seme; weilei ambula
 それ こと 少ない 半ば 減らすべき いい。 ことの おおいに
 komso be tuwame, hafan -i 36b/37a ton be tokto bufi; niyalma be
 少ない を 見て、 官 の 数 を 定めて。 人 を
 sonjofi baitala; emu hafan be sindaci, emu weile be/ afabu; ere tušan
 選んで 用いよ。 一 官 を 任じれば、 一 こと を 委ねよ。 これ 職
 -i oyonggo baita; hafan yabubuci acara weile bici, uthai yabubu/ ume
 の 重要だ こと。 官 おこなわせるべき こと あれば、ただちにおこなわせよ。するな
 tookara; hafan sini jurgan -i weile waka oci tede ume danara; tuttu
 遅れる。 官 汝の 部 の こと ない ならば、そこにするな かまひいづく。そのよう
 hafan -i an/ tokto ci tušan genggiyen ombi; dorgi tulergi ishun de
 官 の 常 定まれば 職 聡明 なる。 内 外 互い に
 alinume dasan tukiye bumbi/ amba ajige ishun de ulambume baita
 承けさせ 政 捧げさせる。 大きい 小さい 互い に 伝えさせ こと
 šanggambi; tušan de baita akū hafan akū ombi/ niyalma inu donjime
 完成する。 職 に こと ない 官 ない なる 人 も 聞き
 jurcere calarengge akū ombi/ emu hacin, julge hafasa de funglu
 たがえる 失敗すること ない なる。 一 件、 古の 官ら に 俸禄

四海を新たにし、賦は軽く、罪は柔軟に、刑は少なく、政が清くなった時、泰平の政道を書を称揚して待ち望むことができるぞ。一件、官に任じる常規については、その官を置くべきである。その官を退けるべきである。その仕事が多ければ官を置くべきである。その仕事が少なければ半ば減らすべきであると。仕事の多寡を確かめ、官の数を定めて、人を選んで用いよ。一つの官を任じれば、一つの仕事を委ねよ。この仕事の緊要な案件、官がおこなうべき仕事があれば、すぐにおこなわせよ。遅れるな。官は汝の部の仕事でないならば、そこで手助けするな。そうすれば官の常規は定まっているので、職務が明確になる。内外は互いに承けさせ政道を称揚させる。大小は互いに伝えさせ案件を成就させる。職務に案件がなければ官がなくなる。人もまた聞き過失を犯すことがなくなる。一件、古の官らに俸禄を

burenge; bolgo genggiyen okini serenge; tuttu ofi 37a/37b hafan beye
 与えること。 清らか 聡明 なるがよい いうこと。 そのよう なって 官 自身
 boo de baitalarangge tesuci; bolgo be yabuci ombi; te yaya hafasa
 家 に 用いること 足りれば。 清らか を おこなえる。 いま およそ 官ら
 gemu/ hūlha de yali be ulebuhe; umhan be simibuha ci ebsi eture
 みな 賊 に 肉 を 食物を配った。 髓 を 吸わせた より こちら 着る
 jetere be baharakū; udu/ meni meni hafan jergi be bume kesi
 食べる を 得ない。 たとえ 各 各 官 品級 を 与え 恩
 isibucibe, yuyume beyeme hafrahūn banjire be guwehekūbi/ tere be te
 およばせても、 飢え 凍え 貧しい 暮らす を 免れない。 それ を いま
 tondo be yabu; fafun be tuwakiya, bolgo hican, oso seci, funglu
 忠 を おこなえ。 法 を 見張れ、 清らか 質素だ、 なせ 言えば、 俸禄
 jiramin/ nekeliyen babe, erin de acabume bodome buci acambi; tere
 厚い 薄い ところを、 時 に あわせ はかり 与えるべき。 それ
 saisa be huwekiybure doru kai/ emu hacin, julgei kooli, ambasa, han
 賢者 を 勧める 道 ぞ。 一 件、 古の 例、 大臣ら、 Han
 -i morin be weihe hono tuwarakū kai; soorin be/ duleci urunakū
 の 馬 を 齒 すら 見ない ぞ。 玉座 を 過ぎれば 必ず
 sujume yabumbi; yamun de isinjici ururakū ebumbi; tere 37b/38a
 走り いく。 衙門 に 到りければ 必ず 降りる。 それ
 ^^dergi be wesihun amban obuhangge; ambasa wesihun fusihūn -i jergi
 上 を 貴 大きい なしたこと。 官ら 上 下 の 品級
 banjibufi; da yamun; ashan i/ yamun ilhi ilhi ilibufi; etuku mahala be
 生じさせて。 もと 衙門。 側 の 衙門 次 次 立てて。 衣服 冠帽 を
 ilgafi; canjurame anahūnjame, balai ondorakū jergi be/ dulenderakūngge;
 区別して。 拝礼し 恭しく、 みだりに 出すぎたことをせず 品級 を 過ぎないこと。

与えること。清廉で聡明であるようにすること。それならば官は自身の家で用うるに足りれば、清廉をおこなうことができる。いまおよそ官はみな賊に肉を食べさせた、髓を吸わせたこのかた、衣服・食糧を得ていない。たとえそれぞれ官品を与え恩沢を施しても、餓え凍え、貧しい暮らしを免れない。それをいま、忠をおこなえ、法を遵守せよ、清廉の士であれと言っても、俸禄の厚薄のことは、時に合わせはかり与えるべき。それが賢者らを奮起させる道ぞ。一件、古の例では、臣らは Han の馬を齒すら見ないぞ。玉座が過ぎてから必ず走り行く。衙門に着けば必ず馬を降りる。それは皇上を尊大にしたこと。官らは上下の等級を生じさせて、もとの衙門、傍らの衙門を次々に設けて、衣服・冠を分けて、拝礼し恭しくし勝手に出すぎたことをせず等級を過ぎていかないこと。

tere dorolon kemun ilibuha be daharangge kai; fe kooli ilaci/ jergi
 それ 礼 定則 立てた を したがること ぞ。旧 例、三番目 品級
 hafasa ci wesihun kiyoo de tembi; duici jergi hafasa ci fusihūn morin
 官ら より上 轎 に 座る。四番目 品級 官ら より下 馬
 yalumbi/ hiyoo* de tehe hafan uju jergici, ilaci jergi de isitala; gemu
 のる。轎 に 座った 官 頭 品級より、三番目 品級 に 到るまで。みな
 juwete niyalma/ mukšan jafafi yebešulembi*; jing hecen -i duici jergi
 二ずつ 人 棒 つかんで 少しずつ前に進む。京 城 の 四番目 品級
 hafan inu juwete niyalma yebešulembi*/ sunjaci jergi hafan ci fusihūn,
 官 も 二ずつ 人 少しずつ前に進む。五番目 品級 官 より下、
 gemu emte niyalma yebešulembi*; aga ci sara tukiymbi; 38a/38b galga
 みな 一ずつ 人 少しずつ前に進む。雨 なれば 傘 捧げる。 晴れ
 oci šun dalire fusheku tukiymbi; jugūn de hafasa ucaraci, udu ini/
 なれば 日 遮る 扇子 捧げる。 路 に 官ら 出会えば、たとえ 彼の
 harangga hafan waka bicibe inu jugūn be anabume dalbade dayambi;
 属下 官 ない あつても 路 を 押させ 傍らに よる。
 tere jergi be/ ilgafi horon durun be tuwaburengge kai; te coohai
 それ 品級 を 区別して 威 見本 を 見させること ぞ。いま 兵の
 niyalma morin yalufi yamun hūwa be/ cihai yabumbi; hafasa elemangga
 人 馬 のつて 衙門 庭 を 思いのまま いく。 官ら かえつて
 yafahan yabumbi; wesihun fusihūn ilgaburakū; fe/ kooli be tuwame
 徒歩の いく。 上 下 区別しない。 旧 例 を 見て
 icemleme tokto buci acambi; udu elhešere baita bicibe; tede/ holbobuha
 新たに し 定めるべき。 たとえ 急がない こと あつても。いまに 関係した
 ba yargiyan -i amban; ^emu hacin, emu hiyan -i hafan emu fu -i/
 ところ 本当 に 大きい。 一 件、 一 県 の 官 一 府 の

その礼・則を設けたことに従うことぞ。旧例では、三品官以上は轎にのる。四品官以下は馬にのる。轎にのった官は一品より三品に及ぶ。みな各二人が棒を手にして従う。京城の四品官もまた各二人が従う。五品官以下は、みな各一人が従う。雨ならば傘を捧げ持つ。晴れならば日を遮る扇子を捧げ持つ。道で官らに出会えば、たとえ彼の属する官でなくとも、また道を相手に譲り傍らによる。その品級を区別して威力・規範を示すものだぞ。いま兵丁は馬に乗って衙門の庭を勝手に行く。官らは反対に徒歩で行く。上下の区別がない。旧例を確かめ新しく定めるべき。たとえ長くなる事案であっても、いままで関係したところは本当に大きい。一件、一県の官・一府の

ejen; terei tušan inu ujen kai; te tuktan tokto bure de; erdemungge
 主。その職も重いぞ。いまはじめに定めるに。徳ある
 niyalma be 38b/39a sonjoro be oyonggo obuha bi; niyalma baitalara de
 人 を 選ぶ を 重要だ なした ある。人 用いる に
 udu erdemu be tuwacibe; terei/ ilinaha jergi be inu ilgarakūci ojarahū;
 たとえ徳 を 見ても。その留まりにいった品級をも 区別しなければならぬ。
 aikabade šusai jijan seng ni jergi bime/ da hafan ojarahū; wailan -i
 もしも 秀才 監生 の 等級 あり 頭官 なる。外郎 の
 jergi bime irgen be dasara hafan ojarahū oci; tere irgen be/ gosikini
 等級 あり 民 を おさめる 官 なる ならば。それ 民 を 慈しむがいい
 sehengge; elemangga irgen be nungnerengge kai; ereci amasi hafan
 言ったこと。かえって 民 を 害すること ぞ。これより後 官
 obure be gingguleme/ ilgafi; jioi žin, jin sy waka oci weihukeleme
 なす を 謹み 区別して。挙人、進士 ない ならば 軽んじ
 hafan ume bure; gurun be dasarangge hafan;/ hafan be sonjome
 官 するな 与える。国 を おさめるもの 官。官 を 選び
 ilgarangge, hafan -i jurgan; te hese wasimbu fi kiceme fe jemden be/
 区別するもの、官 の 部。いま 旨 下して 勤め 古い 弊害 を
 wacihiyame halabufi; wailan, šusai jergi niyalma be balai hafan
 ことごとく 改めさせて。外郎、生員 等 人 を みだりに 官
 oburakū ohode; 39a/39b da iktaka jemden ini cisui geterembi; hafan -i
 なさない なったのに。もと つもった 弊害 も 思いのまま 一掃する。官 の
 doro inu yooni getuken ombi;/ ^wang kimcime sonjofi hūdun yabubu;
 道 も まったく 明白な なる。王 詳細にし 選んで すみやかに おこなわせよ。
 gingguleme donjibuha ^^hese be aliyambi;/ ^wang tuwafi, acara be
 謹み 聞かせた。旨 を 待つ。王 見て、あう を

長は、その職務もまた重要である。いままず定めるとき、徳ある人を選ぶのを緊要としている。人を任用するときたとえ徳を見るといえども、その保った等級をも問わないといけぬ。もし生員・監生らでありながら頭等官となる、外郎らでありながら民を治める官となるならば、その民を慈しみたいと言ったことは、反対に民を妨げることだぞ。これより後に官とするのを謹み分けて、挙人・進士でなければ軽んじ、官を与えるな。国を治めるものは官、官を選び分けるものは吏部である。いま旨を下して勤めて古い弊害を絶ち切り替えさせて、外郎・生員らの者を勝手に官としなかったときに、もとの積もった弊害もみずから片付く。官の道もおよそきちんとなる。王は詳細に調べ選んで速やかにこなさせよ。謹み聞かせた。旨を待つ。王は見て、「酌

tuwame baitalaki sehe/
見て 用いたい 言った。

○juwan duin de doro be aliha wang, fung guwe loo, hūng jiyūn
十 四 に 政 を 承けた 王、 馮 閣 老、 洪 軍
men -i baru/ hendume, liodzei hūlha be urunakū efulere wara be ^bi
門 の 方 語り、 流賊 賊 を 必ず 壊す 殺す を 我
sara; gurun -i/ doro be toktobure, goroki be elbire ere be ^bi sarkū
知る。 国 の 政 を 定める、 遠方 を 招撫する。これ を 我 知らない
dahame/ suweni juwe nofi de akdahabi; 39b/40a
したが い 汝ら 二 人 に 頼っている。

○juwan nadan de wasimbuha bithei gisun; ^^daicing gurun -i han
十 七 に 下した 書 の 言。 大清 国 の Han
-i fonde,*/ doro be aliha wang, drolon -i jurgan de wasimbuhange;
の 代わりに 政 を 承けた 王、 礼 の 部 に 下した こと。
julgeci ebsi abkai fejergi be/ toktobure de, saisa mergese be bahara be
古より こちら 天の 下 を 定める に、 賢者 智者 を 得る を
oyonggo obuha bi; sakda bime juse akū;/ asihan bime ama akū; duin
重要だ なした ある。老人 あり 子供 ない。 幼い あり 父 ない。 四
emтели be gosire be nendehe bi; mini saisa be baire/ gūnin be
独り者 を 慈しむ を 先とした ある。我の 賢者 を 求める おもい を
neneme geren de ulhibuhe; jing hecen -i dorgi liodzei de facafi, sakda
先に 衆 に わからせた。 京 城 の 内 流賊 に 散って、 老人
bime/ jui akū; asihan bime ama akū, +[banjici ojarahū nikere ba
あり 子 ない。 幼い あり 父 ない、 [暮せない よっている ところ
akū;] gašan -i giyai de giohame yabure niyalma be saha sahai/
ない。] 村 の 街道 に 物乞いし いく 人 を 知った 知ったに

量し用いたい」と言った。

十四日。摂政王が馮閣老・洪軍門に向かって言うには、「流賊・盗賊が必ず滅ぼし殺すのを私は知るが、国の政道を定める、遠方を安んじる。これを私は知らないため、汝ら二人に頼っている」。

十七日。下した書の言葉。「大清国の Han の代わりに摂政王が礼部に下したこと。古より以来、天下を定めるに、賢者・智者らを得るのを緊要としていた。老いて子供がいない、幼くして父がいない、四方寄るべのない者を慈しむのを先としている。私の賢者を求める考えをまず衆に示した。京城の内の流賊により離散して、老いて子がいない、幼くして父がいない、村の街で物乞いして歩く人を見つけ次第、順次に

tucibume benju; ciyanliyang jeku bume uji sehebi; meni jurgan de
 出し 送ってこい。 錢糧 穀物 与え 養え 言っている。 我々の 部 に
 ^wang ni 40a/40b fafun be gingguleme duin emteli be ujire jalin
 王 の 法 を 謹み 四 独り者 を 養う ため
 geren de ulhibuhe;/
 衆 に わからせた。

○orin de wasimbuha bithei gisun; ^^daicing gurun -i han -i funde;/
 二十 に 下した 書の 言。 大清 国 の Han の 代わりに、
 doru be aliha wang ni fafun; geren hafan irgen de wasimbuha; ming
 政 を 承けた 王 の 法。 衆 官 民 に 下した。 明
 gurun -i efujehengge/ dorgi tulergi jurgan de afaha, hafan wailan ci
 国 の 壊れたこと 内 外 部 に 委ねた、 官 外郎 より
 aname menggun gaime, gung weile yargiyan/ akū; waka uru ilgaburakū
 押し 銀 とり、 功 罪 本当 ない。 非 是 区別しない
 turgun de doru efujehe; tere adarame seci; yaya bade/ baitalara hafan;
 理由 に 政 壊れた。 それ どうか いえば、 およそ ところに 用いる 官。
 ulin bisire niyalma bahafi dosire, ulin akū niyalma bahafi dosirakū/ oci
 財貨 ある 人 得て 入る、 財貨 ない 人 得て 入らない なければ
 yadahūn bime erdemungge niyalma bahafi dosirakū; bayan bime erdemu
 貧しい あり 才ある 人 得て 入らない。 富 あり 才
 akū 40b/41a niyalma dosimbi; tuttu oci saisa mergese korsome somibufi
 ない 人 入る。 そのよう なければ 賢者 智者 恨み 隠れて
 bimbi; erdemu akū niyalma/ ulin -i mujakū hafan bahambi; saisa
 ある。 才 ない 人 財貨 で 実に 官 得る。 賢者
 mergese bahafi dosirakū oci gurun -i doru ai de/ bahafi dasabumbi;
 智者 得て 入らない なければ 国 の 政 なにに 得て おさめさせる。

救い出して送ってこい。 錢糧・穀物を与え養えと言っている。 我々の部に王の法を謹み四方寄るべのない者を養うため衆に示した」。

二十日。 下した書の言葉。「大清国の Han の代わりに、 摂政王の法を衆官・民に下した。 明国の滅んだこと。 内外の部院に委ねた。 官・外郎でさえ銀を取り、 功罪に真実なく、 是非を区別しないので、 政が壊れた。 それがどういうことかといえば、 およそ地で任用する官は、 財貨のある人が進むことができる。 財貨のない人は進むことができなくなると、 貧しいながら才のある人は進むことができない。 裕福でありながら才のない人が進む。 そうなので智者・賢者らが恨み隠遁している。 才のない人が財貨で本当に官を得る。 智者・賢者らが進むことができないければ、 国の政はどうして治まることができるのか。

ulin bufi dosika erdemu akū niyalma tede yargiyan tondo mujilen/
 財貨 与えて 入った 才 ない 人 いまに 本当 忠 心
 gurun be dasara erdemu bihe doro bio; elemangga geli ulin gaime
 国 を おさめる 才 あった 道 あるか。かえって また 財貨 とり
 doro be sartabume/ doro efujerengge tereci deribumbi; weile tereci
 政 を 遅らせ 政 壊わすこと それより はじめる。 罪 それより
 amban akū; jai gung akū niyalma/ ulin -i sime gung ogoro, ulin akū
 大きい ない。また 功 ない 人 財貨 で 補い 功 なる 財貨 ない
 gungge niyalma dalibure oci; ^^abkai fejergi/ jobolon hūhuri ogorongge
 功ある 人 おおわれる ならば、 天の 下 苦しみ 福 なすもの
 gemu ede holbobuha bi; te yaya dorgi tulergi hafan 41a/41b wailan ci
 みな これに 関係した ある。いま およそ 内 外 官 外郎 より
 aname yaya jurgan de baitalabuha niyalma ming gurun -i foni dosi
 押し およそ 部 に 用いられた 人 明 国 の ときの 貪欲
 oshon/ mujilen be halafi, tondo sain jurgan be akūmbu tuttu oci
 虐 心 を 改めて、 忠 よい 義 を 力を尽くせ。そのよう ならば
 funglu cianliyang/ lakcarakū bayan wesihun ini cisui bikai; aikabade
 俸禄 錢糧 絶えない、 富 貴 も 思いのまま あるぞ。もしも
 hafan wailan ci aname yaya niyalma/ dosi oshon be halarakū geli
 官 外郎 より 押し およそ 人 貪欲 虐 を 改めない また
 ulin gaici tere gurun be efulere niyalma be gurun de/ biburakū
 財貨 とれば それ 国 を 壊す 人 を 国 に 留めない
 urunakū wafi, geren de ejebumbi/
 必ず 殺して、衆 に 覚えさせる。
 ○ineku tere inenggi donjibuha bithei gisun; šun tiyan fu -i jergi
 同じ それ 日 聞かせた 書の 言。 順 天 府 の 等

財貨を渡して進んだ才のない人が、いままで本当に正直な心で国を治める才のあった道理があるか。それどころか、また財貨を取り、政を誤らせ政を壊わすことが、それより生ずる。罪はそれより大きいものはない。また功のない人が財貨で補い功をなす、財貨なく功ある人が遮られるならば、天下の禍福というものは、みなこれに関係している。いまおよそ内外の官・外郎からして、およそ部院に任用された人は、明国の時の内なる悪逆な心を改めて、忠・賢・義を尽くせ。そうであれば俸禄・錢糧は絶やさないので、富貴はおのずからあるぞ。もし官・外郎からしておよそ人の内なる悪逆を改めず、さらに財貨を取るならば、その国を滅ぼす人を国に留めず、必ず殺して衆におぼえさせる」。

同じその日。聞かせた書の言葉。「順天府等の

babe baicame/ tuwara ioi sy hafan lio in dung; gurun toktobre amba
 ところを 調べ 見る 御史官 柳寅東 国 定める 大きい
 argai jalin donjiburengge, 41b/42a daicing gurun, yan jing de ejen
 策の ため 聞かせること。 大清 国、 燕京 に 主
 oome* dosikaci; agūra be senggilehekū; hūda be/ acinggiyahakūngge;
 なり 入ったより。 具 を 流血しなかった。 商い を 動かなかったこと。
 yargiyan -i wang niyalma -i cooha kai; hūlha burlafi* juwe biya/ otolo,
 本当 の 王 人 の 兵 ぞ。 賊 敗走して 二月 なるまで、
 tuwakiyara dailara be adarame toktohuha be bahafi sara unde; udu/
 見張る 討つ を どうか 平定した を 得て 知る いまだ。たとえ
 geren niyalma ulhici ojarahū; šumin bodogon enduri arga bihe seme;
 衆 人 わからない。 深い はかりごと 神 策 あった いい。
 damu li dz/ ceng be emu inenggi bahafi geteremburakū oci; meni han
 ただ 李自成 を 一日 得て 一掃しない なければ。我々の Han
 amai kimun be bahafi/ karularakū kai; ^daicing gurun -i abkai fejergi
 父の 仇 を 得て 報いない ぞ。 大清 国 の 天の 下
 inu bahafi toktorakū/ kai; te hūlha agūra be jing lekeme dacun obufi
 も 得て 定まらない ぞ。 いま 賊 器 を ひたすら 研ぎ 鋭い なして
 aliha bi; muse elemangga herserakū 42a/42b gūnici hūlha aikabade cin
 承けた ある。我々 かえって 気にとめない おもえば 賊 もしも 秦
 -i bade dosifi irgen be ergeleme dahabufi hūwang ho/ bira be
 の ところに入つて 民 を 脅し したがわせて 黄 河 河 を
 tuwakiyaha de; muse afaci ja akū ayoo; hūlha muse de iseleme
 見張つた に。我々 攻めれば 簡単 ない あるまいか。賊 我々 に 抵抗し
 muteci/ cin -i babe tuwakiyambi; muterakū oci, terei arbun urunakū si
 できれば、 秦 の ところを見張る。 できない なければ、その 様子 必ず 西

地の監察御史柳寅東が国を定める大計のために聞かせること。大清国は燕京に主として入つてから、武器が血を流さず、商いが動かなかったことは、本当の王たる者の兵ぞ。賊が敗走して二ヶ月の間、守りを固める、討伐することを、いかに平定するのかまだ知り得ない。たとえ衆人が理解できない深謀・神策があつたとしても、それでも李自成をある日見つけて、根絶できなければ、我々の皇父の仇に報いることがないぞ。大清国の天下も定めることができないぞ。いま賊は武器をまさに研ぎ鋭くさせて待ち受けている。我々は逆に気にとめず考えるならば、賊がもし秦の地に入つて民を強圧し従わせて、黄河を防ぎ固めた時、我々は攻めるに簡単ではないのではあるまいか。賊が我々に抵抗することができれば、秦の地を防ぎ固める。できなければ、その状況は必ず西

su bade dosinambi;/ tere erin de mangga ojongge geli ajige akū kai;
蜀 ところに入っていく。それ 時 に 強い なること また 小さい ない ぞ。
te bolori erin isinjime hamikabi,/ ainu amba arga be hūdun
いま 秋 時 到りき 近づいている。 どうして 大なる 策 を すみやかに
toktoburakū; baibi bata be weihukeleme elhešere ajige baita be/ kiceme,
定めない。 いたずらに 敵 を 軽んじ 急がず 小さい こと を 勤め、
ujen amba baita be onggoho adali ohobi; baita, wargi hūlha ci ebšere/
重い 大なる こと を 忘れた 同じ になっている。こと、西 賊 より 急ぐ
baita akū; wargi hūlha be kiceki seci, monggo cooha be fidefi, ilan
こと ない。西 賊 を 勤めたい いえば、Monggo 兵 を 動員して、三
jecen -i 42b/43a babe dosifi, amba cooha genefi san si, honan -i babe
境 の ところに入って、大なる 兵 行って 山西、河南 のところを
gaifi dorgi deri* boljofi/ hūlha -i amargi julergi deri hafirame afame;
とって、内 を はかつて 賊 の 北 南 を はさみ 攻め。
geli neneme hūlha -i genere hū guwang,/ sy cuwan -i jugūn be kafi,
また 先に 賊 の 行く 湖 広、 四川 の 路 を 囲んで、
siran siran -i dergi julergi babe toktohu; mentuhun -i/ saha emu babe
つぎ つぎ と 東南 ところを 定めよ。 愚かさ の 知った 一 ところを
donjibuha; ainara yabubu;/ ^wang tuwafi donjibuhangge gemu inu sehe;/
聞かせた。 どうする おこなわせよ。 王 見て 聞かせたこと みな 本当 言った。
○Orin juwe de; daicing gurun -i ^^han -i funde doro be aliha
二十 二 に。 大清 国 の Han の 代わりに 政 を 承けた
wang;/ ming gurun -i geren enduringge se de alara gisun; te ming
王、 明 国 の 衆 聖 ら に 告げる 言。 いま 明
gurun be lidzei lidzceng 43a/43b efulefi gurun -i fulehe lakcaha; bi
国 を 流賊 李自成 壊して 国 の 根本 絶えた。 我

西蜀の地に入っていく。その時に困難となることはまた小さくないぞ。いま秋季の到来が近づいている。どうして大計をして速やかに平定しないのか。理由もなく敵を軽んじ、急がず小事に勤め、重大事を忘れたようである。事として西の賊より急ぐ事はない。西の賊に勤めたいというならば、蒙古兵を動員して、三辺の地に入って、大兵が赴いて山西・河南の地を取って、内より日を計って賊の北南より挟み攻め、また先に賊が行く湖広・四川の道を遮って、陸続と東南の地を平定せよ。愚かにも知った一つのことを聞かせた。どうかおこなわせよ」。王が見て、「聞かせたことはみなその通りだ」と言った。

二十二日。大清国の摂政王、明国の衆聖帝らに告げる言葉。「いま明国を流賊の李自成が滅ぼして国の根本が絶えた。私は

liodzei lidzceng be bošofi yan jing be du obufi tehe;/ gūnici ming
 流賊 李自成 を 追って 燕 京 を 都 なして 居た。 おもえば 明
 gurun emu forgon -i abkai fejergi be ejelehe; duin erin ishunde/
 国 一 時運 の 天の 下 を ほしいままにした。 四 時 互いに
 hūlašara gese; gurun -i doro forgošorongge; ming gurun -i teile waka;
 移り変わる ように。 国 の 政 めぐること。 明 国 の 限り ない。
 abka na -i/ toktobuha ton; miyoo soorin be da bade biburakū;
 天 地 の 定めた 数 廟 玉座 を もと ところに 留めない。
 jailaburangge julgeci jihe kooli;/ udu tuttu seme emu jalan -i ^^abkai
 避けさせること 古より 来た 例。 たとえ そのよう しい 一 代 の 天の
 fejergi be ejelehe enduringge se be/ weihukeleme gūnici acarakū; tuttu
 下 を ほしいままにした 聖 らを 軽んじ おもうべきではない。 そのよう
 ofi ambasa be takūrafi jailabure turgun be/ alame wecefi gūwa bade
 なれば 大臣ら を 遣わして 避けさせる 理由 を 告げ 祭って ほか ところに
 benembi; 43b/44a ineku tere inenggi/ ^doro be aliha wang ni ubui
 送る。 同じ それ 日 政 を 承けた 王 の 分の
 suje šangname buhengge; wargi be necihiyere wang de emu/ tanggū
 緞子 賞し 与えたこと。 西 を 平らげる 王 に 一 百
 suje; jai ilan wang de nadanjute suje; dahashūn gung de susai suje
 緞子。 また 三 王 に 七十ずつ 緞子。 恭順 公 に 五十 緞子
 buhe;/
 与えた。

Oorin sunja de/ ashan -i bithei da laigun be boode alban waliyara
 二十 五 に ashan i bithei da Laigun を 家に 賦 棄てる
 jalin takūrafi unggihe; tere/ bithei gisun; ^doro be aliha wang, ^^hese
 ため 遣わして 送った。 それ 書の 言。 政 を 承けた 王、 旨

流賊李自成を駆逐して燕京を都として留まった。思うに明国が一時の天下を治めた。四季が互いに移り変わるように、国の政道が遷ることは、明国のみならず、天地の定めた数である。廟・玉座をもとの地に留めず、移し避けることは、古より来た例である。たとえそうだとっても、一代の天下を治めた聖帝らを軽んじ考えるべきではない。そうであれば大臣らを遣わして移り避ける由縁を告げ祭って、別の地に送る。同じその日、摂政王の分の緞子を賞し与えたこと。平西王に一百の緞子、また三王に各七十の緞子、続順公に五十の緞子を与えた。

二十五日。内閣学士 Laigun を家に賦を廢するために遣わし送った。その書の言葉。「摂政王、旨

be aliha amba cooha -i ejen -i bithe;/ doro be aliha hošoi ujen cin
 を 受けた 大いなる 兵 の 主 の 書。 政 を 承けた 和碩の 鄭 親
 wan de unggihe; te ^^abka gosifi ming gurun -i 44a/44b doro be
 王 に 送った。 いま 天 慈しんで 明 国 の 政 を
 baha; musei fe manju de alban -i jeku orho gaijara, nikan de jeku
 得た。 我々の 旧 満洲 に 賦 の 穀物 草 受けとる。 漢 に 穀物
 bosoi/ gaijara yaya hacin -i buyarame alban be waliyaci acambi; boigon
 布 受けとる およそ 項 の つまらない 賦 を 棄てるべき。 戸
 -i jurgan -i toksoi/ jeku yaya bade baitalaci urunakū isimbi; ere gisun
 の 部 の 屯荘の 穀物 およそ ところに 用いれば 必ず 足りる。 これ 言
 inu oci/ ^^han -i jidere onggolo geren de hūla; jai yaya hacin -i
 本当 なれば Han の 来る 前 衆 に 読め。 また およそ 項 の
 alban be umesi nakara, gaijara be/ jai toktozuki/
 賦 を はなはだ やめる、 受けとる を また 定めたい。

○ineku tere inenggi/

同じ それ 日

tulergi goloi hošoi mujeng efui harangga araha jalan -i janggin
 外 地方の 和碩の Mujeng 額駙の 属下 araha jalan i janggin
 budakū* ini kadalara 44b/45a juwe niyalma dahaha irgen -i eihen be
 Budahū 彼の 管理する 二 人 したがった 民 の 驢馬 を
 hūlhame gaiha seme fafun de alafi duileci yargiyan/ ofi juwe niyalma
 ひそかに とった いい 法 に 告げて 審理すれば 本当 になって 二 人
 be tanggūta šusiha tantafi šan tokoho; araha janggin budahū be/
 を 百ずつ 鞭 打って 耳 刺した。 araha janggin Budahū を
 baicaha akū heoledehe turgun de nadanju šusihai weile gaiha;/
 調べた ない 怠った 理由 に 七十 鞭の 罪 とった。

を受けた大將軍の書を摂政和碩鄭親王に送った。いま天は慈しんで、明国の政を得た。我々のもとのManjuで賦の穀物・草を受け取る。漢人の国で穀物・布帛を受け取るすべての項目の雑賦を廃すべき。戸部の屯荘の穀物をすべての地に用いれば必ず足りる。この言葉が正しければ、Hanが来るより先に衆に読め。またすべての項目の賦を大いに止めるか、受け取るかをまた決裁したい。

同じその日。外藩の和碩Mujeng額駙の属下のaraha jalan i janggin Budahūが彼の管轄する二人は、従った民の驢馬をひそかに取ったと法に訴えて審理すると本当なので、二人を各百回鞭打って耳に刺した。araha jalan i janggin Budahūを調べを怠ったゆえに、七十回鞭打つ罪を取った。

○Fulakta gūsai hife nirui nomtu; baihūndai nirui ubahai; undurhū
 Fulakta gūsa の HIFE niru の NOMTU。 BAIHŪNDAI niru の UBAHAI。 Undurhū
 nirui/ hainu; niršar nirui haise; eljaitu nirui šuse; kusebu nirui eljeitu;
 niru の HAINU。 NIRŠAR niru の HAISE。 ELJAITU niru の ŠUSE。 KUSEBU niru の ELJEITU。
 ere/ ninggun niyalma dahaha irgen -i malu, fengse, jeku, gajiha be
 これ 六 人 したがった 民 の 瓶、 陶器の盆、 穀物 とった を
 doro be aliha hošoi mergen/ cin wang safi fafun de benjifi duileci
 政 を 承けた 和碩の 睿 親 王 知って 法 に 送って 審理すれば
 yargiyan ofi gūsai ejen fulakta, meiren -i 45a/45b janggin namu; jalan
 本当 なって gūsai ejen Fulakta, meiren i janggin NAMU。 jalan
 -i janggin coboi oljai; nirui janggin baihūndai; undurahū, / eljitu, kusebu,
 i janggin COBOI OLJAI。 nirui janggin BAIHŪNDAI。 UNDURAHŪ, ELJITU, KUSEBU,
 ese be suwe fafulaha nekeliyen ofi gaiha bi seme gemu jursu tuhere/
 これらを 汝ら 命じた 薄い なって とった ある いい みな 二重 おちる
 weile gajiha; agūra tetun gajiha ninggun niyalma be tanggūta šusiha
 罪 とった。 具 器 とった 六 人 を 百ずつ 鞭
 tantaha;/
 打った。

○giooroi bahana gūsai bayara -i kūwaran de dahaha irgen -i agūra
 覚羅の Bahana gūsa の bayara の 陣営 に したがった 民 の 具
 tetun gajiha be/ doro be aliha wang safi fafun de benjifi duileci
 器 もってきた を 政 を 承けた 王 知って 法 に 送って 審理すれば
 yargiyan ofi, tui janggin/ haningga, jalan -i janggin suldei, kaltara
 本当 なって, tui janggin HANINGGA, jalan i janggin SULDEI, KALTARA
 naduhū sirai baran, setehe, siteku be suwe/ fafulaha nekeliyen seme
 NADUHŪ SIRAI BARAN, SETEHE, SITEKU を 汝ら 命じた 薄い いい

Fulkata gūsai の HIHE niru の NOMUTU ・ BAIHARADAI niru の UBADAI ・
 UNDURAHŪ niru の HAINU ・ NARŠAR niru の HAISE ・ ELJAITU niru の ŠUSE ・
 KUSEBU niru の ELJAITU、この六人が従った民の酒瓶・陶器の盆・穀物を奪い取ったのを
 摂政和碩睿親王が知って、法に送って審理してみると本当なので、gūsai ejen Fulkata ・ meiren
 i janggin NAMU ・ jalan i janggin COHOI ・ OLJAI、nirui janggin BAIŪNDAI ・
 UNDURAHŪ ・ ELJAITU ・ KUSEBU に、これらは汝らの監理が弱いので奪い取っていると、
 みな二重の落ちる罪を取った。器具を取った六人は各百回鞭打った。

覚羅 Bahana gūsa の bayara の 陣営に、従った民の器具を持ってきたのを摂政王が知って、
 法に送って審理してみると本当なので、tui janggin HANINGGA ・ jalan i janggin SULDEI ・
 KALTARA ・ NADUHŪ ・ SIRAI ・ BARAN ・ SETEHE ・ SITEKU に、汝らが監理が弱いと、

gemu jursu tuhere weile gaiha; 45b/46a

みな 二重 おちる 罪 とった。

○orin ninggun de jebele galai jen ding fui ergide 塗抹 cooha
 二十 六 に 右 翼の 真 定 府の 側に 戦い
 genehe gūsai ejete/ tudzei be gidaha mejige be donjibuha bithei gisun/
 行った gūsai ejenら 土賊 を 破った 知らせ を 聞かせた 書の 言。
 ^doro be aliha wang de geren ambasa niyakūrafi donjiburengge; cooha
 政 を 承けた 王 に 衆 大臣ら 跪いて 聞かせること。 兵
 genefi ding jeo de/ isinaha inenggi; yoo yang siyan -i, hafan, šusai,
 行って 定 州 に 到りついた日。 饒 陽 県 の、官、 秀才、
 irgen -i alanjiha gisun; meni/ yoo yang siyan -i šurudeme tudzei soo
 民 の 告げてきた 言。 我ら 饒 陽 県 の まわりに 土賊 掃
 di wang, g'ang wen doo, žin i wang, g'o dzuwang ji/ hūhai da -i
 地 王、 G'ANG WEN DOO、仁 義 王 G'O DZUWANG JI、賊の もとの
 meiren cen nan hūwai; lio kūng ioi; ere duin hūha, isabuha hūsun/
 肩 CEN NAN HŪWAI。 LIO KŪNG IOI。これ 四 賊、 あつめた 力
 sunja tumen funcembi; sunja siyan be gaime manabuha; gašan gašan
 五 万 余る。 五 県 を とり やぶられた。 村 村
 be tuwa sindame 46a/46b niyalma wame ai ai jaka be gaimbi; irgen
 を 火 放ち 人 殺し なになにもの を とる。 民
 banjici ojarahū; te bicibe yoo yang hiyan be/ kafi bi seme alanjiha
 暮らせない。 いま あつても 饒 陽 県 を 囲んで ある いい 告げにきた
 manggi; cooha genefi hūhai gašan be kaha; tere gašan -i hūha -i/
 のち。 戦い 行って 賊の 村 を 囲んだ。それ 村 の 賊 の
 juwe da, gūwa gašan be gaime genehebi; baime genefi iselehe hūha
 二 もと、ほか 村 を とり 行っている。 求め 行って 懲らしめた 賊

みな二重の落ちる罪を取った。

二十六日。右翼が真定府の方に戦いに行ったgūsai ejenらが土賊を破った消息を聞かせた書の言葉。「摂政王に衆大臣らが跪いて聞かせること。戦いに行って定州に到着した日、饒陽県の官・生員・民が告げて来た言葉。『我らが饒陽県をとりかこむ土賊の掃地王G'ANG WEN DOO・仁義王G'O DZUWANG JI・賊の頭領の右腕のCEN NAN HŪWAI・LIO KŪNG IOI、この四人の賊が集めた力は五万余り。五県を破り取った。村々を火放ち、人を殺し、諸々のものを取る。民は暮らすことができない。いまでも饒陽県を囲んでいる』と告げに来たので、戦いに行って賊の村を囲んだ。その村の賊の二人の頭領は別の村を取りに行っている。招き行って拒んだ賊

be waha;/ dosika hūlha be sindafi unggihe; juwe hūlhai da be waha;
 を 殺した。 入れた 賊 を 放って 送った。 二 賊の もとを 殺した。
 hūlhai boo -i jaka be/ bargiyame ing ilifi bisire de, hūlha -i hoki
 賊の 家 の もの を おさめ 営 立ててある に、 賊 の 党
 acafi ing ebuhe bade emu tumen funcere/ hūlha dame afanjiha be
 あつて、 営 とどまった ところに 一 万 余る 賊 援け 攻めきた を
 gidafi waha; jai emu hūlha -i da g'ang wen doo gašan be/ kaha de
 破って 殺した。 また 一 賊 のもと G'ANG WEN DOO 村 を 囲んだに
 dame jike hūlha be gidafi waha; soo di wang, g'ang wen doo tai be
 援け 来た 賊 を 破って 殺した。 掃 地 王、 G'ANG WEN DOO 台 を
 46b/47a hūng i poo sindame efulefi jafafi waha; hūlha -i da duin;
 紅 夷 砲 放ち 壊して とらえて 殺した。 賊 のもと 四。
 tehe gašan ilan; juwe/ gašan -i ilan hūlha da be waha; emu da
 居た 村 三。 二 村 の 三 賊 もとを 殺した。 一 もと
 burulame tucike; ere duin hūlha -i boo;/ ini ahūta deote -i boo be
 敗走し 出た。 これ 四 賊 の 家。 彼の 兄ら 弟ら の 家 を
 facabufi olji araha; tulergi hūlha be wahakū; ini/ ai ai jaka be bufi
 散らせて 俘虜 作った。 外 賊 を 殺さなかつた。 彼の なに なにもの を 与えて
 sindaha; duin hūlha -i coohalame gaiha jaka be tulergi irgen/ dahame
 放った。 四 賊 の 兵を用い とつた もの を 外 民 したが
 jifi hehe juse morin loosa, ihan eihen be meni meni ejete de bufi
 来て 女 子供 馬 騾馬、 牛 驢馬 を 各 各 主ら に 与えて
 unggihe;/ ere duin hūlha umesi efuleme niyalma waha gašan emu
 送った。 これ 四 賊 はなはだ 壊し 人 殺した 村 一
 tanggū dehi sunja;/ dergi de emu tanggū ninju ba; julergi de juwe
 百 四十 五。 東 に 一 百 六十 ところ。 南 に 二

を殺した。容れた賊を放免して帰した。二人の賊の頭領を殺した。賊の家の物を収め営を立て
 ているときに、賊の仲間が集まって、営に駐した地に一万余りの賊が援けに攻めて来たのを破
 って殺した。また一人の賊の頭領 G'ANG WEN DOO が村を囲んだときに、援けに来た賊を破
 って殺した。掃地王 G'ANG WEN DOO は台を紅夷砲を放ち破壊して殺した。賊の頭領は四人、
 居た村は三つ。二村の三人の賊の頭領を殺した。一人の頭領が逃げ出た。この四人の賊の家、
 その兄弟らの家を散らせて俘虜とした。ほかの賊を殺さなかつた。そのもろもろの物を与えて
 放免した。四人の賊が兵を用い得たものは、外の民が従い来て女・子供・馬・騾馬・牛・驢馬
 を各々の主らに与えて送った。この四人の賊が大いに破壊し、人を殺した村は一百四十五。東
 方に一百六十里、南方に二

tanggū ba; wargi de 47a/47b jakūnju ba; amargi de emu tanggū ba;
百 ところ。西 に 八十 ところ。北 に 一 百 ところ。

ere gemu hūlha -i harangga/
これ みな 賊 の 属下。

○ineku tere inenggi, ming gurun -i jing hecen be baha, liodzei
同じ それ 日、 明 国 の 京 城 を 得た、 流賊
cooha be gidaha/ seme urgun -i doroi wang, beile beise, gung se,
兵 を 破った いい 喜び の 礼で 王、 beile beise、 公 ら、
hafan cooha de/ ^^dergici ihan honin šangname unggihe, dandai saita
官 兵 に 上より 牛 羊 賞し 送った、 Dandai Saita
isinjiha/
到りきた。

○ineku tere inenggi wasimbuha bithei gisun; ^^daicing gurun -i
同じ それ 日 下した 書の 言。 大清 国 の
han -i funde,/ doru be aliha wang ni bithe; cen da jiyangjiyūn de
Han の 代わりに 政 を 承けた 王 の 書。 陳 大 将軍 に
unggihe; bi wesihun -i/ gebu be afinici* donjiha bihe; ainambahafi acara
送った。 我 貴 の 名 を かねてより 聞いた あった。 どうして あう
seme, buyeme bihengge, jabšan de 47b/48a jiyangjiyūn be nan jing ni
いい、 願い 欲したこと、 幸い に 将軍 を 南 京 の
bade bi seme alara jakade, bi ambula urgunjeme, uthai/ bithe jafabufi
ところにある いい 告げる もので、 我 おおいに 喜び、 ただちに 書 つかませて
ebšeme takūraha; bi liodzei lidz ceng, beijing be gaiha, ming gurun -i/
急ぎ 遣わした。 我 流賊 李自 成、 北京 を とった、 明 国 の
doru be efulehe seme donjifi jurgan -i amba cooha be gaifi dobori
政 を 壊した いい 聞いて 義 の 大なる 兵 を つれて 夜

百里、西方に八十里、北方に百里。これはみな賊の属下)。

同じその日。明国の京城を得た、流賊の兵を撃破したと、賀礼で王・beile・beise・公ら、官兵に皇上より牛・羊を賞し送った。Dandai・Saitaが到着した。

同じその日。下した書の言葉。「大清国のHanの摂政王の書葉。陳大將軍に送った。私は尊名をかねてより聞いていた。いかにして会おうと欲していたところ、幸いにも將軍は南京の地にいると告げるので、私は大いに喜び、ただちに書を持たせて急ぎ遣わした。私は『流賊李自成が北京を取った。明国の政を壊した』と聞いて、義の大兵を率いて、夜を

dulime/ ebšeme jifi, šanahai furdan de isinjiha manggi; ping si wang,
 通し 急ぎ 来て、山海 関 に 到りきた のち。 平 西 王、
 u san gui/ ts'ung jen han -i karu be gaiki seme okdome dahafi
 呉 三 桂、 崇 禎 Han の 仇 を とりたいいい 迎え したがって
 mini cooha šanahai furdan/ dosika manggi; liodzei lidz ceng ni orin
 我の 兵 山海 関 入った のち。 流賊 李自 成 の 二十
 tumen cooha be emgeri tungken dume/ uthai efulefi hūlha -i da lidz
 万 兵 を 一度 太鼓 打ち鳴らしただちに 壊して 賊 のもと 李自
 ceng dobori dulime emu udu _____ 48a/48b +[^minggan] cooha be
 成 夜 通し 一 数 _____ + [千] 兵 を
 gaifi yan jing ni baru burlafi*, yan jing ni gung diyān be gemu/
 つれて 燕 京 の 方 敗走して、 燕 京 の 宮 殿 を みな
 tuwa sindafi siyan si, si an fu -i baru barlara* be, amba cooha jen
 火 放って 陝 西 西 安 府 の 方 敗走する を、 大いなる 兵 真
 ding ni/ bade amcafi liodzei cooha be geli gidaha; bi yan jing be du
 定 の ところに 追って 流賊 兵 を また 破った。 我 燕 京 を 都
 hecen obufi/ umesi tehe; geren hafan irgen be ilan inenggi sinahilabufi,
 城 なして、 はなはだ 居た。 衆 官 民 を 三 日 喪服を着させて、
 ts'ung jen han be/ amcame jilakan di obufi giran be dorolome
 崇 禎 Han を 追い 愍 帝 なして、 墓 を 礼をおこない
 sindaha; bi babade bithe unggime/ ^^abka -i fejergi be elbime
 置いた。 我 ところどころに 書 送り 天 の 下 を 招撫し
 toktobumbi; ere ucuri gūnin bisire niyalma jing, gung/ ilibure fon kai;
 定める。 これ 機会 おもい ある 人 まさに、 功 立てる とき ぞ。
 jiyangjiyūn ulame gisurefi sy siyan seng, dzo, lio, jin, lio 48b/49a
 將軍 伝え 言って 史 先 生、 左、 劉、 金、 劉

徹し急ぎ来て、山海関に到着したので、平西王呉三桂が『崇禎帝の仇をとりたい』と迎え従った。我が兵が山海関に入ったので、流賊李自成の二十万の兵を一度太鼓を打ち鳴らしそ直ちに破った。賊の首領李自成は夜を徹し数千の兵を率いて燕京の方に逃げて、燕京の宮殿にみな火を放って陝西西安府の方に逃げるのを、大兵が真定の地で追いついて、流賊の兵を再び撃破した。私は燕京を都城にして大いに留まった。衆官・民に三日喪服を着させて、崇禎帝を追諡して愍帝として、墓に礼を尽くし葬った。私は各地に書を送り、「天下を招撫し平定する。この機会は意思ある人がまさに功を立てる時ぞ。將軍は伝え語って、史先生と左・劉・金・劉・

hūwang, lio, ioi, wang ere jakūn jiyangjiyūn de ulhibufi, tubai fu, jeo./
 黄、劉、于、王 これ八 將軍 に わからせて、そこの 府、州、
 hiyan be gaifi minde dahafi liodzei be wacihiyaci, emu oci geren gung
 県 を つれて 我に したがって 流賊 を ことごとくすれば、一 なれば 衆 公
 se ejen -i/ baili karu be bahambi; jai oci beye boo jalan halame
 ら 主 の 恩 報い を 得る。 二 なれば、自身 家 代 改め
 enteheme wesihun ombikai/ jiyangjiyūn hūdun seolefi yabubu; bithe de
 永遠に 貴 なるぞ。 將軍 すみやかに 思いめぐらせて おこなえ。書 に
 gisun wajirakū; dahaha hafan/ irgen be ujire; ba na be toktoburengge
 言 おわらない。 したがった 官 民 を 養う。 場 地 を 定めること
 g'osy bithe de yargiyan araha bi/
 告示 書 に 本当 書いた ある。

○Orin uyun de; gulu suwayan -i nirui janggin lidu ini emu temen;
 二十 九 に。 正 黄 の nirui janggin 李都 彼の 一 駱駝。
 ilan morin;/ nirui janggin hūwang de gung ni emu morin; ini nirui
 三 馬。 nirui janggin 黄 得 功 の 一 馬。 彼の niru の
 ilan morin; nirui janggin 49a/49b wang kui juwe morin; ini nirui
 三 馬。 nirui janggin 王 奎 二 馬。 彼の niru の
 ninggun morin; uheri tofohon morin; emu temen be/ jase tucime
 六 馬。 すべて 十五 馬。 一 駱駝 を 辺 出し
 adulame gamahakū; cang ping jeo -i ebele enculeme adulaha bi seme/
 放牧し 持っていかなかった。 昌平 州 の こちら 別に 放牧した ある いい
 coohai jurgan -i nigari, saida fafun de benjifi duileci yargiyan ofi lidu./
 兵の 部 の Nigari, Saida 法 に 送って 審理すれば 本当 なって 李都、
 hūwang de gung be hafan efulehe; untuhun nirui janggin wang kui
 黄 得 功 を 官 壊した。 空 nirui janggin 王 奎

黄・劉・于・王この八將軍に知らせて、そこの府・州・県を率いて私に従って流賊を滅ぼすならば、一には衆公らが主の恩に報いることができる。二には自身の家が代々永遠に尊くなるぞ。將軍はすみやかに慮り行動せよ。書に言葉は尽きない。従った官・民は養う」。地方を定めることを告示に偽りなく書いてある。

二十九日。正黄の nirui janggin 李都は彼の一駱駝・三馬、nirui janggin 黄得功は一馬と彼の niru の三馬、nirui janggin 王奎は二馬と彼の niru の六馬、合わせて十五馬と一駱駝を辺に出し放牧につれ出さず、昌平州よりこちらで勝手に放牧していると兵部の Nigari・Saida が法に送って審理すれば本当なので、李都・黄得功を革職した。空銜の nirui janggin 王奎

be ninju šusiha/ tantaha/

を 六十 鞭 打った。

○kubuhe suwayan -i nirui janggin g'ō ji iowan dahaha irgen -i
 鑲 黄 の nirui janggin 郭 紀 元 したがった 民 の
 eigen bisire hehe be/ durime deduhe turgun de g'ō ji iowan be waha;
 夫 ある 女 を 奪い 寝た 理由 に 郭 紀 元 を 殺した。

49b/50a

○tulergi goloi jarut -i gūsai ejen daicing darhan soktofi loho jafafi/
 外 地方の Jarut の gūsai ejen Daicing darhan 酔って 腰刀 つかんで
 ini gucu bayan be ilan babe saciha turgun de; daicing darhan de
 彼の gucu Bayan を 三 ところを 切った 理由 に。 Daicing darhan に
 tanggū/ šusiha -i weile gaiha/

百 鞭 の 罪 とった。

○ineku tere inenggi dashūwan -i galai sandung ni golo be
 同じ それ 日 左 の 翼の 山東 の 省 を
 dahabume genehe/ cooha -i ambasa -i donjibuha bithei gisun; ^doro be
 したがわせ 行った。 兵 の 大臣ら の 聞かせた 書の 言。 政 を
 aliha/ wang de; geren ambasa -i niyakūrafi donjiburengge; ninggun biyai
 承けた 王 に。 衆 大臣ら の 跪いて 聞かせたこと。 六 月の
 ice juwe de/ u sanjiyang jugūn de ini ejen dzung du jiyūn men li
 初 二 に U 参将 路 に 彼の 主 総 督 軍 門 LI
 hūwa si; ts'ang jeo ci 50a/50b cang san de genehe seme alara
 HŪWA SI。 滄 州 より 常 山 に 行った いい 告げる
 jakade; u sanjiyang be, g'oosy jafabufi sini ejen be/ baime gana seme
 もので。 U 参将 を。 告示 つかませて 汝の 主 を 求め つれいけい

を六十鞭打った。

鑲黄の nirui janggin 郭紀元は、従った民の夫がいる女を奪い寝たので、郭紀元を殺した。

外藩の Jarut の gūsai ejen Daicing darhan は酒に酔って、腰刀を手にとって彼の友人 Bayan を三ヶ所斬ったので、Daicing darhan に百鞭の罪を取った。

同じその日。左翼が山東省を従わせに行った。武臣らが聞かせた書の言葉。「摂政王に衆大臣らが跪いて聞かせたこと。六月初二日に U 参将が路で自身の上司、総督・軍門の LI HŪWA SI が滄州より常山に行ったと告げるので、U 参将に告示を持たせて自身の上司を請来せよと

unggihe; jai amala šusai cen ji dz de bithe jafabufi bisire/ bade
送った。また のちに 秀才 CEN JI DZ に 書 つかませて ある ところに

baime gana seme ungihe; takūraha niyalma isinjire unde;/
求め つれにいけいい 送った。 遣わした 人 到りくる いまだ。

○ninggun biyai ice nadan de ts'ang jeo de isinaha inenggi hoton
六 月の 初 七 に 滄 州 に 到りつた日 城

-i bayasa geren be/ gaifi okdoko; jai inenggi ts'ang jeku bio seme
の 金持ちら 衆 を つれて 迎えた。 次 日、 倉 穀物 あるかいい

fonjici akū; coohai niyalma be/ omihon bibumbio seme bayasa cen
問えば ない。 兵の 人 を 飢餓 留めておけるかいい 金持ちら 彼らの

beye -i jeku ninggun moro dosire ajige hiyase/ emu minggan ninggun
自身 の 穀物 六 升 入る 小さい 斗 一 千 六

tanggū gonin* hule bele bufi, coohai niyalma de buhe; ice 50b/51a
百 三十 石 米 与えて、兵の 人 に 与えた。 新しい

ilibuha cooha emu minggan bihe; jeku akū oci, cooha ai baita seme
立てた 兵 一 千 あった。穀物 ない なければ、兵 なに こと いい

meni meni/ gašan de unggifi usin weilere niyalma usin weile;
各 各 村 に 送って 田 作る 人 田 作れ。

hūdašara niyalma hūdaša/ seme sindafi ungihe;/
商いする 人 商いせよ いい 放って 送った。

○dejeo de hafan tene seme; bejing ci ungihe, jang io fang; ts'ang
徳州 に 官 居にいけいい。 北京 より 送った、 JANG IO FANG。 桑

iowan de/ isinafi okdo seme dejeo de takūraha juwe niyalma be, dooli
園 に 到りついて 迎えよいい 徳州 に 遣わした 二 人 を、 道吏

jafafi/ huthuhe; tere mejige be donjifi amasi; boto de bederefi daharakū
とらえて 縛った。 それ 知らせ を 聞いて のちに。 泊頭 に 退いて したがわな

送った。また後に生員の CEN JI DZ に書を持たせて、いるところに請来せよと遣わした。遣わした人はまだ到っていない。

六月初七日。滄州に到着した日、城の富者らは衆を率いて迎えた。またその日、倉の穀物があるかと訊ねるとない。「兵丁を飢餓で留めておけるか」と富者らは彼ら自身の穀物を六升小斗と一千六百三十石の糧食を与えて、兵丁に与えた。新たに設けた兵が一千いた。「穀物がなければ兵は無用」と各々の村に送って、「田を耕す人は田を耕せ。商いをする人は商いせよ」と放って帰した。

「徳州に官が赴任せよ」と北京より送った JANG IO FANG を「桑園に到って迎えよ」と徳州に派遣した二人を道吏が捕らえて縛った。その消息を聞いて後に泊頭に戻って従わない

seme/ alanjiha manggi; wang io fu, u wen šeng de; g'oosy, pai
 いい 告げにきた のち。 WANG IO FU、U WEN ŠENG に。 告示、 牌
 jafabufi jang io fang be 51a/51b emgi unggihe manggi, ju halai ju
 つかませて JANG IO FANG を ともに 送った のち、 朱 姓の 朱
 suwai cin geren acafi dooli be wafi, doroi/ etuku etufi muduri foloho
 帥 欽 衆 あつて 道吏 を 殺して、 礼の 服 着て、 龍 彫った
 ajige leose gamame okdofi; g'oosy be leose de/ tebufi amba yamun de
 小さい 箱 持っていき 迎えて。 告示 を 箱 に 居させて 大なる 衙門 に
 sindafi geren hengkilehe; musei cooha isinaha manggi,/ ju halai ju
 置いて 衆 叩頭した。 我々の 兵 到りついたので、 朱 姓の 朱
 suwai cin, hafasa geren be gaifi okdoko; ice ilibuha sunja/ minggan
 帥 欽、 官ら 衆 を つれて 迎えた。 新しい 立てた 五 千
 cooha be nakabuha; coohai agūra be hoton -i hafan be bargiyabufi
 兵 を やめさせた。 兵の 具 を 城 の 官 を おさめさせて
 asarabuha/ ts'ang de bisire turi ninggun moro dosire ajige hiyase emu
 留めさせた。 倉 に ある 豆 六 升 入る 小さい 枘 一
 minggan juwe/ tanggū hule; bele tanggū hule; 51b/52a
 千 二 百 石。 米 百 石。

Olin ceng ni coohai jurgan -i ji fang sy, ling jung de bithe
 臨 清 の 兵の 部 の 職方 司、 LING JUNG に 書
 jafabufi takūraha/ gisun;; liodzei hafan be waha; san dung ni golo be
 つかませて 遣わした 言。 流賊 官 を 殺した。 山 東 の 省 を
 dahabuha; hafan akū hoton de,/ hafan sindaha; tere jihe niyalma de
 したがわせた。 官 ない 城 に、 官 置いた。 それ 来た 人 に
 g'oosy jafabufi hendufi unggihe gisun;/ dahaha hoton udu; ejen akū
 告示 つかませて 語って 送った 言。 したがった 城 いくつ。 主 ない

と告げに来たので、WANG IO FU・U WEN ŠENG に告示・牌を持たせて JANG IO FANG
 とともに送ったところ、朱姓の朱帥欽が衆と会って道吏を殺して、礼服を着て、龍を彫った小
 さな箱を持って迎えて、告示を箱に収めて大衙門に置いて、衆人が叩頭した。我々の兵が到着
 したので、朱姓の朱帥欽は官ら・衆を率いて迎えた。新たに設けた五千の兵を解散させた。兵
 の器械を城の官人に収めさせて、保管させた。倉にある豆は、六升を容れる小さい一斗枘で一
 千二百石、米は百石。

臨清の兵部職方司 LING JUNG に書を取らせて遣わした言葉。「流賊の官を殺した。山東省
 を従わせた。官がない城に官を置いた。その来た人に告示を持たせて語って差し遣わした言
 葉。『従った城はいくつか。主のいない

hoton de hafan sindahangge udu, erei ton be/ hūduŋ bithe arafi
 城 に 官 置いたもの いくつ、この 数 を すみやかに 書 書いて
 benju/
 送ってこい。

Ōts'ang jeo -i geren hafasa jifi hoton de ji jeo akū seme alanjiha
 滄 州 の 衆 官ら 来て 城 に 知 州 ない いい 告げにきた
 manggi; ini/ fe ji jeo, lo gung be daiselame sindaha; hūdai niyalma
 のち。 彼の 旧 知 州、 LO GUNG を 代理し 置いた。 商いの 人
 cen jiyūn ts'ai alame mende 52a/52b kadalara yun sy hafan akū sehe
 CEN JIYŪN TS 'AI 告げ 我々に 管理する 運 司 官 ない いった
 manggi, yun pan hafan ma dzung de be daiselame sindaha;/
 のち、 運 判 官 MA DZUNG DE を 代理し 置いた。

Ōdung guwan siyan -i irgen jifi alame meni hoton de jy siyan
 東 光 県 の 民 来て 告げ 我々の 城 に 知 県
 hafan akū sehe manggi;/ šubei jiyang fung tai be daiselame sindaha;/
 官 ない いった のち。 守備 JIYANG FUNG TAI を 代理し 置いた。

Ōho jiyān fu -i fe dooli han wen jin, ts'ang jeo de genefi bihe,
 河 間 府 の 旧 道 吏 HAN WEN JIN、 滄 州 に 行 っ て あ っ た、
 ho jiyān fu de dooli/ akū be donjifi ini fe dooli han wen jin be
 河 間 府 に 道 吏 ない を 聞 っ て 彼 の 旧 道 吏 HAN WEN JIN を
 unggifi daiselame sindaha;/
 送 っ て 代 理 し 置 っ た。

Ōnan pi siyan -i irgen jifi alame, meni hoton de jy siyan hafan
 南 皮 県 の 民 来て 告げ、 我々の 城 に 知 県 官
 akū sehe manggi; ini/ hoton -i jioi žin hūwang jiya dung be
 ない いった のち。 彼の 城 の 挙 人 HŪWANG JIYA DUNG を

城に官を任じたものはいくつか』、その数を速やかに書を書いて送って来い」。

滄州の衆官らが来て、「城に知州がない」と告げに来たので、そのもとの知州である LO GUNG を署理に任じた。商人の CEN JIYŪN TS'AI が告げるに、「我々に管理する運司がない」と言ったので、運判である MA DZUNG DE を署理に任じた。

東光県の民が来て告げるに、「我々の城に知県がない」と言ったので、守備の JIYANG FUNG TAI を署理に任じた。

河間府のもとの道吏の HAN WEN JIN は滄州に行っていた。河間府に道吏がないのを聞いて、そのもとの道吏である HAN WEN JIN を差し遣わして署理に任じた。

南皮県の民が来て告げるに、「我々の城に知県がない」と言ったので、その城の挙人の HŪWANG JIYA DUNG を

daiselame ji siyan hafan sindaha; 52b/53a

代理し 知 県 官 置いた。

○dejeo de isinafi šubei kung yung ji, dusy liyang tiyan ji, ere
 德州 に 到りついて 守備 孔 永 吉、都司 LIYANG TIYAN JI、これ
 juwe niyalma de/ musei g'ooosy, pai jafabufi, lin ceng, dung cang fu,
 二 人 に 我々の 告示、牌 つかませて、臨 清、東 昌 府、
 yan jeo fu, ere hoton be/ daha seme takūrafi unggihe/
 兗 州 府、これ 城 を したがえ いい 遣わして 送った。

○šubei wang io fu, iogi wei san de musei g'ooosy pai jafabufi, ji
 守備 WANG IO FU、遊撃 WEI SAN に 我々の 告示 牌 つかませて、濟
 nan fu, cing jeo fu, / lai jeo fu, deng jeo fu, ere duin hoton be
 南 府、青 州 府、萊 州 府、登 州 府、これ 四 城 を
 daha seme takūrafi unggihe/
 したがえ いい 遣わして 送った。

○duse* fung san sing de musei g'ooosy pai be jafabufi, u ding jeo,
 都司 FUNG SAN SING に 我々の 告示 牌 を つかませて、武 定 州、
 bin jeo, ere/ jurgan -i hoton be daha seme takūrafi unggihe; 53a/53b
 濱 州、これ 筋 の 城 を したがえ いい 遣わして 送った。

○pang jiya dzuwang gašan -i niyalma cen i ji jifi alame meni
 PAN 家 荘 村 の 人 CEN I JI 来て 告げ 我々の
 ere gašan de tudzei/ emu tanggū isime bi seme alaha manggi;
 これ 村 に 土賊 一 百 および ある いい 告げた のち。
 niyalma unggifi, duin +[niyalma] be jafafi gajihai/ fonjici tudzei yargiyan
 人 送って 四 [人] を とらえて つれてきた。問えば 土賊 本当
 ofi waha; ede baha aisin sunja yan, sunja jiha;/ menggun gūsin emu
 なって 殺した。これに 得た 金 五 両、五 錢、銀 三十 一

署理のために知県に任じた。

德州に到着して守備の孔永吉・都司の LIYANG TIYAN JI この二人に、我々の告示・牌を取らせて、「臨清・東昌府・兗州府はこの城に従え」と遣わして送った。

守備の WANG IO FU・遊撃の WEI SAN に我々の告示・牌を取らせて、「済南府・青州府・萊州府・登州府はこの四城に従え」と遣わして送った。

都司の FUNG SAN SING に我々の告示・牌を取らせて、「武定州・濱州はこの一連の城に従え」と遣わして送った。

PAN 家荘の人である CEN I JI が来て告げるには、「我々のこの村に土賊が一百人ほどいる」と告げたので、人を送って四人を捕えてつれてきた。訊問すれば土賊というのは本当なので殺した。このために得た金は五両五錢・銀三十一

yan; niocuhe juwe yan sunja jiha; fulgiyan cekemu emu da;/ hehe
 両。珠子 二 両 五 錢。紅 倭緞 一 もと。女
 duin be boo jang, wang jing hoo de bufi cooha -i jurgan -i yamun
 四 を 保 長、 WANG JING HOO に 与えて、兵 の 部 の 衙門
 de bene/ seme afabuha;/
 に 送れ いい 委ねた。

○bajeo de isinaha inenggi, bajeo -i niyalma alame, langhū miyoo -i
 霸州 に 到りついた日、 霸州 の 人 告げ、 LANGHŪ MIYOO の
 jeo yuwan dzuwang 53b/54a gašan de tudzei bi; tudzei da ini beye
 JEO YUWAN 莊 村 に 土賊 ある。土賊 もと 彼の 自身
 be soo di wang sembi; erebe warakū oho de;/ meni ubai niyalma
 を 掃 敵 王 いう。これを 殺さない なった に、我々の 此の 人
 banjici ojarahū sehe manggi; cooha gamame genefi tudzei da lu šusai
 暮らせない いった のち。兵 つれていき 行って 土賊 もと LU ŠUSAI
 be/ jafafi gajiha; fonjici yargiyan ofi waha; ede baha menggun orin
 を とらえて つれてきた。問えば 本当 なって 殺した。これに 得た 銀 二十
 juwe yan; aisin -i/ sifkū emke; uyun jiha; nicuhe gidakū juwe; ujui
 二 両。金 の 簪 一つ。九 錢、真珠 庄し 二。頭
 šošohon de gidarangge emke;/ suje etuku gūsin, sekei monggo* hūsikū
 まとめ に 圧するもの 一つ。緞子 衣服 三十、貂皮の くびもと 巻き
 emke; morin uyun; loosa ilan;/ lu šusai sargan be ini ama de bufi
 一つ。馬 九。驪馬 三。LU ŠUSAI 妻 を 彼の 父 に 与えて
 unggihe;/
 送った。

○žin ciyoo siyan -i bai, nan jang dzuwang de isinjifi tataha
 任 丘 県 の ところの、南 張 莊 に 到りきて 留まった

両・珠子二両五錢・紅倭緞一疋、婦人四人を保長 WANG JING HOO に渡して、「兵部の衙門に送れ」と命じた。

霸州に到着した日、霸州の人が告げるには、「LANGHŪ MIYOO の JEO YUWAN DZUWANG に土賊がいる。土賊の頭領は彼自身を掃敵王という。これを殺さなかったときに、我々はこの人が暮らせない」と言ったので、兵を率いて行って土賊の頭領 LU ŠUSAI を捕えて連れてきた。問えば本当なので殺した。これで得た銀は二十二両、金の簪一、九錢、真珠の額箍二、額箍一、緞子・衣服三十。貂の毛皮の襟巻一。馬九。驪馬三。LU ŠUSAI の妻を彼の父に与えて送った。

任丘県の地の南張荘に到着して留まった

inenggi; gašan -i 54a/54b nikan jifi alame, moringga hūlha jifi; gašan -i
 日。 村 の 漢 来て 告げ、 馬の 賊 来て。 村 の
 niyalma be gūsin isime waha/ seme alaha manggi; cooha gamame
 人 を 三十 および 殺した いい 告げた のち。 兵 つれていき
 genefi gašan be kafi, durime tucire be waha;/ bisire niyalma be jafafi
 行って 村 を 囲んで、奪い 出る を 殺した。 ある 人 を とらえて
 fonjici niyalma waha yargiyan ofi, tese be gemu waha;/ ese de suwe
 問えば 人 殺した 本当 なって、それらを みな 殺した。 これらに 汝ら
 aibai cooha seme fonjire jakade, yabume meyen -i cooha; liodzei de/
 どの 兵 いい 問う もので、 いき 一隊 の 兵。 流賊 に
 dahafi, ji nan fu de liodzei be dahame genehe hoki; tereci fakcafi,
 したがって、済 南 府 に 流賊 に したがいい 行った 党。 それより 仲違いで、
 nan jang dzuwang/ gašan de jifi, suwende ucaraha; ede baha morin
 南 張 荘 村 に 来て、 汝らに 出会った。 これに 得た 馬
 loosa emu tanggū jakūnju duini;/ menggun duin tanggū yan; gecuheri
 騾馬 一 百 八 十 四。 銀 四 百 両。 蟒 緞
 etuku jakūn; giltasikū etuku juwe; cuse, fangse 54b/55a kamkū lo ša
 服 八。 片金 衣服 二。 紬子、 紡絲 帽緞 羅 紗
 miyan ceo juwan juwe, ede lingse fangse lo ša orin uyun; ehe sain
 綿 紬 十 二、 これに 綾子 紡絲 羅 紗 二十 九。 悪い よい
 suje/ etuku ilan tanggū nadanju; boso samsu etuku duin tanggū
 緞子 服 三 百 七十。 布帛 翠藍布 衣服 四 百
 uyunju; 55a/
 九十。

日。村の漢人が来て告げるには、「馬に乗った賊が来て、村の人を三十人近く殺した」と告げたので、兵を連れて行って村を囲んで奪い出るのを殺した。いる人を捕えて問えば、人を殺したのは本当なので、それらをみな殺した。この輩らに「汝らは何処の兵か」と問うと、「行軍中の兵である」。「流賊に従って、済南府に流賊に従い行った仲間である。それより離れて、南張荘に来て汝らに出会った」。これで得た馬・騾馬は一百八十四、銀四百両、蟒緞服八、片金緞服二、紬子・紡絲紅緞・羅紗綿紬十二。これに綾子・紡子・羅紗二十九、取るに足らない緞服は三百七十、布帛・翠藍布・衣服は四百九十。

順 治 元 年

七 月

geren mafari soorin, taimiyoo; hūtingga munggan, ere ilan bade
 衆 祖 位、 太廟。 福 陵、 これ 三 地に
 wecere/
 祭る

ilan bithe de abkai jūi boobai ilan gidaha/
 三 書 に 天の 子 玉璽 三 捺した。

【tofohon de】*

【十五 に】

○geren mafari de wecehe bithe;/ ijishūn dasan i sucungga aniya
 衆 祖 に 祭った 書。 順 治 の 元 年
 niowanggiyan bonio; nadan biyai tofohon de/ šanggiyan singgeri sain
 甲 申。 七 月 の 十五 に 庚 子 よい
 inenggi;/ ^^da mafa hūteri neihe wang, ^^dergi mafa fulin werihe
 日。 もと 祖 福 開いた 王、 高 祖 天命 留めた
 wang, 0/1a ungu mafa ba badarabuha* wang, ^^banin mafa hūteri
 王、 曾 祖 ところ 広げた 王、 親 祖 福
 werihe wang;/ ^^uksun -i mafa baturu gung ni jiyūng wang, geren
 留めた 王、 宗室 の 祖 武 功 の 郡 王、 衆
 mafari enduri soorin -i juleri/ soorin be aliha hiyoošulara omolo
 祖 神 位 の 前 位 を 承けた 孝をおこなう 孫
 niyakūrafi wesimbure gisun; te jeku/ tubihe urehe erin; ice bolori oho
 跪いて 奏する 言。 いま 穀物 果実 熟した 時。 初 秋 なった
 doroi, erin de acabūme cohome/ bolgomifi, beyei funde ambasabe
 礼に、 時 に あわせ 特に 齋戒して、 自身の 代わりに 大臣らを
 takūrafi wecere jaka +[be] dagilafi/ gingguleme wecembi, 1a/1b
 遣わして 祭る もの [を] 取り揃えて 謹み 祭る、

衆祖の位・太廟・福陵、この三つの地に祭る三つの書に天子が玉璽を三つ捺した。
 十五日。

衆祖に祭った書。「順治元年甲申七月十五日庚子の吉日、始祖澤王・高祖慶王・曾祖昌王・親祖福王と宗室の祖である武功郡王、衆祖の神位の前で位を継いだ孝孫が跪いて上奏する言葉。『いまは穀物・果実が熟した時。初秋になった礼で、時に合わせ、特に齋戒して、自身の替わりに大臣らを遣わして、祭る品を準備して謹み祭る』」。

Otaimiyoo de wecehe bithe;/
 太廟 に 祭った 書。
 ijishūn dasan -i sucungga aniya, niwanggiyan bonio nadan biyai
 順 治 の 元 年、 甲 申 七 月 の
 tofohon de,/ šanggiyan singgeri sain inenggi/ ^^mafa dergi taisu,
 十五 に、 庚 子 よい 日 祖父 上の 太祖、
 ^^abkai hese be alifi forgon be mukdembuhe;/ gurun -i ten be fukjin
 天の 旨 を 承けて 時運 を 興した。 国 の 極み を 肇め
 ilibuha; fergecuke* gungge, gosin hiyoošungga, horonggo/ ^^enduringge
 立てた。 たぐい稀なる 功、 仁 孝ある、 威ある 聖
 hūwangdi, ^^mama dergi taiheo, gosin hiyoošungga doro de/ akūmbuha;
 皇帝、 祖母 上の 太后、 仁 孝ある 政 に 力を尽くした。
 ginggun ijishūn, eldengge hūturingga ^^endūringge hūwangheo -i Ib/2a
 敬い 順、 昭 福あるもの 聖 皇后 の
 enduri soorin -i juleri, soorin be siraha hiyoošulara omolo niyakūrafi/
 神 位 の 前、 位 を ついだ 孝をおこなう 孫 跪いて、
 wesimbure gisun; te jeku tubihe urehe erin, ice bolori oho doroi,/ erin
 奏する 言。 いま穀物 果実 熟した 時、 初 秋 なった 礼に、 時
 de acabūme cohome bolgomifi, beyei fūnde ambaša be takūrafi,/ wecere
 に あわせ 特に 齋戒して、 自身の 代わり 大臣ら を 遣わして、 祭る
 jaka be dagilafi gingguleme wecembii/
 もの を 取り揃えて 謹み 祭る。

【erebe gaiha】

【これを 取った】

hūturingga munggan de wecehe bithe;/
 福 陵 に 祭った 書。

太廟に祭った書。

「順治元年甲申七月十五日庚子の吉日、祖父の高太祖承天広運聖徳神功肇紀立極仁孝武皇帝・祖母の高太后孝慈昭憲純徳貞順承天育聖武皇后の神位の前で、位を継いだ孝孫が跪いて上奏する言葉。『いま穀物・果実が熟した時。初秋になった礼で、時に合わせ、特に齋戒して、自身の替わりに大臣らを遣わして、祭る品を準備して謹み祭る』」。

福陵に祭った書。

ijishūn dasan i sucungga aniya, niowanggiyan bonio, nadan biyai
 順 治 の 元 年、 甲 申、 七 月 の
 tofohon de/ šanggiyan singgeri sain inenggi, 2a/2b ^^mafa dergi taidzu,
 十五 に 庚 子 よい 日、 祖父 高 太祖、
 ^^abkai hese be alifi forgon be mukdembuhe;/ gurun -i ten be fukjin
 天の 旨 を 承けて 時運 を 興した。 国 の 極み を 肇め
 ilibuha; fergecuke gungge, gosin hiyoošungga, horonggo/ ^^enduringge
 立てた。 たぐい稀なる 功、 仁 孝ある、 威ある 聖
 hūwangdi; mama dergi taiheo gosin hiyoošungga doro de akūmbuha;/
 皇帝。 祖母 高 太后 仁 孝ある 政 に 力を尽くした。
 ginggun ijishūn, eldenge hūturingge ^^endūringge hūwangheo -i enduri/
 敬い 順、 昭 福ある 聖 皇后 の 神
 soorin -i juleri, soorin be siraha hiyoošulara omolo niyakūrafi wesimbure/
 位 の 前、 位 を ついだ 孝をおこなう 孫 跪いて 奏する
 gisun; te jeku tubihe urehe erin, ice bolori oho doroi, erinde acabume/
 言。 いま 穀物 果実 熟した 時、 初 秋 なった 礼に、 時に あわせ
 wecere jaka be dagilafi beyei funde ambasa be takūrafi ginggūleme
 祭る もの を 取り揃えて 自身の 代わりに 大臣ら を 遣わして 謹み
 wecembi; 2b/3a
 祭る。

【jūwan jakūn de】

【十 八 に】

icihiyakū hafan sunta, corji gajiha bithe;/

icihiyakū 官 Sunta、CORJI 持ってきた書。

+ [ere be gaihakū]

+ [これを とらなかつた]

「順治元年甲申七月十五日庚子の吉日、祖父の高太祖承天広運聖徳神功肇紀立極仁孝武皇帝・祖母の高太后孝慈昭憲純徳貞順承天育聖武皇后の神位の前で、位を継いだ孝孫が跪いて上奏する言葉。『いま穀物・果実が熟した時。初秋になった礼で、時に合わせ、祭る品を準備して、自身の替わりに大臣らを遣わして、謹み祭る』」。

十八日。

icihiyara hafan Sunta と CORJI が持ってきた書。

○hese be aliha amba coohai ejen, doro aliha hošoi mergen cin
 旨 を 承けた 大なる 兵の 主、 政 承けた 和碩 睿 親
 wang ni bithe;/ doro be aliha hošoi ujen cin wang de unggihe;/
 王 の 書。 政 を 承けた 和碩 鄭 親 王 に 送った。
 ^^abkai kesi de bi bejing be baha urgun -i doroi/ ^^abkai tan, tai
 天の 恩 に 我 北京 を 得た 喜び の 礼に 天の 壇、 太
 miyoo, hūtingga munggan, eldengge munggan -i tuwakiyaha mafari de/
 廟、 福 陵、 昭 陵 の 見張った 祖 に
 šangnaki sehe bihe; yaya bade šangnaci gemu/ ^^han -i šang; ^^han -i
 賞賜したい 言った あった。およそ ところに 賞賜すれば みな Han の 賞。 Han の
 jidere ongolo, wang tubade teisuleme jergi, 3a/3b bodome šangna;
 来る 前、 王 そこに あわせ 等級、 はかり 賞賜せよ。
 šangnara de/ ^^han -i kesi, bejing be baha urgun -i doroi šangnambi
 賞賜する に、 Han の 恩、 北京 を 得た 喜び の 礼に 賞賜する
 seme hendume šangna;/
 と 語り 賞賜せよ。

【ineku/ tere inengi】

【同じ それ 日】

sitingju gūsai, šang ho žin nirui, li be lung mini/ wesimburengge;
 石廷柱 gūsa の、 尚 好 仁 niru の、 李 伯 龍 我の 奏すること。
 mini banjiha deo -i jui bejing de bi; minde sakdata la jui akū;
 我の 生じた 弟 の 子 北京 に ある。我に 年老いて 子 ない。
 adarame/ bahafi emgeri acahade; banjire de akdara ba bi; buceci
 どうか 得て 一度 会ったのに。 暮らす に 頼る ところある。死ねば
 mujilen inu sulakan 3b/4a sindambi kai; li be lung bi gūnici, julgei
 おもい も 安心 置く ぞ。 李 伯 龍 我 思えば、 古の

「旨を承けた大兵の主である摂政和碩睿親王の書を摂政和碩鄭親王に送った。『天の恩により北京を得た喜びの礼で天壇・太廟・福陵・昭陵で見張った祖先に賞したいと言っている。およそ地に賞したが、みな Han の賞である。Han が来る前、王がその地にふさわしい等級をはかり賞せよ。賞するときに、Han の恩、北京を得た喜びの礼で賞する』と言ひ賞せよ。」

同じその日。

石廷柱 gūsa の尚好仁 niru の李伯龍である私が上奏すること。「私の実弟の子が北京にいる。私には年老いて子がいない。どんなにか得ていけば、生きるときに頼みにするところがあり、死んでも、思いも安心しておけるのだ。李伯龍私が思うに、古の

joo ts'ong g'u cooha gaifi wargi/ bade dailame genehede, niyalma gemu
 JOO TS'ONG G'U 兵 つれて 西 ところに 討ち 行ったのに、 人 みな
 sakda amban de isirengge akū seme hendumbi sere;/ bi udu sakdacibe
 老人 大臣 に およぶもの ない と 語る いう。 我 いくつ 年老いても
 kemuni gurun -i jalin faššara gūnin bi; bithei yamun de, aniya/
 そのまま 国 の ため 努力する おもい ある。 文の 衙門 に、 年
 goidame joboho bihe; minggan bai morin huju -i fejile sakdataala
 久しくなり 苦しんだ あった。 千 ところの馬 槽 の 下 年老いて
 dubehengge, ergen -i/ uttu ojoro be geli webe gasara; cananggi dorolon
 臨終を迎えたこと、 命 の このよう なる を もまた 誰を 恨む。 以前 礼
 jurgan de, erdemu bisire/ niyalma be tucibu seme henduhe be donjiha;
 部 に、 徳 ある 人 を 出せ と 語った を 聞いた。
 bi daci dorolon jurgan -i yamun de bihe;/ mimbe sakdakabi seme sula
 我 もとより 礼 部 の 衙門 に あった。 我を 年老いている いい 閑散
 obuha; saisa be tukiwere, gurun be dasara, mujilen be 4a/4b
 なした。 賢者 を 捧げる、 国 を おさめる、 おもい を
 akūbume ^^han be weilere jurgan be kemuni gūnimb;i; tuttu šumin/
 力を尽くし Han を ことをなす 義 を そのまま 思う。 そのよう 深い
 micihyan be tuwarakū wesimbumb;ice jihe iogi hafan u dz žung;
 浅い を 見ない 奏する。 新 来た 遊撃 官 U DZ ŽUNG
 daci hafan -i/ enen; bithei niyalma, daiming gurun -i mukiwere be
 もとより 官 の 子孫。 書 の 人、 大明 国 の 滅びる を
 doihon* de safi, erei kadalara/ boo be mukiwerebufi, muse gurun de
 あらかじめ 知って、この 管理する 家 を 滅ぼして、 我らの 国 に
 dahame dosika; muse gurun de gung bi; boode/ genere jugūn akū; bi
 したが い 入った。 我らの 国 に 功 ある。 家 に 行く 路 ない。 我

JOO TS'ONG G'U が兵を率いて西の地に討伐に行ったときに、人はみな老いた大臣に及ぶものがいないと言うという。私がいくら老いたとはいえ、そのまま国のために尽力する思いはある。翰林院で長年苦勞している。いくたの地の馬が槽の下で老いて臨終を迎えたこと、命がこうなるのをまた誰を恨むことができよう。以前、礼部で徳ある人を出せと言ったのを聞いた。私はもとは礼部にいた。私を「老いている」と閑散にした。賢者を登用すること、国を治めること、心を尽くし Han のために事をなすという義をずっと思っている。そのように深いか浅いかを見ずに上奏する。新たに来た遊撃の U DZ ŽUNG はもとの官の子孫である。書生は大明国が滅ぶのをあらかじめ知ったので、この管理する家を滅ぼして我々の国に帰順した。我々の国で功がある。家に行く道がない。私は

udu terei emu goloi niyalma seme takarakū bihe; ubade/ jifi yabure
 たとえ その 一 地方の 人 いい 見分けない あった。ここに 来て 行く
 jakade; teni mujilen banin be sahabi; tere be tuwaci, gisurere/
 もので。 ようやく おもい 性質 を 知っている。それ を 見れば、 言う
 leolerengge kengse lasha, sara bahanarangge getuken; jai gulu fulgiyan -i
 論ずること 果断に 果断に、 知る さとること 明白な。 また 正 紅 の
 wangšun -i 4b/5a yabun be tuwaci, kengse ijishūn, tondo jurgangga;
 WANGŠUN の おこない を 見れば、 果断に 順、 忠 義のあるもの。
 ^sure cin wang terebe/ jui gese gosiha bihe; nikan i bithe de
 聡明な 親 王 それを 子 ように 慈しんだ あった。 Nikan の 書 に
 mangga; manju bithe be geli bahanambi;/ šusai dolo tanggū de emke
 強い。 Manju 書 をもまた さとる。 秀才 中 百 に 一つ
 akū; sara ulhire, bodoro seolerengge; genggiyen bime/ narhūn; emke ice
 ない。 知る わかる、 はかる 思いめぐらせること。 聡明 あり 仔細。 一つ 新しい
 jihengge; nikan -i yabun aššara arbušara be gemu sambii; emke/ ubade
 来たもの。 Nikan の おこない 動く 動き出す を みな 知る。 一つ ここに
 goidame banjhangge; musei gurun -i kooli ciktan be labdu sambii; ere/
 久しくなり 暮らしたものを。 我らの 国 の 例 倫 を 多い 知る。 これ
 juwe niyalma serengge udu dai yuwan gurun i yoo šu; hioi heng
 二 人 いうもの いくつ大 元 国 の yoo šu. hioi heng
 seme ainci inu/ dulenerakū* dere; te ese de baita afabufi; mujilen
 いい おそらくも 過ぎない だろう。 いま これらに こと 委ねて、 おもい
 niyaman -i gese obume gung 5a/5b mutebuci ombii; li be lung bi
 心 の ように させ 功 できさせられる。 李 伯 龍 我
 niyalmai ibiyara silhidara de jailarakū; mini,/ gurun de karulara
 人の 憎む 嫉妬する に 避けない。 我の、 国 に 報いる

たとえその一地方の人であっても見分けられずにいた。ここに来て行くので、ようやく心情を知ったのだ。それを見れば、話し論ずることは果断であり、知ること・理解することははっきりしている。また正紅のWANGŠUNのおこないを見れば、果断であり従順であり義がある。聡明な親王は彼を子のように慈しんでいる。漢の書に強く、Manjuの書もまた理解する。秀才の中では百に一つもない。知ること・理解すること・はかること・思いめぐらせることには、聡明であり精細である。一つ、新しく来た者は、Nikanの行動をすべ知る。一つ、ここに久しく暮らした者は、私らの国の例・倫をよく知る。この二人は大元国の姚枢・許衡といった者でもおそらく超えないだろう。いま彼らに事を委ねて、思う心のままにさせれば、功をなさせることができる。李伯龍私は人が忌み嫌う事を避けない。私が国に報いる

mujilen de ofi, uttu ^^wesimburengge; aikabade/ cisui dere banjire
 おもい になつて、このよう 奏すること。 もしも 勝手に だろう 暮らす
 ohode, mimbe/ ^^abka wakini; doro be iliha wang ni kimcire[,] be
 なつたのに、我を 天 殺すがよい。礼 を 立てた 王 の 詳細にする を
 buyere;/
 願う。

○ere bithe be, doro be aliha hošoi ujen cin wang de, ashan -i
 これ 書 を、政 を 承けた 和碩 鄭 親 王 に、側 の
 bithei da/ esehei, laigun tuwabuha; ^wang ni amasi hendühengge sini
 書 の もと Esehei、 Laigun 見せた。 王 の 後 語ること 汝の
 bithei gisun inu, 5b/6a sini beye amala geren i jidere sasa jio; jai
 書 の 言 是、 汝 自身 後 衆 の 来る 一緒に来い。また
 sini tucibuhe juwe niyalma be,/ be inu sahabi; bejing de genehe
 汝の 出した 二 人 を、我ら も 知っている。北京 に 行った
 manggi, acara be tuwame baitalaki;/ ubade baitalara ba akū;/
 のち、 あう を 見て 用いたい。ここに 用いる ところない。

【juwan/ juwe de】

十 二 日

dergi booi ulin -i sabitu -i gajiha bithe;/ ^^han -i jihe amala emu
 上 booi 財貨 の SABITU の 持ってきた書。 Han の 来た 後 一
 nirui sunjata uksin, boigon gajime jiderengge; emu gūsa de/ meiren -i
 ニルの 五ずつ 馬甲、 戸 つれてき 来ること。 一 gūsa に meiren i
 janggin emte; buya janggisa juwanta; uyun biyai icereme tucikini; 6a/6b
 janggin 一つ。 buya janggisa 各十人。 九 月の 初め 出すがよい。
 sandung ni golo yoni dahame wajiha; san si golo ing* u guwan ci
 山東 の 地方 まったく したがい 終わった。山 西 地方の 寧 武 関 より

思いでやって、このように上奏するものである。もし勝手に暮らしたならば、私を天は殺すがよい。礼を立てた王がきわめるのを願う。

この書を撰政和碩鄭親王に学士の Esehei と Laigun が見せた。王が後に言うには「汝の書の言葉はその通りである。汝自身は後に衆が来るのと一緒に来い。また汝が推挙した二人を我々も知っている。北京に行ったのち、あうのを見て用いたい。ここに用いるところはない」。

十二日。

皇上の booi の庫を担当する SABITU が持ってきた書。「Han が来た後に一つのニルは五人ずつ馬甲と家人をつれて来ること。一 gūsa に meiren i janggin は一人ずつ、biya janggisa は十人ずつ。九月初めに出すように。山東省はすべて従え終えた。山西省の寧武関より

amasi/ dahahabi; juleringge alanjire unde/
北 従っている。 南側 告げにくる いまだ。

【orin/ de】

二十 に

fafun jurgan -i icihiyakū hafan gisan be, ere bithe be jafabufi
刑 部 の icihiyakū hafan GISAN を、これ 書 を つかませて
bejing de takūraha;/
北京 に 遣わした。

○sabitū de unggihe bithe be tuwaci boigon gajime jidere emu
SABITU に 送った 書 を 見れば 戸 連れてき くる 一
nirui sunjata/ uksin, emu gūsa de meiren i janggin emte, buya
ニルの 各五 馬甲、 一 gūsa に meiren i janggin 各一、 buya
janggisa juwanta, uyun biyai/ icereme tucikini sehebi; +[neneme] dorgi
janggisa 各十人、 九 月の 初め 出すがよい している。+[先に] 内
amban holohoi se de jasihangge emu nirui 6b/7a juwanta boigon be
大臣 Holohoi ら に 手紙を出したこと 一 ニルの 各十 戸 を
gajime jiderengge, emu nirui emte uksin, gūsade juwete/ janggin, emu
つれてき 来ること、 一 ニルの 各一 馬甲、 gūsaに 各二 janggin、 一
gala de emte meiren -i janggin, ^^han -i jidere sasa tucifi jikini sehe
翼 に 各一 meiren i janggin、 Han の 来る 一緒に 出して 来るがよい いった
bihe; sabitū -i gajiha bithei songkoi/ neneme alanjiha gisun de akū
あった。 SABITU の 持ってきた 書の とおりに 先に 告げにきた 言 に ない
dahame te be ineku neneme jasiha emu nirui/ juwanta boigon, emte
したが いま 我ら 同じ 先に 手紙を出した 一 ニルの 各十 戸、 各一
uksin de jai duite uksin, emū gūsai juwete janggin de/ jai jakūta
馬甲 に また 各四 馬甲、 一 gūsa の 各十 janggin に また 各八

北は従っている。南はまだ報告が来てない。

二十日。

刑部の icihiyakū hafan の GISAN を、この書を持たせて北京に遣わした。

「SABITU に送った書を見たところ、家人を連れてくる、一ニルに五人ずつの馬甲、一 gūsa に meiren i janggin 一人ずつ、buya janggisa 十人ずつ。九月始めに出すようにと言っている。先に内大臣 Holohoi らに手紙を出したところでは、一ニルに十人ずつ家人を連れてくること、一ニルに一人ずつの馬甲、gūsa に二人ずつの janggin、一 gala につき一人ずつの meiren i janggin。Han が来るのと一緒に出して来ることと言っていた。SABITU が持ってきた書の通りに先に手紙を出した一ニルに十人ずつの家人、一人ずつの馬甲にまた四人ずつの馬甲、一 gūsa に十人ずつの janggin にまた八人ずつ

janggin, emte meiren -i janggin be nonggime tucibufi uyun biyai/
 janggin、各一 meiren i janggin を 加え 出して 九 月の
 icereme jurambumbi; 7a/7b

初め 出発させる。

+[erebe gaihakū]

これを 取らなかった

^^han -i emgi neneme generengge daci fujisa be dahara hehesi,
 Han の ともに 先に 行ったこと もとより fujinら を したがる 女ら、
 gūsai ejetei sargan,/ tui janggin, meiren i janggin -i sargata be morin
 gūsa の 各 ejen の 妻、 tui janggin, meiren i janggin の 各妻 を 馬
 temen bisirengge be oci/ sasa gamame, ihan sejen -i generengge be oci
 駱駝 あるもの を なれば 一緒につれていき、牛 車 の 行くもの を なれば
 juwanta boigon -i sasa jikini/ seme uttu toktobuhabi; 7b/
 各十 戸 の ともに 来るように いい このよう 定めている。

の janggin、一人ずつの meiren i janggin を加え出して、九月初めに出発させる」。

「Han と共に先に行った者はもとより fujin らにしたがる女ら、gūsa の各 ejen の妻、tui janggin、meiren i janggin の妻らを、馬・駱駝のある者であれば一緒につれていき、牛車で行く者であれば、十人ずつの家人と共に来るように」とこのように定めている。

順 治 元 年
十 月

Ojuwan biyai ice de wecehe bithei gisun:/
 十 月の 初 に 祭った 書の 言。
 oijishūn dasan -i sucungga aniya, niowanggiyan bonio; juwan biyai
 順 治 の 元 年、 甲 申。 十 月 の
 ice de niohon/ gūlmahūn ^cing gurun -i abkai jui amban *fulin* gelhun
 朔 に 乙 卯 清 国 の 天の 子 臣 *Fulin* あえて
 akū sahaliyan tukšan be/ baitalame ^^dergi abkai han ^^na -i ejen
 黒い 仔牛 を 用い、 上 天の Han 地 の 主
 de gelhun akū/ alarangge; abkai fejergi amban seme, abka de ilgacun
 に あえて 告げること。 天の 下 大きい いい、 天 に 区別
 akū; mini/ ^mafa ^abkai hese be alifi dergi baci fukjin doro be
 ない。 我の 祖 天の 旨 を 承けて 東 ところより 肇め 政 を
 ilibufi/ ^ama gurun be badarambume doro be amban obufi, amban -i
 立てて 父 国 を 富ませ、 政 を 大きい して、 臣 の
 ajige beye amba doro be/ siraha, ming gurun wajifi jalingga koimali
 小さい 自身 大いなる 政 を ついだ、 明 国 おわって 奸悪な 狡猾な
 dekdefi, irgen jobolon de/ *tušaci* dulimbai gurun de akū; amban *la/lb*
 起こって、 民 苦しみに *遭*えば 中の 国 に ない。 臣
 ^ama mafa -i gung erdemu be gingguleme alifi, mergen niyalma de akdafi,
 父 祖 の 功 徳 を 謹み 承けて、 賢 人 を 頼って、
 geren cooha be/ dasafi, muke tuwa ci tucibure, ehe nantuhūn be
 衆 兵 を おさめて、 水 火 より 出す、 悪 穢れ を
 erime geterembure jakade;/ dorgi tulergi mujilen [+emu] ofi, gemu
 除き 一掃する もので。 内 外 心 一 なして、 みな
 amban -i jidere be buyeme gung be kicekini, doro be/ šanggabukini
 臣 の 来る を 願い 功 を 勉めるがよい、 政 を 完成させるがよい

十月初一日。祭った書の言葉。

「順治元年甲申。十月初一日乙卯に清国の天子臣 *Fulin* があえて黒仔牛を供え、上天の Han と地の主に告げること。天下は大きい、天に分け隔てはない。私の祖父は天の旨を承けて東の地より創業して、父は国を繁栄させ、政道を大きくして、臣私は大いなる政道を継いだ。明国が終わって、奸悪が起って民は苦しみにみまわれたので、中国に安寧はない。臣は父・祖父の功徳を謹み承けて、賢人を頼みとして、衆兵を整えて、水火より出して、悪濁を除き浄めるので、内外は心が一つになって、みな臣が来るのを願い、「功に勉めるがよい。政道を全うさせるがよい」」

seme aliyahabi; tuttu ofi yan jing be du hecen obufi, dulimbai/
 いい 待っている。 そのよう なって 燕 京 を 都 城 なして、 中の
 gurun be toktobumbi; ujulaha ambasa, hafan irgen -i hebe gemu emu
 国 を 定める。 頭となった 大臣ら、 官 民 の 相談 みな 一
 ofi hendurenge./ enduri sei wehiyere be jurceci ojarahū; geren irgen -i
 なって 語る こと、 神 らの 助ける を たがえられない。 衆 民 の
 unenggi gūnin be cashūlac ojarahū; amba soorin de tefi, tumen gurun be
 まことに おもい を 背けない。 大いなる 位 に 座って、 万 国 を
 elbime beide seme bairede/ amban ^dērgi ferguwecun de gingguleme, olhome,
 招撫し 審断せよ いい 求めるのに。 臣 上 瑞兆 に 謹み おそれ、
 geren -i gūnin de acabume/ ere aniya juwan biyai ice de 1b/2a
 衆 の おもい に あわせ これ 年 十 月 の 朔 に
 ^abka de alifi soorin de tembi; ^gurun -i gebu +[be kemuni]
 天 に 告げて 位 に 座る。 国 の 名 を そのまま
 daicing, aniya be kemuni ijishūn/ dasan -i sucungga aniya obumbi/
 Daicing、 年 を そのまま 順 治 の 元 年 なす。
 ^abka na -i han aisilame facuhūn be hūdun necin obufi, loho gida
 天 地 の Han 助け 乱れる を すみやかに 平ら して、 腰刀 槍
 be hūdun nakabu/ uyun jeo be gemu elhe obure; gosin be jalafun
 を すみやかに やめさせよ。 九 州 を みな 安らか なす。 仁 を 寿
 obure mini cing gurun -i doro be/ enteheme obure jalin jalbarime
 する 我の 清 国 の 政 を 永遠に なす ため いのり
 baimbi; ainara alime gaiki/
 求める。 どうする 受け とりたい。
 ○ineku tere inenggi še ji enduri de wecehe bithei gisun/ ijishūn
 同じ それ 日 社 稷 神 に 祭った 書 の 言。 順

と待っている。そのようなので燕京を都城として中国を平定する。主だった大臣ら・官・民が語ることは、みな一つとなって言うこと。「神々の助けは違えない。衆民の誠心は背けない。大いなる位に即いて、万国を招撫し断じよ」と求めるときに、臣は上の瑞兆に謹みかしこみ、衆の思いに合わせ、本年十月初一日に天意を承けて位に即く。国の名はそのまま大清、年号はそのまま順治元年とする。天地が Han を助け、騒乱をすみやかに平らげて、刀・槍をすみやかにやめさせよ。九州をみな安らかにする。仁をながらえる我が清国の政道を永遠とするため、祈り求める。どうか受け取ってほしい」。

同じその日。社稷の神に祭った書の言葉。「順

dasan -i sucungga aniya, niowanggiya bonio; juwan biyai ice de niohon
 治 の 元 年、 甲 申。 十 月 の 朔 に 乙
 gūlmahūn/ hūwangdi fulin gelhun akū beyei funde amban asan be
 卯 皇帝 Fulin あえて 自身の 代わりに 臣 Asan を
 takūrafi/ ^še ji enduri de alarange; mini 2a/2b ^mafa dergi bade
 遣わして 社 稷 神 に 告げる こと。 我の 祖 東 ところより
 fukjin deribume gurun ilibufi; ^ama gurun be badarambume doro be
 肇め 始め 国 立てて。 父 国 を 富ませ 政 を
 amban/ obufi ulame sirame mini ajige beye de isinjiha manggi; ehe
 大きい なして 伝え つぎ 我の 小さい 自身 に 到りきた のち。 悪い
 sukdun be erime geterembufi/ dzung yuwan -i babe toktohuha; dorgi
 気 を 除き 一掃して 中 原 の ところを 定めた。 内
 tulergi hafan irgen -i mujilen de acabume amba/ soorin be alime gaifi/
 外 官 民 の 心 に あわせ、 大いなる 位 を 受け として、
 ^še ji enduri tan be, yan -i ba de ilibufi, weceme usin -i weile be
 社 稷 神 壇 を、 燕 の ところに 立てて、 祭り 田 の こと を
 ujen obuha; irgen -i/ baitalara de isire; ^abkai fejergi alban de tesure,
 重い した。 民 の 用いる に およぶ。 天の 下 賦 に 足りる、
 enteheme taifin doro be/ tuwakiyarange, yargiyan -i dorgideri aisilara
 永遠に 太平 政 を 見張ること、 本当 に 内を 助ける
 de akdahabi; tuttu ofi/ gu, suje ulga yaya hacin -i jaka be dagilafi
 に 頼っている。 そのよう なって 玉、 緞子 家畜 およそ 件 の 物 を 取り揃えて
 gingguleme wecembi; alime gaiki; ede/ ^han -i boobai emke gidaha; 2b/3a
 謹み 祭る。 受け とりたい。ここに Han は 室を 一つ 擦した。

Oineku tere inenggi taimiyoo de wecehe bithei gisun;/ ijishūn
 同じ それ 日 太廟 に 祭った 書の 言葉。 順

治元年甲申。十月初一日乙卯に皇帝 Fulin があえて自身の替わりに臣 Asan を遣わして、社稷の神に告げる。我が祖父は東の地より創業し、父は国を富ませ政道を大きくして伝え継ぎ、私の小さな身に及び来たので、悪気を払い浄めて、中原の地を平定した。内外の官・民の心に合わせ大いなる位を受け取って、社稷の神壇を燕の地に立てて、祭田のことを重くした。民が必要とするのに足り、天下の公事に足り、永遠に太平の政道を守ることは、まことに内より助けるのに頼みとしている。そのようなので玉・緞子・家畜・各項の物を供えて謹み祭る。受け取ってほしい」。

同じその日。太廟に祭った書の言葉。「順

dasan -i sucungga aniya; juwan biyai ice de niohon gūlmahūn; soorin
 治 の 元 年。 十 月 の 朔 に 乙 卯 位
 be/ siraha omolo hūwangdi *fulin* gingguleme beyei funde amban baintu
 を ついだ 孫 皇帝 *Fulin* 謹み 自身の 代わりに 臣 Baintu
 be takūrafi/ ^taidzu, abkai hese be alime forgon be mukdembuhe,
 を 遣わして 太祖、 天の 旨 を 受け 時運 を 盛んにした、
 gurun -i ten be fukjin ilibuha/ fergecuke gungge gosin hiyoošungga,
 国 の 極み を 肇め 立てた たぐい稀なる 功ある 仁 孝ある
 horonggo enduringge hūwangdi;/ taiheo, gosin hiyoošungga, doro de
 威ある 聖 皇帝。 太后、 仁 孝ある、 政 に
 akūmbuha gunggun ijishūn eldengge hūturingga/ enduringge hūwangheo;
 力を 尽くした 謹 順 光ある 福ある 聖 太后。
 ama gosin onco hūwaliyasun enduringge hūwangdi enduri soorin -i
 父 仁 寛 温 聖 皇帝 神 位 の
 juleri gelhun akū/ wesimbure alara gisun; *3a/3b* ^*mafā* ama amba doro
 前 あえて 奏する 告げる 言。 *祖* 父 大いなる 政
 be fukjin ilibufi, erdemu gung be mukdembufi, amaga juse de/ omosi
 を 肇め 立てて、 徳 功 を 盛んにして、 のちの 子ら に 孫ら
 de werihe; te ming gurun -i forgon wajifi, jalingga hūlha dekdefi/
 に 留めた。 今 明 国 の 時運 おわって、 奸悪な 賊 起こって、
 dzung yuwan -i ba jobolon tušafi irgen banjici ojurakū oho manggi;
 中 原 の ところ 苦しみ 遭って 民 暮らせない なった のち。
 soorin be/ siraha omolo, jorin yabun be gingguleme alifi ecike
 位 を ついだ 孫、 目標 おこない を 謹み 受けて、 叔父
 mergen cin wang dorgon de/ afabufi, amba cooha ilifi dulimbai ba be
 睿 親 王 Dorgon に 委ねて、 大いなる 兵 立てて 中の ところを

治元年十月初一日乙卯。位を継いだ孫の皇帝 Fulin が謹み自身の替わりに臣 Baintu を遣わして、太祖承天広運聖徳神功肇紀立極仁孝武皇帝・太后孝慈昭憲純徳貞順承天育聖武皇后・父仁寛温聖皇帝の神位の前であえて上奏する言葉。「祖父・父は大いなる政道を創業し、徳功を盛んにして、後の子孫に残した。いま明国の天運は終わって、奸賊が起こって、中原の地は災禍にみまわれて、民は暮らすことができなくなったので、位を継いだ孫の私は意思とおこないを謹み承けて、叔父睿親王 Dorgon に委ねて、大兵を擁して中の地を

nerime geterembufi; tugi niolmon be/ buyehe gūnin de acabuha;/ ^abka
 除き 一掃して。 雲 虹 を 愛する おもい に あわせた。 天、
 niyalma uhei hūwaliyaha; sain inenggi be tuwafi, boobai soorin be
 人 共に 和した。 よい 日 を 見て、 宝の 位 を
 alime/ gaiha; enteke amba gung mini ajige beyei mutebuhengge waka;
 受け とった。 かような 大いなる 功 我の 小さい 自身の なしたこと ない。
 gemu/ ^mafa, ama -i hūhuri be werihe, dorgideri aisilaha turgun kai;
 みな 祖、 父 の 福 を 留めた、 内より 助けた 理由 ぞ。
 tuttu ofi 3b/4a tumen gurun -i urgunjere mujilen be tucibume/
 そのよう なって 万 国 の 喜ぶ 心 を 出し
 ^genggiyen miyoo de hiyan dabume wecemi; ^abka de bisire fayangga,
 聡明 廟 に 香 焚き 祭った。 天 に ある 魂、
 omolo be wehiyeme duin dere be ulhiyen -i taifin/ obume; hūhuri be
 孫ら を 助け 四 面 を 少しずつ に 太平 して。 福 を
 jecen akū obureo seme jalbarime baimbi; alime gaiki; ede/ ^han boobai
 辺 ない してくれまいか いいのり 求める。 受け とりたい。 ここに Han は 宝を
emke gidaha:
一つ 擦した。

○ineku tere inenggi wesimbuhe biyoo bithei gisun;/ ^hūwangdi de
 同じ それ 日 奏した 表 書の 言。 皇帝 に
 doru be aliha wang, uksun -i geren wang se, bithe coohai ice fe
 政 を 承けた 王、 宗室 の 衆 王 ら 文 兵の 新 旧
 ambasa be/ gaifi urgun -i doroi urgunjeme gingguleme niyakūrafi
 大臣ら を つれて 喜び の 礼の 喜び 謹み 跪いて
 wesimbure gisun; yan jing/ hecen de amba doru be toktobure jakade;
 奏する 言。 燕 京 城 に 大いなる 政 を 定める もので。

除き浄めて、雲虹を愛する意思に合わせた。天と人がともに和した。良い日を見て、玉座を継受した。このような大いなる功は、私の小さい身がなしたことではない。みな祖父・父が福を残し、内より助けたゆえであるぞ。そのようなので万国は喜ぶ心を出だし、聡明なる廟に香を焚き祭った。天にある魂よ、子ら孫らを助けて四方を少しずつ太平にして、福をくまなくしてくれまいかと祈り求める。受け取ってほしい」。

同じその日。上奏した表文の言葉。「摂政王が宗室の衆王ら・文武の新旧の大臣らをつれて、喜びの礼で喜び謹み跪いて上奏する言葉。『燕京城に大いなる政道を定めるので、

4a/4b ^abka na -i gese jecen akū oho; fergecuke +[hūtingga]
 天 地 の よう に 辺 ない なった。たぐい稀なる 福ある
 wesihun soorin de tere jakade ede gemu/ ama eme -i gese hūkshe;
 貴 位 に 座る もの で ここに みな 父 母 の よう に 頂いた。
 ^hūwangdi sure genggiyen be erin -i niyalma algūdambi*; bithe coohai
 皇帝 聡い 聡明 を 時 の 人 手本とする。 文 兵の
 erdemu banjitai/ salgabuhabi/ ^enduringge hūwangdi ilime, sunja hacin
 徳 生じたまま 天与されている。 聖なる 皇帝 立ち、 五 件
 -i hūhuri isanjimbi/ ^enduringge niyalma tucinjime, tumen jaka buyeme
 の 福 集まってくる。 聖なる 人 出でて、 万 もの 愛し
 tuwambi; meni geren šun biyai sain erin -i edun/ tugi de ucaraha be
 見る。 我らの 衆 日 月 の よい 時 の 風 雲 に 出会った を
 dahame, tumen gurun gemu elhe ofi; enteheme goro gūnime/ ilan
 したが、 万 国 みな 安らか なって。 永遠に 遠い おもい 三
 hūwang ni fon -i adali taifin okini; tanggū ergengge ishunde
 皇 の 時 の よう に 太平 なるがよい。 百 生けるもの 互いに
 urgunjeme/ ^abkai fejergi amba uhe doro be hūdun mutekini seme
 喜び 天の 下 大いなる 同じ 政 を すみやかになすがいい いい
 buyeme gūnimbi; tuttu ofi 4b/5a be alimbaharakū fenkucume urgunjeme/
 願い おもう。 そのよう なって 我ら 堪えきれない 驚き 喜び
 ^abka be hargašame/ ^enduringge be tuwame urgun -i doroi biyoo
 天 を 仰ぎ見 聖 を 見て 喜び の 礼の 表
 bithe be tukiye me jafafi gingguleme wesimbumbi; 5a/5b
 書 を 捧げ つかんで 謹み 奏する。
 ○ice ilan de dorgi yamun ci unggihe bithe;/ juwe dzung šu
 初 三 に 内 衙門 より 送った 書。 二 中 書

天地のように隔てがなくなった。たぐい稀なる福ある尊位に即くので、ここはみな父母のように感激した。皇帝の叡智は時の人にとつとる。文武の才能は生まれながら天が与えている。聖なる皇帝は立ち、五種の福が集まってくる。聖人が出でて来て、万物を愛しく見る。我らの衆は日月の良い時の風雲にめぐりあったので、万国がみな太平となって永遠に遠くを思い、三皇のときのように太平となるがよい。百姓は互いに喜び、天下に大いなる一つの政道をすみやかに成し遂げるがよいと願望する。そのようなので我らは絶えきれず、喜んで天を仰ぎ、聖を見て喜びの礼で表文を捧げ持ち、謹み上奏する」。

初三日。内院より送った書。「二中書みな

de monggorokū sindaha honci sijigiyā emte, sekei amba/ mahala emte,
 に 縁取り 置いた 羊皮 袍 一ずつ、貂皮の 大きい 冠帽 一ずつ、
 gūlha emte joro; juwe šuban de *š*i honci doko -i sijigiyā;/ emte,
 靴 一ずつ 対。 二 書弁 に 羊皮 裏地 の 袍。 一ずつ、
 dobihi mahala emte, gūlha emte juru bu seme bithesi hede be/
 狐皮 冠帽 一ずつ、靴 一ずつ 対 与えよ いい bithesi Hede を
 takūraha; 5b/6a
 遣わした。

+ [ere be ara] Oice ilan de/ ^doro be aliha ama wang ni
 これ を 書け 初三 に 政 を 承けた 父 王 の
 fergecuke gung gebu be temgetuleme arara bei wehe be ara seme/
 たぐい稀なる 功 名 を 印とし 書く 碑 石 を 作れ いい
 dorolon -i jurgan -i aliha amban langkio, ashan -i amban lambai,
 礼 の 部 の aliha amban Langkio, ashan i amban Lambai,
 mujilen bahabukū/ wehe de afabuha; ede šolge be takūraha/
 啓心郎 Wehe に 委ねた。 ここに ŠOLGE を 遣わした

Oice duin de dorgi yamun ci unggihe;/ ^taidzu, taiheo, taidzung
 初 四 に 内 衙門 より 送った。 太祖、 太后、 太宗
 ni gui doron ilan; gui ts'e ilan; hiyan -i doron ilan;/ hiyan -i ts'e
 の 玉の 印 三。 玉の 冊 三。 香 の 印 三。 香 の 冊
 ilan; erebe hūduñ ekšeme arabu, + [seme] soda be takūraha; bithesi
 三。 これを すみやかに 急ぎ 作らせよ、 いい SODA を 遣わした。 bithesi
 jiman de/ afabuha; 6a/6b
 JIMAN に 委ねた。

Oice duin de wasimbuha bithei gisun;/ hafan irgen yaya niyalma
 初 四 に 下した 書の 言。 官 民 およそ 人

に縁取りのある羊皮の長衣各一、貂皮の大きい冬帽を各一、靴各一双。二書弁に裏地が羊皮の長衣各一、狐皮の冬帽各一、靴各一双を与えよ」と bithesi の Hede を遣わした。

初三日。「皇叔父摂政王のたぐい稀なる功名を表彰する碑を作れ」と、礼部の aliha amban Langkio, ashan i amban Lambai、啓心郎 Wehe に委ねた。ここに ŠOLGE を遣わした。

初四日。内院より送った。「太祖・太后・太宗の宝印三、宝冊三。香の印三、香の冊三。これを急ぎ作らせよ」と SODA を遣わした。 bithesi の JIMAN に委ねた。

初四日。下した書の言葉。「官であれ民であれどんな人が

yaya weile be jurgan de habšarakū/ ^wang de dabali habšaci, weilei
 およそ こと を 部 に 訴えず 王 に 特別に 訴えれば、罪の
 waka uru be bodorakū tantambi; jurgan de,/ habšafi, jurgan -i
 非 是 を はからず 打つ。 部 に、 訴えて、 部 の
 niyalma, tondo be beiderakū mujibuha ba bifi habšaha weile/ uru oci
 人 忠 を 審問せず 冤罪にされた ところ あって 訴えた 罪 是 なれば
 habšaha turgun de weile akū; weile waka bime jabšan baime/ holtome
 訴えた ゆえ に 罪 ない。 罪 非 あり 幸い 求め 偽り
 habšaci inu tantambi;/ 6b/7a
 訴えれば もまた 打つ。

+ [ice nadan de] ○abakai tan de wecehe bithei gisun;/ ijishūn
 初 七 に 天の 壇 に 祭った 書の 言。 順
 dasan -i sucungga aniya niowanggiyan bonio; juwan biyai ice de
 治 の 元 年、 甲 申。 十 月 の 朔 に
 niohon/ gūlmahūn; ice nadan de šahūn koko inenggi/ cing gurun -i
 乙 卯。 初 七 に 辛 酉 日 清 国 の
 abkai jui amban fulin gelhun akū beyei funde tantai be takūrafī/
 天の 子 臣 Fulin あえて 自身の 代わりに Tantai を 遣わして
 ^dergi abkai han de wesimbure gisun;/ ^han ama be amcame/
 上 天の Han に 奏する 言。 Han 父 を 追い
 ^taidzung abka de acabume gurun be mukdembuhe, doro be amban
 太宗 天 に あわせ 国 を 盛んにさせた、 政 を 大きい
 obuha, horon be algimbuha gosin/ onco hūwaliyasun enduringge
 した。 威 を 広げた 仁 寛 温 聖
 hiyoošungga erdemunge genggiyen šu hūwangdi fungnere jalin/ weceme
 孝ある 徳ある 聡明 文 皇帝 封じる ため 祭り

どんな事であっても部に訴えず、王に越訴すれば、罪の是非にかかわらず打つ。部に訴えて、部の人が忠実に審断せず冤罪となったことがあって、訴えた罪が正しければ、訴えたことで罪としない。罪があやまりでありながら僥倖を求めて嘘の訴えをすれば、それもまた打つ。

初七日。天壇に祭った書の言葉。「順治元年甲申十月乙卯朔。初七日辛酉に清国の天子臣 Fulin があえて自身の替わりに臣 Tantai を遣わして、上天の Han に上奏する言葉。『Han 父を追諡し、太宗応天興国弘徳彰武寛温仁聖叡孝文皇帝に封じるため、祭り

lambi; ainara alime gaiki/ 7a/7b

告げる。 どうする 受け とりたい。

ineku tere inenggi na -i tan de wecehe bithei gisun/
 同じ それ 日 地 の 壇 に 祭った 書の 言。

○ijishūn dasan -i sucungga aniya niowanggiyan bonio juwan biyai
 順 治 の 元 年 甲 申 十 月 の

ice de/ niohon gūlmahun; ice nadan de šahūn coko inenggi;/ cing
 朔 に 乙 卯。 初 七 に 辛 酉 日。 清

gurun -i abkai jui amban fulin gelhun akū beyei funde inggūldai be/
 国 の 天の 子 臣 Fulin あえて 自身の 代わりに Inggūldai を

takūrafi/ ^na -i ejen de wesimbure gisun;/ ^han ama be amcame/
 遣わして 地 の 主 に 奏する 言。 Han 父 を 追い

^taidzung abka de acabume gurun be mukdembuhe, doru be amban
 太宗 天 に あわせ 国 を 盛んにさせた、 政 を 大きい

obuha, horon be algimbuha/ gosin onco hūwaliyasun enduringge
 した。 威 を 広げた 仁 寛 温 聖

hiyoošungga erdemungge genggiyen šu hūwangdi/ 7b/8a fungnere jalin
 孝ある 徳ある 聡明 文 皇帝 封じる ため

weceme alambi; ainara alime gaiki/

祭り 告げる。 どうする 受け とりたい。

○ineku tere inenggi še ji enduri de wecehe bithei gisun;/ ijishūn
 同じ それ 日 社 稷 神 に 祭った 書の 言。 順

dasan -i sucungga aniya niowanggiyan bonio, juwan biyai ice de
 治 の 元 年 甲 申、 十 月 の 朔 に

niohon gūlmahūn,/ ice nadan de šahūn coko inenggi;/ hūwangdi fulin
 乙 卯、 初 七 に 辛 酉 日。 皇帝 Fulin

告げる』。どうか受け取ってほしい。

同じその日。地壇に祭った書の言葉。

「順治元年甲申十月乙卯朔、初七日辛酉に清国の天子臣 Fulin があえて自身の替わりに臣 Inggūldai を遣わして、地の主に上奏する言葉。『Han 父を追諡し、太宗天応天興国弘徳彰武寛温仁聖叡孝文皇帝に封じるため、祭り告げる』。どうか受け取ってほしい。

同じその日。社稷の神に祭った書の言葉。「順治元年甲申十月乙卯朔。初七日辛酉に皇帝 Fulin が

gelhun akū beyei funde amban asan be takūrafi./ ^še jī enduri ^ji
 あえて 自身の 代わりに 臣 Asan を 遣わして、 社 神 稷
 enduri de wesimbure gisun./ ^han ama be amcame/ ^taidzung abka
 神 に 奏する 言。 Han 父 を 追い 太宗 天
 de acabume gurun be mukdembuhe, doro be amban obuha, horon be
 に あわせ 国 を 盛んにさせた、 政 を 大きい した、 威 を
 algimbuha/ gosin onco hūwaliyasun enduringge hiyoošungga erdemungge
 広げた 仁 寛 温 聖 孝ある 徳ある
 genggiyen šu hūwangdi fungnere Sa/Sb jalin weceme alambi; ainara
 聡明 文 皇帝 封じる ため 祭り 告げる。 どうする
 alime gaiki/
 受け とりたい。

○ineku tere inenggi taimiyoo de wecehe bithei gisun; ijishūn
 同じ それ 日 太廟 に 祭った 書の 言。 順
 dasan -i sucungga aniya niowanggiyan bonio; juwan biyai ice de
 治 の 元 年 甲 申。 十 月 の 朔 に
 niohon gūlmahūn./ ice nadan de šahūn coko inenggi/ hiyoošulara omolo
 乙 卯、 初 七 に 辛 酉 日。 孝をおこなう 孫
 hūwangdi ○○ gelhun akū beyei funde amban baintu be takūrafi/
 皇帝 ○○ あえて 自身の 代わりに 臣 Baintu を 遣わして
 ^taidzu abkai hese be alifi forgon be mukdembuhe gurun -i ten be
 太祖 天の 旨 を 受け 時運 を 盛んにさせた 国 の 極みを
 fukjin ilibuha/ ferguwecuke gungge gosin hiyoošungga horonggo
 肇め 立てた たぐい稀なる 功ある 仁 孝ある 威ある
 enduringge hūwangdi./ gosin hiyoošungga doro de akūmbuha ginngun
 聖 皇帝。 仁 孝ある 政 に 力を尽くした 謹

あえて自身の替わりに臣 Asan を遣わして、社の神と稷の神に上奏する言葉。『Han 父を追諡し、太宗天応天興国弘徳彰武寛温仁聖叡孝文皇帝に封じるため、祭り告げる』。どうか受け取ってほしい。

同じその日。太廟に祭った書の言葉。『順治元年甲申十月乙卯朔。初七日辛酉に孝孫皇帝○○があえて自身の替わりに臣 Baintu を遣わして、太祖承天広運聖徳神功肇紀立極仁孝武皇帝・太后孝慈昭憲純徳貞

ijishūn eldengege hūteringga/ enduringge hūwangheo de wesimbure gisun;
 順 光ある 福ある 聖 太后 に 奏する 言
 te, *Sb/9a* ^han ama be amcame/ ^taidzung abka de acabume gurun
 今、 Han 父 を 追い 太宗 天 に あわせ 国
 be mukdembuhe doro be amban obuha; horon be algimbuha/ gosin
 を 盛んにさせた 政 を 大きい した。 威 を 広げた 仁
 onco hūwaliasun enduringge hiyoošungga erdemungge genggiyen šu
 寛 温 聖 孝ある 徳ある 聡明 文
 hūwangdi/ fungnere jalin gingguleme weceme alambi; ainara alime gaiki/
 皇帝 封じる ため 謹み 祭り 告げる。 どうする 受け とりたい。
 ○ineku tere inenggi/ ijishūn dasan -i sucungga aniya;
 同じ それ 日 順 治 の 元 年。
 niowanggiyan bonio, juwan biyai ice de niohon gūlmahūn; ice nadan
 甲 申。 十 月 の 朔 に 乙 卯、 初 七
 de šahūn koko inenggi; ^hūwangdi soorin be siraha hiyoošulara jui ○○
 に 辛 酉 日。 皇帝 位 を ついだ 孝をおこなう 子 ○○
 gelhun akū beyei funde amban baintu be takūrafi/ ^taidzung abka de
 あえて 自身の 代わりに 臣 Baintu を 遣わして 太宗 天 に
 acabume gurun be mukdembuhe, doro be amban obuha horon be
 あわせ 国 を 盛んにさせた、 政 を 大きい した。 威 を
 algimbuha *9a/9b* gosin onco hūwaliasun enduringge hiyoošungga
 広げた 仁 寛 温 聖 孝ある
 erdemungge genggiyen šu hūwangdi juleri/ wesimbure gisun; te
 徳ある 聡明 文 皇帝 前 祭る 言。 今
 hiyoošulara *omolo* jui nenehe doro be sirafi dulimbai gurun be/
 孝をおこなう 子 先んじた 政 を ついで 中の 国 を

順承天育聖武皇后に上奏する言葉。『いま Han 父を追諡し、太宗天応天興国弘徳彰武寛温仁聖
 叡孝文皇帝に封じるため、謹み祭り告げる』。どうか受け取ってほしい。』

同じその日。「順治元年甲申十月乙卯朔。初七日辛酉に皇帝の位を継いだ孝子○○があえて
 自身の替わりに臣 Baintu を遣わして、太宗天応天興国弘徳彰武寛温仁聖叡孝文皇帝の前に上
 奏する言葉。『いま孝子が先の政道を継いで、中国を

oktobuha; sain inenggi sonjofi wang gung gurun ambasa be gaifi/
 定めた。 よい 日 選んで 王 公 国 大臣ら を つれて
 ^enduringge de wesihun gebu wesimbuhe; tukiwere doro be yabubuci
 聖 に 貴い 名 陞せた。 持ち上げる 政 を 行わせれば、
 urunakū urgun -i/ gūnin be tucibumbi/ ^ama ere hiyoošun -i gūnin
 必ず 喜び の おもい を 出す。 父 これ 孝 の おもい
 be bulekušefi jecen akū amba doro be mutebu; tumen jalan de/ isitala
 を 鑑みて 辺境 ない 大いなる 政 を なせ。 万 代 に 到るまで
 jalafun ubu; hiyoošulara jui ○○ urgun -i doroi geren be gaifi
 寿 倍。 孝をおこなう 子 ○○ 喜び の 礼の 衆 を つれて
 jalbarime/ baimbi; alime gaiki; 9b/10a
 いのり 求める。 受け とりたい。

○ice uyun de dorgi yamun ci unggihe bithe/ fung k'ooloo, siyei
 初 九 に 内 衙門 より 送った 書。 馮 閣老、 謝
 k'ooloo de borilame ifiha sekei hayagan -i jibca emte/ jai ineku ere
 閣老 に 表を張り 縫った 貂の 朝衣 の 皮襖 一ずつ。 また 同じ これ
 juwe niyalma de, hūng jiyūn men, ilan niyalma de gecuheri/ burigiyen*
 二 人 に、 洪 軍 門、 三 人 に 蟒緞 皮襖表
 sekei doko -i fuserehe ergume emte; hūng jiyūn men de suje/
 貂の 裏地 の 毛皮の縁つけた 朝服 一ずつ。 洪 軍 門 に 緞子
 burigiyen -i honci sijigiyen emke; ere be dorgi yamun de benju seme
 皮襖表 の 羊皮 袍 一。 これ を 内 衙門 に 送れ いい
 bithesi/ hede be takūraha/
 bithesi Hede を 遣わした。

○ineku tere inenggi; meiren janggin hoto, sutai, emungge se -i
 同じ それ 日。 meiren janggin Hoto, Sutai, Emungge ら の

平定した。吉日を選んで王・公・国の大臣らを率いて、聖上に尊名を捧げた。そびえたった政道をおこなわせれば、必ず喜びの意思をだす。父はこの孝心を鑑みて境なく大道を成し遂げさせよ。万世に到るまで長らえさせよ。孝子○○が喜びの礼で、衆を率いて祈り求める』。受け取ってほしい』。

初九日。内院より送った書。「馮閣老・謝閣老に表を張り縫った貂皮の朝衣の皮襖各一。また同じくこの二人と洪軍門の三人に蟒緞を表にして貂皮を裏地につけた朝服各一。洪軍門に緞子を表にした羊皮の袍一」。これを「内院に送れ」と bithesi の HEDE を遣わした。

同じその日。meiren janggin Hoto・Sotai・Emungge らが

unggihe bithei gisun;/ be, cing jeo fu de isinaci, liodzei joo cigu, ini
 送った 書の 言。 我ら、青 州 府 に 到りつけば、流賊 趙 旗鼓、彼の
 cooha be gaifi cing jeo fu de/ 10a/10b tehei uthai bihe; be afambi
 兵 を つれて 青 州 府 に いたまま ただちに あった。我ら 攻める
 seme wan dagilara de dahaki seme niyalma takūrafi jihe manggi;/
 いい 梯子 取り揃える に したがいたい いい 人 遣わして 来た のち。
 dahaki seci joo cigu, yang dooli ceni beye be jio se sehe manggi, joo
 したがいたい いえば 趙 旗鼓、YANG 道吏 彼らの 自身 を 来いいえ いった のち、 趙
 cigu, yang dooli jihe manggi, be hoton de suwaliyame dosifi musei
 旗鼓、YANG 道吏 来た のち、 我ら 城 に 混ざり 入って 我らの
 cooha be hoton -i ninggureme ilibuha manggi, eherefi afame deribure
 兵 を 城 の うえに 立たせた のち。 悪化して 攻め 始める
 jakade, joo cigu, yang dooli be waha; hoton -i cooha be afame wafi,
 もので、 趙 旗鼓、YANG 道吏 を 殺した。 城 の 兵 を 攻め 殺して、
 hoton be baha seme alanjiha;/
 城 を 得た いい 告げにきた。

+[ineku tere inenggi] Oioi sy hafan hūwang ce in be san si golo
 同じ それ 日 御 史 官 黄 昌 胤 を 陝 西 省
 be baicame unggire de, ^doro be aliha wang ni/ tacibume henduhe
 を 調べ 送る に、 政 を 承けた 王 の 教え 語った
 gisun; simbe mini yasa šan arafi unggimbi; si tondo jurgan -i
 言。 汝を 我の 目 耳 なして 送る。 汝 忠 義 の
 akūmbume yabu;/ saha babe ume dalire; minde donjibu; saikan
 力を 尽くし おこなえ。 知った ところを するな 隠す。 我に 聞かせろ。 よく
 ginggule ume heoledere sehe; 10b/11a
 謹め するな 怠る いった。

送った書の言葉。「我らが青州府に到着すると、流賊の趙旗鼓は自身の兵を率いて青州府に駐留したままいた。我らが『攻める』と梯子を準備すると『従いたい』と人を遣わして来たので『従いたいというのであれば趙旗鼓と YANG 道員自身が来い』と言え」と言えば、趙旗鼓と YANG 道員が来たので、我ら城に合わせて入って我らの兵を城壁の上に立たせたら、心変わりして攻めはじめるので、趙旗鼓と YANG 道員を殺した。城の兵を攻め殺して城を得た」と告げにきた。

同じその日。御史黄昌胤が陝西省を調べるために送るときに、撰政王が諭すために語った言葉。「汝を私は目耳として送る。汝は忠義で尽力しておこなえ。知ったこと隠さず私に聞かせよ。よく謹み、決して怠るな」と。

Ojuwan de taimiyoo de wecehe bithei gisun;/ ijishūn dasan -i
 十 に 太廟 に 祭った 書の 言。 順 治 の
 sucungga aniya niowanggiyan bonio, juwan biyai ice de niohon
 元 年 甲 申、 十 月 の 初 に 乙
 gūlmahūn,/ juwan de niowanggiyan singgeri iinenggi,/ hūwangdi soorin
 卯、 十 に 甲 子 日、 皇帝 位
 be siraha hiyoošulara omolo fulin, gelhun akū beyei funde amban/
 を ついだ 孝をおこなう 孫 Fulin、 あえて 自身の 代わりに 臣
 langkio be takūrafi/ ^taidzu abakai hese be alifi forgon be
 Langkio を 遣わして 太祖 天の 旨 を 受け 時運 を
 mukdembuhe, gurun -i ten be fukjin ilibuha/ fergecuke gungge gosin
 盛んにさせた、 国 の 極み を 肇め 立てた たぐい稀なる 功ある 仁
 hiyoošungga horonggo enduringge hūwangdi,/ gosin hiyoošungga doro de
 孝ある 威ある 聖 皇帝、 仁 孝ある 政 に
 akūmbuha ginggun ijishūn eldenge hūturingga/ enduringge hūwangheo
 力を尽くした 謹 順 光ある 福ある 聖 太后
 11a/11b taidzung abka de acabume gurun be mukdembuhe, doro be
 太宗 天 に あわせ 国 を 盛んにさせた、 政 を
 amban obuha; horon be/ algimbuha, gosin onco hūwaliasun endurinngge
 大きい した。 威 を 広げた、 仁 寛 温 聖
 hiyoošungga erdemungge genggiyen šu/ huwangdi de wesimbume alara
 孝ある 徳ある 聡明 文 皇帝 に 奏し 告げる
 gisun; te amba doro be toktobufi, yan jing ni/ bade gemulehe doroi,
 言。 今 大いなる 政 を 定めて、 燕 京 の ところに 遷都した 礼の、
 uksun -i geren wang se be gebu be ilgame fungnere jalin gingguleme/
 宗室 の 衆 王 ら を 名 を 区別し 封じる ため 謹み

十日。太廟に祭った書の言。「順治の元年甲申十月朔乙卯。十日甲子に皇帝の位を継いだ孝孫 Fulin があえて自身の替わりに臣 Langkio を遣わして、太祖承天広運聖徳神功肇紀立極仁孝武皇帝・太后孝慈昭憲純徳貞順承天育聖武皇后・天応天興国弘徳彰武寛温仁聖叡孝文皇帝に上奏し告げる言葉。『いま大いなる政道を定めて、燕京の地に遷都した礼で宗室の衆王らを名を分けて封じるため謹み

wecembi; ainara ^alime gaiki;/ 11b/12a

祭る。 どうする 受け とりたい。

○juwan de doro be aliha wang be fungnehe bithei gisun;/

十 に 政 を 承けた 王 を 封じる 書の 言。

○ijishūn dasan -i sucungga aniya niowanggiyan bonio; juwan biyai

順 治 の 元 年 甲 申。 十 月 の

ice de niohon/ gūlmahūn, juwan de niowanggiyan singgeri inenggi;/

初 に 乙 卯、 十 に 甲 子 日。

^hūwangdi hese/ ^mafa taidzu horonggo enduringge hūwangdi fukjin

皇帝 旨 祖 太祖 威ある 聖 皇帝 肇め

deribume gurun -i ten be ilibufi/ fergucuke gung be juse omosi de

始め 国 の 極み を 立てて たぐい稀なる 功 を 子ら 孫ら に

werihe;/ ^ama taidzung genggiyen šu enduringge hūwandi sirame ilifi

留めた。 父 太宗 聡明 文 聖 皇帝 つぎ 立つて

babai monggo gurun be/ gemu uhei obufi; coohiyan gurun be umesi

ところところの Monggo 国 を みな 共に して。 朝鮮 国 を おおいに

dahabufi, gurun be amban doro be/ ujen obuha; 12a/12b ^ama

したがわせて、 国 を 大きい 政 を 重い した。 父

taidzung genggiyen šu enduringge hūwangdi; ecike doro be aliha wang

太宗 聡明 文 聖 皇帝。 叔父 政 を 承けた 王

be/ monggoi dai yuwan gurun -i enen cahar gurun be dailafi, gu -i

を、 Monggo の 大 元 国 の 子孫 Cahar 国 を 討って、 玉 の

boobai doron/ cahar han -i gurun juse fujisa boigon be yoni bahafi,

宝 印 Cahar Han の 国 子ら fujinら 家産 を まったく 得て、

gurun be mukiyembuhe;/ jai/ ^ama taidzung genggiyen šu enduringge

国 を 滅ぼした。 また 父 太宗 聡明 文 聖

祭る』。どうか受け取ってほしい」。

十日。摂政王を封じる書の言葉。

「順治元年甲申十月一日乙卯。十日甲子に皇帝の旨。『祖父太祖武皇帝は創業し国の礎を立てて、たぐい稀なる功を子孫に残した。父太宗文皇帝は位を継いで、各地の Monggo 国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わせて、国を大きく政道を重くした。父太宗文皇帝は叔父摂政王を「Monggo の大元国の子孫 Cahar 国を討伐して、玉印・Cahar Han の国の子ら・fujinら・家産をすべて得て、国を滅ぼした」。また父太宗文

hūwangdi emgi coohiyān gurun be dailame genehe de/ ecike doro be
 皇帝 一度 朝鮮 国 を 討ち 行った に 叔父 政 を
 aliha wang cuwan -i cooha be gaifi hiyang hūwa tun -i/ hecen be
 承けた 王 船 の 兵 を つれて 江 華 島 の 城 を
 afame gaifi coohiyān gurun -i wang ni juse sargan boigon be yoni/
 攻め とって 朝鮮 国 の 王 の 子ら 妻 家産 を まったく
 bahafi coohiyān gurun be umesi toktoḅume dahabuha; jai babai dain
 得て 朝鮮 国 を はなはだ 定め したがわせた。また ところどころの 戦
 de/ ujulafi hecen hoton be ambula gaiha; cooha be baba de ambula
 に 頭となって 城 城 を おおいに とった。兵 を ところどころにおおいに
 gidaha;/ 12b/13a ajigen ci gūnin be gidarakū, hafulame; tondo jurgan -i
 圧した。 小さい より おもい を 隠さない、 一貫し。 忠 義 の
 yabume gurun boo -i/ jalin de faššame doro de aisilame tonḅoi
 おこない 国 家 の ため に 努力し 政 に 助け 忠の
 akūmbuha seme jergici lakcāme/ gosime ts'e bithe boobai doron bume
 力を尽くした いい 等より 絶え 慈しみ 冊 書 宝 印 与え
 hošoi mergen cin wang seme fungnehe bihe;/ ecike doro be aliha
 和碩の 睿 親 王 いい 封じた あった。叔父 政 を 承けた
 wang geli minbe amba soorin de tebufi ujen tušan be/ afabuha bi;
 王 また 我を 大いなる 位 に 座らせて 重い 職 を 委ねた ある。
 ecike gung erdemu be tukiyeme maktame gūnici julgei jeo gung/
 叔父 功 徳 を 捧げ 賞賛し おもえば 前の 周 公
 dabali; julge jeo gung u wang +[ni] werihe joo bithei gisun be
 越える。 前の 周 公 武 王 の 留めた 詔 書の 言 を
 dahame/ ceng wang be ilibufi, u wang ni toktoḅuha doro be
 したがいい 成 王 を 立てて、 武 王 の 定めた 政 を

皇帝が一度朝鮮国を討伐しに行ったときに、叔父撰政王は「船兵を率いて江華島の城を攻めと
 って朝鮮国王の子ら・妻・家産をすべて得て、朝鮮国を大いに平定し従わせた。また各地の戦
 いで先頭に立って城々を大いに取った。兵を各地で大いに破った。幼時より意思を変えず一貫
 して忠義をおこない、国家のために尽力し政道を助け忠実に尽力した」と特別に慈しみ冊書・
 宝印を与え、和碩睿親王に封じていた。叔父撰政王はまた我を大いなる位に即かせて重職を委
 ねている。叔父の功德を高く賞賛して思えば、古の周公をこえている。古の周公は武王の遺詔
 にしたがいい成王を立てて、武王が定めた政道を

uwakiyame beye de/ alifi tondo akdun be akūmbuhabi; musei jobolon
見張り 自身 に 受けて 忠 かしい を 力を尽くしている。我らの 苦しみ
-i ucuri uksun -i geren/ wang ahūta deote balai facuhūrame bi bi
の 機会 宗室 の 衆 王 兄 弟 みだりに 乱し ある 我
soorin de teki seme temšenure 13a/13b *de* ecike doru be aliha wang
位 に 座りたい いい 競い争いあう 叔父 政 を 承けた 王
be soorin de te seme huwekiyebume gisurere/ gisun de ecike doru be
を 位 に 座れいい 勧め 言う 言 に 叔父 政 を
aliha wang dosirakū/ ^ama taidzung genggiyen šu enduringge hūwangdi,
承けた 王 入らない。 父 太宗 聡明 文 聖 皇帝、
geren wang se ci lakcame colhorome/ ujihe be gūnime teng seme emu
衆 王 ら より 絶え 抜擢し 養った を おもい かく いい 一
mujilen -i tondo akdun be tucibume unenggi jurgan be/ dele obufi,
心 の 忠 かしい を 出し まことに 義 を 上 して、
nenehe juwe/ enduringge -i jobome ilibuha gurun; amba doru be ujen
先じた 二 聖 の 苦しみ 立てた 国。 大いなる 政 を 重い
arafi uksun -i facuhūn be/ dasafi werihe joo btihei/ ^hese akū bicibe/
なして 宗室 の 乱れ を おさめて 留めた 詔 書の 旨 ない あつても
^mimbe se ajige seme gūnirakū/ ^ama taizung genggiyen šu enduringge
我を 歳 小さい いい おもわない 父 太宗 聡明 文 聖
hūwangdi jui seme soorin de tebufi gurun be elhe 13b/14a obuha; geli
皇帝 子 いい 位 に 座らせて 国 を 安らか した。 また
ini beye amba cooha be gaifi wasihūn dailafi šanahai furdan de/
彼の 自身 大いなる 兵 を つれて 西方 討って 山海の 関 に
liodzei orin tumen cooha be efulefi ming gurun -i yan jing hecen be
流賊 二十 万 兵 を 破って 明 国 の 燕 京 城 を

守り、責任をもって忠信に尽力している。我らの憂いの時、宗室の衆王兄弟が紛糾して「私が玉座に座りたい」と競い争いあうときに、「叔父撰政王が玉座に座れ」と勧める言葉を叔父撰政王は受け入れなかった。父太宗文皇帝が衆王より抜擢して養ったことを思い、断じて一心に忠信を出し誠義を上として、先の二人の聖人が苦しみ立てた国と大いなる政道を重んじて、宗室の乱れを治めて遺詔の旨がなくとも、私を年少と思わず父太宗文皇帝の子として即位させて国を安らかにした。また彼は自身が兵を率いて西征したり、山海関に流賊二十万を破って明国の燕京城を

gaifi,/ dzung yuwan -i ba +[na] be tokto bufi/ mimbe abkai jui soorin
 として、中原の場地を定めて我を天の子位
 de tebuhe; tuttu ofi ecike gung erdemu jeo gung ci/ dabali; maktame
 に座らせた。そのようなって叔父功德周公より越える。賞賛し
 tuki yeme gebu be abkai fejile algimbuci acambi seme +[aisin -i ts'e
 捧げ名を天の下広げるべきいい金の冊
 bithe boobai dorolon bu] seme gurun -i facuhun be/ tokto buha;/ ^mini
 書宝印与えよいい国の乱れを定めた。私の
 ajige beye be huwasabuha; tondo jurgan be mutebuhe; gosin hiyoosun
 小さい自身を育てた。忠義をなした。慈しみ孝
 be akumbuha;/ amba doro be baha; fergecuke gungge, doro be aliha
 を力を尽くした。大いなる政を得た。たぐい稀なる功ある、政を承けた
 +[han -i] ecike ama wang fungnehe; (一行塗抹) 14a/14b
 Han の叔父父王封じた。

○doro be aliha wang be fungneme buhe ton,/ juwan ilan tana -i
 政を承けた王を封じ与えた数、十三東珠の
 jingse hadaha sahaliyan dobihi mahala emke; sahaliyan dobihi/ emke;
 頂子つけた黒い狐皮冠帽一。黒い狐皮一。
 aisin emu tumen yan; menggun juwan tumen yan; suje emu tumen;
 金一万両。銀十万両。緞子一万。
 enggemu/ tohoho morin juwan; sula morin uyunju; temen juwan;
 鞍つけた馬十。閑散馬九十。駱駝十。
 +[juwan de:] ○doro be aliha ecike ama wang ni funglu, ilan
 十に。政を承けた叔父父王の俸禄、三
 ubu; doro de aisilara ecike wang ni funglu,/ doro be aliha ecike ama
 分。政を助ける叔父王の俸禄、政を承けた叔父父

として、中原の地を平定したりして、私を天子の玉座に座らせた。そのようなので叔父の功德は周公をこえている。称揚して名を天下に広げるべきだと思い、「金冊・宝印を与えよ」と国の乱れを平定した。私の小さい自身を育て、忠義をなしとげ、仁孝に尽力し、大いなる政道を得た。たぐい稀なる功がある、皇叔父摂政王に封じた』。

摂政王を封じるため、与えたものの数。十三個の東珠で頂子に付けた黒狐皮の冠帽一つ。黒狐皮一つ。金一万両。銀十万両。緞子一万。鞍を付けた馬十。はだか馬九十。駱駝十。

十日。叔父摂政王の俸禄は三分、叔父輔政王の俸禄は叔父摂政王

wang ni ilan ubui funglu bodome, emu ubu emu hontoho; geren
 王 の 三 分の 俸禄 はかり、 一 分 一 半分。 衆
 hošoi/ cin wang ni funglu, doro de aisilara ecike wang ni funglu -i
 和碩の 親 王 の 俸禄、 政 に 助ける 叔父 王 の 俸禄 の
 ilan ubu be bodome juwe ubu;/ doroi jiyūn wang ni funglu; cin wang
 三 分 を はかり 二 分。 多羅の 郡 王 の 俸禄。 親 王
 ni funglu -i hontoho; beilei funglu jiyūn wang ni/ funglu -i hontoho;
 の 俸禄 の 半分。 beileの 俸禄 郡 王 の 俸禄 の 半分。
 beisei funglu beilei funglu -i hontoho; gurun be dalire gung, gurun de/
 beiseの 俸禄 beileの 俸禄 の 半分。 gurun be dalire gung, gurun de
 aisilara gung sei funglu beisei funglu -i hontoho toktobuha;/ 14b/15a
 aisilara gung らの 俸禄 beiseの 俸禄 の 半分 定めた。

○juwan ilan de, boigon jurgan -i wang sy lang ni jui de niruha
 十 三 に、 戸 部 の WANG SY LANG の 子 に 描いた
 enggemu, foloho hadala/ gūdargan* tohohoi emu morin šangnaha;/
 鞅、 彫った 轡 鞅 置いたまま 一 馬 賞した。

○juwan biyai tofohon; li šeo fu dade g'aicu de bihe; liodzei de/
 十 月 の 十五。 LI ŠEO FU もとに G'AICU に あった。 流賊 に
 dosifi be dusy fejile bihe, fun jeo ci unggime +[bi]he;/ amaha wang io
 入って BE 都司 下 あった、 汾 州 より 送り あった。 あとの WANG IO
 sai; emhe juse sargan te gemu lio ho de bi/
 SAI。 岳母 子ら 妻 今 みな LIO HO に ある。

○ijishūn dasan -i sucungga aniya, niowanggiyan bonio, juwan biyai
 順 治 の 元 年、 甲 申、 十 月 の
 ice de niohon gūlmahūn/ juwan ilan de fulahūn gūlmahūn inenggi
 朔 に 乙 卯 十 三 に 丁 卯 日

の三分の俸禄をはかり一分半。衆和碩親王の俸禄は叔父輔政王の俸禄の三分の二。多羅郡王の俸禄は親王の俸禄の半分。beileの俸禄は郡王の俸禄の半分。beiseの俸禄はbeileの俸禄の半分。鎮国公・輔国公らの俸禄はbeiseの俸禄の半分と定めた。

十三日。戸部のWANG SY LANGの子に描いた鞅と彫刻された轡・鞅を付けたままの馬一頭を賞した。

十月十五日。LI ŠEO FUはもともとG'AICUにいた。流賊に入ってBE都司のもとにいた。汾州より送っていた。残りのWANG IO SAI・岳母・子ら・妻は、いまみなLIO HOにいる。

「順治元年甲申十月朔乙卯。十三日丁卯に

^hūwandi hese/ ^mafa taidzo* horonggo enduringge hūwangdi, fukjin
 皇帝 旨 祖 太祖 威ある 聖 皇帝、 肇め
 deribume gurun -i ten be ilibufi, ferguwecuke gung be juse omosi de
 始め 国 の 礎 を 立てて、 たぐい稀なる 功 を 子ら 孫ら に
 werihe; ^ama taidzung genggiyen šu 15a/15b enduringge hūwangdi
 留めた。 父 太宗 聡明 文 聖 皇帝
 sirame ilifi babai monggo gurun be gemu uhei obufi coohiyan/ gurun
 つぎ 立って ところところの Monggo 国 を みな 共に して 朝鮮 国
 be umesi dahabufi, gurun be amban, doro be ujen obuha; ^ama
 を はなはだ したがわせて、 国 を 大きい、 政 を 重い した。 父
 taidzung genggiyen šu enduringge hūwangdi, ecike hošoi ujen cin wang
 太宗 聡明 文 聖 皇帝、 叔父 和碩の 鄭 親 王
 be beye de alifi/ tondo jurgan -i yabuha; ajige ci ujen ginggun
 を 自身 に 受けて 忠 義 の おこなった。 小さい より 重い 謹む
 mujilen -i banjime emgeri gasabuha holtoho/ akū; gurun booi jalin de
 心 の 生き 一度 恨んだ 偽った ない。 国 家の ため に
 faššame dain de afame, doro de aisilame tondo -i akūmbuha/ seme
 努力し 戦 に 攻め、 政 に 助け 忠 の 心を尽くした いい
 ts'é bithe boobai doron bume hošoi ujen cin wang fungnehe bihe; geli
 冊 書 宝 印 与え 和碩の 鄭 親 王 封じた あった。 また
 hošoi ujen cin wang, musei jobolon -i ucuri, uksun -i geren ahūta
 和碩の 鄭 親 王、 我らの 苦しみ の 機会、 宗室 の 衆 兄ら
 deote balai facuhūrame bi bi soorin/ teki seme temšenure de; emu
 弟ら みだりに 乱し ある 我 位 座りたい いい 競い争い合う に。 一
 mujilen -i doro be aliha ecike ama wang ni de aisilaha jai/ amba
 心 の 政 を 承けた 叔父 父 王 に 助けた また 大いなる

皇帝の旨。『祖父太祖武皇帝は創業し国の礎を立てて、たぐい稀なる功を子孫らに残した。父太宗文皇帝は位を継いで各地のMonggo国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わせて、国を大きく、政道を重くした。父太宗文皇帝は叔父和碩鄭親王を自ら迎えて「忠義で行動した。幼時より重く謹む心で暮らし、一度たりとも恨んだり嘘をついたりしたことがない。国家のために尽力し戦いでは攻め、政事では補佐し忠心を尽くした」と冊書・宝印を与え和碩鄭親王に封じていた。また和碩鄭親王は、我らの憂いの時、宗室の衆兄弟らが紛糾し「我が玉座に座りたい」と言い争いあうときに、一心に叔父摂政王を助けた。また大

cooha gaifi, ming gurun -i jecen be aliha dzung ho so, ciyan tun
 兵 つれて、明 国 の 辺境 を 受けた 中 後 所、前 屯、
 wei, dzung ciyan so be/ afame gaiha; tuttu ofi aisin -i ts'e bithe
 衛、中 前 所 を 攻め とった。 そのようなって 金 の 冊 書
 boobai doron bume akdun jurgan doro be/ aisilara ecike wang
 宝 印 与え かたい 義 政 を 助ける 叔父 王
 fungnehe; 15b/16a +[ineku juwan ilan de] ijishūn dasan -i sucungga
 封じた。 同じ 十 三 に 順 治 の 元
 aniya, niowanggiyan bonio; juwan biyai ice de/ niohon gūlmahūn; juwan
 年、 甲 申。 十 月 の 朔 に 乙 卯。 十
 ilan de fulahūn gūlmahūn inenggi;/ ^hūwangdi hese;/ ^mafa taidzu
 三 に 丁 卯 日。 皇 帝 旨。 祖 太祖
 horonggo enduringge hūwangdi fukjin deribume gurun -i ten be ilibufi/
 威ある 聖 皇 帝 肇め 始め 国 の 極み を 立てて
 fergecuke gung be juse omosi de werihe;/ ^ama taidzung genggiyen
 たぐい稀なる 功 を 子ら 孫ら に 留めた。 父 太宗 聡明
 šu enduringge hūwangdi sirame ilifi babai monggo gurun be/ gemu
 文 聖 皇 帝 つぎ 立って ところところの Monggo 国 を みな
 uhei obufi coohiyan +[gurun] be umesi dahabufi, gurun be amban,
 共に して 朝鮮 国 を はなはだ したがわせて、国 を 大きい、
 doro be ujen/ obuha; amba doro ulame ^minde isinjiha manggi; doro
 政 を 重い した。 大いなる 政 伝え 我に 到りきた のち。 多羅の
 baturu/ jiyūn wang; doro aisilara ecike wang ni emgi, ming gurun -i
 英 郡 王。 政 助ける 叔父 王 の ともに、明 国 の
 jecen be aliha 16a/16b dzung heo so; ciyan tūn* wei; dzung ciyan so
 辺境 を 受けた 中 後 所。 前 屯 衛。 中 前 所

兵を率いて、明国の辺境を守る中後所・前屯衛・中前所を攻めとった。そのようなので金の冊書・宝印を与え信義叔父輔政王に封じた』。

「順治元年甲申十月一日乙卯。十三日丁卯に皇帝の旨。『祖父太祖武皇帝は創業し、国の礎を立てて、たぐい稀なる功を子孫に残した。父太宗文皇帝は位を継いで、各地の Monggo 国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わせて、国を大きく、政道を重くした。大いなる政道を伝え私に到りきたので、多羅英郡王は叔父輔政王とともに明国の辺境を守る中後所・前屯衛・中前所

be afame gaiha; jai doro be/ aliha ecike ama wang ni emgi šanahai
 を 攻め とった。また 政 を 承けた 叔父 父 王 の ともに 山海の
 furdan de liodzai orin tumen/ cooha be efulehe; ming gurun -i dzung
 関 に 流賊 二十 万 兵 を 破った。明 国 の 中
 yuwan -i babe baha;/ ^bi abkai jui amba soorin de tehe doroi; doroi
 原 の ところを得た。我 天の 子 大いなる 位 に 座った 礼の。多羅の
 baturu jiyūn wang be/ wesimbufi aisin -i ts'e bithe boobai doron bume
 英 郡 王 を 陞して 金 の 冊 書 宝 印 与え
 hošoi baturu cin wang fungnehe/ 16b/17a
 和碩の 英 親 王 封じた

○juwan ilan de, gu guwan -i ergide cooha genehe gūsai ejen
 十 三 に、固 関 の 方に 兵 行つた gūsai ejen
 yecen sei wesimbumel/ unggihe bithei gisun;/ ^doro be aliha wang ni
 Yecen らの 奏し 送つた 書の 言。政 を 承けた 王 の
 fejile geren ambasa niyakūrafi donjiburengge;/ ^wang ni unggihe g'oose
 下 衆 大臣ら 跪いて 聞かせること。王 の 送つた 告示
 bithe be selgiyeme buhe manggi; ba ba -i irgen donjifi urgunjeme/ juwe
 書 を 伝え 与えた のち。ところ ところの 民 聞いて 喜び 二
 ilan tanggū baci baime dahame jimbi; meni isinaha bai irgen
 三 百 ところより 求め したが い 来る。我らの 到りつた ところの 民
 dahahakūngge/ akū; be lu an fu de, ihan ojarahū ofi, hūng i yoni,
 したがわなかつたもの ない。我ら 潞 安 府 に、牛 ならない なつて、紅 衣まつた、
 cooha dendeme/ werifi, tai yuwan fu de genehe bihe; tai yuwan fu
 兵 分け 留めて、太 原 府 に 行つた あつた。太 原 府
 de, cen io fu be, liodzei 17a/17b jakūn fu be, uheri kadala seme, be
 に、陳 有 福 を、流賊 八 府 を、すべて 管理せよ しい、我ら

を攻めとった。また叔父撰政王とともに山海関で流賊二十万を破った。明国の中原の地を得た。我が天子の大いなる位に即いた礼で多羅英郡王を陞して、金の冊書・宝印を与え和碩英親王に封じた』。

十三日。固関方面に進軍した gūsai ejen の Yecen らが上奏し送つた書の言。「撰政王の下に衆大臣らが跪いて聞かせること。王が送つた告示を伝え与えたので、各地の民は聞いて喜び二三百か所より求めて従いに来る。我らが到着したところで民が従わなかつたものはない。我らは潞安府で牛がつかいものにならなくなったので、紅衣砲のすべてを兵を分けて留め、太原府に行っていた。太原府で陳有福に『流賊八府をすべて管理せよ』と、我らが

fungnefi sindaha bihebi; musei cooha/ isinafi daha seme takūraci
 封じて 置いた あっている。我らの 兵 到りついてしたがえいい 遣わせば
 daharakū ofi hūng i gamafi sindame juwan/ biyai ice ilan de gaiha;
 したがわれない なって紅 衣持って行って放ち 十 月の 初 三 に とった。
 lio dzei cooha hoton -i ninggude bihengge be, musei/ hoton -i dele
 流 賊 兵 城 の うえに あったもの を、我らの 城 の 上
 tafuka cooha gemu waha; tule burlaha cooha be, musei gabsihiyan/
 登った 兵 みな 殺した。外 敗走した 兵 を、我らの gabsihiyan
 bayara, aliha cooha emu nirui emte uksin, tumet cooha kafi gemu
 bayara、 aliha cooha 一 niru の 一ずつ uksin、 tumet 兵 囲んでみな
 waha;/ tai yuwan fui kadalara sunja jeo, orin hiyan gemu dahaha; li
 殺した。太 原 府の 管理する 五 州、二十 県 みな したがった。李
 žo sing, sung jen -i 17b/18a funde jy siyan bihebi; liodzei ioi sy
 若 星、 崇 禎 の 時に 知 県 あっている。流賊 有 司
 obufi tai yuwan fu de tebuhebi; musei/ cooha jidere be donjifi tai
 して 太 原 府 に 居させている。我らの 兵 来る を 聞いて 太
 yang* fu ci jailame fun jeo fu de genefi membe/ isinjija manggi
 原 府 より 避け 汾 州 府 に 行って 我らを 到りきた のち
 dahame jihe; erei dade alahangge tai yuwan fui irgen abkai/ cooha
 したがえ 来た。この もとに 告げたこと 太 原 府の 民 天の 兵
 atanggi jidere seme ebšemihe; gemu dahaki sembi; damu liodzei de/
 いつ 来る いい 急いでいた。みな したがえたい いう。ただ 流賊 に
 hafirabufi bi seme henduhe gisun de liodzei hafan cooha be gemu
 追いつめられてある いい 語った 言 に 流賊 官 兵 を みな
 waha; irgen be/ umai necihiyakū; ji fang sy, hū cuwan se -i sung
 殺した。民 を まったく 侵さない。 JI FANG SY, HŪ CUWAN SE の 崇

封じて置いている。我らの兵が到着して『従え』と遣わしても従わないので、紅衣砲を持って
 行って放ち、十月初三日に取った。流賊の兵で城の上にあったものは、城の上に登った我らの
 兵がみな殺しにした。外に敗走した兵は、我らの gabsihiyan・bayara・aliha cooha の一 niru
 ごとに一人ずつの uksin と tumet 兵が囲んでみな殺した。太原府が管理する五州二十県はみな
 従った。李若星は崇禎帝の時に知県であった。流賊が有司として太原府に駐留させていた。我
 らの兵が来るのを聞いて、太原府より避難して汾州府に行ったが、我らが到りきた後に従いに
 来た。この最初に告げたこと『太原府の民は「天兵がいつ来るのか」といらだっている。みな
 「従いたい」という。ただ流賊に迫られている』と語った言葉で、流賊の官・兵はみな殺した。
 民はまったく侵していない。JI FANG SY・HŪ CUWAN SE は崇

jen -i fonde bejing de bihebi;/ liodzei bejing be gaiha manggi; burlafi
 禎 の 時に 北京 に あっている。流賊 北京 を とった のち。 敗走して
 šancin de jailafi bihebi; membe isinjiha/ 18a/18b manggi, juwe tumen
 山賽 に 避けて あっている。我らを 到りきた のち、 二 万
 cooha gajime dahame jihe; erei cooha be nakabufi irgen/ obuha; hūi
 兵 つれてき したが い 来た。この 兵 を やめさせて 民 した。 恵
 ing jeo sung jen -i fonde fujiyang; jang doo guwang dusy bihebi;/
 応 召 崇 禎 の 時に 副將。 JANG DOO GUWANG 都司 あっている。
 liodzei hūi ing jeo be kemuni fujiyang, jang doo guwang be iogi
 流賊 恵 応 召 を そのまま 副將、 JANG DOO GUWANG を 遊撃
 obufi sindahabi;/ membe isinjiha manggi, dahame jihe; gabsihiyan, tumet
 して 置いている。我らを 到りきた のち したが い 来た。 gabsihiyan, tumet
 cooha, gung si heo beye/ uyun biyai orin sunja de mende acanjiha;
 兵、 GUNG SI HEO 自身 九 月の 二十 五 に 我らに あいにくた。
 jugūn de umai ucarahakū bi;/ gung si heo dai jeo -i cooha gajihā
 路 に まったく 遭わなかつた ある。GUNG SI HEO 代 州 の 兵 つれたきた
 bihe; meni emgi yabuci dahaha irgen be/ nungneme facuhūn ofi amasi
 あつた。我らの とともに いけば したが つた 民 を 害し 乱れた なつて 後
 dai jeo de unggihe; be tai yuwan fu ci 18b/19a fun jeo fu, ping
 代 州 に 送つた。 我ら 太 原 府 より 汾 州 府、平
 yang fu de juwan biyai ice nadan de genembi; fun jeo fu, ping
 陽 府 に 十 月の 初 七 に 行く。 汾 州 府、平
 yang fu -i cooha ainci alime gaijarakū burlambi; ergi gemu wajiha;/
 陽 府 の 兵 おそらく 受け うけとらない 敗走する。 方 みな おわつた。
 musei hafan sindame unggici ombi; ping yang fu ci emu dzung si
 我らの 官 置き 送れる。 平 陽 府 より 一 DZUNG SI

禎帝の時に北京にいた。流賊が北京を取ったので敗走して山賽に避難している。我らが到着したので、二万の兵を率いてきて従いに来た。この兵はやめさせて民とした。恵応召は崇禎帝の時に副將であった。JANG DOO GUWANG は都司であった。流賊は恵応召をそのまま副將、JANG DOO GUWANG を遊撃として置いている。我らが到着したので従いに来た。gabsihiyan・tumet 兵と GUNG SI HEO 自身は、九月二十五日に我らに会いにくた。道中に遭遇することはなかつた。GUNG SI HEO は代州の兵を率いてきていた。我らとともに行けば従つた民を騒がす原因となるので代州に送りかへした。我らは太原府より汾州府・平陽府に十月初七日に行く。汾州府・平陽府の兵はおそらく耐え切れず敗走するだろう。この方面はみな終わった。我らの官を置くために送ることができる。平陽府より一 DZUNG SI が

dosime/ jihe; ede si an fui liodzei mejige be fonjici hūwa san alin i
 入り 来た。ここに西安府の流賊知らせを問えば HŪWA 山 山 の
 šancin be/ dasambi sere;/
 山賽 を おさめる いう。

○tai yuwan fu de baha tuwa aisin susai yan; bai aisin ilan
 太 原 府 に 得た 火 金 五十 両。 白 金 三
 tanggū *ninju/* ninggun yan; tana ninggun; nicuhe nadan yan; amba
 百 六 両。 東珠 六。 真珠 七 両。 大きい
 boosi orin emu; menggun uyun 19a/19b tumen ninggun minggan juwe
 宝石 二十 一。 銀 九 万 六 千 二
 tanggū uyunju nadan yan; amba gecuheri sunja; ša/ gecuheri uyun;
 百 九十 七 両。 大きい 蟒緞 五。 紗 蟒緞 九。
 amba suje ninju uyun; sekei jibca juwe; cinagan -i jibca/ emke; silun
 大きい 緞子 九十九。 貂の 皮襖 二。 CINAGAN の 皮襖 一。 大山猫
 -i jibca emke; kirsa jibca emke; alha duin; funiyesun ilan;/ gecuheri
 の 皮襖 一ずつ。 沙狐 皮襖 一。 閃緞 四。 褐子 三。 蟒緞
 etuku juwan juwe; cekemu emke; tashai sukū ninggun; yargai sukū/
 服 十 二。 倭緞 二。 虎の 皮 六。 豹の 皮
 nadan; temen ilan; morin duin tanggū uyunju juwe; olji -i hehe juse
 七。 駱駝 三。 馬 四 百 九十 二。 俘虜 の 女 子ら
 emu/ minggan isime baha; liodzei cooha juwe tumen bihe; baha hūng
 一 千 および 得た。 流賊 兵 二 万 あった。 得た 紅
 i juwe;/ hūwajaha bi; ilan hūng i sain; fe gung poo juwan nadan;
 衣 二。 破れた ある。 三 紅 衣 よい。 古い GUNG 砲 十 七。
 amba ajige jiyangjiyun/ 19b/20a emu minggan emu tanggū; ilan yasa
 大きい 小さい 將軍 一 千 一 百。 三 目

入って来た。これに西安府の流賊の知らせを問えば、『HŪWA 山に山寨を築いている』という。

太原府で得た火金五十両・白金三百六両・東珠六・真珠七両・大きい宝石二十一・銀九万六千二百九十七両・大きい蟒緞五・紗緞九・大きい緞子九十九・貂の皮襖二・CINAGAN の皮襖一・大山猫の皮襖一・沙狐皮襖一・閃緞四・褐子三・蟒緞の服十二・倭緞二・虎の皮六・豹の皮七・駱駝三・馬四百九十二・俘虜の女と子供一千近くを得た。流賊は二万いた。獲得した紅衣砲は二つ壊れている。三つの紅衣砲はよい。古い GUNG 砲十七・大小の將軍砲は一千一百・三目

miocan emu tumen ilan minggan;/

鳥槍 一 万 三 千。

○tai yuwan fu de tehe jin wang ni boo be liodzei facabufi
 太 原 府 に 居た 晋 王 の 家 を 流賊 散らせて
 umai akū; damu/ ini ninggun sei emu haha jui be irgen -i niyalma
 まったくない。ただ 彼の 六 歳の 一 男 子 を 民 の 人
 jiya bin cen somifi ujihengge be/ baha; hoton -i dorgi emu minggan
 JIYA BIN CEN 隠して 養ったもの を 得た。城 の 内 一 千
 juwe tanggū dzung si se be gemu waha bi;/ meni isinjire onggolo
 二 百 DZUNG SI ら を みな 殺した ある。我らの 到りくる 前
 erei ai ai jaka be gemu si an fu de benehebi;/
 この なになにもの を みな 西安府 に 送っている。

○lu an fu de, fung sing joo, sung jen -i fonde tung pan
 潞 安 府 に、馮 聖 兆、崇 禎 の 時に 通 判
 bihebi; liodzei de/ jailafi bai niyalma ohobi; membe lu an fu de
 あっている。流賊 に 避けて 白人 になっている。我らを 潞 安 府 に
 isinjija manggi okdome 20a/20b acanjifi, sung jen -i karu gaiki; udu
 到りついた のち 迎え あいにくて、崇 禎 の 報いとりたい。たとえ
 muterakū bicibe faššame tuwaki seme/ henduhe manggi, geren ambasa
 なさない あつても 努力し 見たい いい 語った のち、衆 大臣ら
 hebdefi dooli, sindaha bihe; lu an fu de tehe/ liodzei lio dzung bing
 諮って 道吏、置いた あつた。潞 安 府 に 居た 流賊 LIO 総 兵
 guwan burlafi alin de bihebi; meni tai yuwan fu de genehe/ amala
 官 敗走して 山 に あっている。我らの 太 原 府 に 行つた のちに
 lio dzung bing guwan alin ci wasifi lu an fu be sangga feteme
 LIO 総 兵 官 山 より下つて 潞 安 府 を 洞窟 掘り

鳥槍一万三千。

太原府にいた晋王の家を流賊が破壊して何も無い。ただ彼の六歳の男子を民人 JIYA BIN CEN が隠して養ったものを得た。城の内の一千二百の DZUNG SI らをみな殺している。我らが到着する前に、このすべてのものをみな西安府に送っている。

潞安府にいた馮聖兆は崇禎帝の時に通判であった。流賊より避難して自身となっている。我らが潞安府に到着したので会いにくて、「崇禎帝の仇をとりたい。たとえ成し遂げられなくても尽力したい」と語ったので、衆大臣らと相談して道員として置いた。潞安府にいた流賊 LIO 総兵官は敗走して山にいる。我らが太原府に行つた後に LIO 総兵官は山より下つて、潞安府に坑道を掘り

nadan/ inenggi nadan dobori afara de, musei cooha be tai yuwan fu
 七 昼 七 夜 攻める に、我らの 兵 を 太 原 府
 ci lu an fu de/ unggihe bihe, musei cooha jidere be donjifi
 より 潞 安 府 に 送った あった。我らの 兵 来る を 聞いて
 +[burlahabi] fung doo li ini hoton -i irgen be huwekiyebume/ afahabi;
 敗走している。FUNG 道 吏 彼の 城 の 民 を 勧め 攻めている。
 erei kiceme hūsun tucike be ^wang de donjiburengge; 20b/21a
 この 励み 力 出した を 王 に 聞かせること。
 Oijishūn dasan -i sucungga aniya, niowanggiyan bonio, juwan
 順 治 の 元 年、 甲 申、 十
 biyai ice de nihon/ gūlmahūn; juwan ilan de fulahūn gūmlhūn inenggi/
 月 の 朔 に 乙 卯、 十 三 に 丁 卯 日。
 ^hūwangdi hese/ ^mafa taidzu horonggo enduringge hūwangdi, fukjin
 皇帝 旨。 祖 太祖 威ある 聖 皇帝、 肇め
 deribume gurun -i ten be ilibufi, fergecuke gung be juse ososi de
 始め 国 の 極み を 立てて、 たぐい稀なる 功 を 子ら 孫ら に
 werihe/ ^ama taidzung genggiyen šu enduringge hūwangdi sirame ilifi,
 留めた。 父 太宗 聡明 文 聖 皇帝 つぎ 立って、
 babai monggo gurun be/ gemu uhei obufi, coohiyan gurun be umesi
 ところどころの Monggo 国 を みな 共に して、 朝鮮 国 を はなはだ
 dahabufi, gurun amban; doro/ +[le bume] ujen obuha; amba doro
 したがわせて、 国 大きい。 政 重い した。 大いなる 政
 ulame ^minde isinjiha manggi doroi erke/ jiyūn wang, doro be aliha
 伝え 我に 到りきた のち 多羅の 豫 郡 王、 政 を 承けた
 ecike ama wang ni emgi šanaha -i furdan de liodzei/ 21a/21b orin
 叔父 父 王 の とともに 山海 の 関 に 流賊 二十

七昼七夜かけて攻めるときに、我らの兵は太原府より潞安府に送っていた。我らの兵が来ると聞いて敗走している。FUNG 道員は彼の城の民を鼓舞し攻めている。この励み力を出したことが王に聞かせることである。

「順治元年甲申十月一日乙卯。十三日丁卯に皇帝の旨。『祖父太祖武皇帝が創業し国の礎を立てて、たぐい稀なる功を子孫に残した。父太宗文皇帝は位を継いで、各地の Monggo 国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わせて、国を大きく、政道を重くした。大いなる政道を伝え私に到りきたので、多羅豫郡王は叔父撰政王とともに山海の関に流賊二十

tumen cooha be efulhe; ming gurun -i dzung yuwan -i babe baha/
 万 兵 を 破った。明 国 の 中 原 の ところを得た
 ^bi abkai jui amba soorin de tehe doroi; doroi erke jiyūn wang be
 我 天の 子 大いなる位 に 座った 礼の。多羅の 豫 郡 王 を
 wesimbufi/ 𠄎 aisin -i ts'e bithe, boobai doron bume hošoi erke cin
 陞して 金 の 冊 書、 宝 印 与え 和碩の 豫 親
 wang fungnehe/
 王 封じた。

Oijishūn dasan -i sucungga aniya, niowanggiyan bonio, juwan
 順 治 の 元 年、 甲 申、 十
 biyai ice de niohon/ gūlmahūn, juwan ilan de fulahūn gūlmahūn
 月 の 朔 に 乙 卯。 十 三 に 丁 卯
 inenggi; ^hūwangdi hese; ^mafa taidzu horonggo enduringge hūwangdi,
 日。 皇帝 旨。 祖 太祖 威ある 聖 皇帝、
 fukjin deribume, gurun -i ten be/ ilibufi, fergেকে gung be juse omosi
 肇め 始め、 国 の 極み を 立てて、 たぐい稀なる 功 を 子ら 孫ら
 de werihe; ^ama taidzung genggiyen šu enduringge hūwangdi sirame
 に 留めた。 父 太宗 聡明 文 聖 皇帝 つぎ
 ilifi, babai monggo gurun be/ 21b/22a gemu uhei obufi, coohiyan gurun
 立って、 ところどころの Monggo 国 を みな 共に して、 朝鮮 国
 be umesi dahabufi, gurun be amban, doro be/ ujen obuha; amba doro
 を はなはだ したがわせて、 国 を 大きい、 政 を 重い した。 大いなる 政
 ulame ^minde isinjiha manggi, hošoi/ fafungga cin wang weile bahafi
 伝え 我に 到りきた のち、 和碩の 肅 親 王 罪 得て
 untuhun bihe; doro be aliha ecike ama/ wang ni emgi šanahai furdan
 閑散 あった。 政 を 承けた 叔父 父 王 の ともに 山海の 関

万の兵を破った。明国の中原の地を得た。私が天子の大いなる位に即いた礼で多羅豫郡王を陞して、金の冊書・宝印を与え和碩豫親王に封じた』。

「順治元年甲申十月朔乙卯。十三日丁卯に皇帝の旨。『祖父太祖武皇帝が創業し国の礎を立てて、たぐい稀なる功を子孫に残した。父太宗文皇帝は位を継いで、各地のMonggo国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わせて、国を大きく、政道を重くした。大いなる政道を伝え私に到りきたので、和碩肅親王は罪を得て閑散であった。叔父摂政王とともに山海関

de liodzei orin tumen cooha be efulehe;/ ming gurun -i dzung yuwan
 に 流賊 二十 万 兵 を 破った。 明 国 の 中 原
 -i babe baha; ^bi abkai jui amba soorin de/ tehe doroi simbe dabali
 の ところを 得た。 我 天の 子 大いなる 位 に 座った 礼の 汝を 特別に
 wesimbufi, aisin -i ts'e bithe, boobai doron/ bume, ineku hošoi fafungga
 陞して、 金 の 冊 書、 宝 印 与え、 同じ 和碩の 肅
 cin wang fungnehe;/
 親 王 封じた。

○ijishūn dasan -i sucungga aniya, niowanggiyan bonio; juwan
 順 治 の 元 年、 甲 申、 十
 biyai ice de niohon/ gūlmahūn, juwan ilan de fulahūn gūlmahūn, inenggi;
 月 の 朔 に 乙 卯、 十 三 に 丁 卯、 日。

22a/22b hūwangdi hese;/ mafa taidzu horonggo endurinnge hūwangdi,
 皇 帝 旨。 祖 太祖 威ある 聖 皇帝、
 fukjin deribume gurun -i ten be ilibufi/ fergecuke gung be juse omosi de
 肇め 始め、 国 の 極み を 立てて たぐい稀なる 功 を 子ら 孫ら に
 werihe;/ ^ama taidzung genggiyen šu endurinnge hūwangdi sirame ilifi
 留めた。 父 太宗 聡明 文 聖 皇帝 つぎ 立つて
 ba bai monggo gurun be/ gemu uhei obufi, coohiyan gurun be umesi
 ところ ところの Monggo 国 を みな 共に して、 朝鮮 国 を はなはだ
 dahabufi, gurun be amban, doro be/ ujen obuha; amba doro ulame
 したがわせて、 国 を 大きい、 政 を 重い した。 大いなる 政 伝え
 ^minde isinjaha manggi, doroi lolohon/ beile, doro be aliha ecike ama
 我に 到りきた のち、 doroi lolohon beile、 政 を 承けた 叔父 父
 wang ni emgi šanahai furdan de liodzei orin/ tumen cooha be efulehe;
 王 の とともに 山海の 関 に 流賊 二十 万 兵 を 破った。

に流賊二十万の兵を破った。明国の中原の地を得た。私が天子の大いなる位に即いた礼で汝を特別に陞して、金の冊書・宝印を与え、同じく和碩親王として封じた』。

「順治元年甲申十月朔乙卯。十三日丁卯に皇帝の旨。『祖父太祖武皇帝が創業し国の礎を立てて、たぐい稀なる功を子孫に残した。父太宗文皇帝は位を継いで、各地のMonggo国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わせて、国を大きく、政道を重くした。大いなる政道を伝え私に到りきたので、doloi Lolohon beileは叔父摂政王とともに山海関に流賊の二十万の兵を破った。

ming gurun -i dzung yuwan -i babe baha;/ ^bi abkai jui soorin de
 明 国 の 中 原 の ところを得た。 我 天の 子 位 に
 tehe doroi; doroi beile be wesimbufi; aisin -i 22b/23a ts'e bithe *boobai*
 座った 礼の。 doroi beile を 陸して。 金 の 冊 書
 doron bume doroi fengšengge jiyūn wang fungnehe;/
 印 与え 多羅の 衍禧 郡 王 封じた。
 ○ijishūn dasan -i sucungga aniya niowanggiyan bonio, juwan biyai
 順 治 の 元 年、 甲 申、 十 月 の
 ice de niohon/ gūlmahūn juwan ilan de fulahūn gūlmahūn inenggi;/
 朔 に 乙 卯、 十 三 に 丁 卯、 日。
 hūwangdi hese;/ mafa taidzu horonggo enduringge hūwangdi, fukjin
 皇帝 旨。 祖 太祖 威ある 聖 皇帝、 肇め
 deribume gurun -i ten be/ ilibufi, fergেকে gung be juse omosi de
 始め 国 の 極み を 立てて、 たぐい稀なる 功 を 子ら 孫ら に
 werihe;/ ^ama taidzung genggiyen šu enduringge hūwangdi sirame ilifi
 留めた。 父 太宗 聡明 文 聖 皇帝 つぎ 立って
 ba bai moggo gurun be/ gemu uhei obufi, coohiyan gurun be umesi
 ところ ところの Monggo 国 を みな 共に して、 朝鮮 国 を はなはだ
 dahabufi, gurun be amban,/ doro be ujen obuha; amba doro ulame
 したがわせて、 国 を 大きい、 政 を 重い した。 大いなる 政 伝え
 ^minde isinjiha manggi, 23a/23b ^bi ming gurun -i dzung yuwan -i
 我に 到りきた のち、 我 明 国 の 中 原 の
 ba be bahafi ^abkai jui amba soorin de tehe/ doroi, šose sinbe/ ^ama
 ところを得て 天の 子 大いなる 位 に 座った 礼の、 Šose 汝を 父
 taidzung genggiyen šu enduringge hūwangdi dalbai fujin de banjiha jui/
 太宗 聡明 文 聖 皇帝 傍らの fujin に 生んだ 子

明国の中原の地を得た。私が天子の位に即いた礼で doroi beile より陸せて、金の冊書・印を与え多羅衍禧郡王に封じた』。

「順治元年甲申十月朔乙卯。十三日丁卯に皇帝の旨。『祖父太祖武皇帝が創業し国の礎を立てて、たぐい稀なる功を子孫に残した。父太宗文皇帝は位を継いで、各地の Monggo 国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わせて、国を大きく、政道を重くした。大いなる政道を伝え私に到りきたので、私が明国の中原のところを得ると、天子の位に即いた礼で、「Šose 汝は父太宗文皇帝の側 fujin に生まれた子」

seme aisin -i ts'e bithe doron bume doroi kesingge jiyūn wang
 いい 金 の 冊 書 印 与え 多羅の 承澤 郡 王

fungnehe/

封じた

○abkai hesei forgon be aliha/ hūwangdi hese; ^han bici urunakū
 天の 旨の 時運 を 受けた 皇帝 旨。 Han あれば 必ず
 doru de aisilara mujilen niyaman -i/ gese amban bi; saisa de afabure,
 政 に 助ける 心 心 の ような amban ある。 賢者 に 委ね
 mutere be baitalara; gung be ujelere; erdemu be/ wesihulerengge;
 できる を 用いる。 功 を 重んじる。 徳 を 尊ぶこと。
 yargiyan -i gurun booi amba doroi; ucure de acabure; nashūn de/
 本当 に 国 家の 大いなる 政 機会 に あわせる。 時機 に
 teisulere; kūbulin be bahanara; toose be hafunara; jurgan be
 あわせる。 変化 を さとる。 権力 を 通じる。 義 を
 akūmburengge 23b/24a genggiyen mergesei sain yabun, gung gebu be
 力を尽くすこと 聡明 智者らの よい おこない、 功 名 を
 ilgama jergici colgorome* temgetulerengge/ julgei enduringge ^han sei
 区別し 等級より 抜擢し 印とすること 前の 聖 Han らの
 deribuhe kooli, bi/ ^abkai jui amba soorin de tehe doroi, julgei
 始めた 例、 我 天の 子 大いなる 位 に 座った 礼の、 前の
 enduringge han se be alhūdame/ geren ambasai gung erdemu be ilgafi
 聖 Han らを 手本とする 衆 大臣らの 功 徳 を 区別して
 kesi be ama mafa de isibukini;/ hūhuri be juse omosi de werikini
 恩 を 父 祖 に 到らせるがいい。 福 を 子ら 孫ら に 留めるがいい
 seme temgetu ts'e doron bume jergi/ toktobuha; wargi be necihiyere,
 いい 鈴印 冊 印 与え 等級 定めた。 西 を 平らげる、

と金の冊書・印与え多羅承澤郡王に封じた』。

「天の旨によって時運を承けた皇帝の旨。『Han であれば、必ず政道を助ける腹心の大臣がいる。賢者に委ね、有能な者を用い、功を重んじ、徳を尊ぶことはまさに国家の大いなる政道である。機会にあわせる・時機にあわせる・変化を悟る・権力を貫く・義に尽力することは、叡智ある賢者らの善行である。功と名を弁別して抜擢し表彰することは、古の聖 Han らが始めた例である、私は天子の大いなる位に即いた礼で、古の聖 Han らを手本とし、衆大臣らの功德を分けて、「恩を父・祖父に到らせるがいい。福を子ら孫らに残すがいい」と、鈴印・冊・印を与え等級を定めた。平西

be ussangui ^abkai erin ucuri be/ safi, liodzei takūraha hafan be
 伯 吳三桂 天の 時 機会 を 知って、流賊 遣わした 官 を
 afafi šanahai furdan ci okdome hafan takūrafi,/ doro be aliha ecike
 とらえて 山海の 関 より 迎え 官 遣わして、 政 を 承けた 叔父
 ama wang *ni*, amba cooha gaifi wasihūn dailame genere de/ šanahai
 父 王 大いなる 兵 つれて 西方 討ち 行く に 山海の
 furdan -i duka neifi +[geren be gaifi dahaha, geli] doro be aliha
 関 の 門 開いて 衆 を つれて したがった、また 政 を 承けた
 24a/24b ecike ama wang ni emgi liodzei orin tumen cooha be efulefi,
 叔父 父 王 の とともに 流賊 二十 万 兵 を 破って、
 ming gurun -i/ dzung yuwan -i babe baha; gung de karulame gung
 明 国 の 中 原 の ところを得た。 功 に 報い 功
 gebu be alin birai gese enteheme/ obuci acambi seme juse omosi
 名 を 山 川の ように 永遠に すべきだ いい 子ら 孫ら
 jalan halame lashalarakū, ts'e bithe, aisin -i doron/ bume wargi be
 代 改め 絶えない、 冊 書、 金 の 印 与え 西 を
 necihiyere wang fungnehe; si elemangga neneme +[kicemel] tondo akdun
 平らげる 王 封じた。 汝 かえって 先に 励み 忠 かたい
 be/ tucibume golo be tuwakiyara doro be akūmbu; ginggule ume
 を 出し 地方 を 見張る 政 を 力を尽くせ。 謹め するな
 heoledere;/
 怠る。

Ojuwan nadan de +[beile beise de] fungnehe bithei gisun;/ abkai
 十 七 に beile beise に 封じた 書の 言。 天の
 hesei forgon be aliha ^hūwangdi hese; ^mafa taidzu horonggo
 旨の 時運 を 承けた 皇帝 旨。 祖 太祖 威ある

伯吳三桂は天の時運を知って、流賊が遣わした官員を捕えて山海関より迎えるため官を遣わして、叔父撰政王が大兵を率いて西方を討伐し行くときに、山海関の門を開いて衆を率いて従った。また叔父撰政王とともに流賊二十万の兵を破って、明国の中原の地を得た。その功に報いるため、功名を山川のように永遠にするべきと、子ら孫らが代々絶えないよう冊書・金印を与え平西王に封じた。『汝は一層率先し励み、忠信を出し地方を守る政道に尽力せよ。謹め。決して怠るな』。

十七日に beile・beise を封じた書の言葉。「天の旨で時運を承けた皇帝の旨。『祖父太祖武

enduringge/ ^hūwangdi fukjin deribume gurun -i ten be ilibufi fergecuke
 聖 皇帝 肇め 始め 国 の 極み を 立てて たくい稀なる
 gung be juse omosi de/ werihe; ^ama taidzung genggiyen šu endurigge
 功 を 子ら 孫ら に 留めた。 父 太宗 聡明 文 聖
 hūwangdi sirame ilifi babai 24b/25a monggo gurun be gemu uhei obufi
 皇帝 つぎ 立って ところところの Monggo 国 を みな 共に して、
 coohiyan gurun be umesi dahabufi, gurun be amban,/ doro be ujen
 朝鮮 国 を はなはだ したがわせて、 国 を 大きい、 政 を 重い
 obuha; amba doro ulame ^minde isinjiha manggi ^bi ming gurun -i/
 した。 大いなる 政 伝え 我に 到りきた のち 我 明 国 の
 dzung yuwan -i babe bahafi abkai jui amba soorin de tehe doroi;
 中 原 の ところを得て 天の 子 大いなる 位 に 座った 礼の。
 nikan sinbe gūsai/ beise be wesimbufi; doroi beile fungnehe; ede hese
 Nikan 汝を gūsai beise を 陞せて。 doroi beile 封じた。 ここに 旨
 wasimbure boobai ilan gidaha;/ ^abkai hesei forgon be aliha ^hūwangdi
 下す 宝 三 圧した。 天の 旨の 時運 を 承けた 皇帝
 hese ^mafa taidzu horonggo enduringge/ hūwangdi fukjin deribume
 旨 祖 太祖 威ある 聖 皇帝 肇め 始め
 gurun -i ten be ilibufi fergecuke gung be juse omosi de werihe/
 国 の 極み を 立てて たくい稀なる 功 を 子ら 孫ら に 留めた。
 ^ama taidzung genggiyen šu enduringge hūwangdi sirame ilifi, babai
 父 太宗 聡明 文 聖 皇帝 つぎ 立って ところところの
 monggo gurun be gemu/ uhei obufi; coohiyan gurun be umesi dahabufi,
 Monggo 国 を みな 共に して、 朝鮮 国 を はなはだ したがわせて、
 gurun be amban, doro be ujen obuha;/ amba doro ulame ^minde
 国 を 大きい、 政 を 重い した。 大いなる 政 伝え 我に

皇帝は創業し国の礎を立てて、たくい稀なる功を子孫に残した。父太宗文皇帝は位を継いで、各地のMonggo国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わせて、国を大きく、政道を重くした。大いなる政道を伝え私に到りきたので、私が明国の中原の地を得ると、天子の位に即いた礼でNikan 汝を gūsai beise を陞せて doroi beile に封じた』。ここに旨を下す宝印を三つ押した。

「天の旨で時運を承けた皇帝の旨。『祖父太祖武皇帝が創業し国の礎を立てて、たくい稀なる功を子孫に残した。父太宗文皇帝は位を継いで、各地のMonggo国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わせて、国を大きく、政道を重くした。大いなる政道を伝え私に

isinjiha manggi; ^bi ming gurun -i dzung yuwan -i babe 25a/25b
 到りきた のち。 我 明 国 の 中 原 の ところを
 bahafi abkai jui amba soorin de tehe doroi, bolo sinbe gūsai beise be
 得て 天の 子 大いなる 位 に 座った 礼の、 Bolo 汝を gūsai beise を
 wesimbufi/ doroi beile fungnehe; ede hese wasimbure boobai ilan
 陞せて doroi beile 封じた。 ここに 旨 下す 宝 三
 gidaha;/ ^abkai hesei forgon be aliha ^hūwangdi hese ^mafa taidzu
 圧した。 天の 旨の 時運 を 承けた 皇帝 旨 祖 太祖
 horonggo enduringge/ hūwangdi fukjin deribume gurun -i ten be ilibufi
 威ある 聖 皇帝 肇め 始め 国 の 極み を 立てて
 fergecuke gung +[be] juse omosi de werihe;/ ^ama taidzung genggiyen
 たぐい稀なる 功 を 子ら 孫ら に 留めた。 父 太宗 聡明
 šu enduringge hūwangdi sirame ilifi, babai +[monggo] gurun be gemu
 文 聖 皇帝 つぎ 立って、ところところの Monggo 国 を みな
 uhei obufi;/ coohiyan gurun be umesi dahabufi; gurun be amban, doro
 共に して。 朝鮮 国 を はなはだ したがわせて。 国 を 大きい、 政
 be ujen obuha; amba doro/ ulame ^minde isinjiha manggi; ^bi ming
 を 重い した。 大いなる 政 伝え 我に 到りきた のち。 我 明
 gurun -i dzung yuwan -i babe bahafi abkai jui/ amba soorin de tehe
 国 の 中 原 の ところを得て 天の 子 大いなる 位 に 座った
 doroi, mandahai simbe gurun de aisilara gung be wesimbufi gūsai/
 礼の、 Mandahai 汝を gurun de aisilara gung を 陞せて gūsai
 beise fungnehe; ede hese wasimbure boobai ilan gidaha; 25b/26a
 beise 封じた。 ここに 旨 下す 宝 三 圧した。
 ^abkai hesei forgon be aliha ^hūwangdi hese ^mafa taidzu horonggo
 天の 旨の 時運 を 承けた 皇帝 旨 祖 太祖 威ある

到りきたので、我が明国の中原の地を得ると、天子の位に即いた礼で Bolo 汝を gūsai beise を 陞せて doroi beile に封じた』。ここに旨を下す宝印を三つ押した。

「天の旨で時運を承けた皇帝の旨。『祖父太祖武皇帝が創業し国の礎を立てて、たぐい稀なる功を子孫に残した。父太宗文皇帝は位を継いで、各地の Monggo 国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わせて、国を大きく、政道を重くした。大いなる政道を伝え私に到りきたので、私が明国の中原の地を得ると、天子の位に即いた礼で Mandahai 汝を gurun de aisilara gung を陞せて gūsai beise に封じた』。ここに旨を下す宝印を三つ押した。

「天の旨で時運を承けた皇帝の旨。『祖父太祖武

enduringge/ hūwangdi fukjin deribume gurun -i ten be ilibufi fergecuke
 聖 皇帝 肇め 始め 国 の 極み を 立てて たぐい稀なる
 gung be juse omosi de werihe/ ama taidzung genggiyen šu enduringge
 功 を 子ら 孫ら に 留めた 父 太宗 聡明 文 聖
 hūwangdi sirame ilifi babai monggo gurun be gemu/ uhei obufi
 皇帝 つぎ 立って ところところの Monggo 国 を みな 共に して
 coohiyan gurun be umesi dahabufi, gurun be amban, doro be ujen
 朝鮮 国 を はなはだ したがわして、国 を 大きい、 政 を 重い
 obuha;/ amba doro ulame ^minde isinjha manggi; ^bi ming gurun -i
 した。 大いなる 政 伝え 我に 到りきた のち。 我 明 国 の
 dzung yuwan -i babe bahafi/ abkai jui amba soorin de tehe doroi,
 中 原 の ところを得て 天の 子 大いなる 位 に 座った 礼の、
 tunci simbe gurun de aisilara gung be/ wesimbufi gūsai beise
 Tunci 汝を gurun de aisilara gung を 陞せて。 gūsai beise
 fungnehe; ede hese wasimbure boobai ilan gidaha;/ ^abkai hesei forgon
 封じた。 ここに 旨 下す 宝 三 圧した。 天の 旨の 時運
 be aliha ^ hūwangdi hese ^mafa taidzu horonggo enduringge/ hūwangdi
 を 承けた 皇帝 旨 祖 太祖 威ある 聖 皇帝
 fukjin deribume gurun -i ten be ilibufi fergecuke gung be juse omosi
 肇め 始め 国 の 極み を 立てて たぐい稀なる 功 を 子ら 孫ら
 de 26a/26b werihe; ^ama taidzung genggiyen šu enduringge hūwangdi
 に 留めた。 父 太宗 聡明 文 聖 皇帝
 sirame ilifi babai/ monggo gurun be gemu uhei obufi, coohiyan gurun
 つぎ 立って ところところの Monggo 国 を みな 共に して、 朝鮮 国
 be umesi dahabufi, gurun be amban/ +[doro be] ujen obuha; amba
 を はなはだ したがわして、国 を 大きい、 政 を 重い した。 大いなる

皇帝が創業し国の礎を立てて、たぐい稀なる功を子孫に残した。父太宗文皇帝は位を継いで、各地のMonggo国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わして、国を大きく、政道を重くした。大いなる政道を伝え私に到りきたので、私が明国の中原の地を得ると、天子の位に即いた礼でTunci汝をgurun de aisilara gungを陞せてgūsai beiseに封じた』。ここに旨を下す宝印を三つ押した。

「天の旨で時運を承けた皇帝の旨。『祖父太祖武皇帝が創業し国の礎を立てて、たぐい稀なる功を子孫に残した。父太宗文皇帝は位を継いで、各地のMonggo国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わして、国を大きく、政道を重くした。大いなる

doro ulame ^minde isinjiha manggi; bi ming gurun -i dzung yuwan
 政 伝え 我に 到りきた のち。 我 明 国 の 中 原
 -i/ babe bahafi abkai jui amba soorin de tehe doroi bohoto simbe
 の ところを得て 天の 子 大いなる 位 に 座った 礼の。 Bohoto 汝を
 gurun de aisilara/ gung be wesimbufi gūsai beise fungnehe; ede hese
 gurun de aisilara gung を 陸せて gūsai beise 封じた。 ここに 旨
 wasimbure boobai ilan gidaha;/ ^abkai hesei forgon be aliha ^hūwangdi
 下す 宝 三 圧した。 天の 旨の 時運 を 承けた 皇帝
 hese ^mafa taidzu horonggo enduringge/ hūwangdi fukjin deribume
 旨。 祖 太祖 威ある 聖 皇帝 肇め 始め
 gurun -i ten be ilibufi fergecuke gung be juse omosi de werihe;/
 国 の 極み を 立てて たぐい稀なる 功 を 子ら 孫ら に 留めた。
 ^ama taidzung genggiyen šu enduringge hūwangdi sirame ilifi babai
 父 太宗 聡明 文 聖 皇帝 つぎ 立って ところところの
 monggo gurun be gemu uhei/ obufi coohiyān gurun be umusi* dahabufi,
 Monggo 国 を みな 共に して 朝鮮 国 を はなはだ したがわせて、
 gurun be amban, doro be ujen obuha; amba doro 26b/27a ulame
 国 を 大きい、 政 を 重い した。 大いなる 政 伝え
 ^minde isinjiha manggi; ^bi ming gurun -i dzung yuwan -i babe bahafi
 我に 到りきた のち。 我 明 国 の 中 原 の ところを得て
 abkai jui/ amba soorin de tehe doroi, tuncika simbe gurun de aisilara
 天の 子 大いなる 位 に 座った 礼の、 Tuncika 汝を gurun de aisilara
 gung +[be] wesimbufi/ gūsai beise fungnehe; ede hese wasimbure
 gung を 陸せて。 gūsai beise 封じた。 ここに 旨 下す
 boobai ilan gidaha;/ ^abkai hesei forgon be aliha ^hūwangdi hese
 宝 三 圧した。 天の 旨の 時運 を 承けた 皇帝 旨

政道を伝え私に到りきたので、私が明国の中原の地を得ると、天子の位に即いた礼で Bohoto 汝を gurun de aisilara gung を陸せて gūsai beise に封じた』。ここに旨を下す宝印を三つ押した。

「天の旨で時運を承けた皇帝の旨。『祖父太祖武皇帝が創業し国の礎を立てて、たぐい稀なる功を子孫に残した。父太宗文皇帝は位を継いで、各地の Monggo 国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わせて、国を大きく、政道を重くした。大いなる政道を伝え私に到りきたので、私が明国の中原の地を得ると、天子の位に即いた礼で Tuncika 汝を gurun de aisilara gung を陸せて gūsai beise に封じた』。ここに旨を下す宝印を三つ押した。

「天の旨で時運を承けた皇帝の旨。

^mafa taidzu horonggo enduringge/ hūwangdi fukjin deribume gurun -i
 祖 太祖 威ある 聖 皇帝 肇め 始め 国 の
 ten be ilibufi fergecuke gung be juse omosi de/ werihe; ^ama taidzung
 極み を 立てて たぐい稀なる 功 を 子ら 孫ら に 留めた。 父 太宗
 genggiyen šu enduringge hūwangdi sirame ilifi babai/ monggo
 聡明 文 聖 皇帝 つぎ 立って ところところの Monggo
 gurun be gemu uhei obufi, coohiyan gurun be umesi dahabufi, gurun
 国 を みな 共に して、 朝鮮 国 を はなはだ したがわせて、 国
 be amban/ doro be ujen obuha; amba doro ulame ^minde isinjiha
 を 大きい、 政 を 重い した。 大いなる 政 伝え 我に 到りきた
 manggi; bi ming/ gurun -i dzung yuwan -i babe bahafi abkai jui
 のち。 我 明 国 の 中 原 の ところを得て 天の 子
 amba soorin de tehe doroi, hoto simbe 27a/27b gurun de aisilara
 大いなる 位 に 座った 礼の、 Hoto 汝を gurun de aisilara
 gung be wesimbufi gūsai beise fungnehe; ede hese wasimbure boobai
 gung を 陞せて gūsai beise 封じた。 ここに 旨 下す 宝
 ilan +[gidaha]/ ^abkai hesei forgon be aliha ^hūwangdi hese, mafa
 三 圧した。 天の 旨の 時運 を 承けた 皇帝 旨、 祖
 taidzu horonggo enduringge/ hūwangdi fukjin deribume gurun -i ten be
 太祖 威ある 聖 皇帝 肇め 始め 国 の 極み を
 ilibufi fergecuke gung be juse omosi de/ werihe; ^ama taidzung
 立てて たぐい稀なる 功 を 子ら 孫ら に 留めた。 父 太宗
 genggiyen šu enduringge hūwangdi sirame ilifi, babai monggo gurun be
 聡明 文 聖 皇帝 つぎ 立って、ところところの Monggo 国 を
 gemu/ uhei obufi coohiyan gurun be umesi dahabufi, gurun be amban
 みな 共に して、 朝鮮 国 を はなはだ したがわせて、 国 を 大きい

『祖父太祖武皇帝が創業し、国の礎を立ててたぐい稀なる功を子孫に残した。父太宗文皇帝は位を継いで、各地の Monggo 国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わせて、国を大きく、政道を重くした。大いなる政道を伝え私に到りきたので、私が明国の中原のところを得ると、天子の位に即いた礼で Hoto 汝を gurun de aisilara gung を陞せて gūsai beise に封じた』。ここに旨を下す宝印を三つ押した。

「天の旨で時運を承けた皇帝の旨。祖父太祖武皇帝が創業し、国の礎を立ててたぐい稀なる功を子孫に残した。父太宗文皇帝は位を継いで、各地の Monggo 国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わせて、国を大きくみな

doro be ujen obuha; amba/ doro ulame ^minde isinjiha manggi, ^bi
 政 を 重い した。 大いなる 政 伝え 我に 到りきた のち、 我
 ming gurun -i dzung yuwan -i babe bahafi abkai jui/ amba soorin de
 明 国 の 中 原 の ところを得て 天の 子 大いなる位 に
 tehe doroi šangšan simbe gurun de aisilara gung be wesimbufi/ gūsai
 座った 札の Šangšan 汝を gurun de aisilara gung を 陸して gūsai
 beise obuha fungnehe; ede hese wasimbure boobai ilan gidaha; 27b/28a
 beise 封じた。 ここに旨 下す 宝 三 押した。

○juwan nadan de, nanjing ci bele benjime jihe fujang lio da šio,
 十 七 に、南京 より米 送り 来た 副将 劉 大 受、
 iogi meng guwe/ liyang, dusy yang guwe yung; ere ilan nofi be
 遊撃、孟 国 樑、 都司 楊 国 永。 これ 三 人 を
 amasi gene seci, meni juse sargan/ boigon gemu ubade bi; generakū
 後 行け いえば、我らの 子ら 妻 家産 みな ここに ある。行かない
 seme marara jakade, doro be aliha ecike ama wang de/ donjibufi ere
 いい 拒む もので、政 を 承けた 叔父 父 王 に 聞かせて これ
 ilan nofi be manju gūsa de goibume bu seme dō [+aliha amban]
 三 人 を manju gūsa に ぶつからせ 与えよ いい aliha amban
 de afabume/ buhe/
 に 委ね 与えた。

○juwan jakūn de erke wang ni emgi genere juwe dzung šu de
 十 八 に 豫 王 の とともに 行く 二 中 書 に
 monggoroko sindaha honci/ sijigiyan emte; sekei amba mahala emte;
 縁取り 置いた 羊皮 袍 一ずつ。 貂皮の 大きい 冠帽 一ずつ。
 gūlha emte juru; šuban juwe de bai honci/ sijigiyan emte; dobihi
 靴 一ずつ 対。 書弁 二 に 白 羊皮 袍 一ずつ。 狐皮

政道を重くした。大いなる政道を伝え私に到りきたので、私が明国の中原のところを得ると、天子の位に即いた札でŠangšan 汝を gurun de aisilara gung を陸せて gūsai beise として封じた。ここに旨を下す宝印を三つ押した。

十七日。南京より米を送りに来た副将劉大受・遊撃孟国樑・都司楊国永。この三人に「帰りに行け」と言えば、「我らの妻子・家産はみなここにある。行かない」と拒むので、叔父摂政王に聞かせて「この三人を manju gūsa に分け与えよ」と、aliha amban に委ね与えた。

十八日に豫王とともに行く二中書に縁取りを置いた羊皮の袍各一・貂皮の大きい冠帽各一・靴各一双。書弁二人に白羊皮の袍各一・狐皮の

mahali emte; gūlha emte juru/ 28b/29a

冠帽 一ずつ。靴 一ずつ 対。

+ [juwan uyun de] ^○abkai hesei forgon be aliha/ ^hūwangdi hese;
十 九 に 天の 旨の 時運 を 承けた 皇帝 旨。

te liodzei lisyceng geren hūlha gāi be gaifi gurun be facuhūrame/
今 流賊 李自成 衆 賊 を つれて 国 を 乱し

irgen be jobobume šan ši bai irgen banjici ojarahū; lifahan de
民 を 苦しめ 陝 西 ところの 民 暮らせない。 ぬかるみ に

lifaha adali/ muke tuwa i gese jobolon ohobi/ abka niyalma uhei jili
ぬかるんだ 同じ 水 火 の ような 苦しみ なっている。 天 人 共に 怒り

banjici acambi; tuttu ofi hošoi baturu cin wang simbe/ goroki be toktobure
生じるべき。 そのよう なって 和碩の 英 親 王 汝を 遠い を 定める

amba coohai ejen obufi weilengge liodzei be dailame/ unggimbi; si
大いなる 兵の 主 して 罪ある 流賊 を 討ち 送る。 汝

^hese be alifi geren be kadala; yaya babe geren/ jiyangjiyūn sei emgi
旨 を 承けて 衆 を 管理せよ。およそ ところを 衆 將軍 らの とともに

hebedeme acara be tuwame yabu; ume beye be emhun/ bahanambi
諮り あう を 見て おこなえ。するな 自身 を 孤立 さとる

seme geren i gūnin ci ume murire; musei cooha udu etenggi seme
いい 衆 の おもい より するな わがままをいう。我らの 兵 たとえ 強い いい

29a/29b bata be ume weihukelere; karun juce be ume heoledere;
敵 を するな かるんじる。 哨探 詰所 を するな 怠る。

batalahange be/ wame efule; okdome dahahange be elbime toktobu;
敵となったもの を 殺し 破れ。 迎え したがったもの を 招撫し 定めよ。

coohai niyalma be/ dahaha irgen i ai jaka be ume necibure; abkai
兵の 人 を したがった 民 の なにもの を するな おかさせる。 天の

冠帽各一・靴各一双。

十九日。「天の旨で時運を承けた皇帝の旨。『いま流賊の李自成が衆賊を率いて国を乱し、民を苦しめるので、陝西の地の民は暮らすことができない。ぬかるみにはまったような、水火のような禍いとなっている。天も人も共に怒りを発するべきだ。そのようなので和碩英親王、汝を靖遠大將軍にして罪ある流賊を討伐するため送る。汝は旨を受けて衆を管理せよ。諸々のことを衆將軍らとともに相談し、しかるべく行え。一人合点し衆の考えをはなれて我意を通すな。我らの兵がたとえ強いといっても敵を軽んじるな。哨探・詰所を怠るな。敵となったものを殺し破れ。迎え従ったものを招撫し平定せよ。兵丁は従った民のどんなものも侵させるな。天

fejergi be erdemui/ tokto bure gūnin be geren de ulhibu; geren
 下 を 徳の 定める おもい を 衆 に わからせよ。衆
 jiyangjiyūn se -i gung, wara/ ujen weile be yargiyame ejefi wesimbu;
 將軍 ら の 功、 殺す 重い 罪 を 本当にし 記し 奏せ。
 an -i tuhere weile oci wacihiya;/ juwan -i da, bošokū ci fusihūn yaya
 常 の 落ちる 罪 なれば 終わらせよ。juwan i da、bošokū より下 およそ
 ujen weihun weile be geren -i/ emgi hebedeme tubade uthai wacihiya;
 重い かるい 罪 を 衆 の とともに 諮り そこに ただちに 終わらせよ。
 ume heoledere saikan ginggule;/ ijishūn dasan -i sucungga aniya juwan
 するな 怠る よく 謹め。 順 治 の 元 年 十
 biyai juwan uyun; 29b/30a
 月の 十 九。

○Orin de, gu guwan -i ergide cooha genehe gūsai ejen yecen -i
 二十 に、 固 関 の 方に 兵 行った gūsai ejen Yecen の
 wesimbuhe bithei gisun;/ ^doro be aliha wang ni yamun -i fejile
 奏した 書の 言。 政 を 承けた 王 の 衙門 の 下
 geren ambasa niyakūrafi donjiburengge, dze jeo de/ joo lai fung, sung
 衆 大臣ら 跪いて 聞かせること、 澤 州 に JOO LAI FUNG、崇
 jen -i sui guwan bihe; daiselame ji jeo sindaha; dze jeo/ kadalara
 禎 の 推 官 あった。代理し 知 州 置いた。 澤 州 管理する
 ling cuwan hiyan, yang ceng hiyan, cin šui hiyan, g'ō ping hiyan,
 陵 川 県、 陽 城 県、 沁 水 県、 高 平 県、
 ere duin/ hiyan, lu an fu de, ji nan doo, sung jen -i tung pan
 これ 四 県、 潞 安 府 に、JI NAN DOO、崇 禎 の 通 判
 bihe; daiselame dooli/ sindaha; dze jeo -i jang bu ji se -i jui, jang
 あった。代理し 道 吏 置いた。 澤 州 の JANG BU JI ら の 子、JANG

下を徳で定めるといふ意思を衆に理解させよ。衆將軍らの功と重罪については、はっきりと記して上奏せよ。常の落ちる罪であれば終わらせよ。juwan i da・bošokū 以下は、すべて重い罪・軽い罪を衆とともに相談して、そこでただちに終わらせよ。怠るな。よく謹め。順治元年十月十九日』。

二十日。固関に向かい方面に進軍した gūsai ejen Yecen が上奏した書の言葉。「撰政王の衙門の下に衆大臣らが跪いて聞かせること。澤州に崇禎帝の推官であった JOO LAI FUNG を代理の知州として置いた。澤州が管理する陵川県・陽城県・沁水県・高平県この四県。潞安府に、崇禎帝の通判であった JI NAN DOO を代理の道員として置いた。澤州の JANG BU JI らの子 JANG

joo li, jioi žin bihe; daiselame/ lu an fu de jy fu sindaha; lu an fu
 JOO LI、挙 人 あった。代理し 潞安府 に 知府 置いた。潞安府
 kadalara cang ji hiyan, hū guwan hiyan 30a/30b jang sy hiyan, tu
 管理する 長 治 県、 壺 関 県 長 子 県、 屯
 lio hiyan, lu ceng hiyan, li ceng hiyan, siyang yuwan hiyan,/ ping
 留 県、 潞 城 県、 黎 城 県、 襄 垣 県、 平
 šun hiyan, ere uheri juwan juwe hiyan de daiselame jy siyan hafan
 順 県、 これ すべて 十 二 県 に 代理し 知 県 官
 sindambi/ dung sio li dade sung jen -i fujiyang bihe; liodzei dzung
 置いた。 董 学 礼 もとに 崇 禎 の 副将 あった。流賊 総
 bing guwan obufi/ hūwai cing fu de tehe bihe; burlafi dulin cooha
 兵 官 して 懷 慶 府 に 居た あった。敗走して 半 兵
 muse de wabuha; emu/ niyalma be weihun jafaha; ere niyalma be,
 我ら に 殺された。一 人 を 生き とらえた。これ 人 を
 dung dzung bing guwan de daha seme/ bithe jafabufi takūraha manggi,
 董 総 兵 官 に したがえいい 書 つかませて 遣わした のち、
 hūwang hoo -i cala tung guwan -i baci bithe/ benjime dahaha; jai
 黄 河 の 先に 潼 関 の ところより 書 送り したがった。次
 geli dahaha niyalma hūwang hoo -i cargi dalin be tuwakiyaki/ 30b/31a
 また したがった人 黄 河 の 先に 岸 を 見張りたい
 bithe gaji sehe manggi, dzung bing guwan -i bithe buhe; li ji ioi
 書 持ってこい いった のち、 総 兵 官 の 書 与えた。李 際 遇
 sung jen -i fonde/ hūwang hoo -i cala tudzei bihebi; cooha叔ibufi
 崇 禎 の 時に 黄 河 の 向こう 土賊 あった。兵 出して
 afame genefi baharakū ofi/ dzung bing guwan -i hergen bume
 攻め 行って 得なかった なって 総 兵 官 の 職 与え

JOO LI は挙人であった。潞安府に代理の知府として置いた。潞安府が管理する長治県・壺関県・長子県・屯留県・潞城県・黎城県・襄垣県・平順県この合計十二県に代理の知県を置いた。董学礼は元々崇禎帝の時に副将であった。流賊の総兵官として懷慶府に駐留していた。敗走して兵の半ばは我らに殺された。一人を生け捕りにした。董総兵官に『従え』と書を人に持たせて遣わしたので、黄河の向こう側の潼関の地より書を送り従った。次いでまた従った人が『黄河の対岸を見張りたい。書を持ってこい』といたので、総兵官の書を与えた。李際遇は崇禎帝の時に黄河の向こう側の土賊であった。兵を出して攻めに行ってもできなかったので総兵官の職を与え

dahabuhabi; terei amala liodzei de afame bihebi;/ musei cooha hūwai
 したがわせている。その のちに 流賊 に 攻め あっている。我らの 兵 懐
 +[cing] fu de isinaha manggi, daha seme takūrara jakade, bithe/
 慶 府 に 到りついた のち、 したがえ いい 遣わした もので、 書
 benjime dahaha; ini bargiyafi bisirengge, emu fu, juwe jeo juwan juwe
 送り したがった。彼のおさめて あるもの、 一 府、二 州 十 二
 hiyan;/ amba ajige šancin emu minggan isime, cooha orin nadan
 県。 大きい 小さい 山賽 一 千 および、 兵 二十 七
 tumen; ini beye šoo lin dz,/ ioi dzai de tehebi; sung jen -i fonde lio
 万。 彼の 自身 少 林 寺 玉 賽 に 座している。崇 禎 の 時に LIO
 fujiyang bihebi; amala tudzei ohobi; 31a/31b daha seme takūrara
 副将 あっている。のちに 土賊 になっている。 したがえ いい 遣わした
 jakade; bithe benjime dahaha; ini bargiyafi bisirengge, cooha/ emu
 もので。 書 送り 従った。 彼の おさめて あるもの、 兵 一
 minggan; šancin gūsın; tang tung dzung bing guwan muse ci burlame
 千。 山賽 三十。 唐 通 総 兵 官 我ら より 敗走し
 genefi/ liodzei daci tehe mi ci hiyan be gaifi liodzei ahūta, deote,
 行って 流賊 もとより 居た 米 脂 県 を とって 流賊 兄ら、 弟ら、
 niyaman hūncihin be/ gemu wahabi; liodzei mafa amai giran be gemu
 親 戚 を みな 殺している。 流賊 祖 父の 死骸 を みな
 fetefi waliyahabi; yang an fu be/ gaifi tehebi sembi; wang loo hū
 掘って 棄てている。 延 安 府 を とって 座している いう。 WANG LOO HŪ
 dade liodzei emgi emu hoki bihe sere; te/ ehrefi fakcafi cing yang fu
 もとに 流賊 とともに 一 党 あつた いう。 今 悪化して 離れて 慶 陽 府
 be gaifi tehebi; liodzei juwe jergi afame genefi/ etehēkū amasi jihebi;
 を とって 座している。 流賊 二 たび 攻め 行って かたなかった 後 来ている。

従わせている。その後流賊を攻めている。我らの兵が懐慶府に到着したので『従え』と遣わしたので、書を送り従った。彼が収めているものは、一府二州十二県。大小の山賽が一千、兵は二十七万。彼の自身は少林寺の玉賽に駐留している。崇禎帝の時にLIO副将であった。後に土賊となっている。『従え』と遣わしたので、書を送り従った。彼が収めているものは、兵一千、山賽が三十。唐通総兵官が我らより敗走して行って、流賊がもといいた米脂県を奪って流賊の兄弟・親戚・近親をみな殺している。流賊の祖父・父の死体はすべて掘りかえして棄てている。延安府をとって駐留しているという。WANG LOO HŪはもともと流賊とともに同じ仲間であったという。いま仲違いして離反し、慶陽府をとって駐留している。流賊が二度攻めに行っても勝てずに戻ってきている。

tiyan g'ò gung liodzei de ahūn deo arafi hacilafi bihebi; 31b/32a
 TIYAN G'Ò GUNG 流賊 に 兄 弟 なして 分類して あっている。

liodzei be yabuha jurgan fudasihūn seme morin udanaki seme dehi
 流賊 を おこなった 義 逆 いい 馬 買いにいきたい いい 四十

tumen yan/ menggun gamame genefi liodzei ci eherefi jiderakū; ning
 万 両 銀 持っていき 行って 流賊 より 悪化して 来ない。 寧

hiyan de tehebi; liodzei/ ini hanci takūršaha emu niyalma be
 夏 に 座している。流賊 彼の 近い 小間使いた 一人 を

wasimbufi, dzai liyang wang seme bihebi/ te liodzei ci eherefi, si an
 下して、 DZAI LIYANG 王 いい あっている。今 流賊 より 悪化して、西 安

fu ci uyunju bai dubede genefi tehebi; liodzei ini beye ilan jergi afafi
 府 より 九十 里の 先に 行って 座している。流賊 彼の 自身 三 たび 攻めて

muterakū amasi bederehebi; liodzei niyalma/ dzai liyang wang de
 なさない 後 退いている。 流賊 人 DZAI LIYANG 王 に

dosime generengge dube lakcarakū sembi; hūwai cing fu ci/ lu an fu
 入り 行くもの 先 絶えない いう。 懷 慶 府 より 潞 安 府

de genere de lang ce -i dabagan ehe ofi hūng i poo -i sejen
 に 行く に LANG CE の 峠 悪い なって 紅 衣 砲 の 車

juwanci/ 32a/32b inenggi, dze jeo de isinjiha lu an fu de uheri uyun
 十番目 日、 澤 州 に 到りきた 潞 安 府 に すべて 九

biyai ice juwe de/ isinjiha; 32b/33a

月の 初 二 に 到りきた。

+ [orin emu] Oice jakūn de, meiren i janggin hoto, sotai, emungge se de
 二十 一 初 八 に、 meiren i janggin Hoto, Sotai, Emungge ら に

ning yuwan -i cooha be/ adabufi sandung ni ergide unggihe bihe; ese
 寧 遠 の 兵 を つけて 山 東 の 方 に 送った あった。 彼ら

TIYAN G'Ò GUNG は流賊と兄弟として分類している。流賊がおこなったことは『義に反している』と、『馬を買いに行きたい』と四十万両の銀を持って行って流賊より仲違いして来ない。寧夏に駐留している。流賊が彼の近くで使い走りした一人を下して、DZAI LIYANG 王といい駐留している。いま流賊と仲違いして、西安府より九十里の先に行って駐留している。流賊が彼自身を三度攻めても何もできずに退いている。流賊の人は DZAI LIYAN 王に入りにいく者が絶えないという。懷慶府より潞安府に行くときに LANG CE 峠が悪路なので、紅衣砲の車は十日目に澤州に到着した。潞安府にすべてが九月初二日に到着した。

二十一日。初八日に meiren i janggin Hoto・Sotai・Emungge らに寧遠の兵をつけて山東の方に送っていた。彼らが

genefi cing jeo fu be liodzei fejergi/ joo cigu afame gaiha seme donjifi,
 行って 青 州 府 を 流賊 下 趙 旗鼓 攻め とった いい 聞いて、
 tere mede* de cing jeo fu de genefi, hoton be/ baha seme orin emu
 それ 知らせ に 青 州 府 に 行って、 城 を 得た いい 二十 一
 de mede* alanjime jihe; esei alanjiha gisun; be cing jeo fu de/ isinaci
 に 知らせ 告げにき きた。彼らの 告げにきた 言。 我ら 青 州 府 に 到りつけば
 liodzei joo cigu, ini cooha be gaifi cing jeo fu de tehei uthai bihe/
 流賊 趙 旗鼓、彼の 兵 を つれて 青 州 府 に 居たまま そのまま あった
 be afambi seme wan dagilara de, dahaki seme niyalma takūrafi jihe
 我ら 攻める いい 梯子 取り揃える に、 したがいたい いい 人 遣わして きた
 manggi; dahaki seci/ joo cigu, yang dooli beye be jio se sehe manggi,
 のち。 したがいたい いえば 趙 旗鼓、 YANG 道吏 自身 を 来いいえ いった のち、
 joo cigu, yang dooli 33a/33b jihe manggi, be hoton de suwaliyame
 趙 旗鼓、 YANG 道吏 来た のち、 我ら 城 に 混ざり
 dosifi musei cooha be hoton -i ninggureme/ ilibuha manggi, eherefi
 入って 我らの 兵 を 城 の うえに 立たせた のち、 悪化して
 afame deribure jakade, joo cigu, yang dooli be waha;/ hoton -i cooha
 攻め 始める もので、 趙 旗鼓、 YANG 道吏 を 殺した。 城 の 兵
 be afame jifi, hoton be baha, seme alanjiha/
 を 攻め 来て、 城 を 得た、 いい 告げにきた。

○Orin juwe de nan jing ci cen hūng fan benjihengge gecuheri
 二十 二 に 南 京 より 陳 洪 範 送ってきたもの 蟒緞
 duin tanggū;/ puse noho suje jakūn tanggū juwan emu; giltasikū juwe
 四 百。 補子 加えた 緞子 八 百 十 一。 片金 二
 tanggū nadan;/ alha juwe tanggū gūsin emu; suje uyun tanggū uyun;
 百 七。 閃緞 二 百 三 十 一。 緞子 九 百 九。

行って青州府に流賊のもとの趙旗鼓が攻め取ったと聞いて、その知らせで青州府に行って「城を得た」と二十一日に知らせを告げにきた。彼らが告げにきた言葉。「我らが青州府に到着すれば、流賊の趙旗鼓は彼の兵を率いて青州府に駐留したまま、そのままだった。我らが『攻める』と梯子を準備すると、『従いたい』と人を遣わしてきたので、『従いたいというならば、趙旗鼓と YANG 道員自身が来い』と言え」と言ったので、趙旗鼓と YANG 道員が来て、我らは城に合わせて入った。我らの兵を城の上に立たせたところ、心変わりして攻めはじめるので、趙旗鼓と YANG 道員を殺した。城の兵が攻めて来て城を得た」と告げにきた。

二十二日。南京より陳洪範が送ってきたもの。蟒緞四百・補子加えた緞子八百十一・片金二百七・閃緞二百三十一・緞子九百九・

junggin orin;/ aisin uyun tanggū jakūnju emu yan; menggun juwan
 錦 二十。 金 九 百 八十 一 両。 銀 十

tumen yan benjihe; 33b/34a

万 両 送ってきた。

+ [orin *juwan* juwe] ○dalai si dade bai niyalma bihe; doroi bayan
 二十 二 Dalai 汝 もとに 白 人 あった。多羅の 饒餘

jiyūn wang, bejing be/ duleme sandung ni golo de; cooha genehe
 郡 王、 北京 を すぎ 山東 の 省 に。 兵 行つた

mudan de; sin jeo hoton be/ wan -i afara de; uju de fekufi hoton be
 度 に。 深 州 城 を 梯子 の 攻める に。 頭 に とんで 城 を

gaiha seme; baturu gebu bufi/ nirui janggin obuha; jai juwe jergi sirambi/
 とつた いい。 baturu 名 与えて nirui janggin した。 また 二 度 つぐ。

○egudei si dade bai niyalma bihe; doroi bayan jiyūn wang
 Egudei 汝 もとに 白 人 あった。多羅の 饒餘 郡 王

bejing be duleme/ sandung ni golo de cooha genehe mudan de fu
 北京 を すぎ 山東 の 省 に 兵 行つた 度 に 阜

cing siyan be afara de/ uju de sujume tafafi; hoton be gaiha seme
 城 県 を 攻める に 頭 に 走り 登り。 城 を とつた いい

nirui hontoho janggin obuha;/ jai emu jergi sirambi/
 nirui hontoho janggin した。 また 一 度 つぐ。

○bajai si dade + [bai] niyalma bihe; doroi bayan jiyūn wang;
 Bajai 汝 もとに ただの 人 あった。多羅の 饒餘 郡 王。

bejing be duleme 34a/34b sandung ni golo de cooha genehe mudan
 北京 を すぎ 山東 の 省 に 兵 行つた 度

de; sin jeo hoton be wan -i afara de/ dalai sirame jai jergi de
 に。 深 州 城 を 梯子 の 攻める に Dalai つぎ 次 度 に

錦二十・金九百八十一両・銀十万両を送ってきた。

二十二日。「Dalai 汝はもと白身であった。多羅饒餘郡王が北京を過ぎ山東省に進軍したときに、深州城を梯子で攻める際、最初に飛んで城を取ったと baturu の名を与えて nirui janggin にした。また二度継ぐ」。

「Egudei 汝はもと白身であった。多羅饒餘郡王が北京を過ぎ山東省に進軍したときに、阜城県を攻める際、最初に走り登って城を取ったと nirui hontoho janggin にした。また一度継ぐ」。

「Bajai 汝はもと白身であった。多羅饒餘郡王が北京を過ぎて山東省に進軍したときに、深州城を梯子で攻める際、Dalai に次いで二番目に

fekufi hoton be gaiha seme nirui hontoho/ janggin obuha; jai emu
 とんで 城 を とった いい nirui hontoho janggin した。 また 一
 jergi sirambi; orin duin de hesei wasimbure boobai ilan/ gida^hafi;
 度 継ぐ。 二十 四 に 旨の 下す 宝 三 圧して。
 weilei ejeku ningguri de afabuha;/ *orin 34b/35a*
 weilei ejeku NINGGURI に 委ねた。 ~~二十~~
 +[orin juwe] ^doro be aliha ecike ama wang ni fafun -i
 二十 二 政 を 承けた 叔父 父 王 の 法 の
 coohai jurgan; sandung, honan -i babe tokto bume genehe/ amban hoto,
 兵の 部。 山東、 河南 の ところを 定め 行った 大臣 Hoto、
 sotai, emungge de wasimbuha; joo ing yuwan -i hoki be gemu
 Sotai, Emungge に 下した。 趙 応 元 の 党 を みな
 baicame wa,/ hoton -i dorgi nyalma joo ing yuwan de hebe araha
 調べ 殺せ、 城 の うち 人 趙 応 元 に 相談 なした
 nyalma bici inu yargiyalafi wa,/ aikabade sain irgen be tašarame
 人 あれば また 本当にして 殺せ。 もしも よい 民 を 誤り
 warahū; tere hoton -i alban -i menggun ulin/ ocibe, waha nyalmai
 殺すのではないか。 それ 城 の 賦 の 銀 財貨 なくても、 殺した 人の
 menggun ulin ocibe, heng wang ni booi ulin be, joo/ ing yuwan -i
 銀 財貨 なくても、 衡 王 の 家の 財貨 を、 趙 応 元 の
 isibuha ulin ocibe gemu bargiyafi giyan giyan -i btihe arafi/ benju;
 到らせた 財貨 なくても みな おさめて 道理 道理 に 書 書いて 送ってこい。
 ubaci icihiya sere be tuwame icihiya; heng wang ni booi ulin *35a/35b*
 ここより 処理せよ いう を 見 処理せよ。 衡 王 の 家の 財貨
 menggun; heng wang ni beye de bisirengge oci ume necire; heng
 銀、 衡 王 の 自身 に あるもの なれば するな 侵す。 衡

飛んで城を取ったと nirui hontoho janggin にした。また一度継ぐ。二十四日に旨で下す宝印を三つ捺して weilei ejeku の NINGGURI に委ねた。

二十二日。摂政叔父王が法で兵部と山東・河南の地を平定しに行った大臣 Hoto・Sotai・Emungge に下した。「趙応元の仲間をみな調べて殺せ。城の中の人で趙応元と共謀した人がいれば、またはっきりさせてから殺せ。あるいは良民を誤殺するのではないか。その城の賦の銀・財貨であっても、殺した人の銀・財貨であっても、衡王の家の財貨を趙応元が持ってこさせた財貨であっても、みな収めて筋道立てて書を記して送ってこい。ここより『処理せよ』というのを見て処理せよ。衡王の家の財貨・銀については、衡王自身にあるものであれば侵すな。衡

wang ni beye, joo ing/ yuwan -i weile de dahabio, dahakūbio saikan
 王 の 自身、趙 応 元 の 罪 に したがるか、したがわわないのかよく
 yargiyalame kimci; heng wang aikabade/ joo ing yuwan -i weile de
 本当にし 詳細にせよ。衡 王 もしも 趙 応 元 の 罪 に
 daci; heng wang be akdulame tuwakiyabufi alanju;/ dahakū oci fe an
 もとより。衡 王 を かたく 見張らせて 告げにこい。したがわらないれば旧 常
 -i bikini; ai jaka be gemu hoton -i hafan de afabufi;/ ere bithe
 の あるがよい。なに もの を みな 城 の 官 に 委ねて。これ 書
 isinahai uthai hoto, sotai, emungge, suweni cooha be gaifi/ jurafi wei
 到りつくま ただちに Hoto、Sotai、Emungge、 汝らの 兵 を つれて 出発して 衛
 hūi fu, hūwaicing fu ere juwe hecen be hanci be tuwame baime/
 輝 府、懷慶 府 これ 二 城 を 近い を 見 査べ
 genefi, musei dzu k'ó fa, jin i hoo -i cooha de acana; ere biyai orin
 行って、我らの 祖 可 法、金 玉 和 の 兵 に あいにいけ。これ 月の 二十
 sunja de/ 35b/36a hošoi erke cin wang amba cooha gaifi suwende
 五 に 和碩の 豫 親 王 大いなる 兵 つれて 汝らに
 acaname genembi; g'ao yung sing sei/ cooha be meni meni tuwakiyaha
 あいにいき 行く。 G'AO YUNG SING らの 兵 を 各 各 見張った
 bade unggii/
 ところに 送れ。

○ineku inenggi, ^doro be aliha ecike ama wang ni fafun -i
 同じ 日、 政 を 承けた 叔父 父 王 の 法 の
 coohai jurgan mukden/ hecen be tuwakiyaha amban holohoi se de
 兵の 部 Mukden 城 を 見張った 大臣 Holohoi ら に
 wasimbuha; mukden hecen -i emu gūsai juwete/ janggan, emu nirui
 下した。 Mukden 城 の 一 gūsa の 二ずつ janggan、 一 niru の

王自身が趙応元の罪に従うか、従わないのかをよくはつきりと明白にせよ。衡王があるいは趙
 応元の罪にもとより従うならば、衡王を固く見張らせて告げにこい。従わないならば、もとの
 通りにするがよい。どんなものもすべて城の官に委ねて、この書が到着したならば、ただちに
 Hoto・Sotai・Emungge は汝らの兵を率いて出発して、衛輝府・懷慶府この二城の近くを見て
 査べに行つて、我らの祖可法・金玉和と合流しに行け。今月二十五日に和碩豫親王が大兵を率
 いて、汝らと合流しに行く。G'AO YUNG SING らの兵をそれぞれ守備したところに送れ。

同じ日。摂政叔父王が法で兵部と Mukden 城を守備する大臣 Holohoi らに下した。「Mukden
 城の一 gūsa の各二の janggan、一 niru の

juwete uksin be ere bithe isinahai uthai morin ganabufi/ ungg; esei
 二ずつ uksin を これ 書 到りつくまま ただちに馬 とりにかかせて送れ。これらの
 juse sargan be ume gajire; uksin niyalmai teile jikini; kutule bisire/
 子ら 妻 を するな つれてくる。uksin 人 限り 来るがいい。kutule ある
 niyalma kutule be gajikini; emu gūsai ilata janggin, emu nirui ilata
 人 kutule を つれてくるがいい。一 gūsa の 三ずつ janggin, 一 niru の 三ずつ
 uksin +[mukden] hecen de 36a/36b tekini; jai tai de bisire bošokū,
 uksin Mukden 城 に 居るがいい。また 台 に ある bošokū,
 tere gese sula bisire niyalma oci/ gemu meni meni niru de acabu/
 それ ように 閑散 ある 人 なれば 各 各 各 niru に あわせよ。

○Orin ilan de baturu cin wang ni emgi genehe juwe dzung šu
 二十 三 に 英 親 王 の とともに 行った 二 中 書
 de monggoroko sindaha/ honci sijigiyān emte; sekei amba mahala emte;
 に 縁取り 置いた 羊皮 袍 一ずつ。貂皮の 大きい 冠帽 一ずつ。
 gūlha emte juru;/ juwe šubai de bai honci sijigiyān emte; dobihi
 靴 一ずつ 対。 二 書弁 に 白 羊皮 袍 各一。 狐皮
 mahala emte; gūlha emte juru;/ 36b/37a
 冠帽 各一。 靴 一ずつ 対。

+ [lorin duin de] han -i funde dorō be aliha ecike ama wang ni
 二十 四 に Han の 代わりに 政 を 承けた 叔父 父 王 の
 fafun; yaya ulin de dosi ulin gajara hafan -i ulin/ gaiha be saha niyalma
 法。 およそ 財貨 に 内に 財貨 うけとる 官 の 財貨 とった を 知った 人
 gercile[+ci]be fejergi niyalma gercilebibe ulin gaiha weile yargiyān oci
 告発しても 下 人 告発しても 財貨 とった 罪 本当 なれば
 tere/ hafan be ujen weile arafi gaiha ulin udu oci ilan ubu sindafi
 それ 官 を 重い 罪 なして とった 財貨 いくら なれば 三 分 置いて

各二のuksinはこの書が到着すれば、ただちに馬を取りに行かせて送れ。これらの妻子はつれてくるな。uksinの人だけが来るがいい。kutuleがいる人はkutuleをつれてくるがいい。一gūsaあたり各三のjanggin、一niruあたり各三のuksinはMukden城にいるがいい。次いで台にいるbošokūとそれと同じように閑散である人であれば、みなそれぞれのniruに合わせよ」。

二十三日。英親王とともに行った二中書に、縁取りを置いた羊皮の袍各一・貂皮の大きい冠帽各一・靴各一双。二人の書弁に白羊皮の袍各一・狐皮の冬帽各一・靴各一双。

二十四日。皇叔父撰政王の法。「およそどんな財貨でも受けとる官が財貨を取ったのを、知った人が告発しても、その下の人が告発しても、財貨を取った罪が本当であれば、その官を重罪として、取った財貨がいくらであっても三分を残して

emu ubu be gercide/ bumbi; juwe ubu be ku de sindambi; gerci
 一 分 を 告発人 与える。 二 分 を 庫 に 置く。 告発人
 tašan oci hūlhai weilei tantambi; jai fu, jeo,/ hiyan, wei, harangga
 偽り なれば 賊の 罪の 打つ。 また 府、州、県、衛、属下
 gašan tokso de juwan boo de emu da, tanggū boo be baicara emu
 村 tokso に 十 家 に 一 もと、百 家 を 查べる 一
 ejen/ sinda; ukanju yaya facuhūn be adaki booi niyalma juwan booi
 主 置け。 逃人 およそ 乱れ を 隣 家の 人 十 家の
 da de ala; juwan booi da/ baicafi tanggū booi ejen de ala; tanggū
 もと に 告げよ。 十 家の もと 調べて 百 家の 主 に 告げよ。 百
 booi ejen baicafi fu jeo hiyan wei hafasa de 37a/37b ala; fu jeo
 家の 主 調べて 府 州 県 衛 官ら に 告げよ。 府 州
 hiyan -i hafasa yargiyalafi coohai jurgan de benju; emu boo ukanju
 県 の 官ら 本当にして 兵の 部 に 送れ。 一 家 逃人
 be gidafi/ uyun booi niyalma, juwan booi da, tanggū booi ejen alarakū,
 を 圧して 九 家の 人、 十 家の もと、百 家の 主 告げない、
 hetu niyalma gercilere oci/ uyun booi niyalma, juwan booi da, tanggū
 横 人 告発する なれば、九 家の 人、 十 家の もと、百
 booi ejen de gemu weile; ukanju gidaha niyalmabe/ wafi terei boigon
 家の 主 に みな 罪。 逃人 圧した 人を 殺して その 家産
 be olji arafi ilan ubu jafafi, emu ubu be tucibume alaha niyalmade/
 を 俘虜 なして 三 分 つかんで、一 分 を 出し 告げた 人に
 bumbi; juwe ubube fafun de gaimbi; ukanjube gidaha niyalma tucibume
 与える。 二 分を 法 に とる。 逃人 圧した 人 出し
 benjire, hetu/ +[niyalma] jafafi benjire oci ukanju be hūda salibufi,
 送る、 横 人 とらえて 送る なれば 逃人 を 価 見積もって、

一分を告発者に与え、二分を庫に置く。告発が偽りであれば、賊の罪で打つ。また府・州・県・衛の所属の村・tokso に、十家ごとに一人の頭と百家を調べる一人の主を置け。逃人やもろもろの乱れを隣家の人は十家の頭に告げよ。十家の頭は調べて百家の主に告げよ。百家の主は調べて府・州・県・衛の官らに告げよ。府・州・県の官員らは確認して兵部に送れ。一家が逃人を押し隠して九家の人・十家の頭・百家の主が告げず、別人が告発すれば、九家の人・十家の頭・百家の主はみな罪。逃人を押し隠した人を殺して、その家産を俘虜として三分を取って、一分を出し告げた人に与え、二分を法に取る。逃人を押し隠した人が出して送ったり、別人がとらえて送ったりすれば、逃人の価を見積もって、

ukanju -i ejen de ilan ubu de emu/ ubui hūda be gaifi benjihe
 逃人 の 主 に 三 分 に 一 分 の 価 を と っ て 送 っ た

niyalma de bumbi; ukanju beye be da ejen de bumbi; 37b/38a
 人 に 与 える。 逃人 自 身 を も と 主 に 与 える。

○Orin duin de toktohuha bithei gisun;/ doro be aliha ecike ama
 二 十 四 に 定 め た 書 の 言。 政 を 承 け た 叔 父 父

wang ni mahala -i jingse de juwan ilan tana; umiyasun* -i/ emu
 王 の 冠 帽 の 頂 子 に 十 三 東 珠。 腰 帯 の 一

hitha de ninggun tana; emu moyan*; umiyesun suwayan; mahala -i
 金 具 に 六 東 珠。 一 坐 褥。 腰 帯 黄。 冠 帽 の

šerin de/ nadan tana; amargi ilga* de ninggun tana; eture etuku
 掩 額 に 七 東 珠。 後 ろ 花 に 六 東 珠。 着 る 衣 服

jakūn puse; sektefun/ tuweri oci seke; juwari oci muduri ifiha sishe;
 八 補 子。 座 布 団 冬 な れ ば 貂 皮。 夏 な れ ば 龍 縫 っ た 褥。

boo -i ten juwan duin ci;/ ilan jalan -i leose; yaya boo -i mulu,
 家 の 極 み 十 四 尺。 三 層 の 楼 閣。 お よ そ 家 の 梁、

dalbai huren haksan; wase gemu niowanggiyan;/ sihin haksan; 38a/38b
 傍 ら の 筒 瓦 黄 金、 瓦 米 緑。 軒 黄 金。

○ineku tere inenggi; fujan lio da šeo de, nioruha enggemu
 同 じ そ れ 日。 副 将 劉 大 受 に、 描 いた 鞍

tohoi morin emke;/ uksin saca; beri jebele; gecuhuri burigen -i sekei
 つ け た ま ま 馬 一。 鎧 兜。 弓 矢 袋。 蟒 緞 は る の 貂 皮 の

jibca; sekei foholon dahū; sujei/ sirgiyan, mahala gūlha; taka burengge
 皮 襖。 貂 皮 の 短 い 皮 端 罩。 緞 子 の 袍、 冠 帽 靴。 し ば ら く 与 える も の

monggo boo, maikan, giowan -i mucen; juwe temen,/ juwan morin;/
 Monggo 家、 天 幕、 赤 銅 の 釜。 二 駱 駝、 十 馬。

逃人の主に三分に一分の価を取って、送った人に与える。逃人自身をもと主に与える」。

二十四日。定めた書の言葉。「叔父撰政王の冠帽の頂子に十三東珠。腰帯の一金具に六東珠。一坐褥。腰帯は黄色。冠帽の掩額に七東珠、後花に六東珠。着る衣服には八補子。坐褥は冬であれば貂皮、夏であれば龍を縫った褥。家の高さは十四尺。三層の楼閣。すべての家の梁、傍の筒瓦は黄金色、瓦はすべて緑。軒は黄金色」。

同じその日。副将劉大受到に描いた鞍を付けたままの馬一ずつ。鎧・兜。弓・矢袋・蟒緞をはった貂皮の皮襖・貂皮の短い皮衣・緞子の袍・冠帽・靴。暫時与えるものはMonggo家・天幕・赤銅の釜・駱駝二頭・馬十頭。

Ologi meng g'ó liyang de, sarin -i soforo enggemu tohohoi morin
 遊撃 孟 国 梁 に、 股子皮 の 鞍敷 鞍 つけたまま 馬
 emke; uksin saca; beri jebele;/ sujei burigen -i honci jibca, sekei
 一。 鎧 兜。 弓 矢袋。 緞子の はる の 羊皮 皮襖。 貂皮の
 foholon dahū; sujei sijigiyān; mahala gūlha, taka/ burengge maikan,
 短い 皮端罩。 緞子の 袍。 冠帽 靴、 しばらく 与えるもの 天幕、
 giowan -i mucen, jakūn morin; Oduşy yang guwe yung de, sarin -i
 赤銅 の 釜、 八 馬。 都司 楊 国 永 に、 股子皮 の
 soforoi/ enggemu tohohoi morin emke; uksin saca; beri jebele sujei
 鞍敷の 鞍 つけたまま 馬 一。 鎧 兜。 弓 矢袋。 緞子の
 burigen -i honci jibca; sekei 38b/39a foholon dahū, sujei sijigiyān,
 はる の 羊皮 皮襖。 貂皮の 短い 皮端罩、 緞子の 袍、
 mahala gūlha, taka buhengge, maikan, giowan -i mucen; ninggun
 冠帽 靴、 しばらく 与えるもの、 天幕、 赤銅 の 釜。 六
 morin/
 馬。

Ođoro be aliha ecike ama wang ni fafun, boigon jurgan geren
 政 を 承けた 叔父 父 王 の 法、 戸 部 衆
 hafan irgen de selgiyehe; manju monggo fe nikan,/ yaya jaka
 官 民 に 伝えた。 Manju Monggo 旧 Nikan、 およそ もの
 udambihe de hūda komso bufi ergeleme durime gaimbi sere; ereci
 買っていた に 価 少ない 与えて 脅し 奪い とる いう。 これより
 amasi yaya niyalma tere/ gese ergeleme hūdaşara be saha sahai jafafi
 後 およそ 人 それ ような 脅し 商いする を 知った 知ったまま とらえて
 boigon jurgan de habša; terei hūdaşara jaka be gafi/ jafaha niyalma
 戸 部 に 訴えよ。 その 商いする もの を とって とらえた 人

遊撃孟国梁に股子皮の鞍敷の鞍を付けたままの馬一頭・鎧・兜。弓・矢袋・貂皮をはった羊皮の皮襖・貂皮の短い皮衣・緞子の袍・冠帽・靴。暫時与えるものは天幕・赤銅の釜・馬八頭。都司楊国永に股子皮の鞍敷の鞍を付けたままの馬一頭・鎧・兜・弓・矢袋・貂皮をはった羊皮の皮襖・貂皮の短い皮衣・緞子の袍・冠帽・靴。暫時与えるものは天幕・赤銅の釜・馬六頭。

叔父摂政王の法。「戸部と衆官・民に布告した。Manju・Monggo・旧 Nikan がおよそものを買うときに対価を少なく与えて脅し取るという。今後すべての人はそのような脅し売買する人を知ったら、知ったままに捕らえて戸部に訴えよ。その売買するものを取って捕らえた人

de bumbi; hūdai ejen nikan -i beye jafafi habšafi yargiyan oci tere
 に 与える。 商いの 主 Nikan の 自身 とらえて 訴えて 本当 ならば それ
 hūda be gaifi/ tere nikan de baimbi bumbi; durime hūdašaha niyalma
 価 を とって それ Nikan に 査べて 与える。 奪い 商いた 人
 be hūlhai šusiha tantambi; nikan/ holtome angga arame habšaci hūlhai
 を 賊の 鞭 打つ。 Nikan 偽り 口 つくり 訴えれば 賊の
 šusiha tantambi; 39a/39b
 鞭 打つ。

○orin sunja de;/ ^abkai hesei forgon be aliha ^hūwangdi hese;
 二十 五 に。 天の 旨の 時運 を 承けた 皇帝 旨。
 julgei di wang se fukjin/ doro be ilibufi ice forgon be alihi amba
 前の 帝王 ら 肇め 政 を 立てて 新 時運 を 承けて 大いなる
 hūhuri be gung be amaga jalan de/ werihengge, urunakū da be
 福 功 を 後 代 に 留めたこと、 必ず もとを
 tucibume gebu colo be iletu obume tukiyehebi; 39b/40a tere umusi
 出し 名 号 を 明らかし 捧げている。 それ おおいに
 toktoho amba doro; ^ama gosin onco hūwaliasun/ ^enduringge
 定めた 大いなる 政。 父 仁 寛 温 聖
 hūwangdi, erdemu dergi fejergi de acanafi gung abka na de teherefi/
 皇帝、 徳 上 下 に あいこいて 功 天 地 に 相応して
 ^taidzu -i enduri horon -i ilibuha amba doro be aliha, dzung yuwan
 太祖 の 神 威 の 立てた 大いなる 政 を 承けた、 中 原
 -i babe deribume/ dasifi; sirame ginggun šu -i erdemu be yendeube;
 の ところを 始め おさめて。 つぎ 謹 文 の 徳 を 興した。
 loho gida be acinggiyame/ aga silenggi be tucibure jakade; gemu buya
 腰刀 槍 を 動かし 雨 露 を 出す もので。 みな 小さい

に与える。商品の持ち主の nikan 自身が捕らえて訴えて本当ならば、その対価を取ってその Nikan に査べて与える。脅して売買した人を賊として鞭打つ。Nikan が嘘をつき口実をつくって訴えるのであれば、賊として鞭打つ。

二十五日。「天の旨で時運を承けた皇帝の旨。『古の帝王らが創業し政道を立てて、新しい時運を承けて、大いなる福・功を後世に残したことは、必ず根源を揭示し、名号を顕彰している。その大いに定めた大いなる政道。父仁寛温聖皇帝は徳を上下に合わせにいて、功を天地と比較して、太祖の神威が立てた大いなる政道を承けた。中原の地をはじめ統治して、次いで敬文の徳を興した。刀・槍を動かし雨露を出すので、みな小さい

juse -i ama be baire gese/ dahaha; gocishūn anakūnjarangge giyang
 子らの父を求めるようにしたがった。謙 ゆずりあうこと 江
 birai adali ofi; abkai bure be hono/ gaijarakū bihe; facuhūn gukure
 河の同じ なる。天の 与える を すら うけとらない あった。乱れ 滅ぶ
 be efulehengge ninju funcere gurun; hūwaliasun 40a/40b erdemu
 を 破ったもの 六十 あまる 国。 和す 徳
 be yabubuhangge juwan nadan aniya; kesi dergi solgo* gurun de
 を おこなわせたこと 十 七 年。 恩 東 Solho 国 に
 isinaha; wargi/ monggo gurun de selgiyehe; amba ^soorin de tefi, uyun
 到りついた。西 Monggo 国 に 伝えた。 大いなる 位 に 座って、九
 jeo be elbime/ kūwaraha; amba doro be toktobufi, mini ajige beye de
 州 を 招撫し 包みこんだ。 大いなる 政 を 定めて、 我の 小さい 自身 に
 werihe be dahame/ abkai kesi de hūwa hiya -i babe bahafi soorin de
 留めた を したが、天の 恩 に 華 夏 の ところを得て 位 に
 tehe; ere gemu/ enduri genggiyen -i wehiyeme amba erdemu -i eyeme
 座った。これ みな 神 聡明 の 助ける 大いなる 徳 の 流れ
 isinjiha turgun kai; bi ^soorin de/ tefi, nenehe doro be amcame
 到りきた 理由 ぞ。 我 位 に 座って、先んじた 政 を 追い
 gūnici; fergecuke gung algika gojime; gebu be tukiye/ maktara unde
 おもえば。 たくい 稀なる 功 名 いえども。 名 を 捧げ 賞賛する いまだ
 ofi cohome bithe coohai geren ambasa be, julgei kooli be kimcibufi
 なる 特に 文 兵の 衆 大臣ら を、 前の 例 を 詳細にさせて
 40b/41a geren -i gisun be gaifi fergecuke sain be tucibume wesihun
 衆 の 言 を とって たくい 稀なる よい を 出し 貴
 gebu buki seme/ ^abka na ^mafari miyoo ^še ji de alafi amcame
 名 与えたい 天 地 祖 廟 社 稷 に 告げて 追い

子らが父を求めるように従った。謙遜することは江河のようで、天与すら受けとらずにいる。乱れ滅ぶのを破ったものは六十余国。温和な徳をおこなわせたことは十七年。恩は東は朝鮮国に到りつき、西はMonggo国にほどこした。大いなる位に即いて、九州を招撫し包み込んだ。大いなる政道を定めて、私の小さな身に残したので、天恩で華夏の地を得て位に即いた。これはみな神の叡智で扶助し、大いなる徳が流れ到来した理由であるぞ。我は位に即いて、先の政道を追憶すれば、たくい稀なる功名といえども、いまだ名を顕彰していない。特に文武の衆大臣らについては、古の例を詳細にさせて、衆の言葉を聞き取って、たくい稀なる優れたところを出させ、尊名を顕彰したいと、天・地・祖廟・社稷の神に告げて、追諡し

^abka de acabume gurun be/ mukdembuhe, doro be amban obuha;
 天 に あわせ 国 を 興した、 政 を 大きい した。
 horon be algimbuha; ^gosin onco/ hūwaliyasun enduringge hiyoošungga
 威 を 広げた。 仁 寛 温 聖 孝ある
 erdemungge genggiyen šu hūwangdi ^miyoo -i/ gebu be taidzung sehe;
 徳ある 聡明 文 皇帝 廟 の 名 を 太宗 いった。
 ai; abka na -i gese den jiramin, gebuleci mangga bicibe,/ šun biyai
 なに。天 地 の ような 高い 厚い、 名を呼べば 難しい あっても、日 月の
 gese genggiyen be dahame geren hafan irgen -i emgi hargašame
 ような 明るい を したがう 衆 官 民 の とともに 仰ぎ見
 tuwambi;/ tuttu ofi dorgi tulergi be sakini seme selgiyehe; 41a/41b
 見る。 そのよう なって 内 外 を 知るがよいよい 伝えた。
 ^^○han -i hese ice ofi, fejergi irgen be gosime, ten be ilibuha;
 Han の 旨 新 なって、下 民 を 慈しみ、 極み を 立てた。
 amba doro be umesi toktofi/ dorgi tulergi be dasame, fukjin neihe,
 大いなる 政 を はなはだ 定めて 内 外 を おさめ、 肇め 開いた、
 elden dergi hošoci mukdefi, hadaha usihai/ adali amargi bade tehe;
 光 東 隅より 興って、 北極 星の 同じ 北 ところに 居た。
 damu ^hūwangdi hūhuri, niolmon talkiyan -i gese/ erdemu ^ abka na
 ただ 皇帝 福、 虹 稻妻 の ような。徳 天 地
 -i adali; tuttu ofi, geren niyalmai han sefu, irgen -i/ ama eme oho;
 の 同じ。 そのよう なって、衆 人の Han 師傅、 民 の 父 母 なった。
 urgun, mederi dorgi de jaluka; sebjen ^abka de isinaha;/ ainara
 喜び、 海 内 に 足りた。 楽しみ 天 に 到りついた。 どうする
 niyalmai mujilen de acabume ^abkai gūnin be dahame amba soorin
 人の 心 に あわせ 天の おもい を 従い 大いなる 位

応天興国弘徳彰武寛温仁聖叡孝文皇帝の廟号を太宗といった。なんと天地のように高く厚く、
 名を付け難くても、日月のように明るいので、衆官民とともに仰ぎ見る。そのようなので内外
 に知らせよ』と伝えた」。

「Han の旨が新しくなって、下の民を慈しみ、礎を立てた。大いなる政道は大いに定まって
 内外を治めるため創業し、光は東隅より興って、北極星と同じ北の地にいた。ただ皇帝の福は
 虹・稲妻のようで、徳は天地と同じだ。そのようなので衆人の Han は、師傅であり民の父母
 となった。喜びは海内に満ちた。悦びは天に到りついた。どうか人の心に合わせ、天の意思に
 したがって大いなる位

de/ wesifi šun biyai gese enteheme obu; geren gemu amba kesi be
 に 陸って 日 月の ような 永遠に なせ。 衆 みな 大いなる 恩 を
 hukšefi alin 41b/42a hada -i gese jalafun okini seme jalbarime baimbi;
 頂き 山 峰 の ような 寿 なるが いい いい 祈り 求める。
 amban, be alimbaharakū ebšeme/ hese be aliyambi/
 臣、 我ら 耐えきれない 急ぎ 旨 を 待つ。

○orin sunja de cing jeo fu ci hoto, sotai, emungge sei benjihe
 二十 五 に 青 州 府 より Hoto, Sotai, Emungge らの 送った
 bithe;/ wang se lang ni wabuha, cing jeo fui gaibuha turgun be
 書。 王 侍 郎 の 殺された、 青 州 府の とられた 理由 を
 fonjici; cing jeo fui/ hoton be tuwakiyara emu fujiyang, emu minggan
 問えば、 青 州 府の 城 を 見張る 一 副将、 一 千
 cooha be wang se lang, deng jeo/ fui ergi de tusy -i bi seme
 兵 を 王 侍 郎、 登 州 府の 方 に 土賊 の ある いい
 unggihebi; tere amala joo cigu dahambi seme jifi/ guwali de tatafi
 送っている。 それ 後 趙 旗鼓 したがう いい 来て 郊外 に 留まって
 baba -i hūlha be isabufi, wang se lang de acambi seme 42a/42b
 ところどころの 賊 を 集めて、 王 侍 郎 に あう いい
 hoton de dosifi, cooha be hoton ninggureme tafabufi, wang se lang be
 城 に 入って、 兵 を 城 うえに 登らせて、 王 侍 郎 を
 jafafi/ wahabi; musei sindaha jang jy fu, li fujiyang be wahakūbi;
 とらえて 殺している。 我らの 置いた JANG 知 府、 LI 副将 を 殺さずにいる。
 jiyān jy hiyan/ dade liodzei sindaha jy hiyan bihebi; wang se lang de
 JIYAN 知 県 もとに 流賊 置いた 知 県 あっている。 王 侍 郎 に
 acambi seme an coo hiyan ci/ jihebi; joo ci gu ini da niyalma seme;
 あう いい 安 丘 県 より 来ている。 趙 旗 鼓 彼のもと 人 いい。

にのぼって、日月のように永遠となせ。衆はみな大いなる恩に感激して、山崖のように長寿となるがいいと祈り求める。臣我は耐えきれず急ぎ旨を待つ。

二十五日。青州府より Hoto・Sotai・Emungge らが送ってきた書。「王侍郎が殺された。青州府が取られた理由を問えば、青州府城を守る一副将と一千の兵を王侍郎が『登州府の方に土賊がいる』と送っている。その後に趙旗鼓が『従う』と来て、郊外に宿営して各地の賊を集めて『王侍郎に会う』と城に入って、兵を城の上に登らせて、王侍郎を捕らえて殺している。我らが置いた JANG 知府と LI 副将は殺さずにいる。JIYAN 知県はもと流賊が置いた知県であった。『王侍郎に会う』と安丘県より来ている。趙旗鼓は彼のもところの人であると、

jiyan jy hiyan be ji fu sindahabi;/ ere be jafafi loo de horihabi;
 JIYAN 知 県 を 知 府 置いている。これ を とらえて 牢 に 入れている。
 muse -i sindaha; han dooli, hoto, sotai/ emungge meni emgi isinafi;
 我ら の 置いた 韓 道吏、 Hoto、 Sotai Emungge 我らの ともに 到りついで。
 ini dooli babe kadala seme afabuha; muse/ sindaha jang jy fu be ini
 彼の 道吏 ところを 管理せよ いい 委ねた。 我ら 置いた JANG 知 府 を 彼の
 jy fu babe kadala seme afabuha; li fujiyang be 42b/43a meni emgi
 知 府 と ところを 管理せよ いい 委ねた。 LI 副将 を 我らの ともに
 gamabi; jang jy fui turgun be, hoto, sotai, be isinafi wesimbuki;/ joo
 つれていく。 JANG 知 府の 理由 を、 Hoto、 Sotai、 を 到りついで 奏したい。 趙
 cigu cing jeo fui +[heng] hen wang ni booi tulergi hūwa -i dolo,
 旗鼓 青 州 府の 衡 王 の 家 の 外 庭 の 中、
 wang ni tehe/ booi ashan -i emu boode tehebi; heng wang ni turgun
 王 の 居た 家 の そば の 一 家 に 居ている。 衡 王 の 理由
 be fonjici, wang hūlha de/ aisilaha ba akū; imbe ejen oso seci inu
 を 問えば、 王 賊 に 助けた ところない。 彼を 主 なれ いえば また
 ohakū manggi; wang ni doron morin be/ wacihiyame gaihabi; tuttu ofi
 ならない のち。 王 の 印 馬 を ことごとく とっている。 その よう な っ て
 wang ni aika jaka be necihekū ini tulergi/ duka be cin dutang de
 王 の すべて もの を おかさない 彼の 外 門 を 陳 都堂 に
 afabuha; cin dutang tuwakiyambi; ^dergi hese be/ aliyambi; 42b/43b
 委ねた。 陳 都堂 見張る。 上 旨 を 待つ。
 ineku tere inenggi;/ nicuhe erihe emke, amba nicuhe juwan yan
 同じ それ 日。 真珠 数珠 一、 大きい 真珠 十 両
 +[jakūn] jiha; ajige nicuhe emu yan nadan jiha/ aisin sunja tanggū
 八 錢、 小さい 真珠 一 両 七 錢 金 五 百

JIYAN 知県を知府として置いている。これを捕らえて牢に入れている。我らが置いた韓道員は Hoto・Sotai・Emungge 我らとともに到着して、彼の道員である地を管理せよと委ねた。我らが置いた JANG 知府に、彼の知府であるところを管理せよと委ねた。LI 副将は我らとともに つれていく。JANG 知府の事情を Hoto・Sotai が到着してから上奏したい。趙旗鼓は青州府の 衡王の家の外庭の中の王が居た家の側に一家でいる。衡王の事情を問えば、王が賊に協力ことは ない。彼に「主となれ」と言ってもできないので、王の印・馬をまったく奪っている。その ようなので王のどんなものも侵さない。彼の外門を陳都堂に委ねた。陳都堂が見張る。上の旨 を待つ。同じその日。真珠の数珠一・大きい真珠十両八錢・小さい真珠一両七錢・金五百

dehi juwe yan nadan jiha; aisin doron juwe tanggū jakūnju yan;
 四十 二 両 七 錢 金 印 二 百 八十 両。
 uheri/ jakūn tanggū orin juwe yan nadan jiha; menggun juwe tumen
 すべて 八 百 二十 二 両 七 錢 銀 二 万
 jakūn tanggū orin yan;/ nomin hūntahan emke, gui hūntahan juwan
 八 百 二十 両。 青金石 盃 一、 玉の 盃 十
 juwe; jusa hūntahan duin; menggun tampin juwe;/ menggun +[-i]
 二。 竹子 盃 四。 銀 壺 二。 銀 の
 hūntahan taili jakūnju ninggun juru; suwayan hūba erihe emke;
 盃 托碟 八十 六 対。 黄 琥珀 数珠 一。
 fulugiyān hūba/ erihe juwe; gecuhēri juwan; gecuhēri etuku jakūn; ifiha
 紅 琥珀 数珠 二。 蟒緞 十。 蟒緞 衣服 八。 縫った
 etuku juwan juwe; seke etuku 43b/44a duin; cindaha etuku ilan; silun
 衣服 十 二。 貂皮 衣服 四。 白狐皮 衣服 三。 猗猗孫
 dahū emke; cabi etuku emke; amba suje juwan nadan, cengmu/ ilan;
 皮端罩 一。 賺皮 衣服 一。 大きい 緞子 十 七、 倭緞 三。
 pengduwan yangduwan emu tanggū; cuse sunja tanggū; lingse fangse
 彭緞 洋緞 一 百。 紬子 五 百。 綾子 紡絲
 ninggun tanggū ninju;/ lo ša duin tanggū gosin; beri weihe dehi juru;
 六 百 六十。 羅 紗 四 百 三十。 弓 齒 四十 対。
 emu temen, morin loosa duin/ tanggū susai jakūn bihe; emu temen
 一 駱駝、 馬 驢馬 四 百 五十 八 あった。 一 駱駝
 dehi morin dehi loosa deji gaiha; sange de/ juwe tanggū ninju sunja
 四十 馬 四十 驢馬 上等 とった。 SANGE に 二 百 六十 五
 morin buhe; deng jeo fui cin dutang de ehe sain morin/ loosa susai
 馬 与えた。 登 州 府の 陳 都堂 に わるい よい 馬 驢馬 五十

四十二両七錢・金印二百八十両。合計八百二十二両七錢。銀二万八百二十両。青金石の盃一・玉の盃十二・竹の盃四・銀の壺二・銀の盃と托碟八十六双・黄色の琥珀の数珠一・紅の琥珀の数珠二・蟒緞十・蟒緞の衣服八・縫った衣服十二・貂皮の衣服四・白狐皮の衣服三・猗猗孫の皮衣一・賺皮の皮衣服一・大きい緞子十七・倭緞三・彭緞と洋緞一百・紬子五百・綾子と紡絲六百六十・羅紗四百三十・弓角四十双・駱駝一頭・馬と驢馬四百五十八頭いた。駱駝一頭・馬四十頭・驢馬四十頭を上等として取った。SANGEに馬二百六十五頭を与えた。登州府にいる陳都堂に良い悪いを問わず馬・驢馬五十頭

buhe; ere be suwe saikan ulebu erei sidende baita oci yalubu/ ^dergi
 与えた。これ を 汝ら よく 食物を配れ この 間に こと なれば のらせよ 上
 hesei wasimbure be tuwa; 44a/44b/45a orin sunja de hošoi erke cin wang
 旨の 下る を 見よ。 二十 五 に 和碩の 豫 親 王
 de amba cooha be afabufi wasihūn/ nan jing be dailame unggihe; tere
 に 大いなる 兵 を 委ねて 西 南 京 を 討ち 送った。 それ
 joo bithei gisun;/ ^abkai hesei forgon be aliha ^hūwangdi hese; te fu
 詔 書の 言。 天の 旨の 時運 を 承けた 皇帝 旨。 今 福
 wang, julergi ba -i/ bithe coohai hafasa, ming gurun -i sung jen han
 王、 南 と ころの 文 兵の 官ら、 明 国 の 崇 禎 Han
 de jobolon afafi eifu munggan, han -i/ beye, boo yamun efujetele,
 に 苦しみ 攻めて 墳 陵、 Han の 自身、 家 衛門 滅ぶまで、
 gurun -i doro gaibutala emu niyalma julesi damu jihēkū;/ emu da
 国 の 政 とらせたまま 一 人 のち ただ 来なかった。 一 もと
 sirdan gabtahakū; liodzei emu niyalma be hono sabuhakū; gemu
 矢 射ていない。 流賊 一 人 を すら 見えなかった。 みな
 singgeri/ jurun -i dolo ukaka adali, ukafi bihe; ere weile emu; liodzei
 鼠 穴 の 中 逃げた 同じ、 逃げて あった。これ 罪 一。 流賊
 burlame genere 45a/45b jakade, julergi bai +[niyalma] hesei bithe akū
 敗走し 行く もので、 南 と ころの 人 旨の 書 ない
 fu wang be huwekiyebume encu mujilen/ jafahangge ere weile juwe; jai
 福 王 を 勧め 別に 心 つかんだもの これ 罪 二。 また
 batangga liodzei be efuleki serakū; irgen be/ nungneme coohai jobolon
 敵の 流賊 を 破りたい いわない。 民 を おかし 兵の 苦しみ
 be bairengge ere weile ilan; ede/ ^abka niyalma uhei jili banjici
 を 求めること これ 罪 三。 ここに 天 人 共に 怒り 生じるべきだ。

を与えた。これを汝らはよく食物を配れ。この間に事件があれば乗らせよ。皇上の旨が下るの
 を見よ。

二十五日。和碩豫親王に大兵を委ねて西の南京を討伐しに送った。その詔書の言葉。「天の
 旨で時運を承けた皇帝の旨。いま福王と南の地の文武の官らは、明国の崇禎帝に災いがおそつ
 て、陵墓・Han 自身・家が滅ぶまで、国の政道をにぎったまま、一人すら来なかった。一矢も
 射ていない。流賊を一人すら見なかった。みな鼠穴の中に逃げたのと同じように逃げていた。
 これ罪の一。流賊が敗走して行くので、南の地の人は勅書なく福王を勧めて異心をいだいた。
 これ罪の二。次いで『敵の流賊を破りたい』と言わず、民を侵し兵の災いを求めること。これ
 罪の三。ここに天と人は共に怒り生じるべき。

acambi; tuttu ofi hošoi erke cin wang be/ gurun be toktobure amba
 そのようになって和碩の豫親王を国を定める大いなる
 coohai ejen obufi, weilengge be dailame unggimbi;/ hese be alifi geren
 兵の主して、罪あるを討ち送る。旨を承けて衆
 be kadala; yaya babe geren jiyangjiyūn sei emgi hebedeme acara be/
 を管理せよ。およそところを衆將軍らのともに語りあうを
 tuwame yabu; ume beye be emhun bahanambi seme geren -i gūnin ci
 見行え。するな自身を孤立さとするいい衆のおもいより
 ume murire 45b/46a musei cooha udu etenggi seme bata be ume
 するなわがままいう我らの兵たとえ強いいい敵をするな
 weihukelere; karun juce be ume/ heoledere; batalahangge be wame
 かるんじる。哨探詰所をするな怠る。敵対したものを殺し
 efule; okdome dahahangge be elbime toktobu/ coohai niyalma be dahaha
 破れ。迎えしたがったものを安撫し定めよ兵の人をしがった
 irgen -i ai jakabe ume necibure; abkai fejergi be/ erdemui toktobure
 民のなにものをするなおかさせる。天下を徳の定める
 gūnin be geren de ulhibu; geren jiyangjiyūn sei gung,/ wara ujen
 おもいを衆にわからせよ。衆將軍らの功、殺す重い
 weile be yargiyalame ejefi wesimbu; an -i tuhere weile oci/ wacihiya;
 罪を本当にし記録して奏せ。常の落ちる罪なれば終わらせよ。
 juwan -i da, bošokū ci fusihūn yaya ujen weihuken weile be/ geren
 juwan i da, bošokū より下およそ重いかるい罪を衆
 -i emgi hebedeme tubade uthai wacihiya; ume heoledere saikan
 のともに語りそこにただちに終わらせよ。するな怠るよく
 ginggule; 46a/46b/47a
 謹め。

そのようなので和碩親王を定国大將軍として、罪人を討伐しに送る。旨をうけて衆を管理せよ。あらゆることを衆將軍らとともに話し合っしかるべくおこなえ。一人合点して衆の考えより離れて我儘を言うな。我らの兵がたとえ強くても敵を軽んじるな。哨探・詰所を怠るな。敵となったものは殺し破れ。迎え従ったものは招撫し平定せよ。兵丁は従った民のばぶものをも侵すな。天下を徳で定める意思を衆に分からせよ。將軍たちの功と死に値する重罪ははっきり記して上奏せよ。常の落ちる罪であれば終わらせよ。juwan i da・bošokū 以下はおよそ重い・軽い罪を、衆とともに話し合っしそこでそのまま終わらせよ。怠たるな。よく謹め」。

○Orin ninggun de/

二十 六 に、

○Nomtu weijeng, nimeme akū oho maggi, jui boroi be ineku nirui
 Nomutu Weijing、先に ない なった のち、子 Boroi を 同じ nirui
 janggin siraha; jai/ emu jergi sirambi; ere emu ejehe be weile ejeku
 janggin ついだ。また 一 度 つぐ。これ 一 勅書 を weile ejeku
 hafan ningguri, benjifi feici/ benjifi bithe arafi, ineku inenggi doron
 官 NINGGURI、 FEICI 送って 書 書いて、同じ 日 印
 gidafi, weile ejeku ningguri de afabume buhe/
 印して、weile ejeku NINGGURI に 委ね 与えた。

○ineku inenggi nomtu weijeng ni jui boroi ejehe de hese
 同じ 日 Nomutu Weijing の 子 Boroi 勅書 に 旨
 wasimbure boobai emke gidaha; 47a/47b
 下す 宝 一 印した。

○Orin nadan de, gebakū -i +[dahaki seme] takūraha niyalma li ci
 二十 七 に、GEBAKŪ の したがいたい いい 遣わした 人 LI CI
 lung be amasi unggire de/ jugūn de jefu seme sunja yan menggun
 LUNG を 後 送る に 路 に 食べ いい 五 両 銀
 šangnaha; 47b/48a
 賞した。

○Orin jakūn de ashan -i bithei da esehei, udari sei menggun suje
 二十 八 に ashan i bithei da Esehei、Udari らの 銀 緞子
 be/ dudang, serengge gamaha; laigun -i menggun suje be seose
 を DUDANG、SERENGGE 持っていった。Laigun の 銀 緞子 を Seose
 gamaha; jambai menggun/ suje be suhe gamaha; farhūta, malu,
 持っていった。Jamba の 銀 緞子 を SUHE 持っていった。FARHŪTA、MALU、

二十七日。「Nomutu Weijing が先に亡くなったので、子 Boroi が同じ nirui janggin を継いだ。また一度継ぐ」。この一勅書を weile ejeku NINGGURI と FEICI 送って書を書いて、同じ日に印捺して weile ejeku NINGGURI に委ねるため与えた。

同日。Nomutu Weijing の子 Boroi の勅書に、旨を下す宝印を一つ捺した。

二十七日。GIBAKŪ が「従いたい」と遣わした人 LI CI LUN が帰って行くときに、「道中に食べよ」と五両の銀を賞した。

二十八日。ashan i bithei da Esehei と Udari らの銀と緞子を DUDANG と SERENGGE が持っていった。Laigun の銀と緞子を Seose が持っていった。Jamba の銀と緞子を SUHE が持っていった。FARHŪTA・MALU・

cinahūn -i meggun be hede gamaha; nengtu,/ gūwalca, kengtei,
 CINAHŪN の銀 を HEDE 持っていた。NENGTU、GŪWALCA、Kengtei、
 jengkune, situ, suda -i meggun be muhūri gamaha; yecengge, šudai,/
 JENKUNE、SITU、SUDA の銀 を MUHŪRI 持っていた。YECENGGE、ŠUDAI、
 leihu, wehe, meggun be, dudang, serengge gamaha; burkai meggun be
 LEIHU、WEHE、銀 を、DUDANG、SERENGGE 持っていた。BURKA の銀 を
 duikana gamaha;/ omoktui meggun suje be gūbada gamaha; joo wen
 DUIKANA 持っていた。Omoktu の銀 緞子を GŪBADA 持っていた。JOO WEN
 šeng ni meggun be, cen wei sin/ gamaha; niman, kicebe, masita,
 ŠENG の銀 を、CEN WEI SIN 持っていた。NIMAN、KICEBE、MASITA、
 tubahai meggun be korkodai gamaha; jang wailan -i 48a/48b meggun
 TUBAHA の銀 を Korkodai 持っていた。JANG 外郎 の 銀
 be hū wailan gamaha;/
 を HŪ 外郎 持っていた。

○ineku inenggi bithesi yostai coohai jurgan de šanaha ci benjihe
 同じ 日 bithesi YOSTAI 兵の 部に 山海 より 送った
 emu kara/ morin be enggemu tohohoi benefi, weile icihiyara hafan corji
 一 黒 馬 を 鞍 つけたまま 送って、 weile icihiyara hafan CORJI
 de afabuha; 48a/48b/49a
 に 委ねた。

○orin uyun de, goloj hecen hecen -i hafasa -i -wesimbure biyoo
 二十 九 に、地方の 城 城 の 官ら の 奏する 表
 bithei gisun; ^erdemu/ ^abkai adali ofi ninggun muduri soorin de tehe;
 書の 言。 徳 天の 同じ なって六 龍 位 に座った。
 dasan sain -i ten de isinafi sunja hūhuri/ uju be aliha; ^hūwangdi
 治 よい の 極みに 到りついて 五 福 頭 を 受けた。 皇帝

CINAHŪN の銀を HEDE が持っていた。NENGTU・GŪWALCA・Kengtei・JENKUNE・
 SITU・SUDA の銀を MUHŪRI が持っていた。Yecengge・ŠUDAI・LEIHU・WEHE の
 銀を DUDANG と SERENGGE が持っていた。Burka の銀を DUIKANA が持っていた。
 Omoktu の銀と緞子を GŪBADA が持っていた。JOO WEN ŠENG の銀を CEN WEI SIN
 が持っていた。NIMAN・KICEBE・MASITA・TUBAHA の銀を Korkodai が持ってい
 った。JANG 外郎の銀を HŪ 外郎が持っていた。

同じ日。bithesi YOSTAI が兵部に山海関より送った黒馬一頭を鞍を付けた送って、weile
 icihiyara hafan CORJI に委ねた。

二十九日。地方の各城の官員たちが上奏する表文の言葉。「徳は天と同じになって、六龍の
 位に即いた。治世は至善に到りついて、五つの福を最初に受けた。皇帝は

geren irgen be ujime ^amba hese be alire jakade/ jakūn erin acabufi
 衆 民 を 養い 大いなる 旨 を 承ける もので。 八 時 あわせて、
 halhūn šahūrun ijishūn ofi eiten jaka fusembi; tanggū hūhuri/ isinjifi
 暑い 寒い 順 なってあらゆるもの 栄える。 百 福 到りきて
 alin bira sain ofi saisa niyalma tucimbi; elhe taifin -i arbun tucike;
 山 河 よい なって賢者 人 出す。 安らか 太平 の 様子 出した。
 gurun -i/ forgon jecen akū; amban be ere sain erin be ucarafi, aniyai
 国 の 時運 辺境 ない。 臣 我らこれ よい 時 を 出會つて、年の
 tuwari ten, eldei/ inenggi teisulefi, beye tušan be akūbume, mujilen
 冬 極み、光の 日 あわせて、 自身 職 を 力を尽くし、 心
 yamun be gūnimbi; damu gui dengjan 49a/49b kemuni genggiyen ofi,
 衙門 を おもう。 ただ 玉の 燈 そのまま 明るい なって、
 taifin hūwaliyasun -i urgun uyun mu de isinakini; aisin -i hūtnahan/
 太平 和す の 喜び 九 泉 に 到りつくがよい。 金 の 盃
 umesi akdun ofi, hūhuri jalgan tumen aniya de isitala enteheme okini
 はなはだ かたい なって、福 寿 万 年 に 到るまで 永遠に なるがよい
 seme buyembi/ tuttu ofi amban be alimbahakū ^abka be hargašame
 いい 願う。 そのよう なって 臣 我ら 堪えきれなかつた 天 を 仰ぎ見
 ^enduringge be/ tuwame fekuceme urgunjembi/
 聖 を 見 躍りあがり 喜ぶ。
 Oineku tere inenggi; tang dzung guwan be daha seme takūraha
 同じ それ 日。 TANG 総 官 を したがえ いい 遣わした
 iogi lio fang sing ni boigon/ booding fui harangga dzung hiyan de;
 遊撃 LIO FANG SING の 家産 保定 府の 属下 雄 県 に。
 ede menggun tanggū yan; dusy ji sy fui boigon daitung/ goloi sin
 ここに 銀 百 両。 都司 JI SY FU の 家産 大同 省の 新

衆民を養うため大いなる旨を承けるので、八つの時を合わせて、暑さ寒さは順調になって、あらゆるものが栄える。百の福がやってくる。山と河はよくなって、賢者が出てくる。太平が現出した。国の時運に境はない。臣我らはこのよい時に会って、冬至の光の日に際して、自ら職務に尽力し、心は朝廷をおもう。ただ玉灯はそのまま明るくなって、太平穏和の喜びは九泉に到りつくがよい。金盃はとてほかたくなって、福寿は万年になるまで永遠となるがよいと願う。そのようなので臣我らは絶えきれず天を仰ぎ見、聖上を見て躍り上がり喜ぶ。

同じその日。TANG 総兵官に「従え」と遣わした遊撃 LIO FANG SING の戸は保定府の管下の雄県にいる。これに銀百両。都司 JI SY FU の戸は大同省の新

ping pu de bi; ede menggun ninju yan; dusy dzung šun -i boigon
 平 堡 に ある。ここに 銀 六十 両。 都司 DZUNG ŠUN の 家産
 daitung ni goloi 49b/50a sin ping pu de bi; ede menggun ninju yan;
 大同 の 省の 新 平 堡 に ある。ここに 銀 六十 両。
 šubei wang el ing ni boigon daitung ni goloi sin ping/ pu de bi;
 守備 WANG EL ING の 家産 大同 の 省の 新 平 堡 に ある。
 ede menggun ninju yan šangnaha; 50a/50b/51a
 ここに 銀 六十 両 賞した。

Ogosin de/ doro de aisilara ecike wang, geren cin wang ni jingse,
 三十 に 政 を 助ける 叔父 王、 衆 親 王 の 頂子、
 fejergi ten de duin/ tana; dergi ten de duin tana; fejergi jala de
 下 極みに 四 東珠。 上 極みに 四 東珠。 下 垣根 に
 emu tana; dergi jala de emu tana;/ šerin de sunja tana; amargi ilha
 一 東珠。 上 垣根 に 一 東珠。 掩額 に 五 東珠。 後ろ 花
 de duin tana; imiyesun -i emu hitha de, emu moyan duin/ tana;
 に 四 東珠。 腰帯 の 一 金具 に、 一 猫睛石 四 東珠。
 sektefun tuwari oci silun -i niyaman de sekei kubu; juwari sektenfun
 坐褥 冬 ならば 猓獠孫 の 心 に 貂皮の ふちどれ。 夏 坐褥
 fe songkoi/
 旧 とおり。

Ojjiyūn wang ni jingse de, fejergi +[de] ten de ilan tana; dergi
 郡 王 の 頂子 に、 下 極みに 三 東珠。 上
 ten de ilan tana; dergi/ jala de emu tana; fejergi jala de emu tana;
 極みに 三 東珠。 上 垣根 に 一 東珠。 下 垣根 に 一 東珠。
 šerin de duin tana; amargi ilga de ilan tana, 51a/51b imiyesun de
 掩額 に 四 東珠。 後ろ 花 に 三 東珠、 腰帯 に

平堡にいる。これに銀六十両。都司 DZUNG ŠUN の戸は大同省の新平堡にいる。ここに銀六十両。守備 WANG EL ING の戸は大同省の新平堡にいる。これに銀六十両賞した。

三十日。輔政叔父王と衆親王の頂子に下の先端に四東珠、上の先端に四東珠、下のふちに一東珠、上のふちに一東珠、掩額に五東珠、後花に四東珠。腰帯の一金具には一猫眼石と四東珠。坐褥は冬ならば猓獠孫を芯に貂皮でふちどれ。夏の坐褥は旧通り。

郡王の頂子に下の先端に三東珠、上のふちに三東珠、上のふちに一東珠、下のふちに一東珠、掩額に四東珠、後花に三東珠。腰帯に

emu hitha de juwe tana; emu moyan, sektefun tuwari oci silun;
 一 金具 に 二 東珠、 一 猫睛石、 坐褥 冬 なれば 猗猗孫
 juwari/ sektefun fe songko; ^geren wang se dergici buhengge oci, yaya
 夏 坐褥 旧 とおり。 衆 王 ら 上より 与えたもの なれば、およそ
 hacin be etu; meni meni/ cisui ifirengge oci; sunja osiho, duin puse
 件 を 着る。 各 各 勝手に 縫うもの なれば。 五 爪、 四 補子
 ifi; ○doro de aisilara ecike/ wang, geren cin wang, jiyūn wang ni
 縫え。 政 に 助ける 叔父 王、 衆 親 王、 郡 王 の
 booi ten da songko, gemu niowanggiyan mulu; niowaggiyan/ wase;
 家の 極み もと とおり、 みな 緑 梁、 緑 瓦。
 ○beilei jingse de nadan tana; šerin de ilan tana; amargi ilga de
 beile の 頂子 に 七 東珠。 掩額 に 三 東珠。 後ろ 花 に
 juwe tana;/ imiyusun de emu hitha de emu tana; sektefun tuwari oci
 二 東珠。 腰帯 に 一 金具 に 一 東珠。 座布団 冬 なれば
 yarga, juwari sektefun fe songkoi/
 豹皮、 夏 座布団 旧 とおり
 ○beisei jingse de ninggun tana; šerin de juwe tana; amargi ilga
 beise の 頂子 に 六 東珠。 掩額 に 二 東珠。 後ろ 花
 de emu tana; imiyusun de emu *51b/52a* hitha de emu uyu; sektefun
 に 一 東珠。 腰帯 に 一 金具 に 一 緑松石。 坐褥
 tuwari oci yarga; juwari oci fe songko; ○gurun be dalire/ gung ni
 冬 なれば 豹皮。 夏 なれば 旧 とおり。 gurun be dalire gung の
 jingse de sunja tana; šerin de emu tana; amargi ilga de emu uyu;
 頂子 に 五 東珠。 掩額 に 一 東珠。 後ろ 花 に 一 緑松石。
 imiyusun de/ emu hitha de boosi; sektefun da songkoi; ○gurun de
 腰帯 に 一 金具 に 宝石。 坐褥 もと とおり。 gurun de

金具に二東珠、一猫眼石。坐褥は冬ならば猗猗孫、夏の坐褥は旧通り。衆王らは上より与えたものならば、どんなものでも着よ。各々が自分で縫ったものであれば、五爪の四補子を縫え。輔政叔父王・衆親王・郡王の家の高さはもと通り、すべて緑の梁・緑の瓦。beileの頂子に七東珠、掩額に三東珠、後花に二東珠。腰帯に一金具に一東珠。坐褥は冬ならば豹皮、夏の坐褥は旧通り。

beiseの頂子に六東珠、掩額に二東珠、後花に一東珠。腰帯に一金具に一緑松石。坐褥は冬ならば豹皮、夏ならば旧通り。鎮国公の頂子に五東珠、掩額に一東珠、後花に一緑松石。腰帯に一金具に宝石。坐褥は旧通り。輔

aisilara gung ni jingse de duin/ tana; šerin de emu tana; amargi ilga
aisilara gung の 頂子 に 四 東珠。掩額 に 一 東珠。後ろ 花
de emu uyu; imiyesun de emu hitha de emu lamun/ fiyahan;
に 一 緑松石。腰帯 に 一 金具 に 一 藍 瑪瑙。

国公の頂子に四東珠、掩額に一東珠、後花に一緑松石。腰帯に一金具に一藍瑪瑙。

附：滿文大清世祖章皇帝實錄
順治元年十月・上

^^uyuci debtelin/ ijishūn dasan -i/ sucungga aniya, juwan/ biyai dergi//
九番目 冊、 順 治 の 初め 年、 十 月 の 上。
^^daicing gurun i šidzu eldembuhe hūwangdi i yargiyan kooli//
大清 国 の 世祖 章 皇帝 の 実 録。
^^daicing gurun -i šidzu, abka be dursulehe, forgon be wesihun obuha//
大清 国 の 世祖、 天 を 身につけた、 時運 を 貴 ました、
^^uherileme tokto buha, doru be ilibuha, sure genggiyen, ginggun šu, iletu//
統べ 定めた、 政 を 立てた、 聡明 聡明、 恭敬 文、 蹟
^^horonggo, erdemu be amba obuha, gung be badarambuha, ten i gosingga//
威ある、 徳 を 大いなる ました、 功 を 富ませた、 極 の 仁ある、
^^umesi hiyoošungga, eldembuhe hūwangdi i yargiyan kooli, uyuci debtelin:
はなはだ 孝ある、 章 皇帝 の 実 録、 九番目 冊。
○ijishūn dasan -i sucungga aniya, niowanggiyan bonio, tuweri juwan/
順 治 の 初め 年、 甲 申、 冬 十
biyai ice de, niohon gūlmahūn inenggi/ ^^han yan ging de doru be
月 の 初日 に、 乙 卯 日、 Han 燕 京 に 政 を
tokto buha doroi beye/ ^^abkai tan de genefi/ ^^abka na de alame
定めた 礼で 自身 天の 壇 に 行って、 天 地 に 告げ
wecefi, hūwangdi i soorin de tehe, tere/ inenggi erde, dorgi yamun -i
祭って、 皇帝 の 位 に 座した、 それ 日 早く、 内 衙門 の
ambasa tan de weceneki seme wesimbuhe la/lb manggi/ ^^dele gung
大臣ら 壇 に 祭りたい と 奏した のち、 上 宮
ci tuwafi kiyoo de tefi, cin wang saci fusihūn/ bithe coohai geren
より見て 轎 に 座して、 親 王 らより 下 文 武の 衆
hafasa dahalame, daicing duka be tucifi/ genere de, doroi amba faidan
官ら したが、 大清 門 を 出て 行く に、 内 大いなる 儀仗

第九卷

順治元年十月の上

大清国の世祖章皇帝実録

大清世祖体天隆運英睿欽文大德弘功至仁純孝章皇帝実録、第九卷

順治元年。甲申冬十月朔日乙卯。Han は燕京に政を定めた礼のため、自身が天壇に行つて、天地に告げ祭って、皇帝の位に即いた。その日早く内衙門の大臣らが壇に祭りたいと上奏したので、皇上は宮から出て轎に座って、親王ら以下の文武衆官らが付き従って大清門を出て行くとき、内の大鹵簿

be faidafi, kumun -i mudan be/ deribuhekū,/ ^^abkai tan de isinaha
 を ならんで、音楽 の しらべ を 奏でなかった、 天の 壇 に 到りついた
 manggi, joo heng men dukai wargi de kiyoo ci/ ebufi, hashū ergi duka
 のち、 昭 亨 門 門の 西 に 轎 より 降りて、左 側 門
 be dosifi, cacari de etuku halaha./ taicangsy yamun -i sirame hafan,
 を 入って、天幕 に 衣服 改めた、太常寺 衙門 の 次 官、
 ling sing men dukai dorgi ci,/ ^^han be yarume jai terkin -i bade
 櫺 星 門 門の 内 より、 Han を 導き 二番目基壇 のところに
 ibebe, dorolobure hafan, kumun -i urse ibe, baita de afaha hafasa,
 進んだ、礼を執らせる 官、 音楽 の 輩 前に進め、事 に 委ねた 官ら、
 meni meni baita be ejele 1b/2a seme hūlahā manggi, wang se, ilaci
 各 各 事 を 占めよ と 唱えた のち、 王 ら、三番目
 terkin de iliha,/ bithe coohai geren hafasa, ling sing men dukai/ terkin
 基壇 に 立った、文 武の 衆 官ら、 櫺 星 門 門の 基壇
 -i fejile dergi wargi de faidame iliha, dorolobure/ hafan,/ ^^enduri be
 の 下 東 西 に ならび 立った、礼を執らせる 官、 神 を
 okdo seme hūlahā manggi, kumun -i hafan, enduri be/ okdoro doroi
 迎えよ と 唱えた のち、 音楽 の 官、 神 を 迎える 礼の
 kumun deribuhe, doro jorire hafan, tan de/ wesinu seme hūlahā
 音楽 奏でた、 礼 指示する 官、 壇 に 登っていけ と 唱えた
 manggi,/ ^^han be yarume/ ^^enduri soorin -i juleri ibefi iliha, hiyan
 のち、 Han を 導き 神 位 の 前 進んで 立った、香
 jafaha hafan,/ ^^han -i hashū ergi de niyakūrafi hiyan alibure de,
 つかんだ 官、 Han の 左 側 に 跪いて 香 呈する に、
 2a/2b doro jorire hafan niyakūra, hiyan dabu seme hūlahā/ manggi/
 礼 指示する 官 跪け、 香 焚け と 唱えた のち、

が並んで、音楽の演奏をしなかった。天壇に到着したので、昭亨門の西で轎より降りて、左側の門を入れて、天幕で衣服を改めた。太常寺寺丞が櫺星門の内側より Han を導き、二段目の基壇のところに進んだ。典儀官が楽人に「前に進め」、執事官が「それぞれ事を司れ」と叫んだので、王らは三段目の基壇に立った。文武の衆官らは櫺星門の基壇の下の東西に並んで立った。典儀官が「神を迎えよ」と叫んだので、協律郎は神を迎える礼の音楽を奏でた。賛引官が「壇に登っていけ」と叫んだので、Han が導くため、神位の前に進んで立った。捧香官が Han の左側に跪いて香を献じるときに、賛引官が「跪け。香を焚け」と叫んだので、

^^han niyakūrafi ilan jergi hiyan dabuha, da bade bedere/ seme hūlahā
 Han 跪いて 三 度 香 焚いた、 もと ところに 戻れ と 唱えた
 manggi/ ^^han da bade bedereme kumun nakaha, doro dorire/ hafan -i
 のち、 Han もと ところに 戻り 音楽 やんだ、 礼 指示する 官 の
 niyakūra, hengkilē, ili seme hūlara be/ tuwame,/ ^^han duiin jergi
 跪け、 叩頭せよ、 立てと 唱える を 見、 Han 四 度
 niyakūrafi duiin jergi hengkilere de/ geren hafasa, inu dahame henglilehe,
 跪いて 四 度 叩頭する に、 衆 官ら、 も したが い 叩頭した、
 dorolobure hafan gu/ suje dobo seme hūlahā manggi, kumun -i hafan
 礼を執らせる 官 玉 緞子 供えよ と 唱えた のち、 音楽 の 官
 gu, 2b/3a suje doboro doroi kumun deribuhe, doro jorire/ hafan/ ^^han
 玉 緞子 供える 礼の 音楽 奏でた、 礼 指示する 官、 Han
 be yarume/ ^^enduri soorin -i juleri ibefi iliha, gu suje jafaha/ juwe
 を 導き 神 位 の 前 進んで 立った、 玉 緞子 つかんだ 二
 hafan/ ^^han -i hashū ici ergi de niyakūrafi, gu suje be/ alibure de/
 官、 Han の 左 右 側 に 跪いて、 玉 緞子 を 呈する に
 doro jorire hafan niyakūra, go suje/ dobo seme hūkahā manggi/ ^^han
 礼 指示する 官 跪け、 玉 緞子 供えよ と 唱えた のち、 Han
 niyakūrafi gū suje be alime gaifi, wesihun/ emgeri gingnefi, gu suje be
 跪いて 玉 緞子 を 受け とつて、 上 一度 献じて、 玉 緞子 を
 jafaha hafan de 3a/3b bufi, dere de dobonoho, da bade bedere seme/
 つかんだ 官 に 与えて、 卓 に 供えに いった、 もと ところに 戻れ いい
 hūlahā manggi/ ^^han da bade bedereme kumun nakaha, dorolobure
 唱えた のち、 Han もと ところに 戻り 音楽 やんだ、 礼を執らせる
 hafan/ sucungga dorolome dobo seme hūlahā manggi, kumun -i/ hafan
 官 はじめ 礼をおこない 供えよ いい 唱えた のち、 音楽 の 官

Han は跪いて三度香を焚いた。「もとのところに戻れ」と叫んだので、Han はもとのところに戻り、音楽が止んだ。賛引官が「跪け。叩頭せよ。立て」と叫んだのを見ると、Han は四度跪いて四度叩頭するときに、衆官らも付き随い叩頭した。典儀官が「玉・緞子を供えよ」と叫んだので、協律郎が玉・緞子を供える礼の音楽を奏でた。賛引官が Han を導き、神位の前に進んで立った。玉・緞子を手にした二人の官が Han の左右に跪いて、玉・緞子を献じるときに、賛引官が「跪け。玉・緞子を供えよ」と叫んだので、Han は跪いて玉・緞子を受けとつて、上に一度献じて、玉・緞子を手にした官に渡して、卓に供えにさせた。「もとのところに戻れ」と叫んだので、Han はもとのところに戻り、音楽が止んだ。典儀官が「はじめの礼をおこない供えよ」と叫んだので、協律郎は

sucungga doboro doroi kumun deribuhe, doro/ jorire hafan,/ ^^han be
 はじめ 供える 礼の 音楽 奏でた、 礼 指示する 官、 Han を
 yarume/ ^^enduri soorin -i juleri ibefi iliha, hūntahan jafaha hafan,/
 導き 神 位 の 前 進んで 立った、 杯 つかんだ 官、
 hūntahan alime gaire hafan,/ ^^han -i hashū ici ergi de niyakūrafi,
 杯 受け とる 官、 Han の 左 右 側 に 跪いて、
 nure 3b/4a alibure de, doro jorire hafan niyakūra, hūntahan dobo/ seme
 黄酒 呈する に、 礼 指示する 官 跪け、 杯 供えよ いい
 hūlahā manggi,/ ^^han niyakūrafi, hūntahan be alime gaifi, wesihun/
 唱えた のち、 Han 跪いて、 杯 を 受け とって、 上
 emgeri gingnefi, hūntahan alime gaire hafan de bufi/ dere de dobonoho,
 一度 献じて、 杯 受け とる 官 に 与えて、 卓 に 供えにいった、
 doro jorire hafan wecere/ bithe hūlara bade ibe seme hūlahā manggi/
 礼 指示する 官 祭る 書 唱える ところに進め いい 唱えた のち、
 ^^han, wecere bithe hūlara bade ibeme kumun/ nakafi,/ ^^han
 Han、 祭る 書 唱える ところに進み 音楽 やんで、 Han
 niyakūraha manggi, geren gemu niyakūraha, wecere/ bithe be hūlahā,
 跪いた のち、 衆 みな 跪いた、 祭る 書 を 唱えた、
 wecere bithei gisun daicing 4a/4b gurun -i hūwangdi amban 金の付箋
 祭る 書の 言 大清 国 の 皇帝 臣 金の付箋
 gelhun akū/ ^^dergi abkai han/ ^^na -i ejen de alarangge, abka de
 あえて 上 天の Han 地 の 主 に 告げること、 天 に
 ilgacun akū/ ^^enduringge be gosime wehiyembi, mini/ ^^mafafa/ ^^abkai
 区別 ない、 聖 を 慈しみ 助ける、 我の 祖父、 天の
 hese be alifi, dergi baci fukjin doro be/ ilibufi,/ ^^ama, gurun be
 旨 を 承けて、 東 地より 肇め 政 を 立てて、 父、 国 を

はじめの供える礼の音楽を奏でた。賛引官が Han を導き、神位の前に進んで立った。杯を手にした捧爵官と杯を受けとる捧爵官が Han の左右に跪いて黄酒を献じるときに、賛引官が「跪け。杯を供えよ」と叫んだので、Han は跪いて杯を受けとって、上に一度献じて杯を受けとる捧爵官に渡して、卓に供えさせた。賛引官が「祭る書を読み上げるところに進め」と叫んだので、Han は祭る書を読み上げるところに進むと音楽が止んだので、Han は跪いたのち、衆がみな跪いた。祭る書を読み上げた。祭る書の言葉。「大清国の皇帝、臣金の付箋があえて上の天帝・地の主に告げること。天に分け隔てなく聖なることを慈しみ助ける。私の祖父は天の旨を承けて東の地より創業し、父は国を

badarambume dorо be amban obufi/ amban mini ajige beye amba dorо
 富ませ 政 を 大きい なして 臣 我の 小さい 自身 大いなる 政
 be isaha,/ ming gurun -i dorо wajifi, jalingga koimali dekdefi, 4b/5a
 を 集まった 明 国 の 政 おえて、 奸悪な 狡猾な 起こって、
 irgen jobolon de tušafi, mimbe jici selambi seme/ ereme aliyahabi,
 民 苦しみ に 遭って、 我を 来れば 快とする いい 望み 待っている、
 amban bi,/ ^^mafa, ama -i gung erdemu be gingguleme alifi, mergen/
 臣 我、 祖父、 父 の 功 徳 を 謹み 承けて、 賢い
 niyaman de akdafi, geren cooha be dasafi irgen be/ muke tuwa ci
 心 に 頼って、 衆 兵 を おさめて 民 を 水 火 より
 tucibure ehe nantuhūn be erime/ geturembure, geren irgen be bilume
 出す 悪 穢れ を 除き 一掃する、 衆 民 を 安んじ
 toktbure jakade,/ dorgi tulergi mujilen emu ofi, amba gung/ mutebuhebi,
 定める もので、 内 外 心 一 なって、 大いなる 功 なしている、
 te yan ging be du hecen obufi/ dulimbai gurun be toktbumbi, ujulaha
 今 燕 京 を 都 城 なして、 中の 国 を 定める、 頭になった
 ambasa, hafan,/ irgen -i hebe gemu emu ofi, hendurengge, enduri sei
 大臣ら、 官、 民 の 相談 みな 一 なって、 語ること、 神 らの
 5a/5b wehiyere be jurceci ojarahū, geren irgen -i unenggi/ gūnin be
 助ける を たがえられない、 衆 民 の まことに おもい を
 daharakūci ojarahū, amba soorin de/ tefi, tumen gurun de durun obume
 したがわなければならぬ、 臣 位 に 座して、 万 国 に 見本 なし
 tuwancihyarao seme/ baire de, amban bi,/ ^^dergi ferguwecun de
 正すか いい 求める に、 臣 我、 上 瑞兆 に
 gingguleme olhome, geren -i gūnin de/ acabume, ere aniya juwan biyai
 謹み おそれ、 衆 の おもい に あわせ、 これ 年 十 月の

富ませ政道を大きくして、臣私が小さい身に大政は集まった。明国の政道が終わると、奸雄が
 起こって民は苦しみにみまわれたので、私が来れば喜ぶと望み待っている。臣私は祖父・父の
 功德を謹み承けて、良心に頼って衆兵を整えて、民を水火より救い出す、暴虐を除き浄める、
 衆民を安んじ定めるので、内外の心は一つになって、大功は可能になっている。いま燕京を都
 城として中国を平定する。主だった大臣ら官民の語る事がみな一つとなって言うこと。
 「神々の助けは違えない。衆民の誠心には従わなければならない。臣は位に即いて、万国に見
 本となるため正してもらえまいか」と求めるときに、臣私は上の瑞兆に謹みかしくみ、衆の思
 いに合わせ、本年十月

ice de,/ ^^abka de alafi soorin de tembi, fe kooli be/ songkolome
 初に、天に告げて位に座る、旧例を遵い
 dahame, gurun -i gebu be kemuni daicing,/ aniya be ijishūn dasan -i
 したが、国の名をそのまま大清、年を順治の
 sucungga aniya obumbi,/ bairengge, 5b/6a ^^abka na -i han aisilame,
 初め年なす、請うこと、天地の Han 助け
 facuhūn be hūdun/ necin obufi, loho gida be hūdun nakabu,/ uyun jeo
 乱れをすみやかに平らなして、腰刀槍をすみやかにやめさせよ、九州
 be gemu elhe obure, gosin be/ jalafun obure, mini daicing gurun -i
 をみな安らかなす、仁を寿なす、我の大清国の
 doro be/ enteheme obure jalin jalbarime baimbi, alime gaiki/ sehe,
 政を永遠になすためいのり求める、受けとりたいたった、
 hūlame wajiha manggi, kumun deribuhe, doro/ jorire hafan -i niyakūra,
 唱えおえたのち、音楽奏でた、礼指示する官の跪け、
 hengkile, ili seme hūlara be/ tuwame,/ ^^han emgeri niyakūrafi emgeri
 叩頭せよ、立ていい唱えるを見、Han 一度跪いて一度
 hengkilehe, geren hafasa/ inu dahame hengkilehe, da bade bedere seme
 叩頭した、衆官らもしたが叩頭した、もとところに戻れいい
 5b/6b hūlaha manggi,/ ^^han da bade bedereme kumun nakaha
 唱えたのち、Han もとところに戻り音楽やんだ
 dorolobure hafan/ sirame dorolome dobo seme hūlaha manggi, sucungga/
 礼を執らせる官つぎ礼をおこない供えよいい唱えたのち、はじめ
 doboro songkoi doroloho, dorolohode hafan wajima doroi/ dorolome dobo
 供えるとおりに礼を執らせた、礼を執らせたに官おわり礼の礼をおこない供えよ
 seme hūlaha manggi, sirame doboro/ songkoi doroloho, dorolobure hafan
 いい唱えたのち、つぎ供えるとおりに礼を執らせた、礼を執らせる官

初一日に天に告げて位に即く。旧例に尊んではしたが、国の名をそのまま大清、年号を順治元年とする。請うことは、天地の Han が助け、騒乱をすみやかに太平にして、刀・槍をすみやかにやめさせよ。九州をみな安らかにする。仁をながらえる我が大清国の政道を永遠にするため、祈り求める。受けとってほしい」と。読み上げ終えたので、音楽を奏でた。賛引官が「跪け。叩頭せよ。立て」と叫ぶのを見ると、Han は一度跪いて一度叩頭した。衆官らも付き随い叩頭した。「もとのところに戻れ」と叫んだので、Han は元のところに戻り、音楽が止んだ。典儀官が次いで「礼をおこない供えよ」と叫んだので、はじめに供える通りに礼を執らせた。典儀官が「終わりの礼で礼をおこない供えよ」と叫んだので、次いで供える通りに礼を執らせた。典儀官が

doboho jaka be/ bederebu seme hūlahā manggi, kumun -i hafan,/
 供えた もの を 戻せ いい 唱えた のち、 音楽 の 官、
 kumun deribuhe, baita de afaha hafasa, doboho/ jaka be bederebume
 音楽 奏でた、 事 に 委ねる 官ら、 供えた もの を 戻させ
 wajiha manggi kumun nakaha dorolobure/ hafan, 6b/7a ^^enduri be fude
 おえた のち 音楽 やんだ 礼を執らせる 官、 神 を 送れ
 seme hūlahā manggi, kumun -i/ hafan enduri be fudere doroi kumun
 いい 唱えた のち、 音楽 の 官 神 を 送る 礼の 音楽
 deribuhe,/ doro jorire hafan -i niyakūra, hengkile, ili seme/ hūlara be
 奏でた、 礼 指示する 官 の 跪け、 叩頭せよ、 立て いい 唱える を
 tuwame,/ ^^han duin jergi niyakūrafi duin jergi hengkilehe,/ geren
 見、 Han 四 度 跪いて 四 度 叩頭した、 衆
 hafasa inu dahame hengkilehe manggi kumun/ nakaha, dorolobure hafan,
 官ら も したがいい 叩頭した のち 音楽 やんだ、 礼を執らせる 官、
 meni meni baita de/ afaha hafasa be, wecehe bithe, suje, doboho/ jaka
 各 各 事 に 委ねた 官ら を、 祭った 書、 緞子 供えた もの
 be tukiyeme jafafi, deijire kūwaran de/ bene seme hūlahā manggi, 7a/7b
 を 捧げ つかんで、 焼く 囲んだ所 に 送れ いい 唱えた のち、
 ^^han bederefi hengkilere ba -i dergi ashan de/ iliha, bithe, suje be/
 Han 戻って 叩頭する ところの 東 側 に 立った、 書、 緞子 を
 ^^han -i julergici gamara de/ ^^han beye mehufi dulembuhe, dorolobure
 Han の 前より つれていく に、 Han 自身 伏せて 過ぎゆかせた、 礼を執らせる
 hafan deijire/ kūwaran de wecehe bithe, suje deijire be/ tuwanaki seme
 官 焼く 囲んだ所 に 祭った 書、 緞子 焼く を 見に行くがよい
 hūlahā manggi, kumun -i hafan kumun/ deribuhe, doro jorire hafan,/
 唱えた のち、 音楽 の 官 音楽 奏でた、 礼 指示する 官、

「供えたものを戻せ」と叫んだので、協律郎が音楽を奏でた。執事官が供えたものを戻させ終えたので、音楽が止んだ。典儀官が「神を送れ」と叫んだので、協律郎が神を送る礼で音楽を奏でた。賛引官が「跪け。叩頭せよ。立て」と叫ぶのを見ると、Han は四度跪いて四度叩頭した。衆官らも付き随い叩頭したので、音楽が止んだ。典儀官・供事官が「祭文・緞子・供えたものを捧げもって燎所に送れ」と叫んだので、Han は戻って叩頭するところの東側に立った。文・緞子を Han の前より持つていくときに、Han 自身は伏せて過ぎゆかせた。典儀官が「燎所で祭文・緞子を焼くのを見に行くがよい」と叫んだので、協律郎が音楽を奏でた。賛引官が

^^han be yarume deijire kūwaran -i jakade ibefi/ wecehe bithe, doboho
 Han を 導き 焼く 囲んだ所 のものに 進んで 祭った 書、 はかった
 suje be deijifi nure/ fungkerehe, dorolome wajiha seme hūlahā manggi,
 緞子 を 焼いて 黄酒 流し込んだ、 礼をおこないおえた いい 唱えた のち、
 doro 7b/8a jorire hafan,/ ^^han be yarume etuku halara bade genefi/
 礼 指示する官、 Han を 導き 衣服 改める ところに行つて、
 ^^han, suwayan etuku halame etufi Julesi forome tehe/ geren wang sa,
 Han、 黄 衣服 改め 着て 南 向き 座した、 衆 王 ら、
 bithe coohai hafasa, juwe/ ashan de faidame iliha, hūlara hafan, faida/
 文 武の 官ら、 二 側 に 並び 立った、 唱える 官、 並べ、
 ibe seme hūlahā manggi, aliha bithei da/ garin, faidan -i dergi ashan
 進め いい 唱えた のち、 aliha bithei da Garin、 儀仗 の 東 側
 be jifi, terkin -i/ dele wesifi, tob dulimbade niyakūraha manggi, ashan
 を 来て、 基壇 の 上 陸つて、 ちょうど 中に 跪いた のち、 ashan
 -i/ bithei da jamba, dere de sindaha boobai be/ tuki yeme jafafi, garin
 i bithei da Jamba、 卓 に 置いた 宝 を 捧げ つかんで、 Garin
 de alibuha, garin wesihun 8a/8b tuki yeme jafafi wesimbuhe gisun/
 に 呈した、 Garin 上 捧げ つかんで 奏した 言、
 ^^hūwangdi amba soorin de tere jakade, geren/ wang sa, bithe coohai
 皇帝 大いなる位 に 座る ものに、 衆 王 ら、 文 武の
 geren hafasa alimbaharakū/ urgunjemi sere wesimbufi, boobai be, jamba
 衆 官ら 堪えきれず 喜ぶ いう 奏して、 宝 を、 Jamba
 de/ alibume bufi dere de sindaha, garin alifi/ amasi bederehe, hūlara
 に 呈し 与えて 卓 に 置いた、 Garin 受け 後 戻つた、 唱える
 hafan -i hūlara be tuwame/ geren hafasa ilan jergi niyakūrafi uyun
 官 の 唱える を 見、 衆 官ら 三 度 跪いて 九

Han を導き、燎所まで進んで祭文・はかった緞子を焼いて、黄酒を流し込んだ。「礼はおこない終えた」と叫んだので、贊引官が Han を導き、更衣所に行った。Han は黄衣に着替えて南面して座した。衆王ら・文武の官らが両側に並び立った。鳴贊官が「並べ。進め」と叫んだので、大学士 Garin は儀仗の東側に来て、基壇の上に登つて、ちょうど真ん中で跪いたのち、学士 Jamba が卓に置いた玉璽を捧げもつて Garin に捧げた。Garin が上に捧げもつて上奏した言。「皇帝が大いなる位に即くので、衆王ら・文武の衆官らが「絶えられず喜ぶ」と上奏して、玉璽を渡して卓に置いた。Garin が受けて後に戻つた。鳴贊官が叫ぶのを見ると、衆官らが三度跪いて九

jergi/ hengkilehe, hengkileme wajiha manggi,/ ^^han soorin ci aššafi
 度 叩頭した、 叩頭し おえた のち、 Han 位 より 動いて
 jidere de, geren gemu/ beye mehufi dulembuhe, 8b/9a ^^han neneme
 くる に、 衆 みな 自身 伏せて 過ぎゆかせた、 Han 先に
 kiyoo ci ebuhe bade, kiyoo de/ tefi doroi amba faidan faidafi, kumun -i
 轎 より降りた ところに、 轎 に 座して礼の 大いなる 儀仗 ならんで、 音楽 の
 mudan be/ deribume daicing duka be dosifi,/ ^^han gung de wesike
 しらべ を 奏で 大清 門 を 入って、 Han 宮 に のぼった
 manggi, hūwang gi men/ dukai terkin -i dele soorin be sindafi,/ geren
 のち、 皇 極 門 門の 基壇 の 上 位 を 置いて、 衆
 wang sai wesimbure biyoo bithe be/ terkin -i dergi ashan de sindaha,
 王 らの 奏する 表 書 を、 基壇 の 東 側 に 置いた、
 geren/ wang sa, bithe coohai geren hafasa, terkin -i/ fejile faidame
 衆 王 ら、 文 武の 衆 官ら、 基壇 の 下 ならび
 iliha,/ ^^han gung ci tucifi kiyoo de tefi jidere de, 9a/9b geren/ gemu
 立った、 Han 宮 より出て 轎 に 座してくる に、 衆 みな
 niyakūrafi,/ ^^han soorin de tehe manggi, ilicaha, terkin -i/ fejile ilan
 跪いて、 Han 位 に 座した のち、 共に立った、 基壇 の 下 三
 jergi šusiha guwembuhe manggi, dorgi/ yamun, uheri be baicara yamun,
 度 鞭 響かせた のち、 内 衙門、 すべて を 查べる 衙門、
 jai hūnglusy/ yamun -i hafasa, gemu terkin -i dele ilan/ jergi niyakūrafi
 また 鴻臚寺 衙門 の 官ら、 みな 基壇 の 上 三 度 跪いて
 uyun jergi hengkilehe, hūlara/ hafan faidan, ibe seme hūlaha manggi,
 九 度 叩頭した、 唱えた 官 ならべ、 進め いい 唱えた のち、
 wang/ saci fusihūn, bithe coohai geren hafasa gemu/ dan cy -i fejile
 王 らより下、 文 武の 衆 官ら みな 丹 墀 の 下

度叩頭した。叩頭し終えたので、Han が玉座より動いてくるときに、衆はみな身を伏せて過ぎゆかせた。Han は先に轎より降りたところで轎に座したが、礼の大鹵簿が並んで音楽の調べを奏でるなか、大清門を入った。Han は宮に登ったのち、皇極門の基壇の上に玉座を置いて、衆王らの上奏する表文を基壇の左側に置いた。衆王ら・文武の衆官らが基壇の下に並び立った。Han は宮より出て出て轎に座してくるときに衆がみな跪いて、Han が玉座に座ったので共に立った。基壇の下で三度鞭を響かせたので、内院・都察院および鴻臚寺の官らは、みな基壇の上で三度跪いて九度叩頭した。鳴賛官が「並べ・進め」と叫んだので、王ら以下、文武の衆官らは、みな丹墀の下に

faidafi niyakūraha, biyoo/ bithe hūlame wajifi, ilan jergi niyakūrafi uyun
 ならんで 跪いた、 表 書 読み おえて、 三 度 跪いて 九
 9b/10a jergi hengkilehe, hengkileme wajiha manggi, bederefi meni/ meni
 度 叩頭した、 叩頭し おえた のち、 戻って 各 各
 da iliha faidan de iliha, ilan/ jergi šusiha guwembuhe manggi,/ ^^han
 もと 立った 列 に 立った、 三 度 鞭 響かせた のち、 Han
 kiyoo de tefi gung de wesire de,/ geren hafasa gemu niyakūrafi,/ ^^han
 輻 に 座して宮 に 登る に、 衆 官ら みな 跪いて、 Han
 duleke manggi facaha; ○gūsai ejen uksun -i/ baintu be takūrafi,/
 すぎた のち 退散した。 gūsai ejen 宗室 の Baintu を 遣わして、
 ^^tamiyoo de alame wecehe; ○gūsai ejen asan be/ takūrafi,/ ^^tai še,
 太廟 に 告げ 祭った。 gūsai ejen Asan を 遣わして、 大社
 10a/10b ^^tai ji enduri de alame wecehe; ○ijishūn dasan -i/ jai aniyai
 大稷神 に 告げ 祭った。 順 治 の 二 年 の
 forgon -i yargiyan ton -i bithe be/ selgiyehe; ○fulgiyan muduri inenggi,
 時運 の 本当 教 の 書 を 伝えた。 丙 辰 日、
 hafan -i jurgan ci/ šandung ni siyūn fu fang da io -i/ ninju sunjaci
 官 の 部 より 山東 の 巡 撫 方 大 猷 の 六 十 五 番 目
 jalan -i omolo kung yūn/ jy de, kemuni yan šeng gung sirabufi/ da
 代 の 孫 孔 胤 植 に、 そのまま 衍 聖 公 つかせて、 もと
 songkoi, taidz taifu kamcibuki, erei jui/ kung hing siyei de, kooli
 とおりに、 太子 太博 あわさせたい、 この 子 孔 興 變 に、 例
 songkoi jai/ jergi etuku mahala etubuki, kung yūn ioi, 10b/11a yan šoo
 とおりに 二 品 衣服 冠帽 着させたい、 孔 胤 鉦、 顔 紹
 sioi, dzeng wen da, meng/ wen si de, kemuni u ging boši/ sirabuki,
 緒、 曾 聞 達、 孟 聞 璽 に、 そのまま 五 経 博士 つかせて、

並んで跪いた。表文を読み終えて三度跪いて九度叩頭した。叩頭し終えたので、戻ってそれぞ
 れもとの立った列に立った。三度鞭を響かせたので、Han が輻に座して宮に登るときに、衆
 官らはみな跪いたが、Han が過ぎたのちに退出した。

gūsai ejen の宗室 Baintu を遣わして、太廟に告げ祭った。

gūsai ejen のAsan を遣わして、大社・社稷神に告げ祭った。

吏部より山東巡撫方大猷が六十五代孔胤植に衍聖公を継がせて、もとの通りに太子太博を兼
 ねさせたい。これの子の孔興變に例の通りに、二品の衣服・冠帽を付けさせたい。孔胤鉦・顔
 紹緒・曾聞達・孟聞璽に、そのまま五経博士を継がせて

yan šeng gung ni akdulame tucibuŋi/ sindaha kioi fu, hiyan -i jyhiyan
 衍 聖 公 の かため 出して 任じた 曲阜、 県 の 知県
 kung/ jeng k'an be, kemuni da tušan de/ sindaki, wen šang hiyan -i
 孔 貞 堪 を、 そのまま もと職 に 任じたい、 汶 上 県 の
 šeng je šu/ yuwan -i baita be kadalara jalan sirara/ taicangsy yamun
 聖 澤 書 院 の 事 を 管理する 代 つぐ 太常寺 衙門
 -i boši be, yan šeng/ gung ni ilaci jui de sirabuki, jai/ ni šan šu
 の 博士 を 衍 聖 公 の 三番目子 に つがせたい、 また 尼 山 書
 yuwan, ju sy šu 11a/11b yuwan -i dendeme tacibure hafan, duin halai/
 院、 洙 泗 書 院 の 分け 教える 官、 四 姓の
 tacikūi dendeme tadibure hafan be, gemu da/ songkoi bibuki, guwan geo,
 学校の 分け 教える 官 を、 みな もと とおりに 留めたい、 管 勾、
 sy yo, jang/ šu -i jergi oron de sindara niyalma be/ yan šeng gung
 司 楽、 掌 書 の 等 缺 に 任じる 人 を、 衍 聖 公
 bithe arafi jurgan de/ benjihe manggi, niyeceme sindaki seme wesimbuhede,
 書 書いて 部 に 送った のち、 補い 任じたい いい 奏したに、
 yabubuha/ Oboigon -i jurgan -i k'o yamun -i gisurere hafan/ hoo giyei -i
 おこなわせた。 戸 の 部 の 科 衙門 の 言う 官 郝 傑 の
 wesimbuhengege, julgei di wang sa/ erdemu be kiceme dasara de, ambarame
 奏すること、 古の 帝王 ら、 徳 を 詳細にし おさめる に、 大きくし
 giyangnara be/ oyonggo obuhabi, te 11b/12a ^^hūwangdi salgabuha ferguwecuke
 議論する を 重要だ なしている、 今 皇帝 天与された たぐい稀なる
 sure de, jing erin be/ amcame tacici acambi, tob sain bithei amban be/ sonjofi,
 聡明 に、 ひたすら 時 を 追い 教えるべき、 正しくよい 文 臣 を 選んで、
 inenggidari dai hiyo -i jurgan be/ badarambuha bithe, šu ging ni diyan
 毎日 大 学 の 部 を 富ませた 書、 書 経 の 典

衍聖公の保挙を出して、置いていた曲阜県知県孔貞堪をそのまま原職に任じたい。汶上県聖澤書院のことを管理する世襲の太常寺博士を、衍聖公の第三子に継がせたい。また尼山書院・洙泗書院の学録・四姓の学録は、みなもと通りに留めたい。管勾・司楽・掌書等の缺に置く人については、衍聖公が書に書いて部に送ったのち補任したいと上奏したときに、おこなわせた。

戸科給事中郝傑が上奏すること。「古の帝王らは徳を究め修めるときに、広く議論するのを緊要だとしている。いま皇帝は天が与えたたぐい稀なる聡明さで、ひたすら時を追うことを教えるべき。端雅な文臣を選んで、毎日大学の衍義・書経の典

mo -i/ udu meyen be ubaliyambufi wesimbure, geli fe/ kooli be dahame
 謨の数条を翻訳して奏する、また旧例をしたがい
 hafan, takūrafi, kiwei li/ gašan -i miyoo be weceme, abkai fejergi de/
 官、遣わして、闕里村の廟を祭り、天の下に
 wesihulere be tuwabure oci acambi seme wesimbuhede/ hese, ambarame
 敬うを見せるなればあういい奏したに、旨、大きくし
 bithe giyangnaki, kiwei li gašan -i/ miyoo be weceki seme baihangge,
 書議論したい、闕里村の廟を祭りたいいい請うこと、
 gemu ice 12a/12b dasan de tušangga babi, siran siran -i/ yabubuki
 みな新しい政に職あるものいる、つぎつぎとおこなわせたい
 sehe; ○boigon -i jurgan -i hashū ergi/ ashan -i amban deng cang cūn
 いった。戸の部の左側側の大臣鄧常春
 be,/ tai an jeo -i ciyanliyang be guwebure/ jalin dahūme wesimbure
 を、泰安州の錢糧を免じるため重ね奏する
 baita be, ini jurgan -i/ aliha amban de alahakū, cisui doron gidaha/
 事を、彼の部の承けた大臣に告げていない、自ら印捺した
 turgunde, ashan -i amban be nakabufi, jai/ jergi meiren -i janggin be
 ゆえに、側の大臣をやめさせて、二等 meiren i janggin を
 wasimbufi, uju/ jergi jalan -i janggin obuha, tanggū yan -i/ weile gaiha;
 降して、頭等 jalan i janggin なした、百両の罪とった、
 ○fulahūn meihe inenggi, hesei 12b/13a doron be aliha wang dorgon -i
 丁巳日、旨の政を承けた王 Dorgon の
 ferguwecuke/ gung gebu be temgetuleme, bei wehe de/ ara seme,
 たぐい稀なる功名を印とし、碑石に作れいい、
 dorolon -i jurgan -i aliha amban/ langkio, ashan -i amban lambai,
 礼の部の承けた大臣 Langkio、側の大臣 Lambai、

謨の数条を翻訳して上奏する。また旧例にしたがい、官を遣わして闕里村の廟を祭り、天下に敬うのを見せるべきと上奏した」ときに、旨「広く書を議論したい。闕里村の廟を祭りたい」と。請うこと「みな新しい政道に職あるものがある。次々とおこなわせたい」と。

戸部左侍郎鄧常春が泰安州の錢糧を免じるために復奏することを、戸部尚書に告げていない。自ら印を捺した理由で侍郎をやめさせて、二等 meiren i janggin を降して頭等 jalan i janggin とした。百両の罪をとった。

丁巳。旨で「摂政王 Dorgon のたぐい稀なる功名を表彰する碑を作れ」と礼部の aliha amban Langkio・ashan i amban Lambai・

mujilen bahabukū/ wehe de afabuha; ○suwayan morin inenggi/ hashū
 啓心郎 Wehe に委ねた。 戊 午 日、 左
 ergi šudz li o lin be,/ wesimbufi jan ši fu yamun de ilhi/ jan ši
 側 庶子 李 若 琳 を、 陞せて 詹 事 府 衙門 で 副 詹 事
 obufi, guwe dz giyan yamun -i/ alifi tacibure hafan -i baita be
 なして、 国 子 監 衙門 の 受けて 教える 官 の 事 を
 kadalabuha;/ ○efujehe ming gurun -i dai li sy 13a/13b yamun -i king
 管理させた。 滅んだ 明 国 の 大 理 寺 衙門 の 卿
 bihe jang san mo be,/ da tušan de sindaha; ○boigon -i jurgan -i/ k'o
 あった 張 三 謨 を、 もと 職 に 任じた。 戸 の 部 の 科
 yamun -i ici ergi gisurere hafan/ fung giyei be, wesimbufi ineku k'o
 衙門 の 右 側 議する 官 馮 杰 を、 陞せて 同じ 科
 yamun de/ uheri gisurere hafan sindaha; ○dzun hūwa/ hiyan -i jyhiyan
 衙門 に すべて 議する 官 任じた。 遵 化 県 の 知 県
 liyoo pan lung be,/ wesimbufi sansi doo -i baicame tuwara hafan/
 廖 攀 龍 を、 陞せて 山西 道 の 査べ 見る 官
 sindaha; ○šahūn coko inenggi, gingguleme/ ^^amba yabunga huwangdi
 任じた。 辛 酉 日、 謹み 大いなる 行った 皇帝
 de, amcame/ ^^abka de acabume, gurun be mukdembuhe, doro be
 に、 追い 天 に あわせ、 国 を 興した、 政 を
 13b/14a ^^amban obuha, horon be algimbuha, gosin onco/ ^^hūwaliyasun
 大いなる なした、 威 を 弘げた、 仁 寛、 温
 enduringge, hiyoošungga erdemungge, genggiyen šu/ ^^hūwangdi seme/
 聖、 孝ある 徳ある、 聡明 文 皇帝 いい
 ^^wesihun gebu tukiyehe, miyoo -i gebu be/ ^^taidzung sehe, gūsai
 貴 名 捧げた、 廟 の 名 を 太宗 いった、 gūsai

啓心郎 Wehe に委ねた。

戊午。左庶子李若琳を陞せて詹事府少詹事にして、国子監祭酒の事を管理させた。

故明国の大理寺卿であった張三謨を原職に任じた。

戸部右給事中馮杰を陞せて、同じ科の都給事中に任じた。

遵化県知県廖攀龍を陞せて、山西道監察御史に任じた。

辛酉。謹み大行皇帝を追諡し、応天興国弘徳彰武寛温仁聖叡孝文皇帝と尊名を捧げた、廟号を太宗とした。gūsai

ejen tantai sebe takūrafi,/ ^^abka, na,/ ^^mafari miyoo,/ ^^še ji de
 ejen Tantai らを 遣わして、 天、 地、 祖 廟、 社 稷 に
 alame wecehe, gūsai ejen uksun -i/ baintu be takūrafi,/ ^^amba
 告げ 祭った、 gūsai ejen 宗室 の Baintu を 遣わして、 大いなる
 yabangga hūwangdi de alame wecehe, abkai 14a/14b fejergi de joo bithe
 行った 皇帝 に 告げ 祭った、 天の 下 に 詔 書
 wasimbuha, joo bithei/ gisun, julgei di wang sa, fukjin dorō be/ ilibufi,
 下した、 詔 書の 言、 古の 帝王 ら、 肇め 政 を 立てて、
 ice forgon be alifi, amba huturi/ gung be amaga jalan de werihengge,
 新しい時運 を 承けて、大いなる福 功 を のちの 代 に 留めること、
 urunakū/ da be tucibume, gebu colo be iletu/ obume tukiyehebi, tere
 必ず もとを 出し、 名 号 を 顕わ なし 捧げている、 それ
 umesi toktoho gurun -i amba/ dorō, gingguleme gūnici,/ ^^ama gosin
 はなはだ 定めた 国 の 大いなる 政、 謹み 思うに、 父 仁
 onco, hūwaliasun enduringge hūwangdi, erdemu/ dergi fejergi de acanafi,
 寛、 温 聖 皇帝、 徳、 上 下 に 会いに行つて、
 gung, abka na de teherafi, 14b/15a ^^taidzu -i enduri horon -i ilibuha
 功、 天 地 に 相対して、 太祖 の 神 威 の 立てた
 amba dorō be/ alifi, dulimbai gurun be deribume dasafi, sirame/ ginggun
 大いなる 政 を 承けて、中の 国 を はじめ おさめて、つぎ 敬い
 šu -i erdemu be yendebuhe, bilume/ hefeliyeme kesi fulehun be selgiyere
 書 の 徳 を 興した、 安んじ おしはかり 恩 恵 を 伝える
 jakade, gemu/ buya jusei ama be baire gese dahaha,/ gocishūn
 ものに、 みな 小さい 子らの 父 を 求める ように したがつた、 謙遜な
 anahūnjarangge, giyang, birai adali ofi,/ abkai bure be hono gaijarakū
 譲ること、 江、 河と 同じ なつて、天の 与える を すら うけとらない

ejen Tantai を遣わして、天・地・祖廟・社稷に告げ祭った。gūsai ejen 宗室 Baintu を遣わして、大行皇帝に告げ祭った。天下に詔書を下した。詔書の言葉。「古の帝王らが創業し政道を立てて、新しい時運を承けて、大いなる福と功を後世に残したことは、必ず根源を揭示し、名号を顕彰している。その大いに定めた国の大いなる政道を謹み思うに、父仁寛温聖皇帝は、徳を上下に合わせていって、功を天地と比較して、太祖の神威が立てた大いなる政道を承けて、中国をはじめて統治して、次いで敬文の徳を興した。撫慰の恩恵を伝えるので、みな小さい子らが父を求めるようにしたがつた。謙遜なことは江河のようで、天与すら受けとらない

bihe, unenggi/ gūnin i dahahangge ninju funcere gurun, gosin/ erdemu
 あった、まことに おもい の したがったもの 六十 余る 国、 仁 徳
 yumpi singgehengge juwan nadan aniya, dergi/ solho gurun de isinaha,
 耽る 染みこんだもの 十 七 年、 東 朝鮮 国 に 到りつた、
 wargi monggo gurun de 15a/15b selgiyehe, amba soorin de tefi, uyun
 西の Monggo 国 に 伝えた、 大いなる 位 に 座して、九
 jeo be/ elbime kūwaraha, amba doro be toktobufi, mini/ ajige beyede
 州 を 招撫し 包みこんだ、 大いなる 政 を 定めて、 我の 小さい 自身に
 werihe be dahame,/ ^^abkai kesi de, gubci babe bahafi soorin de/
 留めた を したが、 天の 恩 に、 あまねく ところを得て 位 に
 tehe, ere gemu iletulehe bodogon aisilame neihe/ amba erdemu i eyeme
 座した、これ みな 顕れた はかりごと 助け 開いた、 大いなる 徳 の 流れ
 isinjiha turgun kai/ bi soorin de tefi, nenehe doro be amcame/ gūnici,
 到りきた 理由 ぞ、 我 位 に 座して、先んじた 政 を 追い 思えば、
 ferguwecuke gung algika gojime, gebu be/ tukiye me maktara unde ofi,
 たぐい稀なる 功 名をあげたても、 名 を 捧げ 賞賛する いまだ なって、
 cohome bithe, coohai/ geren ambasa be, julgei kooli be kimcibufi,
 特に 文、 武の 衆 大臣ら を、 古の 例 を 詳細にさせて、
 15b/16a geren i gisun be gaifi, ferguwecuke sain be/ tucibume, wesihun
 衆 の 言 を とって、たぐい稀なる よい を 出させ、 貴
 gebu tukiye ki seme juwan biyai/ ice nadan de,/ ^^abka, na/ ^^mafari
 名 捧げたい いい 十 月の 初 七 に、 天、 地、 祖
 miyoo,/ ^^še ji de alafi, gingguleme amcame/ ^^abka de acabume,
 廟、 社 稷 に 告げて、 謹み 追い 天 に あわせ、
 gurun be mukdembuhe, doro be/ ^^amba obuha, horon be algimbuha,
 国 を 興した、 政 を 大いなる なした、 威 を 弘げた、

でいる。誠意をもってしたがった者は六十余国。仁徳が浸透したこと十七年。東の朝鮮国に到着し、西の Monggo 国に伝えた。大いなる位に即いて、九州を招撫し取り囲んだ。大いなる政道を定めて、私の小さい身に留めたので、天の恩ですべての土地を得て位に即いた。これはみな名高い計略を助け開いた、大いなる徳が流れ到来した理由であるぞ。私は位に即いて、先の政道を追憶すれば、たぐい稀なる功名をあげても、いまだに名を表彰していない。特に文武衆大臣らについては、昔の例を詳細にさせて、みな言葉を聞き取って、たぐい稀なる優れたところを出させ、尊名を顕彰したいと十月初七日に、天・地・祖廟・社稷に告げて、謹み追諡し、応天興国弘徳彰武寛

gosin onco/ ^{^^}hūwaliasun enduringge, hiyoosungga erdemungge, genggiyen
 仁 寛、 温 聖、 孝ある 徳ある、 聡明
 šu/ ^{^^}hūwangdi seme 16a/16b ^{^^}wesihun gebu tukiyeŋi, miyoo -i gebu
 文 皇帝 いい 貴 名 捧げて、 廟 の 名
 be/ ^{^^}taidzung sehe, ai, abka na -i gese den/ jiramin, colgoropi
 を 太宗 いった、 なに、 天 地 の ように 高い 厚い、 卓越した
 gebuleci mangga bicibe/ šun biyai fosoko gese genggiyen be dahame/
 名を呼べば 強い あつても、 日 月の だた ように 明るい を したが
 geren hafan, irgen -i emgi hargašame tuwambi/ tuttu ofi dorgi tulergi
 衆 官、 民 の とともに 仰ぎ見 見る、 そのよくなつて内 外
 be sakini seme/ selgiyehe sehe; ○sahaliyan indahūn inenggi, meiren -i/
 を 知らせたいいい 伝えた いった。 壬 戌 日、 meiren i
 janggin hoto sei coohai kūwaran ci boolame/ wesimbuhengge, amban be
 janggin Hoto らの 兵の 營 より 報告し 奏したこと、 臣 我々
 cooha gaifi geneme šandung ni/ golo de isinaci, liodzei ki gu joo
 兵 つれて 行き 山東 の 地方 に 到りつけば、 流賊 旗 鼓 趙
 16b/17a ing yuwan se dahambi seme holtome, cing jeo/ fu de geneŋi,
 応 元 ら したがう いい 偽り、 青 州 府 に行つて、
 elbime dahabure ašan i amban/ wang oo yong be wafi hoton be
 招撫し したがわせる 側 の 大臣 王 鰲 永 を 殺して 城 を
 ejelehebi/ amban be uthai cooha gaifi dame geneŋi/ joo ing yuwan sebe
 ほしいままにしている、 臣我々ただちに 兵 つれて 助け 行つて、 趙 応 元 らを
 jafafi waha, cing jeo/ fu be dahūme gaiha seme wesimbuhe; ○sahahūn/
 とらえて 殺した、 青 州 府 を 重ね とつた いい 奏した。 癸
 ulgiyan inenggi, giyangsi doo -i baicame tuwara hafan/ hūwang cang
 亥 日、 江西 道 の 査べ 見る 官 黄 昌

温仁聖叡孝文皇帝と尊名を捧げて、廟号を太宗と号した。なんと天地のように高く厚く、巍然とした名を付けたが、難しくても日月が出たように明るいので、衆官民とともに仰ぎ見る。そのようなので、内外に知らせよと伝えた」と。

壬戌。meiren i janggin Hoto らが兵營より報告し上奏したこと。「臣我々が兵を率いて行き、山東省に到着したところ、流賊旗鼓趙応元らが帰順すると偽り、青州府に行つて招撫侍郎王鰲永を殺して城を占拠している。臣我々はただちに兵を率いて助けに行つて、趙応元らを捕らえて殺した。青州府を再びとつた」と上奏した。

癸亥。江西道監察御史黄昌

yūn be šansi -i babe giyarime baicabume/ unggihe; Oniowanggiyan
胤 を 陝西 の 地を 巡察し 査べさせ 送った。 甲
singgeri inenggi, uksun -i geren wang/ sabe fungnere doroi amban
子 日、 宗室 の 衆 王 らを 封じる 礼の 大臣
takūrafi 17a/17b ^^tamiyoo de alame wecehe; Otere inenggi,/ ^^dele,
遣わして 太廟 に 告げ 祭った。 それ 日、 上、
hūwang gi men dukai soorin de wesifi,/ soorin de tehe doroi abkai
皇 極 門 門の 位 に 陞って、 位 に 座した 礼で 天の
fejergi de/ joo bithe wasimbuha dorgon be gung ambula/ same, doro be
下 に 詔 書 下した Dorgon を 功 大いに いい、 政 を
aliha ecike wang seme/ fungnefi, ce bithe, boobai doron bufi, geli/
承けた 叔父 王 いい 封じて、 冊 書、 宝 印 与えて、 また
juwan ilan tana -i jingse hadaha sahaliyan/ dobihi mahala emke
十 三 東珠 の 頂戴 つけた 黒 狐皮 冠帽 一つ
sahaliyan dobihi dahū emke,/ aisin tumen yan, menggun juwan tumen
黒 狐皮 皮端罩 一つ、 金 万 両、 銀 十 万
yan,/ suje emu tumen enggemu tohoho morin juwan, 17b/18a sula
両、 緞子 一 万 鞍 付けた 馬 十、 閑散
morin uyunju, temen juwan šangnafi, wang sa,/ bithe coohai geren
馬 九十、 駱駝 十 賞して、 王 ら、 文 武の 衆
hafan be ambarame/ sarilaha, wasimbuha joo bithe gisun, musei/ gurun/
官 を 大きくし 酒宴した、 下した 詔 書 言、 我々の 国、
^^abkai kesi de dergi baci mukdefi,/ ^^taidzu amba doro be fukjin
天の 恩 に 東 地より 興って、 太祖 大いなる 政 を 肇め
ilibuha,/ ^^han ama badarambume amban obuha, fe gurun be/
立てた、 Han 父 富ませ 大いなる なした、 旧 国 を

胤を陝西の地を巡察し査べさせるために送った。

甲子。宗室の諸王らを封じる礼で、大臣を使わして太廟に告げ祭った。

その日、皇上は皇極門に玉座に座って、位に即いた礼で天下に詔書を下した。「Dorgon は功績が大きい」と摂政叔父王と封じて、冊・宝印を与えて、また十三個の東珠で頂子に付けた黒狐皮の冠帽一つ・黒狐皮の皮端罩一つ・金一万両・銀十万両・緞子一万・鞍を付けた馬十・はだか馬九十・駱駝十を賞して、王ら・文武の衆大官を大いに酒宴した。詔書の言葉。「我々の国は天の恩で東の地より創業して、太祖が大いなる政道をはじめ立てた。Han 父は繁榮させ大きくした。旧国を

mukdembufi, ice hese be alime gaiha/ bihe, mini beyede isinjifi, udu se
 興して、新しい旨を受けとったあつた、私の自身に到りきて、たとえ歳
 ajige/ bicibe, 18a/18b ^^han -i jui ofi, soorin be siraha, amala/ ehe
 小さいあつても、Hanの子なつて、位をついだ、のちに悪
 hūlha dekdefi, dulimbai gurun jobolon tušara/ jakade, mergen, niyaman
 賊起こつて、中の国苦しみ遭うものに、賢い、縁者
 de akdafi, irgen be/ aitubufi geterembume mutehe seme urgun -i majige/
 に頼つて、民を救つて一掃しできたいい喜びの少し
 alanjiha, tere gemu irgen -i joboro be/ suki sehengge, abkai fejergi be
 告げにきた、それみな民の苦しむを解きたいといったこと、天下を
 bahaki sehengge/ waka, wang, gung, bithe, coohai geren ambasa/ cooha,
 得たいといったことない、王、公、文、武の衆大臣ら、兵、
 irgen, sakdasa, gemu hebe acafi,/ dahūn dahūn -i hūwangdi soorin de
 民、老人ら、みな相談あつて、重ね重ねに皇帝位に
 teki/ seme wesimbure jakade, ere aniya juwan biyai 18b/19a ice de,/
 座してほしいいい奏するものに、これ年十月の初に、
 ^^abka, na/ ^^mafari miyoo,/ ^^še ji de alafi, yan ging hecen de/
 天、地、祖廟、社稷に告げて、燕京城に、
 hūwangdi soorin de tehe gurun -i gebu be/ kemuni daicing, aniya be
 皇帝位に座した国の名をそのまま大清、年を
 ijishūn dasan -i/ sucungga aniya obuha, gūnici, amba hese serengge/ ja
 順治の初め年とした、思えば、大いなる旨ということ簡単
 akū, fukjin toktobuhangge yargiyan -i mangga,/ dasara halara erin,
 ない、肇め定めたこと本当に強い、おさめる改める時、
 forgošoro acabure, ucuri ofi,/ julge be duibuleme te de acabume, abkai
 めぐるあわせる、機会なつて、古を比べ今にあわせ、天の

振興させて、新しい旨を受けとっていた。私自身に到来したが、たとえ歳が幼くても Han の子なので位を継いだ。後に悪賊が起こつて、中国は苦しみにみまわれるので、賢い心に頼つて民を救つて賊を一掃できたと喜びで少し告げにきた。それはみな民が苦しむのを解きたいと言つたことで、天下を得たいと言つたことはない。王・公・文武衆大臣ら・兵・民・老人らが語りあつて、何度も皇帝の位に即いてほしいと上奏するので、本年十月初日に、天・地・祖廟・社稷に告げて燕京城で皇帝の位に即いた。国名をそのまま大清、年を順治元年とした。思うに、大いなる旨というのは簡単ではない、創業したことは本当に難しい。改革するときには、替えて合わせる機会なので、古を比べ今に合わせるため、天の

19a/19b erin niyalmai weile be dahame, hafasa be/ huwekiyebume irgen
 時 人の 事 を したが、い、 官ら を 勧め 民
 be elhe obume dasaha de/ teni/ ^^mafa i gung/ ^^ama i erdemu be
 を 安らかなし おさめた に、 ようやく 祖父 の 功、 父 の 徳 を
 algimbuci ombikai, yabubuci acara/ hacin be, gemu amala arahabi, emu
 広げられるぞ、 おこなわせるべき 件 を、 みな のちに 作っている、一
 hacin/ cin wang, ejen de aisilame, gurun be/ tokto bure, jalan be dasara,
 件、 親 王、 主 に 助け、 国 を 定める、 世 を おさめる、
 irgen be elhe/ obure amba gung bisirengge be jiramin dorolome/
 民 を 安らかなす 大いなる 功 あること を 厚い 礼をおこない
 niyaman i mergen be temgetuleci acambi, yabubure 19b/20a doro kooli
 心 の 賢い を 印とするべき、 おこなわせる 礼 例
 be, jurgan i dalaha ambasa/ hebdefi wesimbu, emu hacin, cin wang,
 を、 部 の もととなった 大臣ら 諮らせて 奏せ、 一件、 親 王、
 giyūn/ wang ni juse omosi deote be fungneci/ acambi, jurgan i ambasa,
 郡 王 の 子ら 孫ら 弟ら を 封じるべき、 部 の 大臣ら、
 duleke kooli be/ tuwame ekiyembume nonggime tokto bufi wesimbu, emu
 すぎた 例 を 見 減らし 加え 定めて 奏せ、 一
 hacin/ manju fukjin doro neire de, embici tatan/ tobo de forgošome
 件 Manju 肇め 政 開く に、 あるいは 帷 幄 に めぐらせ
 bodome, yamun boode etere be/ tokto buha, embici morin i dele gung
 はかり、 衙門 家に 勝つ を 定めた、 あるいは 馬 の 上 功
 ilibume,/ babe neihe, jecen be badarambuha ambasa be,/ gemu gung,
 立て、 ところを開いた、 境 を 富ませた 大臣ら を、 みな 公、
 heo, be obufi, jalan halame 20a/20b lashalarakū sirara g'oming bithe
 侯、 伯 なして、 代 改め 絶えない つぐ 誥命 書

時・人の事により官らを勧め、民を安らかにし治めたときに、ようやく祖父の功と父の徳を称賛できるぞ。おこなわせるべき件を、みな後になしている。一件、親王が主を助け国を定める・世を治める・民を安らかにする大いなる功績があることについては、厚い礼で心の賢さを表彰すべき。典儀を部の長となった大臣らに諮らせて上奏させよ。一件、親王・郡王の子ら孫らを封じるべき。部の大臣らは過ぎた例を見て、加減を定めて上奏せよ。一件、Manjuが創業し政道を開くときに、あるいは帷幄で運籌し廟堂に勝利を決めた大臣らを、みな公・侯・伯にして代代絶えずに継ぐ誥命を

bufi, wesihun be/ gurun -i sasa enteheme mohon akū obuci/ acambi,
 与えて、貴 を 国 の 一緒に 永遠に 極み ない なすべき、
 emu hacin, gurun neiheci ebsi, hūsun/ buhe manju janggin hafasa be
 一件、国 開いたより こちら、力 与えた Manju janggin 官ら を
 wesimbuci, jui be/ sirabuci acambi, jurgan i ambasa duleke kooli be/
 陸せば、子 を つがせるべき、部 の 大臣ら すぎた 例 を
 kimcime tuwafi wesimbufi yabubu, emu hacin, amba/ cooha, šanaha
 詳細にし 見て 奏して おこなわせよ、一 件、 大いなる 兵、 山海
 furdan be dosika ci ebsi/ bithe, coohai hafasa jurgan be gūnime, uju
 関 を 入った より こちら、文、 武の 官ら 義 を 思い、 頭
 de/ jifi, hūlha be waha gungge niyalma, hoton/ hecen be gaifi dahaha
 に 来て、賊 を 殺した 功ある 人、 城 城 を とって したがった
 niyalma be, jurgan -i 20b/21a ambasa, kimcime baicafi, wesimbu, emu
 人 を、部 の 大臣ら、 詳細に 調べて、 奏せよ、 一
 hacin, ijishūn/ dasan -i sucungga aniya juwan biyai ice ci/ casi, hoton
 件、 順 治 の 初め 年 十 月 の 初 より 向こう、城
 wailan cooha irgen ubašara ukadara/ juse omosi, mafa mama ama eme be/
 外郎 兵 民 そむく 逃げる、 子ら 孫ら、 祖父 祖母 父 母 を
 wara, sargan guweleku, eigen be wara, aha/ nehu, ejen be wara, emu
 殺す、 妻 妾、 夫 を 殺す、 奴 婢、 主 を 殺す、 一
 booi weile/ akū ilan niyalma be wara, fulgiyan jui be/ jetere, hehei
 家の 罪 ない 三 人 を 殺す、 赤 子 を 食べる、 女の
 huhun be faitafi jetere, niyalma be/ argadame wara, jortai wara, jingkini
 乳房 を 削って 食べる、 人 を 策を用い 殺す、 故意に 殺す、 本当に
 bucere weile/ bušukui weile, bucere okto, iletu durire, hūlimbume 21a/21b
 死ぬ 罪、 狐魅の 罪、 死ぬ 薬、 頭かに 奪う、 惑わされ

与えて、貴さを国と一緒に永遠に極みなくすべき。一件、開国以来、力を与えた Manju の将領・官らを陸すときは、子を継がせるべき。部の大臣らは過ぎた例を詳細に見て上奏しておこなわせよ。一件、大兵が山海関を入れて以来、文武の官らは義を思い、最初に来て賊を殺した功ある人や城々をとって従った人を、部の大臣らが詳細に調べて上奏せよ。一件、順治元年十月初日以前、城吏・兵・民が背いたり逃げたりする。子ら孫らが祖父・祖母・父・母を殺す。妻・妾が夫を殺す。奴婢が主を殺す。一家の罪ない三人を殺す。赤子を食べる。女の乳房を削って食べる。人を謀殺する。故殺する。まさに死罪。狐魅の罪。死ぬ薬を公然と奪う。妖

gisurere jergi juwan bucere weile be, guweburakūci/ tulgiyen, yaya
 言う 等 十 死ぬ 罪 を、 免じないほか、 およそ
 gercilehe, gercilehekū, beideme wajiha, eden/ weile, wajihakū weile be,
 告発した、 告発しなかった、 審断し 殺した、 残った 罪、 おえなかった 罪 を、
 amba ajige akū/ gemu waliyaha, še -i cargi weile be gercileci/ gercilehe
 大 小 ない みな 棄てた、 赦 の 前 罪 を 告発すれば、 告発した
 weile be tuwame amasi tuhebumbi, alban -i/ jaka, irgen -i ulin nadan,
 罪 を 見 後 おとす、 賦 の もの、 民 の 財 物、
 niyalma anggala, ulha/ ujima be gidahangge bici, beye tucibuhe de/
 人 口、 牲 畜 を 隠したこと あれば、 自身 出した に
 weile waliyambi, aikabade niyalma gercileme tucibuci, še de/ guweburakū,
 罪 棄てる、 あるいは 人 告発し 出せば、 赦 に 免じない、
 emu hacin, gurun boo wesihun hafan,/ jiramin funglu -i hafasa be
 一 件、 国 家 上 官、 厚い 俸禄 の 官ら を
 ujirengge, gurun de 21b/22a tondo be akūmbukini serengge, gurun -i
 養うこと、 国 に 忠 を 力を尽くしたい いうこと、 国 の
 taifin facuhūn/ yooni hafasai bolgo doosi de holbobuhabi, hafan/ tondo
 太平 乱れ まったく 官らの 清らか 貪る に 関係している、 官 忠
 bolgo oci, saisa mergese bahafi dosimbi/ gungge niyalma wesimbi, yaya
 清らか なれば、 賢者 智者 得て 入る、 功ある 人 陞す、 およそ
 weile gemu giyan/ fiyan -i ombi, tuttu oci, abkai fejergi/ dasaburakū
 こと みな 条理を立てて なる、 そのよう なれば、 天の 下 おさめさせない
 jalin ainu jobombi, hafan jalingga doosi/ oci, ulin gaimme erdemu akū
 ため どうして 苦しむ、 官 奸悪な 貪る なれば、 財貨 とり 徳 ない
 ehe niyalma/ ulin sifi dosimbi, gung akū niyalma, balai/ šang gaimbi,
 悪 人、 賄賂 使って 入る、 功 ない 人、 みだりに 賞 とる、

言を言うなどの十の死罪は赦さないほか、およそ告発したか告発しなかったかを審断し殺した。残った罪・終えなかった罪については、大小なくみな赦した。赦の前に罪を告発すれば、告発した罪を見て後に罪を定める。賦のもの・民の財物・人口・牲畜を隠したことがあれば、自身が出したときに罪を棄てる。あるいは人が告発して出せば、赦で赦さない。一件、国家の高官・厚い俸禄の官らを養うこと、国に忠を尽くしたいということについては、国の太平や反乱はすべて官らの廉貪に関わっている。官が忠廉ならば、賢者・智者が入り得る。功ある人を陞すのについては、すべての事にみな条理を立ててなる。そうすれば、天下を治めさせないのでどうして苦しむ。官が奸貪ならば、財貨を求めため徳ない悪人が賄賂を使って入る。功ない人・みだりに賞とる

amba jalingga urse, bahafi asu ci/ ukcambi, sain niyalma urunakū
 大いなる 奸悪な 輩、 得て 網 より 逃れる、 よい 人 必ず
 gidabume muribumbi, šuban 22a/22b wailan šudeme yabume, buya irgen
 破られ 無実の罪を受ける、書弁 外郎 深く求め おこない、 つまらない 民
 be jobobumbi,/ dasan -i doro facuhūn ojongge, yargiyan -i ereci/
 を 苦しめる、 政 の 道 乱れ なること、 本当 にこれより
 deribumbi, ere aniya sunja biyai ice ci/ ebsi, ging hecen de bisire
 はじめる、 これ 年 五 月の 初 より こちら、京 城 に ある
 amba ajige/ yamun, jai tulergi sijūn fu, giyarime baicara/ baicame
 大 小 衙門、 また 外 巡 撫、 巡察し 査べる 査べ
 tuwara hafan, sy, doo, fu, jeo/ hiyan, dzung bing, fujiyang, ing jugūn,
 見る 官、 司、 道、 府、 州、 県、 総 兵、 副将、 營 路、
 coohai/ wei -i jergi hafan, šuban, dzooli, tungse, bošokū/ jeku bošoro da,
 兵の 衛 の 等 官、 書弁、 班皂、 通事、 撥什庫、 穀物 追う もと、
 biya aliha niyalma, ye/ bu šeo -i jergi yamun -i ursei doosidame ulin
 月 承けた 人、 夜 夫 収 の 等 衙門 の 輩の 食り 財貨
 22b/23a gaime, fafun be miosihodome, buya irgen be/ gejureme jobobuci,
 とり、 法 を ねじ曲げ、 つまらない 民 を はぎ 苦しめれば、
 da an -i weile arambi, še de/ guweburakū, emu hacin, hafan cooha
 もと 常 の 罪 作る、 赦 に 免じない、 一 件、 官 兵
 coohalame yabun de/ ejen akū ulin jaka be gidaha be/ gemu guwebu,
 兵を用い おこない に、 主 ない 財貨 もの を 隠した を みな 免じよ、
 emu hacin, cooha de genehe/ coohai niyalma ambula jobombi, esei booi
 一 件、 兵 に 行った 兵の 人 大いに 苦しむ、 これらの 家の
 anggala de/ harangga jurgan kesi isibu, emu hacin, usin -i/ jeku
 口 に、 属下 部 恩 およばせ、 一 件、 田 の 穀物

大奸悪な輩は網より逃れ得る。良い人は必ず無実の罪を承ける。胥吏が深く求めおこなうため、小民を苦しめる。政道が乱れることは、本当にこれより始まる。本年五月初日以降、京城にある大小衙門および外の巡撫・巡按御使の司・道・府・州・件、総兵・副将の營・路、兵の衛などの官・書弁・班皂・通事・bošokū・糧長・十季・夜不収などの衙門の輩が貪り財貨とり、法をねじ曲げて小民を剥ぎ苦しめるならば、照常の罪をとる。赦で赦さない。一件、官兵が兵を用いておこなうときに、主がない財物を隠したものは、みな赦せ。一件、戦に行った兵丁は大いに苦しむ。これらの家口に管下の部は恩を及ぼせ。一件、田の穀物

ciyanliyang be, gemu nenehe gurun -i/ uheri da ton -i songkoi, ijishūn
 錢糧 を、みな 先んじた 国 の すべて もと 数 の とおりに、 順
 dasan -i/ sucungga aniya sunja biyai ice ci deribume, 23a/23b mu be
 治 の 初め 年 五 月の 初 より はじめ、 畝 を
 tuwame, bošome gaifi benju, yaya/ nonggime tomilaha liyoo dung ni
 見、 追い とって 送ってこい、 およそ 加え 徴税した 遼 東 の
 ciyanliyang, ice/ ciyanliyang, cooha urebure ciyanliyang, baime udabure
 錢糧、 新しい 錢糧、 兵 鍛錬する 錢糧、 求め 買わせる
 jergi/ ciyanliyang be gemu waliyaha, amba cooha duleke/ ba -i jingkini
 等 錢糧 を みな 棄てた、 大いなる 兵 すぎた ところ の 本当に
 ciyanliyang be dulin waliyaha,/ amba coohai isinahakū, dahaha ba oci,
 錢糧 を 半ば 棄てた、 大いなる 兵の 到りつかない、 したがった ところあれば
 ilan/ ubu de emu ubu waliyaha, erebe gemu/ ere aniyai jingkini
 三 部 に 一 部 棄てた、 これを みな これ 年の 本当に
 ciyanliyang de dosimbufi bodobu,/ emu hacin, jyli, geren goloi benjire,
 錢糧 に 入れて はからせよ、 一 件、 直隸、 衆 地方の 送ってくる、
 bibure,/ edelehe, da beye salibuha ciyanliyang, aisin -i ilha, 23b/24a
 留める、 欠けた、 もと 自身 専らにさせた 錢糧、 金 の 花、
 juwari cifun, bolori jeku, morin -i orho, haha,/ dabsun -i cifun, irgen,
 夏の 税、 秋の 穀物、 馬 の 草、 男、 塩 の 税、 民、
 alban -i usin, ongko -i/ usin, dabsun fuifure usin -i cifun, bayan/
 賦 の 田、 牧地 の 田、 塩 煮詰める 田 の 税、 富
 boigon, dukai cifun, hūdai niyalma de gaijara/ cifun, nimahai cifun,
 戸、 門の 税、 商いの 人 に 受けとる 税、 魚の 税、
 morin -i hūda dejire/ orho, soro moo, coo -i jiha, tubihe/ dolo baitalara
 馬 の 価 焼く 草、 棗 木、 鈔 の 錢、 果実、 中 用いる

・ 錢糧については、みな先の国のすべて原数の通りに順治元年五月初日よりはじめ、畝を見て督促し取り立てて送ってこい。およそ加徴した遼餉・新餉・錬餉の求め買わせるなどの錢糧はみな免除した。大兵が通過したところは本当に錢糧を半分免除した。大兵がたどり着かず帰順したところがあれば、三分の一を免除した。これをみな今年の本当に錢糧に入れてはからせよ。一件、直隸・各省が送ってくる留めた・欠けた・首長自身に専らにさせた錢糧、金花・夏税・秋の穀物・馬草・人丁・塩税・民賦の田・牧地の田・塩を煮詰める田の税・富戸・門の税・商いの人に受けとる税・魚の税、馬の価・柴・棗・鈔錢・果実・中で用いる

hacingga bocoi okto, ayan, cai,/ jima malanggū, kubun, giowanse, boso,
 諸件 色の 顔料、 蠟、 茶、 芝 麻、 綿、 絹、 布、
 sirge, yohan -i/ jergi alban be, buya irgen -i jobome/ ten de isinaha
 絲、 綿絲 の 等 賦 を、 つまらない民 の 苦しみ 極みに 到りつた
 be gūnime, ijishūn dasan -i 24a/24b sucungga niya sunja biyai ice ci
 を 思い、 順 治 の 初め 年 五 月 の 初より
 casi,/ gajjara eden ningge be gemu waliyaha, emu/ hacin, ging hecen
 向こう、 受けとる 残った もの、 を みな 棄てた、 一 件、 京 城
 -i cooha, irgen be/ guribuhengge, umainaci ojarahū, juwe be yooni obuki/
 の 兵、 民 を 移したこと、 どうしようもない、 二 を まったくなしたい
 sere jalin, dergi wargi dulimba, ere ilan/ hecen -i boo gurihe hafan, irgen
 いう ため、 東 西 中、 この 三 城 の 家 移した 官、 民
 i usin de/ gajjara alban -i cianliyang be, babe bodorakū/ bireme ijishūn
 の 田 に 受けとる 賦 の 錢糧 を、 ところをはからない 一概に 順
 dasan -i ilaci aniya jorgon/ biyaci ebsi ilan aniya waliyaha amargi
 治 の 三番目 年 十二 月より こちら 三 年 棄てた 北
 julergi/ juwe hecen, udu gurihekū bicibe, boo be 24b/25a niyalma de
 南 二 城、 たとえ 移さなかった あっても、 家 を 人 に
 jalgiyame booi tebuhe niyalmai usin -i/ alban be, inu babe bodorakū,
 移し補い 家の 居させた 人の 田 の 賦 を、 また ところをはからない、
 ijishūn dasan -i/ sucungga aniya jorgon biyaci ebsi, emu aniya/ waliyaha,
 順 治 の 初め 年 十二 月より こちら、 一 年 棄てた、
 emu hacin, haha tome gajjara menggun,/ daci toktohuha ton bihe, ere
 一 件、 男 ごと 受けとる 銀、 もとより 定めた 数 あった、 これ
 emu udu/ aniya, niyalma, boigon ekiyere jakade, emteli yadara/ sakda,
 一 数 年、 人、 戸 足りない ものに、 独り者 貧する 老人、

諸々の色の顔料・蠟・茶・芝麻・綿・絹・布・絲・綿絲などの賦が小民の苦しみを極みに到らせたのを思い、順治初年五月初日以前、受けとっていないものは、みな免除した。一件、京城の兵民を移したことはどうしようもない。両者をまっとうしたいと言うため、東・西・中この三城の家を移した官が民の田に取り立てる賦の錢糧について、場所にかかわらず、一概に順治三年十二月以前は三年免除した。北南二城はたとえ移さないかったけれども、家を人に移して補い、家に住まわせた人の田の賦についても、場所にかかわらず、順治元年十二月以降は一年免除した。一件、丁ごとに取り立てる銀は、もとより定めた数があった。この数年は人戸が足りないの、独り身・貧する老人

asiha be bodorakū bireme gaimbi, ambula/ jilakan, ereci amasi siyūn fu,
 幼い を はからない 一概に 受けとる、大いに 憐れ、 これより後 巡 撫、
 giyarime baicara/ baicame tuwara hafan, irgen be kadalara hafan de/
 巡察し 査べる 査べ 見る 官、 民 を 管理する 官 に
 ciralame takūrafi, saikan kimcime baicafi, yaya buya 25a/25b juse
 厳しくし 遣わして、 よく 詳細にし 査べて、 およそ つまらない 子ら
 sakdaka, nimekungge niyalma be gemu guwebu,/ emu hacin, cooha,
 年老いた、 病ある 人 を みな 免じよ、 一 件、 兵、
 irgen, nadanju se ci/ wesihun niyalma oci, emu haha be guwebufi/
 民、 七十 歳 より上 人 あれば、 一 男 を 免じて
 ujibumbi, buya alban be gemu waliyambi, jakūnju/ se ci wasihun
 養わせる、 つまらない賦 を みな 棄てる、 八十 歳 より上
 niyalma oci, giowanse emke,/ kubun emu gin, bele emu hule, yali/
 人 あれば、 絹 一つ、 綿 一 斤、 米 一 石、 肉
 juwan gin bu, uyunju se ci wesihun/ niyalma oci, juwe ubu bu,
 十 斤 与えよ、九十 歳 より上 人 あれば、 二 倍 与えよ、
 erdemu yabun/ sain, gašan -i niyalma saišarangge bici, hafan -i/ etuku
 徳 おこない よい、 村 の 人 褒め讃えるもの あれば、 官 の 衣服
 mahala bu, emu hacin, g'ogin, anggasi, 25b/26a umudu, emteli,
 冠帽 与えよ、 一 件、 男やもめ、 寡婦、 孤、 独り者、
 nimekulehe, edelehe yadara irgen, banjici/ ojarahungge be, ging hecen
 病になった、 欠いた 貧する 民、 暮らすことができないもの を、 京 城
 ningge oci, juwe/ hiyan -i hafasa, boigon -i jurgan de bithe/ benefi
 もの あれば、 二 県 の 官ら、 戸 の 部 に 書 送って
 bume ujikini, tulergingge oci, karangga fu,/ jeo, hiyan -i hafasa, siyūn
 与え 養いたい、 そとのもの あれば、 属 下 府、 州、 県 の 官ら、 巡

幼い人にかかわらず一概に取り立てる。大いに憐れ。今後、巡撫・巡按御使は有司に厳命し遣わして、よく詳細に査べて、すべて孺子・老人・病人をみな免じよ。一件、兵民は七十歳以上の人であれば、一丁を免じて養わせる。雑賦をみな棄てる。八十歳以上の人であれば、絹一つ・綿一斤・米一石・肉十斤与えよ。九十歳以上の人であれば、二倍与えよ。徳をおこなって優秀で、村の人が褒め讃える者がいれば、官の衣服・冠帽を与えよ。一件、男やもめ・寡婦・孤児・独り者・病人・残疾・貧民・暮らすことができない者については、京城のものであれば、二県の官らが戸部に書を送って与え養いたい。外のものであれば、管下の府・州・県の官ら、巡

fu, giyarime baicara/ baicame tuwara hafan de bithe benefi, ts'ang ni/
 撫、巡察し 査べる 査べ 見る 官 に 書 送って、倉 の
 jeku be bume ujikini, urunakū niyalma tome/ yargiyan kesi bahabufi,
 穀物 を 与え 養いたい、必ず 人 ごと 本当 恩 得させて、
 gurun booi irgen be/ gosire gūnin be tuwabu, emu hacin, hiyoosungga/
 国 家の民 を 慈しむ おもい を 見させよ、一 件、孝ある
 jui ijishūn omolo, jurgangga haha, jalangga hehe be, 26a/26b irgen be
 子 従順な 孫、義ある 男、節ある 女 を、民 を
 kadalara hafasa kimcime baicafi, yargiyan/ babe jafafi, harangga giyarime
 管理する 官ら 詳細にし 査べて、本当 ところをとらえて、属下 巡察し
 baicara baicame tuwara/ hafan de bithe benefi, yargiyalame kimcifi
 査べる 査べ 見る 官 に 書 送って、確かめ 詳細にして
 wesimbu/ pei fang ilibume temgetuleki, emu hacin, yaya/ enduri miyoo,
 奏せよ 碑 坊 立て 鈐印としたい、一 件、およそ 神 廟、
 baitangga ambasai miyoo oci, irgen be/ kadalara hafasa, urunakū
 用いるもの 大臣らの 廟 あれば、民 を 管理する 官ら、必ず
 gingguleme wece, ume holedere/ ming gurun -i geren eifu munggan de/
 謹み 祭れ、するな 怠る、明 国 の 衆 墳 陵 に、
 kemuni taigiyan, tehe boigon -i niyalma tuwakiyakini,/ hiyan dengjan
 そのまま 太監、居た 戸 の 人 見張りたい、香 灯す
 dabure jalin usin tucibufi bu/ niyengniyeri bolori wecekini, geren ba -i
 焚く ため 田 出させて 与えよ、春 秋 祭りたい、衆 ところの
 di wang ni 26b/27a munggan, gebungge ambasa, saisa -i eifu, niyalma
 帝王 の 陵、名ある 大臣ら、賢者 の 墳、人
 de/ efulebuhe tucibuhengge bici, dasa icihiya, moo gaire,/ ulha,
 に 壊させた 出させたこと あれば、修理せよ 処理せよ、木 受けとる、家畜、

撫と按察使・監察御使に書送って、倉庫の穀物を与え養いたい。必ず人ごとに本当に恩を得させて、国家の民を慈しむ思いを見させよ。一件、孝子・順孫・義夫・節女については、有司が詳細に査べて、本当のところをつかんで、管下の巡按御使に書を送って、確かめ詳細にして上奏せよ。碑坊を立てて鈐印としたい。一件、およそ神廟が用いることに大臣らの廟があれば、有司らは必ず謹み祭れ。怠るな。明国の各陵墓にそのまま太監・陵戸を見守らせたい。香に点灯するための田を出させて与えよ。春秋に祭りたい。各地の帝王の陵・名臣ら・賢者の墳墓で破壊させたことがあれば、修理せよ。処理せよ。木を受けとる・家畜

tuwakiyara be fafula, emu hacin, ging/ hecen de bisire bithei hafan,
 見張る を 命じよ、 一 件、 京 城 に ある 文 官、
 uju jargici/ uyuci jergi de isitala, tulergi golo ambasa/ ambakasi hafan,
 頭 等級より 九番目 等級 に 到るまで、外 地方の 大臣ら、 大 官、
 jai jyfu, fu -i ilhi hafan/ jeo, hiyan -i doron jafaha hafasa de, emu/
 また 知府、 府 の 次 官、 州、 県 の 印 とらえた 官ら に、 一
 giyan -i bahaci acara g'oming, cyming bu, ging/ hecen -i daiselaha,
 件 の 得るべき 誥命、 勅命 与えよ、京 城 の 代理した、
 cendeme sindaha hafasa be, gemu/ jingkini obu, kemuni giyan -i bahaci
 試み 任じた 官ら を、 みな 本當に なせ、 そのまま 道理 で 得るべき
 acara cyming 27a/27b bu, bithei hafan ilaci jergici wesihun, emte/ jui
 勅命 与えよ、文 官 三番目 等級より 上、 一ずつ 子
 be guwe dz giyan yamun de/ dosimbufi bithe hūlabu, ging hecen -i
 を 国 子 監 衙門 に 入れて 書 読ませよ、京 城 の
 jakūci/ jergici fusihūn hafasa de, beyei teile de/ cyming bu guribume
 八番目 等級より 下 官ら に、 自身の 限りに 勅命 与えよ 移し
 funeki*, guribume amcame funeki*/ serengge bici, meni meni ciha obu,
 封じよ、 移し 追い 封じよ ということ あれば、各 各 願い なせ、
 emu/ hacin, yaya yamun jurgan -i baia icihiyara/ manju hafasa, hūsun
 一 件、 およそ 衙門 部 の こと 処理する Manju 官ら、 力
 bume aniya goidahange be/ harangga jurgan bireme kincime baicafi
 与え 年 久しくなったこと を、 属 下 部 一概に 詳細にし 調べて
 wesimbu, emu/ hacin, alin weji de somime tehe saisa, 27b/28a erdemu
 奏せよ、 一 件、 山 林 に 隠れ 居た 賢者、 徳
 erin -i weile de baitalaci ogoro, jai/ baturu bodogon geren ci tucire
 時 の こと に 用いられる、 また 勇者 はかりごと 衆 より 出る

見張るのを命じよ。一件、京城にある文官は一品より九品に到るまで、外省の大臣らは大官および知府・府佐と州・県の印官らに一件の得るべき誥命・勅書を与えよ。京城の署理した・試用した官らについては、みな正式となせ。そのまま道理で得るべき勅命を与えよ。文官は三品以上は、一ずつ国子監に入れて書を読ませよ。京城の八品以下は、官らに自身に限り勅命を与えよ。移し封じたい。移し追封たいということがあれば、それぞれ願いをせよ。一件、およそ衙門・部のことを処理する Manju の官らが、力を出して年が久しくなったことについては、管下の部が一概に詳細に調べて上奏せよ。一件、山林に隠遁した賢者で徳が時のために用いられる、また勇者ではかりごとが衆より出る、

silhi hūsun/ niyalma ci dulere oci, siyūn fu, giyarime/ baicara baicame
胆 力 人 より 過ぎる あれば、巡 撫、巡察し 査べる 査べ
tuwara hafan yargiyalafi tucibu, harangga/ jurgan dahūme kimci, solime
見る 官 確かめて 出せ、 属下 部 重ね 詳細にせよ、招き
genefi ging hecen de/ gajifi baitalaki, emu hacin, duleke ming gurun -i/
行って 京 城 に つれてきて用いたい、一 件、 すぎた 明 国 の
gisurehe turgunde wasika yaya ambasa, terei gisun/ tondo iletu, doru de
言った ゆえに 下った およそ 大臣ら、 その 言 忠 あらわにせよ、政に
tusa oci, hafan -i/ jurgan wesimbu, gajifi baitalaki, yaya jurgan -i/
益 あれば、官 の 部 奏せよ、 つれてきて用いたい、 およそ 部 の
hafasa, mujakū belehe de weile bahafi, geren 28a/28b same sui akū
官ら、 実に 誣いた に 罪 得て、 衆 知り 罪 ない
seme benjici, tere ulin/ gaiha weile waka oci, gemu baitalaki, irgen/
いい 送ってくれば、それ財貨 とった 罪 ない あれば、みな 用いたい、 民
obuhangge oci, da jergi be amasi bu,/ sula obohangge oci, hafan obufi
なしたこと あれば、もと等級 を 後 与えよ、閑散 なしたこと あれば、官 なして
boode bibu,/ emu hacin, muduri, indahūn, ihan, honin aniya/ jin ši
家に 留めよ、一 件、 辰、 戌、 丑、 未 年 進 士
simnembī, singgeri, morin gūlmahūn coko/ aniya, jyli, geren goloī gioī žin
考査する、 子、 午 卯 酉 年、 直隸、衆 地方の 挙 人
simnembī/ yabun ehe -i turgunde wasimbuhangge waka oci/ kemuni jin
考査する、 おこない 悪い の ゆえに 下したこと ない あれば、そのまま進
ši simebu, geren fu, jeo/ hiyan -i tacikūi yamun de cīyanliyang jetere
士 考査させよ、衆 府、州、 県 の 学校の 衙門 に 錢糧 食べる
šusai 28b/29a oci, an -i cīyanliyang bu, dzeng guwang šeng,/ fu hiyo
秀才 あれば、常 の 錢糧 与えよ、増 広 生、 附学

胆力が人より過ぎれば、巡撫・巡按御使が確かめて推挙せよ。管下の部がまた詳細にせよ。招きに行って京城につれてきて用いたい。一件、前の明朝の建言したゆえに降格されたすべての大臣らについて、その言・忠をあきらかにせよ。政道に益であれば、吏部が上奏せよ。つれてきて用いたい。およそ部の官らについて、実に誣告したときに罪を得て、衆が知り罪がないと送ってくれば、その財貨取った罪なかったならば、みな用いたい。民となした者がいれば、もとの等級を後で与えよ。無官とした者がいれば、官として家に留めよ。一件、辰・戌・丑・未年に進士を考査する。子・午・卯・酉年に直隸と各省の挙人を考査する。おこないが悪い理由で格下げされたことがなければ、そのまま進士に考査させよ。各府・州・県の学校に錢糧を食べる秀才がいれば、通常の錢糧を与えよ。増広生・附学

šeng ni jergi šusai be,/ kemuni tacikū de bibufi bithe hūlabu, gemu/
 生 の 等 秀才 を、 そのまま 学校 に 留めて 書 読ませよ、 みな
 kooli songkoi alban guwebu, emu hacin, coohai/ gioi žin be, muduri,
 例 とおりに 賦 免じよ、 一 件、 武の 挙 人 を、 辰、
 indahūn, ihan, honin/ aniya jin ši gaime simnere, singgeri, morin/
 戌、 丑、 未 年 進 士 とり 考査する、 子、 午、
 gūlmahūn, koko aniya, jyli, geren goloi coohai/ gioi žin gaime simnere
 卯、 酉 年、 直隸、 衆 地方の 武の 挙 人 とり 考査する
 be, kemuni da/ kooli songkoi obu, emu hacin, ging hecen -i/ wei -i
 を、 そのまま もと 例 とおりに なせ、 一 件、 京 城 の 衛 の
 coohai tacikūi yamun -i šusai sa, 29a/29b gioi žin simnere singgeri,
 兵の 学校の 衛門 の 秀才 ら、 挙 人 考査する 子、
 morin, gūlmahūn, koko/ aniya be ucaraci, kemuni jergi de dosimbufi/ jin
 午、 卯、 酉 年 を 出会えば、 そのまま 等級 に 入れて 進
 ši simnebu, emu hacin, dorgi tulergi/ yaya fu jeo, hiyan de cianliyang
 士 考査せよ、 一 件、 内 外 およそ 府 州、 県 に 錢糧
 jetere/ šusai, gung šeng tuciburengge, aniya be bodorakū/ te ujui gung
 食べる 秀才、 貢 生 出すこと、 年 を はからない、 今 頭の 貢
 šeng be, en gung obuha,/ ilhi gung šeng be, ujui gung šeng/ obuha,
 生 を、 恩 貢 なした、 次 貢 生 を、 頭の 貢 生 なした、
 emu baingge juwe tucibumbi, erebe emu/ aniyai teile yabubumbi, umesi
 一 ところのもの 二 出す、 これを 一 年の 限り おこなわせる、 はなはだ
 kooli oburakū, bithei/ erdemu fulu, hiyoošun deocin tucike niyalma oci,
 例 なさない、 書 の 徳 多く、 孝 悌 出た 人 あれば、
 29b/30a šusai jergi be bodorakū, tacikūi baita be/ kadalara hafan
 秀才 等 を はからない、 学校 の こと を 管理する 官

生などの秀才については、そのまま学校に留めて書を読ませよ。みな例の通りに賦を免じよ。一件、武挙人については、辰・戌・丑・未年に進士を取るため考査する。子・午・卯・酉年に直隸と各省の武挙人を取るため考査することについては、そのままもとの例の通りになせ。一件、京城の衛の兵の学校の秀才ら、挙人を考査する子・午・卯・酉年にあえば、そのまま等級に入れて進士に考査せよ。一件、内外のすべての府・州・県に錢糧を食べる秀才・貢生を出すことについて、年にかかわらず、いま正の貢生に恩賞をおこなった。次の貢生を正の貢生にした。一個所の者より二名出す。これを一年に限りおこなわせる。まったく例とはなさない。書の徳が多かったり、孝悌が抜きん出た人であれば、秀才らにかかわらず提学官は

cohome tucibu, baitalambi, emu hacin,/ duleke ming gurun -i bithe
 特に 出せ、 用いる、 一 件、 すぎた 明 国 の 文
 cooha jin ši,/ gioi žin be, harangga jurgan ci kemuni/ kimcifi baitala,
 武 進 士、 挙 人 を、 属 下 部 より そのまま 詳細にして用いよ、
 emu hacin, hafasai ilan eme,/ ilan sargan be, da kooli be tuwame/
 一 件、 官らの 三 母、 三 妻 を、 もと 例 を 見
 kesi isibume fungne, emu hacin, hafasai sargata/ fungnehen baha be
 恩 およぼし 封じよ、 一 件、 官らの 妻ら 封誥 得た を
 dahame, ashan sargan inu/ ini jergi be tuwame doroi etuku mahala/
 したが、 側 妻 も その 等級 を 見 礼の 衣服 冠帽
 baitalakini, emu hacin, jyli, geren goloi tacikūi 30a/30b yamun -i
 用いたい、 一 件、 直隸、 衆 地方の 学校の 衙門 の
 yadahūn šusai sabe, ini harangga ba -i/ hafan yargiyalame kimcifi, bithe
 貧しい 秀才 らを、 その 属 下 ところの 官 確かめ 詳細にして、 書
 arafi benju, tacikūi/ baita be kadalara hafan, geren šusai acan -i/ usin
 書いて 送れ、 学校の こと を 管理する 官、 衆 秀才 あう の 田
 -i dorgi jiha bele be, yadahūn be/ tuwame bu, emu hacin, guwe dz
 の 内 錢 米 を、 貧しい を 見 与えよ、 一 件、 国 子
 giyan yamun -i/ giyan šeng, inenggi jalufi, simneme wajihangge bici./
 監 衙門 の 監 生、 日 満ちて、 考査し おえたこと あれば
 hafan obumbi, geren yamun de unggihe giyan/ šeng be, ton -i biyaci
 官 なす、 衆 衙門 に 送った 監 生 を、 数 の 月より
 juwe biya ekiyembumbi,/ gūwa geren yamun weile icihyara hafan,
 二 月 減らす、 ほか 衆 衙門 事 処理する 官、
 wailan,/ amba cooha jiheci ebsi, kicebe jobohongge be, 30b/31a meni meni
 外郎、 大いなる 兵 来たより こちら、 励みを 苦しんだこと を、 各 各

特に推挙せよ。登用する。一件、前の明朝の文武の進士・挙人を、管下の部よりそのまま詳細にして用いよ。一件、官らの三母三妻については、もとの例を見て恩を及ぼし封じよ。一件、官らの妻らが封誥を得たので、次妻もその等級を見、礼の衣服・冠帽を用いたい。一件、直隸と各省の学校の貧しい秀才らについては、その管下の所の官が確かめ詳細にして書を書いて送れ。提学官が各秀才にあう田のうちより錢・米を、貧しさを見て与えよ。一件、国子監の監生が日満ちて考査し終えたことがあれば、官とする。各衙門に送った監生については、数の月より二ヶ月減らす。ほかに各衙門で事を処理する官・吏については、大兵が来て以降、励みに苦しんだことを、それぞれ

yamun -i ambasa ilgafi wesimbu, dangsede/ araci acarangge be dangsede
 衙門 の 大臣ら 區別して奏せよ、 檔子に 書くべきこと を 檔子に
 arabumbi, jergi buci/ acarangge de jergi bumbi, emu hacin, duleke/ ming
 書かせる、 等級 与えるべきこと に 等級 与える、 一 件、 すぎた 明
 gurun -i uksun -i niyalma, uju de/ uthai geren be gaifi neneme
 国 の 宗室 の 人、 頭 に ただちに衆 を とって 先に
 dahaha niyalma de/ kesi isibume, kemuni funglu bume uji, han -i/
 したがった 人 に 恩 およぼし、 そのまま 俸禄 与え 養え、 Han の
 mukdenbuhe siraha sain gūnin be tuwabu, emu/ hacin, ging hecen -i
 興った ついだ よい おもい を 見させよ、 一 件、 京城 の
 dorgi tulergi coohai/ hafasa de ejehe burengge de, da an -i/ ejehe
 内 外 武の 官ら に 勅書 与えること に、 もと 常 の 勅書
 bumbi, ilaci jergici wesihun, ejehe de 31a/31b wen jang arambi, emu
 与える、 三番目 等級より 上、 勅書 に 文章 書く、 一
 hacin, duleke ming/ gurun -i gungge ambasai juse deote, neneme/
 件、 すぎた 明 国 の 功ある 大臣らの 子ら 弟ら、 先に
 dahara, geli gung ilibuhangge oci, musei gurun -i/ ambasai emu adali
 したがう、 また 功 立てたこと あれば、我々の 国 の 大臣らと 一 同
 ilgame ejefi, g'oming, ejehe/ buci acarangge de kooli songkoi bu, ice/
 區別し 記して、 誥命、 勅書 与えるべきこと に 例 とおりに与えよ、新しい
 dahaha hafasa de, ineku ini fe hafan/ bumbi, emu hacin, ging hecen
 したがった 官ら に、 同 じ その 旧 官 与える、 一 件、 京城
 -i gin i/ wei jergi wei, šo, tulergi wei, šo -i/ hafasa, bai dahahangge
 の 錦 衣 衛 等 衛、 所、 外 衛、 所 の 官ら、ところの したがったこと
 oci, da an -i obu,/ ba na cooha be gaifi neneme dahahangge de,
 あれば、もと 常 の 与えよ、 場 地 兵 を とって 先に したがったこと に、

衙門の大臣らが分けて上奏せよ。檔子に書くべき事については檔子に書かせる。等級を与えるべき者に等級を与える。一件、前の明朝の宗室の人、最初にすぐに衆を率いて先に従った人に恩をおよぼし、そのまま俸禄を与えて養え。Han が創業を継いだよい思いを見させよ。一件、京城の内外の武官らに勅書を与えることについては、照常の勅書を与える。前の明国の勳臣らの子ら孫らについては、先に従う、また功立てたことがあれば、我々の国の大臣らと一様。分け記して誥命・勅書を与えるべき者に、例の通りに与えよ。新しく従った官らについては、同じその旧官を与える。一件、京城の錦衣衛などの衛・所、外の衛・所の官ら、現地で従った者がいれば、照常を与えよ。地方で兵を率いて先に従った者については、

31b/32a emu jergi unggimbi, dahaha amala gung bahaci./ encu fulu
 一 等 送る、 したがった のちに 功 得れば、 別に 多い
 ilgambi, emu hacin, tulergi ing ni/ coohai hafasa, hūhai facuhūraha
 区別する、 一 件、 外 營 の 武の 官ら、 賊の 乱した
 ucuri, ini cisui/ amban i cooha morin be gaifi beyebe/ karmame boode
 機会、 その 自ら 大臣 の 兵 馬 を とって 自身を 守り 家に
 bederehenge oci, cooha morin be/ ton -i songkoi afabume benju, weile
 退いたこと あれば、 兵 馬 を 数 の とおりに 委ね 送れ、 罪
 gisurere be/ guwebuhe, emu hacin, jyli harangga, honan, šandung ni/
 議する を 免じた、 一 件、 直隸 属下、 河南、 山東 の
 malhūšame faitaha menggun, jai sansi -i tai yuwan/ ping yang juwe fu
 儉約し 削った 銀、 また 山西 の 太原、 平 陽 二 府
 -i ice faitaha/ menggun -i dorgi, coohai jurgan de benjici 32a/32b
 の 新しい削った 銀 の 内、 兵の 部 に 送るべきこと
 acarangege be, ming gurun benjire be nakabuhabi./ jai tai yuwan, ping
 を、 明 国 送る を やめさせている、 また 太原、 平
 yang juwe fu -i/ fe faitaha geren fu -i ice fe/ malhūšame faitaha
 陽 二 府 の 旧 削った 衆 府 の 新 旧 儉約し 削った
 menggun be, ere aniya sunja/ biyai ice ci amasingge be, gemu benjire
 銀 を、 これ 年 五 月 の 初 より 後のこと を、 みな 送る
 be/ guwebuhe, ereci amasingge be, kemuni ne yabubure/ kooli songkoi
 を 免じた、 これより 後のこと を、 そのまま いま おこなわせる 例 とおりに
 ilgame waliya, emu hacin, hūi/ tung guwan -i morin eihen, guwan -i
 区別し 棄てよ、 一 件、 会 同 館 の 馬 驢馬、 館 の
 niyalma./ di yūn šo -i sejen jafara niyalma de salibuha menggun be,
 人、 遞 運 所 の 車 つかむ 人 に 専らにさせた 銀 を、

一等を贈る。従った後に功を得れば、別に多く区別する。一件、外營の武官らは、賊が乱したとき、彼自身が自ら大臣の兵馬を率いて自身をまもり、家に戻った者がいれば、兵馬を数の通りに委ねて送れ。罪に議するのを赦した。一件、直隸の管下と河南・山東が処理し削った銀、また山西の太原・平陽の二府が新しく削った銀のうち、兵部に送るべきことについては、明朝が送るのをやめさせている。また太原・平陽二府が以前処理し削った、各府が新旧処理し削った銀については、今年五月初日より後のものは、みな送るのを免じた。これより後のものは、そのままいまおこなわせる例の通りに区別して棄てよ。一件、会同館の馬・驢馬・館の人・遞運所の車夫に専らにさせた銀については、

ere aniya sunja biyai 32b/33a ice ci casi guwebuhe bihe, kooli be/
 これ 年 五 月の 初 より 向こう 免じた あった、例 を
 dahame ilgame guwebumbi, emu hacin, irgen be/ kadalara hafasa, irgen
 したがい 区別し 免じる、 一 件、 民 を 管理する 官ら、 民
 de ciyanliyang gaijara de,/ jingkini ton be gaisu, bilaha ton ci/ fulu
 に 錢糧 受けとる に、 本当に 数 を とれ、 定めた 数 より 多い
 dengselere de eyere, ekiyendere jalin nonggime/ gaire, jursuleme tomilame,
 はかりにかけるに 流れる、 減る ため 加え とる、 倍にし 徴税し、
 irgen de gejureme gaijarangge be/ ciralame fafula, jurceci, ujen weile
 民 に 搾取し とること を 厳しくし 禁じよ、 たがえれば、 重い 罪
 arambi, emu/ hacin, ging hecen de sejen jafabufi, aika/ juwebure jergi
 作る、 一 件、 京 城 に 車 つかませて、 なに 運ばせる 等
 niyalma, beyede alban isinjime uthai/ ukame samsimbi, jakan nakabuha
 人、 自身に 賦 到りき ただちに 逃げ 離散する、 最近 やめさせた
 bihe, ereci amasi 33a/33b umesi nakabufi, irgen -i mohoho be aitubu/
 あった、これより後 はなはだ やめさせて、 民 の 貧乏した を 救え、
 emu hacin, geren yūn sy yamun -i/ dabsun -i cifun de, neneme
 一 件、 衆 運 司 衙門 の 塩 の 税 に、 先に
 aniyadari nonggime/ gaijara dorgi de, ice coohai ciyanliyang./ cooha
 年ごと 加え 受けとる 内 に、 新たに兵の 錢糧、 兵
 urebure ciyanliyang, jai buyarame hacin -i/ fulu tomilaha jergi menggun
 鍛錬する 錢糧、 また つまらない 件 の 多い 徴税した 等 銀
 bisire turgunde, hūdai/ niyalma ambula jobombi, te bireme guwebufi,
 ある ゆえに、 商いの 人 大いに 苦しんでいる、 今 一概に 免じて、
 damu/ fe ton -i songkoi dabsun yabubure bithe be/ tuwame gaisu,
 ただ 旧 数 の とおりに 塩 おこなわせる 書 を 見 とれ、

今年五月初日以前に免じていた。例にしたがい、分けて免じる。一件、有司が民に錢糧受けとるときに、実際の数を取れ。定めた数より多く秤にかけるときに、流れたり減ったりするので加え取る。倍に徴税するため民に搾取し取り立てることを、厳しく禁じよ。違えれば、重い罪とする。一件、京城で車を引いて何か運ばせる等の人が、自身に賦がくれば、すぐ逃げ去る。最近やめさせている。今後、完全にやめさせることで、民が貧乏したのを救え。一件、各運司の塩税については、先に年ごとに加え取り立てる中に、新餉・鍊餉および雜項加派の銀がある理由で、商人が大いに苦しんでいる。いま一概に免じて、ただ旧数の通りに塩をおこなわせる書を見て取り立てよ。

kemuni ere aniyaingge be, ilan/ ubu de emu ubu guwebu, emu hacin,
 そのまま これ 年のこと を、三 分 に 一 分 免じよ、一 件、
 33b/34a furdan dogon de cifun gaijarangge, daci baicara/ turgun, hūdai
 関 津 に 税 受けとること、もとより査する 理由、商いの
 niyalma be jobobuki serengge waka./ ijishūn dasan -i sucungga aniya,
 人 を 苦しめたい いうこと ない、順 治 の 初め 年、
 ere aniyai/ cifun be waliyaha, jai aniya, aniya biyai/ ice inenggici,
 これ 年の 税 を 棄てた、次 年、正 月の 初 日より、
 efujehe ming gurun -i sucungga/ tokto buha ton -i songkoi cifun gaimbi,
 減んだ 明 国 の 初め 定めた 数 の とおりに 税 受けとる、
 dubei/ jalan -i nonggiha madabuha cifun be, gemu/ waliyaha, jyli, geren
 端の 代 に 加えた 膨らした 税 を、みな 棄てた、直隸、衆
 goloi jeo, hiyan -i/ ebubure ba -i cifun -i menggun be, gemu/
 地方の 州、県 の おとす ところの 税 の 銀 を、みな
 nakabuha, emu hacin, yaya jeo, hiyan coohai 34a/34b facuhūn de
 やめさせた、一 件、およそ 州、県 兵の 乱れ に
 manaha ba -i giyan -i gaijara/ ciyanliyang be, ming gurun -i funde
 やぶれた ところの 道理 に 受けとる 錢糧 を、明 国 の 代わりに
 yooni/ waliyahangge be boigon -i jurgan getuken -i/ baicafi acabume
 まったく 棄てたこと を 戸 の 部 明白な 査べて、あわせ
 wesimbufi yooni waliya, dulin waliyaha./ emu ubu waliyaha fafun de
 奏して まったく 棄てよ、半ば 棄てた 一 分 棄てた 法 に
 dosimburakū, emu/ hacin, yaha moo -i ciyanliyang be, dade/ šūn tiyan
 入らせない、一 件、炭 木 の 錢糧 を、もとに 順 天
 fu, boo ding fu, sansi/ goloi ninju jakūn wei, šo -i doron/ jafaha hafan,
 府、保 定 府、山西 地方の 六十 八 衛、所 の 印 とらえた 官、

そのまま今年のことについては、三分の一を免じよ。一件、関津に税を取り立てることを、も
 とより査する理由は、商人を苦しめたいということではない。順治元年、今年の税は免除し
 た。翌年正月初日より、減んだ明国が最初に定めた数の通りに税を取り立てる。末期に加え
 た・膨らませた税は、みな免除した。直隸と各地方の州・県が落地税は、みな止めさせた。一
 件、およそ州・県が兵乱で破壊されたところの道理として、取り立てる錢糧については、明国
 の替わりにことごとく免除したことを、戸部が明白に査べて合わせ上奏して、ことごとく棄て
 よ。半分は免除した。一分免除した。法に入れない。一件、炭木の錢糧については、がんらい
 順天府・保定府と山西省の六十八衛所の掌印官が

cooha de bure jeku -i dorgici/ ciyanliyang gaifi coohai jurgan de benjifi,
 兵 に 与える 穀物 の 内より、 錢糧 とって 兵の 部 に 送って、
 hūdai 34b/35a niyalma de bumbihe, te wei cooha de/ bure jeku be
 商いの 人 に 与えている、 今 衛 兵 に 与える 穀物 を
 nakafi goidaha, nenehe hacin -i/ menggun be, boigon -i jurgan, cooha
 やめて 久しくなった、 先んじた 件 の 銀 を、 戸 の 部、 兵
 de/ an -i bure jeku -i dorgici ciyanliyang tucibufi/ hūdašara niyalma be
 に 常に 与える 穀物 の 内より 錢糧 出して、 商いする 人 を
 baifi, dorgi de deijire/ filere yaha moo udabu, geren wei hafan/
 求めて、 内 に 焼く 火にあたる 炭 木 買わせよ、 衆 衛の 官
 balai hūlhidame cisui tomilame gaijarakū, emu hacin/ jyli, geren goloi
 みだりに あいまいに 自ら 徴税し 受けとらない、 一 件、 直隸、 衆 地方の
 weilere jurgan -i duin/ sy de, ton -i benjire baitalara jaka -i/ menggun,
 造る 部 の 四 司 に、 数 の 送る 用いる もの の 銀、
 faksisa -i hūdai menggun, feise -i menggun, 35a/35b kima -i menggun,
 匠ら の 商いの 銀、 磚 の 銀、 纒麻 の 銀、
 sejen -i hūdai menggun, ulhū -i/ hūsun -i menggun, ulhū -i cifun -i
 車 の 商いの 銀、 葦 の 力 の 銀、 葦 の 税 の
 menggun/ nimaha butara niyalmai cifun -i menggun, bigan -i/ amtan -i
 銀、 魚 獵に行く 人の 税 の 銀、 野 の 味 の
 menggun, dethe -i menggun, weihun buhū -i/ menggun, amba buhū -i
 銀、 翎羽 の 銀、 生き 鹿 の 銀、 大きい 鹿 の
 menggun, ajige buhū -i/ menggun, honin -i sukū -i menggun, beri
 銀、 小さい 鹿 の 銀、 羊 の 皮 の 銀、 弓
 sirdan/ jebele dashūwan -i jalin salibume gaijara menggun/ tatame gaifi
 箭 箭袋 弓袋 の ため 専らにし 受けとる 銀、 引き 受けて

軍餉の中より錢糧を取って、兵部に送って商人に与えている。いま軍餉を止めて久しくな
 った。前件の銀を戸部が軍餉の常数の中より錢糧を出して、商人が求めて内廷で焼いたり暖を取
 る炭木を買わせよ。各衛の官がみだりに曖昧にみずから徴税し取り立てない。一件、直隸と各
 省の工部の四司に、料銀・匠価銀・磚料銀・纒麻銀・車価銀・葦夫銀・葦課税・漁課税・野味
 税・翎毛銀・活鹿銀・大鹿銀・小鹿銀・羊皮銀・弓箭撒袋折銀・扣剩

funcehe mukei turigen -i menggun,/ ihan -i weihe, ihan -i sube -i
 あまった 水の 労賃 の 銀、 牛 の 牙、 牛 の 筋 の
 menggun,/ niongniyaha -i dethe -i menggun, garu i menggun, 35b/36a
 銀、 鶯 の 翅翎 の 銀、 天鷲 の 銀、
 alban -i hahai menggun, usin -i turigen -i menggun,/ faksisa -i idui
 賦 の 男の 銀、 田 の 労賃 の 銀、 匠ら の 班の
 menggun, anggara butūn -i/ menggun, yaha -i menggun, hūnta, sele -i
 銀、 缸 罈 の 銀、 炭 の 銀、 線麻、 鉄 の
 menggun,/ ilhangga cuse moo -i menggun, šanggiyan ulgiyan -i/ sika -i
 銀、 模様ある 竹 木 の 銀、 白 猪 の 鬣 の
 menggun, kekū -i hūsun -i menggun,/ jy dz okto -i menggun, giyen -i
 銀、 閘 の 力 の 銀、 梔 子 葉 の 銀、 靛花青 の
 menggun,/ bira be dasara hūsun -i menggun, hadahan, orho,/ use faha
 銀、 川 を 修理する 力 の 銀、 留め金、 草、 種
 -i menggun, juwang yuwan de/ bure etuku -i menggun, etuku jeku -i
 の 銀、 状 元 に 与える 衣服 の 銀、 衣服 穀物 の
 menggun,/ moo sacire haha de bure menggun, orho 36a/36b moo be
 銀、 木 切る 男 に 与える 銀、 草 木 を
 juware menggun, moo be tukiye/ haha de bure menggun, ulhū -i
 運ぶ 銀、 木 を 捧げる 男 に 与える 銀、 葦 の
 jergi/ jaka -i jalin salibure gajara menggun, uksin/ saca, loho, beri
 等 もの の ため 専らにする 受けとる 銀、 甲 盔、 腰刀、 弓
 sirdan, uli, hubtu, laku/ fakūri, sabu, dobihi, gihi, gūlmahūn -i sukū/
 箭、 弓弦、 棉袍、 厚 棉褲、 靴、 狐皮、 狗皮、 兔 の 皮、
 malahi -i sukū, niman -i funiyehe, tiyei/ li moo, hūwang lu moo,
 豹猫 の 皮、 山羊 の 毛、 鉄の LI 木、 黄 櫨 木、

扣剩水脚銀・牛角牛筋銀・鵝翎銀・天鷲銀・民夫銀・地祖銀・匠班銀・缸罈銀・焦炭銀・麻鉄
 銀・斑竹銀・白猪鬣銀・閘夫銀・梔子銀・藍靛銀・河夫銀・椿草子粒銀・状元袍服銀・衣糧
 銀・砍柴夫銀・搬運木柴銀・抬柴夫銀・葦課等折色銀・盔甲・腰刀・弓箭・弦条・胖襖・褲・
 鞋・狐皮・狗皮・兔皮・豹猫皮・山羊毛・鉄のLI木・黄櫨・

guwang lang/ moo, nimalan moo, yan jy moo, hūwa li/ moo, nan dzoo
 桃 榔 木、 桑 木、 臙 脂 木、 花 梨 木、 南 棗
 soro moo, dz ioi hailan/ wantaha -i jergi moo, nunggile mo, u 36b/37a
 棗 木、 紫 榆 榆、 杉 の 等 木、 椴 木、 梧
 tung moo, undehe, juhe eye de baitalara/ jaka, šušu orho, derhi,
 桐 木、 木 板、 氷 窖 に 用 いる もの、 高 梁 草、 蘆 葍、
 okjiha, bing hoošan/ yehere butūn, hūwaise moo -i ilha, u mei/ jy dz
 菖 蒲、 榜 紙、 磁 器 罎、 槐 木 の 花、 烏 梅、 梔 子
 okto, fi fesin, eriku, cuse moo i/ eriku, jijiri arara orho, narhūn
 菓、 筆 柄、 箒、 竹 木 の 箒、 蓆 作 る 草、 精 細 な
 muwa sibiha/ teišun, sibiha sele, sibiha šanggiyan teišun, šariha/ sele,
 粗 い 糸 に した 黄 銅、 糸 に した 鉄、 糸 に した 白 銅、 精 錬 した 鉄、
 ulme, lu dz wehe, yohan, jakdan/ moo -i šugi, bithe dangse arara
 針、 碌 子 石、 綿 絲、 松 木 の 液、 書 檣 子 書 く
 hoošan/ yan jeo fu -i ci, tanggiyara ci, tung/ io nimenggi, moo, gui,
 紙、 巖 州 府 の 漆、 重 ね 塗 る 漆、 桐 油 脂、 毛、 筆、
 dz, šui ban ilhangga 37a/37b jergi cuse moo, niyaman fili cuse moo/
 紫、 水 斑 模 様 有 る 等 竹 木、 心 こ も っ た 竹 木、
 dzung moo -i sika, šanggiyan muheliyen tengse, umkiyen/ cecike -i
 棕 毛 の 鬣、 白 円 藤、 翠 雀 の
 funggala wehe moselakū, sycuwan -i/ goloj jai jergi cinuhūn, eshun ci,
 尾 翎 石 挽 臼、 四 川 の 地 方 の 二 番 目 等 級 銀 珠、 生 漆、
 ša ye/ guwangdung ni goloj amdun, yan siyoo, tahūra -i/ jergi da
 沙 葉、 広 東 の 地 方 の 膠、 焰 硝、 蛤 蜊 の 等 も と
 beyei ciyanliyang be, ijishun dasan -i/ sucungga aniiya sunja biyai ice
 自 身 の 錢 糧 を、 順 治 の 初 め 年 五 月 の 初

榔・桑・臙脂・花梨・南棗・紫榆・杉などの木・椴木・梧桐木・木板・氷窖物料・高粱・蘆葍・菖蒲・榜紙・磁器罎・槐花・烏梅・梔子菓・筆管・箒・竹箒・蓆草・粗細銅絲・鉄線・白銅絲・精錬した鉄・鍼・碌子・綿絲・松香・書や檣子を書く紙・巖漆・罩漆・桐油・毛・筆・水斑等の竹・実心竹・棕毛鬣・白図藤・翠毛・石磨・川二珠・生漆・沙葉・広膠・焰硝・螺殼等のもとの自身の錢糧については、順治元年五月初一日

ci casi,/ irgen de edelehengge be yooni waliyafi, irgen -i/ mohoho be
 より向こう、民に欠いたものをまったく棄てて、民の貧乏したを
 aitubu, sunja biyai ice ci/ amasi, kemuni ne yabubuha kooli songkoi
 救え、五月の初より後、そのままいまおこなわせた例とおりに
 ilgame 37b/38a guwebumbi, emu hacin, jyli, geren golo ci/ weilere jurgan
 区別し免じる、一件、直隸、衆地方より、造る部
 -i ton tiyan sy de/ benjifi weilere de, aisilara emu hacin -i/ menggun
 の屯田司に送って造るに、助ける一件の銀
 serengge, daci nonggime tomilaha cianliyang be/ dahame, gemu waliyaha,
 ということ、もとより加え徴税した錢糧をしたがい、みな棄てた、
 emu hacin, jyli, geren/ golo jeku juwera hafan, niyalma, cuwan deyehe/
 一件、直隸、衆地方の穀物運ぶ官、人、船飛んだ
 turgunde, edelehe, jai juwera cianliyang be giyatarama/ gaifi, ne jeku
 ゆえに、欠いた、また運ぶ錢糧を搾取し受けとって、いま穀物
 bargiyara yamun, da bade/ unggifi hafirame bošome wacihiyara undengge
 おさめる衙門、もとところに遣わしてせまり追いことごとくするいまだのこと
 bici, ere/ aniya sunja biyai ice ci casi, gemu 38a/38b bošoro be nakafi
 あれば、これ年五月初めより向こう、みな追うをやめて
 sinda, emu hacin, jyli/ geren golo hafan, irgen, cianliyang be alime/
 置け、一件、直隸、衆地方の官、民、錢糧を受け
 gaifi benjire de, hūlha heturefi gaibuhangge/ bici, ijishūn dasan -i
 とって送るに、賊遮ってとられたことあれば、順治の
 sucungga aniya sunja/ biyai ice ci casingge be gemu waliyaha,/ emu
 初め年五月の初より向こうのものをみなことごとくした、一
 hacin, sansi, šansi, jergi ba -i/ cooha, irgen -i niyalma, lidzei de
 件、山西、陝西、等ところの兵、民の人、流賊に

以前は民に欠いたものをまったく棄てて、民が貧乏したのを救え。五月初一日以後はそのまま
 いまおこなわせた例の通りに、分けて免じる。一件、直隸と各省より工部屯田司に送って作る
 のを助ける。一件の銀ということは、もとより加徴税した錢糧なので、みな免除した。一件、
 直隸と各省の運糧官は人・船が飛んだ理由で欠いた。また運ぶ錢糧を搾取し取り立てて、いま
 収糧衙門が原籍に差し遣わして追いつめ、いまだに追徴を済ませていなければ、本年五月初日
 以前については、追徴を止めておけ。一件、直隸と各省の官・民が錢糧を取り立てて送るとき
 に、賊が道を阻んで取られたとこがあれば、順治元年五月初日以前のものは、みな免除した。
 一件、山西・陝西などの地の兵・民の人が流賊に

hafirabufi/ dahahangge, te aika mujilen be halafi, beyebe/ icemleme hing
 追いつめられてしたがったこと、今 すべて 心 を 改めて、自身を 新たにし 切に
 seme dahafi, meni meni baci/ dahara biyoo bithe benjire, jai akdulara
 したがって、各 各 ところよりしたがう表 書 送る、 また かためる
 bithe 38b/39a bifi temgetu obuci ojarahungge be bireme oncodome
 書 書いて印 なさなければならないこと を 一概に ゆるし
 guwebumbi,/ emu hacin, jyli, geren goloj jeo hiyan -i/ ba -i tudzei
 免じる、 一 件、 直隸、衆 地方の州 県 の ところの土賊
 hūlhai da jafabuci, ergelebufi/ dahaha urse be, da bade usin weilebume/
 賊の もと とらえれば、脅されて したがった 輩 を、もと ところに田 作らせ
 ungg, jai ergelebufi dahaha urse, uhei hūlhai/ da be jafafi, harangga
 送れ、 また 脅されて したがった 輩、 共に 賊の もとを とらえて、属下
 yamun de gebu be/ arafi, beyebe tucibuhengge bici, nenehe weile be/
 衙門 に 名 を 書いて、自身を 出したこと あれば、先んじた 罪 を
 gemu guwebumbi, emu hacin, yaya fudasihūn gisun,/ fangga arga -i
 みな 免じる、 一 件、 およそ 理にもとる 言、 妖 策 の
 sain irgen be hūlimbume,/ hiyan dabume geren be isabufi, holo doron
 よい 民 を 惑わされ、 香 焚き 衆 を 集めて、偽 印
 be 39a/39b arafi, coohai agūra be isabufi, sefu da/ jafabufi, fafun -i
 を 作って、兵の 具 を 集めて、 師傅 もと つかませて、法 で
 gamara, terei hoki urse,/ miosihon be halafi tondo -i dahara oci/
 つれていく、その 党 輩、 邪な を 改めて 忠 の したがう あれば、
 nenehe weile be inu guwebumbi, emu hacin,/ neneme hūsungge boo,
 先んじた 罪 を も 免じる、 一 件、 先に 力ある 家、
 tesu ba -i etuhun/ urse, ujen madagan -i juwan sindame, boo/ usin
 本 ところの力強い 輩、 重い 利息 の 十 置き、 家 田

追いつめられて従ったことについては、いまはすべて改心して自身を新たにす誠意で従うので、それぞれの所より降表を送る。また甘結文を書いて印を捺さなければならないことについては、一概に赦し免じる。一件、直隸と各省の州・県のところの土寇が捕らえたので脅されて従った輩については、原籍に田を作らせるために送れ。また脅されて従った輩が共に賊の首領を捕らえて、管下の衙門に名を書いて自首したことがあれば、先の罪をみな免じる。一件、およそ理に反した言葉・妖術で良民が惑わされ、香を焚き衆を集めて偽印を作って戦いの道具を集めたが、補佐する者が首領を捕らえて法で処刑して、その党輩が邪なことを改めて正しく帰順するならば、先の罪をも免じる。一件、先に勢家・土豪の輩が重い利息で十加え、家・田を

salibufi gajara jakade, buya irgen be/ boo boigon wacihiyara de
 専らにして 受けとる ものに、 つまらない 民 を 家 戸 ことごとくする に
 isibuhabi, ambula/ jili banjicuka, ereci amasi irgen be kadalara/ hafasa,
 およぼしている、大いに 怒り 生じさせる、 これより 後 民 を 管理する 官ら、
 ume ulin sime yandure be alime 39b/40a gaifi, funde haframe bošoro,
 するな 財貨 使い たのむ を 受け とって、代わりに せまり 追う、
 jurceci, hese be/ jurcehe songko, ujeleme weile arambi, emu hacin,/
 たがえれば、旨 を たがえた とおり、 重んじ 罪 作る、 一 件、
 dabali habšame beleme habšame, an kooli be/ efuleme, ulin be
 越え 訴え 欺き 訴え、 常 例 を 壊し、 財貨 を
 mamgiyara jalin neneme ciralame/ fafulaha bihe, irgen be kadalara
 浪費する ため 先に 厳しくし 命じた あった、 民 を 管理する
 hafasa, hūsutuleme/ dahame yaburakū ofi, ehe tacin kemuni nakara/
 官ら、 力用い したがいい おこなわない なって、悪い 習俗 そのまま やめる
 unde, še bithe wasimbuha ci amasi, boigon,/ sadun jafara jergi buya
 いまだ、 赦 書 下した より 後、 戸、 姻族 つかむ 等 つまらない
 weile be, gemu/ irgen be kadalara hafasa wacihiya, jalingga guwanggun/
 事 を、 みな 民 を 管理する 官ら ことごとくせよ、 奸悪な 光棍
 tacibufi habšabure niyalma, mentuhun buya irgen be 40a/40b hoššome
 教えて 訴えさせる 人、 愚かさ つまらない 民 を だまし
 tuhebuma, ging hecen de dosifi dabali/ habšahangge be, jursu weile
 おとし、 京 城 に 入れて 越え 訴えたこと を、 二重 罪
 tuhebu, beidere jurgan -i/ hafasa, tung jeng ši sy yamun -i/ benjihe
 おとせ、 審断する 部 の 官ら、 通 政 使 司 衙門 の 送った
 bithe waka, balai irgen -i habšaha/ bithe be alime gaifi, k'o, doo -i/
 書 ない、 みだりに 民 の 訴えた 書 を 受け とって、 科、 道 の

専らにして取り立てるので、小民は家戸が尽きるまでに到っている。大いに怒りを生じさせている。今後、有司は賄賂で頼まれて、替わりに追いつめるな。違えれば、旨を違えた通り重い罪とする。一件、越訴・誣告は、常例を壊し財貨を浪費するため、先に厳命していた。有司らが力を用いて従いおこなわないので、悪習はそのままいまだに止んでいない。大赦の書を下して以後、戸・姻族を捕らえるなど雑事は、みな有司らが終わりにせよ。奸悪ならず者を指示して訴えさせる人や愚民をだまし陥れ、京城に入れて越訴した者については、二重に罪を落とせ。刑部の官ら・通政使司が送った書はない。みだりに民が訴えた書を受けとって、科・道の

hafasa wakalame wesimbufi, hese be baifi weile/ ara, emu hacin,
 官ら 非とし 奏して、 旨 を 査べて 罪 作れ、 一 件、
 joolinga -i menggun gaimē/ deribuhengge, weilengge niyalma be halame
 贖罪ある の 銀 とり はじめたこと、 罪ある 人 を 改め
 dasakini sehengge/ bihe, neneme tantame hafirame joolinga -i menggun
 おさめたい いうこと あった、先に 打ち せまり 贖罪ある の 銀
 be/ hafirame bošorongge, elemangga wahangge, ememu joolinga -i 40b/41a
 を せまり 追うこと、 かえって 殺したこと、 ある 贖罪ある の
 menggun be wacihiyame muterakū ofi, niyalma be/ dabume funde
 銀 を ことごとくし できない なって、人 を 数に入れ 代わりに
 toodabume ofi, irgen ambula jobombi,/ ereci amasi bireme nakabu, ulin
 かえし なって、民 大いに 苦しむ、 これより後 一概に やめさせよ、財貨
 akū ofi/ joolinga bume muterakūngge be, bošome gajara be/ nakafi
 ない なって 贖罪ある 与え できないこと を、 追い 受けとる を やめて
 hūdun wacihiya, emu hacin, neneme babe/ giyarime baicara baicame
 すみやかに ことごとくせよ、 一 件、 先に ところを 巡察し 査べる 査べ
 tuwara hafan, baicame jafara/ anagan de yamun -i ehe niyalma benjihe/
 見る 官、 査べ つかむ 口実もうけに 衙門 の 悪い 人 送った
 bithe be dahafi, sain irgen be beleme/ jobobume, doosidaha jooligan -i
 書 を したがって、よい 民 を 欺き 苦しめ、 貪った 贖罪ある の
 menggun gajjarangge, ambula/ ehe weile, ereci amasi gemu fafulafi
 銀 受けとること、 大いに 悪い 罪、 これより後 みな 命じて
 nakabu, 41a/41b aikabade ba na -i amba jalingga, amba/ ehe niyalma,
 やめさせよ、 あるいは 場 地 の 大いなる 奸悪な、 大いなる 悪い 人、
 hūlha be gidara, jai funde/ habšara be alime gaifi, ulin be šerime/
 賊 を 破る、 また 代わりに 訴える を 受け として、財貨 を 威嚇し

官らが非として上奏して、旨を査べて罪となせ。一件、贖罪の銀を取りはじめたことについては、人を改正したいということであった。先に打ち迫って贖罪の銀を追いつめることで、かえって殺したこと、ある贖罪の銀を完納できないので、人を入れる替わりに償還するので、民は大いに苦しむ。今後、一概に止めさせよ。財貨がないのに贖罪を渡すことはできないことを、追って取り立てるのを止めて、すみやかに終わらせよ。一件、先に巡按御史が査べつかむ口実に衙門の悪い人が送った書によって、良民を欺き苦しめ、貪った贖罪の銀を取り立てることは大いに悪い罪。今後、みな命じて止めさせよ。あるいは地方で大奸悪な大悪人が賊を破る、あるいは替わりに訴えると請け負いながら財貨を威嚇して

gaime, geren be joboburengge bici yargiyalame baicafi,/ emu derei
 とり、衆を苦しめること あれば確かめ 調べて、一方の
 narhūšame wesimbu, emu derei baicame/ jafa, urunakū ehe jalingga be
 細かくし 奏せよ、一方の 調べ つかめ、必ず 悪い 奸悪な を
 geterembufi, sain/ irgen be elhe obu, emu hacin, niyalmai/ ergen umesi
 一掃して、よい 民を 安らかなせ、一件、人の 命 はなはだ
 ujen ofi, jalan jalan de/ gemu ilan jergi wesimbure kooli bi, weilengge/
 重い なって、代 代 に みな 三 等 陞する 例 ある、罪ある
 niyalma be ufarama guwebuhe weile, ufarama tuhebuhe 41b/42a weile ci
 人 を 損ない 免じた 罪、損ない おとした 罪 より
 weihuken kai, ereci amasi yaya/ weile beidere hafasa, ume beyei
 かるい ぞ、これより後 およそ 罪 審断する 官ら、するな 自身の
 saha babe/ memerere ume dere banjime, ulin sime yendure be/ alime
 知った ところを こだわる するな 顔 生じ、財貨 取り 興る を 受け
 gaijara, urunakū yargiyan be kimci, kiceme/ beideme weile be hūdun
 受けとる、必ず 本当 を 詳細にせよ、詳細にし 審断し 罪 を すみやかに
 wacihiya, ume elhešeme/ goidabume nakabume jobobume, abkai hūwaliyasun
 ことごとくせよ、するな 遅らせ 久しくさせ やめさせ 苦しめ、天の 和す
 be efulere,/ ai/ ^^abka, ejen sefu ilibufi, damu erdemungge be tuwame/
 を 壊す、なに、天、主 師傅 立たせて、ただ 徳ある を 見
 gosimbi, irgen, ama eme seme hūlaci, teni/ urgun jecen akū ombi, hese
 慈しむ、民、父 母 いい 唱えれば、ようやく 喜び 境 ない なる、旨
 wasimbufi amba 42a/42b kesi be neigen selgiyefi, alin bigan de/
 下して 大いなる 恩 を 均しく 伝えて、山 野 に
 bisirengge seme gemu tanjarakū unenggi mujilen -i/ dahame jikini sembi,
 あること いい みな つかえない まことに 心 の したがいい 来たい いう、

取って衆を苦しめる者がいれば、確かめ調べて、一方は細かくし上奏せよ。一方は調べて捕らえよ。必ず悪奸を一掃して、良民を安らかにせよ。一件、人の命は極めて重いので、世代でみな三等を陞せる例がある。罪ある人が失策し免じた罪は、失策し落とした罪より軽いぞ。今後、すべて刑官らは、自身の知ったことにこだわるな。情実にとらわれ、賄賂を受けとるな。必ず真実を詳細にせよ。詳細に審断し罪をすみやかに終わらせよ。遅滞・引き延ばし・やめさせ・苦しめ、天の和を壊すな。なんと天の主が師傅を立たせて、ただ徳あるのを見て慈しむ。民は父・母と叫べば、ようやく喜びに境がなくなる。旨を下して、大いなる恩を均しく伝えて、山野にあるものがみなつかえず、誠心で帰順したいという。

tumen gurun gemu mini/ adali erdemu be yabubume, goroki hanciki de/
 万国みな我の同じ徳をおこなわせ、遠い近いに
 selgiyeme alafi ulhibu sehe dorgon de buhe/ ce bithei gisun/ ^^taidzu
 伝え 告げて わからせよ いった Dorgon に 与えた 冊書の言 太祖
 horonggo enduringge hūwangdi, fukjin deribume gurun -i/ ten be ilibufi,
 威ある 聖 皇帝、 肇め はじめ 国の 極み を 立てて、
 ferguwecuke gung be juse/ omosi de werihe:/ ^^taidzung genggiyen šu
 たぐい稀なる 功 を 子ら 孫ら に 留めた。 太宗 聡明 文
 hūwangdi, sirame soorin de tefi 42b/43a ba ba -i monggo gurun be
 皇帝、 つぎ 位 に 座して ところどころの Monggo 国 を
 gemu uhe/ obufi, coohiyan gurun be umesi dahabufi, gurun be/ amba
 みな ともに なして、 朝鮮 国 を はなはだ したがわせて、 国 を 大いに
 obuha, gung be iletuleme kooli be/ toktobuha, ^^han ama, ecike doru
 なした、 功 を 顕れ 例 を 定めた、 Han 父、 叔父 政
 be aliha wang be/ monggo yuwan gurun -i enen cahar gurun be/
 を 承けた 王 を、 Monggo 元 国の 子孫 Cahar 国 を
 dailabume unggifi, g'o -i boobai, cahar han -i gurun/ juse, fujisa, boigon
 討たせ 送って、 誥 の 宝印、 Cahar Han の 国、 子ら、 fujinら、 戸
 be yooni bahafi, gurun be/ mukiyebuhe, jai/ ^^han ama be dahame
 を まったく 得て、 国 を 滅ぼした、 また Han 父 を したがひ
 coohiyan gurun be dailame 43a/43b genehe de, cuwan -i cooha be gaifi,
 朝鮮 国 を 討ち 行った に、 船 の 兵 を とって、
 giyang/ hūwa tun -i hecen be afame gaifi, coohiyan/ gurun -i wang ni
 江 華 島の 城 を 攻め とって、 朝鮮 国 の 王 の
 juse sargan, boigon be/ yooni bahafi, coohiyan gurun be umesi
 子ら 妻、 戸 を まったく 得て、 朝鮮 国 を はなはだ

万国みな私の同じ徳をおこなわせ、遠近に伝え告げて分からせよ」と。Dorgon に与えた書の言葉。「太祖武皇帝は創業し国の極みを立てて、たぐい稀なる功を子ら孫らに残した。太宗聡明文皇帝は継ぎ位に即いて、各地の Monggo 国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わせて、国を大きくした。Han 父は叔父撰政王を Monggo 元国の子孫 Cahar 国を討伐しに送って、誥宝と Cahar Han の国の子ら・fujinら・家産をすべて得て、国を滅ぼした。また父 Han に従い朝鮮国を討伐しに行ったときに、船兵を率いて江華島の城を攻めとって、朝鮮国王の子ら・妻・家産をすべて得て、朝鮮国を大いに

toktobume/ dahabuha, jai ba ba -i dain de, ecike/ ujulafi hecen hoton
 定め したがわせた、また ところところの戦 に、 叔父 頭になって城 城
 be ambula gaiha, cooha be/ ba bade ambula gidaha, ecike ajigen ci/
 を 大いに とった、兵 を ところところに 大いに 破った、叔父 小さい より
 gūnin be gidarakū hafulame, tondo jurgan -i yabume,/ gurun booi
 おもい を やぶらない 通し、 忠 義 の おこない、 国 家の
 jalinde faššame, doro de aisilame/ tondo akūmbuha seme, 43b/44a ^^han
 ために 努力し、 政 に 助け 忠の 力を尽くした いい、 Han
 ama, jergici lakcame gosime, ce bithe, boobai/ doron bume, hošoi mergen
 父、 等より 絶え 慈しみ、 冊 書、 宝 印 与え、 和碩の 睿
 cin wang seme/ fungnehe bihe, geli aisilame mimbe amba soorin de/
 親 王 いい 封じた あった、また 助け 我を 大いに 位 に
 tebufi, dasan -i baita be aisilame icihyahabi, gung/ erdemu be aname
 座らせて、政 の こと を 助け 処理している、 功 徳 を ごとに
 gūnici, jeo gung ci/ dabali, julgei jeo gung, u wang ni/ werihe hese be
 おもえば、周 公 より 越え、 古の 周 公、 武 王 の 留めた 旨 を
 dahame, ceng wang be/ ilibufi, u wang ni toktobuha doro be/
 したが、 成 王 を 立てて、 武 王 の 定めた 政 を
 tuwakiyame beyede alifi, tondo hiyoosun be/ akūmbuhabi, 44a/44b ^^han
 見張り 自身に 受けて、 忠 孝 を 力を尽くしている、 Han
 ama abka de wesike fonde, uksun -i/ geren wang, ahūta deote, balai
 父 天 に のぼった ときに、 宗室 の 衆 王、 兄ら 弟ら、みだりに
 facuhūrame/ bi, bi soorin de teki seme temšedume,/ jai ecike be soorin
 乱し ある、我 位 に 座りたいいい 競い合い、 また 叔父 を 位
 de te seme/ huwekiyebume gisurere gisun de, ecike teng seme/ ojurakū/
 に 座らせよ いい 勧め 言う 言 に、 叔父 かたく できない、

平定し従わせた。また各地の戦いで叔父は先頭に立って城々を大いに取った。兵を各地で大いに破った。叔父は幼児より意思を変えず一貫して忠義をおこない、国家のために尽力したと、Han 父は特別に慈しみ冊書・宝印を与え、和碩睿親王に封じていた。また助け私を大いなる位に即かせて、政道を助け処理している。功德を順次思えば、周公より越えている。古の周公は武王の遺詔に従い成王を立てて、武王の定めた政道を守り、責任をもって忠孝に尽力している。Han 父が天に上ったときに、宗室の衆王兄弟が紛糾して「私が玉座に座りたい」と競いあい、また「叔父が玉座に座れ」と勧める言葉を叔父は断じて受け入れない。

^^han ama -i geren wang saci lakcame colgorome/ ujihe be gūnime,
 Han 父 の 衆 王 らより 絶え 卓越し 養った を おもい、
 emu mujilen -i tondo be/ tucibume, gurun -i jalin unenggi akdun be
 一 心 の 忠 を 出し、 国 の ため まことに かたい を
 akūmbume,/ geli 44b/45a ^^nenehe juwe enduringgei jobome ilibuha doro
 力を尽くし、 また 先んじた 二 聖の 苦しみ 立てた 政
 be/ ujen obufi, amba jurgan be iletulefi, uksun -i/ facuhūn be dasafi,
 を 重い なして、 大いに 義 を 顕れて、 宗室 の 乱れ を おさめて、
 mimbe se ajige seme/ gūnirakū,/ ^^genggiyen šu hūwangdi jui seme
 我を 年 小さい いい おもわない、 聡明 文 皇帝 子 いい
 soorin de tebufi,/ gurun be elhe obuha, ming gurun efujefi,/ liodzei
 位 に 座らせて、 国 を 安らか なした、 明 国 滅んで、 流賊
 hūlha soorin be hūlhafi, dulimbai/ gurun be facuhūrara jakade, ecike
 賊 位 を 盗んで、 中の 国 を 乱す ものに、 叔父
 geli amba/ cooha be gaifi, šanahan -i furdan de dosifi,/ liodzei orin
 もまた 大いに 兵 を とって、 山海 の 関 に 入って、 流賊 二十
 tumen cooha be efulefi, yan 45a/45b ging hecen be gaifi, dulimbai
 万 兵 を 破って、 燕 京 城 を とって、 中の
 gurun -i gurun -i ba be/ toktobufi, mimbe okdome ging hecen de
 国 の 国 の ところを 定めて、 我を 迎え 京 城 に
 gajifi/ abkai jui soorin de tebuhe, ere gemu/ jeo gung ni yabuhakū ba,
 つれてきて、 天の 子 位 に 座らせた これ みな 周 公のおこなわなかった ところ、
 ecike tereci/ dulekebi, amba erdemu colgoroko gung be, yargiyan -i/
 叔父 それより すぎている、 大いに 徳 卓越した 功 を、 本当 に
 abkai fejergi de iletuleme algimbuci acame ofi,/ colo be tukiyeme doro
 天の 下 に 顕れ 広げるべき なって、 号 を 捧げ 政

Han 父が衆王らより特別に養ったことを思い、一心に忠を出し誠実に尽力し、先の二人の聖人が苦しみ立てた政道を重んじて、大いに義をあらわして宗室の乱れを治めて、私を年少と思わず聡明文皇帝の子として位に即かせて国を安らかにした。明国が滅んで流賊が篡奪して中国を乱すので、叔父もまた兵を率いて山海関に入って、流賊二十万を破って燕京城をとって、中国の各地を平定して私を迎え京城につれてきて、天子として玉座に座らせた。これはみな周公がおこなわなかったこと。叔父はそれ以上である。大いに徳は卓越した功については、本当に天下に顕彰するべきなので、号を捧げて

be aliha ecike/ wang seme fungnefi, ce, boobai bufi, doshon/ kesi be
 を 承けた 叔父 王 いい 封じて、 冊、 宝 与えて、 寵 恩 を
 tuwabuha, ecike, facuhūn be necihiyefi/ doro be toktobuha, mini ajige
 見せた、 叔父、 乱れ を 平らげて 政 を 定めた、 我的 小さい
 bicibe aisilame 45b/46a wehiyehe, tondo jurgan be mutebuhe, gosin
 あっても 助け 助けた、 忠 義 を なした、 仁
 hiyoošun be/ akūmbuha, dulimbai gurun be toktobufi, abkai fejergi be/
 孝 を 力を尽くした、 中の 国 を 定めて、 天の 下 を
 elhe obuha, enteke ferguwecuke gung bisire be/ dahame, ele saišame
 安らか なした、 かような たぐい稀なる 功 ある を したが、 さらに 褒め讃え
 iletulefi acambi, uttu ofi,/ cohome gung gebu be, tumen jalan de/
 顕れて あう、 このよう なって、特に 功 名 を、 万 代 に
 algimbume, wehe de bithe folome bei ilibuha/ sehe; Otiyan jin -i
 広げ、 石 に 書 彫り 碑 立てた いった。 天 津 の
 dzungdu lo yang sing be,/ hese be jurceme nan ging ci jihe dzo/ lo
 総督 駱 養 性 を、 旨 を たがえ 南 京 より来た 左 懋
 di, cen hūng fan sebe okdoko turgunde,/ jurgan ci hafan efulefi irgen
 第、 陳 洪 範 らを 迎えた ゆえに、 部 より官 革めて 民
 obuci acambi seme 46a/46b gisurefi wesimbuhede, hese, lo yang sing de
 なすべき いい 議して 奏したに、 旨、 駱 養 性 に
 okdome/ dahaha gung bi, dzungdu -i tušan ci nakabu, taidz/ taiboo,
 迎え したがった 功 ある、 総督 の 職 よりやめさせよ、 太子 太保、
 hashū ergi dudu -i jergi be kemuni/ bibu sehe//46b/47a//
 左 側 都督 の 等級 を そのまま 留めよ いった。
 ^^daicing gurun i šidzu, abka be dursulehe, forgon be wesihun obuha/
 大清 国 の 世祖、 天 を 身につけた、 時運 を 貴 なした、

撰政叔父王に封じて、冊・宝を与えて寵恩を見せた。叔父は戦乱を平定して政道を定めた、私
 が小さくても補佐した。忠義をなすとげ、仁孝に尽力し、中国を平定して天下を安らかにし
 した。このようなたぐい稀なる功があるので、さらに嘉奨し顕すことがあう。このようなので特
 に功名を万世に広げるため、石に書を彫って碑を立てた」と。

天津総督駱養性が旨を違え、南京より来た左懋第・陳洪範らを迎えた理由で、部より「官を
 革職して民とするべき」と議して上奏したときに、旨「駱養性に迎え従った功がある。総督の
 職より辞めさせよ。太子太保・左都督の銜はそのまま留めよ」と。

大清世祖体天隆運

^^uherileme doktobuha, doro be ilibuha, sure genggiyen, ginggun šu,
続べ 定めた、 政 を 立てた、 聡明 聡明、 恭敬 文、
iletu horonggo, ^^erdemu be amban obuha, gung be badarambuha, ten
顕 威ある、 徳 を 大いなる なした、 功 を 富ませた、 極み
-i gosingga, umesi hiyoošungga, ^^eldembuhe huwangdi -i yargiyan kooli,
の 仁ある、 はなはだ 孝ある、 章 皇帝 の 実 録、
uyuci debtelin//
九番目 冊。

附：滿文大清世祖章皇帝實錄
順治元年十月・下

^^juwanci debtelin/ ijishūn dasan -i/ sucungga aniya, juwan/ biyai fejergi//
十番目 冊、 順 治 の 元 年、 十 月 の 下。
^^daicing gurun i šidzu eldembuhe hūwangdi i yargiyan kooli//
大清 国 の 世祖 章 皇帝 の 実 録。
^^daicing gurun -i šidzu, abka be dursulehe, forgon be wesihun obuha,
大清 国 の 世祖、 天 を 身につけた、 時運 を 貴 ました、
uherileme/ ^^toktobuha, doro be ilibuha, sure genggiyen, ginggun šu, iletu
統べ 定めた、 政 を 立てた、 聡明 聡明、 恭敬 文、 顕
horonggo, erdemu be/ ^^amba obuha, gung be badarambuha, ten i gosingga,
威ある、 徳 を 大いなるなした、 功 を 富ませた、 極み の 仁ある、
umesi hiyoosungga, eldembuhe/ ^^hūwangdi i yargiyan kooli, juwanci debtelin//
はなはなだ孝ある、 章 皇帝 の 実 録、 十番目 冊。
○ijishūn dasan -i sucungga aniya, niwanggiyan bonio./ juwan
順 治 の 初め 年、 甲 申、 十
biyai niohon ihan inenggi, gūlmahūn/ erin de, talman talmaka,
月 の 乙 丑 日、 卯 刻 に、 霧 立ちこめた、
boco šahūn bihe/ ○uheri be baicara yamun -i aisilakū hafan/ lei hing
色 薄白 あった、 すべて を 査べる 衙門 の 助ける 官 雷興
be, wesimbufi ici ergi ashan -i/ baicara amban obufo, tiyan jin -i jergi
を、 陞して 右 側 側 の 査べる 大臣 なして、 天 津 の 等
la/lb baba baicabume toktoleme sindaha; ○fulgiyan tasha/ inenggi,
ところどころ査べさせ 定めさせ 任じた。 丙 寅 日、
weilere jurgan -i ejeku hafan ioi/ liyan yoo be, wesimbufi šandung ni
造る 部 の ejeku hafan 于 連 躍 を、 陞して 山 東 の
goloi/ an ca ši sy yamun -i ciyanši hafan/ obufo, yan si -i bing bei
地方の 按 察 使 司 衙門 の 僉事 官 なして、 亮 西 の 兵 備

第十卷

順治元年十月の下

大清国の世祖章皇帝実録

大清世祖体天隆運英睿欽文大德弘功至仁純孝章皇帝実録、第十卷

順治元年甲申。十月乙丑。卯刻に霧が立ちこめた。色は薄白であった。

都察院副理事官雷興を陞せて右副都御史にして、天津等地方巡撫に任じた。

丙寅。工部主事于連躍を陞せて山東省の按察使司の僉事にして、亮西兵備

dooli, dorolon -i/ jurgan -i icihiyara hafan fang jy ki be,/ wesimbufi
 道吏、礼の部の処理する官房之驛を、陞して
 šandung ni goloï an ca ši sy/ yamun -i cïyanši hafan obufi, tacikūi
 山東の地方の按察使司衙門の僉事官なして、学校の
 baita be/ kadalara dooli sindaha; ○weilere jurgan -i k'o/ yamun -i
 ことを管理する道吏任じた。造る部の科衙門の
 gisurere hafan ju ding cing ni *1b/2a* wesimbuhengge, te/ ^^hūwangdi
 議する官朱鼎藩の奏すること、今皇帝
 soorin de tefi, kesi be selgiyere jakade,/ geren irgen gemu urgun -i
 位に座して、恩を伝えるものに、衆民みな喜びの
 banjimbi, tuwaci,/ emu gurun mukdeci, urunakū an kemun be/ getuken
 暮らす、見れば、一国興れば、必ず常定則を明白な
 -i ilibufi, juse omosi be dahame/ yabubume endeburakū, duiin mederi be
 の立てて、子ら孫らをしたがひおこなわせ誤らない、四海を
 alhūdabume calaburakū/ obure de, hešen hergin be getukelerakūci
 手本とさせ間違えさせないなすに、綱目紀律を明白にしなれば
 ojarahū/ amban bi, terei oyonggongge be tucibuki, doro/ yangse serengge/
 ならない、臣我、その重要なものを出したい、礼様式いうこと、
 ^^han -i hešen, ambasai ashan de dahara, canjurara, *2a/2b* anahūnjara,
 Han の綱目、大臣らの側にしたがう、揖礼する、謙讓する、
 dosire, bederereṅge, hergin, dergi ainame/ ainame oci, fejergi heolen sula
 進む、退くこと、紀律、上 どうして どうして なければ、下 怠惰 ばらばら
 balai facuhūrame,/ hergin akū ofi, dorolon yangse -i hešen/ efujembi,
 みだりに乱れ、紀律ない なって、礼様式の綱目滅ぶ、
 niyalma baitalarangge, dasan yabubure hešen,/ hafan -i jurgan hafasa be
 人用いること、礼おこなう綱目、官の部官らを

道、礼部郎中房之驛を陞せて山東省の按察使司の僉事官にして、提調学政に任じた。

工科給事中朱鼎藩が上奏すること。「いま皇帝の玉座に座して恩を伝えるので、衆民みな喜んで暮らす。見れば、一国が興れば必ず規則を詳細に立てて、子ら孫らに従いおこなわせれば違わず、四海に倣えば失敗しなくするのには、綱目・紀律を詳細にしなればならない。臣私はその重要なものを掲げたい。礼の様式というものは Han の綱目。大臣らが側に従う・拱手する・讓る・進む・退くことが紀律。上が軽々しくすれば、下はばらばらでみだりに乱れて紀律がなくなって、礼儀の様式の綱目は滅ぶ。人を用いることは、礼をおこなう綱目は典銓司らが

kimcire, erdemu be/ ilgarangge, hergin, se sakda, tuwakiyan bolgo akū/
 詳細にする、徳 を 区別すること、紀律、年 老人、品行 清らか ない、
 hūlhi nantuhūn oci, hergin akū ofi, dasan/ yabubure hešen efujembi,
 愚かな 貪汚 ならば、紀律 ない なって、礼 おこなわせる 綱目 減ぶ、
 ulin baitalarangge, gurun be/ dasara hešen, hūsun ai jaka be giyan de/
 財貨 用いること、 国 を おさめる 綱目、 力 なにものを 道理 で
 acabume baitalame, jemden -i da ba lashalarangge, 2b/3a hergin, ashan
 あわせ 用い、 弊害 の もと ところ 絶えること、 紀律、 側
 -i amban be bolgo mutere be/ sonjorakū ohode, tucire dosire baita
 の 大臣 を 清らか できる を 選ばない なたた のに、 出る 進む こと
 gemu wailan sai/ cihai ofi, kūthūme suwaliyabume hergin akū ofi/
 みな 外郎 らの 思いのまま なって、かきませ ませ 紀律 ない なって、
 gurun be dasara hešen efujembi, hešen fafun/ serengge, dasan be
 国 を おさめる 綱目 減ぶ、 綱目 法 いうこと、 礼 を
 yabubure hešen, fafulame ilibume,/ da be seremšeme, dube be
 おこなわせる 綱目、 命じ 立て、 もと を 防ぎ、 端 を
 akūburengge, hergin/ cimari toktobume yamji halame, amasi julesi
 力を 尽くす こと、 紀律、 朝 定め 晩 改め、 後 前
 kenehunjere,/ gisun sain gojime yargiyan akū, alhūdara dahara/ babe
 疑う、 言 よい いえども 本当 ない、 手本とする したがう ところを
 sarkū ogoro oci, hūlhi facuhūn hergin/ akū ofi, dasan yabubure hešen
 知らない なる ならば、愚かな 乱れ 紀律 ない なって、礼 おこなわせる 綱目
 efujembi, alhūdan 3a/3b tuwakiyan serengge, dasan fafun -i hešen, dergi/
 減ぶ、 手本 品行 いうこと、 礼 法 の 綱目、 上
 yabume fejergi alhūdame, ishunde emu adali ojongge,/ hergin, wang ni
 おこない 下 手本とし、 互いに 一 同じ なること、 紀律、 王 の

詳細にする、才能を区別することが紀律。年老いた・品行が清らかでない・愚貪ならば紀律は
 なくなって、礼をおこなわせる綱目は減ぶ。財貨を用いることは国を治める綱目。力は一切の
 ものを理で合わせ用いるため、弊害でもとの所が絶えることが紀律。側の大臣らが清廉を選ば
 なかったときに、出る・進むことはみな胥吏らの思いのままになって、混ぜ合って紀律がなく
 なるので国を治める綱目が減ぶ。綱目・法ということは、礼をおこなわせる綱目。命じて立て
 て、最初を守り最後まで力を尽くすことが紀律。朝定めて夜に改める・後で前を疑う・言葉は
 よいが真実がない・手本として従うところをしらなければ、混乱して乱れ紀律がなくなって、
 礼をおこなわせる綱目が減ぶ。手本・品行ということは礼法の綱目。上がおこなえば下が手本
 とし、互いに一体となることが紀律。王が

emgeri selgiyehe gisun be,/ emu hacin -i teile be jafafi daharakūngge/
 一度 伝えた 言 を、 一 件 の 限り を つかんで したがわなかったもの
 ambula, dorgi tulergi weile emu adali bime,/ ememu weile be daldame
 大いに、 内 外 こと 一 同 じ あり、 ある こと を 目の届かない
 huwejeme jurcebumbi, juwedeme/ iladame oci, hergin akū ofi, dasan
 遮り 違わせる、 二心を生じ 三心を生じ ならば、 紀律 ない なって、 礼
 fafun -i/ hešen efujembi, akdun mujilen be tuciburengge, wesimbure/
 法 の 綱目 減ぶ、 かたい 心 を 出すこと、 上げる
 wasimbure hešen, saisa be baitalara de babe tuwarakū,/ jalingga be
 下す 綱目、 賢者 を 用いる に ところを見ない、 奸悪な を
 bederebure de, urunakū dacun ojongge, 3b/4a hergin, meiren adafi ejen
 戻す に、 必ず 鋭い なること、 紀律、 肩 並べて 主
 be weilere de/ aikabade ice fe seme ilgara, geli hūhai/ baitalaha hafan,
 を 造る に、 あるいは 新 旧 いい 区別する、 また 賊の 用いた 官、
 jai efujehe hafan -i baitalabuki/ sere gūnin be lashalarakū oci, dosire
 また 減んだ 官 の 用いられたい いう おもい を 絶えない ならば、 進む
 bederereנגge/ hergin akū ofi, wesimbure wasimbure hešen efujembi,/ te
 退くこと 紀律 ない なって、 上げる 下す 綱目 減ぶ、 今
 erin -i baita urunakū hešen be/ tukiye, hergin be ciralara be oyonggo
 時 の こと 必ず 綱目 を 捧げる、 紀律 を 厳しくする を 重要だ
 obure/ ohode, amala dasan wen ambula selgiyebufi, goroki/ hanciki
 なす なったのに、 後 政治 教化 大いに 伝えさせて、 遠い 近い
 urgunjeme dahambi, jai irgen -i mujilen be/ dahaburengge, weihuken
 喜び したがう、 また 民 の 心 を したがわせること、 かるい
 weilebume ekiyehun gaime, gemu 4a/4b yargiyan kesi be bahabure de bi,
 造らせ 足りない とり、 みな 本当 恩 を 得させる にある、

一度伝えた言葉は一件だけを含んでいるが、聞き入れなかったものははなはだ多い。内外の事は一体であり、あることに目が届かず遮り違わせる。二心を生じ三心を生じるならば、紀律がなくなって礼法の綱目が減ぶ。信心を出すことは上がる・下がる綱目。賢者を任用するときに、ところによらず奸悪を退けるときに、必ず俊敏なることが紀律。肩を並べて主が仕事をするとときに、あるいは新旧と区別する。また賊が登用した官、また廃された官が任用されたいという思いが絶えないならば、進む・退く紀律がなくなって上がる・下がる綱目が減ぶ。いま時の案件で必ず綱目を掲げる、紀律を厳しくするのが重要とみなしたときに、後に政治・教化を大いに伝えさせれば、遠近は喜び従う。また民の心を従わせることは、軽く仕事をさせ少なく取り立てれば、みな本当に恩を得させるにある。

untuhun/ gisun -i teile de akdaci ojarahū, ba/ bisire, ulin bisire, jeku
 空 言 の 限りに 頼ることできない、 ところある、 財貨 ある、 穀物
 tesure, cooha tesure/ oci, alin medere ci juweme benjirengge, gemu/
 足りる、 兵 足りる ならば、 山海 より運び 送ること、 みな
 dergi booi ku tsang de ombikai, ainaha/ beye/ ^^abkai jui ofi, bayan
 上 家の 庫 蔵 に なるぞ、 どうして 自身 天の 子 なって、 富
 duin mederi bimbime, ulin/ baitalan -i isirakū jalin joborongge bini
 四 海 あり、 財貨 使用 の およばないため 苦しむこと あるのか
 seme/ wesimbuhede, gisun inu sehe; Ofulahūn gūlmahūn inenggi 4b/5a ^^dele,
 いい 奏したに、 言 も いった。 丁 卯 日、 上、
 hūwang gi men dukai soorin de wesifi,/ hošoi ujen cin wang jirgalang
 皇 極 門 門の 位 に のぼって、 和碩の 鄭 親 王 Jirgalang
 be, akdun/ jurgangga doro de aisilara ecike wang fungnefi,/ ce, boobai
 を かたい 義ある 政 を 助ける 叔父 王 封じて、 冊、 宝
 bufi, aisin emu minggan yan,/ menggun emu tuman yan, gecuheri suje
 与えて、 金 一 千 両、 銀 一 万 両、 蟒 緞 緞子
 emu/ minggan šangnaha, hooge be, ineku hošoi fafungga/ cin wang
 一 千 賞した、 Hooge を 同じ 和碩の 肅 親 王
 fungnefi, ce, boobai bufi, enggemu/ tohoho morin juwe, sula morin jakūn
 封じて、 冊、 宝 与えて、 鞍 付けた 馬 二、 閑散 馬 八
 šangnaha/ doroi baturu giyūn wang ajige, doroi erke/ giyūn wang dodo
 賞した、 多羅の 武英 郡 王 Ajige、 多羅の 豫 郡 王 Dodo
 be, wesimbufi gemu cin 5a/5b wang fungnefi, ce, boobai, enggemu
 を、 陞せて みな 親 王 封じて、 冊、 宝、 鞍
 tohoho morin/ juwete, sula morin jakūta šangnaha, doroi beile/ lolohon
 付けた 馬 二ずつ、 閑散 馬 八ずつ 賞した、 多羅の beile Lolohon

虚言だけに頼ることができないことがある。財貨があり穀物が足り、兵が足りるならば、山や海より運び送ることは、みな皇家の倉庫にできるぞ。どうして自身は天子になって、富が四海にありながら、財貨の用途が足りないため、苦しむことがあるのか」と上奏したときに、言葉も言った。

丁卯。皇上は皇極門の玉座にのぼって、和碩鄭親王 Jirgalang を信義輔政叔父王に封じて、冊・宝を与えて、金一千両・銀一万両・蟒緞・緞子一千を賞した。Hooge を同じ和碩肅親王に封じて、冊・宝を与えて、鞍を付けた馬二・はだか馬八を賞した。多羅武英郡王 Ajige・多羅豫郡王 Dodo を陞せて、みな親王に封じて、冊・宝・鞍を付けた馬二ずつ・はだか馬八ずつを賞した。多羅 beile Lolohon

be, doroi fengšengge giyūn wang fungnefi,/ ce, doron bufi, enggemu
 を、多羅の 衍禧 郡 王 封じて、冊、印 与えて、鞍
 tohoho morin emke,/ sula morin juwe šangnaha, šose be, doroi/
 付けた 馬 一つ、閑散 馬 二 賞した、Šose を、多羅の
 kemungge giyūn wang fungnefi, ce, doron buhe,/ wargi be necihiyere
 承澤 郡 王 封じて、冊、印 与えた、西 を 平らげる
 wang u san gui de,/ ce, doron bufi, menggun emu tumen yan,/
 王 吳 三 桂 に、冊、印 与えて、銀 一 万 両、
 enggemu tohoho morin emke, sula morin juwe/ šangnaha, ginggūn
 鞍 付けた 馬 一つ、閑散 馬 二つ 賞した、恭
 ijishūn wang kung io de, 5b/6a gūnin ijishūn wang geng jung ming,
 順 王 孔 有 徳、 懷 順 王 耿 仲 明、
 bodohonggo/ ijisuhūn wang šang k'o hi, dahashūn gung/ šen jy siyang,
 智ある 順 王 尚 可 喜、したがっている公 沈 志 祥、
 coohiyan gurun i šidz li/ wang, jacin jui li hoo, jai manju, monggo/
 朝鮮 国 の 世子 李 滄、 二番目 子 李 溥、 また Manju、 Monggo、
 ujen coohai gūsai ejen, meiren i janggin tui/ janggin sede, enggemu
 漢 軍の gūsai ejen, meiren i janggin tui janggin らに、鞍
 tohoho morin šangnafi, ambarame/ sarilaha; jirgalang de buhe ce bithei/
 付けた 馬 賞して、 大きくし 酒宴した。 Jirgalang に 与えた 冊 書の
 gisun,/ ^^mafa taidzu horonggo enduringge hūwangdi, fukjin deribume/
 言、 祖父 太祖 威ある 聖 皇帝、 肇め はじめ
 gurun i ten be ilibufi, ferguwecuke gung be 6a/6b juse omosi de
 国 の 極み を 立てて、 たぐい稀なる 功 を 子ら 孫ら に
 werihe,/ ^^ama taidzung genggiyen šu enduringge hūwangdi, sirame/ ilifi
 留めた、 父 太宗 聡明 文 聖 皇帝、 つぎ 立つて

を多羅衍禧郡王に封じて、冊・印を与えて、鞍を付けた馬一・はだか馬二を賞した。Šose を多羅承澤郡王に封じて、冊・印を与えた。平西王吳三桂に冊・印を与えて、銀一万両・鞍を付けた馬一・はだか馬二を賞した。恭順王孔有徳・懷順王耿仲明・智順王尚可喜・統順公沈志祥・朝鮮国の世子李滄の次子李溥、また Manju・Monggo・漢軍の gūsai ejen・meiren i janggin・tui janggin らに鞍を付けた馬を賞して、大いに酒宴した。Jirgalang に与えた冊文の言葉。「祖父太祖武皇帝は創業し国の礎を立てて、たぐい稀なる功を子ら孫らに残した。父太宗聡明文皇帝は継ぎ立って、

ba ba -i monggo gurun be gemu/ uhe obufi, coohiyān gurun be umesi
 ところところの Monggo 国 を みな ともになして、朝鮮 国 を はなはだ
 dahabufi/ gurun be amban, doro be ujen obuha,/ ere bodoho gung be
 したがわせて、国 を 大いなる、礼 を 重い なした、これ はかした 功 を
 ilibuhangge, yargiyān -i/ mergen niyaman -i aisilara de akduhabi, hošoi/
 立てたこと、本当 に 賢い 心 の 助ける に かためている、和碩の
 ujen cin wang be, beyede alifi tondo/ jurgan -i yabuha, ajige ci ujen
 鄭 親 王 を、自身に 受けて 忠 義 の おこなった、小さい より 重い
 ginggun/ mujilen -i banjime, gurun booi jalinde faššame, 6b/7a dain de
 敬い 心 の 生み、 国 家 の ために 努力し、 戦 に
 afame, doro de aisilame, tondo/ akūmbuha seme hošoi ujen cin wang
 攻め、 政 に 助け、 忠の 力を尽くした いい 和碩の 鄭 親 王
 fungnehe/ bihe/ ^nenehe han abka de wesike fonde, uksun -i/ geren
 封じた あった、 先んじた Han 天 に のぼった ときに、 宗室 の 衆
 ahūta deote balai facuhūrame, bi/ soorin de teki seme temšenure de,
 兄ら 弟ら みだりに 乱し、 我 位 に 座したい いい 競い合う に、
 si/ tondo akdun gūnin jafafi, uhei amba bodogon be/ toktobure jakade,
 汝 忠 かたい おもい つかんで、 共に 大いなる はかりごと を 定める ものに、
 gurun boo elhe ohobi, jai/ amba cooha gaifi, ming gurun -i jecen be/
 国 家 安らか なっている、また 大いなる 兵 とって、 明 国 の 境 を
 aliha jung heo šo, ciyan tun wei, 7a/7b jung ciyan šo be afame gaiha,
 受けた 中 後 所、 前 屯 衛、 中 前 所 を 攻め とった、
 tuttu/ ofi, aisin -i ce bithe, boobai doron bume,/ akdun jurgangga doro
 そのよう なって、 金 の 冊 書、 宝 印 与え、 かたい 義ある 政
 de aisilara ecike wang/ fungnehe, alin birai gese jalan halame
 に 助ける 叔父 王 封じた、 山 川 の ように 代 改め

各地の Monggo 国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わせて、国を大きく、政道を重くした。これははかした功を立てたことが、まことに賢い心で助けるのによっている。和碩鄭親王をみずから迎えて「忠義で行動した。幼時より重く謹む心で暮らし、国家のために尽力し戦いでは攻め、政事では補佐し忠心を尽くした」と鄭親王に封じていた。先の Han が天にのぼった時に、宗室の衆兄弟らが紛糾し「私が玉座に座りたい」と言い争いあうときに、汝は忠信の意思で共に大計を定めるので、国家が安らかになっている。また大兵を率いて明国の辺境を守る中後所・前屯衛・中前所を攻めとった。そのようなので金の冊書・宝印を与え信義輔政叔父王に封じた。山川のように代々

enteheme/ gurun -i kesi be ali sehe; hooge de/ buhe ce bithei gisun/
 永遠に 国 の 恩 を 受けよ いった、Hooge に 与えた 冊 書の 言、
 ^^mafa taidzu horonggo enduringge hūwangdi, fukjin deribume/ gurun -i
 祖父 太祖 威ある 聖 皇帝、 肇め はじめ 国 の
 ten be ilibufi, ferguwecuke gung be/ juse omosi de werihe,/ ^^ama
 極み を 立てて、 たぐい稀なる 功 を 子ら 孫ら に 留めた、 父
 taidzung genggiyen šu enduringge hūwangdi, sirame ilifi 7b/8a ba ba -i
 太宗 聡明 文 聖 皇帝、 つぎ 立って ところところの
 monggo gurun be gemu uhe/ obufi, coohiyan gurun be umesi dahabufi,
 Monggo 国 を みな ともに なして、 朝鮮 国 を はなはだ したがわせて、
 gurun be/ amban, doro be ujen obuha, amba doro/ ulame minde
 国 を 大いなる、 礼 を 重い なした、 大いなる 政 伝え 我に
 isinjija manggi, bošoi* fafungga cin/ wang weile bahafi untuhun bihe,
 到りきた のち、 和碩の 肅 親 王 罪 得て 空 あった、
 doro be/ aliha ecike wang ni emgi, šanaha furdan de/ liodzei orin
 政 を 承けた 叔父 王 の ともに、 山海 関 に 流賊 二十
 tumen cooha be efulefi, dulimbai/ gurun -i babe baha, gung amba ofi,
 万 兵 を 破って、 中の 国 の ところを得た、 功 大いなる なって、
 bi/ amba soorin de tehe doro simbe dabali/ wesimbufi, aisin -i ce
 我 大いなる 位 に 座った 礼で 汝を 越え 陞せて、 金 の 冊
 bithe, boobai doron bume, 8a/8b ineku hošoi fafungga cin wang
 書、 宝 印 与え、 同じ 和碩の 肅 親 王
 fungnehe, alin/ birai gese jalan halame enteheme gurun -i kesi be/ ali
 封じた、 山 川 ように代 改め 永遠に 国 の 恩 を 受けよ
 sehe; ajige de buhe ce bithei/ gisun,/ ^^mafa taidzu horonggo
 いった。Ajige に 与えた 冊 書の 言、 祖父 太祖 威ある

永遠に国の恩を受けよ」と。Hoogeに与えた冊書の言葉。「祖父太祖武皇帝は創業し国の礎を立てて、たぐい稀なる功を子ら孫らに残した。父太宗聡明文皇帝は継ぎ立って、各地のMonggo国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わせて、国を大きく、政道を重くした。大いなる政道を伝え私に到りきたので、和碩肅親王は罪を得て閑散であった。摂政叔父王とともに山海関に流賊二十万の兵を破って、中国の地を得た。功が大きいので、私が大いなる位に即いた礼で汝を特別に陞して、金の冊書・宝印を与え、同じ和碩肅親王に封じた。山川のように代々永遠に国の恩を受けよ」と。Ajigeに与えた冊書の言葉。「祖父太祖武

enduringge hūwangdi, fukjin deribume/ gurun -i ten be ilibufi,
 聖 皇帝、 肇め はじめ 国 の 極み を 立てて、
 ferguwecuke gung be/ juse omosi de werihe/ ^^ama taidzung genggiyen
 たぐい稀なる 功 を 子ら 孫ら に 留めた、 父 太宗 聡明
 šu enduringge hūwangdi, sirame/ ilifi ba ba -i monggo gurun be gemu/
 文 聖 皇帝、 つぎ 立ってところところの Monggo 国 を みな
 uhe obufi, coohiyan gurun be umesi dahabufi, 8b/9a gurun be amban,
 ともになして、朝鮮 国 を はなはだしたがわせて、 国 を 大いなる、
 doro be ujen obuha/ amba doro ulame minde isinjiha manggi, doroi/
 礼 を 重い なした、 大いなる 政 伝え 我に 到りきた のち、 多羅
 baturu giyūn wang, doro be aisilara ecike/ wang ni emgi, ming gurun
 武英 郡 王、 政 を 承ける 叔父 王 の ともに、明 国
 -i jecen be/ aliha jung heo šo, ciyan tun wei/ jung ciyan šo be
 の 境 を 受けた 中 後 所、前 屯 衛、中 前 所 を
 afame gaiha, jai/ doro be aliha ecike wang ni emgi/ šanaha furdan de
 攻め とった、また 政 を 承けた 叔父 王 の ともに、山海 関 に
 liodzei orin tumen cooha be/ efulefi, dulimbai gurun -i baha, gung
 流賊 二十 万 兵 を 破って、中の 国 の 得た、功
 amba/ ofi, bi amba soorin de tehe doroi 9a/9b simbe wesimbufi, aisin
 大いなる なって、我大いなる 位 に 座した 礼で 汝を 陸して、 金
 -i ce bithe, boobai/ doron bume, hošoi baturu cin wang fungnehe/ alin
 の 冊 書、 宝 印 与え、和碩の 英 親 王 封じた、 山
 birai gese jalan halame enteheme gurun -i/ kese be ali sehe; dodo de
 川の よう 代 改め 永遠に 国 の 恩 を 受けよいった。Dodo に
 buhe ce/ bithei gisun/ ^^mafa taidzu horonggo enduringge hūwangdi,
 与えた 冊 書の 言、 祖父 太祖 威ある 聖 皇帝、

皇帝は創業し国の礎を立てて、たぐい稀なる功を子ら孫らに残した。父太宗聡明文皇帝は継ぎ立って、各地の Monggo 国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わせて、国を大きく、政道を重くした。大いなる政道を伝え私に到りきたので、多羅武英郡王は摂政叔父王とともに明国の辺境を守る中後所・前屯衛・中前所を攻めとった。また摂政叔父王とともに流賊二十万の兵を破って中国を得た。功が大きいので、私が大いなる位に即いた礼で汝を陸して、金の冊書・宝印を与え、和碩英親王に封じた。山川のように代々永遠に国の恩を受けよ」と。Dodo に与えた冊書の言葉。「祖父太祖武皇帝は

fukjin deribume/ gurun -i ten be ilibufi, ferguwecuke gung be/ juse
 肇め はじめ 国 の 極み を 立てて、 たぐい稀なる 功 を 子ら
 omosi de werihe/ ^^ama taidzung genggiyen šu enduringge hūwangdi,
 孫ら に 留めた、 父 太宗 聡明 文 聖 皇帝、
 sirame/ ilifi ba ba -i monggo gurun be gemu 9b/10a uhe obufi,
 つぎ 立ってところ ところの Monggo 国 を みな ともに なして、
 coohiyan gurun be umesi dahabufi/ gurun be amban, doru be ujen
 朝鮮 国 を はなはだ したがわして、 国 を 大いなる、 政 を 重い
 obuha/ amba doru ulame minde isinjiha manggi, doroi/ erke giyūn
 なした、 大いなる 政 伝え 我に 到りきた のち、 多羅の 豫 郡
 wang, doru be aliha ecike/ wang ni emgi, šanaha furdan de liodzei/
 王、 政 を 承けた 叔父 王 の ともに、 山海 関 に 流賊
 orin tumen cooha be efulefi, dulimbai gurun -i/ babe baha, gung amba
 二十 万 兵 を 破って、 中の 国 の ところを得た、 功 大いに
 ofi, bi amba/ soorin de tehe doroi simbe wesimbufi, aisin -i/ ce bithe,
 なって、 我 大いなる 位 に 座した 礼で 汝を 陞せて、 金 の 冊 書、
 boobai doron bume, hošoi erke/ cin wang fungnehe, alin birai gese
 宝 印 与え、 和碩の 豫 親 王 封じた、 山 川 の ように
 jalan 10a/10b halame enteheme gurun -i kese be ali sehe/ lolohon de
 代 改め 永遠に 国 の 恩 を 受けよ。 Lolohon に
 buhe ce bithei gisun/ ^^mafa taidzu horonggo enduringge hūwangdi,
 与えた 冊 書の 言、 祖父 太祖 威ある 聖 皇帝、
 fukjin deribume/ gurun -i ten be ilibufi, ferguwecuke gung be/ juse
 肇め はじめ 国 の 極み を 立てて、 たぐい稀なる 功 を 子ら
 omosi de werihe/ ^^ama taidzung genggiyen šu enduringge hūwangdi,
 孫ら に 留めた、 父 太宗 聡明 文 聖 皇帝、

創業し国の礎を立てて、たぐい稀なる功を子ら孫らに残した。父太宗聡明文皇帝は継ぎ立って、各地の Monggo 国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わして、国を大きく、政道を重くした。大いなる政道を伝え私に到りきたので、多羅豫郡王は摂政叔父王とともに山海関に流賊二十万の兵を破って、中国の地を得た。功が大きいので、私が大いなる位に即位した礼で汝を陞して、金の冊書・宝印を与え、和碩豫親王に封じた。山川のように代々永遠に国の恩を受けよ」と。Lolohon に与えた冊書の言葉。「祖父太祖武皇帝は創業し国の礎を立てて、たぐい稀なる功を子ら孫らに残した。父太宗聡明文皇帝は

sirame/ ilifi ba ba -i monggo gurun be gemu/ uhe obufi, coohiyān
 つぎ 立つてところところの Monggo 国 を みな ともに なして、朝鮮
 gurun be umesi dahabufi,/ gurun be amban, doro be ujen obuha,/
 国 を はなはだ したがわして、国 を 大いなる、政 を 重い なした、
 amba doro ulame minde isinjiha manggi, doroi 10b/11a beile lolohon,
 大いなる 政 伝え 我に 到りきた のち、 多羅の beile Lolohon,
 doro be aliha ecike wang ni/ emgi, šanaha furdan de liodzei orin
 政 を 承けた 叔父 王 の ともに、山海 関 に 流賊 二十
 tumen/ cooha be efulefi, dulimbai gurun -i babe baha/ gung amba ofi,
 万 兵 を 破って、中の 国 の ところを得た、功 大いなる なって、
 bi amba soorin de/ tehe doroi simbe wesimbufi, ce bithe, doron/ bume,
 我 大いなる 位 に 座した 礼で 汝を 陞して、 冊 書、 印 与え、
 doroi fengšengge giyūn wang fungnehe, alin/ birai gese jalan halame
 多羅の 衍禧 郡 王 封じた、 山 川の ように 代 改め
 enteheme gurun -i/ kesi be ali sehe; šose de buhe ce/ bithei gisun/
 永遠に 国 の 恩 を 受けよ いった。Šose に 与えた 冊 書の 言、
 ^^mafa taidzu horonggo enduringge hūwangdi, fukjin deribume
 祖父 太祖 威ある 聖 皇帝、 肇め はじめ
 11a/11b gurun i ten be ilibufi, ferguwecuke gung be/ juse omosi
 国 の 極み を 立てて、 たぐい稀なる 功 を 子ら 孫ら
 de werihe/ ^^ama taidzung genggiyen šu enduringge hūwangdi,
 に 留めた、 父 太宗 聡明 文 聖 皇帝、
 sirame/ ilifi ba ba -i monggo gurun be gemu/ uhe obufi,
 つぎ 立つて ところところの Monggo 国 を みな ともに なして、
 coohiyān gurun be umesi dahabufi/ amba doro ulame minde isinjiha
 朝鮮 国 を はなはだ したがわして、大いなる 政 伝え 我に 到りきた

継ぎ立つて、各地の Monggo 国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わせて、国を大きく、政道を重ねた。大いなる政道を伝え私に到りきたので、多羅 beile Lolohon は摂政叔父王とともに山海関に流賊二十万の兵を破って中国の地を得た。功が大きいので、私が大いなる位に即いた礼で汝を陞して、冊書・印を与え、多羅衍禧郡王に封じた。山川のように代々永遠に国の恩を受けよ」と。Šose に与えた冊書の言葉。「祖父太祖武皇帝は創業し国の礎を立てて、たぐい稀なる功を子ら孫らに残した。父太宗聡明文皇帝は継ぎ立つて、各地の Monggo 国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わせて、大いなる政道を伝え私に到りきた

manggi, dulimbai gurun -i babe bahafi, ice hese/ be alifi, amba soorin
 のち、 中の 国 の ところを得て、 新しい 旨 を 受けて、 大いなる 位
 de tehe doroi šose/ simbe,/ ^^ama taidzung genggiyen šu enduringge
 に 座した 礼で Šose 汝を、 父 太宗 聡明 文 聖
 hūwangdi -i dalbai 11b/12a fujin de banjiha jui, gurun -i hūhuri de/
 皇帝 の 傍らの fujin に 生まれた 子、 国 の 福 に、
 hanci niyaman be jiramilaci acambi seme, ce/ bithe, doron bume, doroi
 近い 心 を 厚遇するべき いい、 冊 書、 印 与え、 多羅の
 kesingge giyūn wang/ fungnehe, jalan halame enteheme gurun -i kesi
 承沢 郡 王 封じた、 代 改め 永遠に 国 の 恩
 be/ ali sehe; u san gui de buhe ce/ bithei gisun; bi donjici, emu
 を 受けよ いった。 呉 三 桂 に 与えた 冊 書の 言。 我 聞けば、 一
 jalan -i/ forgon be aliha han bici, urunakū emu/ jalan i doro de
 代 の 時運 を 受けた Han あれば、 必ず 一 代 の 政 に
 aisilara mujilen niyaman -i/ gese amban bifi, uhei amba doro be/
 助ける 心 心 の ように amban いて、 共に 大いなる 政 を
 mutebumbi, uttu ofi, saisa de afabure, mutere be 12a/12b baitalara,
 できさせる、 このよう なって、 賢者 に 委ねる、 できる を 用いる、
 gung be ujelere, erdemu be wesihulerengge,/ yargiyan -i gurun booi
 功 を 重んじる、 徳 を 尊ぶこと、 本当 に 国 家の
 amba kooli, nashūn de/ teisulere, ucuri de acabure, kūbulin be
 大いなる 例、 時機 に あわせる、 機会 に あわせる、 変化 を
 bahanara,/ toose be hafunarangge genggiyen mergesei sain yabun,/ bi
 さとる、 権力 を 通じていくこと 聡明 智者らの よい おこない、 我
 amba soorin de tehe doroi julgei/ kooli be alhūdame, geren ambasai
 大いなる 位 に 座した 礼で 古の 例 を 手本とし、 衆 大臣らの

のち、中国の地を得た。新しい旨を受けて位に即いた礼で「Šose 汝は父太宗聡明文皇帝の側
 fujin に生まれた子。国の福で陞して、近親を厚遇すべき」と冊書・印を与え、多羅承澤郡王
 に封じた。山川のように代々永遠に国の恩を受けよ」と。呉三桂に与えた冊書の言葉。「私が
 聞くに、一代の時運を承けた Han がいれば、必ず一代の政道に助ける腹心がいて、共に大い
 なる政道をなさしめる。このようなので賢者に委ねる・有能な者を用いる・功を重んじる・徳
 を尊ぶことは、まことに国家の大いなる例。機会に合わせる・機会に合わせる・変化を悟る・
 権力を貫くことは、叡智ある賢者らの善行。私は大いなる位に即いた礼で古の例を手本とし、
 衆大臣らの

gung erdemu be/ ilgafi, kesi be esei ama mafa de/ isibukini, hūhuri be
 功 徳 を 区別して、恩 を これらの父 祖 に およぼしたい、福 を
 juse omosi de werikini/ seme, temgetu ce bithe, doron bume, jergi/
 子ら 孫ら に 留めたい いい、 鈐印 冊 書、 印 与え、 等級
 toktohuha, ping si be u san gui si, 12b/13a abkai erin ucure be safi,
 定めた、 平 西 伯 吳 三 桂 汝、 天の 時 機会 を 知って、
 doron be/ aliha ecike wang, amba cooha gaifi wasihūn/ dailame genere
 政 を 承けた 叔父 王、 大いなる 兵 とって 西 討ち 行く
 de, si lodzei takūraha hafan be/ jafafi, šanaha furden ci okdome hafan
 に、 汝 流賊 遣わした 官 を とらえて、 山海 関 より 迎え 官
 takūrafi,/ wang isinaha manggi, šanaha -i duka neifi,/ geren be gaifi
 遣わして、 王 到りついた のち、 山海 の 門 開いて、 衆 を とって
 hadaha, geli doron be/ aliha ecike wang ni emgi, lodzei orin/ tumen
 したがった、 また 政 を 承けた 叔父 王 の とともに、 流賊 二十 万
 cooha be efulefi, dulimbai gurun -i/ babe baha, gung de karulame, gung
 兵 を 破って、 中の 国 の ところを得た、 功 に 報い、 功
 gebu be/ alin birai gese enteheme obuci acambi seme, 13a/13b juse
 名 を 山 川の ように 永遠に なすべき いい、 子ら
 omosi jalan halame lashalarakū ce bithe,/ aisin -i doron bume, wargi
 孫ら 代 改め 絶えない 冊 書、 金 の 印 与え、 西
 be necihiyere/ wang fungnehe, si nememe kiceme tondo akdun be/
 を 平らげる 王 封じた、 汝 加え 励み 忠 かたい を
 tucibume, golo be tuwakiyara doron be akūmbu,/ ginggulume, ume
 出し、 地方 を 見る 政 を 力を尽くせ、 謹み、 するな
 holerere sehe; ○sansi golo be/ toktohuha genehe gūsai ejen yecen sei
 怠る いった。 山西 地方 を 定め 行った gūsai ejen Jecen らの

功德を分けて、「徳をこれらの父・祖父に到らせるがいい。福を子ら孫らに残すがいい」と鈐印・冊書・印を与え、等級を定めた。平西伯吳三桂、汝は天の時運を知って、摂政叔父王が大いなる兵を率いて西を討伐に行くときに、汝は流賊が遣わした官を捕らえて、山海関より迎えるため官を遣わして、王が到着したのち山海関の門を開いて衆を率いて従った。また摂政王とともに流賊二十万の兵を破って、中国の地を得た功に報いるため、功名を山川のように永遠にするべきと、子ら孫ら代々絶えず、冊書・金印を与え平西王に封じた。汝率先し励み、忠信を出し地方を守る政道に尽力せよ。謹め。怠るな」。

山西省を平定しに行った gūsai ejen Jecen らが

coohai/ baci boolame wesimbuhenge, amban be, gu guwan/ furden be
 兵の ところより 報告し 奏したこと、 臣 我々、固 関 関 を
 tucifi, sansi be toktobume genere de/ isinahale ba okdome dahaha, holo
 出で、 山西 を 定め 行く に、 到りついた ところ 迎え したがった、偽
 be cen/ io fu, tai yuwan fu be ejelehe bihe, 13b/14a musei coohai
 伯 陳 有 福、太 原 府 を 占めた あった、 我々の 兵の
 hūng i poo sindame afame/ hoton be bahafi irgen be toktobuha, sunja/
 紅 衣 砲 放ち 攻め、 城 を 得て 民 を 定めた、 五
 jeo, orin hiyan gemu dahaha seme wesimbuhede/ harangga jurgan sa
 州、 二十 県 みな したがった いい 奏したに、 属 下 部 知れ
 sehe; ○suwayan muduri/ inenggi, boigon -i jurgan k'o yamun -i
 いった。 戊 辰 日、 戸 の 部 科 衙門 の
 gisurere/ hafan hoo giyei -i wesimbuhenge, julgei doro/ bisire ejen,
 議する 官 郝 傑 の 奏したこと、 古 礼 ある 主、
 enteheme elhe goidame taifin obure de/ saisa be hanci, encuhiyan be
 永遠に 安らか 久しく 太平 なる に、 賢者 を 近い、 讒 を
 aldangga obuhakūnge/ akū, bithe be yendebuci, gulu erdemungge amban
 遠い なさなかつたこと ない、 書 を 盛んにすれば、 無地の 徳ある 大臣
 be/ baitalambi, cooha be huwekiyebuci, baturu mangga 14a/14b urse be
 を 用いる、 兵 を 勧めれば、 勇者 強い 輩 を
 wesihulembi, taigiyan serenge fusure erire/ hūlara takūršara de
 敬う、 太監 いうこと まく 掃く 唱える 小間使いする に
 belhehengge, daci gelhun akū/ amba yamun de geren -i isaha bade/
 そなえたこと、 もとより あえて ない 大なる 衙門 に 衆 の 集まった ところに
 ambasai emgi jergilerakū bihe, ming gurun -i/ hūng u -i fonde,
 大臣らの ともに 比べない あった、 明 国 の 洪 武 の ときに、

兵のところより報告し上奏したこと。「臣我らが固関を出て山西を平定しに行くときに、到着したところのは迎え従った。偽伯陳有福は太原府を占領している。我々の兵は紅衣砲を放って攻め、城を得て民を定めた。五州・二十県がみな従った」と上奏したときに、「管下の部は知れ」と言った。

戊辰。戸科給事中郝傑が上奏したこと。「古に礼節ある君主が、永遠に安らかに久しく太平にするとときに、賢者は近づけて佞臣を遠ざけることをしなかつた。文を盛んにさせるならば、純朴な才能ある大臣を用いる。兵を鼓舞させるならば、勇壯な輩を敬う。太監というものは、掃除をする・人呼び寄せたり・小間使いするときに備えたもの。もとよりあえて大いに衙門に集めたことがない。大臣らは同列にしなかつた。明国の洪武年間に、

taigiyasa be bithe/ tacibuhakūngge, yargiyan -i seremšembime, fusihūn
 太監ら を 書 教えなかったこと、 本当 に 防ぎながら、 下
 obuhangge kai/ dubei jalan de cang wei yamun de/ dosholome baitalara
 なしたこと ぞ、 端の 代 に 廠 衛 衙門 に 寵愛し 用いる
 jakade, du hiyūn, yan sy/ yen, biyan yung cing ni jergi urse/ duka
 ものに、 杜 勳、 閻 思 印、 辺 永 清 の 等 輩、 門
 neifi hūlha be okdoko jobolon ohobi, 14b/15a musei gurun duleke
 開いて 賊 を 迎えた 苦しみ になっている、 我々の 国 すぎた
 jemden be bulekušefi, taigiyasa be/ nakabufi, cang giyan -i yaya
 弊害 を 鑑みて、 太監ら を やめさせて、 廠 監 の およそ
 cianliyang be/ gemu irgen be kadalara hafan de afabure/ jakade,
 錢糧 を、 みな 民 を 管理する 官 に 委ねる ものに、
 goroki hanciki hafan irgen urgunjerakūngge/ akū, neneme joo bithe
 遠い 近い 官 民 喜ばないこと ない、 先に 詔 書
 wasimbume, geren hafasa be/ sarilara de, gūnihakū dorgi taigiyān emu
 下し、 衆 官ら を 酒宴する に、 おもわなかった 内 太監 一
 udu/ nofi juleri felehudeme hengkilehengge, yamun be/ girubure, jalan de
 数 人 前 冒瀆し 叩頭したこと、 衙門 を 辱める、 代 に
 basuburengge, ereci amba ningge/ akū, bairengge, dorolon -i jurgan de
 嘲笑されること、 これより 大いなる もの ない、 請うこと、 礼 の 部 に
 hese/ wasimbufi, yaya isara inenggi, yooni fe kooli be 15a/15b dahame,
 旨 下して、 およそ 集める 日、 まったく 旧 例 を したが、
 taigiyasa be jergi de dosimbufi, hengkileburakū/ obureo, geli bairengge,
 太監ら を 等 に 入らせて、 叩頭させない なされよ、 また 請うこと、
 nenehe gurun de daci/ weihei temgetu šusihe be ashaha fe kooli/
 先んじた 国 に もとより 牙の 目印 牌 を 帯びた 旧 例

太監らに書を教えなかったことは、まことに備えながら賤しく置いた者だぞ。晩期に廠衛に寵愛し用いるので、杜勳・閻思印・辺永清らの輩が門を開いて賊を迎えて災いになっている。我々の国は過去の弊害にかんがみて太監らをやめさせて、廠監の各錢糧をみな有司に委ねるので、遠近の官・民で喜ばないものはいない。先に詔書を下し衆官らを酒宴するとき、思わず内監数人が最初に冒瀆し叩頭したことは、衙門を辱める。世間に嘲笑されることで、これより大きいものはない。請うことは、礼部に旨を下して、およそ集める日にすべて旧例に従い、太監らを班に入れて、叩頭させないようにさせよ。また請うことは、先の国にもとより牙牌を帯びた旧例

bihengge, hafan -i jergi be ilgara teile/ waka, yargiyan -i jalingga holo
 あったこと、官の等級を見る限りない、本当に奸悪な偽
 be seremšehengge,/ ereci amasi kemuni hafan -i jergi be/ tuwame arafi
 を防いだこと、これより後そのまま官の等級を見書いて
 ashabuci acambi, jai buyarame jergi de/ dosikakū hafasa be han lin,
 帯びさせるべき、またつまらない等級に入らない官らを翰林、
 k'o doo/ hafasai juleri fiheme genere be nakabure ohode,/ tuwara šara
 科道官らの前塞ぎ行くをやめさせるなったのに、見る見る
 de bolgo ombime, doro yoso 15b/16a getuken ombi, doro kooli de
 に清らかでき、礼道理明白なる、礼例に
 holbobuhangge ajigen/ akū seme wesimbuhede, hese, taigiyasa daci doroloro/
 関係したこと小さいないいい奏したに、旨、太監らもとより礼を執る
 bade akū bihe, ainu balai faidan -i/ jergi de dosika seme gisurembi,
 ところのないあった、どうしてみだりに儀仗の等に入れたいい議している、
 weihei temgetu/ šusihe be ashara baita be kemuni toktobumu/ gisurefi
 牙の目印牌を帯びることをそのまま定め議して
 wesimbu sehe; ○sohon meihe inenggi,/ giyangnan ci bele benjime dahame
 奏せよいった。己巳日、江南より米送りしたが
 jihe fujiyang/ lio da šeo, iogi meng guwe liyang,/ dusy yang guwe
 来た副将劉大受、遊撃孟国樑、都司楊国
 yung be, gūsade dosimbufi,/ enggemu tohoho morin emte, uksin saca,
 永を、gūsaに入れて、鞍付けた馬一つ、甲盔、
 beri 16a/16b jebele, honci jibca, gūlha mahalai jergi jaka/ šangnaha; ○
 弓 箭袋、羊皮皮襖、靴 冠帽の等もの賞した。
 šahūn honin inenggi,/ ^^dele, hūwang gi men dukai soorin de wesifi/
 辛未日、上、皇極門門の位に陞って、

あったことは、官の等級を見る限りない。まことに奸悪な嘘に備えたこと。今後そのまま官の等級を見て書いて帯びさせるべき。また賤しく等級に入らない官らは、翰林・科道の官らの前を塞ぎ行くのを止めさせることになったとき、注視すれば明らかになり、礼の道理は明白になる。礼の例に関係したことは小さくない」と上奏したときに、旨。「太監らはもとより例を執るところにいなかった。「どうして妄りに鹵簿の列に入れた」と議している。牙牌を帯びることについては、そのまま定め議して上奏せよ」と。

己巳。江南より米を送り従い来た副将劉大受・遊撃孟国樑・都司楊国永を gūsa に入れて、鞍を付けた馬一・甲盔・弓箭の袋・羊皮の皮襖・靴・冠帽などのものを賞した。

辛未。皇上は皇極門の玉座にのぼって、

gūsai baise nikan, bolo be, gemu doroi/ beile fungnefi, ce bithe buhe,
 gūsai baise Nikan, Bolo を、みな 多羅の beile 封じて、冊書 与えた、
 gurun de/ aisilara gung manduhai, tunci, bohoto, tuncika,/ hoto, šangšan
 国 に 助ける 公 Manduhai, Tunci, Bohoto, Tuncika, Hoto, Šangšan
 be, gemu gūsai beise fungnefi/ g'uming buhe, nikan de buhe ce bithei/
 を みな gūsai beise 封じて、誥命 与えた、Nikan に 与えた 冊書の
 gisun,/ ^^mafa taidzu horonggo enduringge hūwangdi, fukjin deribume
 言、祖父 太祖 威ある 聖 皇帝、肇め はじめ
 16b/17a gurun -i ten be ilibufi, ferguwecuke gung be/ juse omosi de
 国 の 極み を 立てて、たぐい稀なる 功 を 子ら 孫ら に
 werihe,/ ama taidzung genggiyen šu enduringge hūwangdi, sirame/ ilifi
 留めた、父 太宗 聡明 文 聖 皇帝、つぎ 立つて
 ba ba -i monggo gurun be gemu/ uhe obufi, coohiyan gurun be umesi
 ところ ところの Monggo 国 を みな とともに なして、朝鮮 国 を はなはだ
 dahabufi,/ gurun be amban, doro be ujen obuha,/ amba doro ulame
 したがわして、国 を 大いに、政 を 重い なした、大いなる 政 伝え
 minde isinjiha manggi, dulimbai/ gurun -i babe bahafi, amba soorin de
 我に 到りきた のち、中の 国 の ところを得て、大いなる 位 に
 tehe/ doroi nikan simbe, gūsai beise be wesimbufi,/ doroi beile fungnehe
 座した 多羅の Nikan 汝を、gūsai beise を 陞せて、多羅の beile 封じた
 sehe; beile bolo, jai 17a/17b geren beise de buhe ce bithe, g'oming ni/
 いった。beile Bolo、また 衆 beise に 与えた 冊書、誥命 の
 gisun, gemu ere emu songko; ○geren wang,/ beile, beise gung sei
 言、みな これ 一 とおり。衆 王、beile, beise 公ら の
 funglu be toktobuhangge,/ doro be aliha wang de ilan tumen/ yan, doro
 俸禄 を 定めたこと、政 を 承けた 王 に 三 万 両、政

gūsai baise Nikan と Bolo をみな多羅 beile に封じて、冊書を与えた。輔国公 Manduhai・Tunci・Bohoto・Tuncika・Hoto・Šangšan をみな gūsai beise に封じて、誥命を与えた。Nikan に与えた冊書の言葉。「祖父武皇帝は創業し国の礎を立てて、たぐい稀なる功を子ら孫らに残した。父太宗聡明文皇帝は継ぎ立つて、各地の Monggo 国をみな一つにして、朝鮮国を大いに従わして、国を大きく、政道を重くした。大いなる政道を伝え私に到りきたので、中国の地を得て大いなる位に即いた。多羅の Nikan 汝を gūsai beise に封じた」と。beile Bolo と衆 beise に与えた冊書・誥命の言葉は、みな同様。

衆王・beile・beise・公らの俸禄を定めたこと。摂政王に三万両、輔

de aisilara wang de emu/ tumen sunja minggan yan, cin wang sede/
 に 助ける 王 に 一 万 五 千 両、 親 王 らに
 emte tumen yan, giyūn wang sede sunjata/ minggan yan, beile sede
 一 万 両、 郡 王 らに 五 千 両、 beile らに
 juwe minggan sunjata/ tanggū yan, beise sede emu minggan juwe/
 二 千 五 百 両、 beise らに 一 千 二
 tanggū susaita yan, gurun be dalira gung, 17b/18a gurun de aisilara
 百 五十 両、 国 を 鎮める 公、 国 に 助ける
 gung sede, gemu ninggun/ tanggū orin sunjata yan bumbi seme
 公 らに、 みな 六 百 二十 五 両 与える いい
 toktobuha/ ○sahaliyan bonio inenggi, huhu hoton -i tumut -i/ guluge se,
 定めた。 壬 申 日、 Huhu hoton の Tumut の Guluge ら、
 temen morin -i jergi jaka be/ alban benjihe manggi, kooli songkoi
 駱駝 馬 の 等 もの を 賦 送った のち、 例 とおりに
 sarilaha, šangnaha/ ○tung jeng ši sy yamun i alifi/ hafumbure hafan
 酒宴した、 賞した。 通 政 使 司 衙門 の 受けて 通じさせる 官
 wang gung bi be wesimbufi,/ boigon -i jurgan de ici ergi ashan -i/
 王 公 弼 を 陞せて、 戸 の 部 に 右 側 側 の
 amban, hafan -i jurgan -i icihiyara hafan lio/ ting giyan be wesimbufi,
 大臣、 官 の 部 の 処理する 官 劉 廷 諫 を 陞せて、
 uheri be baicara 18a/18b yamun de hashū ergi adafi baicara amban/
 すべて を 査べる 衙門 に 左 側 並べて 査べる 大臣
 sindaha; ○šandung ni goloi ji nan -i/ dooli ciyanši hafan wang biyoo
 任じた。 山東 の 地方の 済 南 の 道吏 僉事 官 王 標
 gi be/ wesimbufi, ineku goloi bujengši sy yamun -i/ ts'an jeng hafan
 極 を 陞せて、 同じ 地方の 布政使 司 衙門 の 参 政 官

政王に一万五千両、親王らに一万両、郡王らに五千両、beile らに二千五百両、beise らに一千二百五十両、鎮国公・輔国公らにみな六百二十五両を与えると定めた。

壬申。Huhu hoton の Tumut の Guluge らが駱駝・馬などのものを賦として送ったので、例の通りに酒宴した。賞した。

通政使司通政使王公弼を陞せて戸部右侍郎、吏部郎中劉廷諫を陞せて都察院左僉事都御史に任じた。

山東濟南道僉事王標極を陞せて同じ省の布政使司参政

obufi, bujengši hafan -i/ baita be kadalabume, honan -i goloi nan/ yang
 なして、布政使 官 の こと を 管理させ、 河南 の 地方の 南 陽
 fu -i jyfu li fang yūn be/ wesimbufi, ineku goloi an ca ši sy/ yamun
 府 の 知府 李 芳 蒞 を 陞せて、 同じ 地方の 按 察 使 司 衙門
 -i fuši hafan obufi, da liyang ni/ dooli sindaha; Oefujehe ming furun -i
 の 副使 官 なして、大 梁 の 道吏 任じた。 滅んだ 明 国 の
 hūwai 18b/19a hai dooli fuši hafan bihe jang ši/ di be, sansi g'oloi
 淮 海 道吏 副使 官 あった 張 士 第 を、山西 地方の
 bujengši sy yamun -i/ ts'an jeng hafan obufi, bujengši hafan -i/ baita
 布政使 司 衙門 の 参 政 官 なして、布政使 官 の こと
 be kadalabuha; O sansi be elbime/ dahabure gung šūn heo siraci acara
 を 管理させた。 山西 を 招撫し したがわせる 恭 順 侯 つぐ べき
 u/ wei hūwa de, hūlha be waha gung/ bisire turgunde, da jergi
 吳 惟 華 に、賊 を 殺した 功 ある 理由で、 もと 等級
 nisihai dai yuwan -i/ jergi babe tuwakiyara dzung bing guwan obuha/
 もろともに 太 原 の 等 ところを見る 総 兵 官 なした。
 O sahadūn coko inenggi, hošoi baturu cin/ wang ajige be, goroki be
 癸 酉 日、 和碩の 英 親 王 Ajige を、遠い を
 tokto bure amba 19a/19b jiyanggiyūn obufi, hafan cooha adabufi, liodzei
 定める 大 將軍 なして、官 兵 委ねて、流賊
 be/ dailabume unggihe, buhe ejehei gisun, bi tuwaci/ liodzei li dz ceng,
 を 討たせ 送った、 与えた 勅書の 言、 我 見れば、流賊 李 自 成、
 geren hūlha be/ gaifi, gurun be facuhūrame, irgen be jobobume,/ šansi
 衆 賊 を とって、国 を 乱し、 民 を 苦しめ、 陝西
 ba -i irgen banjici ojarahū, lifahan de/ lifaha adali, muke tuwai gese
 ところの 民 暮らすことできない、 ぬかるみ に ぬかるんだ 同じ、水 火 の ように

として布政使のことを管理させ、河南省南陽府知府李芳蒞を陞せて同じ省の按察使司副使として大梁道に任じた。

故明国の淮海道副使であった張士第を山西布政使参政として布政使のことを管理させた。

山西を招撫し従わせる恭順侯を継ぐべき吳惟華に賊を殺した功がある理由で、原銜と併せて太原等処総兵官とした。

癸酉。和碩英親王 Ajige を靖遠大將軍として、官兵を委ねて流賊を討伐しに送った。与えた勅書の言葉。「私が見るに、流賊李自成は衆賊を率いて国を乱し、民を苦しめるので、陝西の地の民は暮らすことができない。ぬかるみにはまったような、水火のような

jobolon ohobi,/ umesi fancacuka, tuttu ofi, simbe goroki be/ toktbure
 苦しみ なっている、はなはだ 腹立たい、 そのよう なって、汝を 遠い を 定める
 amba jiyanggiyūn obufi, cooha gaifi dailabume/ unggimbi, eiten nashūn
 大 將軍 なして、兵 とって 討ち 送る。 あらゆる 時機
 giyan be, urunakū geren/ jiyanggiyūn sai emgi emu mujilen -i hebdeme,
 道理 を、必ず 衆 將軍 らの とともに 一 心 の 諮り、
 19b/20a acara be tuwame yabu, ume beyebe emhun/ bahanambi seme,
 あう を 見 おこなえ、するな 自身を 孤立 さとる いい、
 niyalmai gisun be donjirakū ojoro,/ musei cooha udu etenggi seme, bata
 人の 言 を 聞こえない なる、我々の 兵 たとえ強い いい、敵
 be/ ume weihukelere, karun juce be ume holedere,/ batalahangge be
 を するな 軽んじる、 哨探 詰所 を するな 怠る、 敵となったもの を
 wame efule, okdome dahahangge be/ elbime toktohu, coohai niyalma be
 殺し 破れ、 迎え したがったもの を 招撫し 定めよ、 兵の 人 を
 ciralame fafulafi,/ dahaha irgen -i ai jaka be ume necibure,/ abkai
 厳しくし 命じて、 したがった 民 の なにもん を するな おかさせる、 天の
 fejergi be erdemui toktbure gūnin be/ geren de ulhibu, geren
 下 を 徳の 定める おもい を 衆 に わからせよ、衆
 jiyanggiyūn sai gung/ weile be, yargiyalame ejefi wesimbu, ajige
 將軍 らの 功 罪 を、 確かめ 記して 奏せよ、 小さい
 endebuku 20a/20b oci uthai wacihyan, juwan -i da, bošokū ci/ fusihūn,
 あやまち ならば そのまま おわり、 juwan i da, bošokū より下、
 yaya ujen weihuken weile endebuku be/ geren -i emgi hebdeme tubade
 およそ 重い かるい 罪 あやまち を、 衆 の とともに 諮り そこに
 uthai wacihyan,/ wang ere ujen tušan be alifi, ele/ tondo be
 そのまま おわり、 王 これ 重い 職 を 受けて、ますます 忠 を

禍いとなっている。大いに腹立たい。そのようなので汝を靖遠大將軍として、兵を率いて討伐するため送る。あらゆる機宜については、必ず衆將軍らとともに同心して相談し、しかるべくおこなえ。一人で合点し他人の言葉を聞かなくなるな。我らの兵がたとえ強いといっても敵を軽んじるな。哨探・詰所を怠るな。敵となったものを殺し破れ。迎え従ったものを招撫し平定せよ。兵丁に厳命して従った民のなにもんをもおかさせるな。天下を徳で定めるとい意志を衆に理解させよ。衆將軍らの功罪については、はっきり記して上奏せよ。小さい過ちならばそのまま終わり、juwan i da・bošokū以下はすべての重い・軽い過ちを衆とともに相談し、そこでただちに終わる。王はこの重職を担って、ますます忠を

akūmbume yabume, dailame necihyefi gung/ mutebure be kice, saikan
 力を尽くし おこない、 討ち 平らげて 功 できさせる を 励め、よく
 ginggule sehe; ○/ niowanggiyan indahūn inenggi, gulu fulgiyan -i manju/
 謹め いった。 甲 戌 日、 無地の紅 の Manju
 gūsai bayarai jalan -i janggin ajilai, gulu/ lamun -i manju gūsai jalan
 gūsaの bayarai jalan i janggin Ajilai、 無地の藍 の Manju gūsaの jalan
 -i janggin/ singnai be wesimbufi, gemu meni meni gūsade 20b/21a
 i janggin Singnai を 陸せて、 みな 各 各 gūsaに
 monggo meiren kadalabume, kubuhe suwayan -i manju gūsai/ aranci, lagu,
 Monggo meiren 管理させ、 ふちどった黄 の Manju gūsaの Aranci, Lagu、
 gulu fulgiyan -i manju gūsai gioroi/ kara be, gemu bayarai jalan -i
 無地の紅 の Manju gūsaの Gioroの Kara を、 みな bayarai jalan i
 janggin, gulu/ lamun -i manju gūsai gisai be, jalan kadalabume/
 janggin、 無地の藍 の Manju gūsaの Gisai を、 jalan 管理させ
 sindaha; ○kilai, keikede, kara be, boigon -i jurgan de/ icihyara hafan,
 任じた。 Kilai, Keikede, Kara を、 戸 の 部 に 処理する 官、
 nusan, osiba be, weilere jurgan de/ icihyara hafan sindaha; ○efujehe
 Nusan, Osiba を、 造る 部 に 処理する 官 任じた、 滅んだ
 ming gurun -i/ ši lang bihe siyei ki guwang be/ boigon -i jurgan -i
 明 国 の 侍 郎 あった謝 啓 光 を、 戸 の 部 の
 hashū ergi ashan -i 21a/21b amban obufi/ ts'ang cang be uheri
 左 側 側 の 大臣 なして、 倉 場 を すべて
 kadalabume,/ guwanglusy yamun -i king bihe li tiyan/ ging be, tung
 管理させ、 光禄寺 衙門 の 卿 あった李 天 経 を、 通
 jeng ši sy yamun de/ hashū ergi hafumbure hafan, hashū ergi tung/
 政 使 司 衙門 に 左 側 通じさせる 官、 左 側 通

尽くすため行動すれば、討伐し平定して功をなしとげるので励め。よく謹め」と。

甲戌。正紅の Manju gūsa の bayarai jalan i janggin Ajilai と正藍の Manju gūsa の jalan i janggin Singnai を陸せて、みなそれぞれ gūsa に Monggo meiren を管理させ、鑲黃の Manju gūsa の Aranci・Lagu と正紅の Manju gūsa の宗室の Kara を、みな bayarai jalan i janggin、正藍の Manju gūsa の Gisai を jalan 管理させるために任じた。

Kilai・Keikede・Kara を戸部理事官、Nusan・Isiba を工部理事官に任じた。

故明国の侍郎であった謝啓光を戸部左侍郎にして倉場総督とし、光禄寺卿であった李天経を通政使司左通政使、左通

jeng bihe joo ging ši be, tai pu/ sy yamun de aliha hafan, tai pu
 政 あった趙京仕を、太僕寺衙門に承けた官、太僕
 sy/ yamun -i šoo king bihe li lu/ šeng be, šūn tiyan fu de fu/ ceng,
 寺衙門の少卿 あった李魯生を、順天府に府丞、
 coohai jurgan -i k'o yamun -i gi/ ši jung bihe gung ding dz be,
 兵の部の科衙門の給事中 あった龔鼎孳を、
 hafan -i 21b/22a jurgan -i k'o yamun de ici ergi gisurere/ hafan
 官の部の科衙門に右側議する官
 sindaha; ○dorgi yamun -i aisilakū hafan/ ioi biyan lung be, sansi goloi
 任じた。内衙門のaisilakū官于変龍を、山西地方の
 bujengši/ sy yamun i ts'an jeng hafan obufi, giyamun -i/ dooli, efujehe
 布政使司衙門の参政官 なして、駅の道吏、減んだ
 ming gurun -i sansi goloi an/ ca ši sy yamun -i cianši bihe ioi/
 明国の山西地方の按察使司衙門の僉事 あった于
 cung hūwa be, sansi goloi bujengši sy/ yamun -i ts'an i hafan obufi,
 重華を、山西地方の布政使司衙門の参議官 なして、
 k'o/ lan -i dooli sindaha; ○niohon ulgiyan inenggi/ beidere jurgan -i
 岢嵐の道吏任じた。乙亥日、審断する部の
 hashū ergi asihan -i 22a/22b amban dang cung ya -i wesimbuhengge,
 左側側の大臣党崇雅の奏すること、
 amban bi/ fe kooli be tuwaci, yaya loo -i ujen/ weilengge niyalma,
 臣我、旧例を見れば、およそ牢の重い罪ある人、
 ubašaha weile amba hūlha be,/ erin be aliyarakū wara ci tulgiyen,
 そむいた罪大いに賊を、時を待たない殺すほか、
 tereci/ gūwa be gemu loode horifi wara be/ aliyambi, ging hecen de
 それよりほかをみな牢に追い込んで殺すを待つ、京城に

政であった趙京仕を太僕寺卿太僕寺少卿、太僕寺少卿であった李魯生を順天府府丞、兵科給事中であった龔鼎孳を吏科右給事中に任じた。

内衙門副理事官于変龍を山西布政使司参政にして駅の道吏、故明国の山西按察使司僉事であった于重華を山西布政使司参議にして岢嵐の道吏に任じた。

乙亥。刑部左侍郎党崇雅が上奏すること。「臣私が旧例を見れば、およそ牢の重罪ある人、叛いた罪・大盗は時を待たずに殺すほか、そのほかはみな牢に拘留して殺すのを待つ。京城には

halhūn de beidere,/ acafi beidere kooli bisire be dahame, aniyadari/
 暑い に 審断する、あつて 審断する 例 ある を したがひ、年ごと
 gecen gecehe amala, teni hese be baiji/ wambi, tulergi jyli geren golo de,
 霜 降りた 後、 ようやく 旨 を 請うて 殺す、外 直隸 衆 地方に、
 inu/ ilan sy -i hafasa acafi bolori beidere 22b/23a kooli bi, emgeri
 また 三 司 の 官ら あつて 秋の 審断する 例 ある、すでに
 bucere weile bahame uthai/ warakūngge, gemu muribuha iegen -i jalin
 死ぬ 罪 したがひ ただちに 殺さないこと、みな 無実の罪を受けた 民 の ため
 faksikan -i/ bodorongge,/ ^hūwangdi, banjibure de amuran mujilen,
 巧み に はかること、 皇帝、 暮らす に 好きな 心、
 nenehe enduringge/ nilyalmai emu adali be dahame, yaya weilengge/
 先じた 聖 人の 一 同じ を したがひ、 およそ 罪ある
 niyalma be, erin be aliyarakū wara, bolori be/ aliyafi warangge be,
 人 を、 時 を 待たない 殺す、 秋 を 待って 殺すこと を、
 gelhun akū kooli songkoi/ ilgafi, hesei gosire be iletulere be erembi/
 あえて 例 とおりに 区別して、旨で 慈しむ を 願れる を 望む、
 amban mini geli bairengge, tulergi de bisire/ hafan, weilen de ice kooli
 臣 我の また 請うこと、 外 に ある 官、 罪 に 新しい例
 toktbure onggolo, 23a/23b gūnin -i cihai bithe be šudere jemden/ akū
 定める 前 おもひ の 思いのまま 書 を 穿つ 弊害 ない
 seci ojurakū, ming gurun -i fafun -i/ bithe be taka baitalafi, gurun -i
 いわなければならない、明 国 の 法 の 書 を しばらく用いて、 国 の
 kooli be/ emu obume toktbure be aliyafi, enteheme kooli/ durun obume
 例 を 一 なし 定める を 待って、永遠に 例 見本 なし
 tutabuci acambi seme wesimbuhede, hese/ niyalmai ergen umesi ujen,
 留まらせるべき いい 奏したに、 旨、 人の 命 はなはだ 重い、

熟審と朝審の例があるので、毎年霜が降りた後すぐに旨を請うて殺す。外の直隸と各省には、また三司秋審の例がある。すでに死ぬ罪なのですぐには殺さないことは、みな冤罪の民のため細かくはかること。皇帝が生きるのを好む心は先の聖人と同じなので、すべて罪ある人については時を待たずに殺す・秋を待って殺すのを、あえて例の通りに区別して、旨で慈しむのが明らかになるのを望む。臣私がまた請うことは、外にいる官が罪に新例を定める前に考えるままに書を深読みし過ぎるので、弊害なく言わなければならない。明律をしばらく用いるが、国の例を一つに定めるのを待って永遠に例を見本とし残すべき」と上奏した。旨「人の命は大いに重い。

bireme uthai sacime/ waci ombio, ereci amasi ging hecen de/ bisire
 一概に ただちに 切り 殺せようか、 これより後 京 城 に ある
 ujen amba loo -i weile be,/ kimcime beideme getukeleme yargiyalai,
 重い 大 牢 の 罪 を、 詳細にし 審断し 明かにし 確かめ、
 wesimbufi fafun -i/ gama, tulergi de bisirengge be, kemuni ming 23b/24a
 奏して 法 に つれていけ、外 に あるもの を、 そのまま 明
 gurun -i fafun -i bithei songkoi yabubu, aikabade/ gūnin -i cihai ujen
 国 の 法 の 書 とおりに おこなわせよ、あるいは おもい の 思いのまま 重い
 weihuken obure jemden bici,/ gebu be jorime wakalame wesimbufi
 かるい ある 弊害 あれば、 名 を 指示し 非とし 奏して
 ujeleme weile/ ara sehe; ○fulgiyan singgeri inenggi, honan -i/ siyūn fu
 重んじ 罪 作る いった。 丙 子 日、 河南 の 巡 撫
 lo sio gin, liodzei hūlha juwe/ tumen funceme, hūwang ho bira be
 羅 繡 錦、 流賊 賊 二 万 あまり、 黄 河 川 を
 doofi,/ hūwai king fu be kafi, afarangge umesi/ hahi seme boolame
 渡って、 懷 慶 府 を 囲んで、 攻めること はなはだ 切迫 いい 報告し
 wesimbuhe manggi, ashan -i/ bithei da jamba be, hošoi baturu cin/
 奏した のち、 側 の 書 もと Jamba を、 和碩の 英 親
 wang ajige be amcame takūrafi, hese wasimbuhangge, 24a/24b donjici,
 王 Ajige を 追い 遣わして、 旨 下されたこと、 聞かせれば、
 liodzei hūlha hūwai king fu be/ afambi sere, hošoi erke cin wang dodo
 流賊 賊 懷 慶 府 を 攻める いう、 和碩の 豫 親 王 Dodo
 be,/ ere biyai orin sunja de, nan ging de/ unggire de, jugūn -i ildun
 を、 これ 月 の 二十 五 に、 南 京 に 送る に、 路 の ついで
 de afa/ seme unggimbi, erke cin wang, liodzei hūlha be/ amcanafi
 に 攻めよ いい 送る、 豫 親 王、 流賊 賊 を 追っていった

一概にすぐに斬り殺せようか。今後は京城にいる重い大牢の罪については、細かく審断し明らかにするため確かめながら上奏して、法に取れ。外にいるものについては、そのまま明律の通りにおこなわせよ。あるいは考えるまま重くしたり軽くしたりする弊害があれば、名前を弾劾するために上奏すれば、重罪にする」と。

丙子。河南巡撫羅繡錦が「流賊二万余が黄河を渡って懷慶府を囲んで攻めること、大いに切迫している」と報告し上奏したので、学士 Jamba を和碩英親王 Ajige を追うために遣わして、旨が下されたことを聞かせれば、「流賊が懷慶府を攻める」という和碩豫親王 Dodo を、今年二十五日に南京に送るときに「道すがら攻めよ」と送る。豫親王が流賊を追いかけて

gidaci, kemuni hese be dahame da/ joriha nan ging de genembi,
 破れば、そのまま 旨 を したがい もと 指示した 南 京 に 行く、
 aikabade liodzei/ hūlha asuki be donjifi, burlame geneci, erke/ cin wang
 あるいは 流賊 賊 風聞 を 聞いて、逃げ 行けば、豫 親 王
 se, songko de dosifi, si/ an de isitala fargame genembi, erke cin
 ら、跡 に 入って、西 安 に 到るまで 追い 行く、豫 親
 24b/25a wang neneme si an de isinaci, suwenbe/ aliyambi, suwe
 王 先に 西 安 に 到りつけば、汝らを 待つ、汝ら
 neneme isinaci, inu elke cin/ wang be aliya, juwe cooha emu bade/
 先に 到りつけば、また 豫 親 王 を 待て、二 兵 一 ところに
 acaha manggi, uhei hūsun -i hūlha be/ šanggabume wacihyan, suwe
 あった のち、共に 力 の 賊 を 成就させ おわり、汝ら
 neneme isinafi aliyarakū ojarahū/ suwe jugūn de kemuni helen gaime
 先に 到りついて 待たない できない、汝ら 路 に そのまま 敵情を知る者 とり
 gene/ aikabade erke cin wang, liodzei hūlha be/ gidafi, nan ging de
 行け、あるいは 豫 親 王、流賊 賊 を 破って、南 京 に
 genehe seme helen/ bahaci, suwe kemuni da joriha songkoi acara be/
 行った いい 敵情知る者 得たならば、汝ら そのまま もと 指示した とおりに あう を
 tuwame yabu sehe; ○šandung, honan be 25a/25b toktobume genehe
 見 おこなえ いった。山東、河南 を 定め 行った
 meiren -i janggin hoto, li/ sotai, emungge sede hese wasimbuhanngge,
 meiren i janggin Hoto、李 率泰、Emungge らに 旨 下したこと、
 suwe liodzei/ joo ing yuwan -i hoki be gemu baicame/ wa, hoton -i
 汝ら 流賊 趙 応 元 の 党 を みな 調べ 殺せ、城 の
 dorgi niyalma, joo ing/ yuwan de hebe araha niyalma bici, inu/
 内 人、趙 応 元 に 相談 なした 人 あれば、また

破れば、そのまま旨に従い最初に指示した南京に行く。あるいは流賊が噂を聞いて逃走すれば、豫親王らは跡を追って西安に到るまで追撃しに行く。豫親王が先に西安に到着すれば汝らを待つが、汝らが先に到着すればまた豫親王を待て。二つの兵が合流したのち、共に力を合わせて賊を完全に終わらせる。汝らが先に到着して待たずにはできない。汝らは道にそのまま敵情を知る者を捕まえに行け。あるいは「豫親王が流賊を破って南京に行った」と敵情を知る者を得たならば、汝らはそのまま最初に指示した通りにあうのを見ておこなえ」と。

山東と河南を平定しに行った meiren i janggin Hoto・李率泰・Emungge らに旨を下したこと。「汝らは流賊の党をみな調べて殺せ。城の中の人で趙応元に共謀した人がいれば、また

yargiyalafi wa, aikabade sain irgen be tašarame/ warahū, tere hoton i
 確かめて 殺せ、あるいはよい 民 を あやまり 殺すのではないか、それ 城 の
 alban i menggun ulin/ ocibe, joo ing yuwan i durihe efujehe/ ming
 賦 の 銀 財貨 なくても、趙 応 元 の 奪った 滅んだ 明
 gurun i heng wang ni booi/ ulin ocibe, waha niyalmai menggun ulin
 国 の 衡 王 の 家の 財貨 なくても、殺した人の 銀 財貨
 ocibe, 25b/26a gemu bargiyafi, giyan giyan i bithe arafi/ benju, heng
 なくても、 みな おさめて、 道理 道理 で 書 書いて 送ってこい、衡
 wang ni beyede bisire menggun/ ulin be ume necire, heng wang ni/
 王 の 自身に ある 銀 財貨 を するな おかす、 衡 王 の
 beye, joo ing yuwan i weile de/ dahabio, dahakūbio, saikan yargiyalame
 自身、 趙 応 元 の こと に したがうのか、 したがわないのか、よく 見張らせ
 kimci, aikabade/ joo ing yuwan i weile de daci/ akdulame tuwakiyabufi
 詳細にせよ、あるいは 趙 応 元 の 罪 に もとより、かため 出させて
 weimbu, dahakū oci fe/ an i bikini, an jaka be gemu/ hoton i hafan
 奏せよ、 したがわないならば旧常の ありたい、常 もの を みな 城 の 官
 de afabufi asarabu, suweni/ cooha uthai jurafi, wei hūi fu, hūwai
 に 委ねて 留めさせよ、 汝らの 兵 ただちに 出発して、衛 輝 府、懷
 26a/26b king fu, ere juwe hecen be hanci be/ tuwame baime genefi,
 慶 府、これ 二 城 を 近い を 見 調べ 行って、
 dzung bing guwan dzu/ k'o fa, gin ioi ho i cooha de/ acana, hošoi
 総 兵 官 祖 可 法、金 玉 和 の 兵 に 会いに行け、和碩の
 erke cin wang inu amba/ cooha gaifi, suweni cooha de acaname
 豫 親 王 も 大いなる 兵 とって、 汝らの 兵 に 会いに行き
 genembi/ sehe; ○suwayan tasha inenggi, honan, nan/ ging, jagiyang,
 行く いった。 戊 寅 日、 河南、 南 京、 浙江、

はっきりさせてから殺せ。あるいは良民を誤殺するのではないか。その城の賦の銀・財貨であ
 っても、趙応元が奪った故明国の衡王の家の財貨であっても、殺した人の銀・財貨であつ
 ても、みな収めて筋道建てて書を記して送ってこい。衡王自身にある銀・財貨をおかすな。衡王
 自身が趙応元の罪に従うのか、従わないのかをよくはっきりと明白にせよ。あるいは趙応元の
 罪にもとより従うならば、固く見張らせて上奏せよ。従わないならば、もとの通りにするがよ
 い。どんなものをも、みな城の官に委ねて残せ。汝らの兵はただちに出發して、衛輝府・懷慶
 府この二城の近くを見て調べに行つて、総兵官祖可法・金玉和の兵と合流しに行け。和碩親
 王も大兵を率いて、汝らの兵と合流しに行く」と。

戊寅。河南・南京・浙江・

giyangsi, hūguwang ni jergi ba -i/ bithe cohai geren hafan, cooha irgen
 江西、湖広 の 等 ところの 文 武の 衆 官、兵 民
 de/ hesei bithe wasimbuhanngge, julergi ba -i geren/ hafasa, suwe ming
 に 旨の 書 下したこと、南 ところの 衆 官ら、汝ら 明
 gurun -i cung jeng han de 26b/27a liodzei jobolon arafi, eifu munggan
 国 の 崇 禎 Han に 流賊 苦しみ なして、墳 陵
 boo yamun/ gilhafi, gurun gukutele emu niyalma Julesi dame/ jihēkū,
 家 衛門 消えて、国 滅ぶまで 一 人 のち 援助し こなかった、
 emu da sirdan gabsahakū, gemu singgeri/ jurun -i dolo ukaka adali
 一 もと 箭 射ていない、みな 鼠 穴 の 中 逃げた 同じ
 bihengge, ere/ weile emu, jai meni cooha liodzei be/ gidafi wasihūn
 あったこと、これ 罪 一、また 我らの 兵 流賊 を 破って 西
 burlame genetele, suwe kemuni ging/ hecen -i yargiyan mejige be bahafi
 逃げ 行くまで、汝ら そのまま 京 城 の 本当 知らせ を 得て
 sahakū/ bime, geli werihe hesei bithe akū, cisui/ fu wang be
 知らない あり、また 留めた 旨の 書 ない、勝手に 福 王 を
 ilibuhangge, ere weile juwe/ suweni amba kimungge liodzei be efuleki
 立てたこと、これ 罪 二、汝らの 大いなる 仇ある 流賊 を 破りたい
 serakū, 27a/27b teisu teisu geren be gaifi, sain irgen be/ nungneme
 いわない、各 各 衆 を とって、よい 民 を 害し
 ubašatame yabume, coohai jobolon be/ bairengge, ere weile ilan, suweni
 繰り返し おこない、兵の 苦しみ を 求めること、これ 罪 三、汝らの
 ere ilan/ weile be, abkai fejergi niyalmai uhei jili/ banjire, wang ni
 これ 三 罪 を、天の 下の 人の 共に 怒り 生じる、王 の
 fafun de guweburakūngge ofi, bi/ tuttu/ ^^abkai hese be gingguleme
 法 に 免じないこと なって、我 そのよう 天の 旨 を 謹み

江西・湖広などのところの文武衆官・兵・民に檄文を下したこと。「南方の衆官ら、汝らは明
 国の崇禎帝に流賊が災いをなして、陵墓・家が消えて国が滅ぶまで、一人も後で救援しに来な
 かった。一矢も箭は射ていない。みな鼠穴の中に逃げたのと同じだったこと。これ罪の一。ま
 た我らの兵が流賊を破って西に敗走するまで、汝らはそのまま京城の本当の消息を得ながら知
 らないままで、また遺詔がないのに勝手に福王を擁立したこと。これ罪の二。汝らの仇敵の流
 賊を破りたいと言わず、それぞれが衆を率いて、良民を害することを繰り返しおこない、兵の
 災いを求めること。これ罪の三。汝らのこの三つの罪については、天下の人が共に怒りを生じ
 る。王の法に免じないので、私はそのように天の旨を謹み

alifi, amba cooha/ ilifi, weile be fonjime dailanambi, geren ba -i/ bithe
 受けて、大なる兵 立って、罪 を 問い 討ちに行く、 衆 ところの文
 coohai hafasa, hecen hoton, ba na be/ gaifi okdome dahaci, gung
 武の 官ら、 城 城、 場 地 を とって 迎え したがえば、功
 ni amba ajige be 27b/28a bodome emte jergi wesimbumbi, iseleme
 の 大 小 を はかり 一つ 等級 陸せる、 抵抗し
 daharakū oci,/ beyebe wafi, juse sargan be olji obumbi,/ aikabade fu
 したがわない ならば、自身を 殺して、子ら 妻 を 俘虜 なす、 あるいは 福
 wang nenehe waka be aliyame,/ coohai juleri dosime jici, inu nenehe
 王 先んじた 殺した を 待ち、 兵の 前 入り 来れば、また 先んじた
 weile be/ guwebufi, ming gurun -i geren wang sei emu/ adali gosime
 罪 を 免じて、 明 国 の 衆 王 らの 一 同じ 慈しみ
 ujimbi, fu wang ni hanciki/ hafan, nenehe waka be halafi dahame jici/
 養う、 福 王 の 近い 官、 先んじた 殺した を 改めて したがいい 来れば、
 inu gung ni amba ajige be tuwame/ gosime ujimbi, ere bithe isinahale
 また 功 の 大 小 を 見 慈しみ 養う、 これ 書 到りつた
 ba -i/ irgen, balai ume gelere goloro, usin i niyalma 28a/28b usin
 ところの 民、 みだりにするな こわがる 厭う、 田 の 人 田
 weile, hūdai niyalma hūda hūdaša, erebe/ geren de selgiyefi ulhibu sehe;
 こと、 商いの 人 商 売せよ、 これを 衆 に 伝えて わからせよ いった、
 ○dalai be/ šandung ni golode cooha genehe mudan de/ šen jeo hoton
 Dalai を、 山東 の 地方に 兵 行った 度 に、 深 州 城
 be afara de, uju de/ hoton fekuhe seme baturu gebu bufi, nirui/
 を 攻める に、 頭 に 城 とんだ いい baturu 名 与えて、 nirui
 janggin obuha, bajai, egudei be, hoton be/ afaha gung de, gemu nirui
 janggin なした、 Bajai、 Egudei を、 城 を 攻めた 功 で、 みな nirui

受けて、大兵が起こって罪を問い討伐しに行く。各地の文武の官らは各地の城や土地をもって迎え従うならば、功の大小をはかって一等陸せる。抵抗し従わないならば、自身は殺して子ら・孫ら・妻を俘虜とする。あるいは福王が先に殺したのを悔い、兵の前に投降しに来れば、また功の大小を見て慈しみ養う。この書が到着したところの民は、みだりに驚き恐れるな。農民は田のことを、商人は商売をせよ。これを衆に伝えて分からせよ」と。

Dalaiは山東省に戦いに行つて深州城を攻める際、最初に城に飛んだと Baturu の名を与えて nirui janggin とした。Bajai・Egudeiは城を攻めた功で、みな nirui

hontoho janggin/ obuha; ○doro be aliha wang ni mahala/ etuku, boo
 hontoho janggin なした。政 を 承けた 王 の 冠帽 衣服、家
 yamun -i durun be toktobuhangge,/ mahala -i jingse de juwan ilan
 衙門 の 見本 を 定めたこと、冠帽 の 頂子 に 十 三
 tana, 28b/29a šerin de nadan tana, amargi ilha de/ ninggun tana,
 東珠、掩額 に 七 東珠、後ろ 花 に 六 東珠、
 umiyesun -i emu toohan de/ ninggun tana, emu mooyan, umiyasun
 腰帯 の 一 帯板 に 六 東珠、一 猫眼石、腰帯
 suwayan, eture/ etuku jakūn puse, sektefun tuweri oci seke,/ juwari oci
 黄、着る 衣服 八 補子、坐褥 冬 ならば 貂皮、夏 ならば
 muduri šeolehe suje, booi ten/ juwan duin cy, ilan jalan -i leose, booi/
 龍 刺繍した 緞子、家の 極み 十 四 尺、三 層 の 楼閣、家の
 mulu, dalbai huren wase haksan, wase gemu/ niowanggiyan, sihin be
 梁、傍らの 鼻梁 瓦 黄金、瓦 みな 緑、軒 を
 haksan wase obuha; ○/ sohon gūlmahūn inenggi, hošoi erke cin wang/
 黄金 瓦 なした。己 卯 日、和碩の 豫 親 王
 dodo be, gurun be toktobure amba jiyanggiyūn 29a/29b obufi, hafan
 Dodo を、国 を 定める 大いなる 將軍 なして、官
 cooha adabufi, julergi babe dailabume/ unggihe, buhe ejehe gisun, te fu
 兵 委ねて、南 ところを 討たせ 送った、与えた 勅書 言、今 福
 wang/ julergi ba -i bithe coohai hafasa, ming/ gurun -i cung jeng han
 王、南 ところの 文 武の 官ら、明 国 の 崇 禎 Han
 de, liodzei/ jobolon arafi, eifu munggan, han -i beye/ boo yamun efujetele,
 に、流賊 苦しみ つくって、墳 陵、Han の 自身、家 衙門 壊れるまで、
 gurun -i doro gaibutala,/ emu niyalma Julesi dame jihēkū, emu da/
 国 の 政 とらせたまま、一 人 南 したが い 来 なかった、一 もと

hontoho janggin とした。

撰政王の冠帽・衣服・宮室の見本を定めたこと。冠帽の頂子に十三東珠。掩額に七東珠。後ろ花に六東珠。腰帯の一带板に六東珠・一猫眼石。腰帯は黄色。着る衣服には八補子。坐褥は冬ならば貂皮、夏ならば龍を刺繍した緞子。家の高さは十四尺。三層の楼閣。家の梁と傍らの梁の瓦は黄金。瓦はみな緑。軒は黄金の瓦とした。

己卯。和碩豫親王 Dodo を定国大將軍として、官兵を委ねて南の地を討伐しに送った。与えた勅書の言葉。「いま福王と南の地の文武の官らは、明国の崇禎帝に流賊が苦しみをなして、陵墓・家が滅ぶまで国の政道をにぎったまま、一人も前に従い来なかった。一矢

sirdan gabsahakū, gemu singgeri jurun -i dolo/ ukaka adali ukafi
 箭 射ていない、 みな 鼠 穴 の 中 逃げた 同じ 逃げて
 bihengge, ere weile emu,/ jai meni cooha lodzei be gidafi wasihūn
 あったこと、 これ 罪 一、 また 我らの 兵 流賊 を 破って 西
 29b/30a burlame genere jakade, julergi ba -i niyalma hesei/ bithe akū,
 逃げ 行く ものに、 南 ところの 人 旨の 書 ない、
 cisui fu wang be ilibhangge,/ ere weile juwe, jai batangga lodzei be/
 勝手に 福 王 を 立てたこと、 これ 罪 二、 また 敵の 流賊 を
 efuleki serakū, teisu teisu cooha gaifi, sain/ irgen be nungneme
 破りたい いわない、 各 各 兵 とって、 よい 民 を 害し
 ubašatame yabume, coohai jobolon be/ bairengge, ere weile ilan, ere ilan
 繰り返えし おこない、 兵の 苦しみを 求めること、 これ 罪 三、 これ 三
 weile de,/ abka niyalma uhei jili banjici acambi, tuttu/ ofi, wang be
 罪 に、 天 人 共に 怒り 生じるべき、 そのよう なって、 王 を
 gurun be tokto bure amba/ jiyanggiyūn obufi, cooha gaifi weile be
 国 を 定める 大なる 將軍 なして、 兵 とって 罪 を
 fonjime/ julergi babe dailabume unggimbi, si hese be 30a/30b alifi, eiten
 問い、 南 ところを 討たせ 送る、 汝 旨 を 受けて、 あらゆる
 narhūn giyan be, geren jiyanggiyūn sai/ emgi, emu mujilen -i hebdeme,
 繊細な 道理 を、 衆 將軍 らと ともに、 一 心 の 諮らせ、
 acara be/ tuwame yabu, ume beyebe emhun bahanambi seme,/ niyalmai
 あう を 見 おこなえ、 するな 自身を 孤立 わかる いい、 人の
 gisun be donjirakū ojoro, musei cooha/ udu etenggi seme, bata be ume
 言 を 聞かない なる、 我々の 兵 たとえ 強い いい、 敵 を するな
 weihukelere,/ karun, juce be ume holedere, batalahange be/ wame efule,
 軽んじる、 哨探 詰所 を するな 怠る、 敵となったものを 殺し 破れ、

も射ていない。みな鼠穴の中に逃げたのと同じように逃げていたこと。これ罪の一。また我らの兵が流賊を破って西に敗走するのに、南のところの人は詔書なく勝手に福王を擁立したこと。これ罪の二。また敵となった流賊を破りたいと言わず、それぞれが兵を率いて、良民が害することを繰り返しておこない、兵の災いを求めること。これ罪の三。この三つの罪については、天・人が共に怒りを生じるべき。そのようなので王を定国大將軍として、兵を率いて罪を問い討伐しに送る。汝らは旨を受けて、あらゆる機宜を衆將軍らとともに同じ心で話し合っしかるべくおこなえ。一人合点して衆の言葉を聞かなくなる。我らの兵がたとえ強くても敵を軽んじるな。哨探・詰所を怠るな。敵となったものは殺し破れ。

okdome dahahangge be elbime toktoibu,/ coohai niyalma be ciralame
 迎え したがったものを 招撫し 定めよ、 兵の 人 を 厳しく
 fafulafi, dahaha ba -i/ ai jaka be ume necibure, abkai fejergi be/
 命じて、 したがった ところの なにもを を するな おかす、 天の 下 を
 erdemui toktoburya gūnin be geren de ulhibu, 30b/31a geren jiyanggiyūn
 徳の 定める おもい を 衆 に わからせよ、 衆 將軍
 sai gung weile be, yargiyalame/ ejefi wesimbu, ajige endebuku oci uthai
 らの 功 罪 を、 確かめ 記して 奏せよ、 小さい あやまち ならば そのまま
 wacihyan,/ juwan -i da, bošokū ci fusihūn, yaya/ ujen weihuken weile
 おわり、 juwan i da, bošokū より下、 およそ 重い 軽い 罪
 endebuku be, geren -i/ emgi hebdeme tubade uthai wacihyan, wang ere/
 あやまち を、 衆 の とともに 語り そこに そのまま おわり、 王 これ
 ujen tušan be alifi, ele tondo be/ akūmbume yabume, dailame necihyefi
 重い 職 を 受けて、ますます 忠 を 力を尽くし おこない、 討ち 平らげて
 gung mutebure be/ kice, saikan ginggule sehe; ○šanggiyan muduri/
 功 できさせる を 励め、 よく 謹め いった。 庚 辰
 inenggi, weilere jurgan -i mujilen bahabukū wang/ lai yung be, sansi
 日、 造る 部 の 啓心郎 王 来用 を、 山西
 goloī bujengši sy 31a/31b yamun -i ts'an jeng hafan obufi, boo ding/ fu
 地方の 布政使 司 衙門 の 参政 官 なして、 保定 府
 -i dooli, weilere jurgan -i icihiyara hafan/ lio hūng ioi be, sansi goloī
 の 道吏、 造る 部 の 処理する 官 劉 弘 遇 を、 山西 地方の
 bujengši/ sy yamun -i ts'an jeng hafan obufi, šo/ jeo -i dooli sindaha;
 布政使 司 衙門 の 参政 官 なして、 朔州 の 道吏 任じた。
 ○akū oho nirui/ janggin nomtu weiyang ni jui boroi de/ hafan
 ない なった nirui janggin Nomtu weiyang の 子 Boroi に 官

迎え従ったものを招撫し平定せよ。兵丁に厳命して、従ったところのなにもをもおかすな。天下を徳で定める意思を衆に分からせよ。衆將軍らの功罪をはっきりと記して上奏せよ。小さい過ちならばそのまま終わり、juwan i da 以下はおよそ重い・軽い罪過を、衆とともに話し合ってそこでそのまま終わる。王はこの重責を担って、ますます忠を尽くすため行動すれば、討伐し平定して功をなしとげるので励め。よく謹め」と。

庚辰。工部啓心郎王来用を山西布政使司参政にして保定道、工部理事官劉弘遇を山西布政使司参政にして朔州道に任じた。

亡くなった nirui janggin Nomtu weiyang の子 Boroi に官を

sirabuha: Oniowanggiyan bonio inenggi, geren/ wang, beile, beise, gung
 つがせた。 甲 申 日、 衆 王、 beile, beise, 公
 sei mahala etuku,/ boo yamun -i durun be toktobuhange, doro de/
 らの 冠帽 衣服、 家 衙門 の 見本 を 定めたこと、 政 に
 aisilara wang, geren cin wang ni jingse de 31b/32a juwan tana, šerin
 助ける 王、 衆 親 王 の 頂子 に 十 東珠、 掩額
 de sunja tana, amargi/ ilha de duin tana, umiyesun -i emu/ toohan de
 に 五 東珠、 後ろ 花 に 四 東珠、 腰帯 の 一 帯板 に
 emu mooyan, duin tana, sektefun/ tuweri oci, silun -i niyaman, sekei
 一 猫眼、 四 東珠、 坐褥 冬 ならば、 猓狽皮 の 芯、 貂皮の
 kubuhen,/ juwari oci fe songko, giyūn wang ni/ jingse de jakūn tana,
 縁取ったもの、 夏 ならば旧 とおり、 郡 王 の 頂子 に 八 東珠、
 šerin de duin/ tana, amargi ilha de ilan tana, umiyesun -i/ emu
 掩額 に 四 東珠、 後ろ 花 に 三 東珠、 腰帯 の 一
 toohan de emu mooyan, juwe tana,/ sektefun tuweri oci silun, juwari
 帯板 に 一 猫眼、 二 東珠、 坐褥 冬 ならば猓狽皮、 夏
 oci fe/ songko, geren wang se, dergici buhengge oci, 32a/32b yaya hacin
 ならば旧 とおり、 衆 王 ら、 上より 与えられたものならば、 およそ 件
 be etu, meni meni cisui/ šeoleregge oci, sunja ošoho duin puse šeole/
 を 着よ、 各 各 自ら 刺繍したこと あれば、 五 爪 四 補子 刺繍せよ、
 doro de aisilara wang, geren cin wang,/ giyūn wang ni boo ten da
 政 に 助ける 王、 衆 親 王、 郡 王 の 家 極みもと
 songko,/ gemu niowanggiyan mulu, niowanggiyan wase obuha, beile -i/
 とおり、 みな 緑 梁、 緑 瓦 なした、 beile の
 jingse de nadan tana, šerin de ilan/ tana, amargi ilha de juwe tana,
 頂子 に 七 東珠、 掩額 に 三 東珠、 後ろ 花 に 二 東珠、

継がせた。

甲申。衆王・beile・beise・公らの冠帽・衣服・宮室の見本を定めたこと。輔国王と衆親王の頂子に十東珠、掩額に五東珠、後花に四東珠。腰帯の一つの帯板に一猫眼石と四東珠。坐褥は冬ならば猓狽皮の芯と貂皮の縁取り、夏ならば旧通り。郡王の頂子に八東珠、掩額に四東珠、後花に三東珠。腰帯の一つの帯板に一猫眼石と二東珠。坐褥は冬ならば猓狽皮、夏ならば旧通り。衆王らは上より与えられたものならば、どんなものでも着よ。各々が自分で縫ったものならば、五爪・四補子を刺繍せよ。輔政王・衆親王・郡王の家の高さはもと通り、みな緑の梁で緑の瓦とした。beileの頂子に七真珠、掩額に三東珠、後花に二東珠。

umiyesun -i/ emu toohan de emu tana, sektefun tuwari/ oci yarga,
 腰帯 の 一 帯板 に 一 東珠、坐褥 冬 ならば 豹、
 juwari oci fe songko, beise -i/ jingse de ninggun tana, šerin de juwe
 夏 ならば 旧 とおり、beise の 頂子 に 六 東珠、掩額 に 二
 32b/33a tana, amargi ilha de emu tana, umiyesun -i/ emu toohan de
 東珠、後ろ 花 に 一 東珠、腰帯 の 一 帯板 に
 emu uyu sektefun tuwari/ oci yarga, juwari oci fe songko, gurun be/
 一 緑松石 坐褥 冬 ならば 豹、冬 ならば 旧 とおり、国 を
 dalira gung ni jingse de sunja tana/ šerin de emu tana, amargi ilha
 鎮める 公 の 頂子 に 五 東珠、掩額 に 一 東珠、後ろ 花
 de/ emu uyu, umiyesun -i emu toohan de emu/ booši, sektefun da
 に 一 緑松石、腰帯 の 一 帯板 に 一 宝石、坐褥 もと
 songko, gurun de aisilara/ gung ni jingse de duin tana, šerin de/ emu
 とおり、国 に 助ける 公 の 頂子 に 四 東珠、掩額 に 一
 tana, amargi ilha de emu uyu,/ umiyesun -i emu toohan de emu
 東珠、後ろ 花 に 一 緑松石、腰帯 の 一 帯板 に 一
 lamun fiyahan, 33a/33b sektefun da songko obuha//33b/34a/
 藍 瑪瑙、坐褥 もと とおり なした。

^^daicing gurun -i šidzu, abka be dursulehe, forgon be wesihun obuha,
 大清 国 の 世祖、天 を 身につけた、時運 を 貴 なした、
 uherileme/ ^^toktobuha, doro be ilibuha, sure genggiyen, ginggun šu,
 統べ 定めた、政 を 立てた、聡明 聡明、恭敬 文、
 iletu horonggo/ ^^erdemu be amba obuha, gung be batarambuha, ten -i
 頭 威ある、徳 を 大なる なした、功 を 富ませた、極みの
 gosingga, umesi/ ^^hiyoošungga, eldembuhe hūwangdi -i yargiyan kooli,
 仁ある、はなはだ 孝ある、章 皇帝 の 実 録、

腰板は一つの帯板に一東珠。坐褥は冬ならば豹、夏ならば旧通り。beise の頂子に六東珠、掩額に二東珠、後花に一東珠。腰帯は一つの帯板に一緑松石。坐褥は冬ならば豹、冬ならば旧通り。鎮国公の頂子に五東珠、掩額に一東珠、後花に一緑松石。腰帯は一つの帯板に一宝石。坐褥はもと通り。輔国公の頂子に四東珠、掩額に一東珠、後花に一緑松石。腰帯は一つの帯板に一藍瑪瑙。坐褥はもと通りとした。

大清世祖体天隆運英睿欽文大德弘功至仁純孝章皇帝実録、

(附：滿文大清世祖章皇帝實錄・順治元年十月・下)

juwanci debtelin//
十番目 冊。

第十卷

索 引

凡 例

1. 索引はこれを人名索引と地名索引と爵位・官位・官職索引に分ち、原文中に現れるすべての固有名詞を含む。
2. 索引は先ず対象の名詞をそのローマ字綴りによって示し、同名にして異なるものには番号を附して区別する。
3. 索引には、以下の史料に見えた漢字綴りを当てる。
 - (A) 大清世祖体天隆運英睿欽文大德弘功至仁純孝章皇帝実録（康熙初纂本、国立公文書館所蔵清三朝実録本ほか）
 - (B) 大清世祖体天隆運定統建極英睿欽文顯武大德弘功至仁純孝章皇帝実録（乾隆重修本、満洲帝国国务院景印大清歴朝実録）

I. 人名索引

A

abdai 110

abka be dursulehe forgon be wesihun
 obuha uherileme toktobuha doru be
 ilibuha sure genggiyen ginggun šu
 iletu horonggo erdemu be amban
 obuha gung be badarambuha ten i
 gosingga umesi hiyoošungga
 eldembuhe hūwangdi 體天隆運英睿欽
 文大德弘功至仁純孝章皇帝 (A), 體天
 隆運定統建極英睿欽文顯武大德弘功至
 仁純孝章皇帝 (B) 277, 322,
 327, 357

=abkai hesei forgon be aliha
 hūwangdi ; abkai jui ; dele ; dergi ;
 enduringge hūwangdi ; fulin ;
 han(1) ; hiyoošulara jui ; hiyoošulara
 omolo hūwangdi ; hūwangdi ;
 hūwangdi fulin ; hūwangdi soorin be
 siraha hiyoošulara jui ; hūwangdi
 soorin be siraha hiyoošulara omolo
 fulin ; soorin be aliha hiyoošulara
 omolo ; soorin be siraha omolo ;
 soorin be siraha omolo hūwangdi
 fulin ; šidzu ; šidzu eldembuhe
 hūwangdi ; wesihun

abka de acabume gurun be
 mukdembuhe doru be amban obuha
 horon be algimbuha gosin onco
 hūwaliyasun enduringge hiyoošungga
 erdemungge genggiyen šu hūwangdi
 應天興國弘德彰武寬仁聖叡孝文皇帝
 (A, B) 216, 217, 218, 219,
 222, 262, 289, 291

=ama hūwangdi ; amba yabungga
 hūwangdi ; genggiyen šu hūwangdi ;
 gosin onco hūwaliyasun enduringge
 hūwangdi ; han ama(2) ; nenehe
 han(2) ; nenehe hūwangdi ;
 taidzung ; taidzung genggiyen šu
 enduringge hūwangdi ; taidzung
 genggiyen šu hūwangdi

abkai hese be alifi forgon be
 mukdembuhe gurun i ten be fukjin
 ilibuha fergecuke gungge gosin
 hiyoošungga horonggo enduringge
 hūwangdi 承天広運聖德神功肇紀立極
 仁孝武皇帝 198, 199, 222
 =abkai hese be alifi forgon be
 mukdembuhe gurun i ten be fukjin
 ilibuha ferguwecuke gungge gosin
 hiyoošungga horonggo enduringge
 hūwangdi ; abkai hese be alime
 forgon be mukdembuhe gurun i ten
 be fukjin ilibuha fergecuke gungge
 gosin hiyoošungga horonggo
 enduringge hūwangdi ; mafa dergi
 taidzu ; mafa dergi taisu ; taidzu ;
 taidzu horonggo enduringge
 hūwangdi

abkai hese be alifi forgon be
 mukdembuhe gurun i ten be fukjin
 ilibuha ferguwecuke gungge gosin
 hiyoošungga horonggo enduringge
 hūwangdi 承天広運聖德神功肇紀立極
 仁孝武皇帝 218
 =abkai hese be alifi forgon be
 mukdembuhe gurun i ten be fukjin
 ilibuha fergecuke gungge gosin
 hiyoošungga horonggo enduringge
 hūwangdi ; abkai hese be alime
 forgon be mukdembuhe gurun i ten

- be fukjin ilibuha fergecuke gungge
gosin hiyoošungga horonggo
enduringge hūwangdi ; mafa dergi
taidzu ; mafa dergi taisu ; taidzu ;
taidzu horonggo enduringge
hūwangdi
- abkai hese be alime forgon be
mukdembuhe gurun i ten be fukjin
ilibuha fergecuke gungge gosin
hiyoošungga horonggo enduringge
hūwangdi 承天広運聖徳神功肇紀立極
仁孝武皇帝 212
=abkai hese be alifi forgon be
mukdembuhe gurun i ten be fukjin
ilibuha fergecuke gungge gosin
hiyoošungga horonggo enduringge
hūwangdi ; abkai hese be alifi forgon
be mukdembuhe gurun i ten be fukjin
ilibuha ferguwecuke gungge gosin
hiyoošungga horonggo enduringge
hūwangdi ; mafa dergi taidzu ; mafa
dergi taisu ; taidzu ; taidzu horonggo
enduringge hūwangdi
- abkai hesei forgon be aliha hūwangdi
239, 240, 241, 242, 243, 244,
245, 247, 260, 266
=abka be dursulehe forgon be
wesihun obuha uherileme toktobuha
doro be ilibuha sure genggiyen
ginggun šu iletu horonggo erdemu be
amban obuha gung be badarambuha
ten i gosingga umesi hiyoošungga
eldembuhe hūwangdi ; abkai jui ;
dele ; dergi ; enduringge hūwangdi ;
fulin ; han(1) ; hiyoošulara jui ;
hiyoošulara omolo hūwangdi ;
hūwangdi ; hūwangdi fulin ;
hūwangdi soorin be siraha
- hiyoošulara jui ; hūwangdi soorin be
siraha hiyoošulara omolo fulin ;
soorin be aliha hiyoošulara omolo ;
soorin be siraha omolo ; soorin be
siraha omolo hūwangdi fulin ;
šidzu ; šidzu eldembuhe hūwangdi ;
wesihun
- abkai jui 天子 197, 209, 216, 217
=abka be dursulehe forgon be
wesihun obuha uherileme toktobuha
doro be ilibuha sure genggiyen
ginggun šu iletu horonggo erdemu be
amban obuha gung be badarambuha
ten i gosingga umesi hiyoošungga
eldembuhe hūwangdi ; abkai hesei
forgon be aliha hūwangdi ; dele ;
dergi ; enduringge hūwangdi ;
fulin ; han(1) ; hiyoošulara jui ;
hiyoošulara omolo hūwangdi ;
hūwangdi ; hūwangdi fulin ;
hūwangdi soorin be siraha
hiyoošulara jui ; hūwangdi soorin be
siraha hiyoošulara omolo fulin ;
soorin be aliha hiyoošulara omolo ;
soorin be siraha omolo ; soorin be
siraha omolo hūwangdi fulin ;
šidzu ; šidzu eldembuhe hūwangdi ;
wesihun
- ahaliyan hiya 32
ahanikan(1) 61
ahanikan(2) 阿哈尼堪 106
aiduri 艾度礼 (A), 艾度禮 (B) 114,
115, 116, 117, 140
=aiduri gung
aiduri gung 艾度礼 (A), 艾度禮 (B) 114
=aiduri
ajige(1) 112
ajige 阿濟格 (A), 阿濟格 (B) 334

- =baturu cin wang ; baturu jiyun wang ;
doro baturu giyūn wang ; doro baturu
giyūn wang ajige ; doro baturu jiyūn
wang : hošoi baturu cin wang ; hošoi
baturu cin wang ajige
- ajigenikan 阿濟格尼堪 118
- ajilai 阿濟賚 (A, B) 347
- akdun jurgan doro be aisilara ecike
wang 信義輔政叔王 (A, B) 229
- =akdun jurgangga doro de aisilara
ecike wang ; doro aisilara ecike wang ;
doro be aliha hošoi ujen cin wang ; doro
be aliha hošoi ujen cin wang jirgalang ;
doro de aisilara ecike wang ; doro de
aisilara wang ; ecike hošoi ujen cin
wang ; hošoi ujen cin wang ; hošoi ujen
cin wang jirgalang ; jirgalang
- akdun jurgangga doro de aisilara ecike
wang 信義輔政叔王 (A, B) 331, 333
- =akdun jurgan doro be aisilara ecike
wang ; doro aisilara ecike wang ; doro
be aliha hošoi ujen cin wang ; doro be
aliha hošoi ujen cin wang jirgalang ;
doro de aisilara ecike wang ; doro de
aisilara wang ; ecike hošoi ujen cin
wang ; hošoi ujen cin wang ; hošoi ujen
cin wang jirgalang ; jirgalang
- ama hūwangdi 父皇帝 72
- =abka de acabume gurun be
mukdembuhe doro be amban obuha
horon be algimbuha gosin onco
hūwaliasun enduringge hiyoošungga
erdemungge genggiyen šu hūwangdi ;
amba yabungga hūwangdi ; genggiyen
šu hūwangdi ; gosin onco hūwaliasun
enduringge hūwangdi ; han ama(2) ;
nenehe han(2) ; nenehe hūwangdi ;
taidzung ; taidzung genggiyen šu
- enduringge hūwangdi ; taidzung
genggiyen šu hūwangdi
- amba coohai ejen doro be aliha hošoi
mergen cin wang 王 (A, B) 大將軍和
碩睿親王 21, 36, 38
- =dorgon ; doro be aliha ama wang ; doro
be aliha amba coohai ejen hošoi
mergen cin wang ; doro be aliha ecike
ama wang ; doro be aliha ecike wang ;
doro be aliha han i ecike ama wang ;
doro be aliha hošoi mergen cin wang ;
doro be aliha wang ; doro be aliha wang
dorgon ; doro be aliha wang hese be
aliha amba coohai ejen ; doro be aliha
wang hese be aliha amba coohai ejen
dorgon ; ecike doro be aliha wang ; ecike
mergen cin wang dorgon ; hese be aliha
amba coohai ejen hošoi mergen cin
wang ; hese be aliha amba coohai ejen
doro aliha hošoi mergen cin wang ;
hošoi mergen cin wang ; še jeng wang ;
uyuci wang
- amba yabungga hūwangdi 大行皇帝 (A,
B) 289, 290
- =abka de acabume gurun be
mukdembuhe doro be amban obuha
horon be algimbuha gosin onco
hūwaliasun enduringge hiyoošungga
erdemungge genggiyen šu hūwangdi ;
ama hūwangdi ; genggiyen šu
hūwangdi ; gosin onco hūwaliasun
enduringge hūwangdi ; han ama(2) ;
nenehe han(2) ; nenehe hūwangdi ;
taidzung ; taidzung genggiyen šu
enduringge hūwangdi ; taidzung
genggiyen šu hūwangdi
- an lu san 祿山 (A, B) 安祿山 12
- andari 87

anggadai 94
 angnaha 77
 aranci 阿蘭齊 (A, B) 347
 aramu 90
 asan 阿山 (A, B) 79, 211, 218, 286

B

badai(1) 79
 badai(2) 90
 baduri 巴都理 (A), 巴都里 (B) 62,
 75, 78, 88, 89, 91
 bahana 巴哈納 78, 81
 =gioroi bahana
 baicuka 59
 baihūndai 181
 baintu 宗室拜尹圖 (A, B) 212, 218,
 219, 286, 290
 bajai 巴歹 (A, B) 253, 354
 baka 82
 balduca 78
 balgasun 90
 balju 巴尔珠 (A), 巴爾珠 (B) 87
 balu 90
 bambai 118
 bandai 107
 banin mafa hūtūri werihe wang 親祖福
 王 197
 baran 181
 basan 61
 batai hiya 蝦巴泰 (A), 侍衛巴泰 (B)
 111, 139
 batma 巴特瑪 110
 baturu cin wang 英親王 256
 =ajige(2) ; baturu jiyun wang ; doroi
 baturu giyūn wang ; doroi baturu
 giyūn wang ajige ; doroi baturu jiyūn
 wang : hošoi baturu cin wang ; hošoi

baturu cin wang ajige
 baturu gung ni jiyūn wang 武功郡王
 197
 baturu jiyun wang 武英郡王 141
 =ajige(2) ; baturu cin wang ; doroi
 baturu giyūn wang ; doroi baturu
 giyūn wang ajige ; doroi baturu jiyūn
 wang ; hošoi baturu cin wang ; hošoi
 baturu cin wang ajige
 bayan(1) 32
 bayan(2) 187
 be 伯 (A, B) 17
 =ping si be u san gui ; ping si wang u
 san gui ; san gui ; u amba jiyangjiyūn ;
 u dzung bing guwan ; u sumingguwan ;
 u san gui ; wargi be necihiyara be ;
 wargi be necihiyere be usangui ; wargi
 be necihiyere wang ; wargi be
 necihiyere wang u san gui
 be dusy 227
 belhetu 59, 79, 94
 biyan yung cing 邊永清 (A, B) 341
 bodohonggo ijisihūn wang šang k'o hi 智
 順王尚可喜 (A, B) 332
 bohoto 博和託 (A, B) 244, 343
 bolo 博洛 (A, B) 242, 343
 bononi 139
 boroi 博洛 (A), 博洛 (B) 268, 357
 bu sung šan 156
 budahū 180
 budasi 卜大式 (A, B) 46
 buka 90
 burka 269
 burkai 111
 buyan(1) 63
 buyan(2) 94, 95

C

cahar han 223, 319
cahatai 90
cang i 常義 (A, B) 45
cang ing 45
can liang mo 陳良謨 (A, B) 46
cen da diyan 陳大典 87
cen da jiyangjiyūn 陳洪範 (A, B) 184, 252
=cen hūng fan
cen hūng fan 陳洪範 (A, B) 322
=cen da jiyangjiyūn
cen i ji 191
cen io fu 陳有福 (A, B) 230, 340
cen ji dz 188
cen jiyūn ts'ai 190
cen nan hūwai 182
cen šang li 45
cen wang 成王 (A, B) 224, 320
cen wei sin 269
cen zin dzung 陳任重 (A, B) 40
cergei 車爾格 77, 140
ci hūwan gung 桓公 (A, B) 17
cin dutang 264, 265
cin wang(1) 秦王 (A, B) 潞安府秦王 33, 50, 55
cin wang(2) 秦王 (A, B) 西安府秦王 33, 50, 55
=cin wang ju sun ji
cin wang ju sin hiowan 親王朱審煊 69
=jin wang ; jin wang ju sin hiowan ; ju sin hiowan
cin wang ju sun ji 秦王 (A, B), 秦王朱順吉 33, 50, 55
=cin wang(2)
cinahūn 269

cio guwe ioi 丘国玉 (A), 邱国玉 (B) 110
cio ji dzong 紀從 (A), 紀從 (B), 丘紀從, 邱紀從 110
coboi 綽拜 181
coktoi hiya 111
=coktu?
coktu 139
=coktoi hiya?
coohiyān gurun i wang 朝鮮国王 49, 70, 118
=lidzung
corji 199, 269
cuku baturi 90
cung jeng han 崇禎皇帝 (A, B) 353, 355
=dzung jen ; dzung jen han ; ejen ama ; han(2) ; han ama(1) ; jilakan di ; nenehe ejen ; nenehe ejen han ; nenehe han(1) ; sung jen ; sung jen han ; ts'ung jen han
cunggan 90

C'

c'y mei 赤眉 (A, B) 12

D

da mafa hūturi neihe wang 始祖澤王 197
dai ceng gung 39
daicing darhan 187
dahashūn gung(1) 恭順侯 179
=gūng šun heo ; hashū ergi dudu gung šun heo sun wei hafan u wei fan ; u wei hūwa
dahashūn gung šen jy siyang 續順公沈志祥 (A, B) 332
daje 60, 61

- dalai 達賴 (A), 達賴 (B) 253, 354
- damin 90
- dandai 184
- dang cung ya 党崇雅 (A), 黨崇雅 (B)
348
- dashūwan(1) 90
- dashūwan(2) 95
- dele 皇上, 上 (A, B) 95, 106, 107,
124, 129, 134, 150, 152, 153, 155,
293, 331, 342
=abka be dursulehe forgon be wesihun
obuha uherileme tokto buha dorо be
ilibuha sure genggiyen giŋgun šu
iletu horonggo erdemu be amban
obuha gung be badarambuha ten i
gosingga umesi hiyoosungga
eldembuhe hūwangdi ; abkai hesei
forgon be aliha hūwangdi ; abkai jui ;
dergi ; enduringge hūwangdi ; fulin ;
han(1) ; hiyoosulara jui ; hiyoosulara
omolo hūwangdi ; hūwangdi ;
hūwangdi fulin ; hūwangdi soorin be
siraha hiyoosulara jui ; hūwangdi
soorin be siraha hiyoosulara omolo
fulin ; soorin be aliha hiyoosulara
omolo ; soorin be siraha omolo ; soorin
be siraha omolo hūwangdi fulin ;
šidzu ; šidzu eldembuhe hūwangdi ;
wesihun
- deng cang cūn 鄧常春 (A, B) 288
- derdehei 德爾得赫 (A), 德爾得赫 (B)
83
- dergi 上 (A, B) 109, 112, 139, 171,
203, 331
=abka be dursulehe forgon be wesihun
obuha uherileme tokto buha dorо be
ilibuha sure genggiyen giŋgun šu
iletu horonggo erdemu be amban
obuha gung be badarambuha ten i
gosingga umesi hiyoosungga
eldembuhe hūwangdi ; abkai hesei
forgon be aliha hūwangdi ; abkai jui ;
dele ; enduringge hūwangdi ; fulin ;
han(1) ; hiyoosulara jui ; hiyoosulara
omolo hūwangdi ; hūwangdi ;
hūwangdi fulin ; hūwangdi soorin be
siraha hiyoosulara jui ; hūwangdi
soorin be siraha hiyoosulara omolo
fulin ; soorin be aliha hiyoosulara
omolo ; soorin be siraha omolo
hūwangdi fulin ; šidzu ; šidzu
eldembuhe hūwangdi ; wesihun
dergi mafa fulin werihe wang 高祖慶王
197
- di wang 帝王 (A, B) 302
=han(4), julgei di wang
- ding wang 定王 (A, B) 定王朱慈炯 33,
50, 54
=ilaci jui ding wang
- dodo 多鐸 (A, B) 335
=doroj erke giyūn wang ; doroj erke
giyūn wang dodo ; doroj erke jiyūn
wang ; erke cin wang ; erke wang ; hošoi
erke cin wang ; hošoi erke cin wang
dodo
- dodoho 90
- dorbohū 59
- dorgon 多爾袞 (A), 多爾袞 (B) 32,
65, 82, 106, 111, 293, 319
=amba coohai ejen dorо be aliha hošoi
mergen cin wang ; dorо be aliha ama
wang ; dorо be aliha amba coohai ejen
hošoi mergen cin wang ; dorо be aliha
ecike ama wang ; dorо be aliha ecike
wang ; dorо be aliha han i ecike ama
wang ; dorо be aliha hošoi mergen cin

wang ; doro be aliha wang ; doro be aliha wang dorgon ; doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen ; doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen dorgon ; ecike doro be aliha wang ; ecike mergen cin wang dorgon ; hese be aliha amba coohai ejen doro aliha hošoi mergen cin wang ; hese be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; dorj deheme 80, 117
 =dorji teheme
 dorji teheme 103
 =dorji teheme
 doro aisilara ecike wang 叔輔政王 (A, B) 229
 =akdun jurgan doro be aisilara ecike wang ; akdun jurgangga doro de aisilara ecike wang ; doro be aliha hošoi ujen cin wang ; doro be aliha hošoi ujen cin wang jirgalang ; doro de aisilara wang ; ecike hošoi ujen cin wang ; hošoi ujen cin wang ; hošoi ujen cin wang jirgalang ; jirgalang
 doro be aliha ama wang 撰政王 (A, B) 215
 =amba coohai ejen doro be aliha hošoi mergen cin wang ; dorgon ; doro be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; doro be aliha ecike ama wang ; doro be aliha ecike wang ; doro be aliha han i ecike ama wang ; doro be aliha hošoi mergen cin wang ; doro be aliha wang ; doro be aliha wang dorgon ; doro be aliha wang hese be

aliha amba coohai ejen ; doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen dorgon ; ecike doro be aliha wang ; ecike mergen cin wang dorgon ; hese be aliha amba coohai ejen doro aliha hošoi mergen cin wang ; hese be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; hošoi mergen cin wang ; še jeng wang ; uyuci wang
 doro be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang 大將軍攝政和碩睿親王多爾袞 (A), 大將軍攝政和碩睿親王多爾袞 (B) 25, 73
 =amba coohai ejen doro be aliha hošoi mergen cin wang ; dorgon ; doro be aliha ama wang ; doro be aliha ecike wang ; doro be aliha han i ecike ama wang ; doro be aliha hošoi mergen cin wang ; doro be aliha wang ; doro be aliha wang dorgon ; doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen ; doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen dorgon ; ecike doro be aliha wang ; ecike mergen cin wang dorgon ; hese be aliha amba coohai ejen doro aliha hošoi mergen cin wang ; hese be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; hošoi mergen cin wang ; še jeng wang ; uyuci wang
 doro be aliha ecike ama wang 叔父撰政王, 撰政王 (A, B) 226, 228, 230, 235, 236, 237, 240, 246, 254, 255, 256, 258, 259
 =amba coohai ejen doro be aliha hošoi mergen cin wang ; dorgon ; doro be aliha ama wang ; doro be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ;

doro be aliha ecike wang ; doro be aliha han i ecike ama wang ; doro be aliha hošoi mergen cin wang ; doro be aliha wang ; doro be aliha wang dorgon ; doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen ; doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen dorgon ; ecike doro be aliha wang ; ecike mergen cin wang dorgon ; hese be aliha amba coohai ejen doro aliha hošoi mergen cin wang ; hese be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; hošoi mergen cin wang ; še jeng wang ; uyuci wang

doro be aliha ecike wang 叔父撰政王 (A, B), 皇叔父撰政王 (A) 293, 321, 334, 335, 336, 337, 339

=amba coohai ejen doro be aliha hošoi mergen cin wang ; dorgon ; doro be aliha ama wang ; doro be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; doro be aliha ecike ama wang ; doro be aliha han i ecike ama wang ; doro be aliha hošoi mergen cin wang ; doro be aliha wang ; doro be aliha wang dorgon ; doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen ; doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen dorgon ; ecike doro be aliha wang ; ecike mergen cin wang dorgon ; hese be aliha amba coohai ejen doro aliha hošoi mergen cin wang ; hese be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; hošoi mergen cin wang ; še jeng wang ; uyuci wang

doro be aliha han i ecike ama wang 撰政王 (A, B) 皇叔父撰政王 226

=amba coohai ejen doro be aliha hošoi

mergen cin wang ; dorgon ; doro be aliha ama wang ; doro be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; doro be aliha ecike ama wang ; doro be aliha ecike wang ; doro be aliha hošoi mergen cin wang ; doro be aliha wang ; doro be aliha wang dorgon ; doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen ; doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen dorgon ; ecike doro be aliha wang ; ecike mergen cin wang dorgon ; hese be aliha amba coohai ejen doro aliha hošoi mergen cin wang ; hese be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; hošoi mergen cin wang ; še jeng wang ; uyuci wang

doro be aliha hošoi mergen cin wang 和碩睿親王, 王, 攝政和碩睿親王 (A, B) 攝政和碩睿親王多爾袞 (A), 攝政和碩睿親王多爾袞 (B) 3, 21, 22, 37, 49, 53, 64, 68, 70, 117, 181

=amba coohai ejen doro be aliha hošoi mergen cin wang ; dorgon ; doro be aliha ama wang ; doro be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; doro be aliha ecike ama wang ; doro be aliha ecike wang ; doro be aliha han i ecike ama wang ; doro be aliha wang ; doro be aliha wang dorgon ; doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen ; doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen dorgon ; ecike doro be aliha wang ; ecike mergen cin wang dorgon ; hese be aliha amba coohai ejen doro aliha hošoi mergen cin wang ; hese be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; hošoi mergen cin wang ; še jeng wang ; uyuci wang

doro be aliha hošoi ujen cin wang 攝政和碩鄭親王 (A, B) 59, 63, 66, 67, 72, 73, 78, 79, 80, 82, 87, 88, 103, 107, 109, 112, 113, 114, 116, 117, 140, 200, 203
 =akdun jurgan doro be aisilara ecike wang ; akdun jurgangga doro de aisilara ecike wang ; doro aisilara ecike wang ; doro be aliha hošoi ujen cin wang jirgalang ; doro de aisilara ecike wang ; doro de aisilara wang ; ecike hošoi ujen cin wang ; hošoi ujen cin wang ; hošoi ujen cin wang jirgalang ; jirgalang

doro be aliha hošoi ujen cin wang jirgalang 攝政和碩鄭親王濟爾哈朗 (A), 攝政和碩鄭親王濟爾哈朗 (B) 68, 180
 =akdun jurgan doro be aisilara ecike wang ; akdun jurgangga doro de aisilara ecike wang ; doro aisilara ecike wang ; doro be aliha hošoi ujen cin wang ; doro de aisilara ecike wang ; doro de aisilara wang ; ecike hošoi ujen cin wang ; hošoi ujen cin wang ; hošoi ujen cin wang jirgalang ; jirgalang

doro be aliha wang 王, 攝政和碩睿親王, 多爾袞, 叔父攝政王 (A, B) 15, 18, 20, 21, 24, 25, 29, 36, 37, 41, 42, 121, 132, 142, 160, 174, 175, 178, 181, 182, 184, 187, 213, 221, 223, 226, 230, 248, 343, 354
 =amba coohai ejen doro be aliha hošoi mergen cin wang ; dorgon ; doro be aliha ama wang ; doro be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; doro be aliha ecike ama wang ; doro be aliha han i

ecike ama wang ; doro be aliha hošoi mergen cin wang ; doro be aliha wang dorgon ; doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen ; doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen dorgon ; ecike doro be aliha wang ; ecike mergen cin wang dorgon ; hese be aliha amba coohai ejen doro aliha hošoi mergen cin wang ; hese be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; hošoi mergen cin wang ; še jeng wang ; uyuci wang

doro be aliha wang dorgon 攝政王多爾袞 (A), 攝政王多爾袞 (B) 288
 =amba coohai ejen doro be aliha hošoi mergen cin wang ; dorgon ; doro be aliha ama wang ; doro be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; doro be aliha ecike ama wang ; doro be aliha han i ecike ama wang ; doro be aliha hošoi mergen cin wang ; doro be aliha wang ; doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen ; doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen dorgon ; ecike doro be aliha wang ; ecike mergen cin wang dorgon ; hese be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; hese be aliha amba coohai ejen doro aliha hošoi mergen cin wang ; hošoi mergen cin wang ; še jeng wang ; uyuci wang

doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen 攝政王大將軍 117, 140, 179
 =amba coohai ejen doro be aliha hošoi mergen cin wang ; dorgon ; doro be aliha ama wang ; doro be aliha amba

- coohai ejen hošoi mergen cin wang ; doro be aliha ecike ama wang ; doro be aliha ecike wang ; doro be aliha han i ecike ama wang ; doro be aliha hošoi mergen cin wang ; doro be aliha wang ; doro be aliha wang dorgon ; doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen dorgon ; ecike doro be aliha wang ; ecike mergen cin wang dorgon ; hese be aliha amba coohai ejen doro aliha hošoi mergen cin wang ; hese be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; hošoi mergen cin wang ; še jeng wang ; uyuci wang
- doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen dorgon 攝政和碩睿親王多爾袞 (A), 攝政和碩睿親王多爾袞 (B) 32, 65, 82, 106, 111, 139
- =amba coohai ejen doro be aliha hošoi mergen cin wang ; dorgon ; doro be aliha ama wang ; doro be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; doro be aliha ecike ama wang ; doro be aliha han i ecike ama wang ; doro be aliha hošoi mergen cin wang ; doro be aliha wang ; doro be aliha wang dorgon ; doro be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen ; ecike doro be aliha wang ; ecike mergen cin wang dorgon ; hese be aliha amba coohai ejen doro aliha hošoi mergen cin wang ; hese be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; hošoi mergen cin wang ; še jeng wang ; uyuci wang
- doro de aisilara ecike wang 輔政王, 叔輔政王 (A, B) 226, 227, 271, 272, 335, 358
- =akdun jurgan doro be aisilara ecike wang ; akdun jurgangga doro de aisilara ecike wang ; doro aisilara ecike wang ; doro be aliha hošoi ujen cin wang ; doro be aliha hošoi ujen cin wang jirgalang ; doro de aisilara wang ; ecike hošoi ujen cin wang ; hošoi ujen cin wang jirgalang ; jirgalang
- doro de aisilara wang 輔政王 (A, B) 343
- =akdun jurgan doro be aisilara ecike wang ; akdun jurgangga doro de aisilara ecike wang ; doro be aliha hošoi ujen cin wang ; doro be aliha hošoi ujen cin wang jirgalang ; doro de aisilara ecike wang ; ecike hošoi ujen cin wang ; hošoi ujen cin wang jirgalang ; jirgalang
- doroi baturu giyūn wang 武英王 (A), 多羅武英郡王 335
- =ajige(2) ; baturu cin wang ; baturu jiyun wang ; doroi baturu giyūn wang ajige ; doroi baturu jiyūn wang ; hošoi baturu cin wang ; hošoi baturu cin wang ajige
- doroi baturu giyūn wang ajige 多羅武英郡王阿濟格 (A), 多羅武英郡王阿濟格 (B) 331
- =ajige(2) ; baturu cin wang ; baturu jiyūn wang ; doroi baturu giyūn wang ; doroi baturu jiyūn wang ; hošoi baturu cin wang ; hošoi baturu cin wang ajige
- doroi baturu jiyūn wang 武英王 (A), 多羅武英郡王 (B) 88, 229, 230
- =ajige(2) ; baturu cin wang ; baturu jiyun wang ; doroi baturu giyūn wang ;

- doroi baturu giyūn wang ajige ; hošoi baturu cin wang ; hošoi baturu cin wang ajige
- doroi bayan jiyūn wang 多羅饒餘郡王阿巴泰 (A, B) 80, 95, 107, 117, 253
- doroi erke giyūn wang 豫郡王 (A), 多羅豫郡王 (B) 336
- = dodo ; doroi erke giyūn wang dodo ; doroi erke jiyūn wang ; erke cin wang ; erke wang ; hošoi erke cin wang ; hošoi erke cin wang dodo
- doroi erke giyūn wang dodo 多羅豫郡王多鐸 (A, B) 331
- =dodo ; doroi erke giyūn wang ; doroi erke jiyūn wang ; erke cin wang ; erke wang ; hošoi erke cin wang ; hošoi erke cin wang dodo
- doroi erke jiyūn wang 豫郡王 (A), 多羅豫郡王 (B) 235, 236
- =dodo ; doroi erke giyūn wang ; doroi erke giyūn wang dodo ; erke cin wang ; erke wang ; hošoi erke cin wang ; hošoi erke cin wang dodo
- doroi fengšengge giyūn wang 多羅衍禧郡王 (A, B) 332, 337
- =doroi fengšengge jiyūn wang ; doroi lolohon beile ; lolohon
- doroi fengšengge jiyūn wang 多羅衍禧郡王 (A, B) 238
- =doroi fengšengge giyūn wang ; doroi lolohon beile ; lolohon
- doroi kemungge giyūn wang 多羅承澤郡王 (A, B) 332
- =doroi kesingge giyūn wang ; doroi kesingge jiyūn wang ; šose ; šose age
- doroi kesingge giyūn wang 多羅承澤郡王 (A, B) 338
- =doroi kemungge giyūn wang ; doroi kesingge jiyūn wang ; šose ; šose age
- doroi kesingge jiyūn wang 多羅承澤郡王 (A, B) 239
- =doroi kemungge giyūn wang ; doroi kesingge giyūn wang ; šose ; šose age
- doroi lolohon beile 羅洛宏貝勒 (A), 多羅羅洛宏貝勒 (B) 237
- =doroi fengšengge giyūn wang ; doroi fengšengge jiyūn wang ; lolohon
- du hiyūn 杜勳 (A), 杜勳 (B) 341
- dudang 268, 269
- duici jui 第四子 (A, B), 永王朱慈炤 33, 50, 54
- duikana 269
- dung ciyoo 38
- dung dzung bing guwan 董總兵官 249
- =dung sio li
- dung sio li 董學礼 (A), 董學禮 (B) 249
- =dung dzung bing guwan
- dunggalai 104
- =dunggali
- dunggali 82
- =dunggalai
- durdei 杜爾德 77
- Dz
- dzai liyang wang 251
- dzei ceng gung 45
- dzeng wen da 曾聞達 (A, B) 286
- dzo lo di 左懋第 (A, B) 322
- dzu k'o fa 祖可法 (A, B) 255, 352
- dzung jen 崇禎 33, 50, 54
- =cung jen han ; dzung jen han ; ejen ama ; han(2) ; han ama(1) ; jilakan di ; nenehe ejen ; nenehe ejen han ; nenehe han(1) ; sung jen ; sung jen han ; ts'ung jen han

dzung jen han 崇禎帝 (A, B) 32, 33, 49, 50, 54, 69, 136, 145, 146
 =cung jen han ; dzung jen ; ejen ama ; han(2); han ama(1); jilakan di; nenehe ejen; nenehe ejen han; nenehe han(1); sung jen ; sung jen han ; ts'ung jen han
 dzung šun 271

E

ecike doru be aliha wang 叔父攝政王 (A, B) 223, 224, 225, 319
 =amba coohai ejen doru be aliha hošoi mergen cin wang ; dorgon ; doru be aliha ama wang ; doru be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; doru be aliha ecike ama wang ; doru be aliha ecike wang ; doru be aliha han i ecike ama wang ; doru be aliha hošoi mergen cin wang ; doru be aliha wang ; doru be aliha wang dorgon ; doru be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen ; doru be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen dorgon ; ecike mergen cin wang ; hese be aliha amba coohai ejen doru aliha hošoi mergen cin wang ; hese be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; hošoi mergen cin wang ; še jeng wang ; uyuci wang
 ecike hošoi ujen cin wang 和碩兀真親王 (A), 和碩鄭親王 (B) 228
 =akdun jurgan doru be aisilara ecike wang ; akdun jurgangga doru de aisilara ecike wang; doru aisilara ecike wang ; doru be aliha hošoi ujen cin wang ; doru be aliha hošoi ujen cin wang jirgalang ; doru de aisilara ecike

wang ; doru de aisilara wang ; hošoi ujen cin wang ; hošoi ujen cin wang jirgalang ; jirgalang
 ecike mergen cin wang dorgon 叔父睿親王多爾袞 212
 =amba coohai ejen doru be aliha hošoi mergen cin wang ; dorgon ; doru be aliha ama wang ; doru be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; doru be aliha ecike ama wang ; doru be aliha han i ecike ama wang ; doru be aliha ecike wang ; doru be aliha hošoi mergen cin wang ; doru be aliha wang ; doru be aliha wang dorgon ; doru be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen ; doru be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen dorgon ; ecike doru be aliha wang ; hese be aliha amba coohai ejen doru aliha hošoi mergen cin wang ; hese be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; hošoi mergen cin wang ; še jeng wang ; uyuci wang
 egudei 額爾德 (A, B) 253, 354
 ehe hūlha 131
 =han(3); li dz ceng ; lidz ceng ; liodzei ; liodzei ; liodzei da lidz ceng ; liodzei ejen ; liodzei ejen li dz ceng ; liodzei ejen lidz ceng ; liodzei li dz ceng ; liodzei lidz ceng ; liodzei lidzceng ; liodzei lisyceng ; wargi hūlha
 ehebu 95
 einje 115, 116
 ejen ama 130
 =cung jen han ; dzung jen ; dzung jen han ; han(2) ; han ama(1) ; jilakan di ; nenehe ejen ; nenehe ejen han ; nenehe han(1) ; sung jen ; sung jen han ; ts'ung jen han

- ekine 87
 eljaitu 181
 =eljitu
 eljeitu 181
 eljitu 181
 =eljaitu
 emungge 額孟格 (A, B) 220, 251, 254,
 255, 263, 264, 351
 enduringge hūwangdi 214
 =abka be dursulehe forgon be wesihun
 obuha uherileme toktobuha doru be
 ilibuha sure genggiyen ginggun šu
 iletu horonggo erdemu be amban
 obuha gung be badarambuha ten i
 gosingga umesi hiyoošungga
 eldembuhe hūwangdi ; abkai hesei
 forgon be aliha hūwangdi ; abkai jui ;
 dele ; dergi ; fulin ; han(1) ; hiyoošulara
 ju ; hiyoošulara omolo hūwangdi ;
 hūwangdi ; hūwangdi fulin ; hūwangdi
 soorin be siraha hiyoošulara jui ;
 hūwangdi soorin be siraha
 hiyoošulara omolo fulin ; soorin be
 aliha hiyoošulara omolo ; soorin be
 siraha omolo ; soorin be siraha omolo
 hūwangdi fulin ; šidzu ; šidzu
 eldembuhe hūwangdi ; wesihun
 engkuna 94
 erke cin wang 豫親王 (A, B) 350, 351
 =dodo ; doroi erke giyūn wang ; doroi
 erke giyūn wang dodo ; doroi erke jiyūn
 wang ; erke wang ; hošoi erke cin
 wang ; hošoi erke cin wang dodo
 erke wang 豫王 246
 =dodo ; doroi erke giyūn wang ; doroi
 erke giyūn wang dodo ; doroi erke jiyūn
 wang ; erke cin wang ; hošoi erke cin
 wang ; hošoi erke cin wang dodo
- esehei 額色黑 203, 268
- F
- fang ceng in 110
 fang da io 方大猷 (A, B) 286
 fang de šeng 110
 fang jy ki 房之驎 (A, B) 328
 farhūta 268
 feici 268
 fu i su 39
 fu ning heo 撫寧侯 160
 =fu ning heo ju guwe bi ; fu ning heo ju
 siyan seng ; ju guwe bi
 fu ning heo ju guwe bi 撫寧侯朱國弼 (A),
 撫寧侯朱國弼 (B) 155
 =fu ning heo ; fu ning heo ju siyan
 seng ; ju guwe bi
 fu ning heo ju syan seng 撫寧侯朱先生
 160
 =fu ning heo ; fu ning heo ju guwe bi ;
 ju guwe bi
 fu wang 福王 (A, B) 266, 353, 354,
 355, 356
 fulakta 富拉克塔 181
 fulin 福臨 72, 209, 216, 217
 =abka be dursulehe forgon be wesihun
 obuha uherileme toktobuha doru be
 ilibuha sure genggiyen ginggun šu
 iletu horonggo erdemu be amban
 obuha gung be badarambuha ten i
 gosingga umesi hiyoošungga
 eldembuhe hūwangdi ; abkai hesei
 forgon be aliha hūwangdi ; abkai jui ;
 dele ; dergi ; enduringge hūwangdi ;
 han(1) ; hiyoošulara jui ; hiyoošulara
 omolo hūwangdi ; hūwangdi ;
 hūwangdi fulin ; hūwangdi soorin be

siraha hiyoošulara jui ; hūwangdi
 soorin be siraha hiyoošulara omolo
 fulin ; soorin be aliha hiyoošulara
 omolo ; soorin be siraha omolo ; soorin
 be siraha omolo hūwangdi ; šidzu ;
 šidzu eldembuhe hūwangdi ; wesihun
 fung cuwan 馮銓 (A, B) 121
 =fung guwe loo, fung g'oolo
 fung doo li 235
 fung giyei 馮杰 (A, B) 289
 fung g'oolo 馮閣老 220
 =fung cuwan ; fung guwe loo
 fung guwe loo 馮閣老 121, 174
 =fung cuwan, fung g'oolo
 fung san sing 191
 fung sing joo 馮聖兆 234
 fiyanggū 費揚古 (A, B) 63

G

gabula 58
 garin 剛林 (A, B) 284
 gebakū 268
 gentei 根特 112
 genggiyen šu hūwangdi 文皇帝 (A, B)
 321
 =abka de acabume gurun be
 mukdembuhe doru be amban obuha
 horon be algimbuha gosin onco
 hūwaliasun enduringge hiyoošungga
 erdemungge genggiyen šu hūwangdi ;
 ama hūwangdi ; amba yabungga
 hūwangdi ; gosin onco hūwaliasun
 enduringge hūwangdi ; han ama(2) ;
 nenehe han(2) ; nenehe hūwangdi ;
 taidzung ; taidzung genggiyen šu
 enduringge hūwangdi ; taidzung
 genggiyen šu hūwangdi

geo jiyei 高杰 156
 geri 139
 gešen 90
 gin ioi ho 金玉和 352
 =jing i ho
 ginggun ijishūn wang kung io de 恭順王
 孔有德 (A, B) 332
 gioroi bahana 覺羅巴哈納 78, 81, 181
 =bahana
 gioroi hife 覺羅希福 92
 =hife(3)
 gioroi honin 59
 =honin
 gioroi kara 覺羅喀喇 (A), 覺羅喀喇 (B)
 347
 gisai 吉賽 (A, B) 347
 gisan 204
 gosin hiyoošungga doru de akūmbuha
 ginggun ijishūn eldengge hūturingga
 enduringge hūwangheo 孝慈昭憲純德
 貞順承天育聖武皇后 198, 199, 212,
 218, 222
 =mama dergi taiheo ; taiheo
 gosin onco hūwaliasun enduringge
 hūwangdi 皇考寬溫仁聖皇帝 (A, B)
 72, 212, 260, 290
 =abka de acabume gurun be
 mukdembuhe doru be amban obuha
 horon be algimbuha gosin onco
 hūwaliasun enduringge hiyoošungga
 erdemungge genggiyen šu hūwangdi ;
 ama hūwangdi ; amba yabungga
 hūwangdi ; genggiyen šu hūwangdi ;
 han ama(2) ; nenehe han(2) ; nenehe
 hūwangdi ; taidzung ; taidzung
 genggiyen šu enduringge hūwangdi ;
 taidzung genggiyen šu hūwangdi
 guluge 古祿格 (A, B) 344

gung ding dz 龔鼎孳 348
 gung si heo 232
 gung šun heo 恭順侯 (A, B) 136, 145, 345
 =dahashūn gung ; hashū ergi dudu
 gung šun heo sun wei hafan u wei fan ;
 u wei hūwa
 guntasi 75, 90
 gurun i gungju 57
 guwan jung 管仲 (A, B) 17
 guwan tun 40
 guwang u 光武 (A, B) 13
 gūbada 269
 gūnanji 102, 103
 gūnin ijishūn wang geng jung ming 懷順
 王耿仲明 (A, B) 332
 gūwalca 269

G'

g'ang wen doo 183
 =soo di wang ; soo di wang g'ang wen
 doo
 g'ao yung sing 255
 g'o ioi ling 郭雲龍 16
 =g'o ioi lung ; g'o yun lung ; g'o yūn lung
 g'o ioi lung 郭雲龍 49, 54
 =g'o ioi ling ; g'o yun lung ; g'o yūn lung
 g'o ji iowan 郭紀元 (A, B) 187
 g'o yun lung 郭雲龍 (A, B) 18, 19
 =g'o ioi ling ; g'o ioi lung ; g'o yūn lung
 g'o yūn lung 郭雲龍 14, 15, 32
 =g'o ioi ling ; g'o ioi lung ; g'o yun lung

H

haidari 海達礼 (A), 海達禮 (B) 115,
 116, 117

haidu 139
 hainu 海努 181
 haise(1) 60
 haise(2) 181
 han(1) 皇帝, 朝廷, 上 (A, B), 皇上 (B),
 順治帝 14, 15, 25, 32, 35, 41, 42,
 53, 65, 67, 68, 69, 70, 71, 73, 82,
 106, 107, 111, 114, 121, 122, 123,
 132, 136, 139, 140, 141, 145, 160,
 167, 174, 175, 178, 180, 184, 200,
 201, 203, 204, 205, 211, 213, 256,
 262, 277, 278, 279, 280, 282, 283,
 284, 285, 286, 294, 307, 328
 =abka be dursulehe forgon be wesihun
 obuha uherileme toktobuha doru be
 ilibuha sure genggiyen ginggūn šu
 iletu horonggo erdemu be amban
 obuha gung be badarambuha ten i
 gosingga umesi hiyoošungga
 eldembuhe hūwangdi ; abkai hesei
 forgon be aliha hūwangdi ; abkai jui ;
 dele ; dergi ; enduringge hūwangdi ;
 fulin ; hiyoošulara jui ; hiyoošulara
 omolo hūwangdi ; hūwangdi ;
 hūwangdi fulin ; hūwangdi soorin be
 siraha hiyoošulara jui ; hūwangdi
 soorin be siraha hiyoošulara omolo
 fulin ; soorin be aliha hiyoošulara
 omolo ; soorin be siraha omolo ; soorin
 be siraha omolo hūwangdi fulin ;
 šidzu ; šidzu eldembuhe hūwangdi ;
 wesihun
 han(2) 君 (A, B) 崇禎帝 15, 16, 25,
 65, 125, 127, 155, 266, 355
 =cung jen han ; dzung jen ; dzung jen
 han ; ejen ama ; han ama(1) ; jilakan
 di ; nenehe ejen ; nenehe ejen han ;
 nenehe han(1) ; sung jen ; sung jen

han ; ts'ung jen han
 han(3) 帝 (A, B) 李自成 32, 49, 54
 =ehe hūlha ; li dz ceng ; lidz ceng ; liodzei ; liodzei ; liodzei da lidz ceng ; liodzei ejen ; liodzei ejen li dz ceng ; liodzei ejen lidz ceng ; liodzei li dz ceng ; liodzei lidz ceng ; liodzei lidzceng ; liodzei lisyceng ; wargi hūlha
 han(4) 一代之應運之君 (A), 一代應運之君 (B) 169, 171, 239, 338
 =di wang ; julgei di wang
 han ama(1) 177
 =cung jen han ; dzung jen ; dzung jen han ; ejen ama ; han(2) ; jilakan di ; nenehe ejen ; nenehe ejen han ; nenehe han(1) ; sung jen ; sung jen han ; ts'ung jen han
 han ama(2) 大行皇帝, 皇考 (A, B) 216, 217, 218, 219, 293, 319, 320, 321
 =abka de acabume gurun be mukdembuhe doru be amban obuha horon be algimbuha gosin onco hūwaliasun enduringge hiyoosungga erdemungge genggiyen šu hūwangdi ; ama hūwangdi ; amba yabungga hūwangdi ; genggiyen šu hūwangdi ; gosin onco hūwaliasun enduringge hūwangdi ; nenehe han(2) ; nenehe hūwangdi ; taidzung ; taidzung genggiyen šu enduringge hūwangdi ; taidzung genggiyen šu hūwangdi
 han dooli 264
 han wang ju šoo doo 漢王 (A, B), 漢王朱邵道 33, 50, 55
 =ju šoo doo
 han wen jin 190
 hancuhan 漢楚翰 78
 haningga 哈寧哈 (A), 哈寧噶 (B) 83,

181
 harsungga 哈爾松阿 62, 64, 95
 hashū ergi dudu gung šun heo sun wei hafan u wei fan 招撫山西應襲恭順侯吳惟華 (A, B), 左都督恭順侯山西官吳惟華 155
 =dahashūn gung ; gung šun heo, u wei hūwa
 hashū ergi dudu gung šun heo i san ci hafan 左都督恭順侯の SAN CI 官 155
 =u wei dzuwang
 hede(1) 215, 220
 hede(2) 269
 hele 赫勒 74, 75, 77, 78, 79, 90
 heng wang 衡王 (A, B) 254, 255, 264, 352
 heo i guwang 侯益光 (A, B) 36
 hese be aliha amba coohai ejen doru aliha hošoi mergen cin wang 大將軍撰政和碩睿親王 200
 =amba coohai ejen doru be aliha hošoi mergen cin wang ; dorgon ; doru be aliha ama wang ; doru be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; doru be aliha ecike ama wang ; doru be aliha ecike wang ; doru be aliha han i ecike ama wang ; doru be aliha hošoi mergen cin wang ; doru be aliha wang ; doru be aliha wang dorgon ; doru be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen ; doru be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen dorgon ; ecike doru be aliha wang ; ecike mergen cin wang dorgon ; hese be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; hošoi mergen cin wang ; še jeng wang ; uyuci wang
 hese be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang 大將軍和碩睿親王

- 28, 38
 =amba coohai ejen doru be aliha hošoi mergen cin wang ; dorgon ; doru be aliha ama wang ; doru be aliha amba coohai ejen hošoi mergen cin wang ; doru be aliha ecike ama wang ; doru be aliha han i ecike ama wang ; doru be aliha hošoi mergen cin wang ; doru be aliha wang ; doru be aliha wang dorgon ; doru be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen ; doru be aliha wang hese be aliha amba coohai ejen dorgon ; ecike doru be aliha wang ; ecike mergen cin wang dorgon ; hese be aliha amba coohai ejen doru aliha hošoi mergen cin wang ; hošoi mergen cin wang ; še jeng wang ; uyuci wang
- hife(1) 喜福 66
 hife(2) 90
 hife(3) 希福 92
 =gioroi hife
 hife(4) 181
 hioi heng 許衡 202
 hiyoošulara jui 219, 220
 =abka be dursulehe forgon be wesihun obuha uherileme toktobuha doru be ilibuha sure genggiyen ginggun šu iletu horonggo erdemu be amban obuha gung be badarambuha ten i gosingga umesi hiyoošungga eldembuhe hūwangdi ; abkai hesei forgon be aliha hūwangdi ; abkai jui ; dele ; dergi ; enduringge hūwangdi ; fulin ; han(1) ; hiyoošulara omolo hūwangdi ; hūwangdi ; hūwangdi fulin ; hūwangdi soorin be siraha hiyoošulara jui ; hūwangdi soorin be siraha hiyoošulara omolo fulin ; soorin be aliha hiyoošulara omolo ; soorin be siraha omolo hūwangdi fulin ; šidzu ; šidzu eldembuhe hūwangdi ; wesihun
- holohoi 何洛會 204, 255
 honin 59, 60
 =gioroi honin
 hoo giyei 郝傑 (A, B) 287, 340
 hooge 豪格 (A, B) 331, 334
 =hošoi fafungga cin wang
 hošoi ahūn doronggo cin wang 和碩兄禮親王 117
 hošoi baturu cin wang 和碩英親王 (A, B) 230, 247, 335
 =ajige(2) ; baturu cin wang ; baturu jiyun wang ; doroi baturu giyūn wang ; doroi baturu giyūn wang ajige ; doroi baturu jiyūn wang ; hošoi baturu cin

wang ajige
 hošoi baturu cin wang ajige 和碩英親王
 阿濟格 (A), 和碩英親王阿濟格 (B)
 345, 350
 = ajige(2) ; baturu cin wang ; baturu
 jiyun wang ; doroi baturu giyūn wang ;
 doroi baturu giyūn wang ajige ; doroi
 baturu jiyūn wang ; hošoi baturu cin
 wang
 hošoi erke cin wang 和碩豫親王, 和碩豫
 親王多鐸 (A, B) 236, 255, 266,
 267, 336, 352
 =dodo ; doroi erke giyūn wang ; doroi
 erke giyūn wang dodo ; doroi erke jiyūn
 wang ; erke cin wang ; erke wang ; hošoi
 erke cin wang dodo
 hošoi erke cin wang dodo 和碩豫親王多
 鐸 (A, B) 350, 355
 = dodo ; doroi erke giyūn wang ; doroi
 erke giyūn wang dodo ; doroi erke jiyūn
 wang ; erke cin wang ; erke wang ; hošoi
 erke cin wang
 hošoi fafungga cin wang 和碩肅親王 (A,
 B) 236, 237, 331, 334
 =hooge
 hošoi mujeng efu 180
 hošoi mergen cin wang 和碩睿王 (A, B)
 224, 320
 =amba coohai ejen doro be aliha hošoi
 mergen cin wang ; dorgon ; doro be
 aliha ama wang ; doro be aliha amba
 coohai ejen hošoi mergen cin wang ;
 doro be aliha ecike ama wang ; doro be
 aliha han i ecike ama wang ; doro be
 aliha ecike wang ; doro be aliha hošoi
 mergen cin wang ; doro be aliha wang ;
 doro be aliha wang dorgon ; doro be
 aliha wang hese be aliha amba coohai

ejen ; doro be aliha wang hese be aliha
 amba coohai ejen dorgon, ; ecike doro
 be aliha wang ; ecike mergen cin wang
 dorgon ; hese be aliha amba coohai ejen
 doro aliha hošoi mergen cin wang ;
 hese be aliha amba coohai ejen hošoi
 mergen cin wang ; še jeng wang ; uyuci
 wang
 hošoi ujen cin wang 和碩鄭親王 (A, B),
 和碩兀真親王 (A) 116, 117, 228,
 333
 =akdun jurgan doro be aisilara ecike
 wang ; akdun jurgangga doro de
 aisilara ecike wang ; doro aisilara ecike
 wang ; doro be aliha hošoi ujen cin
 wang ; doro be aliha hošoi ujen cin
 wang jirgalang ; doro de aisilara ecike
 wang ; doro de aisilara wang ; ecike
 hošoi ujen cin wang ; hošoi ujen cin
 wang jirgalang ; jirgalang
 hošoi ujen cin wang jirgalang 和碩鄭親
 王濟爾哈朗 (A), 和碩鄭親王濟爾哈朗
 (B) 331
 =akdun jurgan doro be aisilara ecike
 wang ; akdun jurgangga doro de
 aisilara ecike wang ; doro aisilara ecike
 wang ; doro be aliha hošoi ujen cin
 wang ; doro be aliha hošoi ujen cin
 wang jirgalang ; doro de aisilara ecike
 wang ; doro de aisilara wang ; ecike
 hošoi ujen cin wang ; hošoi ujen cin
 wang ; jirgalang
 hoto(1) 何託 (A), 和託 (B) 220, 251,
 254, 255, 263, 264, 292, 351
 hoto(2) 和託 (A, B) 245, 343
 hū cuwan se 231
 hū wailan 269
 hūi ying jeo 惠應召 232

hūmin 63
 hūmise 58, 92
 hūng ceng ceo 洪承疇 (A, B) 3, 43, 121
 =hūng jiyūn men
 hūng jiyūn men 洪軍門 3, 40, 43, 121, 174, 220
 =hūng ceng ceo
 hūng u 洪武 (A, B) 340
 hūsi bošokū 95
 hūsibu 63
 hūsita 88
 hūwang cang yūn 黄昌胤 (A), 黄昌允 (B) 292
 =hūwang ce in
 hūwang ce in 黄昌胤 (A), 黄昌允 (B) 221
 =hūwang cang yūn
 hūwang de gung 黄得功 (A, B) 186
 hūwang jiya dung 190
 hūwang jiya šun 黄家順 (A, B) 46
 hūwang tsao 黄巢 (A, B) 12
 hūwangdi 皇帝, 皇上 (A, B), 天子 (A) 9, 43, 49, 70, 213, 214, 223, 228, 229, 235, 236, 237, 238, 262, 269, 280, 284, 287, 328, 349
 =abka be dursulehe forgon be wesihun obuha uherileme toktobuha doru be ilibuha sure genggiyen ginggun šu iletu horonggo erdemu be amban obuha gung be badarambuha ten i gosingga umesi hiyoošungga eldembuhe hūwangdi ; abkai hesei forgon be aliha hūwangdi ; abkai jui ; dele ; dergi ; enduringge hūwangdi ; fulin ; han(1) ; hiyoošulara jui ; hiyoošulara omolo hūwangdi ; hūwangdi fulin ; hūwangdi soorin be

siraha hiyoošulara jui ; hūwangdi soorin be siraha hiyoošulara omolo fulin ; soorin be aliha hiyoošulara omolo ; soorin be siraha omolo ; soorin be siraha omolo hūwangdi fulin ; šidzu ; šidzu eldembuhe hūwangdi ; wesihun
 hūwangdi fulin 皇帝福臨 211, 217
 =abka be dursulehe forgon be wesihun obuha uherileme toktobuha doru be ilibuha sure genggiyen ginggun šu iletu horonggo erdemu be amban obuha gung be badarambuha ten i gosingga umesi hiyoošungga eldembuhe hūwangdi ; abkai hesei forgon be aliha hūwangdi ; abkai jui ; dele ; dergi ; enduringge hūwangdi ; fulin ; han(1) ; hiyoošulara jui ; hiyoošulara omolo hūwangdi ; hūwangdi ; hūwangdi soorin be siraha hiyoošulara jui ; hūwangdi soorin be siraha hiyoošulara omolo fulin ; soorin be aliha hiyoošulara omolo ; soorin be siraha omolo ; soorin be siraha omolo hūwangdi fulin ; šidzu ; šidzu eldembuhe hūwangdi ; wesihun
 hūwangdi soorin be siraha hiyoošulara jui 219
 =abka be dursulehe forgon be wesihun obuha uherileme toktobuha doru be ilibuha sure genggiyen ginggun šu iletu horonggo erdemu be amban obuha gung be badarambuha ten i gosingga umesi hiyoošungga eldembuhe hūwangdi ; abkai hesei forgon be aliha hūwangdi ; abkai jui ; dele ; dergi ; enduringge hūwangdi ; fulin ; han(1) ; hiyoošulara jui ;

hiyoošulara omolo hūwangdi ;
 hūwangdi ; hūwangdi fulin ; hūwangdi
 soorin be siraha hiyoošulara omolo
 fulin ; soorin be aliha hiyoošulara
 omolo ; soorin be siraha omolo ; soorin
 be siraha omolo hūwangdi fulin ;
 šidzu ; šidzu eldembuhe hūwangdi ;
 wesihun
 hūwangdi soorin be siraha hiyoošulara
 omolo fulin 222
 =abka be dursulehe forgon be wesihun
 obuha uherileme tokto buha doru be
 ilibuha sure genggiyen ginggun šu
 iletu horonggo erdemu be amban
 obuha gung be badarambuha ten i
 gosingga umesi hiyoošungga
 eldembuhe hūwangdi ; abkai hesei
 forgon be aliha hūwangdi ; abkai jui ;
 dele ; dergi ; enduringge hūwangdi ;
 fulin ; han(1) ; hiyoošulara jui ;
 hiyoošulara omolo hūwangdi ;
 hūwangdi ; hūwangdi fulin ; hūwangdi
 soorin be siraha hiyoošulara jui ;
 soorin be aliha hiyoošulara omolo ;
 soorin be siraha omolo ; soorin be
 siraha omolo hūwangdi fulin ; šidzu ;
 šidzu eldembuhe hūwangdi ; wesihun
 hūwangheo 后 (A, B), 皇后 32, 49,
 54

I

ibahan 96, 98, 101, 103, 104
 ilaci jui ding wang 第二子定王 (A), 第三
 子定王 (B) 定王朱慈炯 33, 50, 54
 =ding wang
 ilan hūwang 三皇 214
 ilan wang 三王 179

ilibu 伊禮布 81, 82, 87
 indari 79
 inggiyanu 59
 inggū 58, 59
 inggūldai 英俄爾岱 94, 217
 io k'o wang 尤可望 (A, B) 46
 ioi biyan lung 于变龍 (A, B) 348
 ioi cung hūwa 于重華 (A, B) 348
 ioi liyan yoo 于連躍 (A, B) 327
 ioi tiyan ceng 111
 ioi tiyan ju 111
 irhaji 102, 103

J

ja de gung 45
 jamba 詹霸 (A, B) 15, 32, 73, 268,
 284, 350
 janai 60, 61
 jang bang mo 張邦謨 (A, B) 39
 jang bio 45
 jang bu ji 248
 jang doo guwang 232
 jang guwe guwang 張國光 (A), 張國光
 (B) 156, 157, 160
 jang io fang 188, 189
 jang joo li 249
 jang jy fu 263, 264
 jang san mo 張三謨 (A, B) 289
 jang su yoo 39
 jang ši di 張士第 (A, B) 345
 jang tiyan lin 張天林 131
 jang wailan 269
 jang wei i 39
 jang wen heng 張文衡 9
 jang yan 張彥 (A, B) 43
 jang zo ci 張若麒 149
 jang zu ci 39

- jayaha jan 查雅翰瞻 (A, B) 110
 jemkei 92
 jangca 90
 jencuken 59
 jengkune 269
 jeo gung 周公 (A, B) 224, 226, 320, 321
 ji ding hūng 125
 ji fang sy 231
 ji nan doo 248
 ji sy fu 270
 jilakan di 愍帝 161, 185
 =cung jen han ; dzung jen ; dzung jen han ; ejen ama ; han(2) ; han ama(1) ; nenehe ejen ; nenehe ejen han ; nenehe han(1) ; sung jen ; sung jen han ; ts'ung jen han
 jiman 215
 jing i hoo 金玉和 (A, B) 255
 =gin ioi ho
 jin wang 晋王 234
 =cin wang ju sin hiowan ; jin wang ju sin hiowan ; ju sin hiowan
 jin wang ju sin hiowan 晋王 (A, B), 晋王朱審煊 33, 36, 50, 53, 55, 57
 =cin wang ju sin hiowan ; jin wang ; ju sin hiowan
 jirgalang 濟尔哈朗 (A), 濟爾哈朗 (B) 68, 332
 =akdun jurgan doro be aisilara ecike wang ; akdun jurgangga doro de aisilara ecike wang ; doro aisilara ecike wang ; doro be aliha hošoi ujen cin wang ; doro be aliha hošoi ujen cin wang jirgalang ; doro de aisilara ecike wang ; doro de aisilara wang ; ecike hošoi ujen cin wang ; hošoi ujen cin wang ; hošoi ujen cin wang jirgalang
 jiya bin cen 234
 jiyang dzung i 39
 jiyang fung tai 190
 jiyang jy hiyan 263, 264
 jiyang siyang 姜瓖 (A, B) 130, 132, 133
 jobto 89
 =jobtoi(1)
 jobtoi(1) 74, 75, 76, 77
 =jobto
 jobtoi(2) 113
 jofoho 卓佛和 (A, B) 115, 116
 joo cigu 趙應元 (A, B) 趙旗鼓 221, 263, 264
 =liodzei joo cigu ; joo ying yuwan ; liodzei joo ing yuwan ; liodzei ki gu joo ying yuwan
 joo dzung sui 40
 joo ging ši 趙京仕 (A, B) 348
 joo guwe jen 国珍 (A, B), 趙国珍 110
 joo guwe su 張国祚 (A, B) 44
 joo ing yuwan 趙應元 (A, B) 254, 255, 292, 351, 352
 =joo cigu ; liodzei joo cigu ; liodzei joo ing yuwan ; liodzei ki gu joo ying yuwan
 joo lai fung 248
 joo liyan sui 40
 joo ming sui 40
 joo ts'ong g'u 趙充國 201
 joo wan bi 趙萬璧 (A, B) 110
 joo wen šeng 269
 josan 75
 =joosan
 joosan 90
 =josan
 ju cing si 45
 ju ding cing 朱鼎藩 (A, B) 328

ju guwe bi 朱国弼 (A), 朱國弼 (B) 156
 =fu ning heo ; fu ning heo ju guwe bi ;
 fu ning heo ju siyan seng
 ju sin hiowan 朱審煊 33, 36, 50, 53,
 55, 57, 69
 =cin wang ju sin hiowan ; jin wang ; jin
 wang ju sin hiowan
 ju suwai cin 朱帥欽 189
 ju sy joo 朱慈娘 50, 54
 =ju ts joo ; taidz ju sy joo ; taidz ju ts
 joo
 ju šoo doo 朱邵道 33, 50, 55
 =han wang ju šoo doo
 ju ts joo 朱慈娘 33
 =ju sy joo, taidz ju sy joo, taidz ju ts
 joo
 ju wan ci 134
 julgei di wang 古帝王 (A, B) 169, 260,
 287, 290
 =di wang ; han(4)
 julgei enduringge han 明哲 (A, B) 239
 jung fu 仲父 (A, B) 17
 jurkan 94
 juryai 94
 jusanta 59
 junta 準塔 (A, B) 83

K

kaltara 喀爾塔喇 181
 kantai 59
 kara 喀喇 (A, B) 347
 keifu 克福 95
 keikede 克衣克德 (A, B) 347
 keire 90
 kengtei 269
 kicebe 269
 kilai 祁賽 (A, B) 347

korkodai 269
 kung hing siyei 興燮 (A, B), 孔興燮 286
 kung jeng k'an 孔貞堪 (A, B) 287
 kung yung ji 孔永吉 191
 kung yūn ioi 孔胤鈺 (A), 孔允鈺 (B)
 286
 kung yūn jy 孔胤植 (A), 孔允植 (B) 286
 kuri 庫禮 63
 kusebu 181
 kusene 90
 kung yung ji 125

K'

k'o tiyan sing 柯天相 (A, B) 131

L

laigun 來袞 (A, B) 15, 179, 203, 268
 laihū 140, 141
 lailenju 102, 103
 laisan 79, 80
 lagu 喇毅 (A, B) 347
 lambai 藍拜 (A, B) 215, 288
 langkio 郎丘 (A), 郎球 (B) 215, 222,
 288
 langsai 90
 langsu lama 108
 lei hing 雷興 (A, B) 327
 li be lung 李伯龍 200, 202
 li bi ju 李丕著 (A, B) 39
 li ci lung 268
 li cun 39
 li dz ceng 李自成 177
 =ehe hūlha ; han(3) ; lidz ceng ; lio dzei ;
 liodzei ; liodzei da lidz ceng ; liodzei
 ejen ; liodzei ejen li dz ceng ; liodzei ejen
 lidz ceng ; liodzei li dz ceng ; liodzei lidz

- ceng ; lio dzei lidzceng ; lio dzei lisyceng ;
 wargi hūlha
 li fang yūn 李芳蕙 (A, B) 345
 li fujiyang 263, 264
 li hoo 李湏 (A, B) 332
 li hūwa si 187
 li ji dzu 142
 li ji ioi 李際遇 (A, B) 249
 li jiyān 李鑑 157
 =uheri be baicara jurgan i ici ergi
 cīyan du ioi sy hafan li jiyān
 li lu šeng 李魯生 (A, B) 348
 li o lin 李若琳 (A, B) 289
 li pei yuwan 李培元 (A, B) 40
 li šeo fu 227
 li tīyan gīng 李天徑 (A), 李天經 (B) 347
 li wang 李滢 (A, B) 332
 li yong cang 李永昌 46
 li žo sing 李若星 231
 lidu 李都 (A, B) 186
 lidz ceng 李自成 43, 161, 185
 =ehe hūlha ; han(3) ; li dz ceng ; lio dzei ;
 lio dzei ; lio dzei ejen ; lio dzei ejen li dz
 ceng ; lio dzei ejen lidz ceng ; lio dzei li
 dz ceng ; lio dzei lidz ceng ; lio dzei
 lidzceng ; lio dzei lisyceng ; wargi hūlha
 lidzung 李侗 49, 70
 =coohīyan gurun i wang
 ling jung 189
 lio chang 劉昌 (A, B) 164
 lio da šio 劉大受 (A, B) 246, 258, 342
 lio dzei 流寇、賊 (A, B) 4, 132, 133,
 231
 =ehe hūlha ; han(3) ; li dz ceng ; lidz
 ceng ; lio dzei ; lio dzei da lidz ceng ;
 lio dzei ejen ; lio dzei ejen li dz ceng ;
 lio dzei ejen lidz ceng ; lio dzei li dz
 ceng ; lio dzei lidz ceng ; lio dzei
 lidzceng ; lio dzei lisyceng ; wargi hūlha
 lio dzei da lidz ceng 李賊 (A, B) 41
 =ehe hūlha ; han(3) ; lidz ceng ; lio dzei ;
 lio dzei ; lio dzei ejen ; lio dzei ejen li dz
 ceng ; lio dzei ejen lidz ceng ; lio dzei li
 dz ceng ; lio dzei lidz ceng ; lio dzei
 lidzceng ; lio dzei lisyceng ; wargi hūlha
 lio dzei ejen 賊渠 (A, B) 34, 35, 51,
 53, 56, 57, 69
 =ehe hūlha ; han(3) ; li dz ceng ; lidz
 ceng ; lio dzei ; lio dzei ; lio dzei da lidz
 ceng ; lio dzei ejen li dz ceng ; lio dzei li
 dzi ceng ; lio dzei ejen lidz ceng ; lio dzei
 lidzceng ; lio dzei lisyceng ; wargi hūlha
 lio dzung bing guwan 234
 =lio dzei lio dzung bing guwan
 lio fang sing 270
 lio fujiyang 250
 lio in dung 柳寅東 (A, B) 177
 lio hūng ioi 劉弘遇 (A, B) 357
 lio kūng ioi 182
 lio ting giyan 劉廷諫 (A, B) 344
 lio dzei 流寇, 賊, 流賊, 賊首李自成, 賊寇
 (A, B) 5, 8, 10, 12, 14, 16, 20,
 24, 25, 27, 28, 32, 34, 40, 41, 42,
 43, 44, 45, 46, 49, 51, 54, 55, 74,
 83, 84, 111, 125, 130, 140, 142, 153,
 156, 158, 161, 162, 174, 184, 185,
 186, 189, 193, 225, 227, 230, 231,
 232, 233, 234, 235, 237, 240, 247,
 249, 250, 251, 252, 263, 266, 314,
 321, 334, 335, 336, 337, 339, 345,
 350, 351, 353, 355, 356
 =ehe hūlha ; han(3) ; li dz ceng ; lidz
 ceng ; lio dzei ; lio dzei da lidz ceng ;
 lio dzei ejen ; lio dzei ejen li dz ceng ;
 lio dzei ejen lidz ceng ; lio dzei li dz
 ceng ; lio dzei lidz ceng ; lio dzei
 lidzceng ; lio dzei lisyceng ; wargi hūlha
 lio dzei da lidz ceng 李賊 (A, B) 41
 =ehe hūlha ; han(3) ; lidz ceng ; lio dzei ;
 lio dzei ; lio dzei ejen ; lio dzei ejen li dz
 ceng ; lio dzei ejen lidz ceng ; lio dzei li
 dz ceng ; lio dzei lidz ceng ; lio dzei
 lidzceng ; lio dzei lisyceng ; wargi hūlha
 lio dzei ejen 賊渠 (A, B) 34, 35, 51,
 53, 56, 57, 69
 =ehe hūlha ; han(3) ; li dz ceng ; lidz
 ceng ; lio dzei ; lio dzei ; lio dzei da lidz
 ceng ; lio dzei ejen li dz ceng ; lio dzei li
 dzi ceng ; lio dzei ejen lidz ceng ; lio dzei

- lidz ceng ; liodzei lidzceng ; wargi hūlha
 liodzei ejen li dz ceng 賊首李自成, 賊, 自成, 流賊李自成 (A, B) 22, 23, 32, 43, 65
 = ehe hūlha ; han(3) ; li dz ceng ; lidz ceng ; lio dzei ; liodzei ; liodzei da lidz ceng ; liodzei ejen ; liodzei ejen lidz ceng ; liodzei li dz ceng ; liodzei lidz ceng ; liodzei lidzceng ; liodzei lisyceng ; wargi hūlha
 liodzei ejen lidz ceng 賊首李自成 (A, B) 33, 46, 49, 50, 54, 68, 69, 70, 71
 = ehe hūlha ; han(3) ; li dz ceng ; lidz ceng ; lio dzei ; liodzei ; liodzei da lidz ceng ; liodzei ejen ; liodzei ejen li dz ceng ; liodzei li dz ceng ; liodzei lidz ceng ; liodzei lidzceng ; liodzei lisyceng ; wargi hūlha
 liodzei joo cigu 流賊趙應元 (A, B) 流賊趙旗鼓 221
 =joo cigu ; joo ing yuwan ; liodzei joo ying yuwan ; liodzei ki gu joo ying yuwan
 liodzei joo ing yuwan 流賊趙應元 (A, B) 351
 =joo cigu ; joo ing yuwan ; liodzei joo cigu ; liodzei ki gu joo ying yuwan
 liodzei ki gu joo ying yuwan 流賊旗鼓趙應元 (A), 流賊旗鼓趙應元 (B) 292
 =joo cigu ; joo ing yuwan ; liodzei joo cigu ; liodzei joo ing yuwan
 liodzei li dz ceng 流寇李自成 (A, B) 345
 = ehe hūlha ; han(3) ; li dz ceng ; lidz ceng ; lio dzei ; liodzei ; liodzei da lidz ceng ; liodzei ejen ; liodzei ejen li dz ceng ; liodzei ejen lidz ceng ; liodzei lidz ceng ; liodzei lidzceng ; liodzei lisyceng ; wargi hūlha
 liodzei lidz ceng 流賊李自成 160, 161, 184, 185
 = ehe hūlha ; han(3) ; li dz ceng ; lidz ceng ; lio dzei ; liodzei ; liodzei da lidz ceng ; liodzei ejen ; liodzei ejen li dz ceng ; liodzei ejen lidz ceng ; liodzei li dz ceng ; liodzei lidzceng ; liodzei lisyceng ; wargi hūlha
 liodzei lidzceng 流寇李自成, 逆寇 (A, B) 178, 179
 =ehe hūlha ; han(3) ; li dz ceng ; lidz ceng ; lio dzei ; liodzei ; liodzei da lidz ceng ; liodzei ejen ; liodzei ejen li dz ceng ; liodzei ejen lidz ceng ; liodzei li dz ceng ; liodzei lidz ceng ; liodzei lisyceng ; wargi hūlha
 liodzei lio dzung bing guwan 234
 =lio dzung bing guwan
 liodzei lisyceng 流寇李自成 (A, B) 247
 = ehe hūlha ; han(3) ; li dz ceng ; lidz ceng ; lio dzei ; liodzei ; liodzei da lidz ceng ; liodzei ejen ; liodzei ejen li dz ceng ; liodzei ejen lidz ceng ; liodzei li dz ceng ; liodzei lidz ceng ; liodzei lidzceng ; wargi hūlha
 liyang tiyan ji 191
 liyoo pan lung 廖攀龍 (A, B) 289
 lo gung 190
 lo sio gin 羅綉錦 (A), 羅繡錦 (B) 350
 lo yang sing 駱養性 (A, B) 322
 lolohon 羅洛宏 (A, B) 331, 336, 337
 =doroi fengšengge giyūn wang ; doroi fengšengge jiyūn wang ; doroi lolohon beile
 lu lin 綠林 (A, B) 12
 lu šusai 192
 lu wen ioi 盧文字 (A, B) 43, 44

M

- ma dzung de 190
- madaje 60
=madaji
- madaji 61
=madaje
- mafa dergi taidzu 祖父高太祖 199
=abkai hese be alifi forgon be mukdembuhe gurun i ten be fukjin ilibuha fergecuke gungge gosin hiyoošungga horonggo enduringge hūwangdi ; abkai hese be alifi forgon be mukdembuhe gurun i ten be fukjin ilibuha ferguwecuke gungge gosin hiyoošungga horonggo enduringge hūwangdi ; abkai hese be alime forgon be mukdembuhe gurun i ten be fukjin ilibuha fergecuke gungge gosin hiyoošungga horonggo enduringge hūwangdi ; mafa dergi taisu ; taidzu ; taidzu horonggo enduringge hūwangdi
- mafa dergi taisu 祖父高太祖 198
=abkai hese be alifi forgon be mukdembuhe gurun i ten be fukjin ilibuha fergecuke gungge gosin hiyoošungga horonggo enduringge hūwangdi ; abkai hese be alifi forgon be mukdembuhe gurun i ten be fukjin ilibuha ferguwecuke gungge gosin hiyoošungga horonggo enduringge hūwangdi ; abkai hese be alime forgon be mukdembuhe gurun i ten be fukjin ilibuha fergecuke gungge gosin hiyoošungga horonggo enduringge hūwangdi ; mafa dergi taidzu ; taidzu ;
- taidzu horonggo enduringge hūwangdi
- mafucan 114
- maligi 81
- malu 268
- mama dergi taiheo 祖母高皇后 198, 199
=gosin hiyoošungga doro de akūmbuha ginggun ijishūn eldengge hūturingga enduringge hūwangdi ; taiheo
- mandahai 滿達海 (A, B) 242
=manduhai
- mandahai 滿達海 (A, B) 343
- manduhū 74, 75, 77
=mantuhū
- manggilu 110
- mantuhū 90
=manduhū
- manse 90
- masi 95
- masita 269
- menggei 113
- meng g'ō liyang 孟國樑 259
=meng guwe liyang
- meng guwe liyang 孟國樑 (A), 孟國樑 (B) 246, 342
=meng g'ō liyang
- meng wen si 孟聞璽 (A, B) 286
- minggadari 明安達禮 (A), 明安達禮 (B) 63
=minggandari
- minggandari 明安達禮 (A), 明安達禮 (B) 64
=minggadari
- ming gurun i geren enduringge 故明太祖及諸帝 (A, B) 178
- monggūldai 67

moo hai 67
 mucengge(1) 92
 mucengge(2) 穆成格 (A, B) 114, 115,
 116
 muhūri 269

N

naduhu 納都祜 181
 nahai 95
 namu 181
 nangnuk 囊努克 63
 naru 61, 62
 neldei 90
 nenehe ejen 先帝 (A, B) 12
 =cung jen han ; dzung jen ; dzung jen
 han ; ejen ama ; han(2) ; han ama(1) ;
 jilakan di ; nenehe ejen han ; nenehe
 han(1) ; sung jen ; sung jen han ; ts'ung
 jen han
 nenehe ejen han 先帝 (A, B) 11
 =cung jen han ; dzung jen ; dzung jen
 han ; ejen ama ; han(2) ; han ama(1) ;
 jilakan di ; nenehe ejen ; nenehe
 han(1) ; sung jen ; sung jen han ; ts'ung
 jen han
 nenehe han(1) 先帝 (A, B) 18, 131,
 132, 155
 =cung jen han ; dzung jen ; dzung jen
 han ; ejen ama ; han(2) ; han ama ;
 jilakan di ; nenehe ejen ; nenehe ejen
 han ; sung jen ; sung jen han ; ts'ung
 jen han
 nenehe han(2) 先帝 (A, B) 333
 =abka de acabume gurun be
 mukdembuhe doru be amban obuha
 horon be algimbuha gosin onco
 hūwaliasun enduringge hiyoosungga

erdemungge genggiyen šu hūwangdi ;
 ama hūwangdi ; amba yabungga
 hūwangdi ; genggiyen šu hūwangdi ;
 gosin onco hūwaliasun enduringge
 hūwangdi ; han ama(2) ; nenehe
 hūwangdi ; taidzung ; taidzung
 genggiyen šu enduringge hūwangdi ;
 taidzung genggiyen šu hūwangdi
 nenehe hūwangdi 9, 10, 11
 =abka de acabume gurun be
 mukdembuhe doru be amban obuha
 horon be algimbuha gosin onco
 hūwaliasun enduringge hiyoosungga
 erdemungge genggiyen šu hūwangdi ;
 ama hūwangdi ; amba yabungga
 hūwangdi ; genggiyen šu hūwangdi ;
 gosin onco hūwaliasun enduringge
 hūwangdi ; han ama(2) ; nenehe
 han(2) ; taidzung ; taidzung genggiyen
 šu enduringge hūwangdi ; taidzung
 genggiyen šu hūwangdi
 nengtū 269
 ni dzung jin 45
 nigari 186
 nikan 尼堪 (A, B) 241, 343
 niman 269
 ningguri 254, 268
 niorogan 58
 niršar 181
 niyahan 61
 niyekse 61, 62
 noidoi 81
 nomtu 181
 nomtu weijeng 諾木圖衛徵 (A, B) 268,
 357
 noorai 90
 nusan 弩山 (A, B) 347

O

ombu 107
 olikan 113
 oljai 181
 olosecen 鄂羅塞臣 (A), 俄羅塞臣 (B)
 62, 74, 75, 76, 78, 81, 82, 88, 89,
 91, 97, 98, 100, 101, 102, 103
 omoktu 269
 onilan 88
 osiba 吳習霸 (A, B) 347
 othon 94

P

ping si be u san gui 平西伯吳三桂 (A,
 B) 339
 = be ; ping si wang u san gui ; san gui ;
 u amba jiyangjiyūn ; u dzung bing
 guwan ; u sumingguwan ; u san gui ;
 wargi be necihiyara be ; wargi be
 necihiyere be usangui ; wargi be
 necihiyere wang ; wargi be necihiyere
 wang u san gui
 ping si wang u san gui 平西王吳三桂
 161, 184
 =be ; ping si be u san gui ; san gui ; u
 amba jiyangjiyūn ; u dzung bing
 guwan ; u san gui ; u sumingguwan ;
 wargi be necihiyara be ; wargi be
 necihiyere be usangui ; wargi be
 necihiyere wang ; wargi be necihiyere
 wang u san gui

S

sabitu 203, 204

sahana 79, 80
 =sakana
 sai guwan 材官 (A, B) 45
 saida 賽達 186
 saita 184
 sajikū 薩齊庫 (A, B) 87
 sajuhū 96, 101, 103, 104
 =sajukū
 sajukū 98
 =sajuhū
 sakana 90
 =sahana
 san gui 三桂 (A, B) 14, 41
 =be ; ping si be u san gui ; ping si wang
 u san gui ; u amba jiyangjiyūn ; u dzung
 bing guwan ; u san gui ; u
 sumingguwan ; wargi be necihiyara
 be ; wargi be necihiyere be usangui ;
 wargi be necihiyere wang ; wargi be
 necihiyere wang u san gui
 sange 265
 san in wang 山陰王 33, 51, 55
 saran 63
 senioke 59
 seose 268
 sereng 色冷 (A, B), 色稜 95, 96, 97,
 98, 100, 101, 102, 103
 serengge 268, 269
 sergulen 色尔古倫 (A), 色爾古倫 (B)
 98, 100, 101, 102, 103
 setehe 181
 si de wang 綏德王 33, 50, 55
 sibjarabjamba lama 107
 sihan 80, 103, 117
 singnai 星鼐 (A, B) 347
 sintai 65
 sio k'o da 徐大可 37
 = sioi k'oi

sioi k'oi 徐大可 (A), 徐可大 (B), 徐可
37
=sio k'o da
sirai 席賴 181
siran 90
siteku 181
siteku bithesi 席特庫 94
sitingju 石廷柱 200
situ 269
siyei ki guwang 謝啓光 (A, B) 347
siyei k'oloo 謝閣老 220
soda 215
sojiyang wang 棗強王 (A, B) 132
=ts'oo ciyang wang
sonin 索尼 80, 103, 117
sontai 87
soo di wang 掃地王 192
=g'ang wen doo ; soo di wang g'ang wen
do
soo di wang g'ang wen do 掃地王 182,
183
=g'ang wen doo ; soo di wang
soorin be aliha hiyoošulara omolo
197, 198, 199
=abka be dursulehe forgon be wesihun
obuha uherileme toktobuha doru be
ilibuha sure genggiyen ginggun šu
iletu horonggo erdemu be amban
obuha gung be badarambuha ten i
gosingga umesi hiyoošungga
eldembuhe hūwangdi ; abkai hesei
forgon be aliha hūwangdi ; abkai jui ;
dele ; dergi ; enduringge hūwangdi ;
fulin ; han(1) ; hiyoošulara jui ;
hiyoošulara omolo hūwangdi ;
hūwangdi ; hūwangdi fulin ; hūwangdi
soorin be siraha hiyoošulara jui ;
hūwangdi soorin be siraha

hiyoošulara omolo fulin ; soorin be
siraha omolo ; soorin be siraha omolo
hūwangdi ; šidzu ; šidzu eldembuhe
hūwangdi ; wesihun
soorin be siraha omolo 212
=abka be dursulehe forgon be wesihun
obuha uherileme toktobuha doru be
ilibuha sure genggiyen ginggun šu
iletu horonggo erdemu be amban
obuha gung be badarambuha ten i
gosingga umesi hiyoošungga
eldembuhe hūwangdi ; abkai hesei
forgon be aliha hūwangdi ; abkai jui ;
dele ; dergi ; enduringge hūwangdi ;
fulin ; han(1) ; hiyoošulara jui ;
hiyoošulara omolo hūwangdi ;
hūwangdi ; hūwangdi fulin ; hūwangdi
soorin be siraha hiyoošulara jui ;
hūwangdi soorin be siraha
hiyoošulara omolo fulin ; soorin be
aliha hiyoošulara omolo ; soorin be
siraha omolo hūwangdi fulin ; šidzu ;
šidzu eldembuhe hūwangdi ; wesihun
soorin be siraha omolo hūwangdi fulin
212
=abka be dursulehe forgon be wesihun
obuha uherileme toktobuha doru be
ilibuha sure genggiyen ginggun šu
iletu horonggo erdemu be amban
obuha gung be badarambuha ten i
gosingga umesi hiyoošungga
eldembuhe hūwangdi ; abkai hesei
forgon be aliha hūwangdi ; abkai jui ;
dele ; dergi ; enduringge hūwangdi ;
fulin ; han(1) ; hiyoošulara jui ;
hiyoošulara omolo hūwangdi ;
hūwangdi ; hūwangdi fulin ; hūwangdi
soorin be siraha hiyoošulara jui ;

hūwangdi soorin be siraha
hiyoošulara omolo fulin ; soorin be
aliha hiyoošulara omolo ; soorin be
siraha omolo ; šidzu ; šidzu eldembuhe
hūwangdi ; wesihun
sotai 李率泰 (A, B) 220, 251, 254,
255, 263, 264, 351
subai 蘇拜 82, 104
suda 269
suhe 268
suldei(1) 61
suldei(2) 181
sun wei ning 孫維寧 (A, B) 38
sun wen hūwan 孫文煥 (A, B) 18, 19
sung heo so 94
sung jen 崇禎帝 (A), 明主 (B) 16,
155, 231, 232, 234, 248, 249, 250
=cung jen han ; dzung jen ; dzung jen
han ; ejen ama ; han(2) ; han ama(1) ;
jilakan di ; nenehe ejen ; nenehe ejen
han ; nenehe han(1) ; sung jen han ;
ts'ung jen han
sung jen han 崇禎帝 50, 136, 161, 266
=cung jen han ; dzung jen ; dzung jen
han ; ejen ama ; han(2) ; han ama(1) ;
jilakan di ; nenehe ejen ; nenehe ejen
han ; nenehe han(1) ; sung jen ; ts'ung
jen han
sunggiyan 113
sunta 孫塔 199
surtai 114, 116

Sy

sy siyan seng 史先生 185

Š

šang ho žin 尚好仁 200
šang ling wang 襄陵王 33, 50, 55
šangšan 尚善 (A, B) 246, 343
šanuka 87
šargūda(1) 沙尔祐達 (A), 沙爾虎達 (B)
64, 70, 91
= šarhūda
šargūda(2) 78, 79
šarhūda 沙尔虎達 (A), 沙爾虎達 (B)
89, 90, 92
=šargūda(1)
še jeng wang 攝政王 43
=amba coohai ejen doru be aliha hošoi
mergen cin wang ; dorgon ; doru be
aliha ama wang ; doru be aliha amba
coohai ejen hošoi mergen cin wang ;
doru be aliha han i ecike ama wang ;
doru be aliha ecike wang ; doru be aliha
hošoi mergen cin wang ; doru be aliha
wang dorgon ; doru be aliha wang hese be aliha amba
coohai ejen ; doru be aliha wang hese
be aliha amba coohai ejen dorgon ;
ecike doru be aliha wang ; ecike
mergen cin wang dorgon ; hese be aliha
amba coohai ejen doru aliha hošoi
mergen cin wang ; hese be aliha amba
coohai ejen hošoi mergen cin wang ;
hošoi mergen cin wang ; doru be aliha
ecike ama wang ; uyuci wang
sidzu 世祖 (A, B) 277, 322, 327, 359
=abka be dursulehe forgon be wesihun
obuha uherileme toktobuha doru be
ilibuha sure genggiyen ginggun šu
iletu horonggo erdemu be amban

obuha gung be badarambuha ten i
gosingga umesi hiyoošungga
eldembuhe hūwangdi ; abkai hesei
forgon be aliha hūwangdi ; abkai jui ;
dele ; dergi ; enduringge hūwangdi ;
fulin ; hiyoošulara jui ; hiyoošulara
omolo hūwangdi ; hūwangdi ;
hūwangdi fulin ; hūwangdi soorin be
siraha hiyoošulara jui ; hūwangdi
soorin be siraha hiyoošulara omolo
fulin ; soorin be aliha hiyoošulara
omolo ; soorin be siraha omolo ; soorin
be siraha omolo hūwangdi fulin ; šidzu
eldembuhe hūwangdi ; wesihun
šidzu eldembuhe hūwangdi 世祖章皇帝
(A, B) 277, 327
=abka be dursulehe forgon be wesihun
obuha uherileme tokto buha dorob
be ilibuha sure genggiyen ginggun šu
iletu horonggo erdemu be amban
obuha gung be badarambuha ten i
gosingga umesi hiyoošungga
eldembuhe hūwangdi ; abkai hesei
forgon be aliha hūwangdi ; abkai jui ;
dele ; dergi ; enduringge hūwangdi ;
fulin ; han(1) ; hiyoošulara jui ;
hiyoošulara omolo hūwangdi ;
hūwangdi ; hūwangdi fulin ; hūwangdi
soorin be siraha hiyoošulara jui ;
hūwangdi soorin be siraha
hiyoošulara omolo fulin ; soorin be
aliha hiyoošulara omolo ; soorin be
siraha omolo ; soorin be siraha omolo
hūwangdi fulin ; šidzu ; wesihun
šolge 215
šentui 90
šoojan 63
šordoi 90

šose 碩塞 (A, B) 238, 332, 337, 338
=doroi kemungge giyūn wang ; doroi
kesingge giyūn wang ; doroi kesingge
jiyūn wang ; šose age
šose age 碩塞阿格 (A), 碩塞 (B) 63,
107
=doroi kemungge giyūn wang ; doroi
kesingge giyūn wang ; oroi kesingge
jiyūn wang ; šose
šudai 269
šuse(1) 81
šuse(2) 181
šusihai 113

T

taidz ju sy joo 太子朱慈娘 50, 54
= ju sy joo ; ju ts joo ; taidz ju ts joo
taidz ju ts joo 太子 (A, B) 太子朱慈娘
33
= ju sy joo ; ju ts joo ; taidz ju sy joo
taidzu 太祖, 皇祖 (A, B) 列祖 (A), 烈
祖 (B) 10, 212, 215, 218, 222,
290, 293
=abkai hese be alifi forgon be
mukdembuhe gurun i ten be fukjin
ilibuha fergecuke gungge gosin
hiyoošungga horonggo enduringge
hūwangdi ; abkai hese be alifi forgon
be mukdembuhe gurun i ten be fukjin
ilibuha ferguwecuke gungge gosin
hiyoošungga horonggo enduringge
hūwangdi ; abkai hese be alime forgon
be mukdembuhe gurun i ten be fukjin
ilibuha fergecuke gungge gosin
hiyoošungga horonggo enduringge
hūwangdi ; mafa dergi taidzu ; mafa
dergi taisu ; taidzu horonggo

- enduringge hūwangdi
- taidzu horonggo enduringge hūwangdi
太祖武皇帝 (A, B) 223, 228, 229,
235, 236, 237, 238, 240, 241, 242,
243, 244, 245, 319, 332, 334, 335,
336, 337, 343
=abkai hese be alifi forgon be
mukdembuhe gurun i ten be fukjin
ilibuha fergecuke gungge gosin
hiyoošungga horonggo enduringge
hūwangdi ; abkai hese be alifi forgon
be mukdembuhe gurun i ten be fukjin
ilibuha ferguwecuke gungge gosin
hiyoošungga horonggo enduringge
hūwangdi ; abkai hese be alime forgon
be mukdembuhe gurun i ten be fukjin
ilibuha fergecuke gungge gosin
hiyoošungga horonggo enduringge
hūwangdi ; mafa dergi taidzu ; mafa
dergi taisu ; taidzu
- taidzung 太宗 (A, B) 215, 216, 217,
218, 219, 222, 262, 289, 292
=abka de acabume gurun be
mukdembuhe doro be amban obuha
horon be algimbuha gosin onco
hūwaliasun enduringge hiyoošungga
erdemungge genggiyen šu hūwangdi ;
ama hūwangdi ; amba yabungga
hūwangdi ; genggiyen šu hūwangdi ;
gosin onco hūwaliasun enduringge
hūwangdi ; han ama(2) ; nenehe
han(2) ; nenehe hūwangdi ; taidzung
genggiyen šu enduringge hūwangdi ;
taidzung genggiyen šu hūwangdi
- taidzung genggiyen šu enduringge
hūwangdi 太宗文皇帝, 皇考, 先皇 (A,
B) 223, 225, 228, 229, 235, 236,
237, 238, 241, 242, 243, 244, 245,
332, 334, 335, 336, 337, 338, 343
=abka de acabume gurun be
mukdembuhe doro be amban obuha
horon be algimbuha gosin onco
hūwaliasun enduringge hiyoošungga
erdemungge genggiyen šu hūwangdi ;
ama hūwangdi ; amba yabungga
hūwangdi ; genggiyen šu hūwangdi ;
gosin onco hūwaliasun enduringge
hūwangdi ; han ama(2) ; nenehe
han(2) ; nenehe hūwangdi ; taidzung ;
taidzung genggiyen šu hūwangdi
- taidzung genggiyen šu hūwangdi 太宗文
皇帝 (A, B) 319
=abka de acabume gurun be
mukdembuhe doro be amban obuha
horon be algimbuha gosin onco
hūwaliasun enduringge hiyoošungga
erdemungge genggiyen šu hūwangdi ;
ama hūwangdi ; amba yabungga
hūwangdi ; genggiyen šu hūwangdi ;
gosin onco hūwaliasun enduringge
hūwangdi ; han ama(2) ; nenehe
han(2) ; nenehe hūwangdi ; taidzung ;
taidzung genggiyen šu enduringge
hūwangdi
- taiheo 太后 212, 215
=gosin hiyoošungga doro de
akūmbuha ginggun ijishūn eldenge
hūturingga enduringge hūwangdi ;
mama dergi taiheo
- taisika 90
- tajan gung 塔瞻 60, 61, 80, 103, 117
- takta 88
- tambai 譚拜 76
- tambi 63
- tang dz dao 唐志道 (A, B) 39
- tang dzung guwan 270

tang io gung 唐有功 (A, B) 45
 tang ioi 唐鈺 (A, B) 46
 tang tung 唐通 (A, B) 20, 34, 51,
 55, 250
 tanju 58, 59
 tantai 譚泰 (A, B) 83, 95, 112, 216,
 290
 tarbu 82
 tiyan g'ò gung 251
 tiyan ju 45
 tomin 托敏 113, 114
 tonje 61
 tubaha 269
 tulai(1) 66
 tulai(2) 67
 tulai(3) 76, 77, 89
 tulai(4) 圖賴 118
 tulešen 圖勒慎 95
 tumbai 118
 tunci 吞齊 (A, B) 243, 343
 tuncika 吞齊哈 (A), 吞齊喀 (B) 244,
 343
 tuntai 59
 turgei 圖爾格 140
 tusiyetu cin wang 土謝圖親王 57

Ts'

ts'oo ciyang wang 棗強王 (A, B) 131
 = sojiyang wang
 ts'ung jen han 崇禎帝 185
 =cung jen han ; dzung jen ; dzung jen
 han ; ejen ama ; han(2) ; han ama(1) ;
 jilakan di ; nenehe ejen ; nenehe ejen
 han ; nenehe han(1) ; sung jen ; sung
 jen han

U

u amba jiyangjiyūn 吳大將軍 15, 41
 =be ; ping si be u san gui ; ping si wang
 u san gui ; san gui ; u dzung bing
 guwan ; u san gui ; u sumingguwan ;
 wargi be necihiyara be ; wargi be
 necihiyere be usangui ; wargi be
 necihiyere wang ; wargi be necihiyere
 wang u san gui
 u ceng lan 45
 u dz žung 201
 u dzung bing guwan 平西伯吳三桂, 吳三
 桂, 三桂 (A, B) 11, 18, 20, 21,
 22, 23, 24, 35, 52, 56
 =be ; ping si be u san gui ; ping si wang
 u san gui ; san gui ; u amba
 jiyangjiyūn ; u san gui ; u
 sumingguwan ; wargi be necihiyara
 be ; wargi be necihiyere be usangui ;
 wargi be necihiyere wang ; wargi be
 necihiyere wang u san gui
 u io sai 吳有才 (A, B) 45
 u san gui 三桂, 吳三桂 (A, B) 11, 12,
 13, 15, 18, 19, 20, 21, 22, 24, 32,
 33, 34, 35, 42, 49, 50, 51, 53, 54,
 55, 57, 68, 74, 338
 =be ; ping si be u san gui ; ping si wang
 u san gui ; san gui ; u amba
 jiyangjiyūn ; u dzung bing guwan ; u
 sumingguwan ; wargi be necihiyara
 be ; wargi be necihiyere be usangui ;
 wargi be necihiyere wang ; wargi be
 necihiyere wang u san gui
 u sanjiyang 187
 u siyang 襄 (A) 吳襄 (B) 33, 51, 55
 u sumingguwan 吳三桂 (A, B) 15

=be ; ping si be u san gui ; ping si wang
 u san gui ; san gui ; u amba
 jiyangjiyūn ; u dzung bing guwan ; u
 san gui ; wargi be necihiyara be ; wargi
 be necihiyere be usangui ; wargi be
 necihiyere wang ; wargi be necihiyere
 wang u san gui
 u wang 武王 (A, B) 224, 320
 u wei dzuwang 吳惟莊 155
 =hashū ergi dudu gung šun heo i san ci
 hafan
 u wei hūwa 吳惟華 (A, B) 136, 145,
 345
 =dahashūn gung ; gung šun heo ; hashū
 ergi dudu gung šun heo sun wei hafan
 u wei fan
 u wen sang 125
 u wen šeng 188
 ubai 吳攄 106
 ubahai 吳巴海 181
 uban(1) 60, 112, 113
 uban(2) 90
 udana 59
 udari 吳達礼 268
 uhai 60
 uheri be baicara jurgan i ici ergi ciyan du
 ioi sy hafan li jijan 都察院右僉都御史
 李鑑 157
 =li jijan
 uje 60
 ulju 60, 61
 umahū 62
 unajin 74, 75, 76, 77, 78, 90
 undurahū 温都爾祜 181
 unggadai 60, 61
 ungu mafa ba badarabuha wang 曾祖
 昌王 197
 ušai 58

uyuci wang 九王 11
 =amba coohai ejen doro be aliha hošoi
 mergen cin wang ; dorgon ; doro be
 aliha ama wang ; doro be aliha amba
 coohai ejen hošoi mergen cin wang ;
 doro be aliha ecike ama wang ; doro be
 aliha ecike wang ; doro be aliha han i
 ecike ama wang ; doro be aliha hošoi
 mergen cin wang ; doro be aliha wang ;
 doro be aliha wang dorgon ; doro be
 aliha wang hese be aliha amba coohai
 ejen ; doro be aliha wang hese be aliha
 amba coohai ejen dorgon, ; ecike doro
 be aliha wang ; ecike mergen cin wang
 dorgon ; hese be aliha amba coohai ejen
 doro aliha hošoi mergen cin wang ;
 hese be aliha amba coohai ejen hošoi
 mergen cin wang ; hošoi mergen cin
 wang ; še jeng wang

W

waida 90
 waitu 139
 wang ao yung 王鰲永 (A, B) 127
 =wang oo yong
 wang biyoo gi 王標極 (A, B) 344
 wang da niyei 王大業 133
 wang dzeng yoo 王則堯 (A), 王則堯 (B)
 24
 wang el ing 271
 wang gung bi 王公弼 (A, B) 344
 wang io fu 189, 191
 wang io sai 227
 wang jing hoo 192
 wang jiya cun 王家春 (A, B) 43, 44
 wang jang 36
 wang kui 王奎 (A, B) 186

- wang lai yung 王来用 (A), 王來用 (B)
357
- wang loo hū 250
- wang oo yong 王鰲永 (A, B) 292
- =wang ao yung
- wang se lang 263
- wang sy lang 227
- wangšun 202
- wargi be necihiyere be 平西伯, 伯 (A, B) 11, 16, 17, 18
- =be ; ping si be u san gui ; ping si wang u san gui ; san gui ; u amba jiyangjiyūn ; u dzung bing guwan ; u san gui ; u sumingguwan ; wargi be necihiyere be usangui ; wargi be necihiyere wang ; wargi be necihiyere wang u san gui
- wargi be necihiyere be usangui 平西伯吳三桂 (A, B) 239
- =be ; ping si be u san gui ; ping si wang u san gui ; san gui ; u amba jiyangjiyūn ; u dzung bing guwan ; u san gui ; u sumingguwan ; wargi be necihiyara be ; wargi be necihiyere wang ; wargi be necihiyere wang u san gui
- wargi be necihiyere wang 平西王 (A, B) 24, 25, 41, 42, 44, 84, 179, 240, 339
- =be ; ping si be u san gui ; ping si wang u san gui ; san gui ; u amba jiyangjiyūn ; u dzung bing guwan ; u san gui ; u sumingguwan ; wargi be necihiyara be ; wargi be necihiyere be usangui ; wargi be necihiyere wang u san gui
- wargi be necihiyere wang u san gui 平西王吳三桂 (A, B) 332
- =be ; ping si be u san gui ; ping si wang u san gui ; san gui ; u amba jiyangjiyūn ; u dzung bing guwan ; u san gui ; u sumingguwan ; wargi be necihiyara be ; wargi be necihiyere be usangui ; wargi be necihiyere wang
- wargi hūlha 149, 178
- =ehe hūlha ; han(3) ; li dz ceng ; lidz ceng ; lio dzei ; liodzei ; liodzei da lidz ceng ; liodzei ejen ; liodzei ejen li dz ceng ; liodzei ejen lidz ceng ; liodzei li dz ceng ; liodzei lidz ceng ; liodzei lidzceng ; liodzei lisyceng
- wehe(1) 烏赫 (A), 渥赫 (B) 63, 64, 215, 289
- wehe(2) 269
- wei san 191
- wen gung 文公 (A, B) 13
- wen san iowan 文三元 (A, B) 46
- wen sing 45
- wesihun 上 (A, B) 279, 280, 284
- =abka be dursulehe forgon be wesihun obuha uherileme toktobuha doru be ilibuha sure genggiyen ginggun šu iletu horonggo erdemu be amban obuha gung be badarambuha ten i gosingga umesi hiyoošungga eldembuhe hūwangdi ; abkai hesei forgon be aliha hūwangdi ; abkai jui ; dele ; dergi ; enduringge hūwangdi ; fulin ; hiyoošulara jui ; hiyoošulara omolo hūwangdi ; hūwangdi ; hūwangdi fulin ; hūwangdi soorin be siraha hiyoošulara jui ; hūwangdi soorin be siraha hiyoošulara omolo fulin ; soorin be aliha hiyoošulara omolo ; soorin be siraha omolo ; soorin be siraha omolo hūwangdi fulin ;

šidzu ; šidzu eldembuhe hūwangdi

Y

- yan sy yen 閻思印 (A, B) 341
yang šoo sioi 顏紹緒 (A, B) 286
yang dooli 221, 252
yang dz ho 39
yang guwe yung 楊國永 (A), 楊國永 (B)
246, 259, 342
yang jan 45
yang k'ó wei 46
yang sin 楊坤 (A), 楊坤 (B) 14, 16,
32, 49, 53
yanggude 90
yasita 58, 59
yecen 葉臣 (A, B) 94, 230, 248, 339
yecengge 269
yehei 65
yenggene 英格諾 113, 114
yoo šu 姚枢 202
yostai 269

Ž

žin i wang g'ó dzuwang ji 仁義王 182

II. 地名索引

A

- abkai tan 南郊, 園丘 (A, B), 天壇
200, 216, 277, 278
- amargi alin 北山 (A, B) 22, 23,
34, 51, 56
- amargi gurun 北朝 (A, B) 13, 14
- amargi hecen 北城 150, 154
- amba dasan i yamun 大政殿 67, 117
- an coo hiyan 安丘縣 263

B

- bajeo 霸州 192
- bejing 京, 京師, 闕, 京城, 燕京 (A, B),
北京 (A) 6, 10, 12, 13, 19, 32,
36, 43, 49, 53, 54, 57, 65, 80, 87,
118, 156, 161, 184, 188, 200, 203,
204, 232, 253
=du hecen ; ging hecen ; jing ; jing
heceng ; yan ging ; yan jing ; yan jing
hecen ; yanjing
- bin jeo 濱州 191
- boo ding 保 (A, B) 保定 8, 151, 169
=boo ding fu ; booding fu
- boo ding fu 保定 (A, B) 83, 310, 357
=boo ding ; booding fu
- booding fu 保定府 270
=boo ding ; boo ding fu
- boto 泊頭 188

C

- cahar gurun 察哈尔国 (A) 察哈爾國 (B)
223, 319

- cang an 西, 長安 (A, B) 6, 41, 65,
71
- cang ji hiyan 長治縣 249
- cang li hiyan 昌黎縣 (A, B) 37
- cang ping jeo 昌平州 (A, B) 186
- cang san 常山 187
- cengdu siyan 慶都 (A, B) 83
- cin 秦 177
= wasihūn cin
- cin šui hiyan 沁水縣 248
- cing gurun 清国 209, 210, 216, 217
=daicing ; daicing gurun
- cing jeo fu 青州 (A, B) 191, 221, 252,
263, 264, 292
- cing yang fu 慶陽府 250
- ciyan tun wei 前屯衛 (A, B) 229, 333,
335
- coohiyan gurun 朝鮮, 駒麗 (A, B), 朝
鮮国 (A), 朝鮮國 (B) 49, 70, 118,
223, 224, 228, 229, 235, 236, 237,
238, 241, 242, 243, 244, 245, 291,
319, 332, 333, 334, 335, 336, 337,
343

D

- da liyang 大梁 (A, B) 345
- dai jeo 代州 232
- dai ming 大名 169
- dai tung 大同 (A, B) 130
=daidung, daitung ; daitung golo ;
daitung ni golo
- dai yuwan 太原 (A, B) 345
=dai yuwan fu ; tai yan fu : tai yuwan ;
tai yuwan fu
- dai yuwan fu 太原府 33
=dai yuwan ; tai yan fu ; tai yuwan ;
tai yuwan fu

dai yuwan gurun 元 (A, B), 大元国
202, 223
=monggo yuwan gurun
daicing 大清 (A, B) 210, 282, 294
=cing gurun ; daicing gurun
daicing duka 大清門 (A, B) 277, 285
daicing gurun 大清 (A, B), 大清国 5,
15, 25, 41, 42, 43, 127, 130, 132,
133, 136, 142, 145, 160, 174, 175,
177, 178, 184, 277, 280, 282, 322,
327, 359
=daicing ; cing gurun
daidung 大同 10
=dai tung ; daitung ; daitung golo ;
daitung ni golo
daitung 大同 (A, B) 8, 111, 131, 132,
133, 140
=dai tung ; daidung ; daitung golo ;
daitung ni golo
daitung golo 大同 270
=dai tung ; daidung ; daitung ; daitung
ni golo
daitung ni golo 大同 271
=dai tung ; daidung ; daitung ; daitung
golo
daiming gurun 大明国 201
=ming gurun
dalinghoo 大凌河 87
dan sy 丹墀 (A, B) 285
dejeo 德州 188, 191
deng jeo fu 登州府 191, 263, 265
dergi golo 東路 64, 69, 89, 92, 128
dergi hoton 東城 154
dergi jugūn 東路 133
ding biyan 定辺 162
ding jeo 定州 182
du hecen 都 (A, B) 都城 14, 161
=beijing ; ging hecen ; jing ; jing hecen ;

yan ging ; yan jing ; yan jing hecen :
yanjing
dulimba dergi wargi hoton 中東西城
154
=dulimba dergi wargi ilan hecen
dulimba dergi wargi ilan hecen 中東西三
城 149, 150
=dulimba dergi wargi hoton
dulimbai gurun 中原, 中夏 (A, B), 中
国, 明朝 (A), 中國 (B) 210, 219,
281, 290, 294, 321, 322, 334, 335,
336, 337, 338, 339, 343
=uyun jeo
dung cang fu 東昌府 191
dung dzung jen gašan 126
dung guwan siyan 東光県 190

Dz

dze jeo 澤 (A, B), 澤州 248, 251
dzo jeo 涿州 134, 151
dzung ciyan so 中前所 (A, B) 229
=jung ciyan šo
dzung ho so 中後所 (A, B) 229
=jung heo šo
dzung hūwa hiyan 遵化縣
dzung siyei 中協 (A, B) 14
dzung tun 134
dzung yuwan 中夏, 中原 (A, B) 128,
166, 211, 212, 226, 230, 236, 237,
238, 240, 241, 242, 243, 244, 245,
246, 260

E

eldengge munggan 山陵 (A, B) 昭陵
64, 71, 200

F

- fang san 房山 134
 fu 福 156
 fu cing hiyan 阜城县 253
 fu ning hiowan 撫寧縣 (A, B) 36
 =funing hiyan
 fun jeo 汾州 227
 =fun jeo fu
 fun jeo fu 汾州府 231, 232
 =fun jeo
 fung rün hiyan 豐潤縣 (A, B) 43
 =fung zün hiyan
 fung zün hiyan 豐潤縣 (A, B) 44
 funing hiyan 撫寧縣 (A, B) 37
 =fu ning hiowan

G

- gin i wei 錦衣 (A, B) 307
 ging hecen 京, 京都, 京師, 燕京 (A, B)
 298, 300, 301, 303, 304, 307, 309,
 316, 321, 348, 350, 353
 =bejing ; du hecen ; jing ; jing heceng ;
 yan ging ; yan jing ; yan jing hecen ;
 yanjing
 ging hecen i wei 京衛 (A, B) 305
 ginjeo hoton 錦州 67
 =ginju
 ginju 錦州 (A, B) 15
 =ginjeo hoton
 giyang ni amala 江北 (A, B) 13
 giyang hūwa tun 江華島 (A, B) 319
 giyangnan 南中 (A), 江南 (B) 342
 giyangsi 江西 (A, B) 292, 353
 gu guwan 固關 (A), 固關 (B) 230,
 248, 340

- gung loo tiyan 公羅店 (A, B) 44
 guwang ping 広平 169

G'

- g'aicu 227
 g'o cuwan jen 126
 g'o hiyan 濶県 162
 g'o ping hiyan 高平県 248

H

- hiowan fu 宣府 (A, B) 8, 10, 158
 hiyang hūwa tun 江華島 (A, B) 224
 ho jiyān 河間 169
 =ho jiyān fu
 ho jiyān fu 河間府 125, 190
 =ho jiyān
 ho nan 河南 (A, B) 127
 =honan ; honan i golo
 honan 豫, 河南 (A, B) 165, 169, 178,
 254, 308, 350, 351, 352
 =ho nan ; honan i golo
 honan i golo 河南 (A, B) 345
 huhu hoton 歸化城 (A), 歸化城 (B) 344
 hū guwan hiyan 壺関県 249
 hū guwang 湖広 178
 =hūguwang
 hūguwang 湖廣 (A, B) 353
 hūrga 69, 104, 105
 hūturingga munggan 福陵 (A, B) 197,
 198, 200
 hūwa hiya 華夏 261
 hūwa san alin 233
 hūwai cing fu 懷慶 (A, B) 249, 250,
 251
 =hūwaicing fu
 hūwai hai 淮海 (A, B) 345

hūwai king fu 懷慶府, 懷慶 (A, B) 350, 352
 hūwai lai 懷來 83
 hūwai šang 淮揚 (A, B) 156, 157, 160
 hūwaicing fu 懷慶 (A, B) 255
 =hūwai cing fu
 hūwang gi men duka 皇極門 (A, B) 285, 293, 331, 342
 hūwang ho 黃河 (A, B) 249
 =hūwang ho bira
 hūwang ho bira 黃河 (A, B) 111, 140, 166, 177, 350
 =hūwang ho

I

i biyan si 一片石 (A, B) 34
 =i piyan si ; i piyen si
 i jeo 易州 151
 i jeo i amargi tun 易州後島 162
 i piyan si 一片石 51
 =i biyan si ; i piyen si
 i piyen si 一片石 55
 =i biyan si ; i piyan si
 ioi tiyan hiyan 玉田縣 (A, B) 43, 44
 i yuwan keo 義院口 39
 ice hecen 新城 58, 59
 ilan jecen 三邊 (A, B) 178
 ilan jing 三晉 136, 146
 in jiya dian gašan 125
 ing u guwan 寧武關 203

J

jagiyang 浙江 (A, B) 352
 jang sy hiyan 長子縣 249
 janggotai angga 彰古台, 彰武台 3

jarut 扎魯特 187
 jen ding 真定 161, 169, 185
 =jen ding fu ; jin ding
 jen ding fu 真定 (A, B) 83, 182
 =jen ding ; jin ding
 jeo 周 156
 jeo yuwan dzuwang gašan 192
 ji ja pu 17
 ji jeo 薊州 (A, B) 6, 42, 45
 =ji jeo hecen
 ji jeo hecen 薊州城 46
 =ji jeo
 ji nan 濟南 (A, B) 344
 ji nan fu 濟南府 191, 193
 jin ding 真 (A, B) 真定 8, 151
 =jen ding ; jen ding fu
 jing 京 136, 137, 146, 147
 =bejing ; du hecen ; ging hecen ; jing hecen ; yan ging ; yan jing ; yan jing hecen ; yanjing
 jing hecen 京城, 京, 城 (A, B) 5, 6, 7, 8, 12, 127, 128, 136, 141, 144, 145, 146, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 156, 157, 172, 174, 184
 =bejing ; du hecen ; ging hecen ; jing ; yan ging ; yan jing ; yan jing hecen ; yanjing
 jioi yung guwan 居庸關 (A, B) 83
 jiyan g'an ling 39
 jiyoo hoo xiyan 125
 joo heng men duka 昭享門 (A, B) 278
 ju sy šu yuwan 洙泗書院 (A, B) 287
 julergi amargi juwe hecen 南北二城 150
 julergi hecen 南城 150, 154
 jung ciyan šo 中前所 (A, B) 333, 335
 =dzung ciyan so
 jung heo šo 中後所 (A, B) 333, 335

=dzung ho so

juso 11

Jy

jiyi geren golo 省直 (A), 直省 (B) 299,
306, 310, 311, 314, 315

jiyi harangga 北直 (A, B) 308

K

kioi fu hiyan 曲阜 (A, B) 287

kiowei li gašan 闕里 (A, B) 288

korcin 38, 57

kuku hoton 歸化城 94

K'

k'aiping wei 開平衛 (A, B) 40

k'o lan 岢嵐 (A, B) 348

L

lai jeo fu 萊州府 191

lan jeo 灤州 40, 41

lan jeo bira 灤州 (A, B), 灤州河 37

lan jeo hecen 灤州城 37

lang ce 251

langhū miyoo 192

li ceng hiyan 黎城縣 249

li hiya san tai 20

li jiya dzuwang gašan 125

li san ts'ai 125

lio ho 227

liyang hiyang 良鄉 134

=liyang siyang

liyang siyang 良鄉 151

=liyang hiyang

lin ceng 臨清 189, 191

ling cuwan hiyan 陵川縣 248

ling keo 39

ling sing men duka 糧星門 (A, B) 278

liodung 遼東 (A, B) 17

=liyoo dung ; liyoodung

lioha 遼河 3

liyan san 連山 (A, B) 18

liyoo dung 遼 (A, B) 299

=liodung ; liyoodung

liyoo yang ni bira 遼河地方 (A, B) 遼陽
の河 3

liyoodung 遼東 (A, B) 6, 11

=liodung ; liyoo dung

lu 魯 156

lu an fu 潞 (A, B), 潞安府 33, 50, 55,
230, 234, 235, 248, 249, 251

lu ceng hiyan 潞城縣 249

lu g'o kiyoo 盧溝橋

M

mang dzun jen gašan 126

me ceng pu 墨城堡 40

mi ci hiyan 米脂縣 (A, B) 250

mi yun 密雲 (A, B) 6, 24

ming gurun 明, 明時, 故明, 明祚, 前朝

(A, B), 明國, 明朝 (A), 明國 (B)

3, 11, 15, 16, 18, 24, 25, 27, 32,

43, 45, 49, 53, 64, 68, 70, 106, 122,

124, 130, 132, 150, 155, 161, 175,

176, 178, 179, 180, 184, 209, 212,

225, 229, 230, 236, 237, 238, 240,

241, 242, 243, 244, 245, 266, 281,

289, 302, 304, 306, 307, 308, 310,

321, 333, 334, 335, 340, 345, 347,

348, 349, 350, 352, 353, 354, 355

=daiming gurun

moltoci duka 古北口 3
 monggo gurun 蒙古 (A, B), 龜茲 (A, B), 蒙古諸国 (A), 蒙古諸國 (B) 223, 228, 229, 235, 236, 237, 238, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 261, 291, 319, 333, 334, 335, 336, 337, 343
 monggo yuwan gurun 元裔 (A, B) 319
 =dai yuan gurun
 mukden hecen 盛京 255, 256
 =mukden i hoton
 mukden i hoton 盛京 62, 118
 =mukden hecen

 N

 na i tan 地壇 217
 nan ging 南京 (A, B) 350, 351, 352
 =nan jing
 nan jang dzuwang 南張莊 192
 =nan jang dzuwang gašan
 nan jang dzuwang gašan 南張莊村 193
 =nan jang dzuwang
 nan jing 江南, 南 (A, B), 南中 (A), 南京 184, 246, 252, 266, 322
 =nan ging
 nan g' o ing gašan 125
 nan pi siyen 南皮縣 126, 190
 nan yang fu 南陽府 (A, B) 345
 ni šan šu yuwan 尼山書院 (A, B) 287
 ning yuwan 寧遠 (A, B) 12, 18, 20, 33, 50, 54
 nikan gurun 漢国 25
 ning hiyan 寧夏 251
 ning yuwan 寧遠 (A, B) 251
 ningguta 寧古塔 90

O

ohin i bira 17
 ong ni amala 翁後 (A, B) 11

P

pan jiya dzuwang gašan 191
 pi 邳 156
 ping šun hiyan 平順縣 249
 ping yang 平陽 (A, B) 308
 =ping yang fu
 ping yang fu 平陽府 33, 50, 55, 232
 =ping yang
 punjeo 66

S

sa ho 沙河 (A, B) 20
 sahaliyan ula 黑龍江 74, 78, 88, 91
 =sahaliyan ulai golo
 sahaliyan ulai golo 黑龍江 (A, B) 62
 =sahaliyan ula
 san dung 山左 (A, B) 山東 13, 165, 169
 =san dung ni golo ; sandung ; sandung ni golo ; šandung ; šandung ni golo
 san dung ni golo 山東省 189, 354
 =san dung ; sandung ; sandung ni golo ; šandung ; šandung ni golo
 san hai 山海 (A, B) 15, 18, 19, 34, 51, 55
 =san hai duka ; san hai furdan : san hai hoton ; šanaha ; šanaha furdan ; šanaha i furdan ; šanahai furdan ; šanhai hoton
 san hai bira 山海河 23
 san hai duka 關 (A, B) 山海門 22, 24

- = san hai ; san hai furdan ; san hai hoton ; šanaha ; šanaha furdan ; šanaha i furdan ; šanahai furdan ; šanhai hoton
 san hai furdan 山海關 (A, B) 20, 32, 33, 34, 41, 43, 50, 51, 54, 55
 =san hai ; san hai duka ; san hai hoton ; šanaha ; šanaha furdan ; šanaha i furdan ; šanahai furdan ; šanhai hoton
 san hai hoton 山海城 18, 20, 24
 =san hai ; san hai duka ; san hai furdan ; šanaha ; šanaha furdan ; šanaha i furdan ; šanahai furdan ; šanhai hoton
 san hoo 三河 8, 162
 san ho dzu 三河子 40
 san si(1) 陝西 (A, B) 8, 165
 =san si golo(2) ; siyan si ; siyansi ; šan si ; šan si golo ; šansi
 san si(2) 山 (A, B), 晉 (A), 晉 (B) 山西 33, 41, 43, 50, 55, 136, 145, 178
 =san si golo(1) ; sansi ; sansi golo
 san si golo(1) 山西 (A, B) 24, 111, 140, 203
 =san si(2) ; sansi ; sansi golo
 san si golo(2) 陝西 (A, B) 221
 =san si(1) ; siyan si ; siyansi ; šan si ; šan si golo ; šansi
 sandung 山東 (A, B) 127, 251, 254
 =san dung ; san dung ni golo ; sandung ni golo ; šandung ; šandung ni golo
 sandung ni golo 山東 (A, B) 187, 203, 253
 =san dung ; san dung ni golo ; sandung ; šandung ; šandung ni golo
 sansi 山西, 山 (A, B) 289, 308, 314, 340, 345
 =san si(2) ; san si golo(1) ; sansi golo
 sansi golo 山西 (A, B) 310, 339, 348, 357
 =san si(2) ; san si golo(1) ; sansi
 si an 西安 (A, B) 351
 =si an fu
 si an fu 西安府 33, 50, 55, 161, 185, 233, 234, 251
 =si an
 si siyei 西協 (A, B) 14
 si su 西蜀 177
 =sy cuwan
 sibartai 62
 sin ho i 新河驛 (A, B) 32
 sin jeo hoton 深州 (A, B) 253
 =šen jeo hoton
 sin pin pu 新平堡 270, 271
 sin u 新武 162
 sing jeo 興州 134
 sing jeo i amargi tun 興州後島 162
 sioi jeo 徐州 156
 sira tala 西拉塔拉 (A, B) 15
 siyan si 陝西 185
 =san si(1) ; san si golo(2) ; siyansi ; šan si ; šan si golo ; šansi
 šiinyang yuwan hiyan 襄垣縣 249
 siyansi 陝西 161
 =san si(1) ; san si golo(2) ; siyan si ; šan si ; šan si golo ; šansi
 sologo gurun 261
 su 沐 156
 sun hūwa 遵化 (A, B) 42, 44, 46
 =šun hūwa
 Sy
 sy cuwan 蜀漢 (A, B) 四川 178
 =si su

Š

šan si 陝西 6, 166, 247
 =san si(1) ; san si golo(2) ; siyan si ;
 siyansi ; šan si golo ; šansi
 šan si golo 陝 (A, B), 陝西省 33, 41,
 43, 50, 55
 =san si(1) ; san si golo(2) ; siyan si ;
 siyansi ; šan si ; šansi
 šanaha 山海, 山海關 (A, B), 關 (A),
 關 (B) 12, 15, 65, 69, 70, 74, 269,
 339
 = san hai ; san hai duka ; san hai
 furdan ; san hai hoton ; šanaha furdan ;
 šanaha i furdan ; šanahai furdan ;
 šanhai hoton
 šanaha furdan 關, 山海關 (A), 關, 山海
 關 (B) 296, 334, 335, 336, 337,
 339
 =san hai ; san hai duka ; san hai
 furdan ; san hai hoton ; šanaha ; šanaha
 i furdan ; šanahai furdan ; šanhai hoton
 šanahai i furdan 山海關 (A), 山海關 (B)
 68, 235, 321
 =san hai ; san hai duka ; san hai
 furdan ; san hai hoton ; šanaha ; šanaha
 furdan ; šanahai furdan ; šanhai hoton
 šanahai furdan 山海關 (A, B) 68, 74,
 161, 184, 225, 230, 236, 237, 240
 =san hai ; san hai duka ; san hai
 furdan ; san hai hoton ; šanaha ; šanaha
 furdan ; šanahai furdan ; šanhai hoton
 sandung 山東 (A, B) 286, 308, 351
 =san dung ; san dung ni golo ; sandung ;
 sandung ni golo ; šandung ni golo
 šandung ni golo 山東 (A, B) 292, 327,
 328, 344

=san dung ; san dung ni golo ; sandung ;
 sandung ni golo ; sandung
 šanggiyan i gūsa 白旗 58
 šanhai hoton 山海 (A), 山海關 (B) 11
 =san hai ; san hai duka ; san hai
 furdan ; san hai hoton ; šanaha ; šanaha
 furdan ; šanaha i furdan ; šanahai
 furdan
 šang je šu yuwan 聖澤書院 (A, B) 287
 šansi 陝西, 陝 (A, B) 293, 314, 345
 =san si(1) ; san si golo(2) ; siyan si ;
 siyansi ; šan si ; šansi
 šen jeo hoton 深州 (A, B) 354
 =sin jeo hoton
 šo jeo 朔州 (A, B) 357
 šoo lin dz ioi dzai 少林寺玉塞 (A, B)
 250
 šun de 順德 169
 =šun de fu
 šun de fu 順德 (A, B) 112, 140
 =šun de
 šun hūwa 遵化 42
 =sun hūwa
 šun siyan 125
 šun tiyan 順天 169
 =šun tiyan fu
 šun tiyan fu 順天, 順天府 (A, B) 149,
 176, 310, 348
 =šun tiyan

T

tai an jeo 泰安州 (A, B) 288
 tai teo ing 39
 tai yan fu 太原府 231
 =dai yuwan ; dai yuwan fu ; tai yuwan ;
 tai yuwan fu
 tai yuwan 太原 (A, B) 308

=dai yuwan ; dai yuwan fu ; tai yan fu ;
tai yuwan fu
tai yuwan fu 太原 (A, B) 太原府 36,
50, 53, 55, 57, 230, 231, 232, 233,
234, 235, 340
=dai yuwan ; dai yuwan fu ; tai yan fu ;
tai yuwan
taimiyoo 太廟 (A, B), 太廟 (A) 197,
198, 200, 218, 222, 286, 293
tiyan jin 天津 (A, B) 83, 322, 327
=tiyan jin wei
tiyan jin wei 天津衛 151
=tiyan jin
tiyan ceng 天城 133
toktobure kio 3
tu lio hiyan 屯留縣 249
tulergi golo 外藩 38, 53, 57, 71, 180,
187
=tulergi golo monggo
tulergi golo monggo 外藩蒙古 84
=tulergi golo
tulergi jyli geren golo 外直省 (A, B)
349
tumet 土默特 57, 231, 232
=tumut
tumut 土默特 (A, B) 344
tung guwan 潼關 (A) 潼關 (B) 249
tung jeo 通州 (A, B) 45, 150, 151,
162, 163
=tungju
tungju 通州 8
=tung jeo
tuwan san pu 團山堡 17

Ts'

ts'ang iowan 桑園 188
ts'ang jeo 滄州 125, 151, 187, 188,

190
ts'ung 崇 156

U

u cing 武清 162
u ding jeo 武定州 191
uyun jeo 九州 (A, B) 210, 282, 291
=dulimbai gurun
uyun miyoo 九廟 (A), 九廟 (B) 12

W

warka 瓦爾喀 79, 81
wasihün cin 西秦 136, 146
=cin
wei hūi fu 衛輝 (A, B) 255, 352
wen šang hiyan 汶上縣 (A, B) 287

Y

yan 燕 6, 211
yan jeo fu 兗州府 191
yansimu 3
yan ging 燕京 (A, B) 277, 281
=beijing ; du hecen ; ging hecen ; jing ;
jing hecen ; yan jing ; yan jing hecen ;
yanjing
yan jing 燕京, 京城, 燕都 (A, B), 北京
(B) 23, 25, 41, 46, 65, 66, 69,
70, 71, 74, 83, 106, 111, 140, 142,
161, 165, 177, 179, 185, 210, 222
=beijing ; du hecen ; ging hecen ; jing ;
jing hecen ; yan ging ; yan jing hecen ;
yanjing
yan jing hecen 燕京 (A, B) 69, 74,
213, 225
=beijing ; du hecen ; ging hecen ; jing ;

地名索引

- jing hecen ; yan gíng ; yan jing ; yanjing
yan san i hashū ergi wei 燕山左衛 142
yan san siyan 塩山県 126
yan si 兗西 (A, B) 327
yang an fu 延安府 250
yang ceng hiyan 陽城縣 248
yang ho 陽和 (A, B) 131, 132
yanjing 燕京 140
=beijing ; du hecen ; jing ; jing hecen ;
yan gíng ; yan jing ; yan jing hecen
yenden 88
yooju 耀州 67
yoo yang siyan 鏡陽縣 182
yung bing 永平 (A, B) 19
=yung ping ; yung ping fu
yung liyang ho bira 152
yung ping 永平 169
=yung bing ; yung ping fu
yung ping fu 永平 (A, B) 33, 39, 50,
54
=yung bing ; yung ping

Ž

- žin ciyoo siyan 任丘縣 192

Ⅲ. 爵位·官位·官職索引

A

abkai hese be alime forgon be mukdembuhe, gurun i ten be fukjin fergucuke gungge gosin hiyoošungga, horonggo enduringge hūwangdi
→人名索引参照

abka de acabume gurun be mukdembuhe, doro be amban obuha, horon be algimbuha gosin onco hūwaliyasun enduringge hiyoošungga erdemungge genggiyen šu hūwangdi
→人名索引参照

abkai hesei forgon be aliha hūwangdi 奉天承運皇帝 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 247, 260

aisilakū hafan 副理事官 (A), 員外郎 (B) 327, 348

ajige bošokū 30, 91
=bošokū(3)

akdun jurgan doro de aisilara ecike wang
→人名索引参照
=doro de aisilara ecike wang

alifi hafumbure hafan 通政使 (A, B) 344

aliha bithei da 大学士 (A, B) 284

aliha amban 尚書 (A, B) 承政 77, 215, 246, 288

amba coohai ejen, doro be aliha hošoi mergen cin wang →人名索引参照

amba janggin 79

amba jiyangjiyūn 大將軍 15, 41

an ca ši 按察使 (A, B) 327, 328, 345, 348
=an ts'a sy

an ts'a sy 按察使 135

araha jalan i janggin 180

ashan i amban 侍郎, 司 (A, B) 参政 62, 63, 64, 76, 106, 215, 288, 292, 329
=se lang ; sylang ; ši lang

ashan i bithei da 学士 (A, B) 15, 32, 73, 179, 203, 268, 284, 348

B

baicame tuwara ioi sy 巡按 (A, B) 177

baicame tuwara hafan 監察御史 (A, B) 289, 292

banin mafa hütūri werihe wang
→人名索引参照

baturu cin wang →人名索引参照

baturu gung ni jiyūn wang 武功郡王 →人名索引参照

bayara i jalan i janggin 擺牙喇甲喇章京 (A) 護軍參領, (B) 63, 347

bayan jiyūn wang →人名索引参照

badzung 把總 143

be 伯 295, 339, 340

beile 貝勒 (A, B) 20, 21, 22, 23, 31, 34, 45, 52, 53, 56, 65, 71, 184, 227, 240, 272, 343, 344, 358
=doroi beile

beise 貝子 (A, B) 20, 21, 22, 23, 31, 34, 45, 52, 53, 56, 65, 71, 184, 227, 240, 272, 343, 344, 358, 359
=gūsai beise

bing bei dooli 兵備道 (A, B) 162, 327

bithesi 筆帖式 58, 59, 94, 111, 118, 215, 220, 269

biya aliha niyalma 十季 (A, B) 298

bodohonggo ijishūn wang
→人名索引参照

booi nirui janggin 63

bošokū(1) 撥什庫 (A, B) 31, 61, 62,
81, 95, 248, 267, 298, 345, 357
bošokū(2) 30, 78, 90
=funde bošokū
bošokū(3) 30
=ajige bošokū
bošokū(4) 31
=niru i bošokū
bujengši 布政使 (A, B) 344, 345, 348,
357

C

ceng dzung 千總 (A, B) 46
cigu 旗鼓 263
=ki gu
cin wang(1) 親王 57, 69, 227, 271, 295,
344, 358
cin wang(2) 秦王
→人名索引 cin wang(1)(2)参照
ciyanliyang jetere šusai 食廩生員 (A, B)
廩膳生 304, 305
ciyanliyang kadalara hafan 159
ciyanši 僉事 (A, B) 327, 344, 348
coohai gioi žin 武举 (A, B) 武举人 305
coohai tacikū yamun i šusai 武学官生
(A, B) 305
coohiyan gurun i wang 朝鮮国王
→人名索引参照

D

da mafa hūhuri neihe wang
→人名索引参照
dahashūn wang
→人名索引参照
dergi fujin 64, 73
dergi mafa fulin werihe wang

→人名索引参照

ding wang

→人名索引参照

doo 道 (A, B) 298

=dooli

doo li 道吏 128, 235

=dooli

dooli 道 (A, B) 道具 39, 158, 159,
190, 221, 234, 248, 252, 264, 345,
357

=doo ; doo li

dorgi amban 内大臣 (A, B) 63, 72,
80, 103, 107, 117

doro aisilara wang

→人名索引参照

doro be aliha ecike ama wang

→人名索引参照

doro be aliha ama wang

→人名索引参照

doro be aliha, amba coohai ejen hošoi
mergen cin wang

→人名索引参照

doro be aliha, hese be aliha amba coohai
ejen

→人名索引参照

doro be aliha hošoi mergen cin wang

→人名索引参照

doro be aliha hošoi ujen cin wang

→人名索引参照

doro be aliha wang

→人名索引参照

doro de aisilara ecike wang

→人名索引参照

doro de aisilara wang

→人名索引参照

doroi erke giyūn wang

→人名索引参照

doroi erke jiyūn wang

→人名索引参照
 doroi baturu giyūn wang
 →人名索引参照
 doroi baturu jiyūn wang
 →人名索引参照
 doroi bayan jiyūn wang
 →人名索引参照
 doroi beile 多羅貝勒 (A, B) 241, 242,
 331, 337, 343
 =beile
 doroi fengšengge jiyūn wang
 →人名索引参照
 doroi kesingge jiyūn wang
 →人名索引参照
 doroi jiyūn wang 多羅郡王 227
 =jiyūn wang
 doroi lolohon beile
 →人名索引参照
 doron jafaha hafan 掌印官 (A, B) 310
 dusy 都司 (A, B) 39, 44, 45, 191,
 227, 232, 246, 259, 270, 271, 342
 dutan 都堂 24, 42
 dutang 264, 265
 =dutan

Dz

dz hūi 指揮 40
 dz hūi sy 指揮 (A, B) 指揮司 40
 dzooli 班皂 (A, B) 298
 dzeng guwang šeng 增 (A, B) 增廣生
 304
 dzu el 佐貳 137, 143, 147
 dzung bing guwan 總兵官, 總兵 (A, B)
 11, 18, 20, 21, 22, 23, 34, 35, 33,
 46, 49, 51, 52, 53, 55, 56, 57, 68,
 74, 128.130, 132, 133, 155, 159, 234,
 249, 250, 298, 345

= dzung guwan ; sumingguwan
 dzung du 總督 187
 dzung guwan 270
 =dzung bing guwan ; sumingguwan
 dzung šu 中書 214, 246, 256
 dzung jiyūn 中軍 39, 137, 147

E

ecike ama wang
 →人名索引参照
 ecike mergen cin wang
 →人名索引参照
 ejeku hafan 主事 (A, B) 327
 =weilei ejeku
 en gung 恩貢 (A, B) 305
 enduringge hūwangdi
 →人名索引参照
 erke wang
 →人名索引参照
 =hošoi erke cin wang

F

fu 府 (A, B) 298
 =jy fu ; jyfu
 fu ceng 府丞 149, 348
 fu dzung bing guwan 副總兵官 133
 fu hiyo šeng 附 (A, B) 附學生 304
 fu i ilhi hafan 府佐 (A, B) 303
 fu in 府尹 149
 fu ning heo 撫寧侯 (A, B) 155, 160
 fu wang
 →人名索引参照
 fujang 副將 246, 258
 =fujiyang
 fujiyang 付將 (A), 副將 (B) 11, 32,
 39, 44, 46, 49, 53, 232, 249, 250,

263, 264, 298, 342
=fujang
funde bošoku 30, 78, 90
= bošokū(2)
fuši 副使 (A, B) 345

G

genggiyen šu enduringge hūwangdi
→人名索引参照
galai ejen 75
gi ši jung 給事中 (A, B) 348
=gisurere hafan ; k'o yamun i gisurere hafan
ginggun ijishūn wang
→人名索引参照
gioi žin 举人 (A, B) 304, 306
= jioi žin
gisurere hafan 給事中 (A, B) 328, 340
= gi ši jung ; k'o yamun i gisurere hafan
giyan šeng 監生 (A, B) 306
= jiyān seng
giyai kederere hafan 142, 144
giyarime baicara baicame tuwara hafan
安 (A), 按 (B) 巡按御史 298, 301, 302, 304, 317
giyūn wang 郡王 (A, B) 295, 344, 358
=jiyūn wang
goroki be toktobure amba jiyanggiyūn
靖遠大將軍 (A, B) 345
gosin hiyoosungga, doro de akūmbuha
ginggun ijishūn eldengge hūturingga
enduringge hūwangheo
→人名索引参照
gosin onco hūwaliyasun enduringge
hūwangdi
→人名索引参照

gung 公 (A, B) 11, 15, 18, 20, 21, 29, 32, 43, 48, 52, 56, 57, 60, 67, 76, 103, 114, 115, 184, 295, 343, 358
gung šeng 貢生 (A, B) 305
gung šun heo 恭順候 (A, B) 136, 145, 155, 345
gurun be dalire gung 鎮國公 (A, B) 227, 272, 344
gurun be toktobuha amba jiyanggiyūn
定國大將軍 (A, B) 356, 359
gurun de aisilara gung 輔國公 (A, B) 72, 227, 242, 243, 244, 245, 246, 272, 344, 359
gurun i gunju 57, 64, 72
guwanglusy yamun i king 光祿寺卿 (A, B) 347
guwe dz giyan yamun i alifi tacibure hafan 國子監祭酒 (A, B) 289
gūnin ijishūn wang 懷順王
→人名索引参照
gūsai beise 固山貝子 (A, B) 241, 242, 243, 244, 245, 246, 343
gūsai ejen 固山額真 (A, B) 21, 22, 23, 30, 31, 34, 52, 56, 64, 65, 71, 83, 181, 182, 187, 230, 248, 286, 289, 290, 332, 339

H

han →人名索引参照
han i funde doro be aliha wang
→人名索引参照
han wang 漢王
→人名索引参照
hashū ergi adafi baicara amban 左僉都御史 (A, B) 344
hashū ergi ashan i amban 左侍郎 (A,

B) 288, 347, 348
 hashū ergi dudu 左都督 (A, B)
 130, 155, 322
 hashū ergi hafumbure hafan 左通政
 (A, B) 347
 =hashū ergi tung jeng
 hashū ergi šudz 左庶子 (A, B) 289
 hashū ergi tung jeng 左通政 (A, B)
 347
 =hashū ergi hafumbure hafan
 heng wang 衡王
 →人名索引参照
 heo 候 295
 hese be aliha amba coohai ejen
 →人名索引参照
 hese be aliha coohai ejen
 →人名索引参照
 hesei amban 議政大臣 102
 hioin fu 巡撫 135
 = siyūn fu ; šun fu
 hiya 蝦 (A), 侍衛 (B) 32, 63, 72, 107,
 111, 139
 hiyan 鼎 (A, B) 298
 = ji hiyun ; ji siyan ; jisuyan ; jy siyan ;
 jyhiyan
 hošoi fujin 72
 hošoi gege 64, 72
 hošoi gunju 64
 hošoi baturu cin wang
 →人名索引参照
 hošoi erke cin wang
 →人名索引参照
 hošoi fafugga cin wang
 →人名索引参照
 hošoi cin wang 和碩親王 227
 hontocho niru bošo- 87
 hoton i da 113
 hoton i dukai janggin 81, 88

horonggo enduringge hūwangdi
 →人名索引参照
 hūlara hafan 68, 69
 hūwangdi
 →人名索引参照
 hūwangdi de doro be aliha wang
 →人名索引参照
 hūwangheo
 →人名索引参照

I

ici ergi ashan i amban 右侍郎 (A, B)
 344
 ici ergi ashan i baicara amban 右副都御
 史 (A, B) 327
 ici ergi gisurere hafan 右給事中 (A, B)
 348
 icihiyakū hafan 118, 199
 icihiyara hafan 郎中 (A, B) 理事官
 95, 113, 328, 344, 347
 = lang dzung ; weile icihiyara hafan(1)
 ilan jergi jalan i janggin 三等甲喇章京
 (A, B) 110
 = jalan i janggin(2)
 ilhi jan ši 副詹事 (A, B) 290
 ing jugūn, coohai wei i jergi hafan 鎮協
 營路軍衛等官 (A, B) 298
 iogi 遊擊 (A, B) 11, 15, 32, 39, 45,
 49, 54, 138, 147, 191, 201, 232,
 246, 259, 270, 342
 ioi sy(1) 御史 221
 ioi sy(2) 有司 158, 231
 irgen kadalara hafan 有司 (A, B) 298,
 302, 316, 341

J

jai jergi jalan i janggin 二等甲喇章京 (A, B) 66, 67, 110
 =jalan i janggin(3)
 jalan i janggin(1) 21, 28, 29, 60, 61, 62, 63, 64, 104, 181, 347
 jalan i janggin(2) 66, 67, 110
 =jai jergi jalan i janggin
 jalan i janggin(3) 110
 =ilan jergi jalan i janggin
 jalan i janggin(4) 66
 =uju jergi jalan i janggin
 jalan kadala- 87
 jecen de tehe janggin 58
 jeku bošoro da 糧長 (A, B) 298
 jen fu 鎮撫 142
 jeo 州 (A, B) 298
 =ji jeo
 jeo, hiyan i doron jafaha hafasa 州縣正印官 (A, B) 303
 jeo tung 州同 41
 ji fang sy 職方司 189
 ji hiyun 知縣 (A, B) 36, 37, 44
 =hiyan ; ji siyan ; jisuyan ; jy siyan ; jyhiyan
 ji jeo 知州 (A, B) 38, 190, 248
 =jeo
 ji siyan 知縣 126, 147
 = hiyan ; ji hiyun ; jisuyan ; jy siyan ; jyhiyan
 jilakan di
 →人名索引參照
 jin sy 進士 173
 = jin ši
 jin ši 進士 (A, B) 304, 305, 306
 = jin sy

jin wang
 →人名索引參照
 jing li sy 經歷 (A, B) 經歷司 43
 jioi žin 舉人 173, 190
 = gioi žin
 jisuyan 知縣 138
 = hiyan ; ji hiyun ; ji siyan ; jyhiyan
 jiyān jiyūn doo 監軍道 (A, B) 46
 jiyān seng 監生 9, 173
 = giyan šeng
 jiyūn men 軍門 3, 40, 43, 121, 174187, 220
 jiyūn wang 郡王 (A, B) 33, 50, 55, 80, 88, 95, 107, 117, 227, 229, 230, 272
 = giyūn wang
 joriha hafan 69
 ju bu 主簿 (A, B) 43, 44
 ju jeng 主政 144
 juwan i da 十人長(A), 護軍校(B) 30, 31, 248, 267, 346, 357
 jy fu 知府 249, 263, 264
 =fu ; jyfu
 jy siyan 知縣 190, 231, 249, 263, 264
 = hiyan ; ji hiyun ; ji siyan ; jisuyan ; jyhiyan
 jyfu 知府 (A, B) 303, 345
 =fu ; jy fu
 jyhiyan 知縣 (A, B) 287, 289
 = hiyan ; ji hiyun ; ji siyan ; jy siyan ; jisuyan

K

ki gu 旗鼓 (A, B) 292
 =cigu

K

k'o jergi yamun i hashū ergi ji sy dzung
 戸科右給事中 (A, B) 戸科左給事中 164
 k'o yamun de uheri gisurere hafan 本科
 都給事中 (A, B) 289
 k'o yamun i gisurere hafan 給事中 (A,
 B) 287
 = gi ši jung ; gisurere hafan
 k'o yamun i ici ergi gisurere hafan 右給
 事中 (A, B) 289
 k'ooloo 關老 121, 174, 220

L

lang dzung 郎中 39
 =icihiyara hafan ; weile icihiyara
 hafan(1)

M

meiren i janggin(1) 梅勒章京 (A, B)
 23, 30, 62, 74, 81, 106, 107, 109,
 181, 203, 204, 205, 220, 251, 292,
 332, 351
 meiren i janggin(2) 110
 =uju jergi meiren i janggin
 mujilen bahabukū 啓心郎 63, 64, 80,
 103, 215, 289

N

nikan ilan wang 84
 niru bošo- 87
 niru i bošokū 31
 = bošokū(4)
 niru i honto ho janggin 66, 253, 254,

355

niru i janggin 牛泉章京 (A, B) 30, 31,
 59, 62, 63, 66, 67, 72, 79, 87, 94,
 110, 111, 112, 181, 186, 187, 253,
 268, 354, 357

P

ping si be 平西伯
 →人名索引参照
 ping si wang 平西王
 →人名索引参照

S

sai guwan 材官 (A, B) 45
 san ci hafan 155
 san in wang 山陰王
 →人名索引参照
 san jiyang 参将 125, 156
 = sanjiyang ; ts'anjiyang
 sanjiyang 参将 39, 45, 134, 138, 147,
 160, 187
 =san jiyang ; ts'anjiyang
 se lang 侍郎 263
 =ashan i amban ; sylang ; ši lang
 si de wang
 →人名索引参照
 siosai 秀才 71
 =šusai
 sing zin sy 行人 (A, B) 行人司 39
 siyūn fu 巡撫, 撫 (A, B) 286, 298,
 301, 304, 348
 = hioin fu : šun fu
 sojiyang wang 囊強王 (A, B) 132
 soo di wang
 →人名索引参照
 sui guwan 推官 248

sumingguwan 総兵 (A, B) 総兵官 11, 15

=dzung bing guwan ; dzung guwan

sy 司 (A, B) 298

=ioi sy(2)

sylang 侍郎 (A, B) 127

=ashan i amban ; se lang ; ši lang

Š

šan ling wang

→人名索引参照

še jeng wang

→人名索引参照

ši lang 侍郎 (A, B) 347

=ashan i amban ; se lang ; sylang

šidz 世子 (A, B) 332

šoo guwan 学正 (A, B) 38

šubei 守備 (A, B) 37, 39, 45, 46, 125, 190, 271

šuben 吏, 書吏 (A, B) 書弁 215, 246, 298

šun bu ti du 巡捕提督 143

šun fu 巡撫 158, 164

= hioin fu : siyūn fu

šusai 士, 生, 生員 (A, B) 秀才, 生員 40, 66, 173, 182, 188, 192, 202, 305, 306

=siosai

T

taicansy yamun i boši 太常寺博士 (A, B) 287

taicansy yamun i sirame hafan 太常寺寺丞 (A, B) 278

tacikū baita be kadalara dooli 提調学政 (A, B) 328

tacikū baita be kadalara hafan 提学官 (A, B) 305

tai pu sy yamun de aliha hafan 太僕寺卿 (A, B) 348

tai pu sy yamun i šoo king 太僕寺小卿 (A, B) 348

taidz

→人名索引参照

taidz 太子 31, 46, 50

→人名索引 taidz ju sy joo 参照

taidz taiboo 太子太保 (A, B) 322

taidz taifu 太子太傅 (A, B) 286

taidzu

→人名索引参照

taidzung

→人名索引参照

taigiyan 內監 (A, B) 340, 341, 342

taiheo

→人名索引参照

tiyan jin i dzungdu 天津總督 (A, B) 322

tu i janggin 轟章京 (A), 護軍統領 (B) 20, 21, 28, 32, 33, 48, 52, 61, 67, 79, 118, 181, 205, 332

tung jeng ši 通政使 (A, B) 344, 347

tung pan 通判 234, 248

tungse 通事 (A, B) 298

TS'

ts'an i hafan 參議 (A, B) 348

ts'an jeng hafan 參政 (A, B) 344, 345, 348, 357

ts'anjiyang 參將 143

= san jiyang ; sanjiyang

U

u ging boši 五經博士 (A, B) 286

uheri be baicara jurgan i ici ergi ciyan du
ioi sy 都察院左僉都御史 157
uju jergi jalan i janggin 66
= jalan i janggin(4)
uju jergi meiren i janggin 一等梅勒章京
(A, B) 110
= meiren i janggin(2)
unggu mafa ba badarabuha wang
→人名索引参照
untuhun hontocho niru bošo- 87
unthun jalan kadala- 87
unthun niru bošo- 87
uyuci wang
→人名索引参照

W

wargi be dailara ciyan jiyangjiyūn 130
wargi be necihiyara be
→人名索引参照
wargi be necihiyere wang
→人名索引参照
wailan 胥, 吏, 官弁 (A, B) 外郎
173, 175, 269, 298, 305, 329
weilei ejeku hafan 主事官 62, 94, 95,
254, 268
=ejeku hafan
weile ichiyara hafan(1) 侍郎 (A, B) 理
事官 62, 64, 87, 269
=icihiyara hafan ; lang dzung
weile ichiyara hafan(2) 弁事官 (A, B)
306

Y

yan šeng gung 衍聖公 (A, B) 286, 287
ye bu šeo 夜不収 (A, B) 298
yun pan 通判 190

yun sy 運司 190

Ž

žin i wang 仁義王
→人名索引参照

付 録

年 表

年 表 (順治元年：1644年)

○：『内国史院檔』に書かれた出来事 ◇：『内国史院檔』に書かれていない出来事

月	日	出来事
1	1：庚寅	◇李自成（流賊）、西安で皇帝を称する。国号は大順、年号は永昌。
3	19：丁未	◇李自成、北京（京師・燕京）を陥す。明朝の崇禎帝・皇后ら自縊。
4	1：戊午	◇肅親王ホーゲ、失脚。
	2：己未	◇饒餘ペイレのアバタイ、多羅饒餘郡王に晋爵。
	4：辛酉	◇大学士范文程、摂政和碩睿親王ドルゴンに燕京入りを献策。
	7：甲子	◇清朝、摂政和碩睿親王ドルゴンに清軍を委ねて明朝討伐を決め、太祖・太宗に祭告。
	8：乙丑	◇順治帝、盛京（ムクデン）の篤恭殿（今の大政殿）で摂政和碩睿親王ドルゴンに清軍を率いるための勅印を賜う。
	9：丙寅	○摂政和碩睿親王ドルゴン、文武の衆官（◇武英郡王アジゲ・恭順王孔有徳・懷順王耿仲明・智順王尚可喜・多羅ペイレのロロホン・固山ペイセのニカン・同ボロ・輔国公マンダハイ・同ダウンチケ・同ボホト・同ホト・続順公沈志祥・朝鮮世子李滄、及び八旗グサ=エジェン・メイレン=ジャンギンら）を連れて堂子に行礼。清軍を率いて盛京を出発し、TOKTOBURE 丘に宿営。
	10：丁卯	○清軍、遼河に宿営。 ◇呉三桂、山海関で大順軍を襲撃し、故明朝の復讐を明らかにする。
	11：戊辰	○清軍、ヤンシムに宿営。
	12：己巳	○清軍、ジャンゴタイロに宿営。

年 表

	<p>13 : 庚午</p> <p>14 : 辛未</p> <p>15 : 壬申</p> <p>16 : 癸酉</p> <p>17 : 甲戌</p> <p>18 : 乙亥</p> <p>19 : 丙子</p>	<p>◇李自成、山海関への親征を決める。</p> <p>○清軍、遼陽の河に宿営。</p> <p>○摂政和碩睿親王ドルゴン、洪承疇と張文衡の献策をうける。</p> <p>○李自成、兵二十万を率いて呉三桂討伐に親征。</p> <p>○清軍、JUSO に宿営。</p> <p>○清軍、翁後に宿営。</p> <p>○摂政和碩睿親王ドルゴン、故明朝の平西伯呉三桂からの使者（楊申・郭雲龍）より「李自成討伐の援軍要請」の書を受け取る。書を読み終わり、ジャンバとライグンを錦州に派遣し、ウジェン=チョーハ（後年の漢語名称は八旗漢軍）に紅夷砲を携えて山海関に向かわせることを命じる。</p> <p>○清軍、山海関に向けて進軍を開始し、Sira tala（西拉塔拉）に宿営。</p> <p>○摂政和碩睿親王ドルゴン、呉三桂からの使者郭雲龍に「投降を歓迎する」返書を持たせて帰す。</p> <p>○清軍、団山堡に宿営。</p> <p>◇李自成が率いる大順軍、永平に到着。</p> <p>○清軍、JI JIAPU に宿営。</p> <p>○李自成、呉三桂に降伏を勧める使者を派遣するが降伏せず。</p> <p>◇李自成が率いる大順軍、山海関に向けて進発する。</p> <p>○清軍、女兒河に宿営。</p> <p>○李自成が率いる大順軍、山海関に到着。</p> <p>◇李自成、山海関城を三方から包囲。騎兵二万に命じて山海関西の一片石から外に出させ、呉三桂のいる関城と山海関周囲の護城との連絡遮断をはかる。</p>
--	--	---

年 表

20 : 丁丑	<p>○清軍、連山に設営。</p> <p>○摂政和碩睿親王ドルゴン、呉三桂からの使者（郭雲龍・孫文煥）より「李自成軍の情勢と献策」の書を受け取る。読んだあと夜通し進軍、寧遠を通過して沙河に宿営。</p>
21 : 戊寅	<p>○清軍、LI HIYASANTAI に宿営。</p> <p>○摂政和碩睿親王ドルゴン、呉三桂の哨探の者から報告を受けて兵を派遣、辺境外の大順軍唐通が率いる数百騎と交戦して撃破、二人を捕らえる。</p>
22 : 己卯	<p>○清軍、山海関に到着し入城。</p> <p>○摂政和碩睿親王ドルゴン、呉三桂と包見の礼をおこなう。</p> <p>○ドルゴン、呉三桂の兵丁に同士討ちを防ぐため白い布を方に結ばせる。</p> <p>○清軍と呉三桂軍、李自成が率いる大順軍を撃破（一片石の戦い）、李自成は逃亡。</p> <p>○清軍、山海関に宿営。</p>
23 : 庚辰	<p>○清軍、北山の麓に宿営。</p> <p>○李自成から呉三桂へ投降を勧めに来た使者王則堯、清軍の手で殺される。</p> <p>○呉三桂、改めて山海関の城門を開いて民を率いて清朝に投降、平西王に授爵される。</p> <p>○呉三桂の兵丁、薙髪する。</p> <p>○ドルゴン、呉三桂に兵一万を付け李自成一追撃させる。また故明朝領の官・兵・民に向けて告示を伝え、清軍の将兵に向けて略奪を禁じた命令を出す。</p> <p>○告示を見た故明朝の多くの民、薙髪して清軍を迎える。</p>
24 : 辛巳	<p>○清軍、新河驛に宿営。</p>

年 表

	<p>25 : 壬午</p> <p>26 : 癸未</p> <p>27 : 甲申</p> <p>28 : 乙酉</p> <p>29 : 丙戌</p>	<p>○ドルゴン、山海関での捷報を盛京に報告するための使者（ジャンバ）を派遣。</p> <p>○撫寧県（知県侯益光ら）、民を率いて城の五里先で清軍に投降。</p> <p>○摂政和碩睿親王ドルゴン、知県に命じて民に薙髪させる。</p> <p>○清軍、撫寧県に宿営。</p> <p>○清軍、昌黎県に宿営。</p> <p>○昌黎県（知県徐可大ら）、みな薙髪し官・民を率いて清軍に投降。</p> <p>◇李自成、北京に帰還するが呉三桂軍が迫るのを聞き、呉三桂の父呉襄と家口三十八人を殺害。</p> <p>○清軍、灤州河に宿営。</p> <p>○灤州（学正孫維寧ら）、みな薙髪し民を率いて清軍に投降。</p> <p>○辺牆沿いの城の官ら、薙髪して清軍に投降。</p> <p>○清軍、開平衛に宿営。</p> <p>○開平衛（指揮司陳仁重ら）、薙髪し衆を率いて清軍に投降。</p> <p>○摂政和碩睿親王ドルゴン、辺牆沿いの城と山西・陝西の各城（山西・陝西には洪承疇の書を添付）に「李自成追討」の書を、遵化都堂に「薙髪して投降を勧める」書を送る。</p> <p>◇李自成が敗れたことを知った故明朝の各勢力、反攻に転じはじめる。</p> <p>○清軍、玉田県に宿営。</p> <p>○豊潤県（経歴司張彦ら）、薙髪して清軍に投降。</p> <p>○玉田県（都司ら）、清軍に投降。</p> <p>◇李自成、武英殿で即位式をおこなうが、夜半過ぎに全軍を率いて北京を棄</p>
--	--	--

年 表

	30 : 丁亥	<p>て西へ向かう。その際、宮殿が炎上。</p> <p>○清軍、公羅店に宿営。</p> <p>○李自成に従っていた豊潤・遵化・薊州・通州の各官ら、清軍に投降。</p> <p>○摂政和碩睿親王ドルゴン、新たな李自成追撃軍を派遣する。</p> <p>○薊州（監軍道李永昌ら）・遵化（間散総兵官唐鈺ら）、清軍に投降。</p>
5	<p>1 : 戊子</p> <p>2 : 己丑</p> <p>3 : 庚寅</p> <p>5 : 壬辰</p> <p>9 : 丙申</p> <p>11 : 戊戌</p> <p>12 : 己亥</p>	<p>○順治帝、朝鮮国王に「山海関での捷報」を伝える。</p> <p>○順治帝、理藩院・外藩の王らに「山海関での捷報」を伝える。</p> <p>◇摂政和碩睿親王ドルゴン、通州に到着。</p> <p>◇通州の知州、民を率いて投降、薙髪を命じられる。</p> <p>◇清軍、北京入城。</p> <p>○正紅の包衣 NIOROGAN の告発案件。</p> <p>○鑲白の覺羅 HONIN の審理案件。</p> <p>○正黄の UNGGADAI の審理案件。</p> <p>◇薙髪令を下す (24 日撤回)。</p> <p>◇馬士英・史可法、南京で福王朱由崧を監国に奉じる (南明政権の始まり)。</p> <p>○黒龍江地方よりオロセチェンとバドゥリが盛京に帰還。</p> <p>○ショセ=アゲと正藍のフィヤングの娘との婚礼。</p> <p>○東路よりシャルグダが盛京に帰還。</p> <p>◇呉三桂と黎玉田の追撃軍、真定で李自成が率いる大順軍を撃破。</p> <p>○昭陵の月祭で行礼。</p> <p>◇摂政和碩睿親王ドルゴン、北京内城の住民を外城に移す。</p> <p>○摂政和碩睿親王ドルゴンが派遣した使者 (イエヘイとシンタイ)、盛京に到</p>

年 表

		<p>着し「北京占領の捷報」を伝える。</p> <p>◇呉三桂および清諸王・貝勒らの李自成追討軍、固関で追撃を完了。</p> <p>14：辛丑 ○六部のジャンギンらを考査。</p> <p>○モーハイの承襲案件。</p> <p>15：壬寅 ○順治帝、燕京の平定を天に報告し行礼。</p> <p>◇福王朱由崧、南京で南明諸臣に推戴されて即位（弘光元年）。</p> <p>16：癸卯 ○順治帝、朝鮮国王李倧に「燕京占領の捷報」を伝える。</p> <p>○順治帝、理藩院・外藩の王らに「燕京占領の捷報」を伝える。</p> <p>17：甲辰 ○昭陵寢殿内の宝座告成。</p> <p>18：乙巳 ○順治帝、摂政和碩睿親王ドルゴンに「燕京平定を喜ぶ」書を送る。</p> <p>20：丁未 ○オロセチェンの審理案件。</p> <p>○シャルグダの審理案件。</p> <p>○ライサン捕縛の審理案件。</p> <p>○多羅饒餘郡王アバタイの審理案件。</p> <p>○イリブの告発案件。</p> <p>23：庚戌 ○摂政和碩睿親王ドルゴンが派遣した使者（ドゥンガリとスパイ）、盛京に到着し「李自成の追討完了」を伝える。</p> <p>24：辛亥 ◇摂政和碩睿親王ドルゴン、薙髮令を撤回。</p> <p>27：甲寅 ◇摂政和碩睿親王ドルゴン、北京の武英殿に入る。</p>
6	1：丁巳	<p>○鑲藍の大凌河の陳大典の承襲案件。</p> <p>○正藍のイリブの官缺案件。</p> <p>○シャヌカの官缺案件。</p>

年 表

	<p>○ソダンの官缺案件。</p> <p>○興京（イエンデン）城のフシタとオニランの案件。</p> <p>○黒龍江から帰還したオロセチェンとバドゥリの獲得物報告。</p> <p>○東路から帰還したシャルフダの獲得物報告。</p> <p>○黒龍江・東路など従軍者らへの賞賜。</p> <p>○黒龍江から帰還したオロセチェンとバドゥリの俘虜報告と八家均分。</p> <p>○東路から帰還したシャルフダの俘虜報告と八家均分。</p> <p>○摂政和碩睿親王ドルゴン、戦乱時に明朝領に逃げた満洲人・モンゴル人に戻ってくるよう布告する。</p> <p>◇洪承畴に太子太保・兵部尚書兼都察院右副都禦史の原銜を与え、内院の職務の補助を命じる。</p>
2 : 戊午	○大学士馮銓・軍門洪承畴、用人と政務について献策。
3 : 己未	○鑲藍のジュルヤイの告発案件。
	○アンガダイの審理案件。
	○ブヤンの審理案件。
	○セレンの上奏と審理案件。
4 : 庚辰	○土寇関連の案件四つ。
	○戸部兼工部侍郎王鰲永に山東・河南の招撫を命じる。
5 : 辛酉	○ドゥンガライとスパイらに下賜。
6 : 壬戌	○故明朝の大同総兵官姜瓖、清朝に帰順。
	○故明朝の大同東路副総兵官王大業、清朝に帰順。
	○涿州等処の参将JU WAN CIに諭旨。

年 表

7 : 癸亥	○滄州（城の富者ら）、清軍に投降。
8 : 甲子	◇旧明宗室の朱帥欽、清朝に帰順。
10 : 丙寅	○山西に向かう恭順公呉惟華に諭旨。 ○摂政和碩睿親王ドルゴン、盛京の順治帝から遣わされた侍衛 BATAI らに上奏文を持たせる。 ○摂政和碩睿親王ドルゴン、摂政和碩鄭親王ジルガランに盛京での審理に関する書を送る。 ○摂政和碩睿親王ドルゴン、北京と河北の民に税・差役減免をおこなう。 ○燕山左衛鎮撫 LI JI DZU、北京の街の治安について献策。 ○山西に向かう恭順公呉惟華に諭旨（この日2度目）。 ○順天府府丞張若麒、北京の街の治安について献策。
11 : 丁卯	○摂政和碩睿親王ドルゴンが派遣した使者（アハニカン・ウバイ）、盛京に到着し、順治帝に「燕京遷都」を求める。 ○左都督恭順侯呉惟華の SAN CI 官呉惟莊、江南方面攻略について献策。
13 : 己巳	○宣府巡撫の都察院右僉都御史の李鑑に諭旨。 ○摂政和碩睿親王ドルゴン、淮揚の撫寧侯朱国弼に帰順を勧める。 ○摂政和碩睿親王ドルゴン、通州兵備道に指示。 ○戸科左給事中劉昌、太平の世に向けて献策。
14 : 庚午	○太白星、酉刻に西南より東北に白い筋を見せる。 ○摂政和碩睿親王ドルゴン、大学士馮銓・軍門洪承畴に同月二日の返答。
15 : 辛未	◇摂政和碩睿親王ドルゴン、河北・河南および江淮の故明朝の勲旧大臣・文武官と民に清への投降を促す。

年 表

16 : 壬申	◇摂政和碩睿親王ドルゴン、入関後はじめて孔子を祭る。
17 : 癸酉	○摂政和碩睿親王ドルゴン、流賊のため路頭に迷う人を養うよう礼部に指示。
19 : 乙亥	○盛京の北の仏塔完成。
20 : 丙子	○摂政和碩睿親王ドルゴン、清朝に任用した部院の官らに訓示。 ○順天府等処監察御史柳寅東、漢地攻略について献策。
21 : 丁丑	○ジャヤハージェンの承襲案件。 ○ABDAI の承襲案件。 ○趙万璧の承襲案件。 ○FANG DE ŠENG の承襲案件。 ○丘国玉の承襲案件。 ○OIOI TIYAN CENG の承襲案件。
22 : 戊寅	○摂政和碩睿親王ドルゴンが派遣した使者（チョクトイ・パタイ・ブルカイ）、盛京に到着し「燕京周辺の平定地域」を伝える。 ○盛京の東の仏塔完成。 ○摂政和碩睿親王ドルゴン、故明朝の皇帝らに王朝交替を告げる。
24 : 庚辰	○順治帝、摂政和碩鄭親王らに蟒綬を賞賜。
25 : 辛巳	○盛京の南の仏塔完成。 ○順治帝、使者（内閣学士ライグン）を北京のドルゴンのもとに派遣し、故明朝領でのすべての雑税を廃するよう指示。 ○外藩の和碩ムジェン額駙の審理案件。 ○NOMUTU らの審理案件。 ○覺羅バハナ佐領の審理案件。

年 表

<p>26 : 壬午</p>	<p>◇清朝、燕京に遷都を決める。</p> <p>○右翼の八旗兵、真定府で土寇を破る。</p> <p>○北京城奪取と流賊撃破の喜ぶ礼で官兵に賞賜。</p> <p>○摂政和碩睿親王ドルゴン、南京の陳洪範に帰順を勧める。</p>
<p>27 : 癸未</p>	<p>○鑲藍のアジゲの告発案件。</p> <p>○鑲藍のイエンゲネの審理案件。</p> <p>○鎮国公アイドゥリの審理案件。</p>
<p>28 : 甲申</p>	<p>○盛京の西の仏塔完成。</p>
<p>29 : 乙酉</p>	<p>○宝位斎戒のための上奏文（トゥライとアジゲニカン）届く。</p> <p>○バンバイとトゥンバイ、派遣された朝鮮国王のもとより戻る。</p> <p>○正黄の李都の審理案件。</p> <p>○鑲黄の郭紀元の審理案件。</p> <p>○外藩のダイチン=ダルハンの審理案件。</p> <p>○山東省に出征した武臣（◇ノハナと石庭柱）の戦況報告。</p> <p>○六月七日の滄州入城の報告。</p> <p>○德州への官員派遣と朱帥欽の投降。</p> <p>○臨清兵部職方司 LING JUNG に告示を持たせる。</p> <p>○滄州の官缺案件。</p> <p>○東光県の官缺案件。</p> <p>○河間府の官缺案件。</p> <p>○南皮県の官缺案件。</p> <p>○德州と臨清・東昌府・兗州府の統治指示。</p>

年 表

		<p>○濟南府・青州府・萊州府・登州府への投降勧告。</p> <p>○武定府・濱州への投降勧告。</p> <p>○PAN 家荘の土寇案件。</p> <p>○霸州の土寇案件。</p> <p>○任丘県南張荘の土寇案件。</p>
7	<p>12 : 丁酉</p> <p>14 : 己亥</p> <p>15 : 庚子</p> <p>18 : 癸卯</p> <p>20 : 乙巳</p> <p>27 : 壬子</p>	<p>○北京遷都後の指示と山東・山西などの統治報告。</p> <p>◇摂政和碩睿親王ドルゴン、逆賊討伐中のため冠服の礼については暫時明式を用いることを指示。</p> <p>○祖先を祭る。</p> <p>◇摂政和碩睿親王ドルゴン、刑罰の簡略化と賦税の軽減を指示。</p> <p>○摂政和碩睿親王ドルゴン、摂政和碩鄭親王ジルガランに祖先を賞するよう指示。</p> <p>○李伯龍による人材推薦。</p> <p>○摂政和碩鄭親王ジルガランが李伯龍の推薦した人材について指示。</p> <p>○順治帝の使者（ギサン）、北京に遣わされる。</p> <p>○遷都後の旗人の北京移動に関する指示。</p> <p>○遷都後の夫人や旗人の妻らの北京移動に関する指示。</p> <p>◇摂政和碩睿親王ドルゴン、史可法に帰順を勧める。</p>
8	<p>1 : 丙辰</p> <p>14 : 己巳</p> <p>20 : 乙亥</p>	<p>◇日食あり。</p> <p>◇摂政和碩睿親王ドルゴン、在京文武官員の俸禄を定める。</p> <p>◇順治帝、北京遷都のため盛京を出発。</p>
9	12 : 丁酉	◇順治帝、永平府に到着。

年 表

	18 : 癸卯	◇順治帝、通州に到着。摂政和碩睿親王ドルゴンは諸王公と文武官員らを率いて出迎える。
	19 : 甲辰	◇順治帝、北京に到着し正陽門より入城。
10	1 : 乙卯	○順治帝、(◇天壇で)改めて即位。国名はそのまま大清、年号はそのまま順治元年。 ○グサ=エジェンのアサンを遣わして社稷に祭告。 ○グサ=エジェンの宗室バイントウを遣わして太廟に祭告。 ○摂政和碩睿親王ドルゴン、衆王ら・衆文武官らを率いて表文を上奏。 ◇順治二年の時憲曆を頒布。
	2 : 丙辰	◇孔子六十五代の子孫孔胤植をそのまま衍聖公に封じる等の案件。 ◇戸科給事中郝傑、順治帝の教育について献策。 ◇戸部左侍郎鄧常春の官缺案件。
	3 : 丁巳	○摂政和碩睿親王ドルゴンの功名を表彰する碑を作成させる。
	4 : 戊午	○太祖・太后・太宗の宝印・宝冊などを作らせる。 ○王への越訴を禁じる。 ◇左庶子李若琳の官缺案件。 ◇故明朝の大理寺卿張三謨の官缺案件。 ◇戸科給事中馮杰の官缺案件。 ◇遵化県知県廖攀龍の官缺案件。
	7 : 辛酉	○天壇で祭告。太宗の諡号と廟号を贈る。 ○地壇で祭告。 ○社稷で祭告。

年 表

	<p>○太廟で祭告。</p> <p>○太宗に祭告。</p>
8 : 壬戌	<p>◇ホトラによる山東青州府の戦況報告。</p>
9 : 癸亥	<p>○馮閣老・謝閣老に賞賜。</p> <p>○ホトラによる山東青州府の戦況報告の詳報。</p> <p>○江西監察御史黄昌胤の官缺案件。</p>
10 : 甲子	<p>○大廟で祭告。</p> <p>○和碩睿親王ドルゴンを加封（皇叔父摂政王）。</p> <p>◇順治帝、皇極門で即位詔書を頒布。</p> <p>◇天津総督駱養性の官缺案件。</p>
11 : 乙丑	<p>◇霧が立ちこめる。</p> <p>◇都察院副理事雷興の官缺案件。</p>
12 : 丙寅	<p>◇工部主事于連躍らの官缺案件。</p> <p>◇工科給事中朱鼎藩、綱紀を正すことを献策。</p>
13 : 丁卯	<p>○戸部 WANG SY LANU の賞賜案件。</p> <p>○摂政和碩鄭親王ジルガランを加封（信義叔父輔政王）。</p> <p>○多羅英郡王アジゲを加封（多羅英親王）。</p> <p>○山西省南部に進軍したグサ=エジエンのイエチェンらの戦況報告（附：太原府での獲得物報告。太原府の晋王の家の消息報告。潞安府の馮聖兆のこと）。</p> <p>○和碩豫郡王ドドを加封（和碩豫親王）。</p> <p>○和碩肅親王ホーゲを加封（閑散より復帰）。</p> <p>○多羅ペイレのホホロンを加封（多羅衍禧郡王）。</p>

年 表

	<p>○ショセを加封 (多羅承澤郡王)。</p> <p>○平西伯吳三桂を加封 (平西王)。</p>
14 : 戊辰	◇戸科給事中郝傑、太監について献策。
15 : 己巳	○LI ŠEO FU の消息報告。
17 : 辛未	○グサ=ベイセのニカンを加封 (多羅ベイレ)。 <p>○グサ=ベイセのボロを加封 (多羅ベイレ)</p> <p>○輔国公マンダハイを加封 (グサ=ベイセ)。</p> <p>○輔国公トゥンチを加封 (グサ=ベイセ)。</p> <p>○輔国公ボホトを加封 (グサ=ベイセ)。</p> <p>○輔国公トゥンチカを加封 (グサ=ベイセ)。</p> <p>○輔国公ホトを加封 (グサ=ベイセ)。</p> <p>○輔国公シャンシャンを加封 (グサ=ベイセ)。</p> <p>○副将劉大受らの入旗 (◇実録では 15 日)。</p> <p>◇諸王らの俸禄を定める。</p>
18 : 壬申	○和碩豫親王トドに同行する官員に賞賜。 <p>◇帰化城トゥメトのグルゲらが送った賦について。</p> <p>◇通政使司王公弼らの官缺案件。</p> <p>◇山東濟南道僉事王標らの官缺案件。</p> <p>◇故明朝の淮海道副使張士第の官缺案件。</p> <p>◇招撫山西恭順侯吳惟華の官缺・承襲案件。</p>
19 : 癸酉	○和碩英親王アジゲ、靖遠大將軍として李自成討伐に出征。
20 : 甲戌	○山西省南部に進軍したグサ=エジェンのイエチェンらの戦況報告。

年 表

	<p>◇正紅旗滿洲アジハイらの官缺案件。</p> <p>◇キライらの官缺案件。</p> <p>◇故明朝の侍郎謝啓光の官缺案件。</p> <p>◇内衙門理事官于変龍の官缺案件。</p>
21 : 乙亥	<p>○メイレン=ジャンギンのホトらの戦況報告。</p> <p>◇刑部左侍郎党崇雅、重罪犯の扱いについての献策。</p>
22 : 丙子	<p>○南京の陳洪範より送って来たもの。</p> <p>○白身ダライの承襲案件。</p> <p>○白身エグデイの承襲案件。</p> <p>○白身バンジャイの承襲案件。</p> <p>○和碩睿親王ドルゴン、兵部とホトラに指示 (21 日の返事)。</p> <p>○和碩睿親王ドルゴン、兵部と盛京城を守備するホロホイらに指示。</p> <p>◇河南巡撫羅縉錦の戦況報告。</p>
23 : 丁丑	<p>○和碩英親王アジゲに同行する官員に賞賜。</p>
24 : 戊寅	<p>○和碩睿親王ドルゴン、告発と逃人の処理について布告。</p> <p>○和碩睿親王ドルゴンの冠服などを定める。</p> <p>○副将劉大受らに賞賜。</p> <p>○和碩睿親王ドルゴン、戸部と衆官民に布告し、旗人による漢人商人からの収奪を禁止。</p> <p>◇河南・南京・浙江・江西・湖広の文武官兵民に檄文。</p> <p>◇ダライらの承襲案件。</p>
25 : 己卯	<p>○順治帝、太宗に尊号を捧げる。</p>

年 表

	<p>○(◇馮銓らによる)順治帝即位の儀礼に関する上奏(◇実録では9月25日)。</p> <p>○ホトラによる青洲府の戦後処理に関する報告。</p> <p>○和碩豫親王トド、定国大將軍として南京に出征。</p>
26 : 庚辰	<p>◇工部啓心郎王来用らの官缺案件。</p>
27 : 辛巳	<p>○ノムトゥ=ウェイジンの承襲案件 (◇実録では26日)。</p> <p>○ノムトゥ=ウェイジンの子ボロイに下旨。</p> <p>○GEBAKŪ の帰順。</p>
28 : 壬午	<p>○内三院の官員による銀や緞子の持ち出しに関する事務。</p> <p>○山海関から送った馬匹に関する事務。</p>
29 : 癸未	<p>○地方の各城の官員たちの順治帝即位を祝賀する上表。</p> <p>○任務にあたる遊撃 LIO FANG SING らの戸に銀を送る。</p>
30 : 甲申	<p>○親王・郡王らの冠服などを定める。</p>

訳編者略歴

綿貫哲郎 (WATANUKI Tetsuro)

1970年生まれ。印刷関連会社勤務を経て、2004年3月、日本大学大学院文学研究科東洋史学専攻博士後期課程満期退学。博士（文学）。東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所短期滞在型研究員を経て、現在、日本大学・明治学院大学・文教大学・ノースアジア大学・創価大学・青山学院大学・法政大学・東京慈恵会医科大学・高知大学非常勤講師。専門は清朝史・満族史・八旗制（特に八旗漢軍）。著作に「孫可望及其家族」（『満語研究』2020年第2号、2020年）、「加藤直人先生の業績を振り返る」（『史叢』第104号、2021年）、『内国史院檔：順治元年I』（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、2022年）など。

児倉徳和 (KOGURA Norikazu)

1978年生まれ。2010年9月、東京大学大学院人文社会系研究科基礎文化研究専攻博士課程満期退学。博士（文学）。東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所（AA研）特任研究員、日本学術振興会特別研究員、AA研助教を経て、2018年4月よりAA研准教授。専門は言語学（シベ[錫伯]語、モダリティ研究）。著作に『シベ語のモダリティの研究』（勉誠出版、2018年。第46回金田一京助博士記念賞受賞）、『内国史院檔：順治元年I』（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、2022年）、「On the Verbal Suffix *-maye* in Sibe: The Development of Its Morphophonology and Language Contact」（Elisabetta Ragagnin・Bayarma Khabtagaeva 編）”*Endangered Languages of Northeast Asia*” Leiden, Boston: Brill 所収、2022年）など。

加藤基嗣 (KATO Mototsugu)

1975年生まれ。2009年3月、一橋大学大学院社会学研究科総合社会科学専攻博士後期課程満期退学。修士（社会学）。現在、海陽中等教育学校専任教員。専門は明清教育史。著作に『内国史院檔：順治元年I』（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、2022年）。

相原佳之 (AIHARA Yoshiyuki)

1974 年生まれ。2006 年 3 月、東京大学大学院人文社会研究科アジア文化研究専攻博士課程満期退学。博士 (文学)。現在、公益財団法人東洋文庫研究員。専門は明清中国環境史。著作に「山野如何提供人間的生存資源? : 以《刑科題本》為中心的研究」(杜正貞・佐藤仁史 [主編]『山林、山民与山村: 中国東南山区的歴史研究』浙江大学出版社、2020 年)、「清朝～中華民国期における植林の奨励と民衆の林野利用」(松沢裕作 [編]『森林と権力の比較史』勉誠出版、2019 年)、『内国史院檔: 順治元年 I』(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、2022 年)、『嘉慶維新研究: 嘉慶四 (1799) 年上諭訳注』(汲古書院、2023 年。村上正和・豊岡康史・柳静我・李侑儒と共編) など。

高井秀招 (TAKAI Hideaki)

1976 年生まれ。2012 年 3 月、国土舘大学大学院人文科学研究科東洋史学専攻博士後期課程単位取得満期退学。修士 (人文科学)。専門は清朝史・八旗制 (特に官僚制・繙譯科挙)。著作に『内国史院檔: 順治元年 I』(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、2022 年)。現在、株式会社春恒社 (学会事務・運営・会誌編集・システム等) 勤務。

半田真士 (HANDA Shinji)

1995 年生まれ。2018 年 3 月、筑波大学人文学類卒業。現在、同大学院人文社会科学研究科歴史・人類学専攻一貫制博士課程在学。修士 (文学)。専門は清朝史 (特に太宗・世祖期の官員人事)。著作に「清初太宗期における漢人知識人の従属化過程: 考試と推薦による文官登用政策を中心として」(『満族史研究』第 19 号、2020 年)、『内国史院檔: 順治元年 I』(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、2022 年)。

神谷秀二 (KAMIYA Shuji)

1985 年生まれ。2019 年 9 月、早稲田大学大学院文学研究科人文科学専攻東洋史学コース博士後期課程満期退学。修士 (文学)。大連民族大学外籍教師を経て、現在、フリーランス翻訳者。専門は清朝史・満族史・官制。著作に「清初における品級・昇転の変化」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第 4 分冊、第 61 輯、2015 年)、『内国史院檔：順治元年 I』(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、2022 年)。


池田修太郎 (IKEDA Shutaro)

1989 年生まれ。2022 年 3 月、立命館大学大学院文学研究科人文学専攻東洋史学専修博士課程後期課程修了。現在、立命館大学 BKC 社系研究機構客員研究員。博士 (文学)。専門は清朝政治史。著作に「康熙年間の年羹堯：行政改革の面を中心に」(『立命館東洋史學』第 36 号、2013 年)、「「西廬の役」がもたらしたもの：清朝の打箭爐支配成立の一側面」(『立命館東洋史學』第 43 号、2020 年)、『内国史院檔：順治元年 I』(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、2022 年) など。

内 国 史 院 檔 順治元年 I・II 合冊本
(附：順治満文実録・元年十月)

2023年3月31日 発行

訳 編 者 満文講読会
綿貫哲郎・児倉徳和・加藤基嗣・相原
佳之・高井秀招・半田真士・神谷秀二・
池田修太郎

発 行 者 東京都府中市朝日町 3-11-1
東京外国語大学アジア・
アフリカ言語文化研究所 
所 長 星 泉
Research Institute for
Languages and Cultures of
Asia and Africa

印 刷 所 〒135-0007 東京都江東区新大橋 1-5-4
永谷ビル
日本ルート印刷出版株式会社

ISBN: 978-4-86337-399-0

© 2023 Manchu Archives Research Group: WATANUKI Tetsuro,
KOGURA Norikazu, KATO Mototsugu, AIHARA Yoshiyuki, TAKAI
Hideaki, HANDA Shinji, KAMIYA Shuji and IKEDA Shutaro

山海關
三ノノノノ



秦皇島

金山嘴



ILCAA
Research Institute for
Languages and Cultures of
Asia and Africa

山海關